令和３年度老人保健健康増進等事業

高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業

報告書

令和４年（2022 年）３月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

はじめに

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法という）に基づいて、毎年実施されている厚生労働省の調査によると、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待のいずれも、通報件数は増加及び高止まりの傾向にある。高齢者が他者から不当に権利利益を侵害されることはあってはならないことであり、虐待が深刻な状況になっていない段階で早期に発見し、虐待が起こっている期間を短くするための介入を行い、虐待が再発しない対策を実施するとともに、未然に防止するための体制整備を図っていく必要がある。

こうした状況を踏まえ、国は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和３年１月２９日、厚生労働省告示第２９号）において、第８期の市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の策定のための基本的事項として、「高齢者虐待の防止等」を定め、広報啓発、ネットワーク構築、行政機関連携、相談支援の体制整備を行うことを求めている。また、「令和４年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」においては、高齢者虐待防止にかかる体制整備の検討・取組の実施、取組内容の改善・見直しを PDCA サイクルで実施することが評価項目として追加されるなど、市町村及び都道府県の虐待防止にかかる体制整備を進めることを促してきた。

一方、実際に、市町村や都道府県が介護保険事業（支援）計画にどのように高齢者虐待防止等に関する体制整備を位置づけているのかといった実態や、検討、取組の実施、改善・見直しのサイクルをどのように展開していけばよいのかといった方法は明確になっているとはいえない現状にある。

そこで、令和３年度老人保健健康増進等事業「高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業」では、介護保険事業（支援）計画等における高齢者虐待等を防止するための体制整備について、セルフ・ネグレクト等の高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害、高齢者虐待防止法 27 条において虐待としての対応が求められる消費者被害の体制整備についても対象に加え、その実態を机上、アンケート、ヒアリングにより明らかにするとともに、その結果から得られた知見に基づいて、今後の対応策を検討した。

本研究事業の成果が、次期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた国の施策の基礎資料として、また市区町村・都道府県の虐待防止、さらには権利擁護支援体制の整備に資することができれば幸いです。

令和４年３月

同志社大学　社会学部
永田　祐

エグゼクティブサマリ

背景と問題意識

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に高齢者虐待の防止等の計画策定が義務づけられているが、その実態は把握されていない。また、令和 4 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に高齢者虐待防止にかかる体制整備の実施を PDCA サイクルで実施することが示されたが、具体的な方法は示されていない。これらより、市町村と都道府県が高齢者虐待等の権利擁護を必要とする高齢者を対象とした計画策定から評価に資する具体的な取組や提言による指針の見直しなどが必要である。

I. 調査目的

高齢者虐待防止を中心とする「権利擁護」推進に効果的な第 9 期介護保険計画策定・評価と保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金活用に資すること。

II. 調査方法

- **机上調査**

  介護保険事業（支援）計画等における、権利擁護に関する計画と評価・効果を把握した。

- **アンケート調査**

調査名	対象	有効回答率
1. 高齢者虐待対応部署向けアンケート調査	自治体の高齢者虐待対応部署	39.6%
2. 消費生活センター向けアンケート調査	消費生活センター	32.2%

- **ヒアリング調査**

  アンケート調査結果から対象先を抜粋し、ヒアリング調査を行った。

III. 調査結果

- **高齢者の権利擁護に係る計画策定に関する調査**

  高齢者虐待防止に関する行政計画（第 8 期介護保険事業計画を除く）を策定している自治体は約 20%であった。

- **高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する調査**

  高齢者虐待防止法に準ずる対応として対応した件数の総数を把握している自治体は約 60%であった。その中でセルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65 歳以上夫婦間のＤＶ、認知症による行方不明高齢者を把握している市町村はそれぞれ 4 割弱～ 5 割弱であった。

- **消費者被害に関する調査**

  消費者被害の対策に関連する条例・要綱等を整備している自治体は約 7%であった。

Ⅳ. 本事業のまとめと提言

「令和 4 年保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金にかかる評価指標」には、高齢者虐待防止にかかる体制整備が追加され、①課題の把握、②検討会の設置、③計画の策定、④実施と評価という 4 指標[1]が提案されている。そこで、本章では、前述の 4 指標の観点に基づき、「現状・課題」と「今後の論点」について言及する。

1. 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する計画について

本稿では市町村と都道府県という 2 つのカテゴリー別に論じる。

1) 市町村

現状・課題
＜①課題の把握＞ ・ 高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査が活用されていた。 ・ 全国及び都道府県の調査結果との比較が可能で、同法に基づき毎年度実施されることから経年比較も可能であり、調査結果から実態を把握し、課題分析を行うことができる。 ・ 机上調査で分析した介護保険事業計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。 ・ ヒアリングにおいては、市町村独自で調査項目を追加し、基本項目と独自項目の関係を分析することにより、課題を明確化する実践も行われていることが把握できた。 ・ なお、法に基づく対応状況等の調査以外には、高齢者虐待等の権利擁護の実態を検討する機会・場（検討会）を活用し、課題を把握する実践も行われていた。 ・ しかしながら、現行の介護保険事業計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。 ＜②検討会の設置＞ ・ 実態に基づいた課題について他機関と対策を検討する機会・場として、地域ケア推進会議や介護保険事業計画策定委員会だけではなく、その他にも様々な検討会が活用されていた。 ・虐待防止ネットワーク会議 ・認知症施策推進関連の会議 ・地域包括支援センター運営協議会　など ・ ヒアリングにおいては、他機関と対策を検討する前に市町村や地域包括支援センター内の検討会を活用し、現場の視点を取り入れ、課題分析や対策を検討する実践も把握できた。 ・地域包括支援センターの事業計画を検討する場

[1] 4 指標は「令和 4 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」ア～エを基に定めた。

・地域包括支援センターの職種別会議（社会福祉士）　など

・　更に、アンケート調査においては、これらの検討会において高齢者虐待等の権利擁護の施策について行政評価が行われている実態が示された。また、ヒアリングにおいても、行政評価のプロセスで課題分析と対策の検討が行われている事例が把握できた。

＜③計画の策定＞

・　高齢者虐待等の権利擁護の体制整備に係る計画は、介護保険事業計画だけではなく、その他にも対象となる計画が存在することが把握できた。

・行動計画

・介護保険事業計画以外の行政計画

・市町村独自の行政計画（高齢者虐待防止計画等）

・庁内決裁の計画

・地域包括支援センターの運営方針や事業計画

・マニュアル（高齢者虐待防止マニュアル等）※体制整備に係る内容が含まれている場合

・　なお、養介護施設従事者等による虐待については、机上調査では養護者による虐待と区別されていない記述が多く、体制整備の実態が把握しづらい状況が散見された。

・　養護者による高齢者虐待について、机上調査では法に基づく対応状況等の調査の「市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について」に係る 18 項目の視点から計画の策定状況を分析したが、介護保険事業計画等の行政計画には、必ずしも 18 項目が網羅的に盛り込まれていない実態が把握できた。

・　ヒアリングにおいては、地域包括支援センターの事業計画等と介護保険事業計画を掛け合わせることにより、18 項目を網羅するような体制を整備する実践が把握できた。

＜④実施と評価＞

・　高齢者虐待等の権利擁護の体制整備は、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査では実施されていると回答していたとしても、介護保険事業計画には反映されているとは限らず、他の計画に反映されて実施されている可能性があることが把握できた。

・　机上調査では、行政評価や事業計画等において計画した体制整備の評価を行っている事例が把握できたが、介護保険事業計画においては対応実績等に対する評価は散見されても、計画した体制整備の評価に該当する記述は見つからなかった。

・　机上調査とヒアリング調査から、終結した虐待事案の事後検証については、事後検証の会議のほかに、事例検討や支援後のモニタリング会議等の機会を活用している可能性があることが把握できた。

今後の論点

＜①課題の把握＞

・　高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査は毎年度実施され、市町村・都道府県がデータを有している。

・　手元にあるデータと各種検討会を活用し、高齢者虐待等の権利擁護に係る計画に課題分析と対策を反映することが市町村に求められる。

・　把握した課題は計画に記録されなければ、課題に取り組んできた軌跡が残らず、関係者の記憶にも残らない。また、人事異動等の人の入れ替わりにも対応できず、継承されない。

・　また、いつまでも同じ課題を提示し続けるのではなく、次なる課題を提示していくために、同法に基づく対応状況等の調査を分析し、課題の把握に活用することで、A-PDCA サイクルの最初の「A-P」を実践することが必要である。

＜②検討会の設置＞

・　多くの市町村において高齢者虐待防止のネットワーク会議など、既存の検討会を活用し、高齢者虐待等の権利擁護に関する課題を他機関と検討する機会・場を設置している実態が把握された。

・　いくつかの市町村では行政評価のプロセスで検討を行っている実態も把握できた。体制整備の評価や予算獲得につながる可能性があり、行政評価の活用については更なる調査が必要である。

・　また、重層的支援体制整備事業や成年後見制度利用促進に係る会議体の活用については、今回の調査では十分に把握ができなかったが、地域づくりと権利擁護支援の推進との連動は欠かせない視点であり、好事例等を発掘することが必要である。

・　他機関との検討会の前段として、市町村や地域包括支援センター内で実施されている内部会議を活用して、課題分析や対策のたたき台の作成については、日常業務に組み込みやすいと考えられるため、好事例を発掘して普及していくことが望まれる。

・　課題を検討する機会・場を定めなければ、十分に対策が検討できず、課題のみの提示に終わってしまう。計画策定において A-PDCA の「D」を明確にするためにも、検討ができる機会・場を幅広く探していくことが、市町村に求められる。

＜③計画の策定＞

・　高齢者虐待等の権利擁護に係る計画を策定する際には、以下の①～③のように、養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待を分けて記載する必要がある。

　① 養護者による虐待及び養介護施設従事者等による虐待の両者に共通する事項

　② 養護者による虐待に関する事項

　③ 養介護施設従事者等による虐待に関する事項

・　計画の策定について、いくつかの市町村では行政計画だけではなく、行動計画[1]を策定して、二層構造で体制整備を行っており、計画立案の方法論の一つとして示された。

---

[1]ここでは、行政計画とは、介護保険事業計画、その他の行政計画、行政評価、市町村独自の行政計画等を指す。
行動計画とは、庁内決裁の計画、地域包括支援センターの運営方針や事業計画、マニュアル等を指す。

・　なお、都道府県においても同様に、行政計画や行動計画が策定されていた。
・　行動計画の A-PDCA と行政計画の A-PDCA の 2 つのサイクルが存在すると考えられ、冒頭の「A」（アセスメント）を共通の起点としてサイクルを連動させ、網羅的に体制整備を図ることがポイントになる。そのような好事例を発掘して普及していくことが望まれる。
・　毎年度実施される法に基づく対応状況等の調査により、体制整備の実態を把握して実施の有無を確認しているはずであり、「実施あり」と回答した項目については計画にも反映していくことが、市町村に求められる。

＜④実施と評価＞

・　評価にあたり高齢者虐待等の権利擁護の体制整備の実施内容を網羅的に把握するためには、行政計画と行動計画の両面から確認する必要がある。
・　計画した体制整備の評価については、介護保険事業計画は評価までは至っていない実態がある。しかし一方で、行政計画や事業計画等では評価が行われている実態も認められた。具体的な評価方法については今後の検討事項である。
・　各計画の A-PDCA サイクルを連動させ、介護保険事業計画にまで反映させられるように、計画を戦略的にマネジメントすることが、市町村に求められる。
・　また、終結した虐待事案の事後検証については、個別事例の課題分析が体制整備の評価につながることが想定される。事例検討やモニタリング会議など、日々の実践に組み込むことができるように、更なる調査とモデルの構築が必要である。

2) 都道府県

現状・課題
＜①取組状況・課題の把握＞ ・ 市町村と同様に、高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等の調査が活用されていた。 ・ 机上調査で分析した介護保険事業支援計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。 ・ また、同法に基づく対応状況等の調査以外には、アンケート調査や検討会、市町村訪問の機会、市町村及び地域包括支援センターの職員、介護サービス相談員等を対象とした研修会等を活用して管内の市町村の実態を把握していた。 ・ ヒアリングにおいては、把握した実態からの課題分析が課題として挙げられた。 ・ 市町村と同様に、現行の介護保険事業支援計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。 ＜②検討会の設置＞ ・ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場として、虐待防止に関する連絡会等の市町村担当者会議や虐待防止ネットワーク会議等が活用されていた。 ・ ヒアリングにおいては、管内の市町村の体制整備に関する取組状況を取りまとめ、検討会において情報共有することで、市町村担当者や関係機関との意見交換が行われていることが把握できた。 ・ ただし、年間で実施できる検討会の開催数が 1～2 回に限られているため、体制整備の課題を十分に議論した上で、都道府県の目標を定めるには限界がある状況であった。 ・ また、全ての市町村担当者が出席することになると参加者数が膨大になることから人選も必要になり、参加できなかった市町村への情報共有も行うことになる等、会議の運用を工夫する必要性も把握できた。 ＜③支援方策の策定＞ ・ 市町村への状況に応じた支援方策を策定するために検討会等が活用されていた。 ・ ヒアリングにおいては、検討会での意見交換等を行うために、事前に庁内で支援方策を検討している状況が把握できた。 ・ また、高齢者権利擁護等推進事業や介護サービス相談員派遣事業等の既存事業の運用の見直しや充実を図ることから、支援方策を検討することもあることが把握できた。 ＜④支援＞ ・ 養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待では対応部署が異なる場合があり、また、都道府県によっては地方局等と役割を分担して支援を実施していることがある。 ・ 弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの都道府県の関係機関との連携やネットワークだけではなく、市町村からの相談や通報等の受付、情報共有や方針の検討、部署間が連携しての対応、体制整備の課題共有等、庁内連携も重要になることが把握できた。

・　養介護施設従事者等による虐待の都道府県としての対応や体制整備については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

＜⑤フォローアップと支援効果の評価＞

・　市町村への訪問により取組状況・課題の把握を兼ねてフォローアップを図る取組や、検討会において市町村からの意見を聴取するような取組が把握できた。

・　一方で、フォローアップと支援効果の評価結果の具体的な内容については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

今後の論点

＜①取組状況・課題の把握＞

・　法に基づく対応状況等の調査は毎年度実施され、実態把握のチャンスである。

・　調査結果の活用方法だけではなく、ネットワーク構築を兼ねて、関係機関に意見を募り、独自の調査項目を追加する等、調査の設計や運用のプロセスにも着目し、戦略的に取り組めるようなモデルの構築が必要である。

＜②検討会の設置＞

・　都道府県の目標を定めるための課題分析については、検討会が活用されているが、開催頻度や会議の参加者数、会議時間等の問題があり、検討会の機会や場のみで課題を検討することが難しい状況がある。検討会の運用についてモデル事例の発掘が必要である。

＜③支援方策の策定＞

・　検討会では目標だけではなく都道府県の支援方策なども検討されることから、その実施に向けて、事前の庁内連携により各部署からの視点で課題を分析し、対応状況等の調査結果も活用して支援方策を策定することがポイントになる。

・　都道府県は単一部署ではなく、複数部署により職務を分担して担っている特徴があることを活かし、多角的な視点から支援方策を検討することができる。そのような庁内連携の在り方について、更なる調査と検討が必要である。

＜④支援＞

本項目に関する情報は、本調査では得ることが出来なかった。今後、本項目に関する更なる調査と検討が必要である。

＜⑤フォローアップと支援効果の評価＞

・　養介護施設従事者等による虐待の都道府県としての対応や体制整備について、焦点を当てて調査と検討を行う必要がある。

・　弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの都道府県の関係機関との連携やネットワークだけではなく、都道府県と市町村の連携、都道府県の庁内連携などにも着目し、フォローアップと支援効果の評価等も含めて、効果的な支援を行う方策を検討する必要がある。

・　また、実態や課題、検討会や支援方策、フォローアップや評価について、その具体的な内容が実施されていながらも、介護保険事業計画等の計画に反映されていない可能性がある。それらを計画に反映し、A-PDCA サイクルを推進していくことが都道府県に求められる。

2. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害について

本項では準ずる対応が求められる権利侵害には複数のタイプが含まれることを念頭に置きつつ、本結果のポイントと今後の課題・論点を整理する。

現状・課題
＜①取組状況・課題の把握＞ ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の発生件数を把握している市町村はおよそ 6 割程度であった。その中でセルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65 歳以上夫婦間のＤＶ、認知症による行方不明高齢者を把握している市町村はそれぞれ 4 割～ 5 割弱であった。 ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の各市町村での 10 万人当たりの発生数はセルフ・ネグレクトが 2.99 人、養護・被養護関係にない高齢者が 10.8 人、65 歳以上夫婦間のＤＶが 5.96 人、認知症による行方不明高齢者が 20.4 人となった[1]。今回把握された発生割合に基づいて算出すると、例えばセルフ・ネグレクトでは 3,800 人程度発生している可能性がある[2]。 ・ 在宅での孤立死に至った高齢者については、依然として 2 ／ 3 程度の市町村が「該当する死亡があったかを把握していない」もしくは「死亡はあったが人数は不明」と回答していた。 ＜②検討会の設置＞ ・ 準ずる対応を求められるの権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために「関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している」「事例検討会の場や機会等を設けている」市町村は約 5 割であった。 ・ 対応するうえで求められる知識等を習得する場や機会の提供に関しては、 6 割の市町村が何らかの対応をしていた。 ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般への対応がうまくできない理由は、人員数の不足（72.8%）が顕著であった。ついで協議体を設置していないこと（31.1%）も上位であった。 ＜③計画の策定＞ ・ セルフ・ネグレクトについては、行政計画がある自治体は 4.8%、庁内決裁の計画が 10.4%、行政評価の実施が 2.7%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 2.2%となり、計画にセルフ・ネグレクトを含めている自治体は非常に限定的であった。 ・ 孤独死については、行政計画を立てている自治体は 12.0%、庁内決裁の計画を 7.8%、行政評価の実施が 4.9%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 5.2%となり、計画に孤独死を含めている自治体は非常に限定的であった。

[1] アンケート結果から得られたそれぞれの権利侵害の総発生件数に関して、件数を把握していると回答した自治体の総人口で割り、10 万を乗じることで算出した。

[2] 上記で算出した 10 万人当たりの発生件数を日本の総人口当たりに換算した数字

・　認知症については、行政計画を立てている自治体は 47.6%、庁内決裁の計画を 55.9%、行政評価の実施が 26.0%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 28.2%となり、計画に認知症を含めている自治体は他の準ずる対応が求められる権利侵害と比べると多くなった。

＜④実施と評価＞

・　約 9 割の市町村が、他部署・関係機関・団体等と連携して、高齢者虐待防止法に準ずる対応をしている。連携先は生活保護担当、高齢者福祉・介護保険、障害福祉、警察、地域包括支援センターが上位だが、それ以外も相当数ある。

・　再発防止の観点から、終結した事案の事後検証を実施できている市町村は 1 割強（13.0%）に留まっている。

今後の論点

＜①取組状況・課題の把握＞

・　高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の発生件数は、セルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65 歳以上夫婦間のＤＶ、認知症による行方不明高齢者の 4 事例のみであってもその推定発生件数の総和は約 50,500 件であり[1]、高齢者虐待の相談・通報件数と比べると多くなっている。（令和 2 年度の結果によれば、養護者による相談・通報件数は 35,774 件である）。この結果を踏まえると、発掘・通報されずに見過ごされているケースがあることが想定される。

・　準ずる対応が求められる権利侵害の発生件数の把握が限定的である理由の一つとして、これらの権利侵害が虐待と同様に重大な権利侵害である事象という認識の周知・共有が不十分である可能性がある。このため、これらの権利侵害についての周知・共有を進めるとともに、虐待防止ネットワークでの取組や体制整備を検討する際には、準ずる対応が求められる権利侵害についても含めて検討する必要があることを定着させていくべきである。

＜②検討会の設置＞

・　過去（平成 26 年度・平成 30 年度）[2]に実施された同種の調査と比べると、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるケースについて、セルフ・ネグレクトを例に挙げると、発生件数まで把握している市町村は以前と比べて増加している傾向にある（平成 26 年度調査：25.7%、平成 30 年度調査：13.0%）。とはいえ、依然として、4 ～ 5 割程度の市町村が発生件数すら把握できていない状況にある。「準ずる対応」の定義が不明瞭といった指摘はあるものの、有効な対策を検討するためには、当該地域で生じている本課題の規模感の把握と課題の共有は必須といえる。一方で、人員数の不足という指摘への対応も考慮する必要がある。

・　件数を把握できている市町村が 5 割程度であったことを考慮すると、対応がなされている市町村の多くは、関係機関との連携、事例検討会の設置など、体制の強化や機関連携、ネ

---

[1] 各権利侵害の日本の総人口当たりの発生数を加算したもの

[2] 平成 26 年度における調査「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」
参考：https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000140351.pdf
平成 30 年度における調査「高齢者の権利擁護における基礎自治体での相談体制・事例対応の実態把握等に関する調査研究」参考：https://www.tmghig.jp/research/info/cms_upload/e110e97bfdba1024170a92c0b0c985d2_1.pdf

ットワーク構築が蓄積されつつある。ただし、本調査では、どのような連携協力体制で、どのような事例検討会や周知活動が展開されているのかといった具体的内容や質までは把握できていない。良質な連携体制や場を構成する要素と指標化については今後さらに検討する必要がある。

＜③計画の策定＞

・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の体制整備は不十分であり、計画的な体制整備が必要である。高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害については、現状把握（A-PDCA の冒頭の A）自体が不十分な状況にあり、対応についての進展はみられるものの、事後検証も十分になされていない。ただし、セルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者への虐待、お互い自立した 65 歳以上夫婦間の DV、孤立死の問題は、それぞれ別個の問題であり、一括りに論じることは難しい。介護保険事業計画に限らず、地域の実情に応じた計画策定と体制整備を図っていくことが求められる。

＜④実施と評価＞

・ 高齢者虐待防止対応のための体制整備の事後検証の実施が 42.3%であったこと（令和２年度調査結果）と比べると、高齢者虐待防止法に準ずる対応では終結した事案の事後検証は大きく遅れているといえる。なお、高齢者虐待防止においても、他の体制整備の項目が６～８割程度実施済みである中、この事後検証の実施割合は最も少なくなっている。「検証」という水準には至らなくとも、再発防止にむけた「振り返り」の場を設けることが必要と思われる。

・ ヒアリングを通して、セルフ・ネグレクトを始めとした権利侵害については地域住民が権利侵害に気付くことができる状況（見守りネットワーク）を組成していくことが早期発見につながることが示唆された。

3. 消費者被害について

消費者被害については、高齢者虐待対応部局と消費者行政部局の双方の観点で議論することが重要であることを踏まえ、本結果のポイントと今後の課題・論点を整理する。

現状・課題
高齢者虐待対応部局 ＜①取組状況・課題の把握＞ ・ 消費者被害の課題にうまく対応できていると回答した自治体は 57.9%と半数を超えたものの、高齢者虐待防止法第 27 条に規定された消費者被害の発生件数を把握している自治体について、全件把握している自治体が 2.6%、ある程度把握している自治体が 13.3%となり、全体的には消費者被害の件数把握はあまり進んでいない。もとより消費者被害の件数把握は消費者行政部局の本務ではあるものの、高齢者虐待対応部署では消費者被害において件数を把握することができていない実態が明らかになった。 ・ 同法第 27 条に規定された消費者被害の課題にうまく対応できていないと回答した自治体では、その理由に「解決方法の類型化がされていない、ノウハウをうまく引き継げない」ことを挙げている。マニュアルや業務指針、対応フロー図の作成をしていない自治体が 95.7%と、そのほとんどを占める実情が反映される結果となった。 ・ 同法第 27 条に規定する消費者被害への対応方法については、「消費者被害の予防に関する広報・注意喚起」が 67.4%と最も多く、これだけでは必ずしも権利擁護支援に結び付く対応とは言いきれないものの、消費生活センターによる対応が 60.5%、日常生活自立支援事業の利用が 37.3%、介護保険サービス・生活支援サービスの導入が 26.9%、介護保険法における地域ケア会議の実施が 21.9%、成年後見制度の首長申立が 10.4%など、庁内他部署や関連機関と連携を取りつつ、権利擁護支援に結び付く対応が行われていることも分かった。 ・ 同法の規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために何らかの施策を行っている自治体は半数程度である。その中で、わずか 8.0%ではあるが、ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で複合的な課題を一体的に協議している自治体が存在することは注目に値する。他方、当該問題に関して、何もしていないと回答した自治体も約半数あり、庁内連携を高齢者虐待対応部署から積極的に働きかけることはあまり進んでいないことも明らかになった。 ・ 高齢者虐待対応部署から、消費生活センターや地域包括支援センター等の関係者に対し、同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会の提供について、未実施が 66.1%であるなど、積極的に行なわれているとはいえず、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。 ＜②検討会の設置＞ ・ 月 1 回の割合で開催される地域ケア会議に消費者行政部局も毎回参加し、緊密な連携が取れているため、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できている。 ・ 消費者庁が設置を推進している消費者安全確保地域協議議会については、未設置の自治体

が 60.6%を占めるが、高齢者虐待対応部署などが運用する何らかのネットワークを構築している自治体がほとんどである。しかし、同法第 2 条に規定された経済的虐待と同様の対応が求められる高齢者の消費者被害に対応するためには構築されているネットワークが消費者行政部局など、他のネットワークと容易に協働しうるものであることが求められる。既存のネットワークで何をするのか、その機能を今一度確認する必要がある。

＜③計画の策定と評価＞

・ 高齢者の消費者被害については行政評価を行っている自治体は限定的（11.1%）であり、行政計画の整備状況（31.0%）や庁内決裁の計画の整備（10.1%）、体制整備の予算確保に向けた評価の実施（6.9%）、条例や要綱の整備を行っている自治体はわずか 6.8%であるなど、非常に限られている。

・ 消費者被害の事案の事後検証については、未実施が 94.9%であるなど、ほとんど行われておらず、事案の蓄積・類型化が図られていない。これが、結果的には、マニュアル整備の遅れにつながっているものと考えられる。

・ 同法第 27 条に規定される消費者被害の課題について、うまく対応できているとする回答が 57.9%であったことは上述のとおりだが、自治体へのヒアリングでは、高齢者虐待対応部署と消費者行政部局の双方で、権利擁護支援に結び付く相談事例が必ずしも全件共有はされておらず、対応における協働もかなり限定的である。ただし、消費者行政部局は地域ケア会議に参加し、緊密な連携が取ることで、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できており、地域ケア会議に対処法についてのノウハウが集約されており、迅速な対応が可能だとする例が報告された。今後、全国の自治体で好事例の展開が期待される。

消費者行政部局

＜①取組状況・課題の把握＞

・ 消費者行政部署内で「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」という考え方は 7 割程度周知されている。実際に、高齢者の消費者被害は消費生活センターから高齢者虐待対応部署へ相談・通報が 61.5%、福祉サービスへのつなぎが 44.8%となっており、結果として高齢者の消費者被害の相談を発端として権利擁護支援につながっていることがうかがえる。今後、協働内容をさらに深めていく必要がある。その一方で、連携したことがない自治体も 12.6%存在する。こうした自治体では、他自治体の好事例を参考に早急な対応が求められる。

・ 消費者行政部局が高齢者虐待対応部署との連携においては、多くの自治体で困難を感じておらず、うまく連携が図られていると考えている割合が 7 割を超える。しかし、受け止める側の高齢者虐待対応部署では消費者被害の件数を把握していない割合が高く、同法第 27 条に基づく高齢者の消費者被害の認識について、双方の部局の意識に齟齬が生じている可能性が高い。

＜②検討会の設置＞

・ 消費者安全確保地域協議会を設置している自治体はいまだ 4 割に満たない状況である。

＜③計画の策定と評価＞

・ 消費行政部局での地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会

の開催が 2 割程度、消費生活相談員向けの介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会の開催が 1 割にも満たない状況と、かなり限定的であり、高齢者虐待対応部局の研修・勉強会同様、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。

今後の論点

高齢者虐待対応部局

＜②検討会の設置＞

・ 高齢者に対する消費者被害は高齢者虐待防止法第 27 条に規定されており、経済的虐待と同様の対応が求められる。地域ケア会議などにおいて、情報交換を通してお互いの理解を深め、多くの場合アウトリーチ機能のない消費者行政部局から要請のあった場合は、高齢者宅を訪問して消費者被害の状況や程度について事実確認を行い、両部局で対応策を検討するなど、高齢者虐待対応部局と消費者行政部局との協働対応強化が必要である。

・ 高齢者に対する消費者被害は「経済的虐待と同様の対応」が求められることから、互いの連携強化及び協働のためにも、ケース会議等には高齢者虐待部局のみならず、消費者行政部局も参加し、双方で理解を深める機会を積極的に設置する。また、高齢者の消費者被害は「権利擁護」の対象であることに鑑み、双方が主催する研修等に双方が参加し、理解を深める必要がある。

＜③計画の策定/④実施と評価＞

・ ケース会議や研修会で検討・検証された事例と整理された情報は実務上の取り決めとして類型化し、マニュアルを整備する。このことによって、担当者が変わっても等しい対応が可能となる。なお、現在はほとんど行われていない事案の事後検証を行うことによって、継続的にマニュアルの追加・整備を図る。

・ マニュアル化した実務上の対応をスムーズに進めるためには、協働できる見守りネットワークの構築が必要である。特に、経済的虐待と同様の対応が求められる高齢者の消費者被害については、高齢者虐待のネットワークとその目的が一致する。既存のネットワークで何がどこまでできるのか、その機能を今一度確認し、例えば、緊急性がある場合など、本人の同意がなくても必要な関係者間でのみ個人情報の共有を図りながら、迅速に被害回復までつなげることが可能な消費者安全確保地域協議会を、既存のネットワーク機能に上乗せして機能強化を図ることなど、検討する。

消費者行政部局

＜②検討会の設置＞

・ 高齢者に対する消費者被害は「経済的虐待と同様の対応」が求められることから、互いの連携強化及び協働のためにも、ケース会議等には高齢者虐待部局のみならず、消費者行政部局も参加し、双方で理解を深める機会を積極的に設置する。また、高齢者の消費者被害は「権利擁護」の対象であることに鑑み、双方が主催する研修等に双方が参加し、理解を深める必要がある。（再掲）

＜③計画の策定/④実施と評価＞

・ 消費者行政部局と高齢者虐待対応部局では、同法第 27 条に基づく高齢者の消費者被害の認識について、双方の意識に齟齬が生じている可能性が高いことから、情報共有の在り方

を再検討することが喫緊の課題である。双方の連携・協働をさらに充実・進化させるためにも、高齢者虐待等福祉のネットワークと協働できる消費者安全確保地域協議会の設置を積極的に検討する。なお、設置に際しては、新規に消費者被害への対応を主目的とするネットワークを立ち上げることを目指すのではなく、既存の高齢者虐待等福祉のネットワークに消費者安全確保地域協議会の機能を上乗せすることを検討するなど、連携の緊密さを担保することが肝要である。

目 次

本編

第１章 事業概要 1
1. 背景と目的 1
2. 委員会の構成 2
3. スケジュール 3
4. 調査概要 4
第２章 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する調査 5
1. 机上調査 5
2. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査） 18
3. ヒアリング調査 30
4. 小括 61
第３章 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する調査 66
1. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査） 66
2. ヒアリング調査 83
3. 小括 87
第４章 消費者被害に関する調査 89
1. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査） 89
2. アンケート調査（消費生活センター向け調査） 103
3. ヒアリング調査 114
4. 小括 118
第５章 総括と提言 120
1. 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する計画について 120
2. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害について 126
3. 消費者被害について 129
4. 提言と今後の課題 133
関連する法令について 135
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 135

付録（参考資料）

Ⅰ 基礎資料
Ⅱ アンケート調査票

第１章 事業概要

1. 背景と目的

市町村・都道府県の権利擁護を促進する地域づくりには、高齢者虐待等の権利擁護を必要とする高齢者を対象とした市町村・都道府県による計画策定が必要である。介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に高齢者虐待の防止等の計画策定が義務づけられているが、その実態は把握されておらず、令和 4 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標（①課題の把握、②検討会の設置、③計画の策定、④実施と評価の 4 指標[1]）に高齢者虐待を防止する体制整備の実施を PDCA サイクルで実施することが示されたが、その PDCA サイクルで推進する具体的な方法は示されていない。よって、市町村と都道府県が高齢者虐待等の権利擁護を必要とする高齢者を対象とした計画策定から評価に資する具体的な取組や提言による指針の見直しなどが必要である。

本事業では、市町村・都道府県を対象にアンケート調査を実施し、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定と評価等実態を把握することで、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に資する必要なデータ、計画策定方法、内容の詳細、評価方法などを整理し、高齢者虐待防止を中心とする「権利擁護」推進に効果的な第 9 期介護保険計画策定・評価と保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金活用に資することを目的とした。

[1] 4 指標は「令和 4 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」ア～エを基に定めた。

2. 委員会の構成

(1) 実施体制

本事業では有識者から構成される調査検討委員会を設置し、事業報告書の設計や事例の取りまとめについての検討を行った。

① 調査検討委員会　構成委員

（敬称略、委員長を除いて五十音順、○：委員長）

氏名	所属・役職
○ 永田　祐	同志社大学　社会学部　社会福祉学科
大口　達也	高崎健康福祉大学　健康福祉学部　社会福祉学科
加藤　克寿	静岡県　健康福祉部　福祉長寿局　長寿政策課
菊地　和則	地方独立行政法人　東京都健康長寿医療センター研究所 公益社団法人　日本社会福祉士会
斉藤　雅茂	日本福祉大学　社会福祉学部　社会福祉学科
坂本　俊英	一般社団法人　日本総合研究所
篠田　浩	大垣市　健康福祉部　社会福祉課
鉢嶺　由紀子	社会福祉法人　立川市社会福祉協議会 総合相談支援課 地域あんしんセンター
待鳥　三津子	公益社団法人　全国消費生活相談員協会　消費者情報研究所
八杖　友一	東京八丁堀法律事務所

② オブザーバー

（敬称略、五十音順）

氏名	所属・役職
日野　徹	厚生労働省　老健局　高齢者支援課　課長補佐
乙幡　美佐江	厚生労働省　老健局　高齢者支援課　高齢者虐待防止対策専門官

③ 事務局担当者

氏名	所属・役職
吉田　俊之	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 情報未来イノベーション本部　アソシエイトパートナー
江木　淳	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 情報未来イノベーション本部　マネージャー
小松　夢希子	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 情報未来イノベーション本部　コンサルタント

3. スケジュール

(1) 開催日及び議題

調査検討委員会の開催日及び議題は、以下の通りであった。

回数	開催日	議題
第1回	令和3年11月2日	・事業概要及びスケジュールについて ・アンケート調査の方針及び設計について
第2回	令和4年1月18日	・アンケート調査結果について ・ヒアリング調査の方針および設計について
第3回	令和4年3月4日	・ヒアリング調査結果について ・事業報告書（案）について

4. 調査概要

(1) 問題の所在と調査の視点

① 問題の所在

市町村・都道府県の権利擁護を促進する地域づくりには、高齢者虐待等の権利擁護を必要とする高齢者を対象とした市町村・都道府県による計画策定が必要である。介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に高齢者虐待の防止等の計画策定が義務づけられているが、その実態は把握されておらず、令和 4 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に高齢者虐待を防止する体制整備の実施を PDCA サイクルで実施することが示されたが、その PDCA サイクルで推進する具体的な方法は示されていない。よって、市町村と都道府県が高齢者虐待等の権利擁護を必要とする高齢者を対象とした計画策定から評価に資する具体的な取組や提言による指針の見直しなどが必要である。

② 調査の視点

毎年実施されている高齢者虐待防止法に基づいた調査において調査対象者外となっている高齢者虐待防止法第 27 条に規定されている消費者被害と、セルフ・ネグレクトや養護・被養護の関係にない等の高齢者虐待に準ずる対応が求められる事案を中心に、市町村（悉皆）における支援状況等に関する現状及び課題をアンケート調査等にて実施する。

また、市町村と都道府県による高齢者虐待防止法と同法に準ずる対応を求められる事例等の権利擁護に関する計画策定と評価の実態を把握するため量的調査等を実施する。

さらに、複数自治体へのヒアリング調査による計画策定と評価などにおける好事例・取組事例を収集し、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画と評価について、内容、方法、必要なデータなどを整理し、地域の高齢者虐待等の権利擁護体制整備の推進に向けた施策提言を行う。

第２章 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する調査

1. 机上調査

(1) 調査目的

介護保険事業（支援）計画等における権利擁護に関する計画と評価・効果を把握することを目的とした。

(2) 対象と方法

① 調査対象

a. 全国の 47 都道府県（悉皆）の第 8 期介護保険事業計画

b. 以下の条件を満たす、全国の 169 市区町村の第 8 期介護保険事業計画

- 令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査[1]において、「市町村における体制整備等に関する状況」18 項目の全てに「実施済」と回答した。

c. 以下の条件を満たす、全国の 15 都道府県から提出された資料

- 令和 4 年度度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(都道府県分）[2]Ⅱ．自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 （８）その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業 における高齢者虐待防止の体制整備における市町村支援の実施に関する指標において、ア～オすべての項目を実施したと回答した。
- 指標ウ「市町村の状況に応じた支援方策を策定している」に関する添付資料として第 8 期介護事業計画以外の資料を提出した。

d. 以下の条件を満たす、全国の 57 市区町村から提出された資料

- 令和 4 年度度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標(市区町村分）[3]Ⅱ．自立支援、重度化防止等に資する施策の推進 （１）介護支援専門員・介護サービス事業所等③ における高齢者虐待防止にかかる体制整備に関する指標において、ア～エのすべての項目を実施したと回答した。
- 指標ウ「市町村の虐待防止対策についての計画を策定している」に関する添付資料として第 8 期介護保険事業計画以外の資料を提出した。

---

[1] 令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査
掲載 URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00008.html

[2] 「令和 4 年度度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」(都道府県分)
掲載 URL：https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r02/tb_r2fu_12mhlw_37e.pdf

[3] 「令和 4 年度度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」(市区町村分)
掲載 URL：https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/r02/tb_r2fu_12mhlw_37f.pdf

② 調査方法

a. 調査対象 a~d における「虐待」の文言が含まれる記述を抜粋し、以下の高齢者虐待に関する記述を分類する際の観点のいずれに該当するかを検討した。

b. 調査対象 b における高齢者虐待事案対応件数等の実績件数を抜粋の上、分類した。

高齢者虐待に関する記述を分類する際の観点

養護者による高齢者虐待

①体制・施策強化

1) 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知
2) 地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修
3) 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動
4) 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成
5) 虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言
6) 居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等
7) 終結した虐待事案の事後検証

②行政機関連携

8) 成年後見制度の市町村申立が円滑にできるよう役所・役場内の体制強化
9) 地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
10) 高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議
11) 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整
12) 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう
生活困窮者支援、DV 担当課等の役所・役場内の体制強化
13) 高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう
保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化

③ネットワーク構築

14) 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
15) 介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組
16) 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組

④法の周知

17）居宅介護支援サービス事業者に法について周知

18）介護保険施設に法について周知

施設従事者等による高齢者虐待

①周知・啓発

一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知、事業者連絡会、施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等

②指導・検査

個別の実地指導、集団指導、立入検査等による運営改善支援、
処分・公表、運営推進会議（地域密着）

③虐待対応

従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、
ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備

④教育・研修機会

認知症ケア研修、介護初任者向け研修、地域ケア会議等による困難事例対応検討、
市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修
※地域ケア会議の活用は、事例検討以外も含む

⑤その他の支援

介護人材確保・育成支援、第三者評価受審支援、介護サービス相談員派遣事業実施、
コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、
専門相談窓口設置（例：身体拘束等）

(3) 調査結果[1]

a. 「虐待」の文言が含まれる記述の抜粋

高齢者虐待に関する記述を分類する際の観点について資料上の記載内容を取りまとめた。

養護者による高齢者虐待

① 体制・施策強化

1）高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県共通）

・パンフレット等の配布

・多様な媒体での周知

・会議等での周知

2）地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県共通）

・早期発見・対応に関する研修

・関係者の虐待対応力の向上を図る研修

（都道府県）

・市町村担当職員向け研修会の実施

・専門職団体、専門職チーム等と連携した研修の実施

3）高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県共通）

・パンフレット等の配布

・多様な媒体での周知

・会議等での周知

4）独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県共通）

・マニュアル作成

・マニュアルを基づいた支援

・マニュアルの改訂

---

[1] 基礎資料では、調査結果 a についてのみ、該当自治体のホームページに第 8 期介護保険事業計画が公開されている場合に限って掲載した。また、市区町村については自治体名をマスクしたうえで掲載した。

5）虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県共通）

・養護者の負担軽減

・関係機関との連携

（都道府県）

・市町村における介護者の会等の促進

・ショートステイの提供体制整備

6）居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県）

・市民後見人の養成・活用

（市町村）

・早期発見のための取組

・地域包括支援センター及び中核機関での相談対応と連携

（都道府県）

・日常生活自立支援事業の推進

7）終結した虐待事案の事後検証

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村）

・事例検討会での実施

・モニタリング会議の活用

（都道府県）

・市町村担当者会議の活用

・モデル事例の収集

② 行政機関連携

8）成年後見制度の市町村申立が円滑にできるよう役所・役場内の体制強化

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村）

・成年後見制度利用支援事業の体制整備

（都道府県）

・市町村申立に関する研修の実施

・法人後見受任体制の整備

・後見人の担い手育成

9）地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村）

・中核機関の体制整備

・中核機関との連携強化

・協議会の設置・活用

（都道府県）

・広域連携による市町村支援

・中核機関の運営支援

10）高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村）

・援助要請等の方法

（都道府県）

・連携強化等の要請

11）老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村）

・居室確保に向けた調整の内容

（都道府県）

・適切な措置が採れるように支援

12）高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、
DV 担当課等の役所・役場内の体制強化

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村）

・連携を強化する部署

13）高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村）

・連携を強化する関係機関

（都道府県）

・連携強化等の要請

③ ネットワーク構築

14）民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村）

・見守り等の協定策定・活用

・ネットワーク会議の設置

（都道府県）

・ネットワーク構築の支援

15）介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村）

・ネットワーク会議の設置

（都道府県）

・ネットワーク構築の支援

16）行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村）

・ネットワーク会議の設置

（都道府県）

・専門職チームの設置

・家庭裁判所や専門職団体等との広域連携

④ 法の周知

17）居宅介護支援サービス事業者に法について周知

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県）

・早期発見・早期対応の重要性を周知

（市町村）

・監査や集団指導等を通じた周知

18）介護保険施設に法について周知

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県）

・早期発見・早期対応の重要性を周知

（市町村）

・監査や集団指導等を通じた周知

養介護施設従事者による高齢者虐待

※全般的に養介護施設従事者等による高齢者虐待の取組であることが明記されておらず、養護者による高齢者虐待の取組との区別がつかないものが多い。

① 周知・啓発

一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知、事業者連絡会、施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等

※養介護施設従事者等による高齢者虐待の取組であることが明記されておらず、養護者による高齢者虐待の取組との区別がつかないため、内容の類型化が難しい。

② 指導・検査

個別の実地指導、集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表、運営推進会議（地域密着）

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県）

・指導や検査の頻度

・指導や検査の内容

③ 虐待対応

従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備

※養介護施設従事者等による高齢者虐待の取組であることが明記されておらず、養護者による高齢者虐待の取組との区別がつかないため、内容の類型化が難しい。

④ 教育・研修機会

認知症ケア研修、介護初任者向け研修、地域ケア会議等による困難事例対応検討、市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県）

・研修会の頻度や内容

・研修会の内容

⑤ その他の支援

介護人材確保・育成支援、第三者評価受審支援、介護サービス相談員派遣事業実施、コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援)、専門相談窓口設置（例：身体拘束等)

【机上調査で記載が確認できた事項】

（市町村・都道府県）

・身体拘束廃止等の取組

（市町村）

・介護サービス相談員派遣事業の活用

（都道府県）

・福祉サービス第三者評価の周知

b. 高齢者虐待事案対応件数等の実績件数の抜粋と分類

高齢者虐待事案対応件数等の実績を以下のとおり分類した。

図表１　高齢者虐待事案対応件数等の実績の内容の類型

介護者に対する専門相談人数
介護予防ケアマネジメント支援件数
虐待終結件数のうち、早期に終結した件数の割合
虐待認定のうち経過観察延件数
虐待の疑われる事例にかかわったときの対処方法
虐待防止等に関する研修参加事業所数
虐待を受けた高齢者を保護するためのシェルターの施設か所数
虐待を受けた高齢者を保護するためのシェルターの施設定員人数
ケアマネジャーの意向調査
ケアマネジメント支援件数
権利擁護相談対応件数
権利擁護対応人数
権利擁護に関する研修会回数
高齢者一時保護施設確保事業のベッド数
高齢者虐待支援実件数
高齢者虐待相談人数
高齢者虐待対応事例検証会議の開催数
高齢者虐待対応に関する運営会議の開催数
高齢者虐待に関する説明会参加者人数
高齢者虐待認定対応件数
高齢者虐待の相談件数
高齢者虐待の通報件数
高齢者虐待防止の啓発パンフレット配布数
高齢者虐待防止の広報誌特集記事掲載回数
高齢者虐待防止研修会の開催数
高齢者虐待防止事業の実施回数
高齢者緊急措置事業の対応件数
高齢者等虐待防止ネットワーク会議への出席者人数
在宅介護を受けている高齢者が虐待を受けている事例の有無
消費者被害相談件数
生活管理指導短期宿泊事業の実利用者人数
成人後見制度利用支援相談対応件数
成年後見制度市長申し立て件数

成年後見制度利用支援事業の実施回数
成年後見制度利用支援事業の利用者数
総合相談対応件数
総合相談対応人数
相談窓口の認知度
短期宿泊による対応件数
地域包括支援センター設置か所数
認知症高齢者人数
認知症サポーター養成者人数
認知症支援カフェ設置か所数
本人の自己決定支援事業の実施回数
見守り活動への協力事業者数
見守りキーホルダー配布件数
運営協議会開催数
介護支援専門員に対する個別支援回数
介護相談件数
虐待ケース検討会開催割合
虐待を受けた割合
虐待予防の取り組み
権利擁護研修会の研修参加人数
後見人育成
後見人等候補者調整会議の取扱件数(高齢者)
高齢者のセルフ・ネグレクト相談対応実件数
高齢者のセルフ・ネグレクト認定者のうち、終結の割合
高齢者虐待相談対応の終結割合
高齢者虐待に関わったときに相談した機関
高齢者虐待の種類
高齢者虐待の被虐待者の認知症率
高齢者虐待対応マニュアルの見直し・拡充の取り組み指標
高齢者虐待対応事例検討件数
高齢者虐待等への支援体制・ネットワーク
高齢者虐待防止研修受講者人数
在宅介護支援センター対応件数
在宅復帰支援者数
指導・監査対象事業所数
支援事業費見込み（千円）
実態把握件数
成年後見人登録者数

成年後見制度市民後見人の受任件数
成年後見制度についての周知回数
成年後見制度に関する普及・啓発活動回数
成年後見制度関係機関連携支援拠点の設置
成年後見制度等利用支援事業（後見人報酬扶助件数）
短期宿泊の延べ利用日数
地域福祉連携事業実施件数
地域包括支援センターにおける新規虐待対応件数（年間）
地域包括支援センターに期待すること※複数回答・上位５位
任意事業相談件数
認知症地域説明会開催数
福祉・保健・医療関係者等研修会
包括支援専門会議開催数
老人福祉施設入所事業の措置人数
老人福祉施設入所事業のやむを得ない事由による措置入所（短期）人数
老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置件数

（4）小括

・　全国の都道府県、市町村における第 8 期介護保険事業計画等を対象に、高齢者虐待等の権利擁護に係る計画の策定状況及びその内容について机上調査を行った。

・　高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査における体制整備 18 項目の全てに該当する市町村を対象にするなど、市町村を対象とした机上調査では、高齢者虐待等の権利擁護の体制整備が進んでおり、その内容が計画にも反映されていることを想定して調査を実施した。また、都道府県については全ての都道府県を対象とすることで、その実態を調査した。

・　しかしながら、市町村及び都道府県ともに、体制整備に関わる項目を幅広く網羅した計画は少なく、法に基づく対応状況等の調査では実施されていると回答していたとしても、介護保険事業計画等には反映されているとは限らない状況であった。

・　今回の机上調査では、分析観点として 25 の視点から記載内容を分析し、「記載が確認できた事項」を抽出することができたが、上述の通り、実際に実施されている市町村・都道府県の体制整備の状況が網羅的に反映されているとは限らない。そのため、結果は調査時点における実態を示すものであることに留意して、解釈する必要がある。

・　なお、虐待事案対応件数等の高齢者虐待に関する実績については、市町村及び都道府県の両方において掲載されている計画があったが、データの示し方や分析等について、同じ種別のデータを示していても、市町村及び都道府県によって取り扱いや解釈が異なる状況があった。

・　また、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、養護者による虐待と区別されていない記述が多く、体制整備の一部の実態が把握できなかった。養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待の両者で共通する事項もあれば、別々に記載して明確化する方が望ましい事項もあると考えられ、その整理がなされていない状況が散見された。

・　計画の評価については、行政評価や事業計画等において計画した体制整備の評価を行っているものがあったが、介護保険事業計画においては対応実績等に対する評価は記述されていても、計画した体制整備の評価に該当する記述は見つからなかった。

・　総じて、現時点の高齢者虐待等の権利擁護に係る計画の策定状況としては、市町村及び都道府県の両者において、体制整備の状況や方向性について、網羅的には反映しきれていない部分があった。また、体制整備の評価についても計画には十分に盛り込めていない状況であった。体制整備のための A-PDCA サイクルは、まだ途上にあるという結果になった。

2. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査）

(1) 調査目的

高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定と評価等実態を把握することを通じ、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に資する必要なデータ、計画策定方法、内容の詳細、評価方法などを整理することを目的とした。

(2) 対象と方法

① 調査対象

全国の市区町村における高齢者虐待対応を主管する部署の担当者　1,747 名

② 調査期間

令和 3 年 12 月 1 日（水）～12 月 28 日（火）

③ 調査方法

インターネットによるアンケート調査

④ 抽出方法

悉皆

(3) 調査結果

※その他の回答や自由記述回答については、基礎資料に掲載している。

① 回収状況

【回収数】691 名／1,747 名

【回収率】39.6%

② 回答者の基本属性

回答者の所属する自治体は、「市」が 60.3%と最も高く、次いで「区」が 32.3%であった。

図表 2　回答者の所属する自治体における市区町村それぞれの割合（n=691）

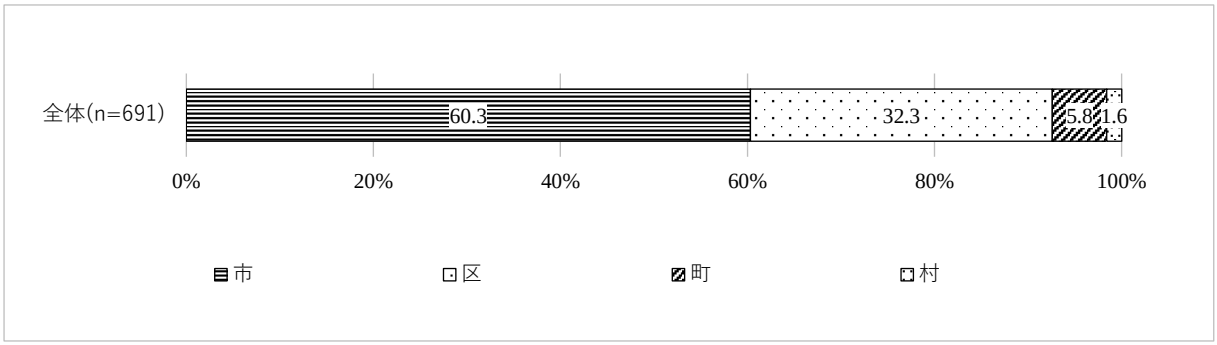

回答者の所属する自治体が県庁所在地かどうかについては、「県庁所在地以外」が 96.1%であった。

図表 3　回答者の所属する自治体が県庁所在地かどうかの割合（n=691）

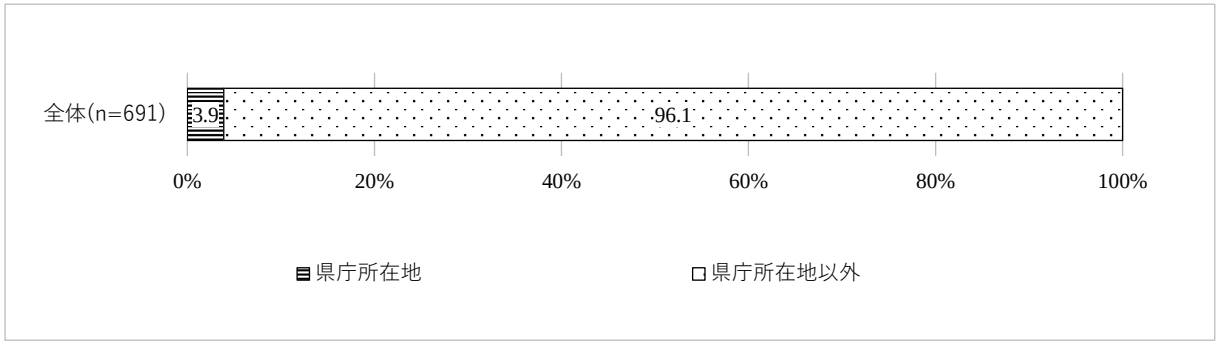

回答者の所属する自治体が政令指定都市かどうかについては、「政令指定都市以外」が98.4%、であった。

図表 4　回答者の所属する自治体が政令指定都市である割合（n=691）

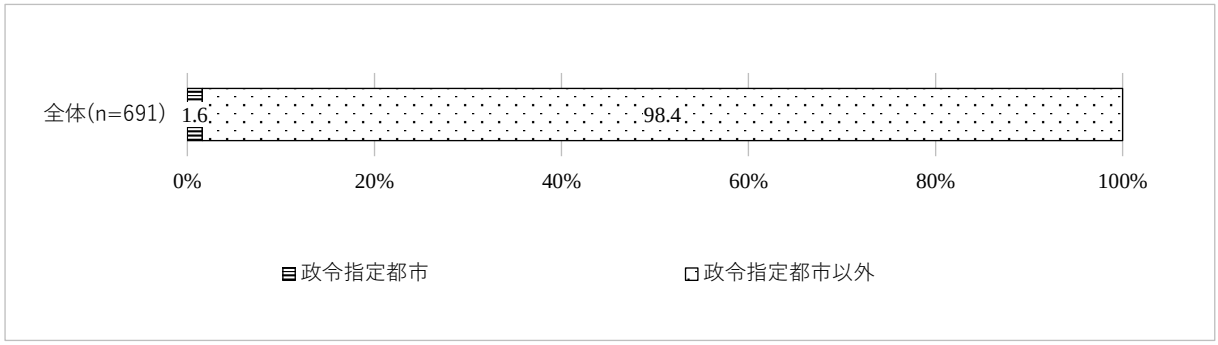

回答者の所属する自治体が中核市かどうかについては、「中核市以外」が 95.2%であった。

図表 5　回答者の所属する自治体が中核市である割合（n=691）

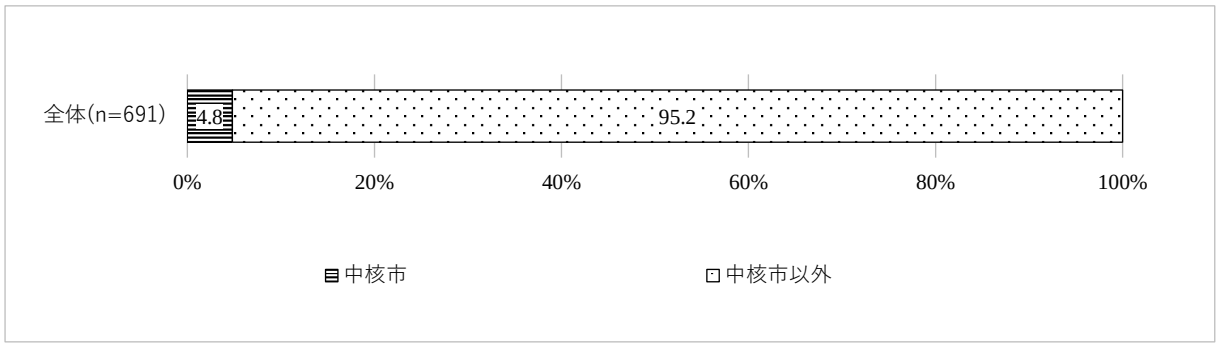

回答者の所属する自治体が特例市かどうかの割合は、「特例市以外(令和 3 年 4 月 1 日現在)」が 97.8%であった。

図表 6　回答者の所属する自治体が特例市である割合（n=691）

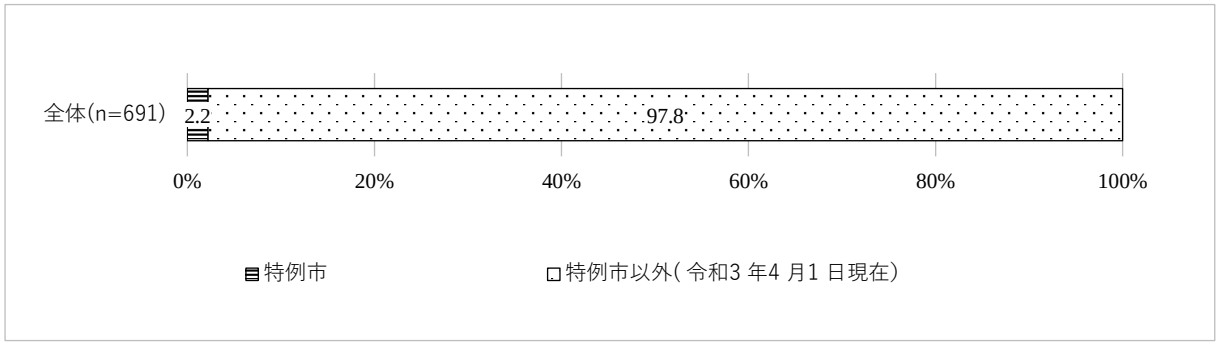

回答者の所属する自治体の保健所設置の有無は、「3 号市以外」が 99.7%、「保健所設置市(3 号市)」が 0.3%であった。

図表 7　回答者の所属する自治体が特例市である割合の保健所設置の有無（n=691）

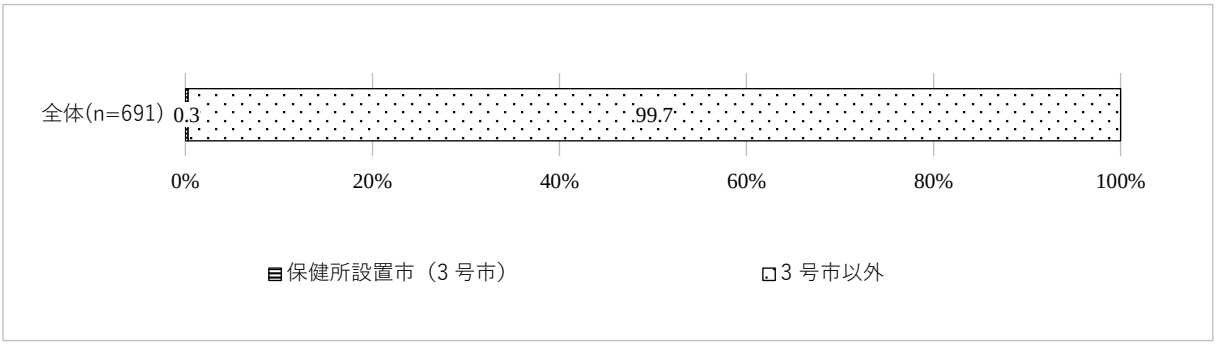

③ 高齢者虐待等の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止に関わる体制整備について

1) 高齢者虐待防止に関する行政計画の策定について（介護保険事業計画を除く）

高齢者虐待防止に関する行政計画（第 8 期介護保険事業計画を除く）の策定の有無について、「いいえ」が 75.5%、「はい」が 22.0%、「わからない」が 2.5%であった。

図表 8　高齢者虐待防止等に関する行政計画を策定について（n=691）

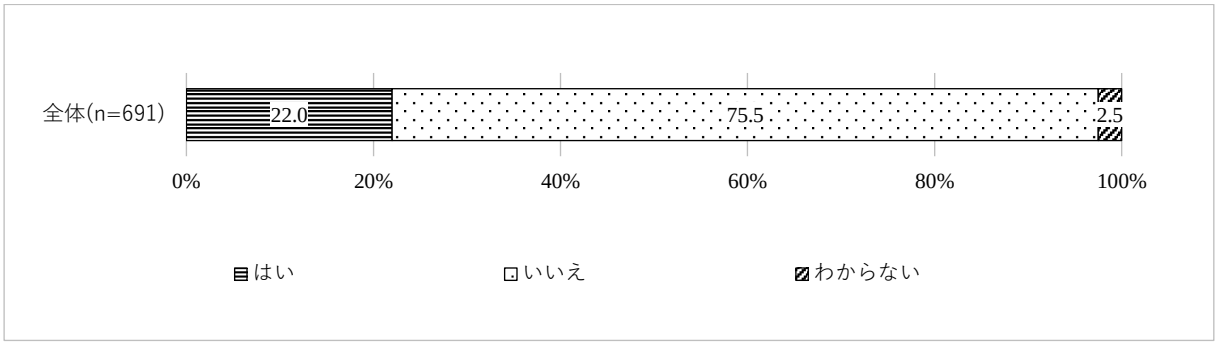

2) 介護保険事業計画以外の行政計画（上記１）の高齢者虐待防止に関する行政計画を除く）の高齢者虐待防止に関わる内容の記載について

介護保険事業計画以外の行政計画（上記１）の高齢者虐待防止に関する行政計画を除く）における高齢者虐待防止に関わる内容の記載の有無について、「いいえ」が 49.8%、「はい」が 45.4%、「わからない」が 4.8%であった。

図表 9　介護保険事業計画以外の行政計画における
高齢者虐待防止に関わる内容の掲載（n=691）

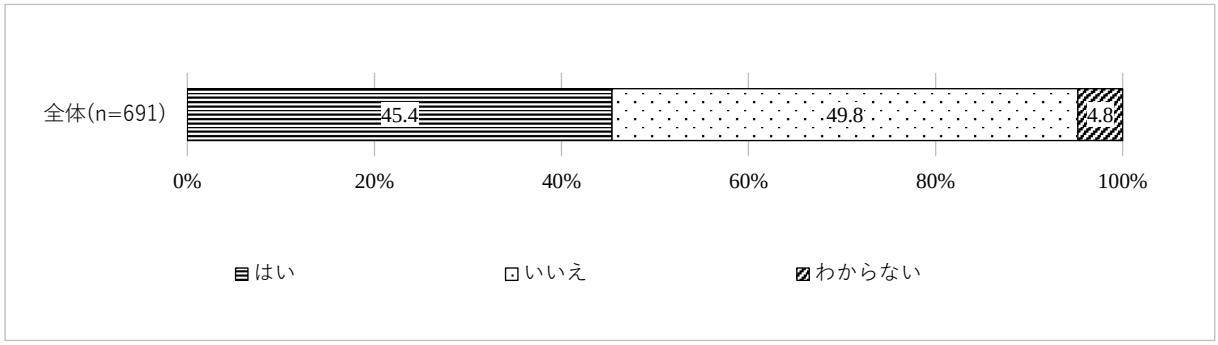

3) 高齢者虐待防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）について

高齢者虐待防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）の有無について、「はい」が 66.7%、「いいえ」が 32.0%、「わからない」が 1.3%であった。

図表 10　高齢者虐待防止に関わる庁内決裁の計画の有無（n=691）

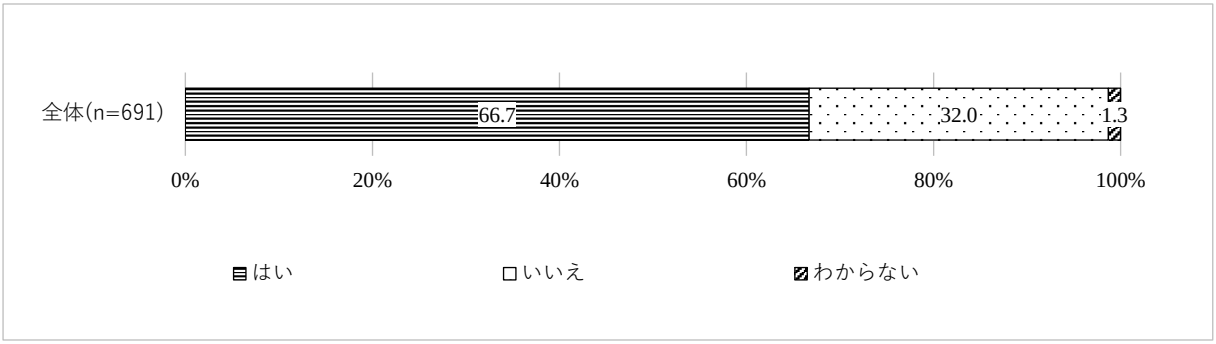

4) 地域包括支援センターの運営方針や事業計画等の高齢者虐待防止に関わる内容の記載について

地域包括支援センターの運営方針や事業計画等における、高齢者虐待防止に関わる内容の記載の有無について、「はい」が 82.6%、「いいえ」が 13.2%、「わからない」が 4.2%であった。

図表 11　地域包括支援センターの運営方針や事業計画等に高齢者虐待防止に関わる内容の記載がある割合（n=691）

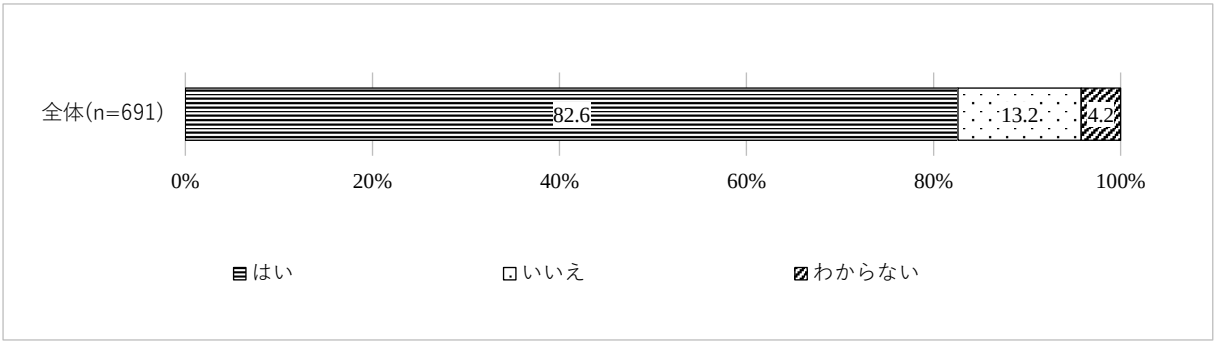

5) 成年後見制度利用促進に関する市町村計画の策定について

成年後見制度利用促進に関する市町村計画の策定の有無について、「はい」が 51.4%、「いいえ」が 45.3%、「わからない」が 3.3%であった。

図表 12　成年後見制度利用促進に関する市町村計画の策定の有無（n=691）

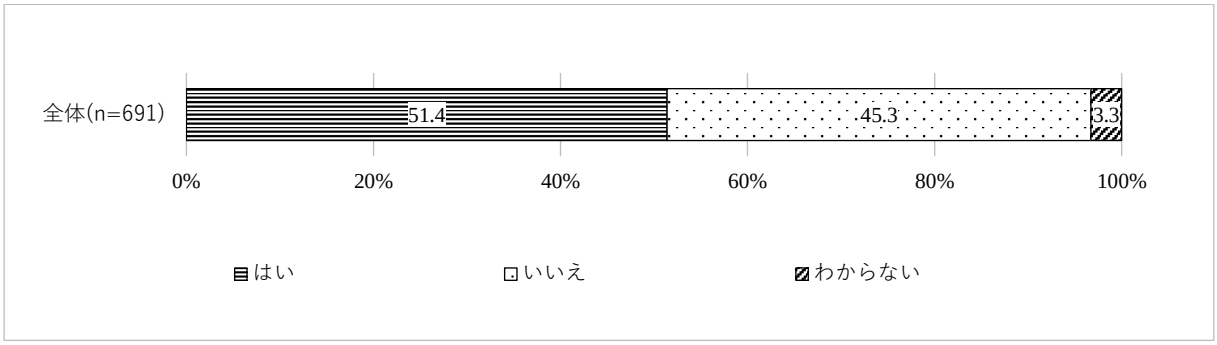

6) 高齢者の消費者被害防止に関わる内容を記載した行政計画について

高齢者の消費者被害防止に関わる内容を記載した行政計画の有無について、「いいえ」が 47.5%、「はい」が 31.0%、「わからない」が 21.6%であった。

図表 13　高齢者の消費者被害防止に関わる内容を記載した行政計画の有無（n=691）

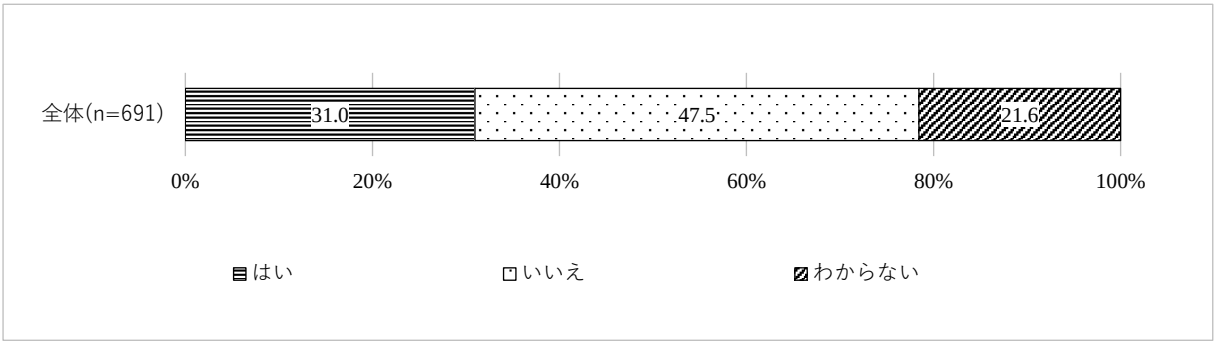

7) 高齢者の消費者被害防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）について

高齢者の消費者被害防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）の有無について、「いいえ」が 62.7%、「わからない」が 27.2%、「はい」が 10.1%であった。

図表 14　高齢者の消費者被害防止に関わる庁内決裁の計画の有無（n=691）

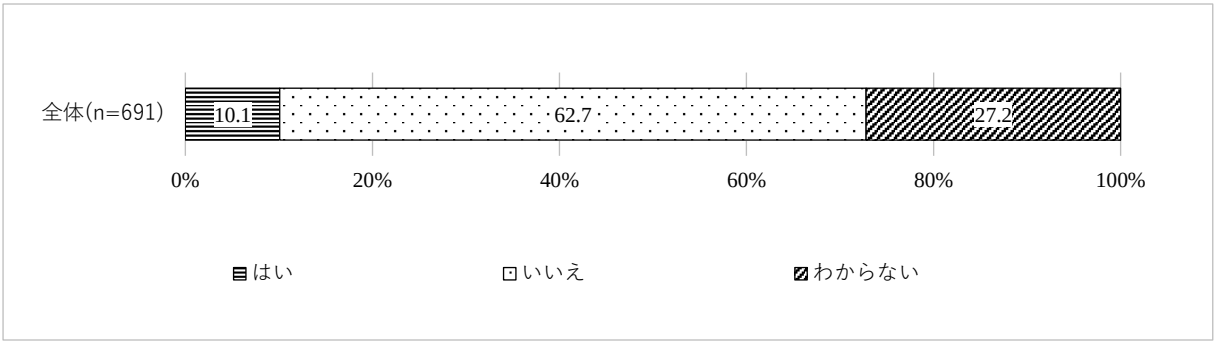

8) 高齢者のセルフ・ネグレクト防止に関わる内容を記載した行政計画について

高齢者のセルフ・ネグレクト防止に関わる内容を記載した行政計画の有無について、「いいえ」が 88.1%、「わからない」が 7.1%、「はい」が 4.8%であった。

図表 15 高齢者のセルフ・ネグレクト防止に関わる内容を記載した行政計画の有無(n=691)

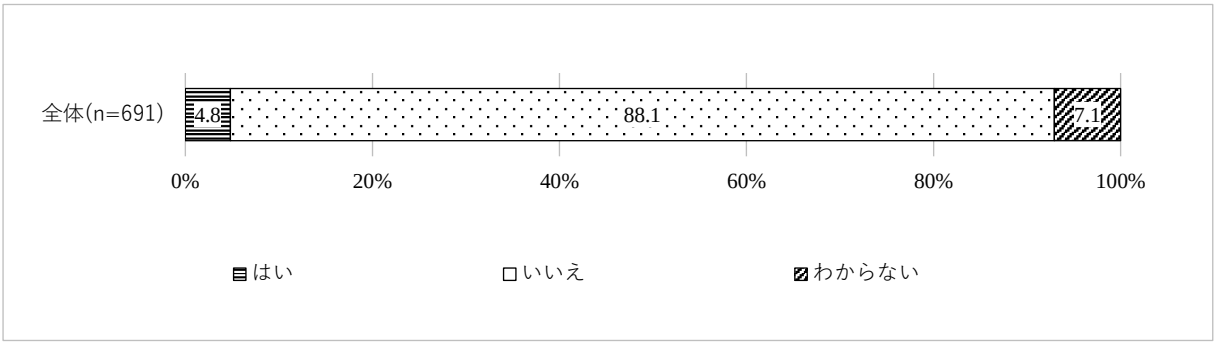

9) セルフ・ネグレクト防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）について

セルフ・ネグレクト防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）の有無について、「いいえ」が 83.2%、「はい」が 10.4%、「わからない」が 6.4%であった。

図表 16　セルフ・ネグレクト防止に関わる庁内決裁の計画の有無（n=691）

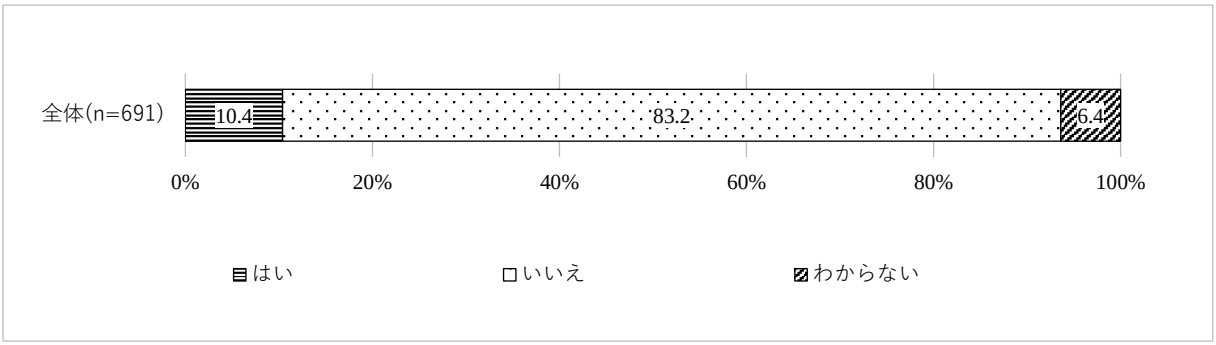

10）孤独死（孤立死）防止に関わる内容を記載した行政計画について

孤独死(孤立死)防止に関わる内容を記載した行政計画の有無について、「いいえ」が 77.1%、「はい」が 12.0%、「わからない」が 10.9%であった。

図表 17　孤独死（孤立死）防止に関わる内容を記載した行政計画の有無（n=691）

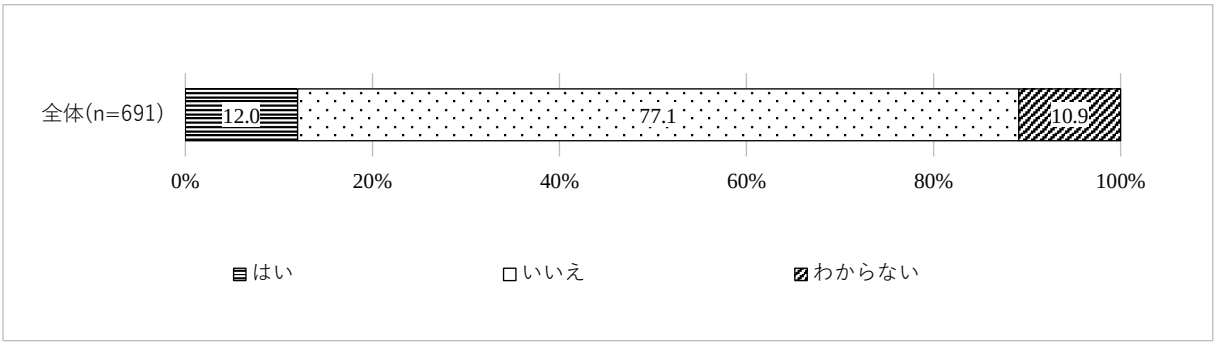

11）孤独死（孤立死）防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）について

孤独死（孤立死）防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）の有無について、「いいえ」が 81.2%、「はい」が 7.8%、「わからない」が 11.0%であった。

図表 18 孤独死（孤立死）防止に関わる庁内決裁の計画の有無(n=691)

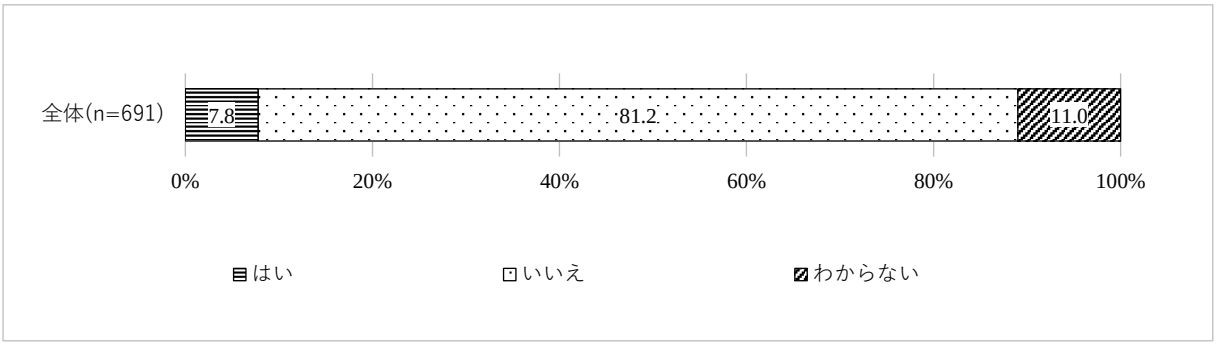

12）認知症高齢者の行方不明対策に関わる内容を記載した行政計画について

認知症高齢者の行方不明対策に関わる内容を記載した行政計画の有無について、「はい」と「いいえ」が 47.6%、「わからない」が 4.8%であった。

図表 19 認知症高齢者の行方不明対策に関わる内容を記載した行政計画の有無(n=691)

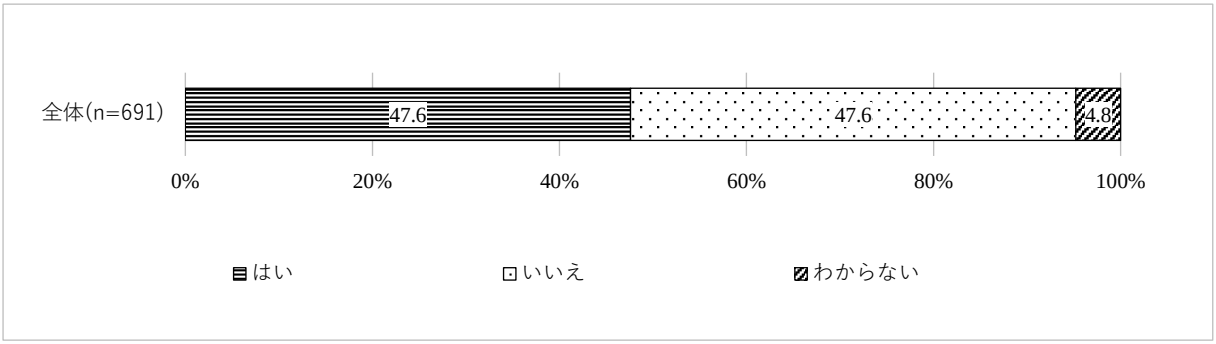

13）認知症高齢者の行方不明対策に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）について

認知症高齢者の行方不明対策に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）の有無について、「はい」が 55.9%、「いいえ」が 40.4%、「わからない」が 3.8%であった。

図表 20　認知症高齢者の行方不明対策に関わる庁内決裁の計画の有無（n=691）

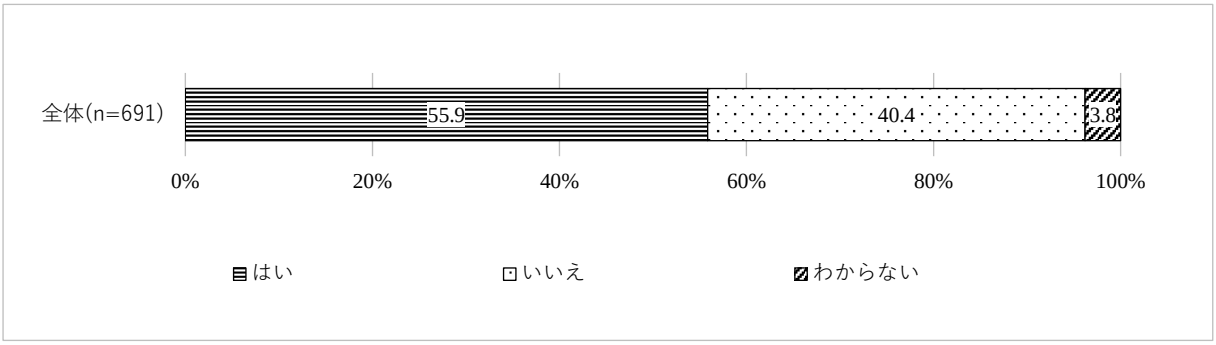

14）行政評価を実施している項目

行政評価を実施している高齢者虐待防止に関わる項目について、「実施されていない」が 52.2%と最も高く、次いで「成年後見制度利用促進」が 37.8%であった。

図表 21　行政評価を実施している高齢者虐待防止に関わる項目について（n=691）

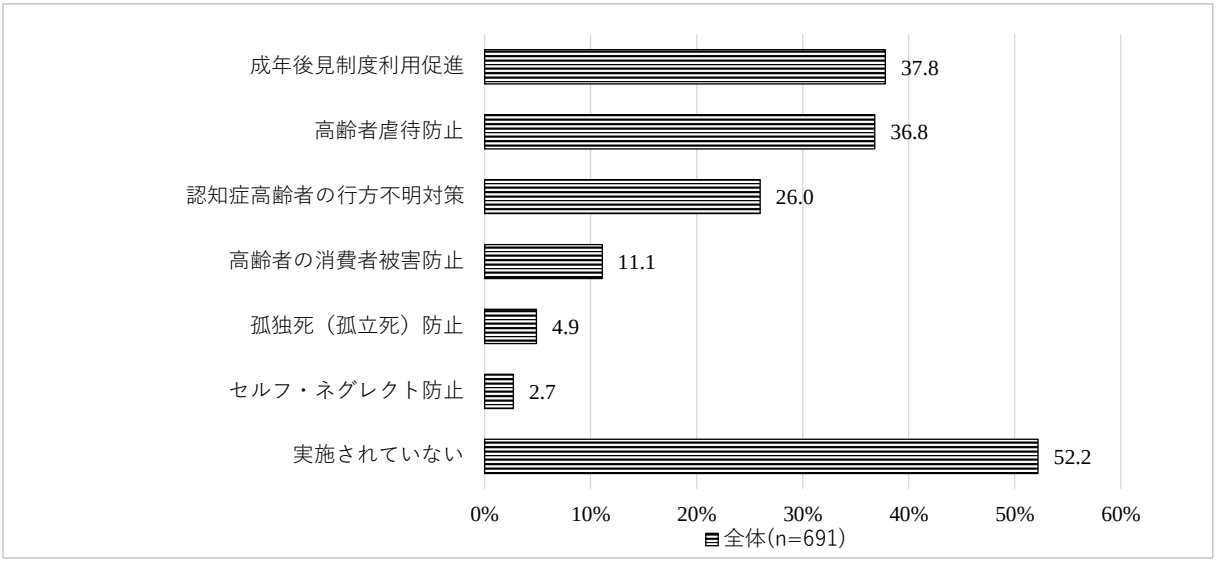

15）体制整備の予算確保に向けて評価に取り組んでいる項目について

体制整備の予算確保に向けて評価に取り組んでいる項目は、「実施されていない」が 48.9%と最も高く、次いで「成年後見制度利用促進」が 45.7%であった。

図表 22　体制整備の予算確保に向けて評価に取り組んでいる項目（n=691）

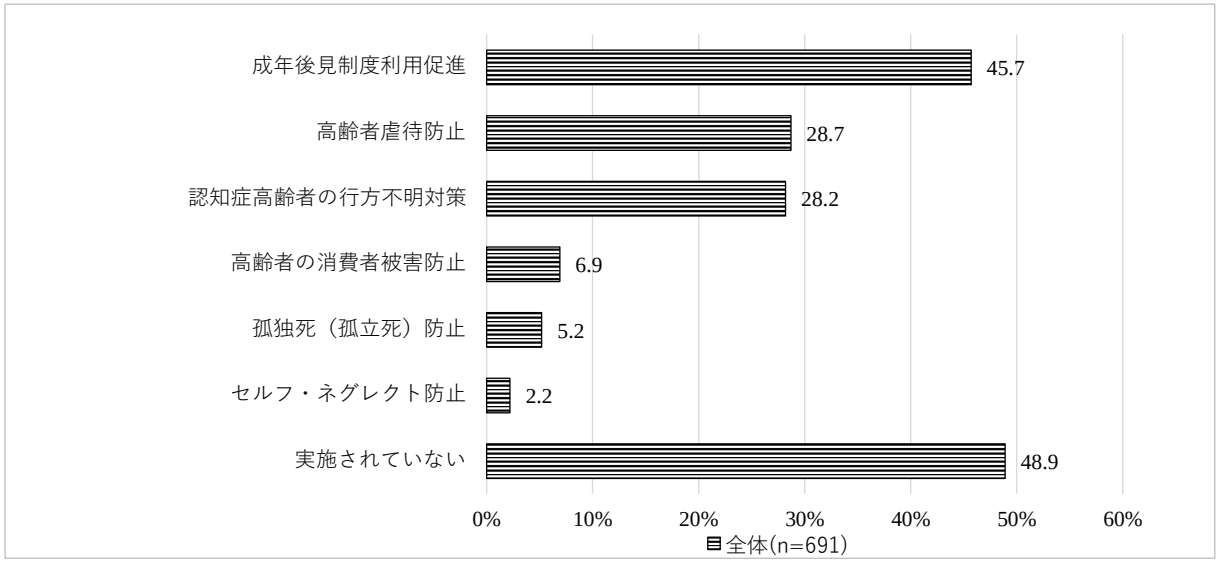

3. ヒアリング調査

(1) 調査目的

高齢者の権利擁護に関する計画策定と評価などに体制整備に関する市区町村における好事例や取組事例を、PDCA サイクルに沿って収集することを目的とした。また、都道府県においては上記に加え、市区町村に対する支援の好事例や取組事例を収集することを目的とした。

(2) 問題意識

令和 4 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標に高齢者虐待を防止する体制整備について PDCA サイクルで実施することが示されたが、実際に PDCA サイクルを推進するための要点や課題はどのようなものかを調査することとした。

(3) ヒアリング結果

① 都道府県

1) 神奈川県

図表 23　神奈川県における高齢者虐待防止に係る体制整備や取組

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	**（１）介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられることで体制整備が進んでいるか、毎回同じ内容にならないかを教えてください。** **（２）介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることの効果があれば教えてください。** ※（１）と（２）の回答をまとめて記載する。 • 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることが、直接影響を及ぼしているかを判断するのは難しいが、計画で明言することで県下の市町村、区が内容を閲覧することができるため、高齢者虐待防止に対する意識は高まるのではないか。計画は市町村、区レベルに向けた県の方向性を示したメッセージになっていると考えている。 **（３）介護保険事業支援計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性、市町村への周知状況を教えてください。** • 「かながわ高齢者福祉計画」を軸としている。 • 県の計画表や年間の調査結果等において、高齢者虐待防止に向けた体制整備に対する取組は積極的に実施することとしている。 • 体制整備の重要性を市町村や区に示す具体的な取り組みとして、高齢者虐待防止部会の体制変更がある。いままでは 3 市町村のみを代表としていたが、令和３年度か	**（４）今後、介護保険事業支援計画に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。** （２）と同様	**（５）介護保険事業支援計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。** （３）に記載の高齢者虐待防止部会の意見を参考にしている。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	らは7市町村を代表委員としたうえで、令和4年度からは、他の26市町村も自由に傍聴可能とする方向性である。 県の方向性を認識いただいたうえで、代表の7市町村の意見をもらう。オンライン会議を活用して開催する予定である。他の26市町村からの意見はチャット、会議の前後で吸い上げることも検討している。 今回の変更の理由として、県内市町村に広く県の示す方向性を理解してもらうほか、代表となる市町村は3年間の任期があるが、任期終了後の会議の流れも知りたいというニーズもあったためである。 ※本体制変更に伴い、要綱(非公開)改正を行う予定。条例の改正ではない。 ※高齢福祉課高齢福祉グループで担当しているあんしん会議は要綱（公開）に位置づけられている。 • 推進会議のメンバーは各部会長及び認知症施策の協議会長、各職能団体代表等で構成している。 • 年に2回程度、市町村の虐待担当者会議がある（神奈川県が独自に実施）。本会議は市町村同士の連携効果を狙いとしており、課の計画にも位置付けている。		
D	**（6）高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。** • 神奈川県には横浜市、相模原市、川崎市の3つの大きな政令市がある。特に横浜市は規模も大きく、県の実績の数字に与える影響は大きい。しかし、県としては政令市というくくりで分けた記載しているわけではない。 • 近年は新型コロナウィルス感染症等の影響で、各数値目標を達成できるとは限らないが、目標値として記載している。 • 近年は虐待の通報数が増加している（特に横浜市の影響が大きい）。虐待数を減らす		**（7）市町村の高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。** • 養護者虐待に関する情報は区役所に挙げられるため、市役所の担当と情報交換をしても把握しきれて

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	ことは大きな目標であるが、現時点の県の評価としては、虐待の通報数が増加しているのは、通報し易い環境を整備していくことで潜在化した虐待を発見するという意味合いでは、決して悪いことばかりではないと考えている。今後も一定数までは増加傾向にあるのではないか。 **（８）高齢者虐待防止の体制整備について、都道府県の立場でどのような市町村支援の体制を整備しているかを教えてください。** **①研修** **②情報交換会・連絡会議開催** • 研修や情報交換会の参加対象者の範囲を区切る必要がある。区レベルまで募集すると、参加人数が多すぎてしまう。現状、新型コロナウィルス感染症の人数制限がある。区の担当者でオンライン会議による研修等は開催できていないのが現状である。一昨年は、神奈川県がリーフレットを区役所や地域包括支援センターに配布した。その後、リーフレットの配布を求める連絡や、虐待対応に関する問い合わせを区から受けることもある。そういった情報は、市と連携することもある。 **③専門職チームの活用推進** **④相談窓口の設置** **⑤モデル・研究事業** **⑥広報** **⑦技術的助言・指導** **⑧補助金交付** **⑨ICT 活用支援** **⑩公的機関・団体との連携**		いないところがある。市の方に各区の情報をこまめに把握してほしと都度声をかけている。 • 県の課内で事故報告書が共有される体制を取っている。窓口は、各サービスのグループ（課の下部組織）である。事例を各グループの窓口で再度割り振りをしたうえで、各グループの虐待担当者が虐待事案かどうか判断する。監査も同じ課。 • 事故報告、苦情確認を最初に実施する。 • 非公式で保健所の担当者、監査の担当者と虐待対応について会話することもある（ケース会議ではなく、連携の形で実施している）。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
C	**（9）介護保険事業支援計画に記載した高齢者虐待防止の取組を、どのように評価しているかを教えてください。** • 2020 年から、あんしん介護推進会議を本体会議とし、高齢者虐待防止部会、身体拘束の防止部会の 2 部会を設けており、第 8 期介護保険事業計画に掲載する内容を検討した。権利擁護については、成年後見等も含んで別の課と連携し、課題を抽出しながら内容を検討している。 • 新型コロナウィルス感染症の影響で当初立てた計画通りの数的な進捗が得られていない点は課題と感じている。研修等は人数制限を設ける必要があり、今までの実施方法では計画を達成することが難しい。 **（10）市町村の高齢者虐待防止の取組や計画について、都道府県としてどのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。**		
A	**（11）都道府県による市町村支援について、次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。** **（12）都道府県内の高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。** • 一つの指標として掲げているのは、国で実施する虐待に関する調査結果である。市ごとの状況を把握している。その結果を、市町村の担当者会議（年 2 回）のうち、年度の終盤に実施する回で展開する。 • 今後、専門職による相談窓口のチームを整備する調整を行っていく方向性だが、あわせて県内の体制整備状況や市町村ニーズを把握するための調査を行いたいと考えている。 • これにより市町村ニーズに沿ったバックアップ体制の整備に繋ぐほか、なぜ計画を達成できなかったか等の課題を抽出したい。		

（13）養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(12)に関連することがあれば教えてください。

（特になし）

2) B 県（県名は非公表）

図表 24　B 県における高齢者虐待防止に係る体制整備や取組

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	**（１）介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられることで体制整備が進んでいるか、毎回同じ内容にならないかを教えてください。** • 実際に第 7 期から第 8 期にかけて大幅の修正は行っていないが、データとして集計している毎年の調査の部分については、その結果を更新している。 • 本県の計画では、政策目標を立てており、これを達成するために 4 つの目指す方向を出している。そのうちの一つとして、高齢者の権利擁護の取組として、高齢者虐待防止対策、成年後見制度の活用促進等を推進している。本計画で高齢者虐待を位置づけて、各市町の状況を把握し、経年的な分析をして、市町の取組支援を県として実施している。 **（その他の質問）** **養護者虐待に関して、専門職チームの会議はありますか。** • 弁護士会、社会福祉士会で共同設置している。 • 活動報告は連携会議で行う。 • 委託先の講座や事例検討の企画、講師などを依頼している。 • 新型コロナウィルス感染症の影響がなく、集合で連携会議を実施できていたころは、専門職チームから報告書を作成していただいていた。 **市町村から助言を求められた際(法の解釈等)はどのようにしていますか。** • 養介護施設従事者の高齢者虐待に関しては、地方局の福祉課が助言や実地指導を担当	**（４）今後、介護保険事業支援計画に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。** （特になし）	**（５）介護保険事業支援計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。** （特になし）

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	者レベルで実施している。 **連携会議において、要介護施設従事者向けの話題はありますか。** • 高齢者虐待という大きいトピックスを議題に出している。市町によっては養介護施設従事者向けの研修を実施しているといった取組が挙がってきている。 **（２）介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることの効果があれば教えてください。** • 第８期計画に基づき、市町それぞれで取り組みは行えていると思うが、問題点や課題点について毎年は議論できていないと感じている。なお、計画における達成目標は、権利擁護の推進を設定しており、中核機関の設置市町数や法人後見実施市町社協数を掲げており、直接的な虐待防止に関する取組を指標としていないため、効果についての評価を実施できていない。 **（３）介護保険事業支援計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性、市町村への周知状況を教えてください。** • 現状はない。介護保険事業計画自体に紐づけている形式である。		
D	**（６）高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。** • 経年比較については、分析が難しいかもしれない。養護者の状況は国の状況を踏まえて分析しており、虐待の主な要因等を記載している。将来推計は実施していない。		**（７）市町村の高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。** • 年１回ではあるが、

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	（８）高齢者虐待防止の体制整備について、都道府県の立場でどのような市町村支援の体制を整備しているかを教えてください。 **①研修・②情報交換会･連絡会議開催** • 委託先の研修のカリキュラム内で事例検討会を実施する際に、市町同士の情報交換の時間を設けている。 • 委託により、市町及び地域包括支援センター等の高齢者虐待対応職員及び県高齢者虐待防止担当課職員等を対象とした「高齢者虐待対応職員養成講座」、介護サービス相談員及び行政職員を対象とした「現任介護サービス相談員研修」、行政職員及び高齢者福祉施設・事業所職員等を対象とした「事例検討会」を開催している。 **②情報交換会･連絡会議開催・③専門職チームの活用推進** • 年１回、高齢者虐待防止連携会議を開催し、関係機関との情報共有を図り、連携強化に努めている。 • 団体や専門職チーム、弁護士会、県警等と情報を共有している。 **（その他の質問）** **連携会議は、市町村のアセスメントの位置づけですか。** • 情報共有･連携強化の場である。新型コロナウィルス感染症の影響がなかった年度は、調査票ではなく、当日、各関係機関の取組状況の報告及び意見交換や資料を共有する形をとっていたが、書面開催ではこのような対応は難しく、県にて調査票を作成し、実態調査を実施した。今年度も同様に書面開催予定であり、取組内容や課題点を尋ねる予定である。 • 国の調査にプラスアルファして都道府県としては調査していない（国の調査に準じた項目を調査票に反映しいている）。市町村が実施している、評価しているところを調		県独自で市町の虐待防止や早期発見等に関する取組について調査を実施し、実態把握に努めている。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	査しているような形。 **④相談窓口の設置** • 虐待対応に関する市町からの問い合わせについて、地方局（３つ）が実務にあたっている。地方局に寄せられる問い合わせをすべて県で把握できているわけではない。課題把握と取組までは把握できているが、その検証まではできていない。 • 養介護施設従事者等による高齢者虐待について、毎月市町から報告された情報を地方局が取りまとめ、県へ報告してもらっている。対応は基本的に地方局。養護者に対する対応は市町での対応。 **⑤モデル･研究事業** （特になし） **⑥広報** • 県の HP で、どういったことが虐待にあたるか、や、市町の相談窓口の一覧などを載せている • その他、リーフレットを要望があれば配布している。 **⑦技術的助言･指導** • （市町の担当者から相談があれば）地方局と連携し、助言・指導を行っている。 **⑧補助金交付** • 実施していない。		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	⑨ICT 活用支援 • 実施していない。 **⑩公的機関･団体との連携** • 本県には地方局が 3 つある。担当者は 1~3 人程度。施設担当・実地指導・虐待担当を担当しているのは同じ担当者と推察される。 • 養介護施設の虐待について市町から県に報告が上がる際は、市町→局→県本庁というルートである。その中で、各ケースについて状況を聞いているので、局と頻繁にやり取りしている。		
C	**（９）介護保険事業支援計画に記載した高齢者虐待防止の取組を、どのように評価しているかを教えてください。** • 取組の指標はないため、効果の評価は難しい。 • ネットワーク構築や人材育成の活動を達成目標として方向性を示している。 **（10）市町村の高齢者虐待防止の取組や計画について、都道府県としてどのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。** • 年に 1 度連携会議を実施している（毎年 2 月~3 月、コロナ禍では書面開催）。各市町からの取組の内容を調査票に回答してもらう形で集計し、実態を把握している。昨年の状況では、コロナの状況で毎年開催していた虐待研修会の回数が減った、開催が難しかったという声が上がった。市町をどのように支援するまではまだ検討できていない。具体的には課題の抽出はできてない。 • 養介護施設の虐待報告について、毎年の国の虐待調査に関係あるところであるため、		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	対応がどのようになっているか把握しておく必要があり、細かく整理している。不明点等は地方局に聞き取るようにしている。 • 事故報告書については、県の虐待防止法所管課には虐待の疑いとして対応されたケースの報告がある。一方で、施設の事故等のケースは施設担当者に報告される。		
A	**（11）都道府県による市町村支援について、次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。** • 連携会議の実施については、介護保険事業費補助金（高齢者権利擁護等推進事業）におけるネットワーク構築等支援に位置づけている。 **（その他の質問）** **連携会議を 2 月~3 月に実施し、年度が明ける際に人事異動あった場合、その影響はありますか。** • そういった影響はあるかもしれないが、そこまでの振り返りはできていない。 **人事異動の際はどのように情報を積み重ねていますか。** • 担当者が作成している引き継ぎ書で昨年度の変更点や留意点などを書いている。連携会議の内容は平成 18 年からデータが残っている。 **（12）都道府県内の高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。** • 高齢者虐待防止連携会議において、関係機関等と取組を振り返る機会を設けている。		

（13）養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(12)に関連することがあれば教えてください。

（特になし）

② 市区町村

1） C 市（市区町村名は非公表）

図表 25　C 市における高齢者虐待防止に係る体制整備や取組

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	**（１）高齢者虐待防止単独の行政計画を作成していることで体制整備が進んでいますか。また、毎回同じ内容にならないかを教えてください。** • 毎年同じところはある。継続する必要がある部分を残している。活動目標は前年度の評価や、統計分析をもとに変えていくが、背景や課題、現状等は 2~3 年のスパンで検討すべき部分である。 • 地域包括支援センターの事業計画を作成し、評価している。この計画は地域包括支援センターが立ち上がった時から各分野に分けて作っており、地域包括支援センターで取り組んでいるＰＤＣＡを計画にしている。年度の初めに計画を作成し、年度終わりに事業評価をすることを繰り返している。介護予防や総合事業などの他のテーマも同様に作成している。これらは取りまとめて冊子として保管している。 • カテゴリの分岐は、権利擁護の中に①成年後見制度の普及や（広義の）権利擁護、②高齢者虐待となっている。その他、関連するカテゴリとしては総合相談がある。 • 事業計画は公式な評価文書ではあるが、庁舎内でさらに質問を受ける機会があるわけではない。この資料をベースとして議会答弁に活用することもある。 • 本事業計画は、全体会議等で、管理職からのフィードバックを受けることがある。	**（４）今後、単独の行政計画や介護保険事業支援計画等に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。** • 介護保険事業計画は規模が大きい計画であるため、表現が抽象的になることがある。介護保険事業計画は地域包括支援センターの事業計画と連動しているが、具体的な内容については、地域包括支援センターの事業計画で記載することとなっている。	**（５）行政計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。** • 地域包括支援センターの事業計画に対する行政評価は、分析結果を公表している。 分析方法はクロス集計を用いている。 評価は社会福祉士グループで行う（内部組織）。 実態に対しての評価についても、とりまとめの基本のたたき台は社会福祉士グループで作成するが、最終的な成果物になる前は必ず地域包括支援センター全体で確認するようにしている。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	（２）単独の行政評価を作成していることの効果があれば教えてください。 • 全体会議において、認知症の支援体制の構築する事業班との検討や、なぜ虐待が起こるか、何に取り組んでいかないといけないか、いろいろな切り口で意見を交換する（高齢者虐待は認知症と不可分である）。逆に認知症対策の中に虐待防止の視点を入れてほしい、と意見をすることもある。今年度は２つのテーマがコラボレーションして、認知症サポーターと権利擁護で連続した講座を地域で開催した（高齢者が権利擁護に備えるというテーマ）。２つを統合したテーマとして事業を進めることが理想である。 **（その他の質問）** **第８期介護保険計画の地域支援事業において、高齢者虐待防止に関する記述がありますが、第８期計画と地域包括支援センターで作成している計画はどのように連動していますか。** • 第８期計画は地域包括支援センターの事業計画の上位計画にあたる。そのため、地域包括支援センターの事業計画の上位目標、中位目標は介護保険事業計画に沿っている。高齢者虐待防止についても、介護保険事業計画には少ししか記載はないが、介護保険事業計画を作成する段階で地域包括支援センター担当者に意見確認がある。その場で現場の状況等を踏まえた意見を出している。 **（３）単独の行政計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性等を教えてください。** • 高齢者虐待に関する事項ついては、男女共同参画推進基本計画に記載がある。	• 介護保険事業計画は一年単位で作成されないのに対し、地域包括支援センターの事業計画は１年単位で作成している。よって、地域包括支援センターの事業計画の内容には、現場で必要と考えられることを反映しているので、介護保険事業計画とは異なり、独自で進んでいる部分もある。	

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
D	**（6）高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。** • この数字をどう読み解くか、という点が非常に大切と考えている。例えば、高齢者虐待の件数は減っているが、包括の中で、支援困難のような（虐待一歩手前）介入や相談も増えている。 つまり、虐待として対応するよりも少し早く見つかっているということだろうか、という考え方もできる。 • 国の統計結果を基本にして、市の独自の項目をクロスさせることで本市独自の統計分析をしている。 • 毎年統計を取っているが、虐待の通報相談件数、対応件数は若干減ってきている。 • 令和 2 年度の結果で印象的だったのは、今までケアマネジャーの通報が一番多かったのに対し、令和 2 年度は警察からの通報が同数となっていた点である（いままでは総数の 6 割以上が、ケアマネジャーから介護サービスを使っている方に関する通報であった。今年度は、警察からの介護サービスを使っていない方に関する通報が同数であった）。警察からの通報の特徴は、虐待を受けた方は 70 代前半で若め、比較的元気な方が息子さんやご主人から虐待を受けているというケースが多かった。警察への通報について、基本的には、虐待を受けている本人がご自身で通報している。その他、多世代で同居している家庭もあり、家族や親族が警察に通報したというケースもあった（本自治体は令和 2 年度における通報件数が 11 件であった）。一方で、より高齢（80 代~90 代）な方のケースはあまり深刻度が高くなかった。このような点から、ケアマネジャーが虐待事案を早期に通報しているのではないかと推察している。		**（7）高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。** • 上記（5）の記載と同様。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
C	**（８）高齢者虐待防止の取組や体制整備状況を、行政計画において誰が、どのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。** • 本市の直営型地域包括支援センター１と、サブセンター２に社会福祉士が 4 名配属されている。その 4 名で地域包括支援センターの事業計画を立て、定期的に会議をしながら進捗状況や事業展開を確認・検討、研修会の実施、評価等をしている。 • 地域包括支援センターの事業計画の内容は、地域包括支援センター全体、管理職、包括支援班（事務方）に展開する。 全体の会議において、他の事業との整合性を調整する、効率的に行うための協同を検討する、評価についての意見交換を行う等の取組を実施している。その後、年度末にとりまとめの冊子を作成している。		
A	**（9）次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。** • 地域包括支援センターの事業は基本的には介護保険特会の予算内で行うため、毎年 10 月頃に現場サイドから予算案（要求書）を出す。それらの予算案をもとに、介護保険課の包括支援班（事務方）で取りまとめ、本市の介護保険課の中で予算を編成する。その後、本市全体の予算編成との調整やヒアリングを受け、12 月中に市長査定を実施し、最終的には 3 月の議会で承認される流れである。 • いままでに高齢者虐待に関する事業で大きい予算を取ったことはない。必要になるのは、研修会の講師費用等である。 • 地域包括支援センターの管轄は介護保険課だが、やむを得ない措置に関する対応に係る費用等は高齢福祉課高齢福祉係の管轄であるため、管轄が異なる。		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	• 来年度以降も、成年後見制度の利用促進に関する費用助成がある。成年後見制度の普及啓発が必要であるため、予算が大きくなる予定である。 **（10）高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。** • 運営推進会議を実施している。本会議では事業について報告をし、外部委員から意見をいただく。 • 上記の運営推進会議とは別に、認知症に関して認知症等地域支援体制推進会議を年 1 回実施している。開催当初から、虐待防止に関してのネットワーク会議をする必要があるという課題認識があった。 認知症と高齢者虐待は不可分であるので、認知症部会/高齢者虐待防止部会というひとつの部会としている。部会では、事業の実施状況や分析に対してご意見をいただいている。メンバーには弁護士、介護事業所の代表、識者として専門学校（看護学校）の先生、警察、消防、関連する部署、社会福祉協議会、市民代表の方等が入っている。認知症地域体制会議の場で年度の取組について報告する。 • 専門職等や医療をベースとした学問領域の捉え方との違いはまだ感じることがある。家族システムなどをスキルやツールとしてこのような溝を埋めていきたいと考えている。 • 本市の介護保険課に異動した場合、管理職含む全員で、高齢者虐待に関する研修を受講する取組を行っている。何が虐待にあたるか等の基本的な内容や、意見を共有する機会を設けている。受講者によってはその後の業務においてアンテナを張ることができており、例えば電話対応の際に、電話の後ろですこしおかしな状況がある等、伝言を残してくれるなど、いい効果がある。個の取組は継続したいと考えている。		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	（11）終結した虐待事案を事後検証する機会があれば、教えてください。 • 終結した虐待事案について会議を設けて等の振り返りは実施していない。終結評価をするときに円満終結をすればその時点で終了である • （支援が入り始めたところで亡くなられたケースについて等）担当レベルで振り返る際に、どのような点を課題に挙げるか等を、終結評価の際に各地域包括支援センターにおいて話題にすることはある。 • その他、関わり方がうまくなかった、どうかかわってよいか悩んだ時期があった等のケースは、終結にする際に正規職員 3 名で話し合うことや、終結評価の会議の際に管理職と反省するようにしている。 • 本市の地域包括支援センターでは、「ちょこっとカンファ」という仕組みがある。準備をしないでよい、自分が今気になったことを持ってきてよい、どう動いたらいいかわからない、最初のとっかかりは何か、といった議題を取り上げる小さな会議を一時間程度実施している。話題は手上げ方式で出す。例えば、終結したケースのうち、心に残るケースについて話す等の話題がある。		

（12）養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(11)に関連することがあれば教えてください

- 施設虐待の実態や現状分析については、養護者の話をする中で一緒に話題に挙げている。各地域包括支援センターに所属する社会福祉士のグループ会議では、それぞれが担当する地域で特徴的なケースが起こっていないか等、現場の情報交換も行っている。具体的な苦情の内容やケアマネジャーの報告等、日ごろの業務について話すことも多い。このような話題をベースに、地域包括支援センターの事業計画や事業評価に繋げている。
- 施設虐待については介護保険係が担当しているが、地域包括支援センターが担当していた過去の経緯もあり、施設に入る事実確認等の段階では専門職の目や聴き取りスキルが必要な場合があるので、介護保険係が指揮を執るが、実際の対応は一緒に行っている。地域包括支援センター向けに、施設虐待について通報があった場の対応を記載した手順書を作成してある。
- 平成 30 年度には淑徳大学の山口先生の養護者支援のタイプ分類の調査研究[1]に関わった。本タイプ分類を参考にして現状分析しており、令和元年度の評価結果にはその分析結果を記載している。
- 地域包括支援センターの事業計画内には、養護者支援の項目はない。養護者支援について課題を認識している。養護者、家族、本人の関係性をどのように読み解くのか等、家族システムの分野に知見をもたないとこれからの虐待対応が難しいと感じている。来年度からは、早期発見に向けて相手とのコミュニケーションスキルを上げる必要があると認識している。コミュニケーションスキルをあげつつも、おかしいと感じる点を報告するという難しさがあると感じている。
- ３A プログラム[2]の（ケースカンファレンスではない）前半部分を取り入れながら研修を企画していきたい。

[1] 山口光治ら（2020 年）高齢者虐待の養護者支援に関する 実態調査結果から見た支援の困難性　fukushicomkenkyukiyo_054_001_023.pdf

[2] 高齢者虐待防止のための安心づくり安全探しアプローチ　AAA スリーエー｜高齢者虐待防止のための安心づくり安全探しアプローチ（elderabuse-aaa.com）

2) D 市（市区町村名は非公表）

図表 26　D 市における高齢者虐待防止に係る体制整備や取組

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	**（１）高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下、ネットワーク会議）で次年度の高齢者虐待防止の取組を定めることにより体制整備が進んでいますか。また、毎回同じ内容にならないかを教えてください。** • 高齢者虐待防止ネットワーク会議は設置していない。 • 虐待対応が終結になったケースについてモニタリング会議を年に 4 回開催している。ケースの状況により、モニタリング期間を決め経過の確認をしている。 • 虐待防止対策会議を年に 1 回実施している。虐待ケースの振り返り、課題整理を行い、翌年に統計結果が出てからどこから通報が多いか等を確認することで周知啓発など取組の方向性を検討している。メンバーは担当課管理職、担当職員、地域包括支援センター、外部の方（弁護士などの専門職）である。 • 見守りに特化したネットワークは設置していない。認知症高齢者の見守りを主としたＳＯＳネットワークとして、地域の事業所に登録いただき、協力してもらう体制を取っている。 • ネットワーク会議を設置しなくてもその機能を果たす替わりの会議や連携が取れている。地域ケア会議などで高齢者の権利擁護、虐待に関する話題が出て意見交換、見守りがなされている。	**（３）今後、ネットワーク会議で検討すべきことや、介護保険事業計画等に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。** • 次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、中核機関（成年後見センターに委託）を中心に成年後見制度の利用促進に取り組んでいくことを記載する予定である。成年後見センターはＮＰＯ法人。重層的支援体制整備事業は今年度から開始したため、第 9 期計画には詳細に書いていきたいと考えている。	**（４）体制整備の取組を定める際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。**

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	（２）ネットワーク会議以外で、高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性等を教えてください。 • 虐待防止マニュアルを策定している。		
D	**（５）高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。**		**（６）高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。** • 虐待防止対策会議などで、虐待があった際は早めに通報してもらうように、どこに向けて連携するのか、通報してもらえるような周知することを心掛けている。現在、毎年上記を声掛けしている民生委員、ケアマネジャーに限らず、いろいろな機関に啓発していくことで早期発見に対応できるような体制を整えたいと考えている。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
C	**（7）高齢者虐待防止の取組や体制整備状況を、ネットワーク会議において誰が、どのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。** • 上記（1）で記載した専門職チームには、コア会議、個別の会議等で協力いただいている。電話やメールでのやり取りも活用している。その他、成年後見センターに相談することもある。 **（8）ネットワーク会議において、高齢者虐待防止の評価と課題を検討していることの効果があれば教えてください。**		
A	**（9）次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。** **（10）高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。** **（11）終結した虐待事案を事後検証する機会があれば、教えてください。** • 年に 4 回、虐待の終結案件のモニタリング会議を実施。終結後のケース対応がどうなっているかを振り返る。市の担当と地域包括支援センター、関係者等が参加する。終結案件を確認し再発防止している。1 回目のモニタリング会議で対応終結する場合と、経過観察が必要な場合は、その後の 3 か月ごとのモニタリング会議で必要な期間を決めて状況を確認している。		

＝＝＝

重層的支援体制整備事業との関連

高齢者部門に限らず重層的支援体制整備事業が動いているため、いろいろな分野との連携が活発に行われている。

対象者別に窓口は異なるが、窓口同士の連携ができる体制を取っている。また、断らない支援を心掛けている。

今年度から実施しているが、来年度に新しい地域福祉計画になるということで、重層的支援体制整備事業についても明確に記載していく方向で担当課からは聞いている。

(4)（参考）高齢者虐待防止に係る事業計画の紹介

実際に自治体で策定している事業計画を、参考事例として紹介する（自治体名は非公表）。本事業計画は、A-PDCA に則り作成されている点が参考になる。

図表 27　（参考）高齢者虐待防止に係る実際の事業計画

事業名	高齢者虐待防止	上位目標	●●●●●●●●●、●●●●● ●●●●●●●
地域包括ケアシステム分野	権利擁護	中位目標	●●●●●●●・●●●●●●●●●●

根拠法令及びガイドライン等：

介護保険法、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

「●●●●高齢者虐待防止マニュアル」

<table>
<tr><th colspan="2">事業の背景・地域のニーズ</th><th rowspan="2">活動目標</th><th rowspan="2">行動計画
（企画～実施内容～事後）</th><th colspan="2" rowspan="2">歳出予算</th></tr>
<tr><th>現状</th><th>課題</th></tr>
<tr>
<td>（1）高齢者虐待通報・相談の状況
（H30 年度新規受付分）
養護者による
虐待通報・相談件数
<table>
<tr><th>年度</th><th>件数</th><th>増減
（数）</th><th>虐待判断</th></tr>
<tr><td>● 年度</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>● 年度</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>● 年度</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>● 年度</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
<tr><td>● 年度</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
</table>
</td>
<td>【全体課題】
①高齢者で認知症を有する人は今後増えていき、高齢者同士の介護も増加することは確実である。認知症の症状による生活上の支障と介護の躊きが虐待の要因のひとつである。早い段階で介護や生活上の躊きに対処できる相談や関わりがあれば、</td>
<td>（実践の質の向上）
①虐待対応、不適切ケア解消にあたるケアマネ、サービス機関等が連携して活動できる具体的な実践を経験する機会が増える。
②虐待対応としての終結を目指し、適切な評価に基づく虐待対応終結と、その後</td>
<td>今年度虐待防止対応への中心メッセージ～28 年度からの継続
認知症について正しい理解と支援が広がれば、高齢者虐待は予防できる
・障がいとして理解する。権利侵害を受けやすい。
・本人も介護者も混乱しない対応方法がある。本人を知ることが近道。
・介護サービス、医療機関、地域の力を積極的に使う。
・誰も一人で抱え込まない。支援者もチーム対応で力を発揮する。</td>
<td>所属
会計
款
項
目
細目
経費</td>
<td>401530 包括支援係
220 介護保険特別会計
03 地域支援事業
03 包括的支援事業・任意事業
02 権利擁護事業費
01 権利擁護事業費
・講師報償費@●●円
・交通費 ●●円
※身寄りなし事例検討会ア</td>
</tr>
</table>

事業の背景・地域のニーズ				活動目標	行動計画 （企画～実施内容～事後）	歳出予算
現状				課題		
● 年度	●	●	●	虐待を未然防げる可能性が高まるのではないかと思われる。 ②虐待に至っている状況、不適切ケアを早期に発見できる「見守りの目」が市民を含めて育っていくことが、虐待の予防にもつながる。 ③虐待は最も深刻な権利侵害である。虐待だけにとどまらず、高齢期の権利侵害を防ぐため、高齢者自身が虐待を予防する意識を醸成する必要がある。 ④虐待解消にむけた対応では、関係者で協働し虐待解消あるいは虐待による高齢者の生活や身体の危機を低減する対応がすみやかに、確実に行われる体制、	の支援への引継ぎができ、切れ目のない支援を継続できる。 （普及啓発・虐待予防） ①介護サービス機関などが、高齢者虐待発生と対応状況の現状を知り、気づきの相談、早期の介入に結び付く。 ②地域住民に、高齢者虐待の現状、相談窓口を知ってもらい、困った時は相談できる場所や人が身近にいることを浸透させる。 ③高齢者虐待に近接する権利侵害として消費者被害予防に関して、関係機関と連携し予防に貢献でき	・介護者も生活者として生活が成り立つことが大切。 ・支援者は、「自分ができるアクション」を常に考える。 すべての取り組みで、中心メッセージを伝えていく。 1. 高齢者虐待対応の質の向上への取り組み （1）高齢者虐待ケースに重層的、集中的に対応する。 ・該当ケースは、支援計画に基づき関係者と連携し、チームで支援に取り組む。ＰＤＣＡサイクルを実施し、節目で支援の評価のためのカンファレンスなどを行い、常に進捗を確認しながら支援をすすめる。 ・認知症の症状が要因としてあがっているケースは、認知症地域推進員と一緒にケアや本人状況をアセスメント、対応の検討などをすすめていく。 (1) 研修会の開催 (2) 庁舎内関係職員への虐待対応学習会 ・介護保険課、●●●●●●●係で関係する職員に対して、異動して	ドバイザー費用 ・虐待対応専門職派遣 報償費 弁護士 ●● 円×1 人 社会福祉士 ●● 円×1 人 交通費 ●● 円×2 人分 ・民生委員研修講師報償費 @●● 円×3 会場 ・権利擁護関連研修会参加旅費 ●● 円*3 回 ・高齢者虐待対応意見交換会参加 旅費 ●● 円*1 回 ・権利擁護研修参加費 @●● 円×3 回
養介護施設従事者等による高齢者虐待通報・相談 年度 / 件数 / 増減（数） / 虐待判断 ● 年度 / ● / ● / ● ● 年度 / ● / ● / ● ● 年度 / ● / ● / ● ● 年度 / ● / ● / ● ● 年度 / ● / ● / ● ● 年度 / ● / ● / ● ● 年度 / ● / ● / ● ● 年度 / ● / ● / ● ● 年度 / ● / ● / ● ● 年度 / ● / ● / ●						人員体制・連携 ・地域包括支援センター ・●●地域振興局●●●●●●部●●●●●虐待対応担当者 ・介護保険課介護保険係 ・福祉課高齢福祉係、障がい福祉係
【高齢者虐待通報・相談と対応の状況】 【養護者による高齢者虐待】						

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 （企画～実施内容～事後）	歳出予算
現状	課題			
1）虐待通報・相談の数値は毎年 30～40 件台で推移している。通報の約 6～7 割は虐待と判断され、その傾向は県や国より高い傾向にある。 一方で虐待であるとの判断そのものは令和元年度は前年度に比較して減少している。 不適切ケア早い段階で相談に繋がっている、或いは心配な状況を早くキャッチする「気づき」が増えているとも推測できる。 新規通報以外に過年度を合わせると、常時 70 件以上の 虐待案件に対応している。 2）虐待判断をした案件の約 4 割は年度内に虐待解消に至 っている。対応方法としては、高齢者の施設入所等によ る養護者との「分離対応」と、サービスの見直しや養護 者支援による「分離をしない」対応があるが、当市では分離をしない対応をとっている案件のほうが多い。主には「介護サービスの見直し」「養護者への支援」「養護者への相談、助言」などの対応が多い。 3）「分離」対応を行った案件でも、面会制限を	チームワークによる実践が定着する必要がある。 **【取り組むべき具体的課題】** ①「認知症について正しい理解と支援が広がれば、高齢者虐待は予防できる」を、具体的な取り組みとして実践する必要がある。認知症の行動特性を理解したケアの提供、虐待や不適切ケアを改善するために、チームで話し合い、取り組むスキルが育っていく必要がある。 ②一般市民、関係者に対して、高齢者虐待防止の知識普及が必要である。親の介護に直面する世代をはじめ、高	る。 （養介護施設従事者、事業所への取り組み） ①入所施設、介護サービス事業所が、虐待防止に向けて取り組めるように、施設や法人への意識啓発ができる。	きた職員を対象に高齢者虐待防止の基礎学習を開催。 ・●●●市の虐待対応マニュアル、手順を説明。必要時には協力できるよう理解の共有をはかる。 講　　師　地域包括社会福祉士、介護保険係実地指導担当 開催時期　令和 3 年 6 月実施 （2）マニュアル、手順書の見直し ①虐待通報、相談としての受付、虐待判断、評価時期、終結判断の具体的な指標（めやす）コア会議の進め方等を手順書に文書化し、包括スタッフで共有する。 （3）支援困難な虐待ケースへの対応 ・著しく対応が困難な案件、高度に法的根拠等を確認しながらすすめる必要があるケースに対して、高齢者虐待対応専門職チームの派遣要請 し、課題の整理を行う。 ※*高齢者虐待対応専門職チーム：県が●●県社会福祉士会に委託している*	評価指標 ・虐待相談の経路の増加（経路の多様化も含む） ・研修参加アンケートによる満足度、理解度 ・虐待対応ケース会議件数 ・虐待対応終結件数 達成度（目標値） ・虐待相談、虐待前の困ったケース相談が増える。相談経路も増える。 ・虐待終結ケース割合の増加 ・虐待対応ケース会議数の実績 ・研修参加者のアンケートの満足度

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 （企画～実施内容～事後）	歳出予算
現状	課題			
行う案件や、やむを得ない措置による施設入所は少数で、その後の本人と養護者の関係などを確認し、本来の健全な関係を取り戻せていることが確認できる案件も多い。 【養介護施設従事者等による虐待】 1）令和元年度は該当案件なし。令和 2 年度通報が 1 件あった。 2）新型コロナ感染症対策で、介護サービス機関は外部からの目が入りにくくなっていること、日頃のケアに加えて感染症対策で職員の負担が多くなっていること、慢性的な人手不足、認知症の症状への対応困難などが養介護施設従事者の虐待発生の要因と関連しているのではないかと考えられる。 【統計分析からみえる傾向と実態―養護者による虐待】 令和元年度●●●市高齢者虐待統計分析等からみえる傾向と実態 1）認知症高齢者が虐待を受けやすい傾向は明らかである。虐待を受けた高齢者のうち、介護認定を受けており、何らかの認知症がある高齢者が 6 割であった。虐待発生当時介護認定はなくとも、認知症を強く疑う症状や行動があった人も含めると、判断能力の低下や何ら	齢者自身に対して、高齢者虐待、権利侵害に関する基礎知識と認知症との関連、地域の見守りの重要性を普及する必要がある。 ③養護者による虐待は一定の終結件数を維持している。今後もすみやかに虐待の解消、リスクの軽減を進めていくには、根拠のある事実確認、緊急度の判断、安全像の見立て確立（虐待対応を終結してもよいと思われる状態）の指標を明確にし、対応者の判断基準が明確に示される必要がある。		*事業。虐待対応に関する研修を修了した社会福祉士と弁護士がペアで派遣される。* *派遣依頼内容によって有料になる場合がある。* 2.　高齢者虐待予防の普及・啓発 （1）民生児童委員を対象にした高齢者虐待予防研修 対象者： 民生児童委員（●●、●●●、●● ● 地区で行う） 内 容： ●●●市の高齢者虐待の現状を知る。 高齢者虐待の基礎知識、発生のメカニズムを知る。 民生委員として求められる役割を理解する。 講　師：　外部講師及び地域包括支援センター職員 実施時期：●●係と調整。 （2）●●●市における高齢者虐待対応状況の分析実施	

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 （企画～実施内容～事後）	歳出予算
現状	課題			
かの行動障害がある人は約 8 割になる。全国統計でも、同様の傾向があり、認知症の程度や介護度が軽度のうちは、身体的虐待や心理的虐待が多く、認知症が重度化してくると放棄・放任が増える傾向がある。 2）当市の虐待を受けた高齢者にみられる認知症の特徴としては、認知症の程度としてはそれほど重度ではなく、比較的軽度（認知症自立度Ⅱレベル）の人が虐待を受けている傾向が推測される。認知症の症状としては「同じ話をする」「ひどい物忘れ」「作話」等が上位にあがっており、破壊行為や弄便などの重篤な症状がある人は殆どいない。認知症高齢者と介護者の意思疎通の困難さやストレスになりやすい行動の連続は虐待に繋がるリスクがあると言える。 当市では放棄・放任の事案が少ないが、認知症の程度や介護度が重度化すると、身体的虐待や心理的虐待は減少し、放棄・放任が多くなる。介護者の抱える課題の内容や質の変化と関連するのではないかと考えられる。 3）虐待判断ケースの深刻度は 5 段階スケールで 4 段階（生命・身体・生活に著しい影響を与える重度の状態）が多い。当市ではスケール			①令和 2 年度高齢者虐待対応報告（国に対して行うもの）の数値をもとに、認知症と高齢者虐待、要因分析、養護者の特性、地域的な特性の有無などの分析を行う。 （3）関係機関への高齢者虐待対応状況報告と普及啓発 ①上記（2）①の内容を報告。市の現状理解をすすめる。 対象者：市内介護サービス事業者（居宅、施設を含む） 保健課 民生児童委員（研修会と一体的に行う） その他関係する支援機関の会合 実施時期：令和 3 年 9 月頃を予定。 介護サービス事業者関係は介護サービス事業所連絡会議で実施 その他は、適宜機会をみつけて行う。 *※新型コロナウイルス感染症の対応状況によって、周知方法は変更がある。* ②介護支援専門員の「気づき」意識調査の結果報告 ・令和 2 年度に行った居宅介護支援事業	

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 （企画～実施内容～事後）	歳出予算
現状	課題			
3（中間点）～5（生命・身体・生活に関する重篤な危機）の状態が 9 割を占めている。虐待と判断した段階では、かなり深刻な事態になっているといえる。 このことは、近年介護支援専門員からの通報割合が減り、警察からの通報割合が増えていることからも現状がうかがえる。 4）虐待者は「息子」「夫」「娘」の順に多く、ついで「妻」となっている。高齢者のみ世帯の増加、配偶者のいない子供と同居している高齢者の増加、そのような家族構成で発生しやすい生活課題と虐待と虐待発生に関連があると思われる。 5）虐待要因分析を行ってみると、要因は 15 項目の多岐にわたり、一つの要因だけで虐待が発生するのではなく、複数の要因が関連していることがわかっている。 虐待者側の要因として最も多いのは「知識や情報の不足」と「性格や人格に基づく行動」が同数なっており、「非被虐待者（高齢者）との虐待発生までの人間関係」「疾病・疾患」「虐待者の介護力の低下や不足」「理解力の不足や低下」の順で多くなっている。その他「虐待者の経済的困窮」などもあげられる。			所の介護支援専門員に対する意識調査結果のまとめと分析する。結果と介護支援専門員に必要な視点、対応を周知する。実施は上記（3）①と同時に行う。 (4)一般市民向け普及啓発 (5)高齢者自身への権利擁護普及啓発活動 ・介護予防講話に「権利擁護」のテーマを追加。依頼のあった教室、老人クラブ、地域の集まりなどで講話を行う。 ・講話内容は、高齢者虐待のみに限定せず、認知症との関連における本人の意思決定の尊重、消費者被害防止などを含む。 (6)●●●地域での認知症の理解・支援体制構築のための取り組みで、「権利擁護、高齢期の意思決定と生き方」（仮）をテーマの一つとして、認知症への取り組みと一体的に行う。 ③広報に年 1 回掲載して相談窓口、虐	

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 （企画～実施内容～事後）	歳出予算
現状	課題			
被虐待者（高齢者側）の要因としては、高齢者本人の「精神障害（疑いを含む）、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下」が最も多く、何らかの生きづらさを抱えている状態があり、それにうまく対応できなくなった結果として派生することが多いと考えられる。このような高齢期の心身機能の変化に伴う権利侵害として、高齢者虐待だけではなく、消費者被害、詐欺への巻き込まれなども高齢者の権利擁護の課題として今後注視する必要がある。 6）高齢者虐待解決のためには、高齢者本人への支援はもとより、虐待を行った養護者にも適切な支援を行う必要がある。淑徳大学山口光治教授の提唱する「虐待をしている養護者のタイプ分類」を活用し分析を行なった。養護者のタイプ別分類によると、当市での虐待に至った養護者のタイプ特性は、「メンタル特性型」「ストレス衝動型」「権力と支配型」が多かった。タイプ分類は一つのカテゴリであるが、養護者の特性に応じた支援を検討する際の指標の一つとしている。 【参考：養護者のタイプ分類】			待とは何かを周知する。 （2 月 1 日号：高齢者見守り月間特集として掲載） （5）消費者被害防止等に向けた取り組み ①消費者被害担当部署とつながりをつくり、被害兆候などを共有できるように、関係部署に地域包括支援センターをＰＲする。 3. 養介護施設従事者、事業所への取り組み （1）介護施設に対して、高齢者虐待防止への取り組み状況の確認、取り組み喚起 ①介護施設からの事故報告書内容を介護保険係と共有し、不自然な点はないか専門職の視点から確認をする。詳細調査が必要案件は介護保険係と協力して対応する。 ②実地指導に同行して、高齢者虐待防止への取り組み状況の把握と、助言を行う。	

事業の背景・地域のニーズ		活動目標	行動計画 （企画～実施内容～事後）	歳出予算
現状	課題			
①権力と支配型： 養護者が高齢者の行動を支配するために、意図的かどうかに係わらずに暴力や虐待行為を日常的に用いている虐待をいう。 ②ストレス衝動型： 高齢者と養護者の置かれたその時の状況によって、誰にでも衝動的、突発的に起こり得る虐待をいう。 ③メンタル特性型： 養護者自身に知的、発達、精神などの特性があることによって引き起こされる虐待をいう。 ④現状否認型： 高齢者が老いていくことや認知症などによって変わっていくことを受け入れられない、あるいは受け入れよう、理解しようとせずに現状を否認することによって起こる虐待をいう。 ⑤承認欲求型： 高齢者よりも養護者自身が他者から認められ、褒められたいために介護や世話をするなかで起きる虐待をいう。 出典：研究代表者山口光治　平成 30 年度科学研究費助成事業基礎研究Ｃ「在宅介護高齢者虐待における養護者支援の現状を踏まえた新たな支援策の開発研究」より			（2）介護サービス事業所が行う高齢者虐待防止への取り組みへの協力 ・研修開催の相談等に対応する。 ・必要に応じて高齢者虐待防止委員会等に出席する。 ・養介護施設従事者等による虐待が発生した場合の事実確認、判断会議への協力（主幹係は介護保険係） ・施設からの事故報告書内容を介護保険係と共有し検証する。	

4. 小括

1）市町村

アンケート結果からは、高齢者の権利擁護に関する項目について、行政計画策定、他の行政計画への記載、及び庁内決裁で定められている割合は、セルフ・ネグレクトや高齢者消費者被害防止、孤独死に関する対応が低い割合となっていた。（グラフ再掲）

図表 28　行政計画策定、他の行政計画への記載、庁内決裁で定められている割合（n=691）

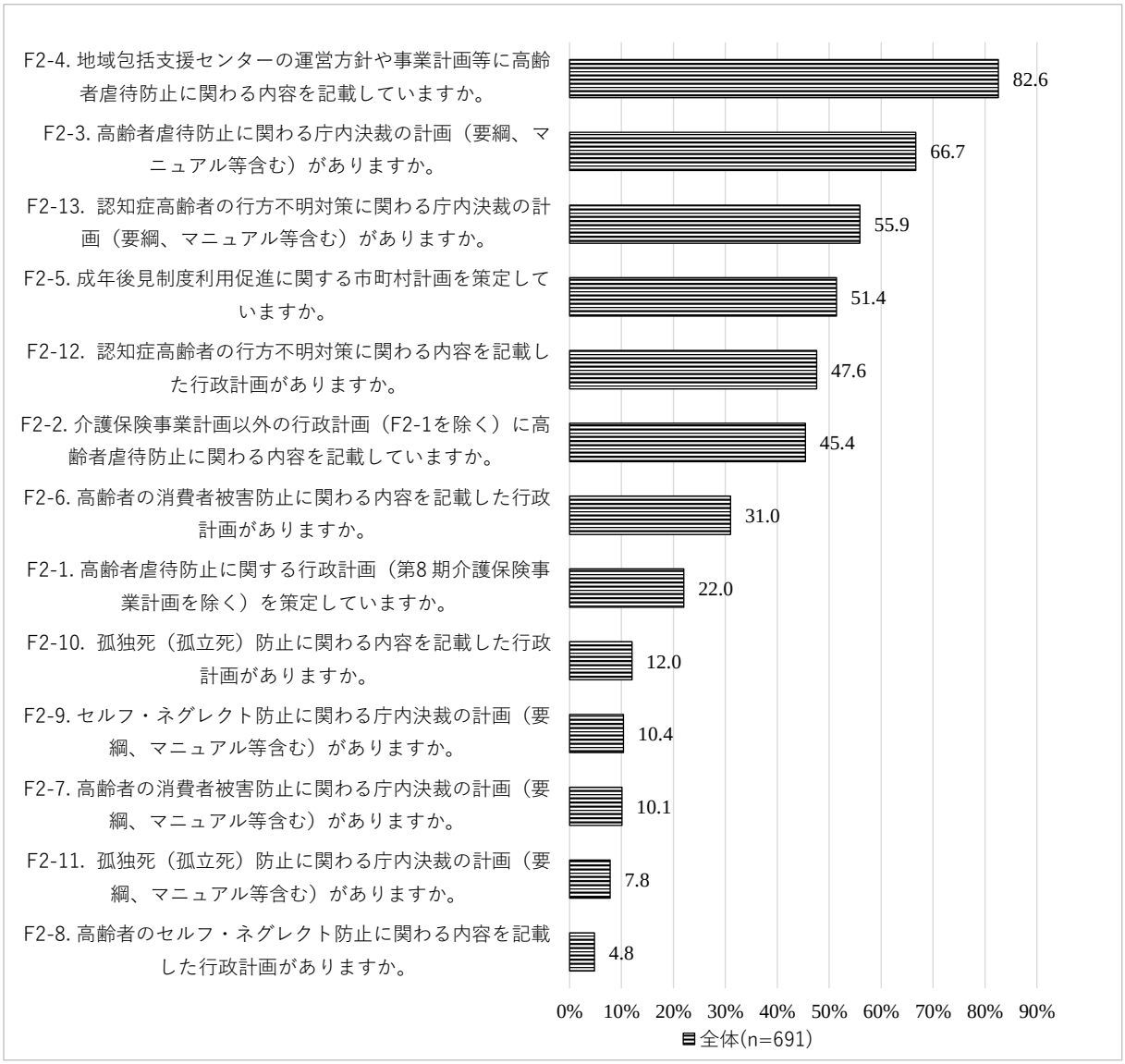

また、アンケート結果とヒアリング結果より、以下の通り、現状と課題をまとめた。

1) 市区町村

＜①課題の把握＞

- 高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査が活用されていた。
- 全国及び都道府県の調査結果との比較が可能で、法に基づき毎年度実施されることから経年比較も可能であり、調査結果から実態を把握し、課題分析を行うことができる。
- 机上調査で分析した介護保険事業計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。
- ヒアリングにおいては、市町村独自で調査項目を追加し、基本項目と独自項目の関係を分析することにより、課題を明確化する実践も行われていることが把握できた。
- なお、法に基づく対応状況等の調査以外には、高齢者虐待等の権利擁護の実態を検討する機会・場（検討会）を活用し、課題を把握する実践も行われていた。
- しかしながら、現行の介護保険事業計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。

＜②検討会の設置＞

- 実態に基づいた課題について他機関と対策を検討する機会・場として、地域ケア推進会議や介護保険事業計画策定委員会だけではなく、その他にも様々な検討会が活用されていた。
  - 虐待防止ネットワーク会議
  - 認知症施策推進関連の会議
  - 地域包括支援センター運営協議会　など
- ヒアリングにおいては、他機関と対策を検討する前に市町村や地域包括支援センター内の検討会を活用し、現場の視点を取り入れ、課題分析や対策を検討する実践も把握できた。
  - 地域包括支援センターの事業計画を検討する場
  - 地域包括支援センターの職種別会議（社会福祉士）　など
- 更に、アンケート調査においては、これらの検討会において高齢者虐待等の権利擁護の施策について行政評価が行われている実態が示された。また、ヒアリングにおいても、行政評価のプロセスで課題分析と対策の検討が行われている事例が把握できた。

＜③計画の策定＞

- 高齢者虐待等の権利擁護の体制整備に係る計画は、介護保険事業計画だけではなく、その他にも対象となる計画が存在することが把握できた。
  - 行政評価
  - 介護保険事業計画以外の行政計画
  - 市町村独自の行政計画（高齢者虐待防止計画等）
  - 庁内決裁の計画
  - 地域包括支援センターの運営方針や事業計画
  - マニュアル（高齢者虐待防止マニュアル等）※体制整備に係る内容が含まれている場合

・　なお、養介護施設従事者等による虐待については、机上調査では養護者による虐待と区別されていない記述が多く、体制整備の実態が把握しづらい状況が散見された。
・　養護者による高齢者虐待について、机上調査では法に基づく対応状況等の調査の「市町村における高齢や虐待防止対応のための体制整備等について」に係る 18 項目の視点から計画の策定状況を分析したが、介護保険事業計画等の行政計画には、必ずしも 18 項目が網羅的に盛り込まれていない実態が把握できた。
・　ヒアリングにおいては、地域包括支援センターの事業計画等と介護保険事業計画を掛け合わせることにより、18 項目を網羅するような体制を整備する実践が把握できた。

＜④実施と評価＞

・　高齢者虐待等の権利擁護の体制整備は、法に基づく対応状況等の調査では実施されていると回答していたとしても、介護保険事業計画には反映されているとは限らず、他の計画に反映されて実施されている可能性があることが把握できた。
・　机上調査では、行政評価や事業計画等において計画した体制整備の評価を行っている事例が把握できたが、介護保険事業計画においては対応実績等に対する評価は散見されても、計画した体制整備の評価に該当する記述は見つからなかった。
・　机上調査とヒアリング調査から、終結した虐待事案の事後検証については、事後検証の会議のほかに、事例検討や支援後のモニタリング会議等の機会を活用している可能性があることが把握できた。

2) 都道府県

＜①取組状況・課題の把握＞

- 市町村と同様に、高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等の調査が活用されていた。
- 机上調査で分析した介護保険事業支援計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。
- また、法に基づく対応状況等の調査以外には、アンケート調査や検討会、市町村訪問の機会、市町村及び地域包括支援センターの職員、介護サービス相談員等を対象とした研修会等を活用して管内の市町村の実態を把握していた。
- ヒアリングにおいては、把握した実態からの課題分析が課題として挙げられた。
- 市町村と同様に、現行の介護保険事業支援計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。

＜②検討会の設置＞

- 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場として、虐待防止連絡等の市町村担当者会議や虐待防止ネットワーク会議等が活用されていた。
- ヒアリングにおいては、管内の市町村の体制整備に関する取組状況を取りまとめ、検討会において情報共有することで、市町村担当者や関係機関との意見交換が行われていることが把握できた。
- ただし、年間で実施できる検討会の開催数が 1～2 回に限られているため、体制整備の課題を十分に議論した上で、都道府県の目標を定めるには限界がある状況であった。
- また、全ての市町村担当者が出席することになると参加者数が膨大になることから人選も必要になり、参加できなかった市町村への情報共有も行うことになる等、会議の運用を工夫する必要性も把握できた。

＜③支援方策の策定＞

- 市町村の状況に応じた支援方策を策定するために検討会等が活用されていた。
- ヒアリングにおいては、検討会での意見交換等を行うために、事前に庁内で支援方策を検討している状況が把握できた。
- また、高齢者権利擁護等推進事業や介護サービス相談員派遣事業等の既存事業の運用の見直しや充実を図ることから、支援方策を検討することもあることが把握できた。

＜④支援＞

- 養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待では対応部署が異なる場合があり、また、都道府県によっては地方局等と役割を分担して支援を実施していることがある。
- 弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの都道府県の関係機関との連携やネットワークだけではなく、市町村からの相談や通報等の受付、情報共有や方針の検討、部署間が連携しての対応、体制整備の課題共有等、庁内連携も重要になることが把握できた。
- 養介護施設従事者等による虐待の都道府県としての対応や体制整備については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

＜⑤フォローアップと支援効果の評価＞

・　市町村訪問により取組状況・課題の把握を兼ねてフォローアップを図る取組や、検討会において市町村からの意見を聴取するような取組が把握できた。

一方で、フォローアップと支援効果の評価結果の具体的な内容については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

第３章 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する調査

1. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査）

※ 第 2 章と同一のアンケート調査票にて調査を実施したため、調査目的と対象と方法の記述は割愛する。

(1) 調査結果

※ 第 2 章と同一のアンケート調査票にて調査を実施したため、回収状況及び回答者の基本属性についての記述は割愛する。

※ その他の回答や自由記述回答については、基礎資料に掲載している。

① 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に対する基本情報

1) 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の数の把握状況について

高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の総数の把握状況について、「把握している」が 58.3%、「把握していない」が 41.7%であった。

図表 29 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の総数の把握状況（n=691）

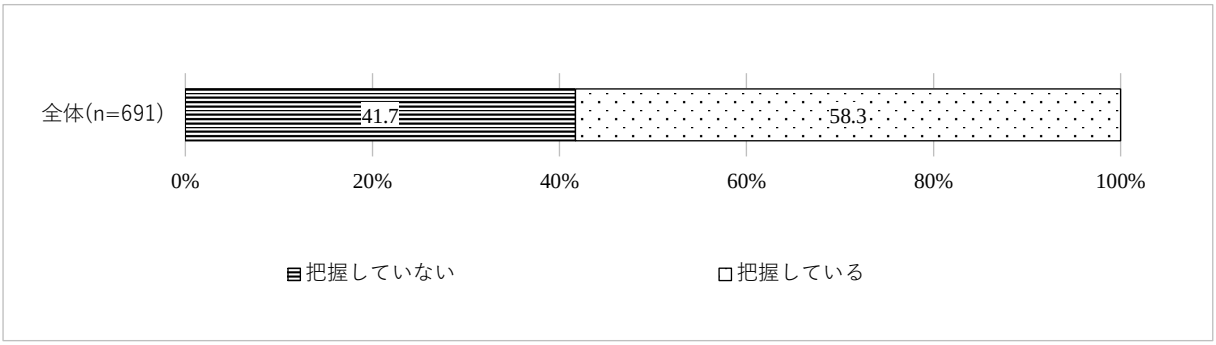

高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害のうち、セルフ・ネグレクトの数の把握状況について、「把握していない」が 61.2%、「把握している」が 38.8%であった。なお、件数を把握している自治体において、発生件数総数は 208 件、件数を計上した自治体の総人口は 696.3 万人となり、10 万人当たりのセルフ・ネグレクトの発生件数は 2.99 件/10 万人となった。この結果と日本の人口（約 1 億 2600 万人）から、国内におけるセルフ・ネグレクトの発生件数は約 3,760 件と推定された。

図表 30　セルフ・ネグレクトの数の把握状況（n=691）

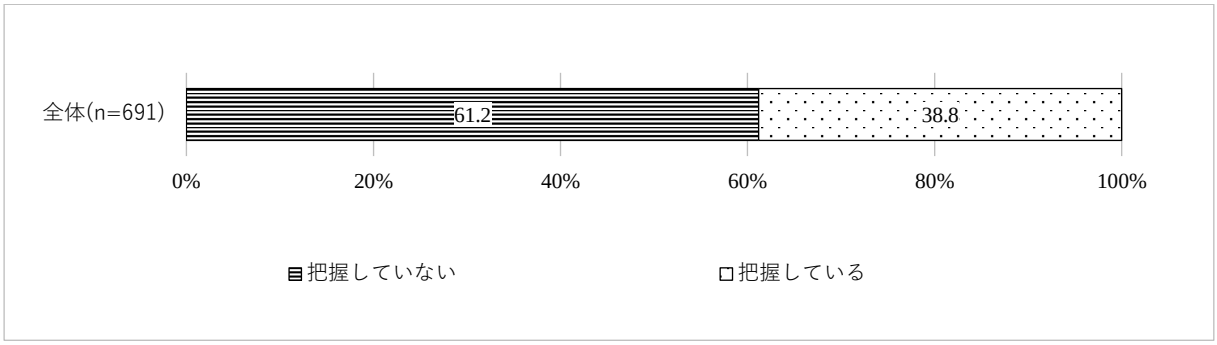

高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害のうち、養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待（お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスを除く）の数の把握状況について、「把握していない」が 55.9%、「把握している」が 44.1%であった。なお件数を把握している自治体において、発生件数総数は 1,276 件、件数を計上した自治体の総人口は 1,186 万人となり、10 万人当たりの養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待の発生件数は 10.8 件/10 万人となった。この結果と日本の人口（約 1 億 2600 万人）から、国内における養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待の発生件数は約 13,600 件と推定された。

図表 31　養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待の数の把握状況（n=691）

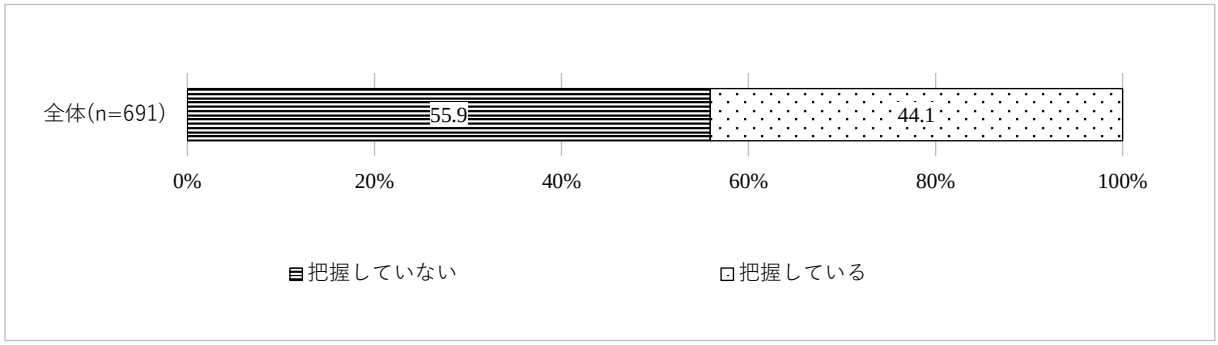

高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害のうち、お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスの数の把握状況について、「把握していない」が 60.6%、「把握している」が 39.4%であった。なお件数を把握している自治体において、発生件数総数は 670 件、件数を計上した自治体の総人口は 1,124 万人となり、10 万人当たりのセお互いに自立した 65 歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスの発生件数は 5.96 件/10 万人となった。この結果と日本の人口（約 1 億 2600 万人）から、国内におけるお互いに自立した 65 歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスの発生件数は約 7,500 件となった。

図表 32　お互いに自立した 65 歳以上の夫婦観のドメスティックバイオレンスの数の把握状況（n=691）

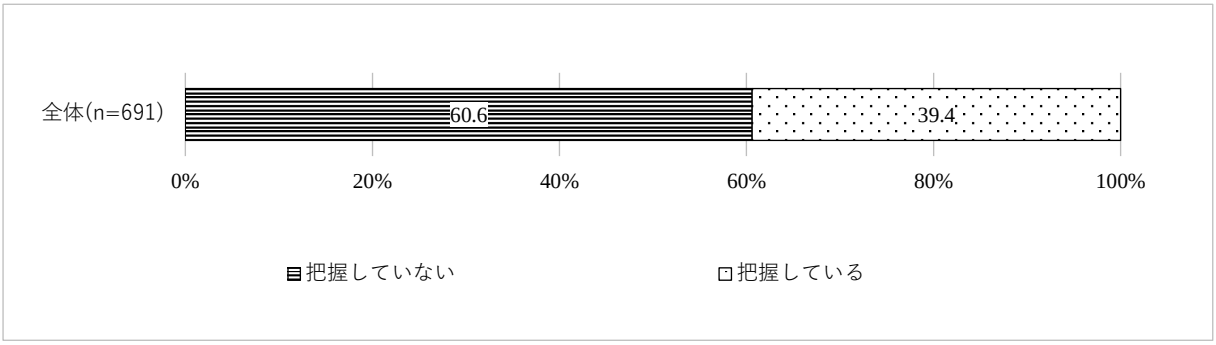

高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害のうち、認知症による行方不明高齢者数の把握状況について、「把握していない」が 52.0%、「把握している」が 48.0%であった。なお件数を把握している自治体において、発生件数総数は 5,092 件、件数を計上した自治体の総人口は 2,502 万人となり、10 万人当たりの認知症による行方不明高齢者の発生件数は 20.4 件/10 万人となった。この結果と日本の人口（約 1 億 2600 万人）から、国内における認知症による行方不明高齢者の発生件数は約 25,600 件と推定された。

図表 33　認知症による行方不明高齢者数を把握状況（n=691）

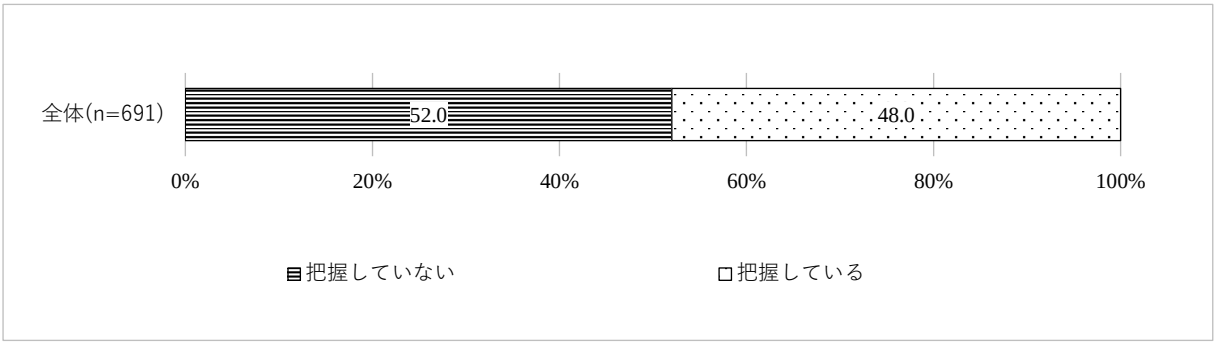

2) 在宅で孤立死した高齢者について

在宅で孤立死した高齢者（対応中に死亡した例だけでなく、発見時に死亡していた例も含む）の有無に関する把握状況については、「該当する死亡はあったが、人数は不明」が 40.4%と最も高く、次いで「該当する死亡があったかどうかを把握していない」が 25.2%であった。

図表 34　在宅で孤立死した高齢者の有無に関する把握状況（n=691）

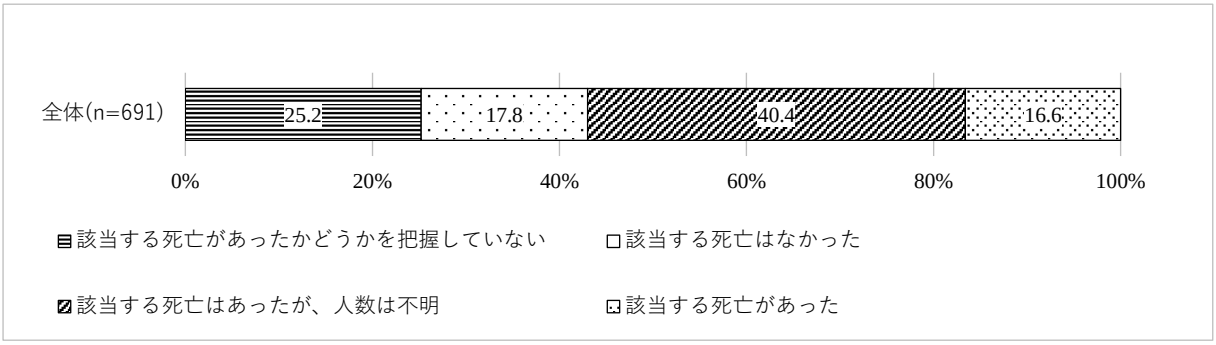

3) 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般の対応について

高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般にうまく対応できているかどうかについて、「どちらかと言えば、できている」が 64.0%と最も高く、次いで「どちらかと言えば、できていない」が 20.0%であった。

図表 35　高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般にうまく対応かどうか（n=691）

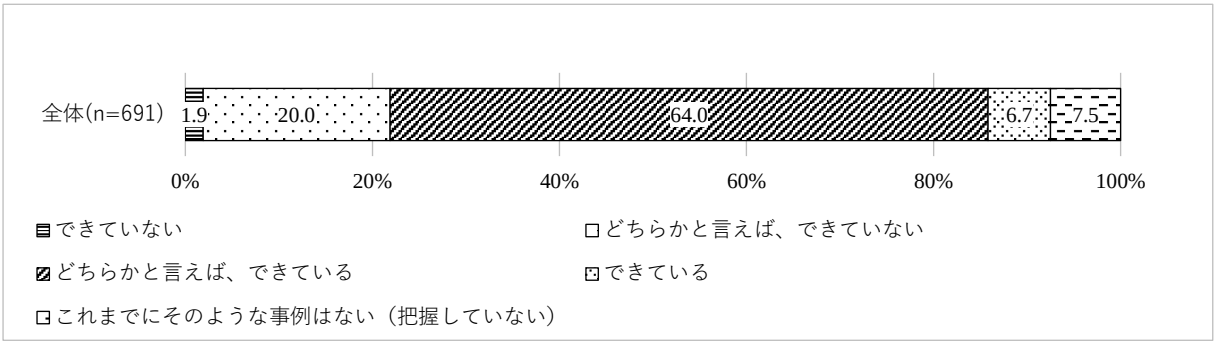

高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般の対応について、「うまく対応できていない」又は「どちらかと言えば、できていない」と回答した市区町村がうまくできていない理由は、「高齢者虐待防止も含め、高齢者虐待防止法に準ずる対応に従事できる人員数が不足しているため」が 72.8%と最も高く、次いで「高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害を扱う協議体を設置していないため」が 31.1%であった。

図表 36　高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般の対応がうまくできていない理由（n=151）

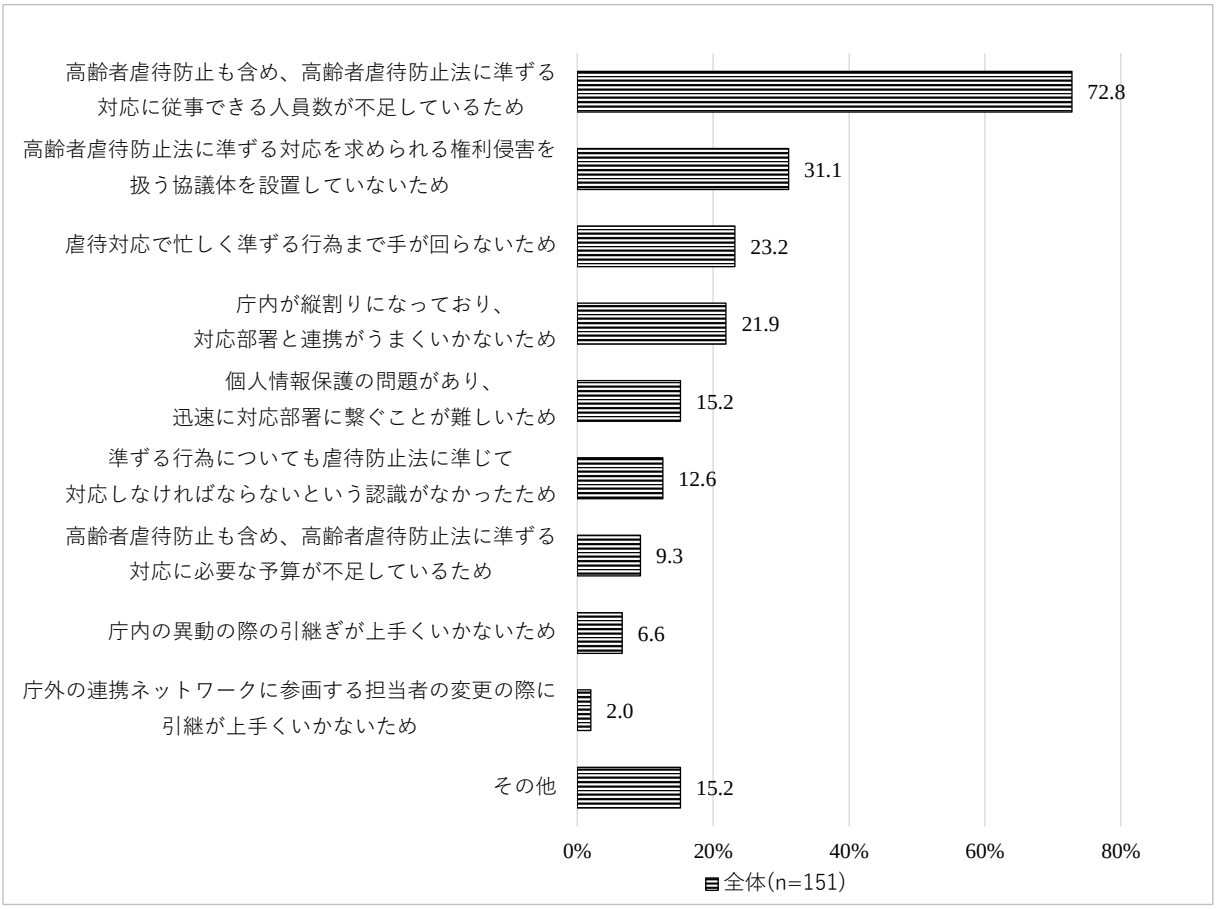

4) 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する窓口の周知について

高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する窓口を住民へ周知している（高齢者虐待防止に関する窓口と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえて回答）かどうかについて、「特に対応していない」が 53.3%と最も高く、次いで「窓口で高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の相談・通報も扱うことを明示している」が 33.6%であった。

図表 37　高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する窓口を周知しているかどうか（n=691）

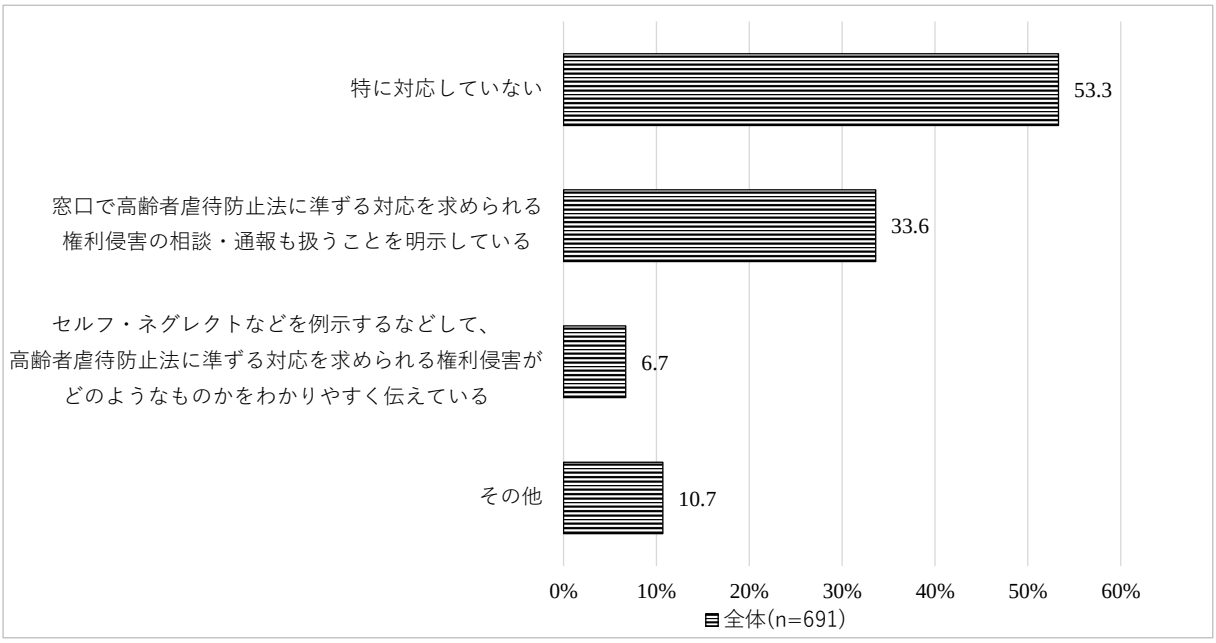

5) 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する啓発活動の取組について

高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する啓発活動としてどのような取組を行っている（高齢者虐待防止に関する啓発活動と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえて回答）かについて、「高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する啓発活動は行っていない」が 47.8%と最も高く、次いで「貴自治体のホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などを公表している」が 23.4%であった。

図表 38　高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する啓発活動について、どのような取組を行っているか（n=691）

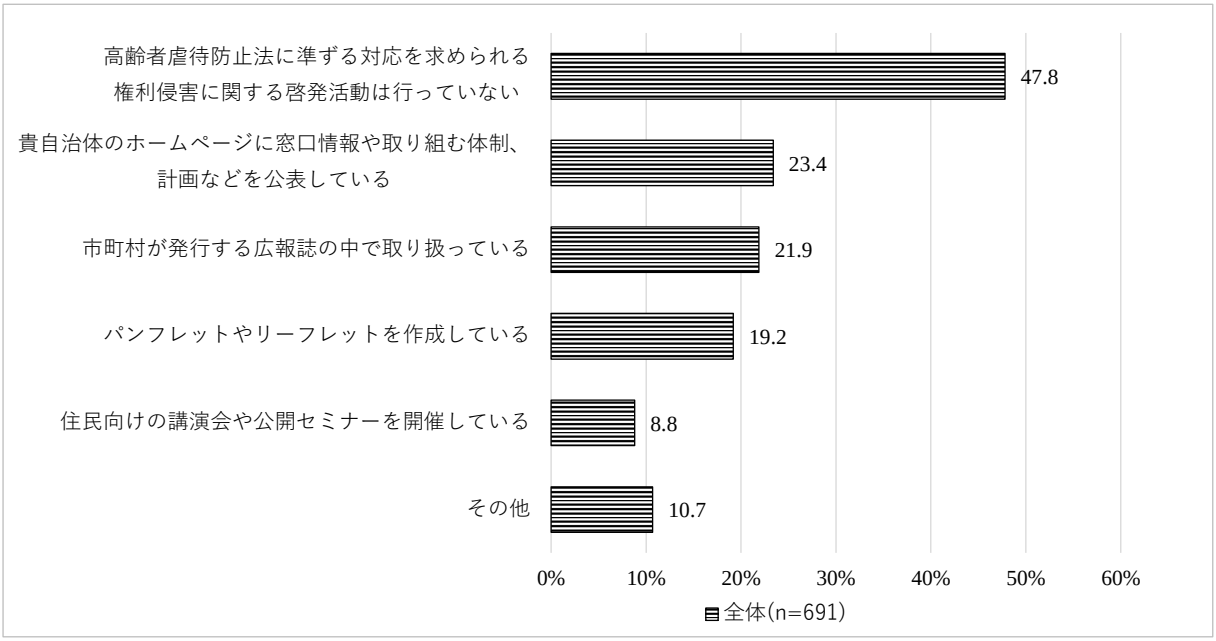

6) 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために実施している対策について

高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために実施している対策は、「訪問等によって実態把握を行っている」が 68.9%と最も高く、次いで「関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している」が 52.8%であった。

図表 39　セルフ・ネグレクト等の権利侵害を早期に発見するために実施している対策（n=691）

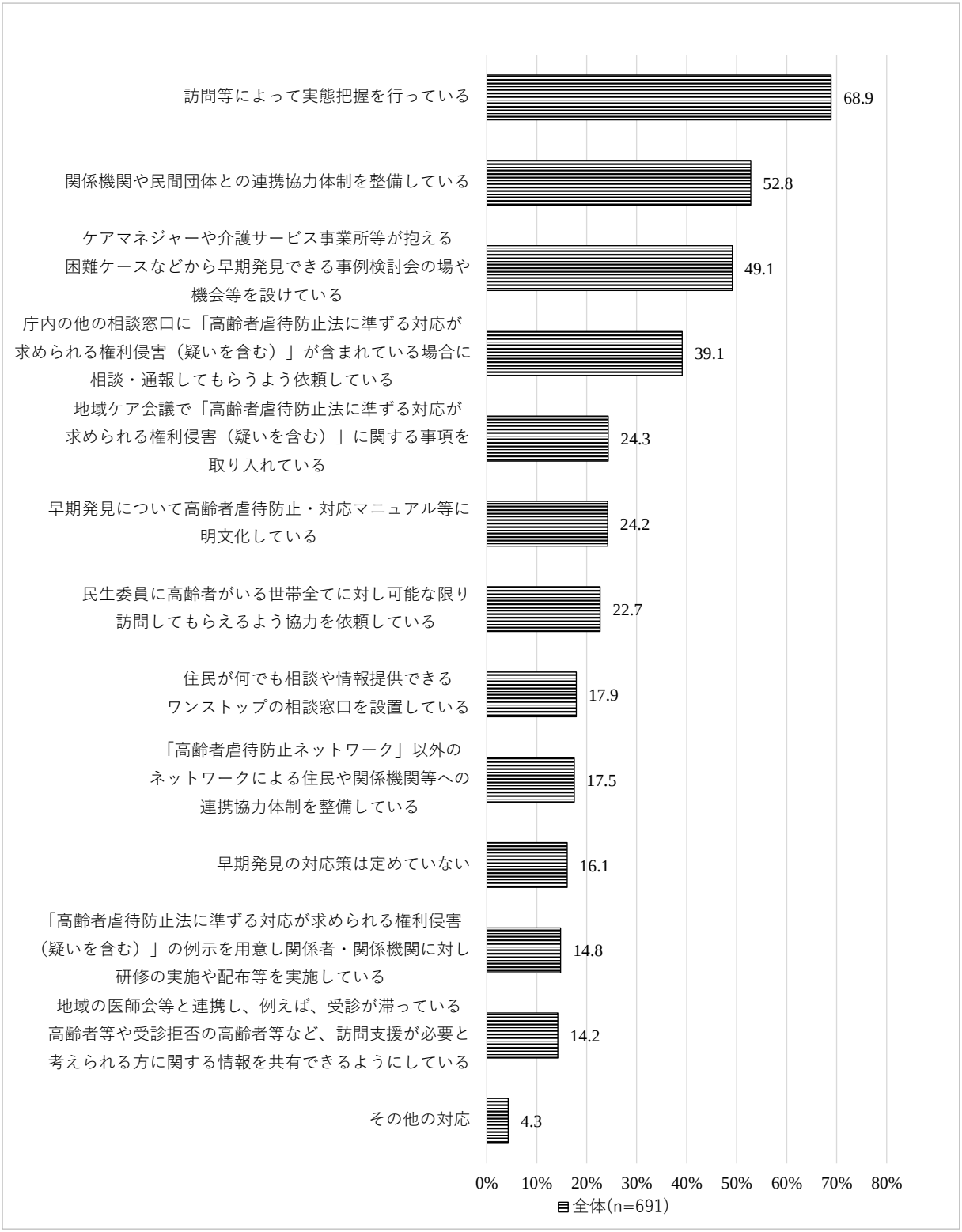

高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために実施している対策で「「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークによる住民や関係機関等への連携協力体制を整備している」と回答した市区町村のネットワークのメンバーは、「民生委員」が 75.2%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が 71.9%であった。

図表 40　「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークのメンバー（n=121）

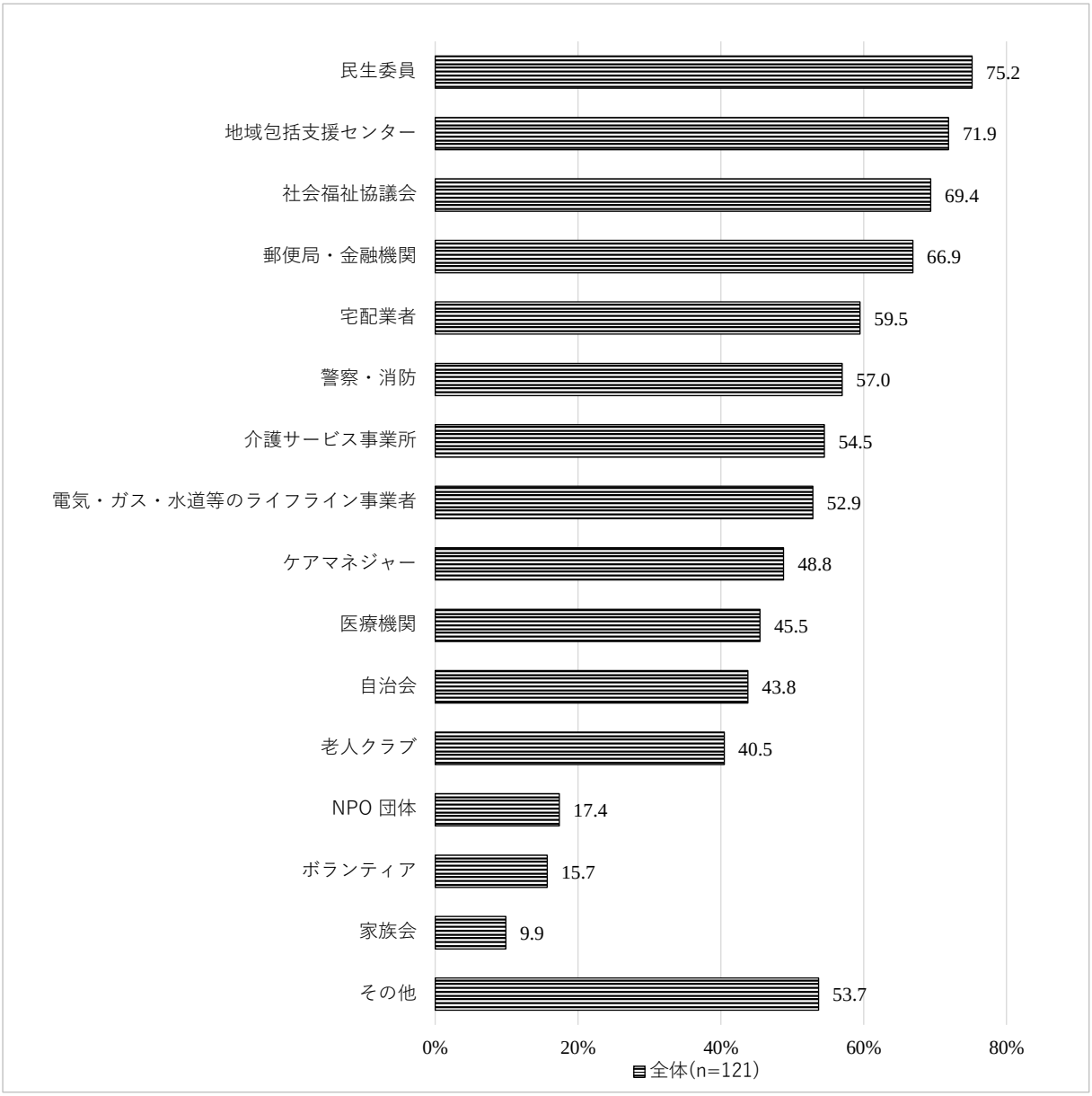

7) 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会の提供について

迅速かつ適切な対応の観点から、地域包括支援センター等の関係者が高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会を提供している（高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合はそれを踏まえて回答）かどうかについて、「実施していない」が 40.2%と最も高く、次いで「地域の課題として地域ケア会議を実施している」が 29.5%であった。

図表 41　地域包括センター等の関係者が高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会を提供しているかどうか（n=691）

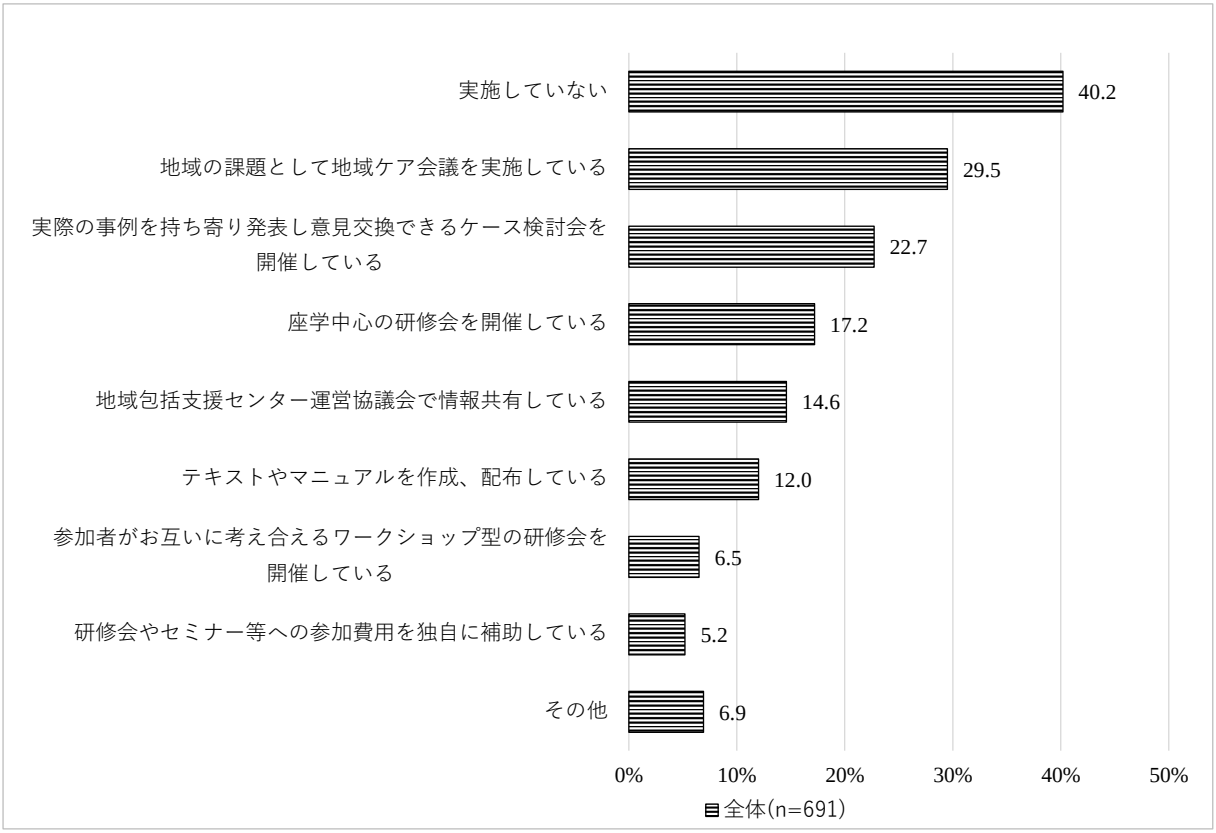

8) 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の対応について

高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害について、施設や病院等への保護や自宅等への立ち入り、面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースがあった場合に対応可能な項目は、「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による成年後見人等の申立」が 68.9%と最も高く、次いで「介護保険サービス・生活支援サービスの導入」が 67.7%であった。

図表 42　高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害について対応可能な項目（n=691）

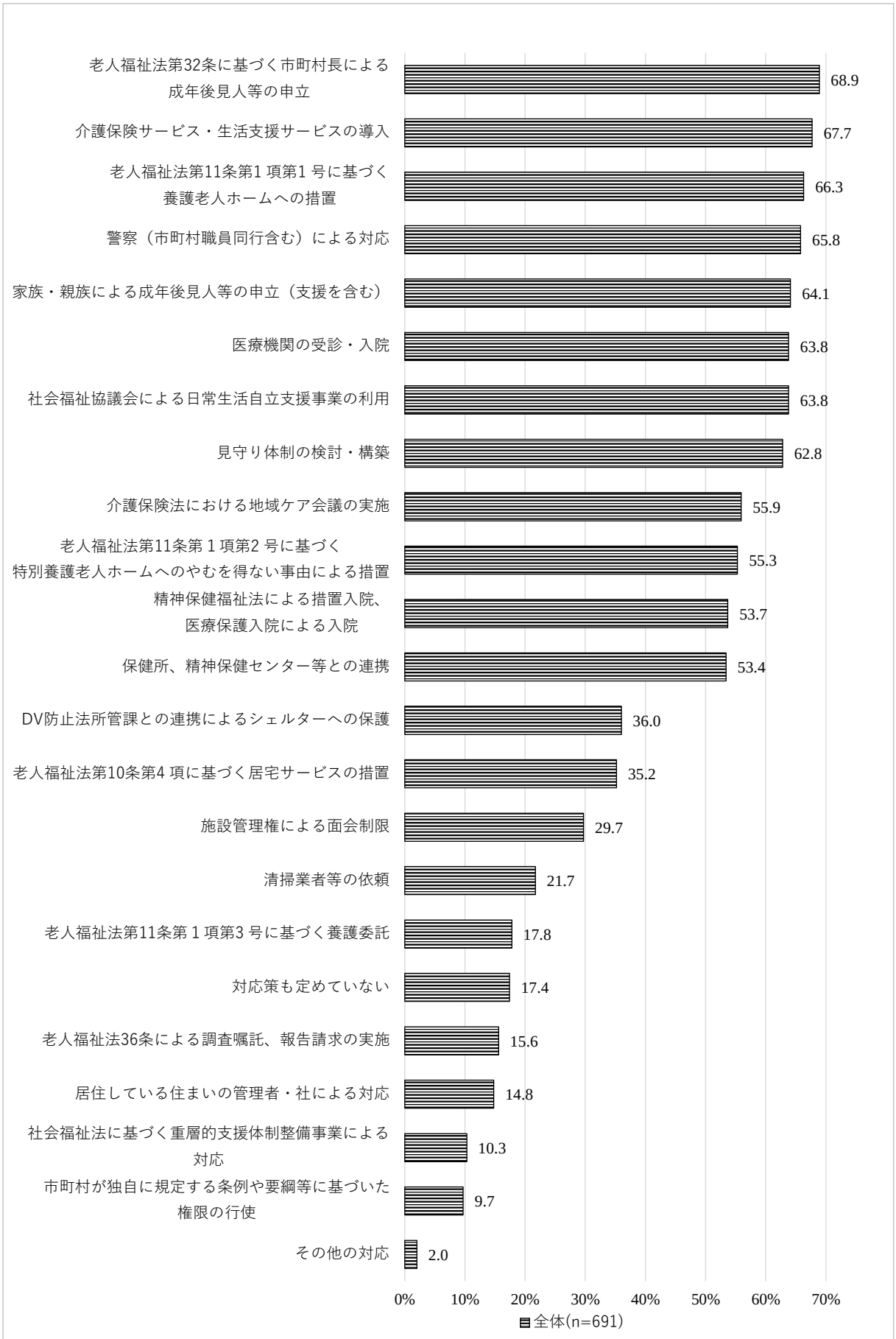

高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害において、施設や病院等への保護や面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースへの対応方法としてマニュアル等で事前に定めているものについて、「対応策も定めていない」が 63.7%と最も高く、次いで「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による成年後見人等の申立」が 23.0%であった。

図表 43　高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の対応策を定めたもの（n=691）

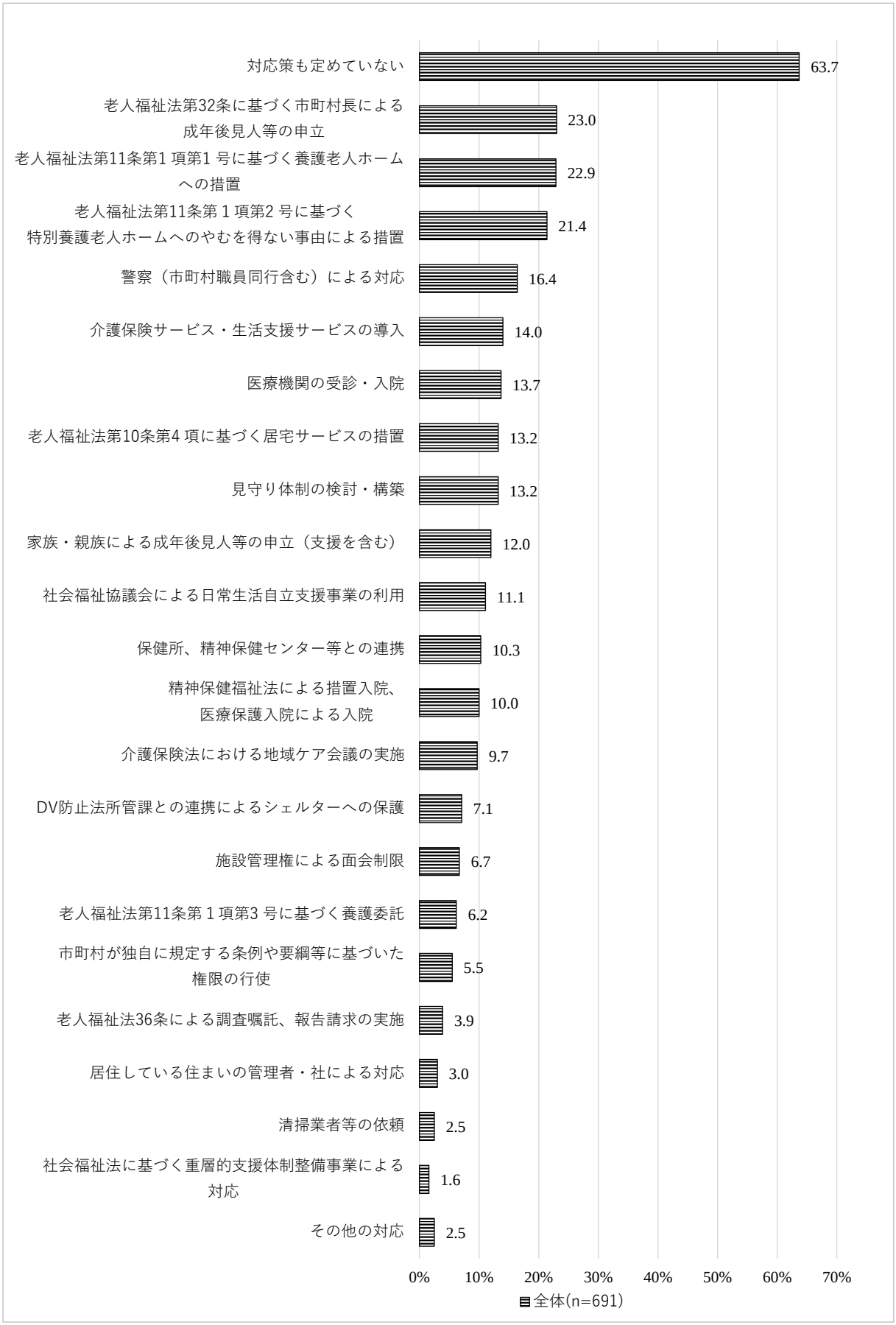

9) 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害案件の事後検証について

高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証の実施有無については、「事後検証していない」が 87.0%、「事後検証している」が 13.0%であった。

図表 44　再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証の実施有無

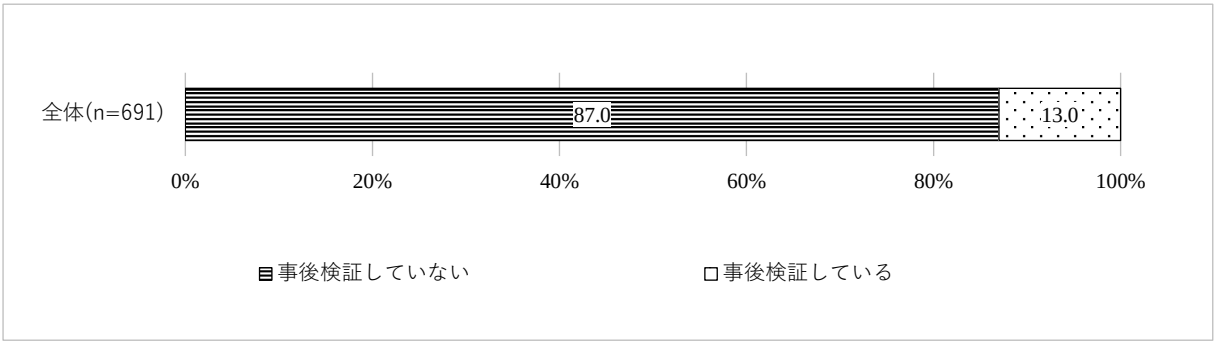

高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証の結果については、「検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している」が 74.4%と最も高く、次いで「検証結果を他ケースの解決に繋げている」が 60.0%であった。

図表 45　再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証の結果の取扱い（n=90）

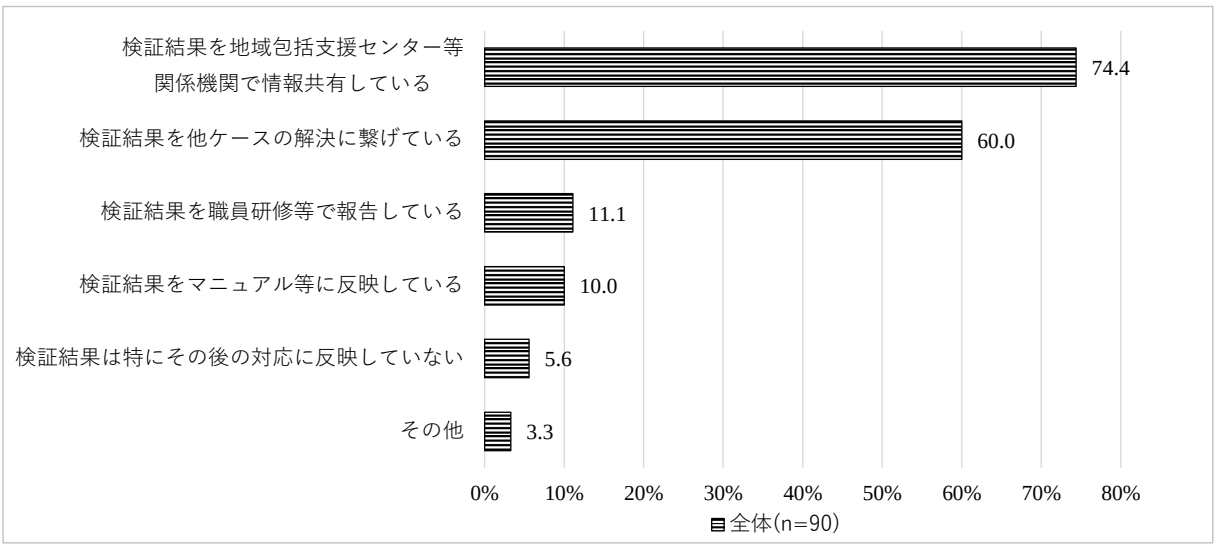

10）高齢者虐待防止法に準ずる対応時の連携について

高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携した関係機関の有無については、「次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等[1]と連携している、あるいは連携する見込み」が 87.1%、「連携したことはなく、今後も未定である」が 12.9%であった。

図表 46　高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携した関係機関の有無（n=691）

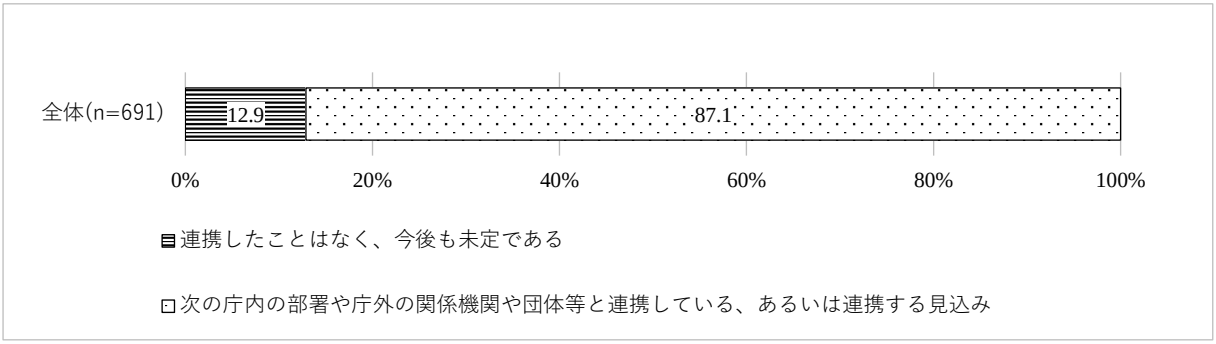

高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携したことがあるかどうかについて、「次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等 [1] と連携している、あるいは連携する見込み」と回答した市区町村が、対応時に連携した（今後の見通しも含む）関係機関は、「生活保護を担当する部署」が 92.5%と最も高く、次いで「高齢者福祉を担当する部署」が 92.0%であった。

[1] 「次の庁内の部署や町外の関係機関や団体等」とは、以下を指す。

(庁内)

高齢者福祉を担当する部署、生活保護を担当する部署、障害福祉を担当する部署、介護保険を担当する部署、DV 防止法を担当する部署、生活困窮者支援を担当する部署、自殺対策基本法を担当する部署、ゴミ（回収・処理）を担当する部署、重層的体制整備支援事業所、消費生活センター、その他

（庁外）

警察、消防、地域包括支援センター、保健所・保健センター、地区保健福祉センター、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター、市町村社会福祉協議会、医療機関、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、在宅サービス等提供事業者、地区社会福祉協議会、成年後見人等、民生委員、人権擁護委員、見守り支援員、自治会、地域団体（老人会・婦人会等）、弁護士、司法書士、社会福祉士、ライフライン事業者、宅配事業者、郵便局員、その他

図表 47　高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携した関係機関や団体等

（n=602）

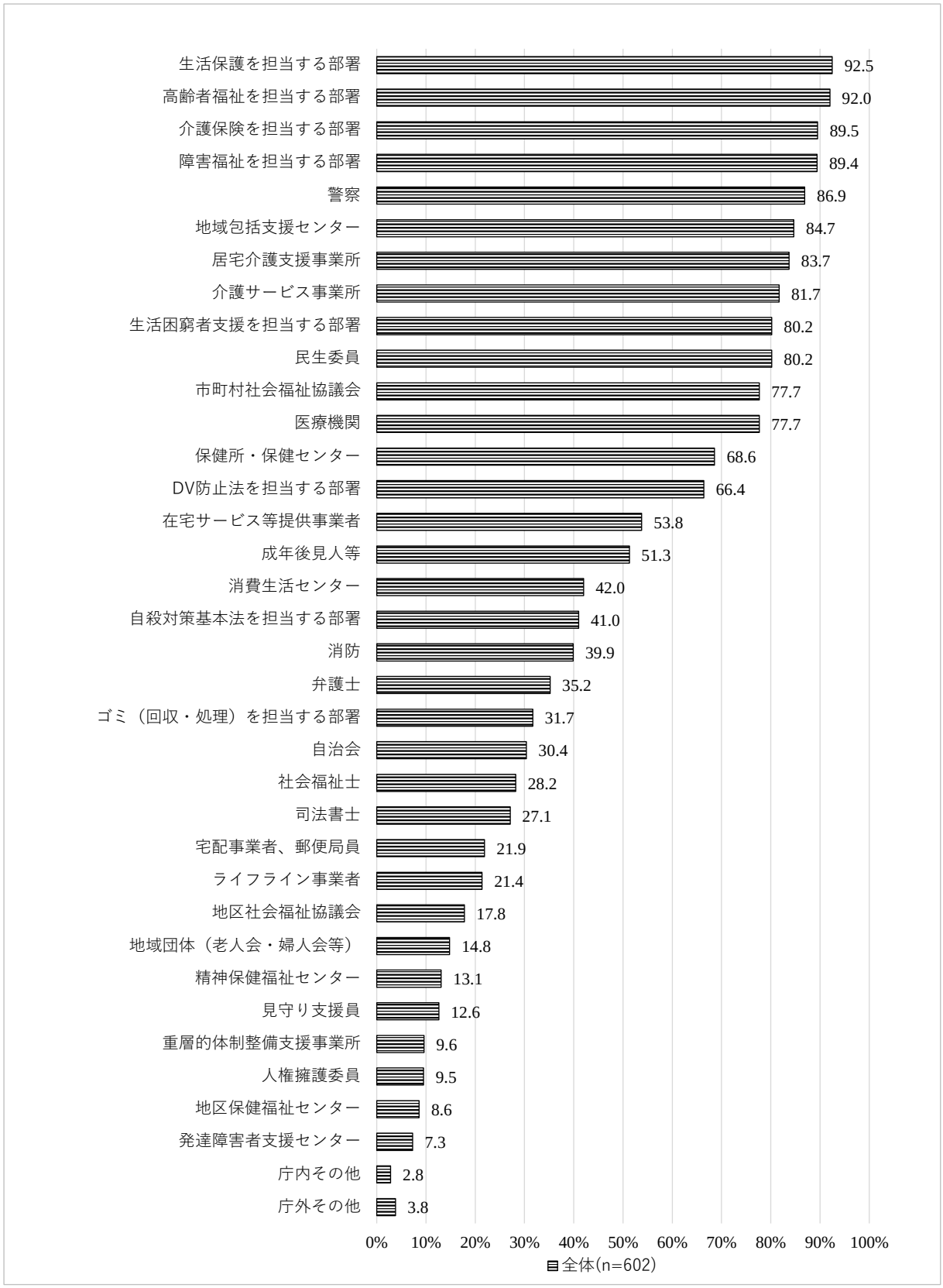

2. ヒアリング調査

(1) 調査目的

セルフ・ネグレクトや養護・被養護の関係にない等の高齢者虐待に準ずる対応が求められる事案について、「未然防止」、「早期発見」、「迅速かつ適切な対応」及び「再発防止」の 4 つの観点から、自治体における支援状況等に関する好事例や取組事例を収集すること。

(2) 問題意識

セルフ・ネグレクトや養護・被養護の関係にない等の高齢者虐待に準ずる対応が求められる事案について、自治体における支援等を推進するための要点や課題はどのようなものか。また、阻害要因があるならば、それはどのようなものか。

(3) 具体的な事例

高齢者虐待に準ずる対応が求められる事案について四條畷市（大阪府）の事例を取り上げる。

大阪府四条畷市

■ **自治体概要**

人口：55,177 人、65 歳以上の高齢者人口：15,149 人、高齢化率：27.5%

1. 実態把握について

(1) 準ずる対応が求められる権利侵害についての把握状況と行政計画

- セルフ・ネグレクト、養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待、認知症による行方不明高齢者数の発生件数を全て把握している。なお、セルフ・ネグレクトについて、昨年度は計上した件数はゼロであったが、今年度はセルフ・ネグレクトと言えそうな事案は複数存在している。
  - ➢ セルフ・ネグレクトと判断することが難しく、他のカテゴリに分類し対応している。(生活困窮や疾患等)。
- 把握している事案の深刻度は比較的軽度のものが多い。
- 件数の把握をしっかりと行っている理由としては、それぞれの権利侵害で対応が異なるという認識があるため、個別で件数を把握しておくことが望ましいとの考えに基づいている。
- セルフ・ネグレクト、孤独死、認知症に関する行政計画を策定するとともに、行政評価も実施している。
  - ➢ 計画に記載されているのは発生件数のみであり、現状では対策には落とし込めていないと感じている。
  - ➢ 評価については他の課との連携が必要であり、十分な議論については今後の課題である。

図表 48　四條畷市の実態把握状況と行政計画・評価

把握件数	セルフ･ネグレクト	0件	行政計画の有無	セ･孤･認
	養護･被養護外の権利侵害	7件	庁内決裁の有無	認
	自立した夫婦間DV	6件	行政評価の実施	セ･孤･認
	認知症による行方不明	27件	予算確保向け評価の実施	セ･孤･認

セ：セルフ･ネグレクト、弧：孤独死、認：認知症

(2) 実務主体である高齢福祉課の体制

- 庁内の複数の課や外部機関との連携を通して業務を行っている。具体的には、高齢福祉課（65 歳以上の権利侵害、虐待対応も兼務)、障がい福祉課（65 歳未満、障がいをお持ちの方)、加えて生活困窮関連の部署も対応している。一次対応は主に高齢福祉課職員が担っている。
- 体制づくりにおいては、現場に携わる人材の育成が非常に大事であると考えている。また、高齢福祉課としては複数の対応事案が並行して生じた場合は一人では対応が難しい。このような事態は限定的ではあるものの、対策を立てておく必要がある。幅広い知識をもち、様々な現場に対応できる人材が大切であると考えている。

2. 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害への対応について

(1) 未然防止・早期発見の観点について

未然防止・早期発見のための実施体制や住民向けの普及啓発を中心に取り組んでいることについてヒアリングを実施した。

＜未然防止・早期発見のための体制作り＞

- 民生委員との連携や、地区福祉委員という地区ごとの福祉委員を兼ねている方もおり、小地域ネットワークと地域包括支援センターが介護予防等で日常的に連携している。
  - 気になることがあれば、地域包括支援センターに連絡することが定着していることがいい効果に繋がっていると考えている

＜未然防止・早期発見のための住民向け周知・普及啓発＞

- 住民向けの周知として、広報や地区の回覧板を活用して、そこで記事を載せる等の周知啓発を行っている。また、市の情報発信には LINE や Twitter も活用している。加えて、地域包括支援センターが地域に出向いて啓発活動を行っている。
  - 地域住民も含めた見守り・連携が進んでおり、権利侵害の未然防止や早期発見につながっている。また、住民が事例に応じてどこに相談すればいいかある程度明確になっており、地域包括支援センター等に通報・相談しやすい環境になっていることも重要であると想定される。
  - 見守りが監視的になってしまうケースや、主観で虐待であると判断して通報がなされるケースもあり、対策が必要であると考えられている。
  - 地域の連携や見守りについては、人口規模に応じた対応策を検討する必要があることが示唆される。四條畷市は人口 5 万 5 千人程度の規模であり、地域住民の連携が取りやすい規模である可能性があり、検討していくべきと考えられる。

(2) 迅速かつ適切な対応・再発防止の観点について

迅速かつ適切な対応を行うために、庁内や地域包括支援センターなどとの連携、会議体の設置の観点での取り組みについてヒアリングを実施した。

＜迅速かつ適切な対応のための庁内外連携と活動＞

- 高齢福祉課（60 歳以上、虐待対応も兼務)、障がい福祉課（65 歳未満、障害をお持ちの方)、加えて生活困窮関連の部署も対応している。また、福祉政策課においては事例検討を複数期間で行う体制がある。
- 市内に 3 圏域日常生活圏域があるが、高齢化率にも差がある。高齢化率が 30%超えるところでは、地域包括支援センターが支援困難な事例を常に行政へ相談しており、対応している。
- 地域包括支援センターに相談業務は委託・連携している。定例会議も設けており、事例や対応内容に関する情報交換などを積極的に行っている。
  - 単独では対応が難しい、地域包括支援センターの知識やアセスメントの能力であっても、広い情報が求められてくる。相談できたところのケースを整理し、横に広げていく際に時間的な比重がかかってきている。
- ケアマネジャーとの定例連絡会にて事例を共有している。
- 守口市、門真市とともに「くすのき広域連合」を組成しており、市をまたいだ様々な事案について対応を行う体制はできている。
  - 体制整備の際の予算確保において、予算規模の観点から単独の自治体では実施が難しいシステムの導入など、三市合同で実施することで質の高いシステムを導入できる等があるが、地域によって特色があるため予算に落としにくいところはある。
  - 虐待対応については各市に権限があり、広域での対応はしていない。また、地域支援事業や地域の課題から共同で事業を創成していくという観点ではなじまないこともある。
- 「まるごと支援会議」という会議体を年に 2 回程度行っている。この会議体では行政機関だけでなく外部機関（例えば、警察、消防）も構成員となっており、事例とごとに担当の機関から説明する機会としている。地域ケア会議で取り扱うことが難しい高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害への対応や虐待に準ずる対応が求められる権利侵害はこちらの会議体で取り扱っている。
- 高齢者 SOS ネットワークシステムを三市広域で導入している。事前登録した高齢者について行方不明の状況が生じた場合、SOS ネットワークを活用した情報配信を行う仕組みであり、あわせて市としては家族等からの希望により、市の LINE や HP に情報をアップするなど早期発見を呼びかけている。支援機関や介護事業所、行政が主体となっている。

＜再発防止のための活動＞

- 事例の評価やモニタリングとして、個別事ごとに、随時相談が入った際に地域包括支援センターで関わってもらい、事後対応を実施している。
  - 事後評価の結果を集約して評価する会議は今のところなく、リスト化して後追いするところまではできていない。

3. 小括

＜課題の把握＞

- 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の発生件数を把握している市町村はおよそ６割程度であった。その中でセルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65歳以上夫婦間のＤＶ、認知症による行方不明高齢者を把握している市町村はそれぞれ４割～５割弱であった。
- 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の各市町村での 10 万人当たりの発生数はセルフ・ネグレクトが 2.99 人、養護・被養護関係にない高齢者が 10.8 人、65 歳以上夫婦間のＤＶが 5.96 人、認知症による行方不明高齢者が 20.4 人となった[1]。今回把握された発生割合に基づいて算出すると、例えばセルフ・ネグレクトでは 3,800 人程度発生している可能性がある[2]。
- 在宅での孤立死に至った高齢者については、依然として２／３程度の市町村が「該当する死亡があったかを把握していない」もしくは「死亡はあったが人数は不明」と回答していた。

＜検討会の設置＞

- 準ずる対応を求められるの権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために「関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している」「事例検討会の場や機会等を設けている」市町村は約５割であった。
- 対応するうえで求められる知識等を習得する場や機会の提供に関しては、６割の市町村が何らかの対応をしていた。
- 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般への対応がうまくできない理由は、人員数の不足（72.8%）が顕著であった。ついで協議体を設置していないこと（31.1%）も上位であった。
-

＜計画の策定＞

- セルフ・ネグレクトについては、行政計画がある自治体は 4.8%、庁内決裁の計画が 10.4%、行政評価の実施が 2.7%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 2.2%となり、計画にセルフ・ネグレクトを含めている自治体は非常に限定的であった。
- 孤独死については、行政計画を立てている自治体は 12.0%、庁内決裁の計画を 7.8%、行政評価の実施が 4.9%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 5.2%となり、計画に孤独死を含めている自治体は非常に限定的であった。
- 認知症については、行政計画を立てている自治体は 47.6%、庁内決裁の計画を 55.9%、行政評価の実施が 26.0%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 28.2%となり、計画に認知症を含めている自治体は他の準ずる対応が求められる権利侵害と比べると多くなった。

---

[1] アンケート結果から得られたそれぞれの権利侵害の総発生件数に関して、件数を把握していると回答した自治体の総人口で割り、10 万を乗じることで算出した。

[2] 上記で算出した 10 万人当たりの発生件数を日本の総人口当たりに換算した数字

＜実施と評価＞

・　約９割の市町村が、他部署・関係機関・団体等と連携して、高齢者虐待防止法に準ずる対応をしている。連携先は生活保護担当、高齢者福祉・介護保険、障害福祉、警察、地域包括支援センターが上位だが、それ以外も相当数ある。

・　再発防止の観点から、終結した事案の事後検証を実施できている市町村は１割強（13.0%）に留まっている。

＜ヒアリング結果＞

・　未然防止・早期発見のためには、地域住民などが高齢者を日常的に見守り、必要に応じて行政機関等に相談・通報できる環境（見守りネットワーク）を構築していることが重要である。特に、セルフ・ネグレクトのような発見が難しい事案については、高齢者のちょっとした変化に気づくことが求められる。

・　迅速かつ適切な対応や再発防止の観点においては、行政機関とその協業者がシームレスに連携・対応できる体制を構築できているかが重要であることが示唆された。

第４章 消費者被害に関する調査

1. アンケート調査（高齢者虐待対応部署向け調査）

※　第 2 章と同一のアンケート調査票にて調査を実施したため、調査目的と対象と方法の記述は割愛する。

(1) 調査結果

※ 第 2 章と同一のアンケート調査票にて調査を実施したため、回収状況及び回答者の基本属性についての記述は割愛する。

※ その他の回答や自由記述回答については、基礎資料に掲載している。

① 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の把握状況について

自治体や地域包括センターで、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の発生件数の把握状況について、「対応をしているが件数は把握していない」が 66.4%と最も高く、次いで「消費者被害単独では把握していないが、経済的虐待等に含めて把握している」が 17.7%であった。

図表 49　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の把握状況（n=691）

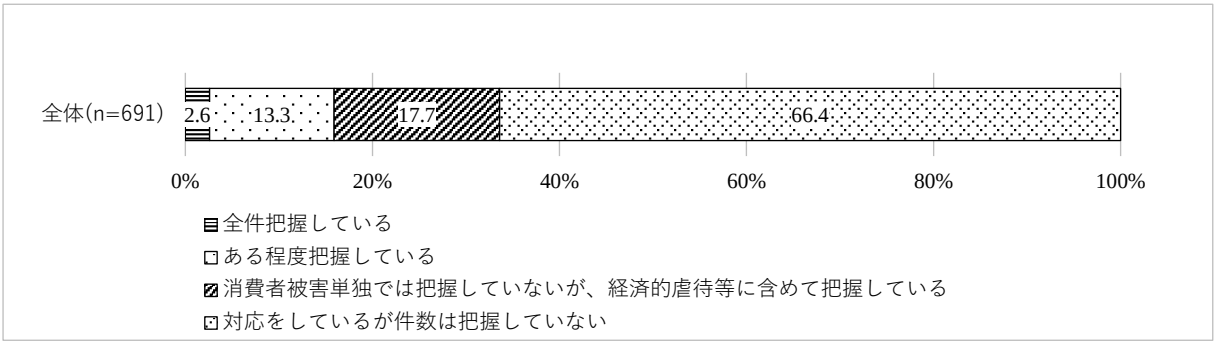

② 高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱等の有無

自治体に高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱について、「そのような条例や要綱等はない」が 69.8%、「取り扱った条例や要綱等がある」が 6.8%で、「わからない」が 23.4%であった。

図表 50　高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱の有無（n=691）

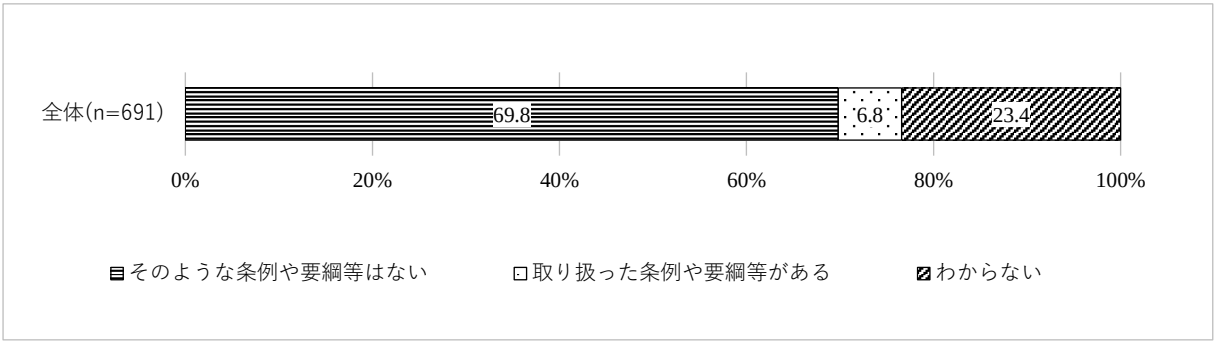

③ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の対応について

自治体における高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する対応については、「消費者被害の予防に関する広報、注意喚起」が 67.4%と最も高く、次いで「消費生活センターによる対応」が 60.5%であった。

図表 51　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の対応（n=691）

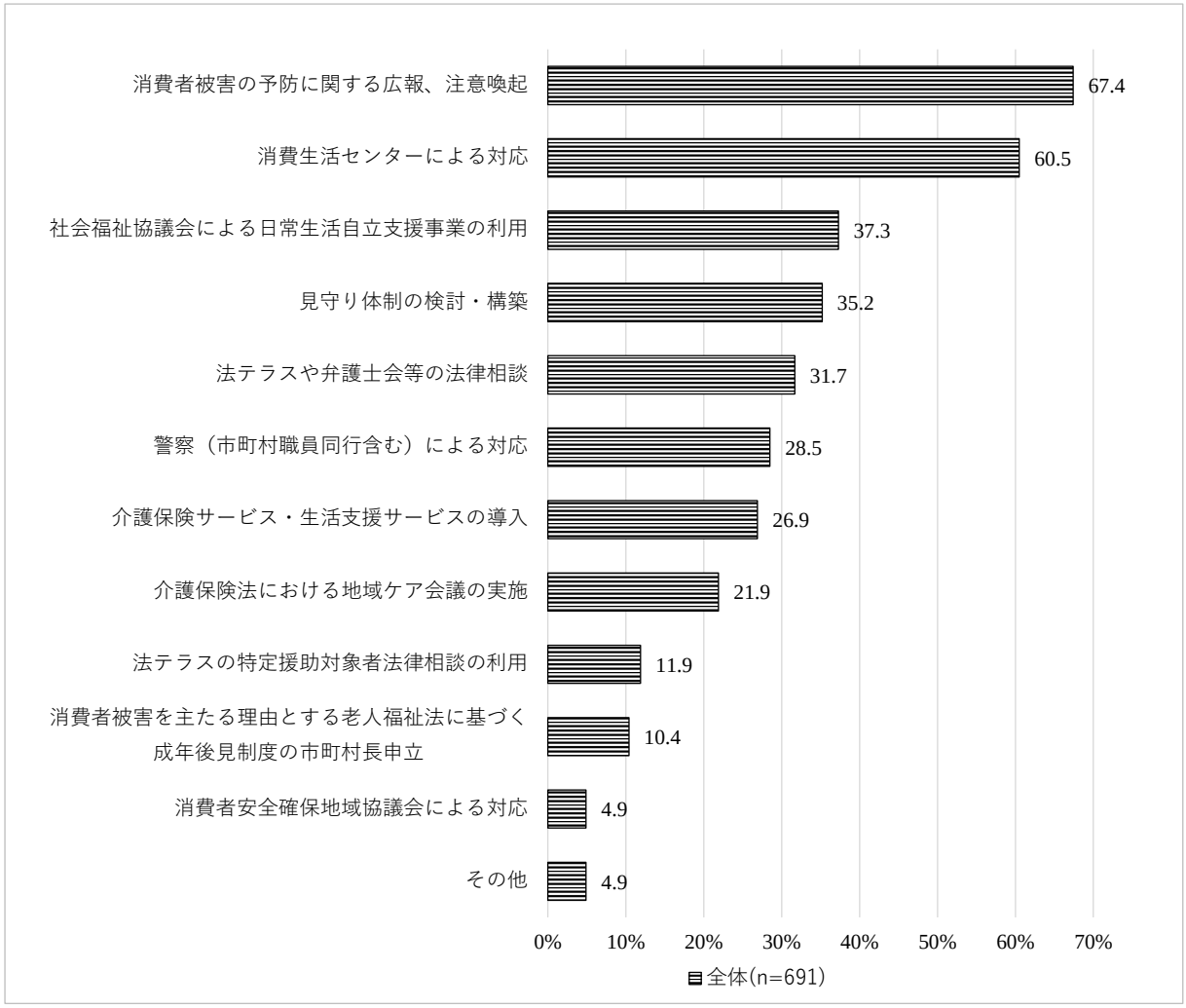

④ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の対応の連携について

自治体で、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に対応するにあたって連携している庁内の部署、関係機関等は、「市町村の消費生活センター」が 69.6%と最も高く、次いで「高齢者福祉担当部署」が 68.0%であった。

図表 52　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の対応で連携をしている部署（n=691）

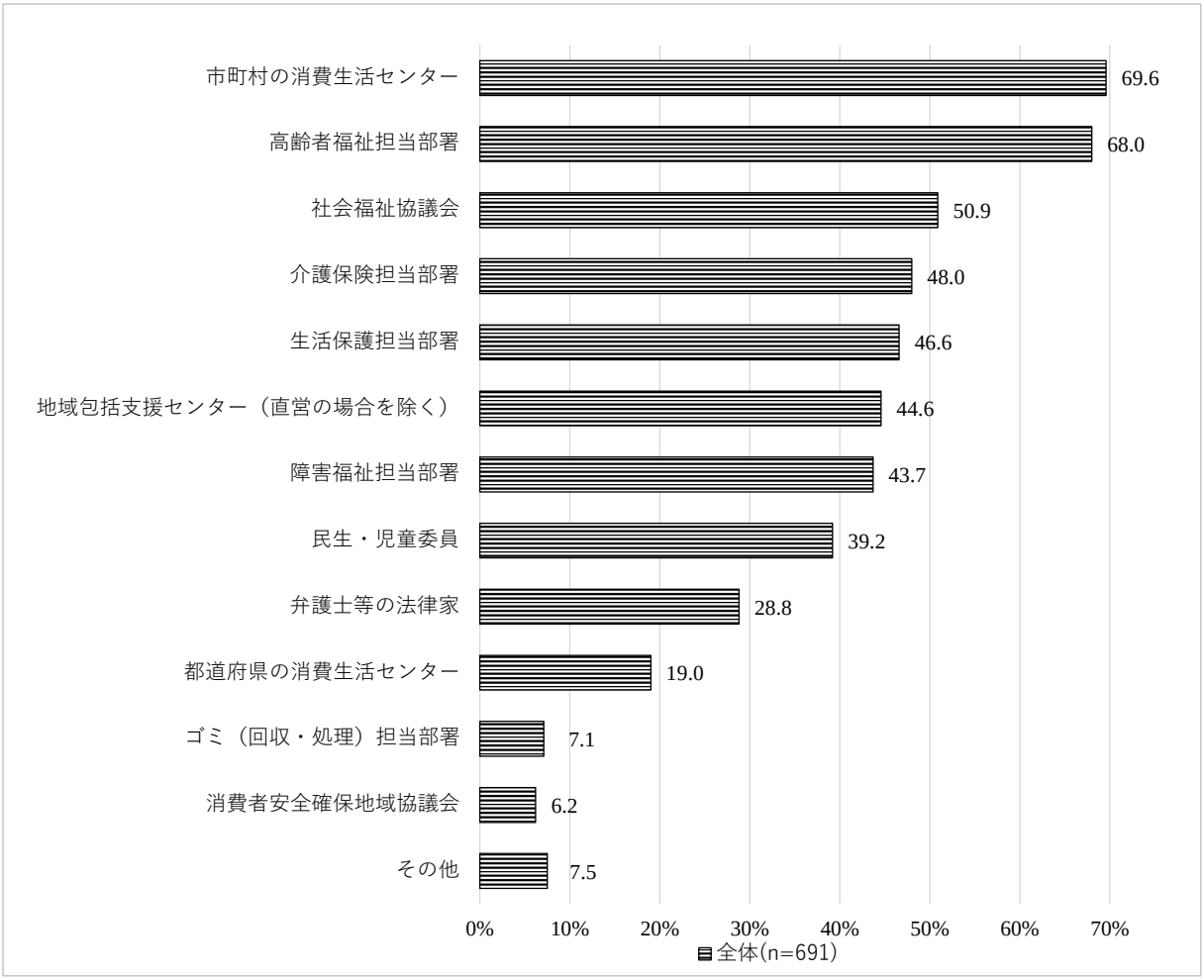

⑤ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題の対応について

自治体が、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できているかどうかについて、「どちらかというとできている」が 53.8%と最も高く、次いで「対応は行っていない／事例がない（把握していない）」が 24.7%であった。

図表 53　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できているかどうか（n=691）

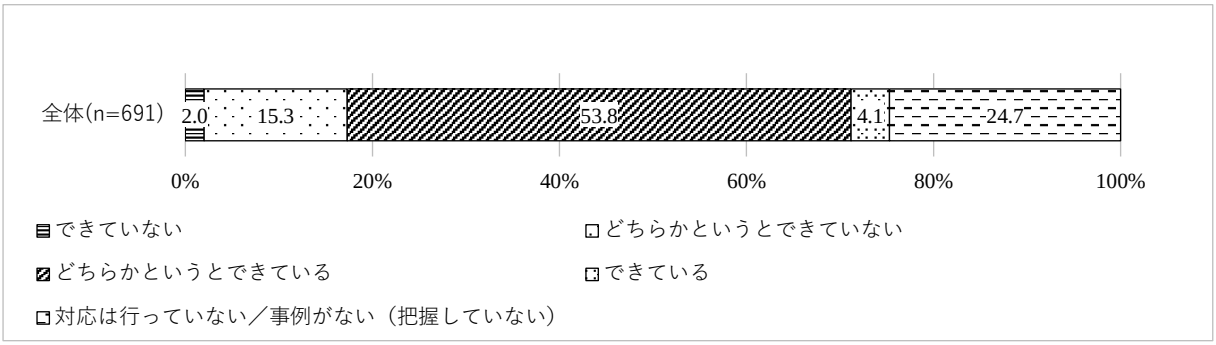

高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できているかどうか、について「できていない」又は「どちらかというとできていない」と回答した市区町村がうまく対応できていない理由は、「相談や通報があった際の解決方法が相談内容の類型ごとに定まっていないため」が 54.2%と最も高く、次いで「対応に従事できる人員数が不足しているため」が 36.7%であった。

図表 54　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できていない理由

（n=120）

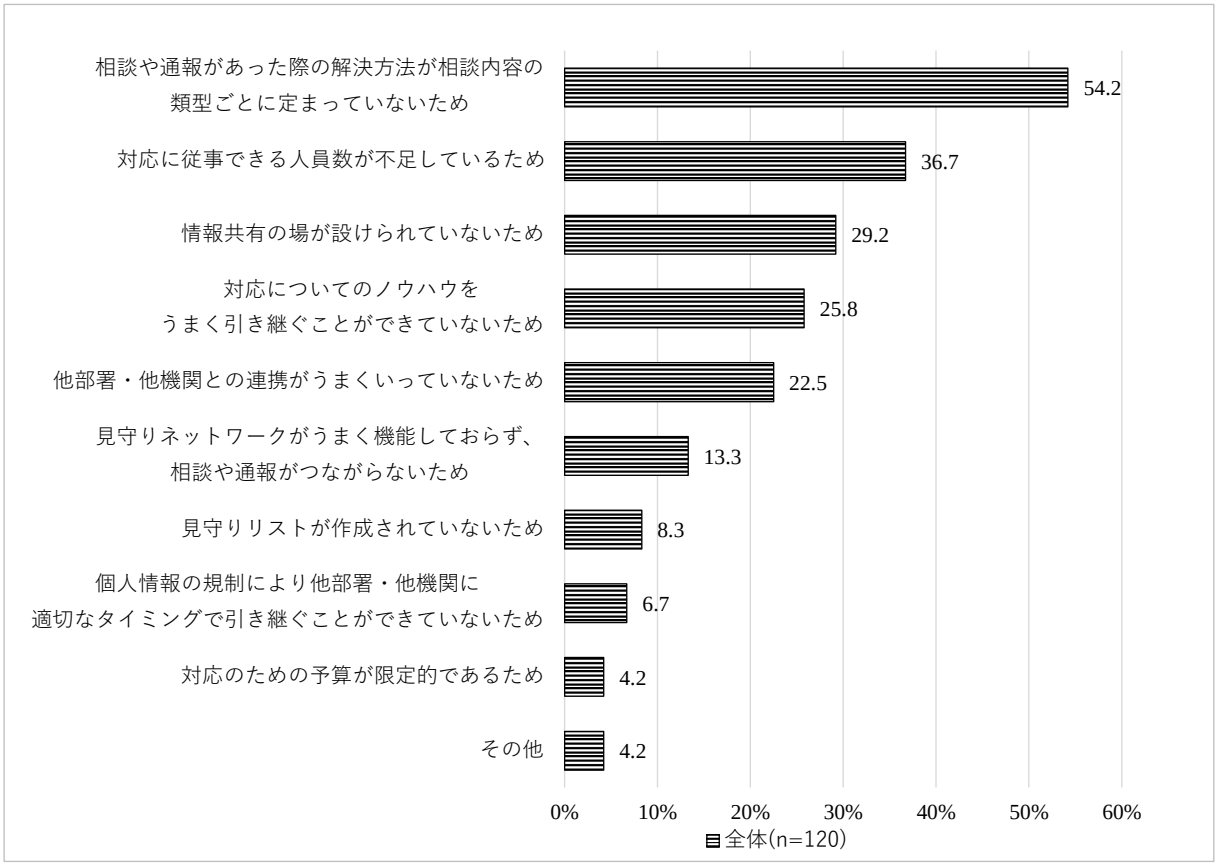

⑥ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する窓口業務の周知や啓発活動、体制整備について

高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する窓口業務の周知や啓発活動、体制整備の実施（高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合はその状況も踏まえて回答）については、「成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進を図っている」が 39.7%と最も高く、次いで「市町村が発行する広報誌を通した啓発活動を行っている」が 32.1%であった。

図表 55　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の窓口業務の周知等の実施内容（n=691）

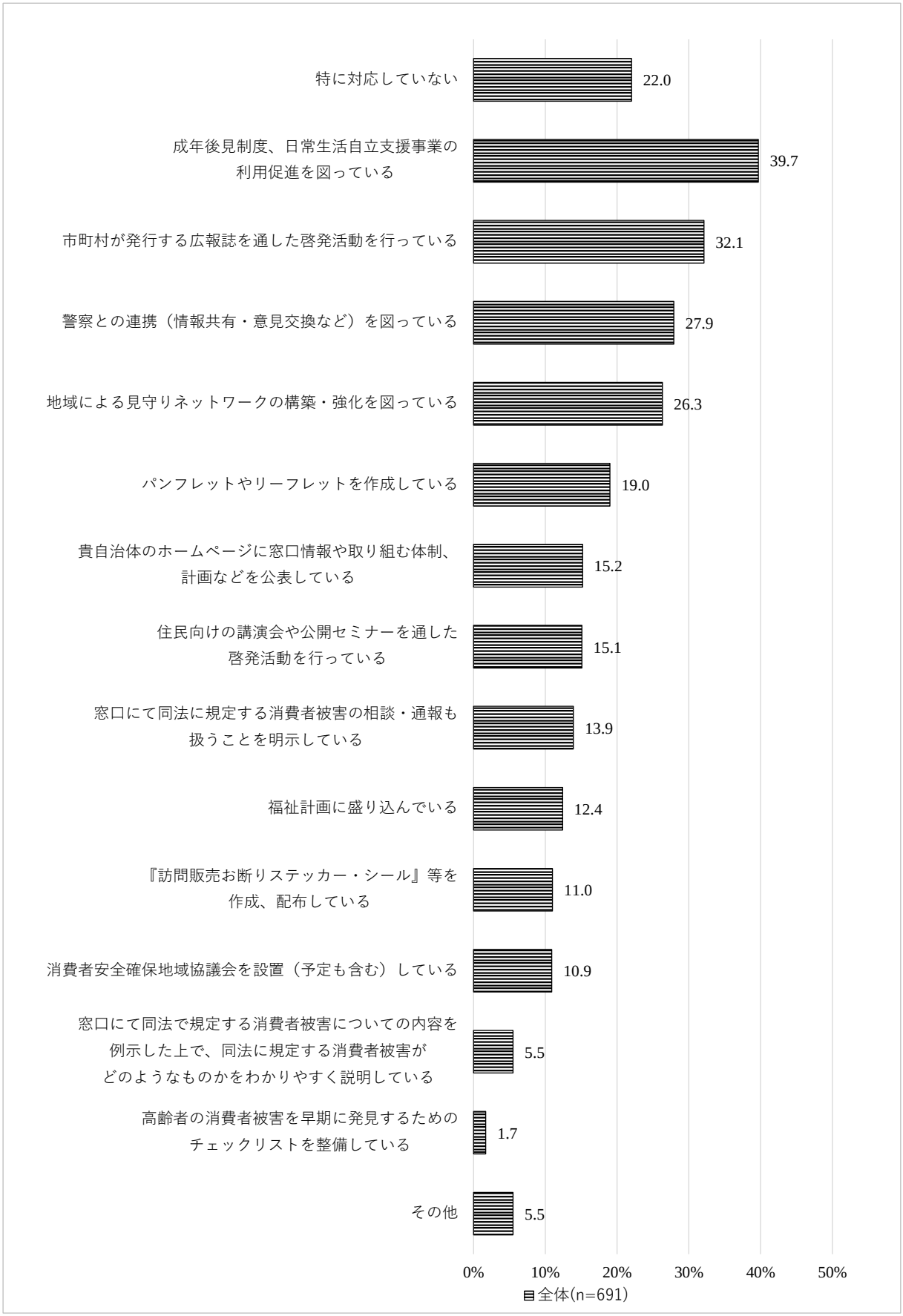

⑦ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会の提供について

消費生活センターや地域包括センター等の関係者が、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会の提供（高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合はその状況も踏まえて回答）については、「実施していない」が 66.1%と最も高く、次いで「地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している」が 11.0%であった。

図表 56　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する知識等の習得機会の提供（n=691）

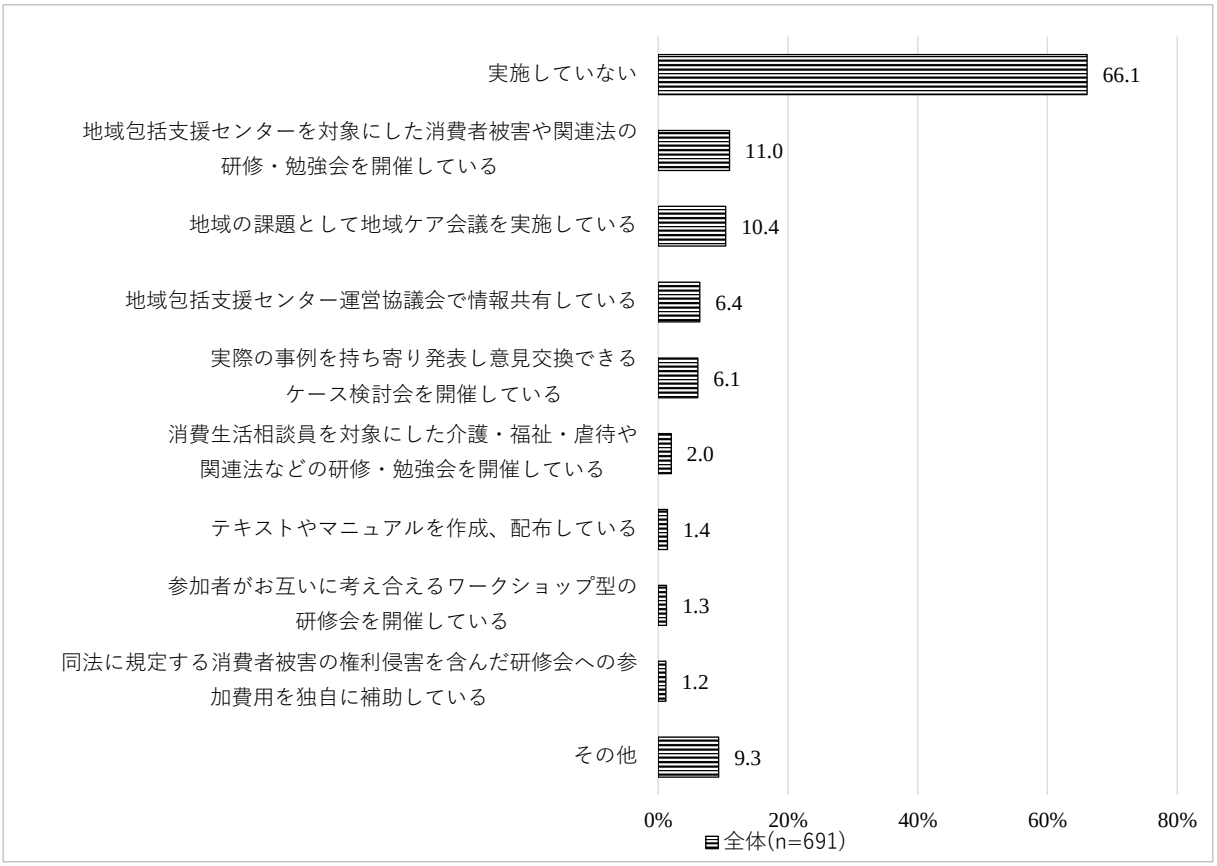

⑧ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の権利擁護に対応するマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成について

独自の高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する対応するマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成については、「作成していない」が 95.7%と最も高く、次いで「独自に作成した高齢者虐待対応のマニュアル等のうちに、同法に規定する消費者被害への対応に関する記載を含む」が 4.1%であった。

図表 57　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の権利擁護に対応する独自のマニュアル等の作成（n=691）

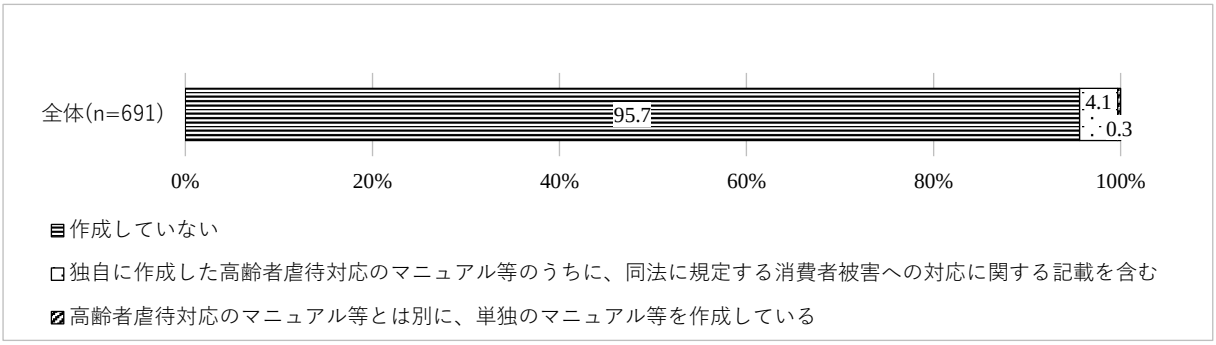

⑨ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るためにしていること

高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために実施していることについて、「何もしてない」が 51.7%と最も高く、次いで「同法の規定する消費者被害に関しても連携する必要性を説明し、協力を依頼している」が 17.4%であった。

図表 58　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の権利擁護に関して庁内の理解とサポートを得るためにしていること（n=691）

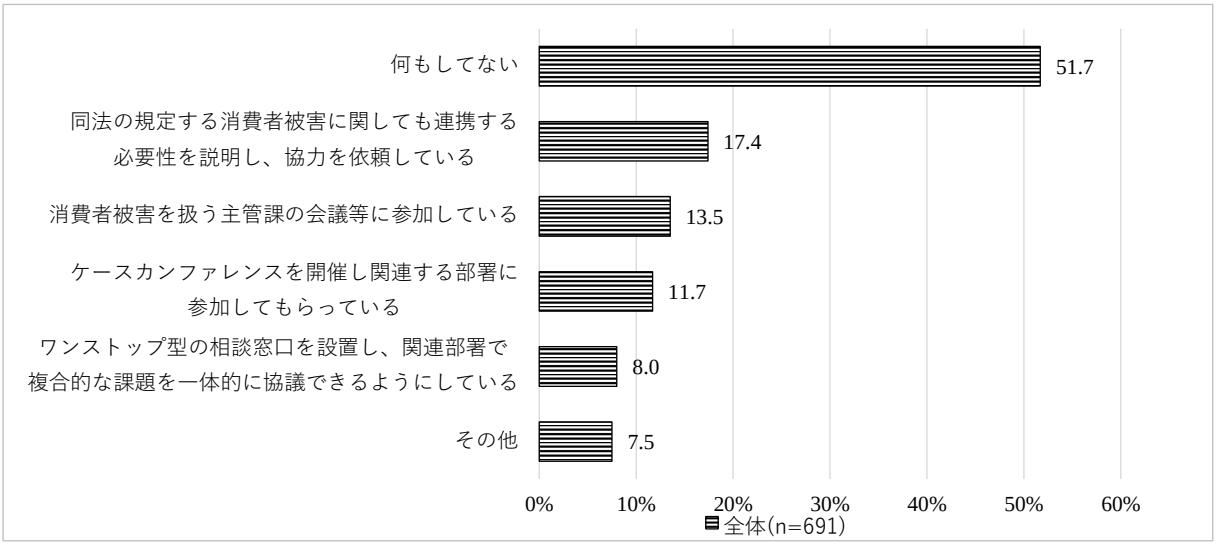

⑩ 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案の事後検証の実施について

高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案の事後検証の実施（高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえて回答）については、「行っていない」が 94.9%、「行っている」が 5.1%であった。

図表 59　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案事後検証の実施について（n=691）

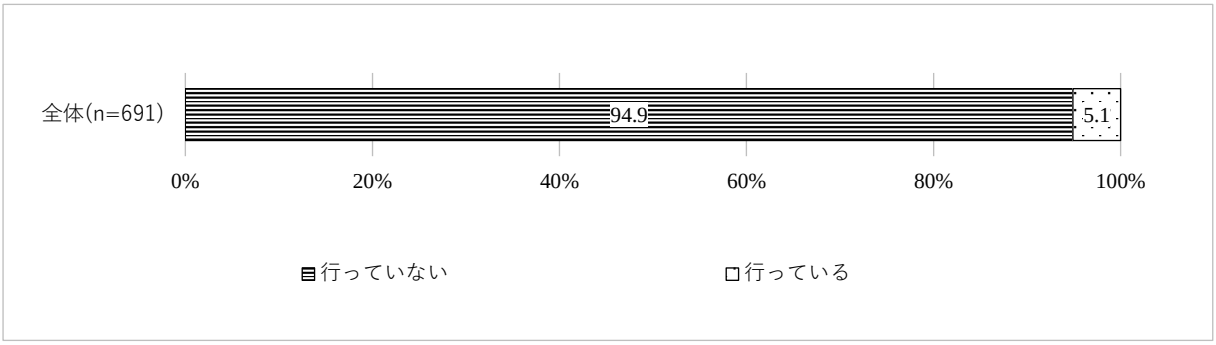

高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案の事後検証を「行っている」と回答した市区町村の事後検証の結果は、「検証結果を他ケースの解決に繋げている」が 62.9%と最も高く、次いで「検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している」が 60.0%であった。

図表 60　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案の事後検証の結果（n=35）

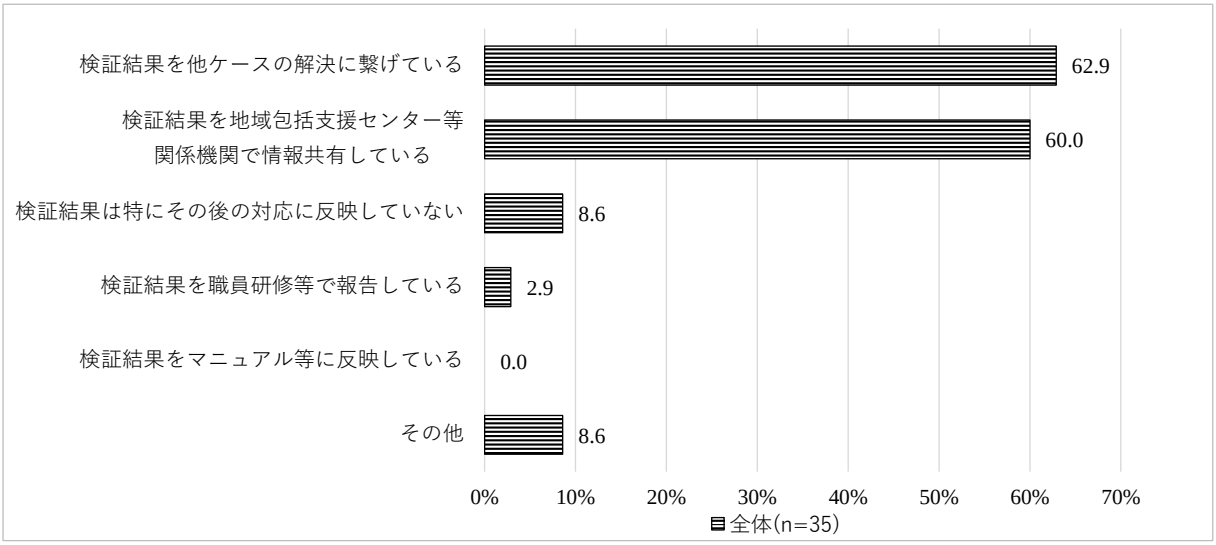

⑪ 消費者被害を防ぐための消費者安全確保地域協議会との連携等について

高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐために取っている消費者安全確保地域協議会との連携等については、「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）が構築されていない」が 72.6%と最も高く、次いで「消費者安全確保地域協議会の全体会議に参加」が 15.5%であった。

図表 61　消費者被害を防ぐための消費者安全確保地域協議会との連携等（n=691）

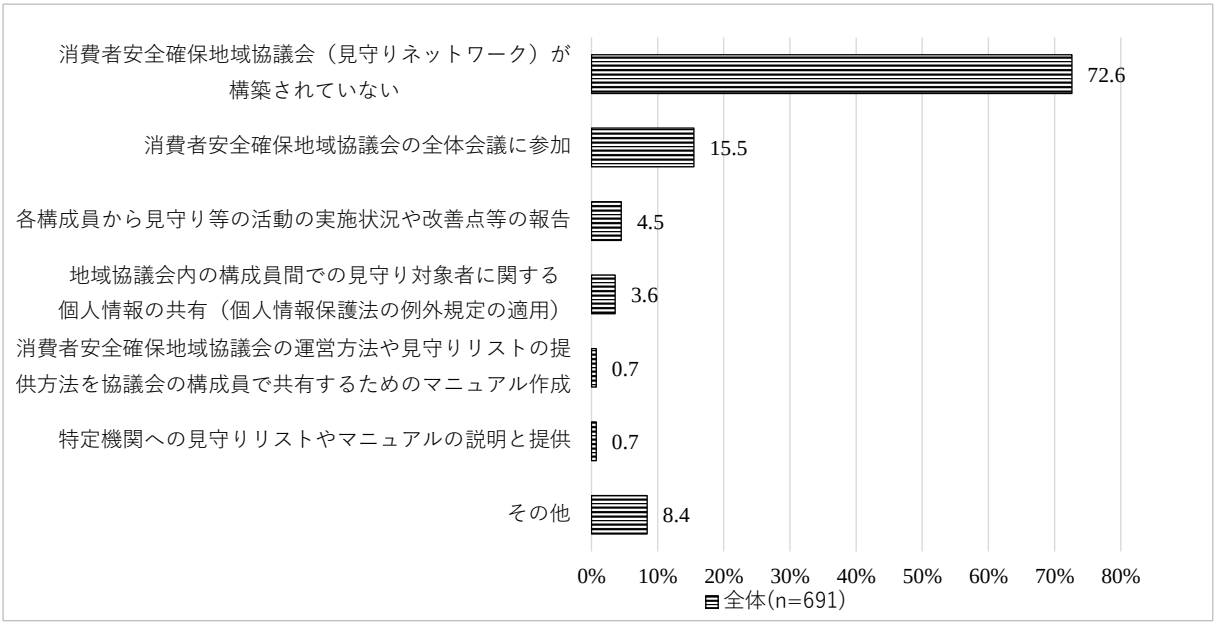

高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐために取っている消費者安全確保地域協議会との連携等について、「早期発見・見守りネットワーク等」を既に立ち上げていると回答した市区町村における構成機関は、「地域包括支援センター」が 83.5%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が 79.7%であった。

図表 62　既に立ち上げている早期発見・見守りネットワーク等の構成機関（n=133）

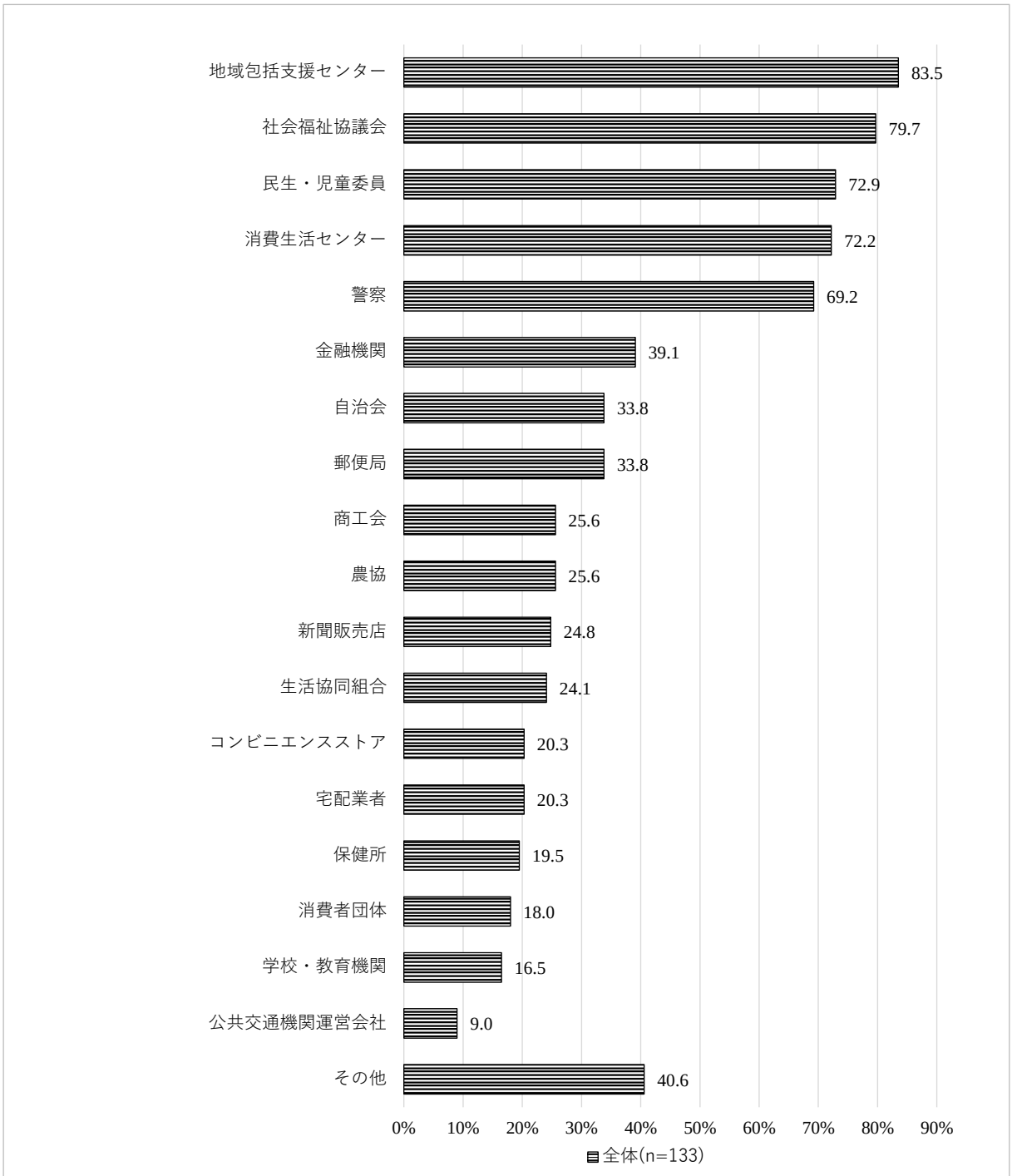

2. アンケート調査（消費生活センター向け調査）

(1) 調査目的

高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定と評価等実態を把握することを通じ、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に資する必要なデータ、計画策定方法、内容の詳細、評価方法などを整理し、高齢者虐待防止を中心とする「権利擁護」推進に効果的な第 9 期介護保険計画策定・評価と保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金活用に資する基礎資料を作成すること。

(2) 対象と方法

① 調査対象

全国の消費生活センターの実務者　1,747 名

（市区町村の高齢者虐待防止対応を主管する部署から消費生活センターにアンケートを伝達）

② 調査期間

令和 3 年 12 月 1 日（水）～12 月 28 日（火）

③ 調査方法

インターネットによるアンケート調査

④ 抽出方法

悉皆

(3) 調査結果

① 回収状況

【回収数】563 名／1,747名

【回収率】32.2%

② 回答者の基本属性

回答者の所属する自治体は、「市」が 69.3%と最も高く、次いで「区」が 25.0%であった。

図表 63　回答者の所属する自治体（n=563）

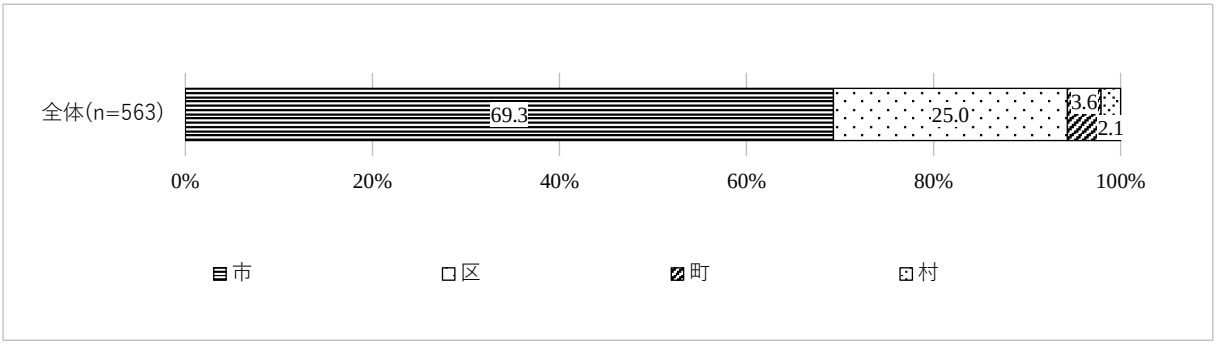

回答者の所属する自治体の所在地は、「県庁所在地以外」が 95.0%、「県庁所在地」が 5.0%であった。

図表 64　回答者の所属する自治体が県庁所在地である割合（n=563）

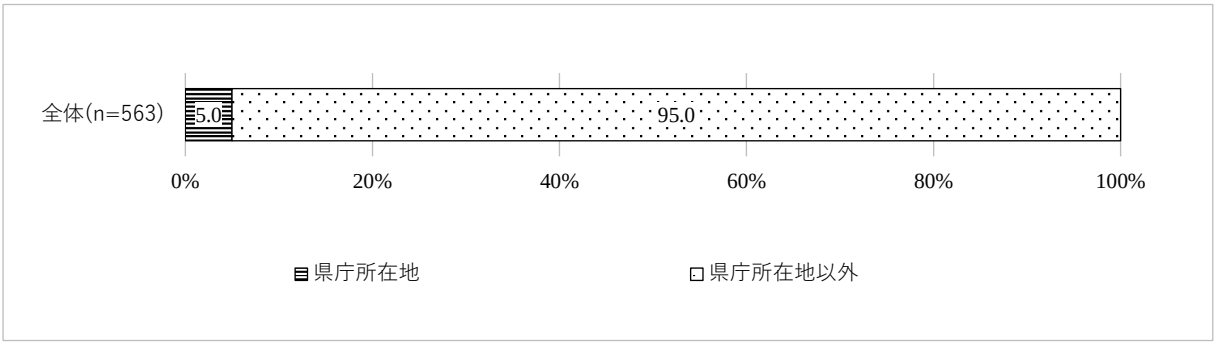

回答者の所属する自治体が政令指定都市かどうかについては、「政令指定都市以外」が 97.2%、「政令指定都市」が 2.8%であった。

図表 65　回答者の所属する自治体が政令指定都市である割合（n=563）

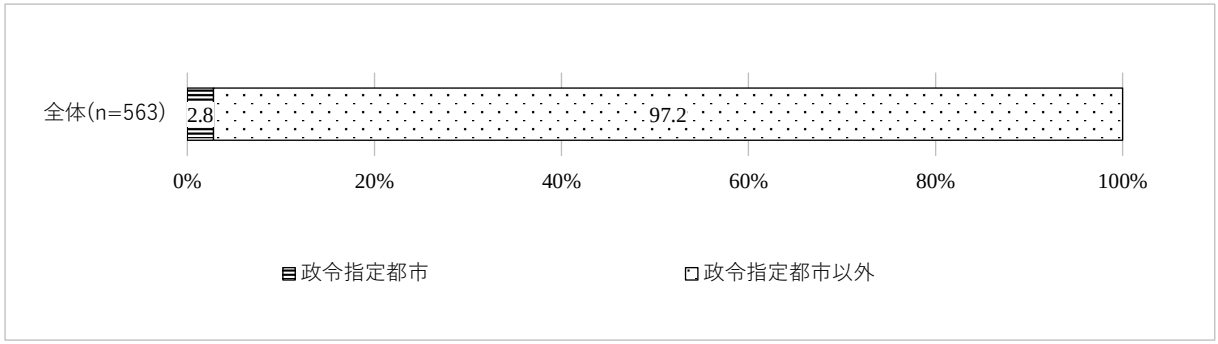

回答者の所属する自治体が中核市かどうかについては、「中核市以外」が 94.3%、「中核市」が 5.7%であった。

図表 66　回答者の所属する自治体が中核市である割合（n=563）

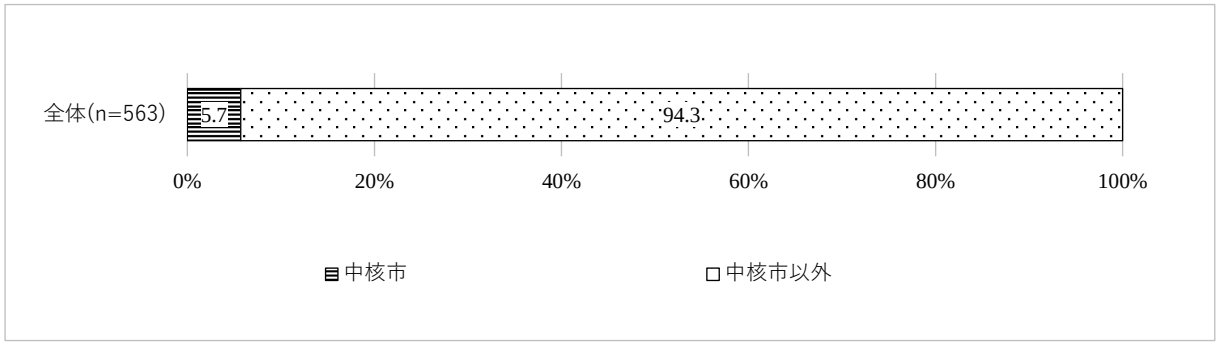

回答者の所属する自治体が特例市かどうかについては、「特例市以外(令和 3 年 4 月 1 日現在)」が 97.3%、「特例市」が 2.7%であった。

図表 67　回答者の所属する自治体が特例市かどうか（n=563）

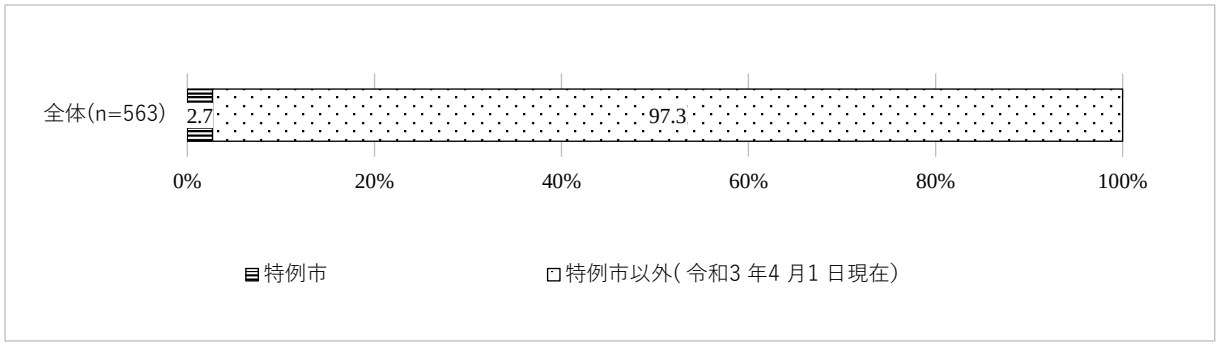

回答者の所属する自治体の保健所設置の有無は、「3 号市以外」が 99.5%、「保健所設置市 (3 号市)」が 0.5%であった。

図表 68　保健所設置の有無（n=563）

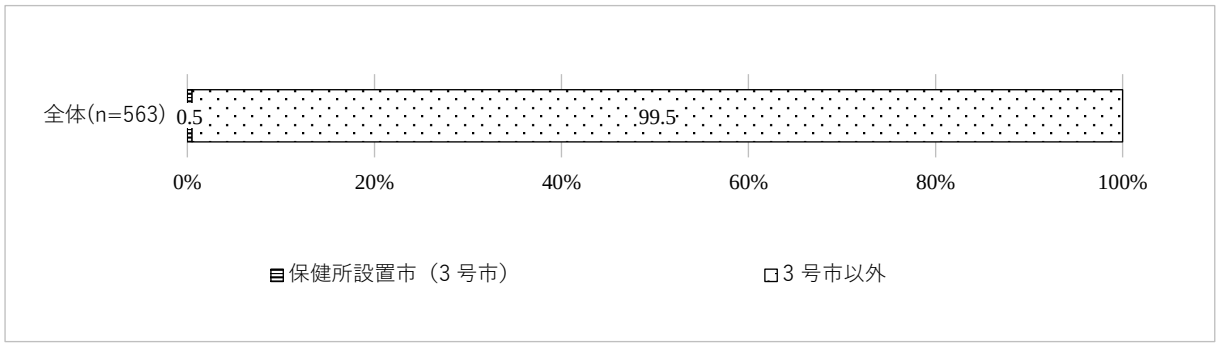

回答者の所属する消費者センターが単独設置、もしくは広域連合であるか、について「単独設置」が 79.4%、「広域連合」が 20.6%であった。

図表 69　消費者センターの設置形態（n=563）

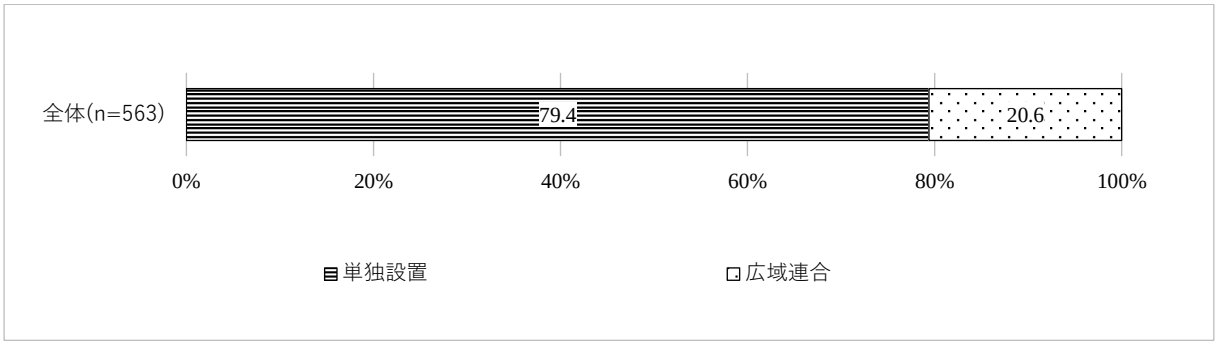

回答者の所属する消費者センターが「広域連合」と回答した場合、担当している都道府県・自治体は、「北海道」と「愛知県」が 12.1%であり最も高かった。

図表 70　回答者の所属する広域連合が担当している都道府県・自治体（n=691）

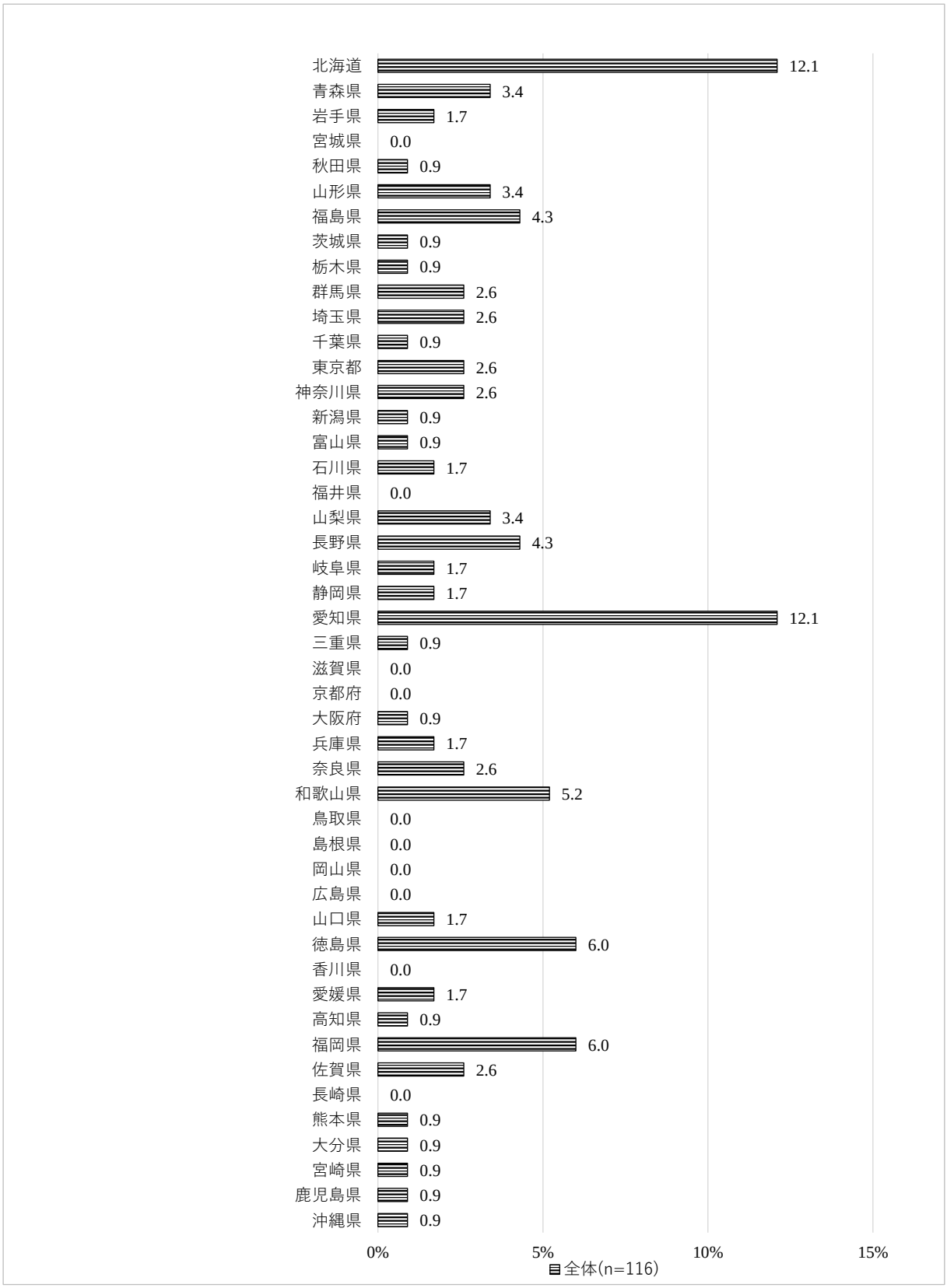

③ 高齢者虐待防止法第 27 条関連の高齢者消費者被害について

1) 消費者被害の考え方の消費者行政部局内での周知について

「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」という考え方が消費者行政部局内で周知されているかどうかについては、「ある程度は認識されていると思う」が 45.6%と最も高く、次いで「十分周知されていると思う」が 25.2%であった。

図表 71　消費者被害の考え方の消費者行政部局内での周知について（n=563）

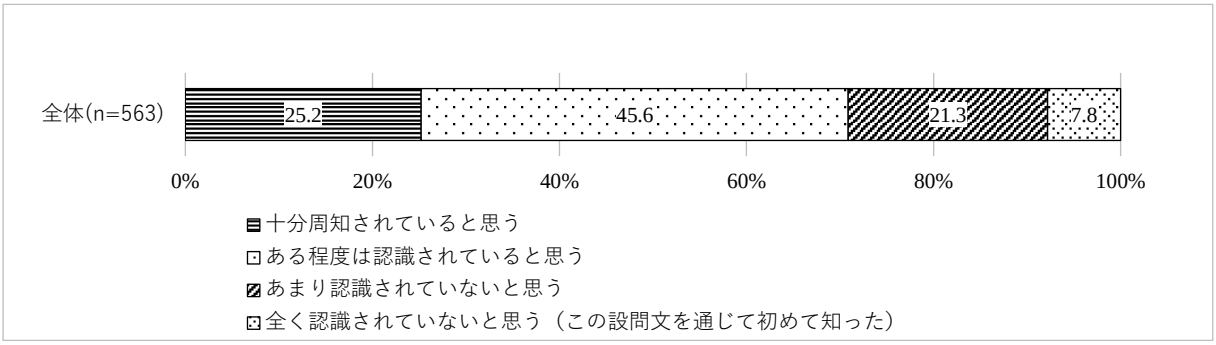

2) 高齢者に対する消費者被害についての高齢者虐待対応部署との連携について

高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署とどのように連携しているかについては、「被害について高齢者虐待対応部署へ相談・通報」が 61.5%と最も高く、次いで「福祉サービス等へのつなぎ」が 44.8%であった。

図表 72　高齢者に対する消費者被害についての高齢者虐待対応部署との連携内容（n=563）

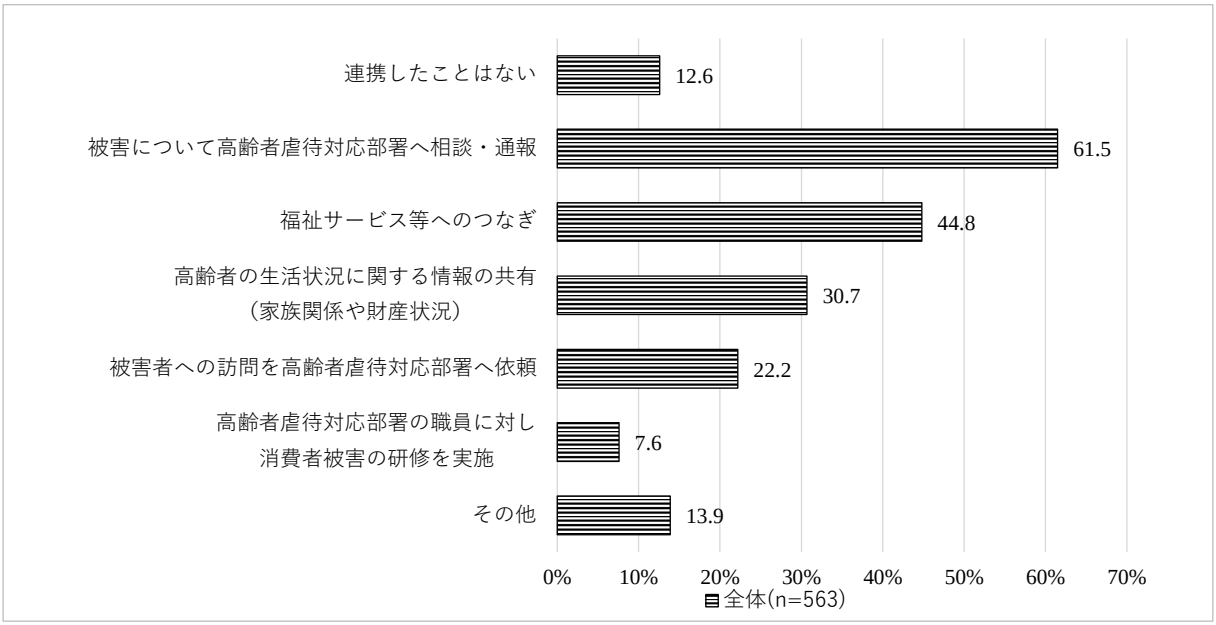

高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署や地域包括支援センター等の支援組織と連携した支援が求められるケースにおいて、連携が困難だった経験の有無については、「連携が困難だったことはない」が 73.4%と最も高く、次いで「連携したことがない」が 12.3%、「連携が困難であった」が 7.8%となった。

図表 73　高齢者虐待対応部署や地域包括支援センターとの連携が困難であった経験の有無（n=563）

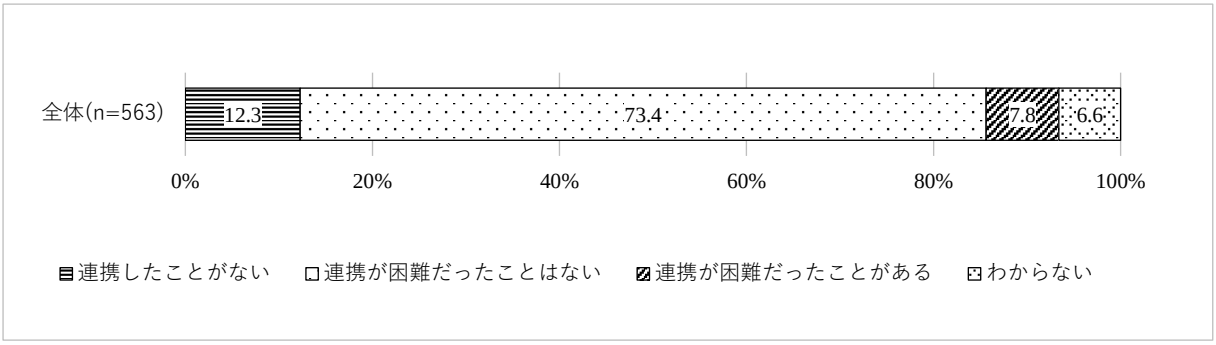

3)　地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組について

高齢、障害、認知症等で判断力が不十分な方への消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組で実施していることについては、「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を構築していない」が 60.6%と最も高く、次いで「消費者安全確保地域協議会の全体会議を実施」が 23.4%であった。

図表 74　消費者安全確保地域協議会への取組で実施していること（n=563）

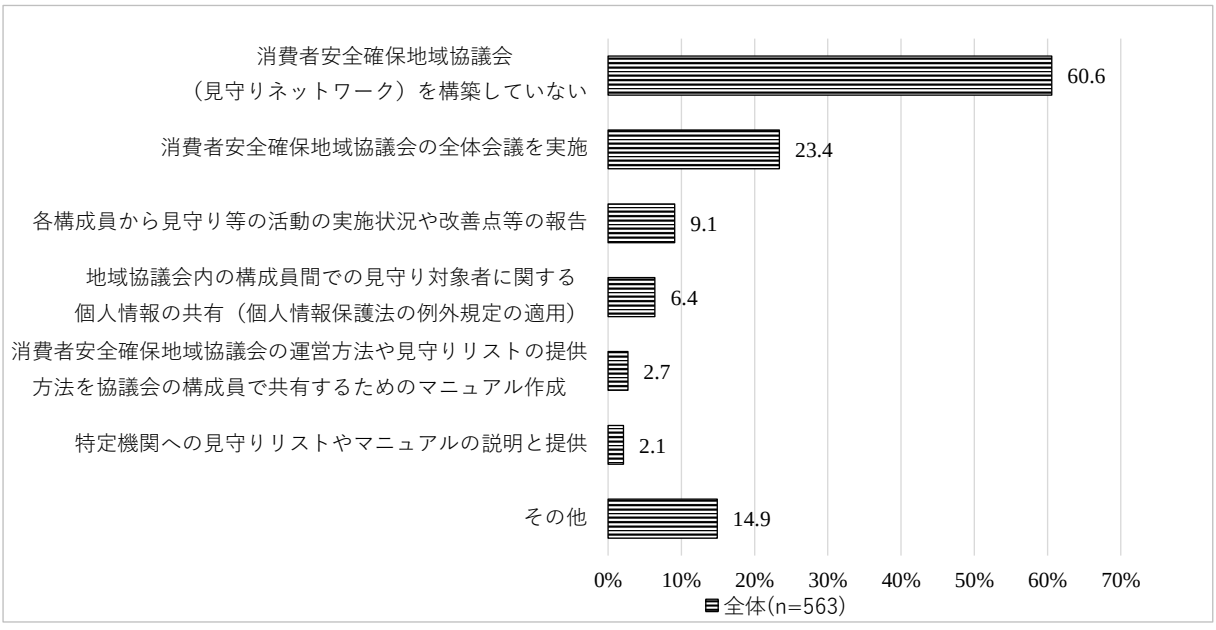

高齢、障害、認知症等で判断力が不十分な方への消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組で実施していることについて、「消費者安全確保地域協議会等」を既に立ち上げていると回答した市区町村における構成機関は、「消費生活センター」が 82.9%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が 78.9%であった。

図表 75　消費者安全確保地域協議会等の構成機関（n=152）

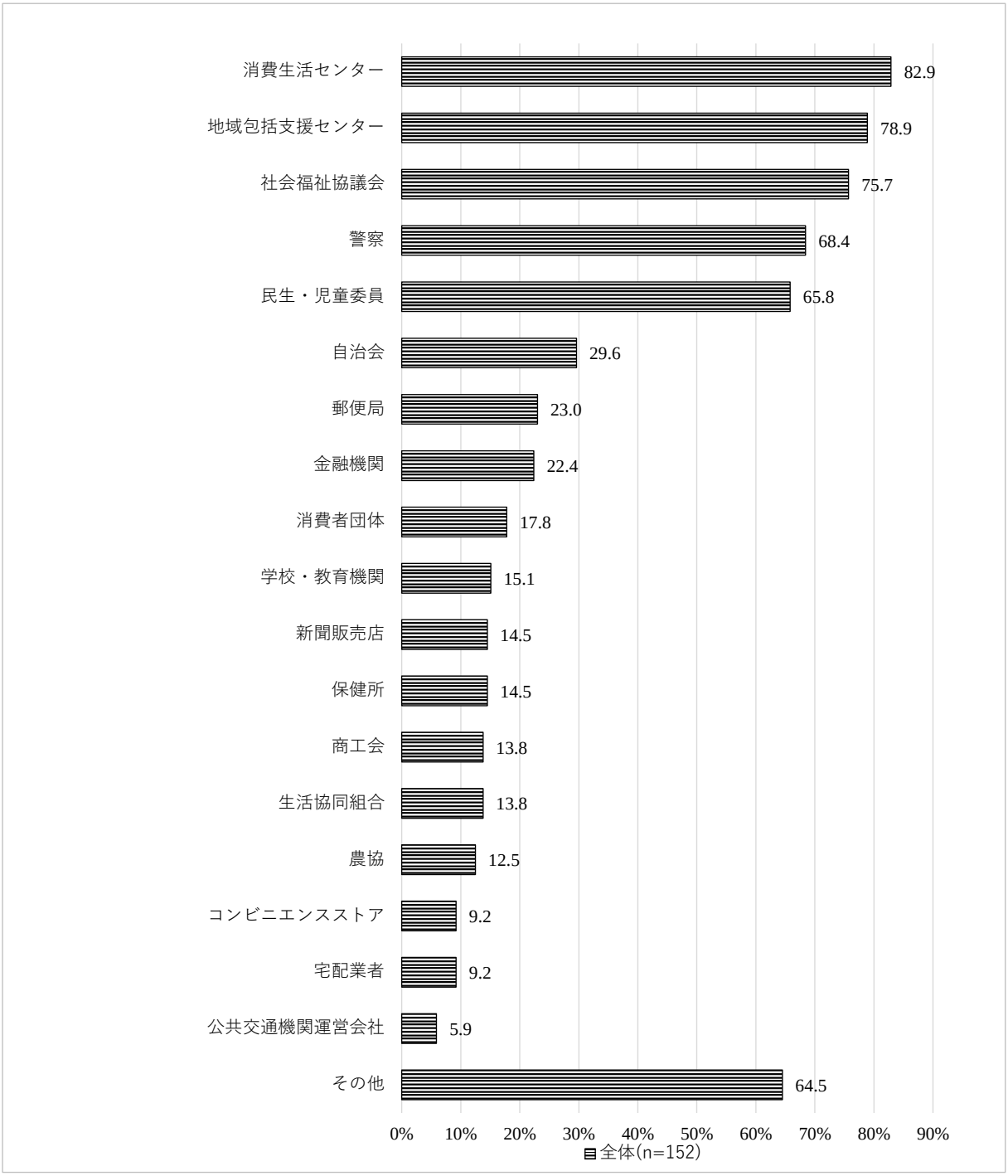

4) 消費者被害の相談等を平日の昼間以外で受付けできる体制について

平日の昼間以外において消費者被害の相談等を受け付けできる体制がある時間帯については、「平日の昼間以外には対応していない」が 92.7%と最も高く、次いで「土日（昼夜を問わず)」が 6.2%であった。

図表 76　消費者被害の相談等を、平日の昼間以外で受付けできる体制がある時間帯（n=563）

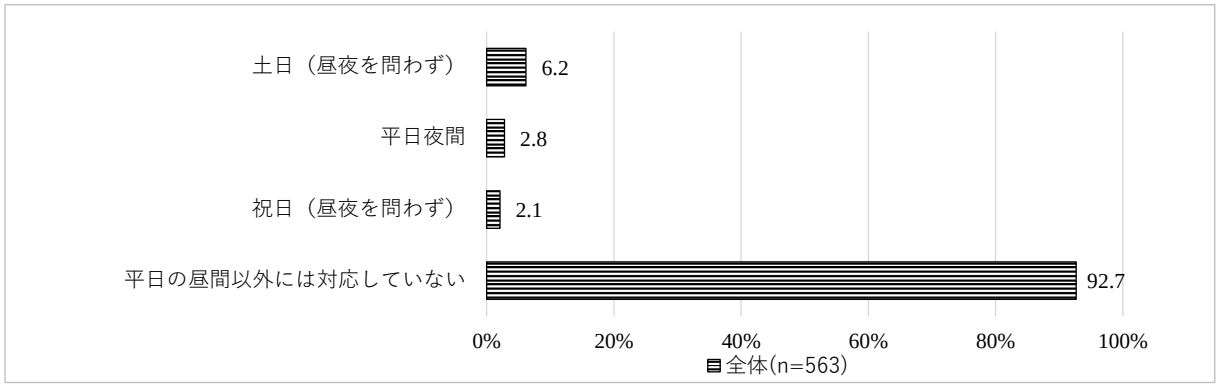

5) 関連する研修・勉強会の開催について

地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催しているかどうかについては、「いいえ」が 70.2%、「はい」が 22.0%、「わからない」が 7.8%であった。

図表 77　地域包括支援センター対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会の開催について（n=563）

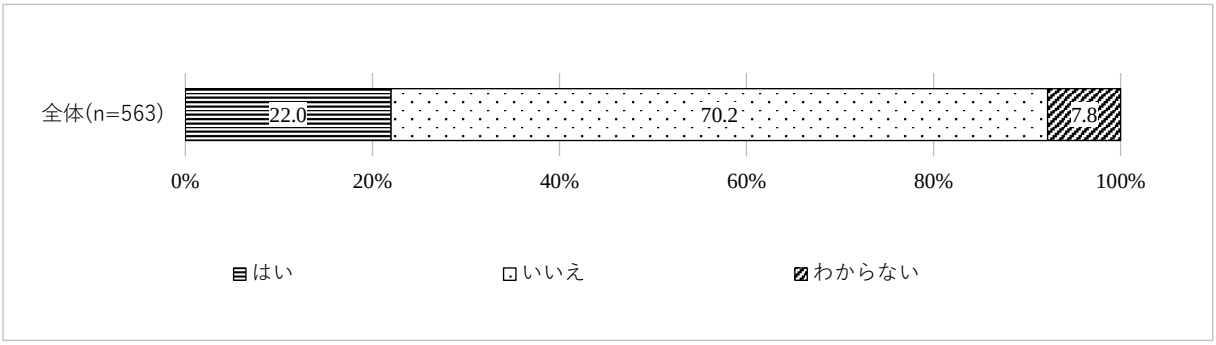

消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会を開催しているかどうかについては、「いいえ」が 85.3%、「はい」が 9.4%、「わからない」が 5.3%であった。

図表 78　消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会について（n=563）

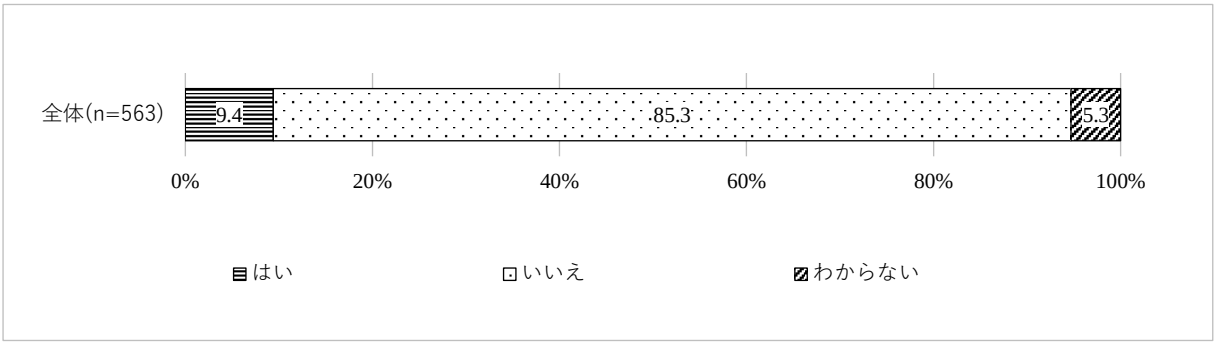

3. ヒアリング調査

(1) 調査目的

毎年実施されている高齢者虐待防止法に基づいた調査において調査対象者外となっている、高齢者虐待防止法第 27 条に規定されている消費者被害について、「未然防止」、「早期発見」、「迅速かつ適切な対応」及び「再発防止」の 4 つの観点から、自治体における支援状況等に関する好事例や取組事例を収集することを目的とした。

(2) 問題意識

高齢者虐待防止法第 27 条に規定されている消費者被害について、自治体における支援等を推進するための要点や課題はどのようなものか。また、阻害要因があるならば、それはどのようなものかを問題意識として調査を行った。

(3) 具体的な事例

高齢者の消費者被害の具体的な事例として立川市の事例を紹介する。

東京都立川市

■　自治体概要（令和 2 年度）

人口：184,795 人、65 歳以上の高齢者人口：45,465 人、高齢化率：24.6%

1.　実態把握について

(1) 高齢者の消費者被害についての把握状況と行政計画

- 高齢者の消費者被害の発生件数について、実数としては把握できていない。
- 高齢者の消費者被害についての行政計画策定の実施状況は不明である。

図表 79　立川市の実態把握状況と行政計画・評価

消費者被害の把握件数	高齢者福祉部局にて把握	対応しているが件数未把握	高齢者消費者被害の行政計画の有無	不明
	消費生活センター等→高齢者福祉部局		高齢者消費者被害の庁内決裁の有無	不明
	高齢者福祉部局→消費生活センター等		高齢者消費者被害の行政評価の実施	なし
高齢者消費者被害の条例・要綱		なし	高齢者消費者被害の予算確保向け評価実施	なし

(2) 実務主体である高齢者福祉課の体制

- 高齢福祉課を中心に生活安全課や複数の外部機関との連携を通して業務を行っている。権利擁護業務の中で実施することになっている。

2. 高齢者の消費者被害への対応について

(1) 未然防止・早期発見の観点について

未然防止・早期発見のための実施体制や住民向けの普及啓発を中心に取り組んでいることについてヒアリングを実施した。

＜未然防止・早期発見のための体制作り＞

- 地域ケア推進会議、ならびに日常生活圏域で開催される小地域ケア会議の場が体制作りに大きな役割を果たしており、所属機関から民生委員や介護サービス事業所、ボランティア活動に情報提供がなされるなどの連携が図られている。
  - 成年後見の申し立てや日常支援生活自立支援事業に繋げるなどの対応を行っている。地域包括支援センターが自発的に見守りを実施していることなど、地域で連携できる体制が整っている。
  - 影響力のある個人が発端となって取組が考案され、実現することが多い。このような形で進められる要因として、日常生活圏域が 6 つ、人口が約 18 万人という規模感ポイントとなっている可能性がある。
  - 高齢福祉課のフットワークの軽さも重要である。
- 地域見守りネットワーク事業協定締結をしている。協定には大手コンビニエンスストアも含まれており、高額なプリペイトカードを高齢者が購入しようとした際に一声かけていただくようにしている。これはプリペイトカードを介した消費者被害が増えていることから、警察からコンビニエンスストアに周知できないか相談があったことがきっかけである。
- 市民同士がお互いを自然に見守ることができる体制づくりを目指しており、その結果、未然防止や早期発見につながっていると考えている。
- 地域包括支援センター向けの消費者被害の研修はできていないが、普段の地域ケア会議で実践の中で学ぶことが多いと考えている。地域包括支援センターの社会福祉士は、権利擁護は業務の中で実施している意識はあると思う。
- 消費生活センターは虐待防止ネットワークには参加していない。次回以降は声がけすることにする。

＜未然防止・早期発見のための住民向け周知・普及啓発＞

- 高齢者が集まるイベントの場等で生活安全課が主体となっていろいろなマスク・ウェットティッシュ等の啓発グッズ配布している。ワクチン接種の予約窓口の開設と同時に実施するなど、高齢者が多く参集する場面を活用し、高齢福祉課と消費生活センターが一緒になって活動している。
- 年に 1 回、警察と協働で消費者被害防止イベントを実施している。
- 東京都で一番消費者被害額が多くなったことをきっかけに弁護士や地域包括支援センター、消費者生活センターが協力してキャラバンを組んでイベントを実施していたこともあった。本取組について現在は下火だが、介護予防教室や詐欺防止について市民向けに話す場でしっかりと周知していく予定である。

・ 小地域のエリア会議に消費生活センターの相談員に来てもらい、市民向けのミニ講座を開催いただいている。介護サービス事業所向けなども実施している。
  - 高齢者のみならず、いろいろな方に話を聞いてもらうことが目的。みんなに聴いてほしい、知ってほしいという気持ちから手を尽くしている。
・ 自動通話録音機を立川市の予算で購入し、65 歳以上の市民に無償で貸し出している。これまでに 3,000 台を貸し出しており、来年度も 2,000 台の購入を予定している。本自動通話録音機は警察か市の担当者が対象者を訪問して取り付けている。
・ 行政だけがその街を良くしようと頑張るのではなく、市民や立川で働く方が立川に住んでいて良いと思ってもらう取組が必要であると考えている。そうすると、有事の取組や虐待防止に波及すると思う。どのように市民に動機づけられるかが一番大きいと思う。一人一人の市民にアプローチすることで少しずつ変わっていくと思って少しずつ実施している。

（2）迅速かつ適切な対応・再発防止の観点について

迅速かつ適切な対応を行うために、庁内や地域包括支援センターなどとの連携、会議体の設置の観点での取り組みについてヒアリングを実施した。

＜迅速かつ適切な対応や再発防止のための庁内外連携とその内容＞
・ 地域包括支援センターの社会福祉士を中心に、権利擁護業務連絡会を作っている。高齢福祉課、地域包括支援センター運営協議会の弁護士、立川市社会福祉協議会の成年後見利用推進機関等が入り、イベントの共催や消費者被害の情報共有を実施している。
・ 地域ケア推進会議が月に 1 回あり、そのメンバーに高齢福祉課、立川市社会福祉協議会の成年後見利用推進機関、消費生活センターの相談員または担当係長が出席し、相談に関する情報（相談者の属性や手口の特徴、ＨＰの確認依頼の周知啓発がある）を入手できるようになっている。その場で事例の報告があるので、その場で質疑応答、所属機関に持ち帰り、周知する仕組みを取っている。
  - 地域ケア推進会議で消費生活センターの相談員から共有された事例について、ちょうど対応を進めていた事例との類似性が高く、事例を共有した相談員まで相談を持っていった事例もある
  - 緊急性の高い事案については、立川市でサイトを使って介護サービス事業所向けにメールで注意喚起を実施している
・ 事案が発生した際の対処法についてのノウハウは集約されており、迅速に対応することが可能な体制は構築できている。
  - マニュアル化などの必要な時に即座に確認できるようなものは用意がなく、対応方法は属人的になっている。

4. 小括

高齢者虐待対応部局

＜①取組状況・課題の把握＞

- 消費者被害の課題にうまく対応できていると回答した自治体は 57.9%と半数を超えたものの、高齢者虐待防止法第 27 条に規定された消費者被害の発生件数を把握している自治体について、全件把握している自治体が 2.6%、ある程度把握している自治体が 13.3%となり、全体的には消費者被害の件数把握はあまり進んでいない。もとより消費者被害の件数把握は消費者行政部局の本務ではあるものの、高齢者虐待対応部署では消費者被害において件数を把握することができていない実態が明らかになった。
- 同法第 27 条に規定された消費者被害の課題にうまく対応できていないと回答した自治体では、その理由に「解決方法の類型化がされていない、ノウハウをうまく引き継げない」ことを挙げている。マニュアルや業務指針、対応フロー図の作成をしていない自治体が 95.7%と、そのほとんどを占める実情が反映される結果となった。
- 同法第 27 条に規定する消費者被害への対応方法については、「消費者被害の予防に関する広報・注意喚起」が 67.4%と最も多く、これだけでは必ずしも権利擁護支援に結び付く対応とは言いきれないものの、消費生活センターによる対応が 60.5%、日常生活自立支援事業の利用が 37.3%、介護保険サービス・生活支援サービスの導入が 26.9%、介護保険法における地域ケア会議の実施が 21.9%、成年後見制度の首長申立が 10.4%など、庁内他部署や関連機関と連携を取りつつ、権利擁護支援に結び付く対応が行われていることも分かった。
- 同法の規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために何らかの施策を行っている自治体は半数程度である。その中で、わずか 8.0%ではあるが、ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で複合的な課題を一体的に協議している自治体が存在することは注目に値する。他方、当該問題に関して、何もしていないと回答した自治体も約半数あり、庁内連携を高齢者虐待対応部署から積極的に働きかけることはあまり進んでいないことも明らかになった。
- 高齢者虐待対応部署から、消費生活センターや地域包括支援センター等の関係者に対し、同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会の提供について、未実施が 66.1%であるなど、積極的に行なわれているとはいえず、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。

＜②検討会の設置＞

- 月 1 回の割合で開催される地域ケア会議に消費者行政部局も毎回参加し、緊密な連携が取れているため、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できている。
- 消費者庁が設置を推進している消費者安全確保地域協議議会については、未設置の自治体が 60.6%を占めるが、高齢者虐待対応部署などが運用する何らかのネットワークを構築している自治体がほとんどである。しかし、同法第 2 条に規定された経済的虐待と同様の対応が求められる高齢者の消費者被害に対応するためには構築されているネットワークが消費者行政部局など、他のネットワークと容易に協働しうるものであることが求められる。既存のネットワークで何をするのか、その機能を今一度確認する必要がある。

＜③計画の策定と評価＞

・　高齢者の消費者被害については行政評価を行っている自治体は限定的（11.1%）であり、行政計画の整備状況（31.0%）や庁内決裁の計画の整備（10.1%）、体制整備の予算確保に向けた評価の実施（6.9%）、条例や要綱の整備を行っている自治体はわずか 6.8%であるなど、非常に限られている。

・　消費者被害の事案の事後検証については、未実施が 94.9%であるなど、ほとんど行われておらず、事案の蓄積・類型化が図られていない。これが、結果的には、マニュアル整備の遅れにつながっているものと考えられる。

・　同法第 27 条に規定される消費者被害の課題について、うまく対応できているとする回答が 57.9%であったことは上述のとおりだが、自治体へのヒアリングでは、高齢者虐待対応部署と消費者行政部局の双方で、権利擁護支援に結び付く相談事例が必ずしも全件共有はされておらず、対応における協働もかなり限定的である。ただし、消費者行政部局は地域ケア会議に参加し、緊密な連携が取ることで、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できており、地域ケア会議に対処法についてのノウハウが集約されており、迅速な対応が可能だとする例が報告された。今後、全国の自治体で好事例の展開が期待される。

消費者行政部局

＜①取組状況・課題の把握＞

・　消費者行政部署内で「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」という考え方は 7 割程度周知されている。実際に、高齢者の消費者被害は消費生活センターから高齢者虐待対応部署へ相談・通報が 61.5%、福祉サービスへのつなぎが 44.8%となっており、結果として高齢者の消費者被害の相談を発端として権利擁護支援につながっていることがうかがえる。今後、協働内容をさらに深めていく必要がある。その一方で、連携したことがない自治体も 12.6%存在する。こうした自治体では、他自治体の好事例を参考に早急な対応が求められる。

・　消費者行政部局が高齢者虐待対応部署との連携においては、多くの自治体で困難を感じておらず、うまく連携が図られていると考えている割合が 7 割を超える。しかし、受け止める側の高齢者虐待対応部署では消費者被害の件数を把握していない割合が高く、同法第 27 条に基づく高齢者の消費者被害の認識について、双方の部局の意識に齟齬が生じている可能性が高い。

＜②検討会の設置＞

・　消費者安全確保地域協議会を設置している自治体はいまだ 4 割に満たない状況である。

＜③計画の策定と評価＞

・　消費行政部局での地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会の開催が 2 割程度、消費生活相談員向けの介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会の開催が 1 割にも満たない状況と、かなり限定的であり、高齢者虐待対応部局の研修・勉強会同様、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。

第５章 総括と提言

「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」に A-PDCA サイクルに基づいた高齢者虐待防止についての体制整備が追加され、①課題の把握、②検討会の設置、③計画の策定、④実施と評価という 4 指標[1]が提案されている。そこで、本章では、前述の 4 指標の観点に基づき、現状・課題と今後の論点について言及する。

1. 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する計画について

本稿では市町村と都道府県という 2 つのカテゴリー別に論じる。

1) 市町村

現状・課題
＜①課題の把握＞ ・ 高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査が活用されていた。 ・ 全国及び都道府県の調査結果との比較が可能で、同法に基づき毎年度実施されることから経年比較も可能であり、調査結果から実態を把握し、課題分析を行うことができる。 ・ 机上調査で分析した介護保険事業計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。 ・ ヒアリングにおいては、市町村独自で調査項目を追加し、基本項目と独自項目の関係を分析することにより、課題を明確化する実践も行われていることが把握できた。 ・ なお、法に基づく対応状況等の調査以外には、高齢者虐待等の権利擁護の実態を検討する機会・場（検討会）を活用し、課題を把握する実践も行われていた。 ・ しかしながら、現行の介護保険事業計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。 ＜②検討会の設置＞ ・ 実態に基づいた課題について他機関と対策を検討する機会・場として、地域ケア推進会議や介護保険事業計画策定委員会だけではなく、その他にも様々な検討会が活用されていた。 ・虐待防止ネットワーク会議 ・認知症施策推進関連の会議 ・地域包括支援センター運営協議会　など ・ ヒアリングにおいては、他機関と対策を検討する前に市町村や地域包括支援センター内の検討会を活用し、現場の視点を取り入れ、課題分析や対策を検討する実践も把握できた。 ・地域包括支援センターの事業計画を検討する場

[1] 4 指標は「令和 4 年度保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金に係る評価指標」ア～エを基に定めた。

・地域包括支援センターの職種別会議（社会福祉士）　など

・　更に、アンケート調査においては、これらの検討会において高齢者虐待等の権利擁護の施策について行政評価が行われている実態が示された。また、ヒアリングにおいても、行政評価のプロセスで課題分析と対策の検討が行われている事例が把握できた。

＜③計画の策定＞

・　高齢者虐待等の権利擁護の体制整備に係る計画は、介護保険事業計画だけではなく、その他にも対象となる計画が存在することが把握できた。

・行動計画

・介護保険事業計画以外の行政計画

・市町村独自の行政計画（高齢者虐待防止計画等）

・庁内決裁の計画

・地域包括支援センターの運営方針や事業計画

・マニュアル（高齢者虐待防止マニュアル等）※体制整備に係る内容が含まれている場合

・　なお、養介護施設従事者等による虐待については、机上調査では養護者による虐待と区別されていない記述が多く、体制整備の実態が把握しづらい状況が散見された。

・　養護者による高齢者虐待について、机上調査では法に基づく対応状況等の調査の「市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について」に係る 18 項目の視点から計画の策定状況を分析したが、介護保険事業計画等の行政計画には、必ずしも 18 項目が網羅的に盛り込まれていない実態が把握できた。

・　ヒアリングにおいては、地域包括支援センターの事業計画等と介護保険事業計画を掛け合わせることにより、18 項目を網羅するような体制を整備する実践が把握できた。

＜④実施と評価＞

・　高齢者虐待等の権利擁護の体制整備は、高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査では実施されていると回答していたとしても、介護保険事業計画には反映されているとは限らず、他の計画に反映されて実施されている可能性があることが把握できた。

・　机上調査では、行政評価や事業計画等において計画した体制整備の評価を行っている事例が把握できたが、介護保険事業計画においては対応実績等に対する評価は散見されても、計画した体制整備の評価に該当する記述は見つからなかった。

・　机上調査とヒアリング調査から、終結した虐待事案の事後検証については、事後検証の会議のほかに、事例検討や支援後のモニタリング会議等の機会を活用している可能性があることが把握できた。

今後の論点

＜①課題の把握＞

・ 高齢者虐待防止法に基づく対応状況等の調査は毎年度実施され、市町村・都道府県がデータを有している。

・ 手元にあるデータと各種検討会を活用し、高齢者虐待等の権利擁護に係る計画に課題分析と対策を反映することが市町村に求められる。

・ 把握した課題は計画に記録されなければ、課題に取り組んできた軌跡が残らず、関係者の記憶にも残らない。また、人事異動等の人の入れ替わりにも対応できず、継承されない。

・ また、いつまでも同じ課題を提示し続けるのではなく、次なる課題を提示していくために、同法に基づく対応状況等の調査を分析し、課題の把握に活用することで、A-PDCA サイクルの最初の「A-P」を実践することが必要である。

＜②検討会の設置＞

・ 多くの市町村において高齢者虐待防止のネットワーク会議など、既存の検討会を活用し、高齢者虐待等の権利擁護に関する課題を他機関と検討する機会・場を設置している実態が把握された。

・ いくつかの市町村では行政評価のプロセスで検討を行っている実態も把握できた。体制整備の評価や予算獲得につながる可能性があり、行政評価の活用については更なる調査が必要である。

・ また、重層的支援体制整備事業や成年後見制度利用促進に係る会議体の活用については、今回の調査では十分に把握ができなかったが、地域づくりと権利擁護支援の推進との連動は欠かせない視点であり、好事例等を発掘することが必要である。

・ 他機関との検討会の前段として、市町村や地域包括支援センター内で実施されている内部会議を活用して、課題分析や対策のたたき台の作成については、日常業務に組み込みやすいと考えられるため、好事例を発掘して普及していくことが望まれる。

・ 課題を検討する機会・場を定めなければ、十分に対策が検討できず、課題のみの提示に終わってしまう。計画策定において A-PDCA の「D」を明確にするためにも、検討ができる機会・場を幅広く探していくことが、市町村に求められる。

＜③計画の策定＞

・ 高齢者虐待等の権利擁護に係る計画を策定する際には、以下の①～③のように、養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待を分けて記載する必要がある。

① 養護者による虐待及び養介護施設従事者等による虐待の両者に共通する事項

② 養護者による虐待に関する事項

③ 養介護施設従事者等による虐待に関する事項

・ 計画の策定について、いくつかの市町村では行政計画だけではなく、行動計画[1]を策定して、二層構造で体制整備を行っており、計画立案の方法論の一つとして示された。

[1]ここでは、行政計画とは、介護保険事業計画、その他の行政計画、行政評価、市町村独自の行政計画等を指す。
行動計画とは、庁内決裁の計画、地域包括支援センターの運営方針や事業計画、マニュアル等を指す。

・　なお、都道府県においても同様に、行政計画や行動計画が策定されていた。
・　行動計画の A-PDCA と行政計画の A-PDCA の 2 つのサイクルが存在すると考えられ、冒頭の「A」（アセスメント）を共通の起点としてサイクルを連動させ、網羅的に体制整備を図ることがポイントになる。そのような好事例を発掘して普及していくことが望まれる。
・　毎年度実施される法に基づく対応状況等の調査により、体制整備の実態を把握して実施の有無を確認しているはずであり、「実施あり」と回答した項目については計画にも反映していくことが、市町村に求められる。

＜④実施と評価＞

・　評価にあたり高齢者虐待等の権利擁護の体制整備の実施内容を網羅的に把握するためには、行政計画と行動計画の両面から確認する必要がある。
・　計画した体制整備の評価については、介護保険事業計画は評価までは至っていない実態がある。しかし一方で、行政計画や事業計画等では評価が行われている実態も認められた。具体的な評価方法については今後の検討事項である。
・　各計画の A-PDCA サイクルを連動させ、介護保険事業計画にまで反映させられるように、計画を戦略的にマネジメントすることが、市町村に求められる。
・　また、終結した虐待事案の事後検証については、個別事例の課題分析が体制整備の評価につながることが想定される。事例検討やモニタリング会議など、日々の実践に組み込むことができるように、更なる調査とモデルの構築が必要である。

2) 都道府県

現状・課題
＜①取組状況・課題の把握＞ ・ 市町村と同様に、高齢者虐待等の権利擁護に関わる課題の把握方法として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等の調査が活用されていた。 ・ 机上調査で分析した介護保険事業支援計画においても、高齢者虐待等の権利擁護の実態を示す根拠データとして調査結果が活用されていた。 ・ また、同法に基づく対応状況等の調査以外には、アンケート調査や検討会、市町村訪問の機会、市町村及び地域包括支援センターの職員、介護サービス相談員等を対象とした研修会等を活用して管内の市町村の実態を把握していた。 ・ ヒアリングにおいては、把握した実態からの課題分析が課題として挙げられた。 ・ 市町村と同様に、現行の介護保険事業支援計画においては、法に基づく対応状況等の調査や検討会で把握した課題を記述し、対策を講じている計画もある一方で、それらの記述がない計画も散見された。 ＜②検討会の設置＞ ・ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場として、虐待防止に関する連絡会等の市町村担当者会議や虐待防止ネットワーク会議等が活用されていた。 ・ ヒアリングにおいては、管内の市町村の体制整備に関する取組状況を取りまとめ、検討会において情報共有することで、市町村担当者や関係機関との意見交換が行われていることが把握できた。 ・ ただし、年間で実施できる検討会の開催数が 1～2 回に限られているため、体制整備の課題を十分に議論した上で、都道府県の目標を定めるには限界がある状況であった。 ・ また、全ての市町村担当者が出席することになると参加者数が膨大になることから人選も必要になり、参加できなかった市町村への情報共有も行うことになる等、会議の運用を工夫する必要性も把握できた。 ＜③支援方策の策定＞ ・ 市町村への状況に応じた支援方策を策定するために検討会等が活用されていた。 ・ ヒアリングにおいては、検討会での意見交換等を行うために、事前に庁内で支援方策を検討している状況が把握できた。 ・ また、高齢者権利擁護等推進事業や介護サービス相談員派遣事業等の既存事業の運用の見直しや充実を図ることから、支援方策を検討することもあることが把握できた。 ＜④支援＞ ・ 養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待では対応部署が異なる場合があり、また、都道府県によっては地方局等と役割を分担して支援を実施していることがある。 ・ 弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの都道府県の関係機関との連携やネットワークだけではなく、市町村からの相談や通報等の受付、情報共有や方針の検討、部署間が連携しての対応、体制整備の課題共有等、庁内連携も重要になることが把握できた。

・　養介護施設従事者等による虐待の都道府県としての対応や体制整備については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

＜⑤フォローアップと支援効果の評価＞

・　市町村への訪問により取組状況・課題の把握を兼ねてフォローアップを図る取組や、検討会において市町村からの意見を聴取するような取組が把握できた。

・　一方で、フォローアップと支援効果の評価結果の具体的な内容については、今回の机上調査やヒアリング調査では十分に把握ができなかったため、今後の課題である。

今後の論点

＜①取組状況・課題の把握＞

・　法に基づく対応状況等の調査は毎年度実施され、実態把握のチャンスである。

・　調査結果の活用方法だけではなく、ネットワーク構築を兼ねて、関係機関に意見を募り、独自の調査項目を追加する等、調査の設計や運用のプロセスにも着目し、戦略的に取り組めるようなモデルの構築が必要である。

＜②検討会の設置＞

・　都道府県の目標を定めるための課題分析については、検討会が活用されているが、開催頻度や会議の参加者数、会議時間等の問題があり、検討会の機会や場のみで課題を検討することが難しい状況がある。検討会の運用についてモデル事例の発掘が必要である。

＜③支援方策の策定＞

・　検討会では目標だけではなく都道府県の支援方策なども検討されることから、その実施に向けて、事前の庁内連携により各部署からの視点で課題を分析し、対応状況等の調査結果も活用して支援方策を策定することがポイントになる。

・　都道府県は単一部署ではなく、複数部署により職務を分担して担っている特徴があることを活かし、多角的な視点から支援方策を検討することができる。そのような庁内連携の在り方について、更なる調査と検討が必要である。

＜④支援＞

本項目に関する情報は、本調査では得ることが出来なかった。今後、本項目に関する更なる調査と検討が必要である。

＜⑤フォローアップと支援効果の評価＞

・　養介護施設従事者等による虐待の都道府県としての対応や体制整備について、焦点を当てて調査と検討を行う必要がある。

・　弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などの都道府県の関係機関との連携やネットワークだけではなく、都道府県と市町村の連携、都道府県の庁内連携などにも着目し、フォローアップと支援効果の評価等も含めて、効果的な支援を行う方策を検討する必要がある。

・　また、実態や課題、検討会や支援方策、フォローアップや評価について、その具体的な内容が実施されていながらも、介護保険事業計画等の計画に反映されていない可能性がある。それらを計画に反映し、A-PDCA サイクルを推進していくことが都道府県に求められる。

2. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害について

本項では準ずる対応が求められる権利侵害には複数のタイプが含まれることを念頭に置きつつ、本結果のポイントと今後の課題・論点を整理する。

現状・課題
＜①取組状況・課題の把握＞ ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の発生件数を把握している市町村はおよそ 6 割程度であった。その中でセルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65 歳以上夫婦間のＤＶ、認知症による行方不明高齢者を把握している市町村はそれぞれ 4 割～5 割弱であった。 ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の各市町村での 10 万人当たりの発生数はセルフ・ネグレクトが 2.99 人、養護・被養護関係にない高齢者が 10.8 人、65 歳以上夫婦間のＤＶが 5.96 人、認知症による行方不明高齢者が 20.4 人となった[1]。今回把握された発生割合に基づいて算出すると、例えばセルフ・ネグレクトでは 3,800 人程度発生している可能性がある[2]。 ・ 在宅での孤立死に至った高齢者については、依然として 2／3 程度の市町村が「該当する死亡があったかを把握していない」もしくは「死亡はあったが人数は不明」と回答していた。 ＜②検討会の設置＞ ・ 準ずる対応を求められるの権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために「関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している」「事例検討会の場や機会等を設けている」市町村は約 5 割であった。 ・ 対応するうえで求められる知識等を習得する場や機会の提供に関しては、6 割の市町村が何らかの対応をしていた。 ・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般への対応がうまくできない理由は、人員数の不足（72.8%）が顕著であった。ついで協議体を設置していないこと（31.1%）も上位であった。 ＜③計画の策定＞ ・ セルフ・ネグレクトについては、行政計画がある自治体は 4.8%、庁内決裁の計画が 10.4%、行政評価の実施が 2.7%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 2.2%となり、計画にセルフ・ネグレクトを含めている自治体は非常に限定的であった。 ・ 孤独死については、行政計画を立てている自治体は 12.0%、庁内決裁の計画を 7.8%、行政評価の実施が 4.9%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 5.2%となり、計画に孤独死を含めている自治体は非常に限定的であった。 ・ 認知症については、行政計画を立てている自治体は 47.6%、庁内決裁の計画を 55.9%、行

[1] アンケート結果から得られたそれぞれの権利侵害の総発生件数に関して、件数を把握していると回答した自治体の総人口で割り、10 万を乗じることで算出した。

[2] 上記で算出した 10 万人当たりの発生件数を日本の総人口当たりに換算した数字

政評価の実施が 26.0%、体制整備の予算確保に向けた評価の実施は 28.2%となり、計画に認知症を含めている自治体は他の準ずる対応が求められる権利侵害と比べると多くなった。

＜④実施と評価＞

・ 約 9 割の市町村が、他部署・関係機関・団体等と連携して、高齢者虐待防止法に準ずる対応をしている。連携先は生活保護担当、高齢者福祉・介護保険、障害福祉、警察、地域包括支援センターが上位だが、それ以外も相当数ある。

・ 再発防止の観点から、終結した事案の事後検証を実施できている市町村は 1 割強（13.0%）に留まっている。

今後の論点

＜①取組状況・課題の把握＞

・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の発生件数は、セルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者、65 歳以上夫婦間のＤＶ、認知症による行方不明高齢者の 4 事例のみであってもその推定発生件数の総和は約 50,500 件であり[1]、高齢者虐待の相談・通報件数と比べると多くなっている。（令和 2 年度の結果によれば、養護者による相談・通報件数は 35,774 件である）。この結果を踏まえると、発掘・通報されずに見過ごされているケースがあることが想定される。

・ 準ずる対応が求められる権利侵害の発生件数の把握が限定的である理由の一つとして、これらの権利侵害が虐待と同様に重大な権利侵害である事象という認識の周知・共有が不十分である可能性がある。このため、これらの権利侵害についての周知・共有を進めるとともに、虐待防止ネットワークでの取組や体制整備を検討する際には、準ずる対応が求められる権利侵害についても含めて検討する必要があることを定着させていくべきである。

＜②検討会の設置＞

・ 過去（平成 26 年度・平成 30 年度）[2]に実施された同種の調査と比べると、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるケースについて、セルフ・ネグレクトを例に挙げると、発生件数まで把握している市町村は以前と比べて増加している傾向にある（平成 26 年度調査：25.7%、平成 30 年度調査：13.0%）。とはいえ、依然として、4 ～ 5 割程度の市町村が発生件数すら把握できていない状況にある。「準ずる対応」の定義が不明瞭といった指摘はあるものの、有効な対策を検討するためには、当該地域で生じている本課題の規模感の把握と課題の共有は必須といえる。一方で、人員数の不足という指摘への対応も考慮する必要がある。

・ 件数を把握できている市町村が 5 割程度であったことを考慮すると、対応がなされている市町村の多くは、関係機関との連携、事例検討会の設置など、体制の強化や機関連携、ネットワーク構築が蓄積されつつある。ただし、本調査では、どのような連携協力体制で、

[1] 各権利侵害の日本の総人口当たりの発生数を加算したもの

[2] 平成 26 年度における調査「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」
参考：https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000140351.pdf
平成 30 年度における調査「高齢者の権利擁護における基礎自治体での相談体制・事例対応の実態把握等に関する調査研究」
参考：https://www.tmghig.jp/research/info/cms_upload/e110e97bfdba1024170a92c0b0c985d2_1.pdf

どのような事例検討会や周知活動が展開されているのかといった具体的内容や質までは把握できていない。良質な連携体制や場を構成する要素と指標化については今後さらに検討する必要がある。

＜③計画の策定＞

・ 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の体制整備は不十分であり、計画的な体制整備が必要である。高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害については、現状把握（A-PDCA の冒頭の A）自体が不十分な状況にあり、対応についての進展はみられるものの、事後検証も十分になされていない。ただし、セルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者への虐待、お互い自立した 65 歳以上夫婦間の DV、孤立死の問題は、それぞれ別個の問題であり、一括りに論じることは難しい。介護保険事業計画に限らず、地域の実情に応じた計画策定と体制整備を図っていくことが求められる。

＜④実施と評価＞

・ 高齢者虐待防止対応のための体制整備の事後検証の実施が 42.3%であったこと（令和２年度調査結果）と比べると、高齢者虐待防止法に準ずる対応では終結した事案の事後検証は大きく遅れているといえる。なお、高齢者虐待防止においても、他の体制整備の項目が６～８割程度実施済みである中、この事後検証の実施割合は最も少なくなっている。「検証」という水準には至らなくとも、再発防止にむけた「振り返り」の場を設けることが必要と思われる。

・ ヒアリングを通して、セルフ・ネグレクトを始めとした権利侵害については地域住民が権利侵害に気付くことができる状況（見守りネットワーク）を組成していくことが早期発見につながることが示唆された。

3. 消費者被害について

消費者被害については、高齢者虐待対応部局と消費者行政部局の双方の観点で議論することが重要であることを踏まえ、本結果のポイントと今後の課題・論点を整理する。

現状・課題
高齢者虐待対応部局 ＜①取組状況・課題の把握＞ ・ 消費者被害の課題にうまく対応できていると回答した自治体は 57.9%と半数を超えたものの、高齢者虐待防止法第 27 条に規定された消費者被害の発生件数を把握している自治体について、全件把握している自治体が 2.6%、ある程度把握している自治体が 13.3%となり、全体的には消費者被害の件数把握はあまり進んでいない。もとより消費者被害の件数把握は消費者行政部局の本務ではあるものの、高齢者虐待対応部署では消費者被害において件数を把握することができていない実態が明らかになった。 ・ 同法第 27 条に規定された消費者被害の課題にうまく対応できていないと回答した自治体では、その理由に「解決方法の類型化がされていない、ノウハウをうまく引き継げない」ことを挙げている。マニュアルや業務指針、対応フロー図の作成をしていない自治体が 95.7%と、そのほとんどを占める実情が反映される結果となった。 ・ 同法第 27 条に規定する消費者被害への対応方法については、「消費者被害の予防に関する広報・注意喚起」が 67.4%と最も多く、これだけでは必ずしも権利擁護支援に結び付く対応とは言いきれないものの、消費生活センターによる対応が 60.5%、日常生活自立支援事業の利用が 37.3%、介護保険サービス・生活支援サービスの導入が 26.9%、介護保険法における地域ケア会議の実施が 21.9%、成年後見制度の首長申立が 10.4%など、庁内他部署や関連機関と連携を取りつつ、権利擁護支援に結び付く対応が行われていることも分かった。 ・ 同法の規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために何らかの施策を行っている自治体は半数程度である。その中で、わずか 8.0%ではあるが、ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で複合的な課題を一体的に協議している自治体が存在することは注目に値する。他方、当該問題に関して、何もしていないと回答した自治体も約半数あり、庁内連携を高齢者虐待対応部署から積極的に働きかけることはあまり進んでいないことも明らかになった。 ・ 高齢者虐待対応部署から、消費生活センターや地域包括支援センター等の関係者に対し、同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会の提供について、未実施が 66.1%であるなど、積極的に行なわれているとはいえず、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。 ＜②検討会の設置＞ ・ 月 1 回の割合で開催される地域ケア会議に消費者行政部局も毎回参加し、緊密な連携が取れているため、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できている。 ・ 消費者庁が設置を推進している消費者安全確保地域協議議会については、未設置の自治体が 60.6%を占めるが、高齢者虐待対応部署などが運用する何らかのネットワークを構築し

ている自治体がほとんどである。しかし、同法第 2 条に規定された経済的虐待と同様の対応が求められる高齢者の消費者被害に対応するためには構築されているネットワークが消費者行政部局など、他のネットワークと容易に協働しうるものであることが求められる。既存のネットワークで何をするのか、その機能を今一度確認する必要がある。

＜③計画の策定と評価＞

・ 高齢者の消費者被害については行政評価を行っている自治体は限定的（11.1%）であり、行政計画の整備状況（31.0%）や庁内決裁の計画の整備（10.1%）、体制整備の予算確保に向けた評価の実施（6.9%）、条例や要綱の整備を行っている自治体はわずか 6.8%であるなど、非常に限られている。

・ 消費者被害の事案の事後検証については、未実施が 94.9%であるなど、ほとんど行われておらず、事案の蓄積・類型化が図られていない。これが、結果的には、マニュアル整備の遅れにつながっているものと考えられる。

・ 同法第 27 条に規定される消費者被害の課題について、うまく対応できているとする回答が 57.9%であったことは上述のとおりだが、自治体へのヒアリングでは、高齢者虐待対応部署と消費者行政部局の双方で、権利擁護支援に結び付く相談事例が必ずしも全件共有はされておらず、対応における協働もかなり限定的である。ただし、消費者行政部局は地域ケア会議に参加し、緊密な連携が取ることで、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できており、地域ケア会議に対処法についてのノウハウが集約されており、迅速な対応が可能だとする例が報告された。今後、全国の自治体で好事例の展開が期待される。

消費者行政部局

＜①取組状況・課題の把握＞

・ 消費者行政部署内で「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」という考え方は 7 割程度周知されている。実際に、高齢者の消費者被害は消費生活センターから高齢者虐待対応部署へ相談・通報が 61.5%、福祉サービスへのつなぎが 44.8%となっており、結果として高齢者の消費者被害の相談を発端として権利擁護支援につながっていることがうかがえる。今後、協働内容をさらに深めていく必要がある。その一方で、連携したことがない自治体も 12.6%存在する。こうした自治体では、他自治体の好事例を参考に早急な対応が求められる。

・ 消費者行政部局が高齢者虐待対応部署との連携においては、多くの自治体で困難を感じておらず、うまく連携が図られていると考えている割合が 7 割を超える。しかし、受け止める側の高齢者虐待対応部署では消費者被害の件数を把握していない割合が高く、同法第 27 条に基づく高齢者の消費者被害の認識について、双方の部局の意識に齟齬が生じている可能性が高い。

＜②検討会の設置＞

・ 消費者安全確保地域協議会を設置している自治体はいまだ 4 割に満たない状況である。

＜③計画の策定と評価＞

・ 消費行政部局での地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会の開催が 2 割程度、消費生活相談員向けの介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会

の開催が 1 割にも満たない状況と、かなり限定的であり、高齢者虐待対応部局の研修・勉強会同様、高齢者の消費者被害の実態に即した体制整備が十分ではない。

今後の論点

高齢者虐待対応部局

＜②検討会の設置＞

・ 高齢者に対する消費者被害は高齢者虐待防止法第 27 条に規定されており、経済的虐待と同様の対応が求められる。地域ケア会議などにおいて、情報交換を通してお互いの理解を深め、多くの場合アウトリーチ機能のない消費者行政部局から要請のあった場合は、高齢者宅を訪問して消費者被害の状況や程度について事実確認を行い、両部局で対応策を検討するなど、高齢者虐待対応部局と消費者行政部局との協働対応強化が必要である。

・ 高齢者に対する消費者被害は「経済的虐待と同様の対応」が求められることから、互いの連携強化及び協働のためにも、ケース会議等には高齢者虐待部局のみならず、消費者行政部局も参加し、双方で理解を深める機会を積極的に設置する。また、高齢者の消費者被害は「権利擁護」の対象であることに鑑み、双方が主催する研修等に双方が参加し、理解を深める必要がある。

＜③計画の策定/④実施と評価＞

・ ケース会議や研修会で検討・検証された事例と整理された情報は実務上の取り決めとして類型化し、マニュアルを整備する。このことによって、担当者が変わっても等しい対応が可能となる。なお、現在はほとんど行われていない事案の事後検証を行うことによって、継続的にマニュアルの追加・整備を図る。

・ マニュアル化した実務上の対応をスムーズに進めるためには、協働できる見守りネットワークの構築が必要である。特に、経済的虐待と同様の対応が求められる高齢者の消費者被害については、高齢者虐待のネットワークとその目的が一致する。既存のネットワークで何がどこまでできるのか、その機能を今一度確認し、例えば、緊急性がある場合など、本人の同意がなくても必要な関係者間でのみ個人情報の共有を図りながら、迅速に被害回復までつなげることが可能な消費者安全確保地域協議会を、既存のネットワーク機能に上乗せして機能強化を図ることなど、検討する。

消費者行政部局

＜②検討会の設置＞

・ 高齢者に対する消費者被害は「経済的虐待と同様の対応」が求められることから、互いの連携強化及び協働のためにも、ケース会議等には高齢者虐待部局のみならず、消費者行政部局も参加し、双方で理解を深める機会を積極的に設置する。また、高齢者の消費者被害は「権利擁護」の対象であることに鑑み、双方が主催する研修等に双方が参加し、理解を深める必要がある。（再掲）

＜③計画の策定/④実施と評価＞

・ 消費者行政部局と高齢者虐待対応部局では、同法第 27 条に基づく高齢者の消費者被害の認識について、双方の意識に齟齬が生じている可能性が高いことから、情報共有の在り方を再検討することが喫緊の課題である。双方の連携・協働をさらに充実・進化させるため

にも、高齢者虐待等福祉のネットワークと協働できる消費者安全確保地域協議会の設置を積極的に検討する。なお、設置に際しては、新規に消費者被害への対応を主目的とするネットワークを立ち上げることを目指すのではなく、既存の高齢者虐待等福祉のネットワークに消費者安全確保地域協議会の機能を上乗せすることを検討するなど、連携の緊密さを担保することが肝要である。

4. 提言と今後の課題

＜提言＞

高齢者虐待防止法は、高齢者虐待等の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応（悪化防止）、再発防止を通じて、高齢者の権利利益を擁護することを目的としており、本研究事業では、その体制整備を促進するため、都道府県及び市区町村の介護保険事業（支援）計画の実態や取り組みの検討を、「令和 4 年保険者機能強化推進交付金・介護保険者努力支援交付金」にかかる評価指標を参考に、課題の把握から実施と評価に至る A-PDCA サイクル（冒頭の A はアセスメント）をどのように展開していけばよいか、机上、アンケート、ヒアリングにより検討してきた。同時に、高齢者虐待防止法に規定する養護者・養介護施設従事者等による虐待に加え、同法 27 条に規定する消費者被害、同法に準ずる対応が求められる権利侵害についての体制整備についても、同様に検討した。

結果の詳細は、各章及び本章の各節で示したとおりであるが、ここではこうした結果を踏まえて、「高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価」について、いくつかの提言を行う。

第 1 に、A-PDCA サイクルを踏まえ、高齢者虐待防止等における体制整備についての計画策定を推進することが必要である。計画策定に当たっては、現状の把握が不可欠であり、高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査結果などを参考にしながら、責任主体である自治体を中心とした多機関との課題共有を踏まえて体制整備の現状をアセスメントすることが必須である。こうしたアセスメントに基づいて計画策定が進められるとともに、未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応（悪化防止）、再発防止の取り組みを実施し、評価していくというサイクルを体制として整備していく必要がある。計画は、介護保険事業計画に位置づけることに加え、そのほかの計画で体制整備を規定する場合には、相互の関連性に留意する必要がある。

第 2 に、高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の体制整備は不十分であり、計画的な体制整備が必要である。高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害については、現状把握（A-PDCA の冒頭の A）自体が不十分な状況にあり、対応についての進展はみられるものの、事後検証も十分になされていない。ただし、セルフ・ネグレクト、養護・被養護関係にない高齢者への虐待、お互い自立した 65 歳以上夫婦間の DV、孤立死の問題は、それぞれ別個の問題であり、一括りに論じることは難しい。介護保険事業計画に限らず、地域の実情に応じた計画策定と体制整備を図っていくことが求められる。

第 3 に、高齢者虐待防止法第 27 条に規定されている消費者被害についての体制整備も不十分であり、上記と同様に計画的な体制整備が必要である。消費者被害については、庁内他部署（特に消費生活センター）との連携による対応がなされているものの、高齢者虐待等の担当部局による実態の把握をはじめとした体制整備が不十分な状況にある。消費行政部局においても、高齢者虐待等の担当課との連携が不十分なことが認識されており、協働対応を強化するような体制整備を進める必要がある。

第 4 に、養護者と養介護施設従事者等による虐待防止についてそれぞれに計画を策定し、体制整備を進める必要がある。現状では、養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待の計画等が区別されておらず、両者に共通する事項、それぞれに固有の事項に分けて、体制整備を進め

る必要がある。

第 5 に、都道府県の市区町村支援を中心とした体制整備のあり方を明確にする必要がある。資源や人材の限られた市区町村の体制整備の課題を都道府県がどのように把握し、支援していく体制を整えていけばよいか、またそのために必要な庁内連携や体制について検討を進める必要がある。

最後に、上記の点を踏まえると、これまで「広報・普及啓発」、「ネットワーク構築」、「行政機関連携」、「相談支援」の 4 つの項目について体制整備を行うことが求めてきた「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の記載は、A-PDCA のサイクルに沿った計画策定や評価を促していくような項目に改訂することを検討すべきである。加えて、消費者被害や高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害の体制整備や都道府県の役割についても記載を検討すること、養護者と養介護施設従事者等による虐待対応については、共通する事項とそれぞれに固有の事項を記載することなどが検討される必要があると考えられる。

＜今後の課題＞

以下では、提言した内容を進めていくために、今後検討が必要と考えられる課題について述べる。

第 1 に、権利擁護支援を必要とする高齢者（とその世帯）の課題は、複合的であり、絡みあっていることが多い。そのため、必然的に多機関が協働して対応することが求められる場合が多くなる。こうした対応について、成年後見制度利用促進法に関連した施策や地域共生社会の実現を目指した包括的な支援体制の構築、さらには福祉関係部局を越えた施策（例えば、消費者行政）とどのように一体的に展開していくのかについては、本研究事業では十分に検討することができなかった。高齢者虐待防止等の権利擁護支援を促進していくためには、庁内及び保健医療福祉関係機関を横断した取り組みが求められ、そのための体制整備を視野に入れて検討していくことが必要である。

第 2 に、「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金にかかる評価指標」に A-PDCA サイクルに基づいた高齢者虐待防止にかかる体制整備が追加されたのは、令和 4 年度からである。そのため、A-PDCA サイクルに基づいた高齢者虐待等の権利擁護を推進するための体制整備についてのいわゆる「好事例・取組事例」が蓄積されておらず、市区町村、都道府県ともに、手探りで取り組みを進めている状況にある。先述の他施策との協働を含め、未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応（悪化防止）、再発防止という観点から、A-PDCA のサイクルに沿って体制整備を図り、権利擁護支援を展開している市区町村、都道府県での好事例・取組事例を把握し、そのことから A-PDCA のそれぞれの段階で必要とされる体制整備の内容を具体的に明らかにすることが必要である。「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究」の結果において虐待防止の体制整備が進んでいる自治体ほど虐待の相談・通報件数、虐待判断件数が多い結果耐えられていることからも明らかのように、高齢者虐待等の権利侵害の事案は依然として潜在化していると考えられる。自治体がどのように体制整備を進めていけばよいか、具体的な道筋を示すことが必要である。

関連する法令について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（定義等）

第二条　この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2　この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。）以外のものをいう。

3　この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4　この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一　養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二　養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5　この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（以下「養介護施設」という。）の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ　高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ　高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ　高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ　高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ　高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二　老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一

項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6　六十五歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（財産上の不当取引による被害の防止等）

第二十七条　市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

付録（参考資料）

Ⅰ. 基礎資料

机上調査

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施設者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
高齢者虐待の防止や早期発見に向けて、市広報紙やパンフレット、研修会等を通じて啓発し、市民や地域ケアスタッフの理解が深められるよう推進します。 また、虐待防止について理解を高めるため、市役所窓口、医療機関や介護保険施設等にパンフレット等を設置し、普及・啓発します。	高齢者虐待防止・権利擁護研修会、事例検討会など年３～４回開催し、研修機会の提供ができた。	高齢者虐待の防止や早期発見に向けて、市広報紙やパンフレット、研修会等を通じて啓発し、市民や地域ケアスタッフの理解が深められるよう推進します。 また、虐待防止について理解を高めるため、市役所窓口、医療機関や介護保険施設等にパンフレット等を設置し、普及・啓発します。	高齢者虐待防止マニュアルを活用し、研修等の実施や関係機関連携により共通認識を深め、対応能力の向上を図ります。	成年後見制度の利用に係る支援を推進し、虐待が疑われる場合には、高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき、地域包括支援センターや介護保険事業所、医療機関等の関係者と連携し、実態把握等を通じて、虐待を受けた高齢者やその養護者等の支援を行っており、困難事例への対応、消費者被害の防止などの権利擁護事業を進めてきました。	成年後見制度の利用申し立てを行う親族がいない重度の認知症高齢者等を対象として、市長による申立て支援を必要に応じて行います。成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護支援センターの充実に努めます。	区職員と介護従事者の迅速かつ適切な対応力の向上を図るため、事例検討を実施します
地域住民や医療・介護関係者などに高齢者虐待の相談窓口を周知し、虐待防止や早期発見に取り組みます。	高齢者の権利擁護や養護者への支援を適切に行えるよう、各区保健福祉部及び保健福祉局高齢保健福祉部が開催する高齢者虐待等の会議や研修会等に、弁護士と社会福祉士を派遣します。	平成24年に「○○高齢者虐待防止事業実施要綱」を制定して以降、住民に対しては、町のホームページやパンフレットなどで普及啓発を継続して行っています。各関係機関からの相談・通報は24時間体制で受け付け、対応しています。また、地域住民や民生委員等からの相談に対しては、高齢者虐待防止マニュアルに基づき対応しています。各関係機関が集まる「訪問高齢者等捜索ネットワーク事業連絡会議」及び「地域ケア会議」等において、高齢者虐待防止の趣旨を説明し、高齢者の虐待に関する啓発を図っています。	「高齢者虐待対応支援マニュアル実践版の活用」について、高齢者虐待対応支援マニュアルを活用した研修を実施し、虐待対応の流れを確認。対応能力の向上に努めています。	過度な介護負担が原因となり虐待に至るケースがあるため、介護者に対するケアとして、地域包括支援センターなどでの相談支援を行います。	認知症等で判断能力が低下し、自分で判断することが難しくなった方の権利を守るための成年後見制度に関する相談支援や普及啓発のほか、市長が後見開始の審判請求を求めることができる「市長申立て」手続きの実施や成年後見人・保佐人・補助人へ支払う報酬について、一定の基準に従って助成をしました。	虐待を受けた高齢者に適切な支援を行うため、平成30年に虐待対応のガイドライン及びマニュアルの改訂並びに地域包括支援センターの社会福祉士で構成する社会福祉士部会における、虐待の事例検討を行いました。
高齢者虐待を未然に防ぎ、また関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。また、あわせて養護者に対する支援も行なっていきます。 ➢市民への周知(リーフ配布) ➢関係者への周知(研修会の開催等)	高齢者虐待につながりやすい「不適切なケア」、「擁護者の孤立」、「認知症の方との接し方」等について検討できる研修会や学習会を開催し、高齢者の権利擁護を推進します。	市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めます。 支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止に向けて、相談・支援技術の向上に取り組みます。	平成24年に「○○高齢者虐待防止事業実施要綱」を制定して以降、住民に対しては、町のホームページやパンフレットなどで普及啓発を継続して行っています。各関係機関からの相談・通報は24時間体制で受け付け、対応しています。また、地域住民や民生委員等からの相談に対しては、高齢者虐待防止マニュアルに基づき対応しています。各関係機関が集まる「訪問高齢者等捜索ネットワーク事業連絡会議」及び「地域ケア会議」等において、高齢者虐待防止の趣旨を説明し、高齢者の虐待に関する啓発を図っています。	介護保険事業所や居宅介護事業所、警察等から高齢者の虐待に関する通報や権利擁護に関する相談があり、関係者と協議しながら対応しました。	自治体HP に第8期介護保険事業計画を掲載していなかったため非公表	法律、医療、介護等専門的な見地から、高齢者及び養護者の抱える問題の早期解決を図るため、弁護士、医師、介護サービス事業者等の専門家により構成されている「高齢者総合調整会議」や権利擁護センターみたかの「事例検討会」を積極的に活用することにより、虐待事例等への対応機能の強化に努めます。
平成24年に「○○高齢者虐待防止事業実施要綱」を制定して以降、住民に対しては、町のホームページやパンフレットなどで普及啓発を継続して行っています。各関係機関からの相談・通報は24時間体制で受け付け、対応しています。また、地域住民や民生委員等からの相談に対しては、高齢者虐待防止マニュアルに基づき対応しています。各関係機関が集まる「訪問高齢者等捜索ネットワーク事業連絡会議」及び「地域ケア会議」等において、高齢者虐待防止の趣旨を説明し、高齢者の虐待に関する啓発を図っています。	高齢者虐待に関する正しい知識を持つことにより、介護する方の高齢者虐待防止につながり、また、高齢者虐待の早期発見、早期対応には関係機関からの情報提供はもとより、地域からの情報提供も重要となることから、各関係機関及び町民向けの高齢者虐待防止に係る研修会の開催及び通報窓口の周知活動を推進します。	高齢者の意思や希望を大切に、可能な限り本人が望む生活を送るために、市民を対象とした権利侵害防止のリーフレットの配布や、講演会を開催することで、地域全体の権利擁護意識を高める取組みを進めてきました。	成年後見制度の利用に係る支援を推進し、虐待が疑われる場合には、高齢者虐待防止対応マニュアルに基づき、地域包括支援センターや介護保険事業所、医療機関等の関係者と連携し、実態把握等を通じて、虐待を受けた高齢者やその養護者等の支援を行っており、困難事例への対応、消費者被害の防止などの権利擁護事業を進めてきました。	更に、直接的な被害者である、「虐待を受けた高齢者」に加え、「加害の立場にある養護者」への支援を行うことも重要です。ハンドブックを活用し、地域包括支援センター等の関係機関による相談体制を強化するとともに、再発防止に向けた助言等を適切に実施していきます。	2在宅介護支援センター運営事業(身近な相談機関として) 事業の対象者は在宅において何らかの支援を必要とする、高齢者や身体障がい者、または虐待を受けていると思われる方及びその家族とし、以下の委託内容で実施しています。 ア委託先は町内に4箇所ある在宅介護支援センターで、在宅介護等日常生活に関する総合的な相談に対し、24時間体制で助言・指導を行い、地域包括支援センターとの連絡・調整を図ります。 イ公的な保健福祉サービスの利用申請手続き等の便宜を図り、適正なサービス受給に向け調整を図ります。	高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会にて情報共有や事例検討等を行い、高齢者虐待に関するネットワークを構築します。
高齢者虐待が発生する要因は、1つとして同じ事はなく、それぞれの事情により異なっており、複雑な問題を抱えた高齢者に対応するため、早期に相談を受けることが重要となります。その相談窓口として保健福祉部や地域包括支援センターのさらなる周知を行い、相談先としての認知度を高める取り組みを推進します。	今後も、施設関係者や関係機関を対象とした虐待についての研修会を実施し、高齢者や養護者等への適切な支援ができる体制の強化を図っていきます。	「高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動」講演会、DVDなどを用いたミニ講座(市政出前講座)、広報○○・リーフレットを通して、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を行っています。	当町では「○○高齢者虐待防止対応マニュアル」に基づいて、虐待が誰にでも起こりうる問題と捉え、1虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護、2養護者(家族等)に対する適切な支援(介護負担の軽減や相談・助言等)を柱として、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持できるよう取り組んでいきます。	虐待の通報を受けた場合は、地域包括支援センターや関係機関と連携協力の上、高齢者の安全確認や事実確認をした上で、必要な対応を実施します。 例えば、高齢者の安全確保のため、積極的な介入が必要と判断された場合は、 ・立入調査 ・高齢者の保護(養護者との分離) ・老人福祉法に基づく老人福祉施設への措置 ・面会制限 ・要介護施設・要介護事業所への指導等 その他、養護者(家族等)を支援するため、介護保険サービスの利用開始や相談の実施等により、介護負担の軽減が図られます。	認知症により判断能力が低下した方への支援策として、虐待防止、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、消費者被害防止のための取り組みを関係機関の連携のもと推進していきます。	研修会や困難事例検討会などによる多職種連携

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施設者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利擁護の施設を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
本市では、地域包括支援センター、保健・医療・福祉関係機関、警察等との連携体制の構築、相談・対応窓口の周知、民生委員や地域組織との協力・連携、地域住民への普及啓発などによって、早期に対応できる仕組みを整えています。	虐待の早期発見及び適切な対応を行うために高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会や権利擁護に関する研修会を開催し、虐待防止に係る地域のネットワークの構築を推進します。	高齢者虐待等の権利擁護に対する相談窓口や虐待防止に関する制度について、住民へ周知や啓発を進めます。 また、関係機関等と協力し、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図ります。	虐待を受けている高齢者に対して、対応マニュアル等を作成し、早期発見・早期対応を行う体制を確立し、多職種による支援を行っています。	虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに訪問し状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとります。	認知症高齢者や虐待の事例を把握するなど、権利擁護の観点からの支援を行います。 また、認知症で、あって、本人に身寄りがない、あるいは親族からの虐待や介護放棄を受けている等の場合で、あっても、尊厳をもって安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点からの支援を実施していきます。	高齢者虐待に関わる職員を対象に、過去の事例の検証や情報共有、知識や技術を向上するための研修を行います。
市民からの相談窓口について「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」及び「広報○○」による周知を行うほか、「高齢者の権利擁護セミナー」を毎年開催し、高齢者虐待防止を含む権利擁護に関する市民の理解促進に努めていきます。 また、地域包括支援センターや介護サービス事業所等における高齢者虐待への対応の向上を図るため、「高齢者虐待対応ハンドブック」を活用した普及啓発を行います。	関係機関における虐待対応力向上については、専門職を対象とした研修会を開催し、専門性に基づいた対応力の強化が図られました。	関係機関との更なる連携を図っていくとともに、虐待防止策を推進するため、虐待防止策を推進するため、一般市民や介護事業者等への講習会・模擬ふいなどの啓蒙活動を並行してしていきます。	区や地域包括支援センターで、対応マニュアルや対応事例を共有することにより、高齢者虐待に的確に対応するとともに、市民への啓発や地域の見守り活動などとの連携を図りながら、高齢者虐待の未然防止・早期発見に努めます。	虐待が認められるケースに対しては、高齢福祉課、地域包括支援センター、関係機関等が連携を図りながら適切に対応することはもちろんですが、虐待が起こってしまった背景や要因を分析することで、今後のさらなる家族支援につなげます。 また、虐待の疑をしまう背景に、虐待をしてしまう側の思いや生活の課題があること、また自覚のないままに不適切な対応になってしまう現実もあることなどから、相談体制と家族への支援の強化を図るとともに、地域包括ケアシステムによる見守りなどの取り組みを継続します。	また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、地域の関係機関との連携体制の構築を進めるとともに、成年後見制度の理解を深め、利用しやすくなるよう、啓発活動や講演会を実施します。	民生委員や介護サービス事業者等の関係機関に対して継続した研修、事例検討会、実態報告を行うとともに、関係機関との連携を強化していきます。
自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	区や地域包括支援センターで、対応マニュアルや対応事例を共有することにより、高齢者虐待に的確に対応するとともに、市民への啓発や地域の見守り活動などとの連携を図りながら、高齢者虐待の未然防止・早期発見に努めます。 介護事業所・施設に対しては、高齢者虐待防止のための研修等の実施に留まらず、介護職員のメンタルケアや職場環境の見直しなど虐待の発生を防ぐための取り組みについて助言し、事業所・施設内で、の高齢者虐待の未然防止・早期発見を図ります。	市の広報紙やホームページ、講習会などで、虐待に関する知識を広く市民や介護事業者、高齢者等見守りネットワーク事業者へ啓発することにより、虐待の防止を図ります。	高齢者虐待対応ハント゛ブックを活用しながら、地域包括支援センター、○○等の関係機関等が連携して、迅速かつ適切に虐待事例に対応します。	高齢者虐待の事実確認や判断、対応検討を行う早期対応の体制を強化します。（地域福祉課）	虐待の通報を受けた場合は、地域包括支援センターや関係機関と連携協力の上、高齢者の安全確認や事実確認をした上で、必要な対応を実施します。 例えば、高齢者の安全確保のため、積極的な介入が必要と判断された場合は、 ・立入調査 ・高齢者の保護（養護者との分離） ・老人福祉法に基づく老人福祉施設への措置 ・面会制限 ・要介護施設・要介護事業所への指導等 その他、養護者（家族等）を支援するため、介護保険サービスの利用開始や相談の実施等により、介護負担の軽減が図られます。	高齢者の虐待予防のために追跡調査を行い、虐待の発生傾向を分析することで予防活動に生かしていきます。
高齢者虐待防止・権利擁護事業等についての啓発事業を実施するとともに、地域包括支援センターを相談窓口とし、高齢者虐待防止ネットワーク体制の構築に努めます。	1地域包括支援センター職員のスキルアップ センターに寄せられる相談は、介護保険制度の利用や介護予防など単独の問題だけで、なく、生活困窮や高齢者虐待、支援が必要な障がい等のある親族との同居、多重債務、消費者被害など多様化・複雑化していることから、更なるセンター職員のケースワーク力の向上を図ります。 また、高齢者虐待防止ネットワーク事業や認知症初期集中支援チーム、地域ケア個別会議等を開催し、様々な専門職や関係機関、地域との連携を推進するコーディネート力の向上を図ります。	高齢者虐待についてのパンフレット等の作成・配布や講演会・研修会などの開催を通じ、高齢者虐待の早期発見や通報などの周知を行うものです。これまで、毎年、講演会を開催するとともに、高齢者虐待についてのパンフレットを作成して市民に配布するなどしてきました。 今後もこれらの活動を継続し、高齢者虐待の防止や早期発見のため、広く市民や民間事業所、介護事業所など関係機関等に周知を図ります。	高齢者虐待の防止のためには、福祉・保健・医療などの関係機関や地域が、それぞれの立場で、虐待を受けている高齢者等のサインを敏感に察知して気付くことが重要になります。そのために、関係者の対応力の向上を目的としたマニュアルの整備や研修を実施していきます。	介護疲れなどを起因とする虐待を防止するためには、介護者の過重な介護負担を軽減することが重要と考えます。地域包括支援センターに設置している総合相談窓口や介護交流サロン等の活用、広報紙やパンフレット、市のホームページなどにより、高齢者虐待の防止について周知するとともに、介護者への支援体制の充実を図ります。	「○○地域福祉計画（令和3年3月策定）」に定める「○○成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、認知症等により自己の判断のみで、は意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及・啓発を進めます。また、制度の利用が必要な方に対し、関係機関と連携し、適切に後見制度につなげます。	コア会議による迅速な対応 ○○高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催による、分析・再発防止・フォローアップ
地域住民向けに、高齢者虐待の通報窓口の周知と、権利侵害（虐待）の事例等を示すことで、相談・通報の促進を図ります。	高齢者虐待の防止のためには、福祉・保健・医療などの関係機関や地域が、それぞれの立場で、虐待を受けている高齢者等のサインを敏感に察知して気付くことが重要になります。そのために、関係者の対応力の向上を目的としたマニュアルの整備や研修を実施していきます。	早期発見のため、市民向け虐待防止の普及啓発を行います。	(2)虐待対応マニュアル 複雑化した事例等に対応するため、「○○高齢者虐待対応マニュアル(令和2年改訂版)」を利活用するとともに、関係機関と連携し迅速な虐待対応に取り組みます。	地域の相談窓口で、ある地域包括支援センターへの通報により。高齢者虐待防止法に基づく、高齢者及び擁護者への相談・指導及び助言のほか一時保護等の必要な措置を講じます。	成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画に基づく権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用、支援組織の体制整備を行い、成年後見人を選定し、生活を支える取組や、虐待防止ネットワークを組織し関係機関・団体が連携して取り組むことにより、高齢者の権利擁護、安全確保を推進します。	総合相談支援会議 ○虐待、権利擁護、支援困難ケース等の検討 ○虐待相談について、虐待可否等の判断 ○○虐待防止ネットワーク会議 高齢者虐待対策部会 ○「権利擁護・虐待防止・孤立死防止」のための事例検討 ○関係機関との連携構築と情報の共有

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	解越した虐待事案の事後検証
【1箭相談センター】24時間365日有人体制で、相談を受け付けています! 相談センターには区の在宅支援課が`駐揆しており老人福祉法や高齢者虐待防止法などに基つ`いて通時、相談センターをサポ゛ートしています。	ケアマネジャー等の高齢者虐待防止に関わる支援者の連携体制の充実や援助技術の向上を図るため、事例検討を行うなど研修内容を充実させます。	認知症高齢者等の権利を擁護するため、高齢者・障がい者権利擁護センターを中核機関と位置づけ、成年後見制度の利用や市民後見人の育成、虐待防止の啓発などを実施します	・振雌市高齢者虐待対応マニュアルに基つ゛いた円滑な対応及び支援 ・振雌市高齢者虐待対応マニュアルの見直し及び拡充	あわせて養介護施設等従事者へ身体拘束や虐待に関する研修を実施することで発生要因の軽減を図るとともに、虐待を受けた高齢者の保護、心身のケアを行うことて゛、やむを得ず虐待を行ってしまった施護者等に対する支援も一層推進します。	成年後見制度に関する理解を促進するため、成年後見制度に関する市民向け講演会を毎年実施しています。	虐待を把握した場合、地域包括支援センターや箔址事務所などの関係者が参集し、虐待事例の共有化を図り、支援内容を確認し、、連携できる体制（関係）の構築を図ります。
地域の総合相談窓口として役割を果たしていくため、地域包括支援センターの周知に努めます。	高齢者や施護者の支援においては、養介護施設従事者をはじ゛めとした高齢者の支援に携わる全ての者が、高齢者本人の尊厳の保持と自立支援を実現することを目指します。そのために、様々な研修の機会の確保による技術の研鑽や高齢者虐待防止に関する理解啓発などの取組を強化し、支援の質を高めていきます。	市民や民生委員、事業所に対し、高齢者虐待に関する啓発や研修を実施するとともに通報先や相談先の周知を行い、虐待の防止及び早期発見につなげます。	高齢者が`地域で`安心して生活できるよう、高齢者虐待については、高齢者なんでも相談室において「高齢者虐待の防止、高齢者の施護者に対する支援等に関する法律」に基つ゛きi対応します。また、具体的な状況把握や対応方針の決定については「○○高齢者虐待防止マニュアル」に基つ゛き行います。	要介護高齢者を介護している方の精神的な負担(介護ストレス、高齢者虐待、ターミナル期などの家族のこころのケア)を軽減するため、相談センターやあんしんセンターの相談対応に加え、研修センターによる介護セミナーや専門家によるカウンセリング゛を行います。	成年後見制度利用支援事業 親族が`いない等の理由で家庭裁判所への申立が困難な場合の市長申立や家庭裁判所が`決定した成年後見人等への報酬について、要綱で`定める額を限度として助成する等支援を行います。 市の現状を把握分析し、市民後見人の育成や、計画策定等を実施します。	要介護施設従事者による虐待について、要介護関係部署と共同して、事実確認や対応を行います。
市民及び関係機関に対し、高齢者虐待や消費者被害の防止に関する知識の普及啓発に努めるとともに、通報受付や相談機関としての地域包括支援センターの役割について周知を図ります。	・高齢者虐待権利擁護研修会等の実施	高齢者虐待防止についての普及啓発に向け、関係者への研修体制を強化するとともに、「高齢者虐待防止連絡協議会」を中心にネットワークの構築を図ります。また、地域住民や介護している家族への知識の普及啓発を実施します。	また、地域包括支援センターが`担うこととされる虐待防止や権利擁護の機能を強化するため、虐待防止研修の実施や虐待防止マニュアルの策定により、高齢者の権利と尊厳を確保します。	家族の介護負担が`耐え切れないレヘ゛ルになると「共倒れ」につなが`り、虐待や介護離職の原因になることもあり、社会問題になっています。 このような背景をふまえ、区ではケアマネジャーに対する研修助成等を行うことて゛、本人だけて゛なく、介護者の生活・健康・仕事の状況等にも十分留意した質の高い総合的なケアマネジ゛メントを推進します。	自治体EPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	
認知症高齢者の増加に伴う、高齢者虐待の増加が`懸念されるため、市民に対して、相談窓口の周知を行うとともに、介護を一人で`抱え込ませ`ず、介護の大変さを共感できる場の充実を図ります。	また、地域包括支援センターが`担うこととされる虐待防止や権利擁護の機能を強化するため、虐待防止研修の実施や虐待防止マニュアルの策定により、高齢者の権利と尊厳を確保します。	虐待等防止ネットワーク協議会では、２か月に１回実務者会議を開催し、他課（学校教育課・人権推進課・社会福祉課・健康推進課・子育て支援課・保育園）と連携し、虐待等防止 に向けての研修会の開催や街頭啓発活動・虐待ケースについて情報共有しています。	養介護施設従事者による虐待が`増加傾向にあり、また、生活環境の変化に起因する虐待事例の報告も増えつつあることから、最新の事例収集に努め、マニュアルやパンフレットの改訂等を行い、支援の強化を図ります。	こころの相談室 高齢者虐待の予防に重点をおきなが`ら介護に悩む家族などを支援するため、毎週木曜日に臨床心理士による1対1の専門相談「こころの相談室」を実施します。	成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されているとは言えない状況にあります。そのため、権利擁護に関する相談窓口の周知と充実を図りながら、市民後見人の育成・活用を進めます。	
高齢者虐待をはじ゛め、高齢者の権利擁護に関する相談の実施、相談者に対する助言・指導等を行う窓口として、地域包括支援センターの周知啓発を継続的に実施しており、本市における高齢者虐待相談・対応件数はH29年度81件、H30年度83件、R元年度84件と増加傾向にある。	「○○高齢者虐待対応マニュアル」に基つ゛き、地域包括支援センター*を中心に民生委員*・児童委員*、介護保険事業者、地域のボランティアなど`て`高齢者の見守りを行うとともに、虐待の早期発見に資する取組を推進します。 地域包括支援センターや関係機関との連絡会にて高齢者虐待の早期発見に対する研修`て`啓発を図ると共に、地域見守りネットワーク事業*等`て`の異変の気づきに虐待の疑惑を加え、虐待の恐れがある場合は関係機関への通報を促しました。このことにより虐待の通報、対応件数が`増加し、早期発見、対応が図られました。	市民がサービスを円滑に利用できるよう、パンフレットや広報○○、ホームページなどを活用するとともに、出前講座を実施するなどして介護保険や高齢者福祉に関する情報を提供します。	虐待を受けた高齢者に適切な支援を行うため、平成30年に虐待対応のガイドライン及びマニュアルの改訂並びに地域包括支援センターの社会福祉士で構成する社会福祉士部会における、虐待の事例検討を行いました。	介護に悩みを抱える介護者の不安や負担感を軽くするため、介護経験者が`介護の悩みなどの相談に応じる「介護なんでも電話相談」や介護者同士の支え合いを行う「介護相談・交流カフェ」を実施します。	権利擁護が必要な認知症高齢者や虐待事例を把握するため、自治会、民生委員などの高齢者見守りの協力者、市内を巡回するガス・電気事業者、生活協同組合などの民間事業者などと広く連携してネットワークを構築します。総合相談業務との連携など、より実効性の高い体制の整備に務めます。	

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施設者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
高齢者虐待に関する相談・通報は、一次相談として市の相談窓口や地域包括支援センターで受け付けます。市民へ高齢者虐待の相談・通報窓口や通報(努力)義務の周知を行うとともに、高齢者虐待を発見しやすい民生委員等の地区組織や保健・医療・福祉関係機関との連携体制の構築、通報の徹底を図り、虐待の重度化を防ぎ、早期発見、早期対応できる仕組みを整えます。	高齢者虐待防止に向けた各種研修	虐待防止を含む権利擁護の啓発は、関係機関等に対して研修を実施し、地域の住民には出前講座等を開催しました。また、認知症等、判断能力が衰えてきた高齢者を介護している家族には同じような悩みを抱える家族との交流を支援するなど、各種団体と連携し支援を行っています。令和２年度は「○○高齢者虐待防止対応マニュアル」を隣接し関係者に配布しています。	介護者による虐待を防止するため、地域包括支援センター職員や区職員が啓発に取り組むとともに、虐待防止マニュアルを活用して必要な相談、指導、助言を行います。	「○○高齢者虐待対応マニュアル」を活用し、高齢者虐待が疑われる場合には、必要に応じて高齢者の方を保護し、養護者の方に対しては介護負担軽減等の適切な支援を図ります。	高齢者の生活状況についての実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合、成年後見制度の利用支援をはじめ、施設入所への支援や虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止などを行う事業です。 相談件数は年度ごとに増減がありますが、相談内容は多様化・複雑化する傾向にあり、相談窓口の周知と相談体制の強化が求められます。 認知症高齢者など、判断能力が不十分な高齢者が各種保健・福祉サービスを利用できるように、社会福祉協議会などの関係団体と連携を図りながら、成年後見制度の利用や福祉施設等への入所の支援、虐待防止・対応、消費者被害の防止・救済などに取り組んでいきます。	
虐待を受けた恐れのある高齢者を発見した場合には、速やかに相談窓口に相談することができるよう、高齢者虐待の相談窓口が地域包括支援センターや市であることを、チラシやポスター等を活用して広く周知します。	高齢者虐待に関わる職員を対象に、過去の事例の検証や情報共有、知識や技術を向上するための研修を行います。	介護支援専門員、介護職等、関係機関を対象に「高齢者虐待防止研修会」を開催するとともに、地域に向けては巡回相談会議や地域の集まりの場等において「虐待気づきシート」等を活用し、周知・啓発を行っています。	「○○高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、地域包括支援センター*を中心に民生委員*・児童委員*、介護保険事業者、地域のボランティアなどで高齢者の見守りを行うとともに、虐待の早期発見に資する取組を推進します。 地域包括支援センターや関係機関との連絡会にて高齢者虐待の早期発見に対する研修で啓発を図ると共に、地域見守りネットワーク事業*等で一の異変の気づきに虐待の兆候を加え、虐待の恐れがある場合は関係機関への通報を促しました。このことにより虐待の通報、対応件数が増加し、早期発見、対応が図られました。	養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や養護者同士の集いの活動の充実を図ります。	成年後見制度については、制度の適正な運用を図るとともに広報に努めたところ、市民後見人候補者登録者が19人(累計)となりました。今後は高齢者虐待、親族等による成年後見申し立てが困難な高齢者の早期発見・対応に向けて、関係機関への研修と市民への周知を継続するとともに、市民後見人の事業内容を周知して、市民後見人養成講座への参加を促進することが必要です。	
ホームページや地域包括支援センター機関紙で、相談場所も含めた広報・啓発	地域包括支援センター職員や市の高齢者虐待防止担当職員などを対象に、高齢者虐待防止のための研修を実施し、職員のスキルアップを図ります。	さまざまな機会を活用し、市民に対する早期発見の重要性を啓発するとともに、相談者が気軽に相談できるよう窓口対応能力を強化します。また、高齢者虐待防止や発見のため、関係機関に対する研修会を継続して開催し、早期発見のためのネットワークの強化を図ります。さらに、対応する職員のスキルアップのため、研修会の受講や、○○高齢者障がい者虐待防止チームの弁護士等を講師とした事例検討会を開催していきます。	「○○高齢者虐待対応マニュアル」を活用し、高齢者虐待が疑われる場合には、必要に応じて高齢者の方を保護し、養護者の方に対しては介護負担軽減等の適切な支援を図ります。	虐待対応の事例検証の中で、養護者が虐待に至った要因を分析し、予防的な支援の在り方を検討します。また、その中から施策的取組が必要な課題について抽出し、支援体制の検討を行い、関係機関との連絡調整を行う等適切な支援を実施します。	認知症等により判断能力が不十分なかたや不十分になる前のかたの権利を守るため、地域包括支援センター及び中核機関において、相談及び助言を行います。	
[相談・通報窓口の設置]市の窓口のほか地域包括支援センターが窓口となり、より身近な場所で相談ができる体制を整備しています。	地域住民や民生委員等から寄せられる相談は年々増加しており、相談内容も介護保険に関するもののほか、認知症や高齢者虐待、権利擁護、生活困窮、悪質商法など多岐にわたっています。このため、地域の民生委員や関係機関等地域の既存の社会資源とも連携して、相談支援の機能を強化します。特に対処が困難な事例についても、研修会等により職員の質の向上を図り積極的に取り組めるよう支援します。	虐待は家庭や福祉事業所内等で発生する場合が多く、発見しづらいケースが多くあります。地域住民等に対して虐待防止の啓発活動を積極的に行うとともに、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実、関係者・専門家とのネットワーク強化を促進し、早期発見及び適切な対応に努めます。	高齢者虐待が疑われるケースに対し、速やかに事実の確認を行い、緊急性の判断のためのコアメンバー会議を実施して適切な対応を図った。迅速かつ適切な対応を行うため、虐待防止検討委員会を開催し高齢者虐待対応マニュアルの見直しを行った。	高齢者が支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できき、また介護者の負担を軽減するため、様々な地域の関係機関とのネットワークを強化します。家族介護者が孤立しない環境つくりや、問題発生時に速やかに対処できるよう地域全体で支え合う体制づくりを進めます。	高齢者虐待に関する相談については、認問等により実態を把握し、必要に応じ介護保険サービスの利用や、やむを得ない事由による措置による施設入所等の対応、成年後見制度利用の支援を行います。	
市の広報紙やホームページ、講習会などで、虐待に関する知識を広く市民や介護事業者、高齢者等見守りネットワーク事業者へ啓発することにより、虐待の防止を図ります。	複雑化・複合化する生活課題に対して障がい福祉担当課と連携し、専門職を対象とした虐待防止研修会やケース検討会を実施するなど、未然に虐待を防ぐ取組みや早期対応・悪化防止に向けた取組みを行っています。	あんしん長寿相談所を中心に、大津市権利擁護サポートセンター職員や弁護士をメンバーとする虐待対応検討会議を定期的に開催し、高齢者虐待の対応スキルの向上を図ります。 また、認知症サポーター養成講座や高齢者虐待防止に関する研修会の開催等を通じて高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域の関係機関や民生委員と連携し、高齢者虐待の早期発見や予防的な取組を行います。	高齢者虐待対応マニュアルを継続的に検証し、対応者による差が生じないようにします。また、虐待解消までの対応について、進捗管理体制を整えます。高度に法律的な判断が必要となった際に、適時、弁護士等専門家に相談し助言を受け、支援者への迅速な判断と対応を行います。	認知症高齢者の増加に伴う、高齢者虐待の増加が懸念されるため、市民に対して、相談窓口の周知を行うとともに、介護を一人で抱え込まず、介護の大変さを共感できる場の充実を図ります。	地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活をおくることができるよう支援します	

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	解雇した虐待事案の事後検証
虐待の防止や早期発 見のためには、警察や消防などの関係機関との連携はもちろん、地域住民の協力も不可欠なため、周知活動を引き続き行い、早期の対応を図れる仕組みの構築に努めます	対応職員の専門性の確保と強化[高齢者虐待対応職員の人材確保に努めるとともに、各種研修により人材の育成を行っています。	区・自治会や企業、各種団体等に対し、出前講座等さまざまな機会と手法により、相談窓口の周知や虐待防止のための啓発に取り組みます。 高齢者虐待防止施策の協議や推進を図るためのネットワーク組織を通じて関係者や市民の意識啓発を図ります。また、地域における高齢者の見守りネットワークを通じて、市民の意識啓発を図り、虐待の早期発見や防止に努めます。	また、「○○高齢者虐待防止マニュアル」を適宜見直し、家庭内、施設内における虐待事例への具体的対応方法を明確化します。	虐待に至った養護者への支援も関係機関と連携して行います。	また、認知症の方や障害者等の権利・財産を保護するため、○○成年後見センターと連携しなが ら、福祉サービス利用支援事業や、成年後見制度の普及・利用促進を行います。また、○○消費生活センターとも適時連携を図り、高齢者の消費者被害防止にも取り組みます。	
高齢者虐待についてのパンフレット等の作成・配布や講演会・研修会などの開 催を通じ、高齢者虐待の早期発見や通報などの周知を行うものです。これまで、 毎年、講演会を開催するとともに、高齢者虐待についてのパンフレットを作成し て市民に配布するなどしてきました。 今後もこれらの活動を継続し、高齢者虐待の防止や早期発見のため、広く市民 や民間事業所、介護事業所など関係機関等に周知を図ります。	関係機関との更なる連携を図っていくとともに、虐待防止策を推進するため、虐待防止策を推進するため、一般市民や介護事業者等への講習会・検収ひいなどの啓蒙活動を並行してしていきます。	「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止・対応の手引き」を活用しながら職員に応じた階層別研修を開催し、参加者とともに自施設などで虐待の未然防止に向けた体制整備の必要性の理解について、研修会を行っています.市民向けや関係機関向けの研修会を開催し、高齢者虐待未然防止や重症化防止について理解促進に努めています。	○○高齢者虐待防止・対応マニュアルの活用	認知症高齢者の虐待ケースが゛増加してきているため、介護者への負担軽減として「オレンジ゛倶楽部」を開催し 気軽に参加し相談できる場を提供するほか、「認知症ケアパ゛ス」並を活用した認知症の相談対応の充実や認知症地域説明会等の開催において、認知症に関する正しい知識の理解・啓発を行う。	認知症の方など制度を必要とする方が゛、虐待や消費者被害などに遭わないために、早期に制度利用に結びつけることが゛必要です。そのためには、現行の専門相談などに加えて、区職員、あんしんすこやかセンター、ケアマネジャー、民生委員・児童委員など支援する側への制度周知を強化していきます。	
市民や民生委員、事業所に対し、高齢者虐待に関する啓発や研修を実施するとともに通報先や相談先の周知を行い、虐待の防止及び早期発見につなげます。	虐待対応や成年後見制度について、法律家による研修や事例検討会を開催し、対応力の向上を図ります。	高齢者虐待は自覚がない場合もあることを踏まえ、広報誌みやづなどの広報・啓発活動により、意識の啓発を強化します。	「高齢者虐待対応マニュアル」を作成し、地域包括支援センターが中心となり、虐待対応協力機関と連携し、必要な援助を行っています。	養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えていて、それが虐待の要因となっているにも関わらず必要な支援に結びついていない場合には、虐待を解消するために関係機関と連携を図りながら養護者支援に取り組みます。虐待には直接関係しない課題を抱えている場合であっても、適切な機関につなぎ支援が゛開始されるよう働きかけを行います。	区では19か所の地域包括支援センター(おとしより相談センター)を設置し、高齢者の総合相談と支援を行っています。 ➢高齢者の様々な相談を受け、介護・保健・医療・福祉の各種サービスなどが゛適切に受けられるよう必要な関係機関につなぐ゛とともに、訪問や電話等による相談や支援を行います。 ➢高齢者に対する虐待防止や困難事例などへの対応について、専門的・継続的な視点から関係機関と連携し、高齢者の権利擁護に取り組んで゛います。	
高齢者虐待防止についての普及啓発に向け、関係者への研修体制を強化するとともに、「高齢者虐待防止連絡協議会」を中心にネットワークの構築を図ります。また、地域住民や介護している家族への知識の普及啓発を実施します。	市の広報紙やホームページ、講習会などで、虐待に関する知識を広く市民や介護事業者、高齢者等見守りネットワーク事業者へ啓発することにより、虐待の防止を図ります。	高齢者虐待の発生予防・早期発見・早期対応には、地域住民をはじめ、保健・医療・福祉サービスの従事者、行政関係者等が高齢者虐待についての認識を深めることが不可欠であることから、引き続き、高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口や対応の周知等に努めるとともに、関係機関等との連携を強化する必要がありまず	高齢者虐待防止マニュアルを広く市民や関係機関に周知、配布することを通じて、高齢者虐待に関する啓発を行います。	高齢者虐待の背景には、養護者が゛虐待と認識していない場合や介護のストレス、家族間の人間関係等、様々な問題が゛絡み合っています。高齢者虐待に至る関係性に着目し、養護者や家族の抱えている不安や悩みの解消につながるよう、支援関係者との連携や介護サービス等の利用促進を図るとともに、居宅介護支援事業所を対象に虐待防止の普及啓発を行います。	福祉や関係機関(地域包括支援センター、ケアマネジャー*、民生委員*・児童委員*等)からの相談に対し、成年後見制度の利用や相続、虐待防止対応、将来への不安など権利擁護に関する支援を行っています。後見報酬助成利用が増加しており、制度の周知が゛行えていると評価しています。成年後見利用促進法に係る市町村計画策定についての取組を始めています。	
高齢者虐待と疑われるときは、相談・通報してもらえるよう市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や高齢者虐待相談窓口等の周知をするとともに、居宅介護支援事業所など関係機関に対して、虐待の早期発見、通報についての周知・啓発に努めます	高齢者虐待防止についての啓発を図るため、町民や介護サービス事業者等を対象とした研修・講座を開催します。	虐待を受けている高齢者を早期に発見できるよう、介護事業者等と日ごろから密接な連携を行うとともに、研修や啓発を積極的に行います。	引き続き関係機関との連携を図るとともに高齢者虐待防止マニュアルにより対応していきます。	虐待の通報があった場合、地域包括支援センターを市が速やかに高齢者の安全確認や虐待防止、保護を行うなどの早期対応を行います。また、虐待を受けた高齢者の心身のケアを行なうとともに、虐待の背景要因となる養護者が抱える課題解決に向け支援します。	認知症などにより判断能力が゛不十分な高齢者の権利を守るため、必要に応じ゛市長申立てを行い成年後見制度の利用を推進した。	

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
市民がサービスを円滑に利用できるよう、パンフレットや広報〇〇、ホームページなどを活用するとともに、出前講座を実施するなどして介護保険や高齢者福祉に関する情報を提供します。	高齢者虐待についてのパンフレット等の作成・配布や講演会・研修会などの開催を通じ、高齢者虐待の早期発見や通報などの周知を行うものです。これまで、毎年、講演会を開催するとともに、高齢者虐待についてのパンフレットを作成して市民に配布するなどしてきました。 今後もこれらの活動を継続し、高齢者虐待の防止や早期発見のため、広く市民や民間事業所、介護事業所など関係機関等に周知を図ります。	民生委員・児童委員等の支援者や市民を対象に権利擁護市民フォーラムを開催し、権利擁護に関する周知啓発を行います。自治会の住民学習や各種団体の研修会へ積極的に出向き、事例等を活用して理解が得られるように周知啓発を行います。また、様々な機関から成年後見制度を必要とする人に必要な情報が提供できるよう、関係機関に対する研修事業も引き続き実施します。	「〇〇高齢者虐待対応支援マニュアル」に基づく取組 介護施設従事者や医師、高齢者の福祉に関係のある者に早期発見に努めてもらうよう周知を行うとともに、高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や保護を行うなどの早期対応に努めます。特に身体拘束の原則禁止については、認知症の人をはじめとする高齢者の尊厳が尊重された医療・介護等の提供の観点からも重要であるため、その推進を図っていきます。	高齢者の虐待を未然に防ぐために、高齢者の介護を直接担うことが多い家族の負担の軽減や、介護者の孤立感、将来の不安に対するきめ細かな相談体制の確保に努めます。	〇〇福祉保健センター及び地域包括支援センターは、施護者に対して高齢者が医療や介護等で利用できるサービスの情報を提供し、必要なときにすぐに利用できるよう支援することで、介護負担の軽減を支援します。	
虐待防止を含む権利擁護の啓発は、関係機関等に対して研修を実施し、地域の住民には出前講座等を開催しました。また、認知症等、判断能力が衰えてきた高齢者を介護している家族には同じような悩みを抱える家族との交流を支援するなど、各種団体と連携し支援を行っています。令和２年度は「〇〇高齢者虐待防止対応マニュアル」を刷新し関係者に配布しています。	養護する側が虐待者とならないよう介護サービス事業所を対象にした研修会を実施します	高齢者虐待に対しては、引き続き防止するための啓発や関係機関との連携を図り、早期に虐待が発見できるような体制づくりに努めます。虐待事例に対しては、訪問やカンファレンスを通じて状況把握や適切な対応を行うとともに、緊急性、専門性が高い場合には「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」や必要に応じて個別のケース検討会を開催し、行政及び関係機関が協働して組織的に問題解決を行える仕組みを整えます。	〇〇虐待対応マニュアルに従い、虐待されている高齢者の早期発見・早期対応を行います。	虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び家族・親族などの養護者に対する支援を行うため、地域包括支援センター、〇〇社会福祉協議会、病院、保健所、その他の関係機関及び民間団体等との連携を強化します。	成年後見制度の円滑な運営に向けた取組 ・本人を中心とする「チーム」の支援 ・専門職や関係機関地域等が連携・協力する「協議会」の整備 ・中核機関の設置 ・市民後見人 ・成年後見制度利用支援事業 地域包括支援センター及び障害者相談支援センターにおける相談事業	
介護支援専門員、介護職等、関係機関を対象に「高齢者虐待防止研修会」 を開催するとともに、地域に向けては運営推進会議や地域の集まりの場等において「虐待気づきシート」等を活用し、周知・啓発を行っています。	市民や民生委員、事業所に対し、高齢者虐待に関する啓発や研修を実施するとともに通報先や相談先の周知を行い、虐待の防止及び早期発見につなげます。	市民一人ひとりが高齢者虐待を未然に防ぎ、身近な虐待に気づき、気軽に相談できるよう、相談窓口や権利擁護の取り組みに関する周知・啓発を推進します。	養護者（要介護者の家族等）または養介護施設の従事者等による虐待の疑いのある事例を把握した場合は、速やかに状況確認をする等、「〇〇高齢者・障害者虐待防止対応マニュアル」に沿って対応します。また、必要に応じ、、「〇〇高齢者・障害者虐待防止ネットワーク」を活用し、関係機関と連携を図ります。	養護者に対しては、介護に関するストレスが虐待につながることを防止するため、相談や介護教室、リフレッシュ事業等を実施します。	成年後見制度利用事業の効果的活用により、成年後見制度の周知を図るとともに、後見等が必要にもかかわらず申立てを行う配偶者及び原則4親等以内の親族が不在の場合、市長申立てを実施します。受任の際には本人の状況に応じて市民後見人等を活用します。さらに専門の相談窓口である〇〇成年後見・総合相談センターと連携し効果的な支援を行います。	
さまざまな機会を活用し、市民に対する早期発見の重要性を啓発するとともに、相談者が気軽に相談できるよう窓口対応能力を強化します。また、高齢者虐待防止や発見のため、関係機関に対する研修会を継続して開催し、早期発見のためのネットワークの強化を図ります。さらに、対応する職員のスキルアップのため、研修会の受講や、〇〇高齢者障がい者虐待防止チームの弁護士等を講師とした事例検討会を開催していきます。	高齢者虐待防止についての普及啓発に向け、関係者への研修体制を強化するとともに、「高齢者虐待防止連絡協議会」を中心にネットワークの構築を図ります。また、地域住民や介護している家族への知識の普及啓発を実施します。	高齢者虐待などの困難事例を抱える介護支援専門員やサービス提供事業者に対する相談対応、研修を行っています	[高齢者虐待対応マニュアルの整備] 高齢者虐待の発見(通報)から段階別に適切な対応・支援が行えるよう「高齢者虐待対応マニュアル」を整備しています。	[養護者(家族)への支援] 認知症の理解や介護技術の習得、介護者同士の交流を図る介護者教室を地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて実施し、介護の抱え込みによる高齢者虐待の防止に努めています。	成年後見制度等についての理解の促進を図るための普及啓発とともに、成年後見制度等の利用支援と市民後見人の養成及び活動支援に向けた取組を推進します。 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図り、成年後見制度の利用促進を行います。	

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
虐待は家庭や福祉事業所内等で発生する場合が多く、発見しづらいケースが多くあります。地域住民等に対して虐待防止の啓発活動を積極的に行うとともに、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実、関係者・専門家とのネットワーク強化を促進し、早期発見及び適切な対応に努めます。	高齢者あんしん相談センター社会福祉士会で年に1回、介護サービス事業所の職員を対象に高齢者虐待防止研修を実施し、専門職に対し虐待防止及び早期発見の啓発を行っていますが、地域においても高齢者虐待の防止・早期発見に関する周知啓発が必要です	地域包括支援センターや権利擁護センターを中心として、研修会、出前講座の開催、パンフレットの配布等の啓発活動を進め、相談窓口を広く周知し、高齢者の虐待の早期発見、早期対応や予防に取り組んでいます。	高齢者虐待対応事例検証ケア会議での評価に基づき、作業部会を立上げ、政策面と対応実績の両面から必要に応じてマニュアルの改訂を行います。	在宅で´高齢者を介護している家族などを対象に、介護者の悩み・介護方法などを情報交換し合う交流の場などを提供します。また、相談窓口を設置し、心身の元気回復を図ります。	地域包括支援センターにおいて高齢者虐待・消費者被害・成年後見に関する相談を受け付け、関係機関と連携し、成年後見制度などの活用を支援します。	
家族介護者に対する情報提供や相談窓口の周知を行うとともに、介護施設従事者等への指導を継続し、虐待の未然防止を図ります。	虐待等防止ネットワーク協議会では、２か月に１回実務者会議を開催し、他課（学校教育課・人権推進課・社会福祉課・健康推進課・子育て支援課・保育園）と連携し、虐待等防止 に向けての研修会の開催や街頭啓発活動・虐待ケースについて情報共有しています。	地域包括支援センター等を通じ、高齢者虐待防止に関する啓発を行うとともに、民生委員児童委員等を対象にした研修を実施するなど、周知を図ります。	虐待対応や成年後見制度市長申立について、組織対応フローを整備して役割分担を行い、対応を円滑化します		認知症高齢者の増加により、成年後見制度へのニーズ´は今後さらに高まることか´予測されます。手続きや制度内容が´複雑なイメージ´が´強いため、利用に至らないことが´ないよう、福祉専門職のスキルアップ´研修を実施し、福祉専門職が´しっかり中立支援できる体制を整備します。	
市民や関係機関に対して、高齢者虐待の相談窓口や支援体制に関する周知を図ります。広報○○、○○スマイルネット及び市ホームページを活用した啓発活動を行います	市民がサービスを円滑に利用できるよう、パンフレットや広報○○、ホームページなどを活用するとともに、出前講座を実施するなどして介護保険や高齢者福祉に関する情報を提供します。	高齢者虐待防止について地域住民の意識を高めるとともに、相談窓口の周知を市報やケーブルテレビ等を活用し、啓発を行います。成年後見制度の相談窓口や制度の理解を促すため、チラシ、パンフレット等を活用した普及啓発を行います。	市の虐待対応マニュアルを共有し、適切な対応に努めます。		総合相談の過程で´、特に権利擁護の観点から支援が必要と判断した場合には、成年後見制度や老人福祉施設等への措置等の諸制度を活用し、成年後見の市長申立てをはじ´め成年後見制度の適正な利用、虐待への対応、支援困難事例への対応、身寄りのない人の生活上の課題解決、消費者被害の防止等にも対応します。 今後も増加することが´見込まれる高齢者の一人暮らし、高齢者のみ世帯、認知症高齢者など、成年後見制度が´必要な人に成年後見制度利用支援事業が´提供できるよう、市民や関係機関に対して積極的な普及・啓発に努めます。	
高齢者虐待の発生予防・早期発見・早期対応には、地域住民をはじめ、保健・医療・福祉サービスの従事者、行政関係者等が高齢者虐待についての認識を深めることが不可欠であることから、引き続き、高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口や対応の周知等に努めるとともに、関係機関等との連携を強化する必要があります	虐待防止を含む権利擁護の啓発は、関係機関等に対して研修を実施し、地域の住民には出前講座等を開催しました。また、認知症等、判断能力が衰えてきた高齢者を介護している家族には同じような悩みを抱える家族との交流を支援するなど、各種団体と連携し支援を行っています。令和２年度は「○○高齢者虐待防止対応マニュアル」を構新し関係者に配布しています。	市民や関係機関に対して、権利擁護に関する制度の積極的な周知を行います。また、ケアマネジャー等への周知を強化し、早期に対象者の支援につながる取組を行います。虐待防止や成年後見制度利用促進への取組を充実し、普及啓発や早 期対応等、関係機関との連携を図ります。	高齢者虐待の困難事例に対応するために、会議を通じて意見交換を行い、 「高齢者虐待対応マニュアル」等により適切な対応に努めます		判断能力の低下が´みられ、日常生活に不安が´ある方に対し、適切なサービスの利用や金銭管理、財産管理などの支援につなげ´られるよう成年後見制度等の活用を支援し、安心できる生活を維持していくことを目指します。	
高齢者の権利擁護では、虐待の予防・早期発見につながる啓発を進めており、相談件数も増加しています。	介護支援専門員、介護職等、関係機関を対象に「高齢者虐待防止研修会」 を開催するとともに、地域に向けては運営推進会議や地域の集まりの場等において「虐待気づきシート」等を活用し、周知・啓発を行っています。	高齢者虐待に関する知識や早期発見のための普及啓発に取り組むとともに、高齢者総合相談の窓口が地域包括支援センターであることの周知を行っています。	虐待防止を含む権利擁護の啓発は、関係機関等に対して研修を実施し、地域の住民には出前講座等を開催しました。また、認知症等、判断能力が衰えてきた高齢者を介護している家族には同じような悩みを抱える家族との交流を支援するなど、各種団体と連携し支援を行っています。令和２年度は「○○高齢者虐待防止対応マニュアル」を構新し関係者に配布しています。		認知症や障がいなどで自己の権利を表明することが困難だったり、判断能力が´低下している人の権利を守るため、権利擁護にかかる各種制度の利用を促進するとともに、気軽に相談できる体制の充実を図ります。	

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
地域住民や要介護施設従事者等への地方層に対する正しい知識と理解のための普及啓発に取組みます。成年後見類度等の高齢者権利を擁護するための各種制度の周知、相談窓口の充実を図ります。	さまざまな機会を活用し、市民に対する早期発見の重要性を啓発するとともに、相談者が気軽に相談できるよう窓口対応能力を強化します。また、高齢者虐待防止や発見のため、関係機関に対する研修会を継続して開催し、早期発見のためのネットワークの強化を図ります。さらに、対応する職員のスキルアップのため、研修会の受講や、○○高齢者障がい者虐待防止チームの弁護士等を講師とした事例検討会を開催していきます。	社会福祉協議会（以下、「社協」という。）や関係機関との連携により、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度について周知するとともに、必要な方への利用支援を行います。	「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止・対応の手引き」を作成し、研修会などを行っています。今後、この手引きの活用について、介護の現場の声を聴き、施設等が抱えている不安や悩みについてともに考え、介護の現場でさらに効果的に活用できるよう、手引きの見直しを行い、ケア関係者に対する支援を深めます。		○○の地域連携ネットワークの中核機関として、各市の社会福祉協議会や弁護士などの関係団体と連携を図り、○○成年後見センターの運営体制を強化する。成年後見制度に関する広報啓発や相談、市民後見人として活動できる人材の育成など成年後見制度の利用促進に努める。	
住民、介護サービス事業者等に対して、高齢者虐待防止についての啓発を行うとともに、虐待を発見した場合の通報義務や、新たに増えた通報窓口等について周知を行います。	あんしん長寿相談所を中心に、○○権利擁護サポートセンター職員や弁護士をメンバーとする虐待対応検討会議を定期的に開催し、高齢者虐待の対応スキルの向上を図ります。 また、認知症サポーター養成講座や高齢者虐待防止に関する研修会の開催等を通じて高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域の関係機関や民生委員と連携し、高齢者虐待の早期発見や予防的な取組を行います。	高齢者虐待に対する市民の意識の向上を図るため、今後も広報誌や認知症講座、地区健康福祉委員会等において周知・啓発を行います。	地域の関係機関と虐待を早期に発見できるネットワークを活用し、市民や事業者などへの虐待防止に関する普及啓発を推進します		身寄りが゛ない高齢者等に対する成年後見制度の申立ての支援や、低所得高齢者に対する成年後見人等への報酬助成を行うほか、定期的な相談会を開催し、高齢者が゛安心して成年後見制度を利用できるよう支援します。 また、○○後見センター※と連携し、市民後見人養成講座の開催や法人後見を行います。	
高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心に、弁護士・社会福祉士・司法書士、警察、保健所、消防、民生委員ほか権利擁護支援にかかわる関係機関が参画する地域連携ネットワークを構築しました。第期も引き続き、権利擁護のための広報や、連携体制づくりに取り組みます	ケアマネジャー研修の実施により資質を高め、サービスの適正な利用を推進し、「行き詰まらない介護」につなげていきます。 虐待対応マニュアルについて、サービス提供事業者や居宅介護支援事業者を対象に研修の機会を設けて関係者間で共有の上、役割に応じた対応に努めます。	研修会の開催や啓発パンフレット等による住民への周知を図るとともに、町社会福祉協議会等との連携を強化し、高齢者の権利擁護に努めます。	町内全施設で要介護施設従事者による高齢者虐待防止マニュアルの策定を支援することで、虐待発生時の早期対応に向けた取り組みを推進します。		認知症高齢者や知的障害又は精神障害のある方のうち、判断能力が゛不十分な方を対象として行う福祉サービスの利用に向けた支援や、市民後見人の育成を含めた成年後見制度の利用を促進するとともに、地域包括支援センターや関係機関・団体と連携しながら、高齢者虐待、権利擁護及び消費生活等に関する相談・支援を行うなど、高齢者の権利と財産を守るための施策を推進することで、住み慣れた地域で尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指します。	
高齢者虐待を防止するため、「高齢者虐待防止法」の周知に努めるとともに、高齢者虐待を発見した時は地域包括支援センター等の行政窓口に通報することを周知し、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努めます。	「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止・対応の手引き」を活用しながら職責に応じた階層別研修を開催し、参加者とともに自施設などで虐待の未然防止に向けた体制整備の必要性の理解について、研修会を行っています.市民向けや関係機関向けの研修会を開催し、高齢者虐待未然防止や重症化防止について理解促進に努めています。	養介護施設職員や市民等に対して研修会等を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識の周知・啓発に努めるとともに、虐待に関する相談や通報に各関係機関と連携しながら早期発見し、対応することで、高齢者の権利を擁護し、養護者への支援につなげる。	社会福祉士の研修参加により更なる資質向上に努めます。また、高齢者虐待防止マニュアルや成年後見制度の市長申立て手順書を作成し、業務の効率化を図ります。		成年後見制度、福祉サービス利用支援事業等の周知啓発促進	
市民一人ひとりが高齢者虐待を未然に防ぎ、身近な虐待に気づき、気軽に相談できるよう、相談窓口や権利擁護の取り組みに関する周知・啓発を推進します。	介護保険施設の従事者等への虐待防止研修を実施します。	市広報誌を活用し市民に対して高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発や相談窓口の周知を図りました。今後も市広報誌や市のホームページ等を活用し、高齢者虐待について分かりやすく周知を図り、市民の知識や理解が深まるよう普及啓発に努めます。			必要とする方が゛必要なときに利用できるように、成年後見制度の周知・広報を権利擁護支援の中核機関と連携し、利用の促進を図ります。	

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
地域包括支援センターや権利擁護センターを中心として、研修会、出前講座の開催、パンフレットの配布等の啓発活動を進め、相談窓口を広く周知し、高齢者の虐待の早期発見、早期対応や予防に取り組んでいます。	集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めています。研修等への参加事業所は年々増加しており、2020(令和２)年３月時点の研修参加事業所数は6,403か所となっています(2019(令和元)年度目標：6,185か所）。	高齢者虐待防止について市民への周知・啓発を行います。			高齢者虐待の背景には、擁護者が゛虐待と認識していない場合や介護のストレス、家族間の人間関係等、様々な問題が゛絡み合っています。高齢者虐待に至る関係性に着目し、擁護者や家族の抱えている不安や悩みの解消につながるよう、支援関係者との連携や介護サービス等の利用促進を図るとともに、居宅介護支援事業所を対象に虐待防止の普及啓発を行います。	
高齢者虐待を未然に防止するための啓発を行うとともに、虐待の相談窓口を周知し、住民や介護職員等の意識向上を図ります。	施設従事者等における虐待の防止等の観点も含め、指導や研修の充実を進めます。	虐待の発覚は、医療・介護施設からの通報が半数を占めており、関係者が集まる「事業所連絡会」での周知、各種研修会や会議、市民向けの公開討論の場等でも権利擁護についての啓発を行います。			成年後見制度への理解を広げるため、市民向けの講演会や、ケアマネジャー、相談協力員等対象の研修会を実施するなど、様々な場において普及活動を行います。	
高齢者虐待防止について地域住民の意識を高めるとともに、相談窓口の周知を市報やケーブルテレビ等を活用し、啓発を行います。成年後見制度の相談窓口や制度の理解を促すため、チラシ、パンフレット等を活用した普及啓発を行います。	虐待を受けている高齢者を早期に発見できるよう、介護事業者等と日ごろから密接な連携を行うとともに、研修や啓発を積極的に行います。				また、権利擁護を必要とする人に、権利擁護支援センターを活用してもらえるよう、事例の発信(見える化)を行うとともに、チラシを作成し、医療機関等に設置するなど周知に努めます。	
高齢者虐待に関する知識や早期発見のための普及啓発に取り組むとともに、高齢者総合相談の窓口が地域包括支援センターであることの周知を行っています。	民生委員・児童委員等の支援者や市民を対象に権利擁護市民フォーラムを開催し、権利擁護に関する周知啓発を行います。 自治会の住民学習や各種団体の研修会へ積極的に出向き、事例等を活用して理解が得られるように周知啓発を行います。また、様々な機関から成年後見制度を必要とする人に必要な情報が提供できるよう、関係機関に対する研修事業も引き続き実施します。				高齢者の持つ権利を守るため、成年後見制度の紹介や、虐待の早期発見、消費者被害への対応に向けて関係者と連携を図っていきます。	
研修会の開催や啓発パンフレット等による住民への周知を図るとともに、町社会福祉協議会等との連携を強化し、高齢者の権利擁護に努めます。	介護支援専門員からの個別相談を整理し、地域課題を発見し介護支援専門員を対象とした研修企画等で意見交換の場を増やし、相談しやすい関係づくりを進めます。				高齢者の権利侵害を予防し、権利行使の支援を専門的に行います。成年後見制度の利用支援や施設への措置入所、高齢者虐待防止法に基づく高齢者虐待の予防や対応に加え、近年増加している消費者被害防止の普及啓発を図ります。	

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施設者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
市広報誌を活用し市民に対して高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発や相談窓口の周知を図りました。今後も市広報誌や市のホームページ等を活用し、高齢者虐待について分かりやすく周知を図り、市民の知識や理解が深まるよう普及啓発に努めます。	地域包括支援センターや権利擁護センターを中心として、研修会、出前講座の開催、パンフレットの配布等の啓発活動を進め、相談窓口を広く周知し、高齢者の虐待の早期発見、早期対応や予防に取り組んでいます。				成年後見制度の活用や、虐待、困難事例への対応を図り、高齢者の権利を擁護します。	
長寿社会課や地域包括支援センターなどの相談窓口の一層の周知・広報に努めます。	養介護施設従事者等を対象として、高齢者虐待防止法の内容や虐待防止の取組事例の紹介等を行う研修を実施します。高齢者虐待に対応する各区地域支えあい課職員や地域包括支援センター職員等を対象とした実務的な研修を実施します				高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者の増加が゛見込まれる中、総合相談等における成年後見制度の利用が゛必要と認められる方からの相談体制として、地域包括支援センター*に社会福祉士を配置するとともに、より専門的な相談に対応するため弁護士による助言の実施、さらに、市社会福祉協議会への業務委託により「○○・○○成年後見支援センター」を開設しています。	
地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族からの成年後見制度や権利擁護に関する相談を受け付け、制度に関する説明やパンフレット等を配布し、成年後見制度の普及や利用促進を図りました。	地域包括支援センター等を通じ、高齢者虐待防止に関する啓発を行うとともに、民生委員児童委員等を対象にした研修を実施するなど、周知を図ります。				認知症などにより判断能力が゛十分で゛ない高齢者の権利擁護・在宅生活を支援するため、○○社会福祉協議会が゛設置する「○○成年後見支援センター」をはじめ、関係機関と連携を図りながら制度の普及啓発等を図っていきます。	
地域包括支援センターの専門職（社会福祉士やケアマネジャー等）による自宅訪問時や、社会福祉協議会との合同会議や民生委員の定例会等で、夜間・休日の虐待等相談事業のチラシを配布します。また、市のホームページや広報等でも周知を行います	介護保険施設等従事者等による高齢者虐待を防止するため、介護保険サービス事業者に対して職員研修等の実施を働きかけるとともに、サービスの質の向上に向けた啓発に努めます。				地域包括支援センターや市の窓口では、市政出前講座やリーフレットなどを通じて、制度の普及や啓発を図るとともに、成年後見制度全般の相談に応じています。	
	高齢者虐待防止ネットワークの機能を活かし関係機関と連携しながら、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、研修会を実施し、対応力向上、連携強化を図ります。				認知症などにより判断能力が゛十分で゛なく、日常生活が゛困難になってきた高齢者が゛成年後見制度を円滑に利用できるよう、普及啓発・利用支援を行います。	

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
	平成29（2017）年度からは、介護施設従事者を対象に高齢者虐待防止を目的に「介護施設職員スキルアップ研修（○○学校）」を開催しています。				成年後見制度が゛身近な利用しやすい制度となるように専門職だけで゛なく、市民を対象にした普及啓発研修を実施します。	
	養介護施設職員や市民等に対して研修会等を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識の周知・啓発に努めるとともに、虐待に関する相談や通報に各関係機関と連携しながら早期発見し、対応することで、高齢者の権利を擁護し、養護者への支援につなげる。					
	介護従事者などに対して高齢者虐待防止に関する研修会を行い、高齢者虐待防止法や身体拘束禁止について理解を深め、サービスの質の向上に努めます。介護給付の適正化を目的とした制度講習だけでなく、高齢者虐待防止や褥瘡予防などの研修も実施し、介護サービス事業所の資質向上を図ります。					
	高齢者虐待防止のための関係者への研修会や、市民を対象とした講演会を開催し普及啓発に努めるとともに、今後とも適切・迅速に対応ができるよう、地域包括支援センターと長寿社会課との連携を強化し、虐待対応にかかるスキルアップを図ります。					
	民生委員や介護支援専門員、介護サービス事業者職員等に対して、虐待防止に関する研修会を実施することにより、支援者の対応力の向上に努めるとともに、地域包括支援センターに支援者からの情報がもたらされるような関係づくりをすすめます。					

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

体制・施策強化						
1	2	3	4	5	6	7
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
	虐待の発覚は、医療・介護施設からの通報が半数を占めており、関係者が集まる「事業所連絡会」での周知、各種研修会や会議、市民向けの公開討論の場等でも権利擁護についての啓発を行います。					
	介護事業者を対象に、高齢者虐待防止や早期発見の虐待防止研修会を開催し、従事者の資質向上を図る。					
	社会福祉士の研修参加により更なる資質向上に努めます。また、高齢者虐待防止マニュアルや成年後見制度の市長申立て手順書を作成し、業務の効率化を図ります。					

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
成年後見支援センターでの後見等相談対応、地域包括支援センターでの虐待等の対応を行い高齢者の権利擁護に努めた。 【成年後見支援センター相談件数】 H30：409件、R1：810件	地域包括支援センター 保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、地域の高齢者とその家族への総合的な相談支援、高齢者の虐待防止などの権利擁護、介護支援専門員への助言や地域の関係機関とのネットワーク構築を行う包括的・継続的なケアマネジメント支援、要支援１・２の方、事業対象者の方の介護予防ケアマネジメントなどの包括的支援事業や介護予防支援などを実施する。 ○○は市内に27か所設置し、事業の運営は法人に委託している。	虐待防止については、釜石警察署をはじめとする関係機関と連携し、虐待対応や相談支援を行うとともに、住民向けに説明会を開催するなど、高齢者虐待に関する啓発に取り組んでいます。	高齢者虐待の緊急性や状況に応じて、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度を活用し、老人ホーム等への入所により虐待者からの分離を図ります。また、高齢者虐待については、高齢者虐待防止マニュアルに基づき、関係機関との連携によるケース会議を行い、必要なサービスへとつなげます。	地域の関係機関等との連携による高齢者虐待防止のためのネットワークを推進し、虐待の早期発見、医療機関や施設への入院・入所、専門機関との連携など、高齢者の尊厳ある生活を確保するための取組みを進めます。	地域の関係機関等との連携による高齢者虐待防止のためのネットワークを推進し、虐待の早期発見、医療機関や施設への入院・入所、専門機関との連携など、高齢者の尊厳ある生活を確保するための取組みを進めます。
自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	地域における関係者で構成する高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催、市民後見人の活動する権利擁護支援センターの設置により、連携して市民相談へ対応しています。	警察署との連携	高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けた高齢者に対しては、老人福祉施設への措置入所等の必要に応じた対応を行います。また、高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合などの困難事例を把握した場合にも、関係機関や地域が一体となり、必要な支援を行える取組を推進します。	(1)高齢者虐待防止ネットワーク事業 虐待の複雑、多様化により対応困難事例の増加が見込まれるので、今後も虐待の防止や早期発見、早期対応等の適切な支援を行うため、関係機関との連携を強化します。特に、障がい福祉分野との連携が必要となる案件が増加しており、生活保護担当や障がい福祉担当との連携を、より強化していきます。	高齢者の虐待を防止するため、町内会や民生委員・児童委員、介護サービス事業者、施設職員などと連携し、高齢者の暮らしをしっかりと見守るとともに、虐待が疑われる時には通報につながるような体制の充実を図りました。
自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	認知症等により判断能力が不十分な方の社会的な不利益や被害を防止し、生活・医療・介護等の契約手続のほか、財産管理に係る支援を円滑に受けられるよう、相談・支援するための実施機関として、○○権利擁護センターを設置しています。 ○○権利擁護センターの機能強化に努めるとともに、高齢者への虐待防止やその対応のため、地域包括支援センターを中心に虐待に対応する体制整備を図ります。		高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため関係機関と連携を図ります。 高齢者虐待が発生した場合、養護者による虐待を受けている高齢者を、老人福祉施設等に一時保護をして身の安全を守るよう支援します。	虐待防止等ネットワーク協議会で、引き続き他課との連携の強化に努めます。 虐待ケースについては、マニュアルに沿って対応を行っていきます。	(1)高齢者虐待防止ネットワーク事業 虐待の複雑、多様化により対応困難事例の増加が見込まれるので、今後も虐待の防止や早期発見、早期対応等の適切な支援を行うため、関係機関との連携を強化します。特に、障がい福祉分野との連携が必要となる案件が増加しており、生活保護担当や障がい福祉担当との連携を、より強化していきます。
令和2年6月より「○○権利擁護センター」を社会福祉協議会への委託により開設し、成年後見制度等権利擁護に関する相談窓口の設置を行っています。	高齢者に対する虐待や人権侵害、振り込め詐欺等の消費者被害など、高齢者に係る様々な問題について、地域住民や関係機関が情報を共有し、対応を検討するため○○高齢者等支援ネットワーク会議や地域ケアネットワーク会議を開催しました。		高齢者が心身の状態やライフスタイルに応じて、適切な住まいと住まい方を選択できるよう、居住環境の整備に取り組みます。	生活保護や生活困窮担当、保健医療関係部門等との連携をさらに深めます。	今後も虐待について相談しやすい環境を整え、虐待の重度化を防ぎ、早期発見・早期対応できるよう警察や関係機関との連携を図る。特に精神疾患を抱えるケースなどの障害分野や医療機関との連携を強化していく。
成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図ります。	4市町村が連携し、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、権利擁護支援及び成年後見制度利用促進の中核機関を設置しました。 また、中核機関において多職種によるネットワーク構築を推進することで高齢者の権利擁護に関する支援を図りました。 <今後の課題> ・親族がいない、居ても協力が得られない高齢者、また虐待や権利侵害を受けている高齢者が増加しているため、多職種連携による支援。		虐待の通報を受けた場合は、地域包括支援センターや関係機関と連携協力の上、高齢者の安全確認や事実確認をした上で、必要な対応を実施します。 例えば、高齢者の安全確保のため、積極的な介入が必要と判断された場合は、 ・立入調査 ・高齢者の保護(養護者との分離) ・老人福祉法に基づく老人福祉施設への措置 ・面会制限 ・要介護施設・要介護事業所への指導等 その他、養護者(家族等)を支援するため、介護保険サービスの利用開始や相談の実施等により、介護負担の軽減が図られます。	虐待を受ける高齢者の多くは認知症を有しており、認知症対策事業との連携を図りながら高齢者虐待防止に努めます。	障がい者部門等とのケース検討会開催

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
認知症等で｀判断能力が低下し、自分で｀判断することが難しくなった方の権利を守るための成年後見制度に関する相談支援や普及啓発のほか、市長が後見開始の審判請求を求めることができる「市長申立て」手続きの実施や成年後見人・保佐人・補助人へ支払う報酬について、一定の基準に従って助成をしました。	権利擁護に関する具体的な取り組みとして、関係機関と連携を図りながら、成年後見制度の利用促進、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応、特殊詐欺・悪質商法などの被害の未然防止や普及啓発などに努めます。		環境上および｀経済的な理由により、在宅で｀の生活が｀困難と判断した人について、必要に応じ｀て、「養護老人ホーム」への入所を措置します。		虐待を受けた高齢者の保護や擁護者への対応について、地域包括支援センターや関がい相談支援事務所、介護支援専門員、民生委員、警察棟の関係期間と連携を図り適切かつ迅速な対応を行います。
高齢者に対する虐待の防止及び日常生活の安全確保のため、地域ネットワークとの連携を強化し、高齢者の権利擁護に関する支援を行っています。 地域ネットワークとの連携を強化し、高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、成年後見制度の活用を促進します。	4市町村が連携し、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、権利擁護支援及び成年後見制度利用促進の中核機関を設置しました。 また、中核機関において多職種によるネットワーク構築を推進することで高齢者の権利擁護に関する支援を図りました。 <今後の課題> ・親族がいない、居ても協力が得られない高齢者、また虐待や権利侵害を受けている高齢者が増加しているため、多職種連携による支援。		高齢者虐待による重篤な状況を回避し悪化予防を図るため、短期入所や緊急的利用の需要に対応するための仕組みづ｀くりを検討します。		高齢者虐待や困難事例への対応について、多職種・地域と緊密に連携しながら解決を図ります。
実態把握や総合相談の過程で｀、特に権利擁護の観点から支援が必要な場合は、成年後見制度の利用促進、老人福祉施設等への措置支援、高齢者虐待への対応や消費者被害の防止に関する諸制度を紹介し、高齢者の生活の維持を図ります。	高齢者虐待の防止に向け、地域包括支援センターと協力して関係機関のネットワークづ｀くりを進め、相談への対応などを行いました。今後も関係機関のネットワークを生かした効果的な虐待防止の対応を引き続き進めるほか、認知症高齢者の増加などにとりニーズ｀の増大が見込まれる成年後見制度の周知・啓発等、高齢者の権利擁護に向けた取り組みをさらに進めていく必要があります。		心身又は環境上の理由及び経済的な理由などにより、居宅における生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置します。 この制度は、精神障がい者やホームレス、あるいは養護者がいない又は養護者から虐待を受けているなど、多様な生活課題を抱える高齢者のセーフティーネットの役割を果たすものとなっています。		虐待防止連絡協議会を開催し、警察や保健所等との情報共有を進めます。
○○地域成年後見センターと連携を図りながら、成年後見制度が身近なものとなるよう市民後見人養成とその活用に向けた取り組みを推進します。	・平成30年度に山形市成年後見推進協議会を設立するとともに、成年後見センターを地域連携ネットワークのコーデ｀ィネートを担う中核機関として位置付けました。 ・市民後見人養成講座を開催し、家庭裁判所に市民後見人候補者37名の名簿を提出しました。 ・高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、関係機関との情報共有及び協力体制の構築を図るとともに、高齢者虐待に関する通報や相談に対し、高齢者虐待対応ハンドブ｀ックを活用して適切に対応しました。		（老人福祉施設入所事業） 環境面及び経済面の理由等により、家庭で｀養護を受けることが困難な高齢者について、措置により養護老人ホームへ入所させるものです。 高齢者虐待にかかる相談が増加傾向で｀あるほか、複雑化しているため、早期対応を図る必要があります。家庭内暴力の被害者を加害者から分離する場合など、高齢者の生活の場の確保が必要な場合に、法令に基づ｀いて本事業を活用します。		高齢者・障がいのある人への虐待を防止するため、高齢者・障がい者虐待防止連絡会議を開催し、関係機関との連携強化を図ります
身寄りがない場合や虐待等の状況により本人や親族等による申立てが期待できない場合には、引き続き、成年後見制度利用支援事業による市長申立てや後見人等に対する報酬助成を行います。報酬助成については、市長申立てに加えて、本人や親族等による申立ての場合についても助成対象とします。	○○で｀策定する○○定住自立圏共生ビ｀ジ｀ョンにおいて、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関となる「○○成年後見センター」を設置し、財産の管理は日常生活に支障がある高齢者及び障がい者の権利擁護支援体制の構築を推進していきます。 ＜主な事業＞ ・高齢者虐待防止 ・高齢者消費者被害防止（消費者見守りサポ｀ーター等の養成） ・成年後見制度利用支援事業(申立経費、成年後見人報酬の支援)		養護者からの虐待により生命または身体に重大な危険が生じ｀ているおそれがあると認められる高齢者または身元不明の高齢者や帰来先のない高齢者に対し、老人福祉法に基づき一時的に保護する措置を講じ｀ます。		虐待が発生した場合には、市長寿課・地域包括支援センターを中心に関係者とのコアメンバー会議を早期に開催し、関係団体・組織等との連携のもと、緊急一時保護居室の確保等により、適切な保護・支援を実施します

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
○○で策定する○○定住自立圏共生ビジョンにおいて、成年後見制度の利用促進を図るための中核機関となる「○○成年後見センター」を設置し、財産の管理又は日常生活に支障がある高齢者及び障がい者の権利擁護支援体制の構築を推進していきます。 ＜主な事業＞ ・高齢者虐待防止 ・高齢者消費者被害防止(消費者見守りサポーター等の養成) ・成年後見制度利用支援事業(申立経費、成年後見人報酬の支援)	高齢者の尊厳を保持しその権利を守るため、高齢者の虐待防止と成年後見制度の利用推進に取り組み、令和2年度には成年後見制度に係る市の計画を策定しました。 今後も警察、医療機関、法曹関係者、地域住民等の関係機関・団体が連携して、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の開催を継続する必要があります。		保護した方はショートステイ等の施設において適切に養護するほか、高齢者一時生活援助施設における受入体制を強化します。		虐待通報に対し、本人確認などの情報収集から必要時には分離措置の対応まで迅速に行うため、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や警察などの関係機関と連携を図っています。 あわせて、高齢者及び養護者の支援を早期に行う体制づくりを推進していきます
令和3年度を初年度とする成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護の取組の推進、市民後見人の育成・活用、中核機関等の支援組織の体制整備を行います。 成年後見制度は、講演会の開催などを通し、徐々に理解が進んでいますが、今後も権利擁護に対する普及・啓発に努めます。また、今後、対象者数の増加が見込まれることから、市民後見人制度の導入を検討します。 また、成年後見人等の申立てが経済的に困難な方や家族等がいない場合には、市が家庭裁判所に審判の申し立てを行い、費用の助成行うなどの支援を継続します。	自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表		認知症高齢者等の緊急一時保護事業 区内の7か所の特別養護老人ホームと契約し、警察に保護された認知症や虐待にあった高齢者を緊急に保護します。		虐待や虐待の兆候が発見された場合、早期に相談や救済支援が行えるよう、地域包括支援センターをはじめ関係機関との連携体制の強化に努めます
成年後見の申立てを行う親族等がいない場合には、「成年後見制度利用支援事業」により、市長申立てを検討・対応しています。 これにより、平成30年度には1件、令和元年度には3件の市長申立てを行いました。	高齢者等の尊厳ある暮らしを守るため、人権擁護・財産保護等の視点から相談支援を行います。 関係機関と連携し、虐待や消費者被害の早期発見・防止を図るとともに、成年後見制度をはじめとする様々な制度の活用とその体制整備の推進を図ります。		介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に協力を求めながら、緊急に入所を必要とする虐待を受けている高齢者、身元不明の徘徊高齢者や家族介護者のレスパイト*として、一時保護施設を提供します。 虐待対応での一時的保護や徘徊高齢者等の保護のため、生活支援ショートステイ事業で身辺の安全確保を図っています。介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の空きベッドを利用するため、緊急時でも必ず利用できる保証はなく、関係機関との連携が重要です。平成31(2019)年度は新型コロナ感染防止のために、受入れ困難な状況もありました。家族介護者のレスパイト利用促進のために要綱改正しました。		地域住民や、介護保険サービス事業所などからの相談や情報提供等により早期発見と防止に努め、社会福祉協議会や警察等の関係機関と連携しながら高齢者とその介護者の支援を行っています。
成年後見制度利用支援事業 親族がいない等の理由で家庭裁判所への申立が困難な場合の市長申立や家庭裁判所が決定した成年後見人等への報酬について、要綱で定める額を限度として助成する等支援を行います。 市の現状を把握分析し、市民後見人の育成や、計画策定等を実施します。	権利擁護は、高齢者と障がい者に共通する課題のため、障がい者施策の所管部署と情報共有を図り、ともに権利擁護体制の構築を進めます。		高齢者を緊急に保護するため、特別養護老人ホーム等との提携により、緊急保護施設の確保を進め、適切な緊急保護を実施します。		高齢者の尊厳・権利が守られるよう、○○、地域包括支援センター、広域連合及び関係機関との連携によって、判断能力が低下した人などへの権利擁護の取組を進めるとともに、高齢者への虐待を未然に防ぐ体制整備を進めます。
自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	高齢者の尊厳を守るため、地域包括支援センターが専門的・継続的な観点から、高齢者の権利擁護のため高齢者虐待対応の支援体制を強化し、成年後見制度などの必要な支援を行います。		区福祉保健センターでは、高齢者が虐待や認知症等により契約による介護保険サービスの利用が困難であると判断した場合には、老人福祉法の措置により介護保険サービスの提供を行います。 区福祉保健センターにおいて、星附6.5級以上の方で、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難であると判断した場合には、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所の措置を行います。		高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心に、弁護士・社会福祉士・司法書士、警察、保健所、消防、民生委員ほか権利擁護支援にかかわる関係機関が参画する地域連携ネットワークを構築しました。第 期も引き続き、権利擁護のための広報や、連携体制づくりに取り組みます

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
専門職による後見人不足が見込まれることから、新たな担い手として市民後見人の育成を推進します。また、市民後見人及び市民後見人候補者名簿に登録されたかたへの活動支援を行います。	高齢者などからの権利侵害に係る相談への対応、成年後見制度の円滑な利用に向けた支援、虐待や消費者被害の防止及び対応を行います。（地域福祉課）		老人福祉施設入所措置 身体上又は精神上の障がいにより常時介護を必要とする方で、居宅で適切な介護を受けることが困難な65歳以上の方が入所しています。介護保険制度では契約入所となりますが、高齢者本人が虐待や介護放棄など「やむを得ない事由」がある場合には、保護措置として入所措置を行います。		地域や介護施設等における虐待の早期発見につなげるため、連携・協力体制の構築に努めます。
認知症により判断能力が不十分となった場合、財産管理や契約等の手続に成年後見制度等による支援が必要となりますが、2親等以内の親族がいない場合、又は親族がいても申立てを拒否している場合や、虐待により親族申立てが不可能な場合には、市長による申立てを積極的に実施します。なお、低所得者に対しては、市長申立てに係る手続費用及び後見人等の報酬について助成します。 また、成年後見人等の担い手として期待される市民後見人の積極的活用や支援に取り組みます。	高齢者を狙った犯罪の注意喚起等は、高齢者はもとより広い世代を対象とする必要があることから、自主防犯活動団体による広報パトロール、安心安全情報メールや防災行政無線による犯罪情報の提供及び注意喚起、かすかへ'し出前講座による防犯講座、通話録音装置や無償貸与、キャンペーン等を実施します。また、「高齢者虐待防止及び消費者安全確保等見守り支援ネットワーク連絡会議」を活用し、高齢者の生活安全確保に努めます。（交通防犯課高齢者支援課）		高齢者虐待などの緊急時に、対象者が介護保険サービスの利用が困難な場合に備えて、一時的に高齢者を保護するための居室を確保します。 虐待などのやむを得ない事由により、介護保険サービスの利用が困難な高齢者に対し、一時的に施設入所の措置などを行います。		関係機関等と個別ケース会議を開催しチームアプローチによる支援を促進します。情報や課題を共有し専門性を生かした支援の体制整備を推進します。
認知症や高齢者虐待等の理由で成年後見制度の申立てができない高齢者の権利を守るため、市長申立てを行います。また、成年後見人等に対する報酬の全部または一部を助成することにより、成年被後見人等の経済的負担軽減を図ります。	市では、平成28年度に和光市権利擁護センターを開設し、和光市社会福祉協議会に業務を委託しています。この権利擁護センターを、基本計画上の中核機関として位置づけます。 中核機関(和光市権利擁護センター)の機能は、次の5点を想定しています。 i)広報機能-権利擁護が必要な人の発見、周知・啓発等 ii)相談機能-相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等 iii)成年後見制度利用促進機能-制度利用が必要な人の早期発見、後見だけでなく保佐・補助の利用の促進。 iv)後見人支援機能 v)不正防止効果		おおむね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済上の理由により自宅で生活することが困難になったとき、一時的に養護老人ホームへの入所を行う制度です。家族環境・家庭環境の悪化による高齢者虐待への対応として主に利用されています。今後も高齢者虐待等に対応するシェルターとしての施設利用が予測されるため、現状の制度を維持するとともに、入所状況等を踏まえ今後のあり方を検討します。		市民や関係機関に対して、権利擁護に関する制度の積極的な周知を行います。また、ケアマネジャー等への周知を強化し、早期に対象者の支援につながる取組を行います。虐待防止や成年後見制度利用促進への取組を充実し、普及啓発や早期対応等、関係機関との連携を図ります。
認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な方の増加が見込まれます。「ちよだ成年後見センター」では、制度利用に関する相談、申し立て手続きの支援、成年後見人などの選任後の支援の他、その担い手として「地域生活支援員」、「区民後見人」の育成を行います。	専門職による後見人不足が見込まれることから、新たな担い手として市民後見人の育成を推進します。また、市民後見人及び市民後見人候補者名簿に登録されたかたへの活動支援を行います。		認知症で高齢者自身の意向が確認できない、高齢者自身が支援を拒否しているといった場合でも、客観的に生命や身体、財産等が危機的状況だと判断した際は、市が必要性に応じ、適切な介護保険サービスの提供、成年後見制度の利用等の支援を行います。		虐待や消費者被害等についての相談を受け付け、警察や病院等の関係機関と連携して支援します。
社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の普及啓発に関する取り組みを実施します。また、本人または親族による審判申立が困難な場合の区長申立、費用負担が困難な方に対する後見人報酬等の助成、成年後見制度の担い手となる市民後見人の育成・支援により、制度の利用を支援します。	「高齢者虐待の防止、高齢者養護者に対する支援等に関する法律」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「浦安市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」及び「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、早期発見と迅速かつ適切な保護及び支援について、障がいを理由とする差別の解消についての取組並びに成年後見制度の利用促進の取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関等との連携協力体制を図ることを目的として、浦安市高齢者・障がい者権利擁護協議会を設置しています。		本市では、老人福祉法に基づく措置による緊急保護の実施や緊急ショートステイ居室の確保に加え、いざというとき、ブランチでの緊急時の宿泊ができる体制も整備しています。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
区長による成年後見申立て及び本人・親族の申立費用の助成 成年後見人等を選任する必要が゛ありなが゛ら、身寄りが゛ないなど、申立てができない方に区長による成年後見申立てを行います。また、本人及び親族申立ての場合でも、申立てに要する費用を負担することが゛困難な方に対し申立て費用を助成し、成年後見制度の利用を促進します。	また、認知症の方や障害者等の権利・財産を保護するため、○○成年後見センターと連携しなが゛ら、福祉サービス利用支援事業や、成年後見制度の普及・利用促進を行います。また、○○消費生活センターとも適時連携を図り、高齢者の消費者被害防止にも取り組みます。		高齢者虐待防止法に対応し、本市では平成18(2006)年4月から要保護者対策地域協議会を設置し、児童および゛高齢者虐待の早期発見、適切な保護に努めてきました。		
「地域あんしんセンター○○*」と、地域包括支援センター┅が゛連携し、成年後見制度の普及と活用を推進します。また、成年後見等の申立を行う親族がいない、もしくは申立できる者がいない場合は、市長申立を実施します。申立て費用や後見報酬の助成を行い、財産のあるなしに関わらず権利擁護*に努めます。あわせて市民後見人*の養成について取組みます。また、成年後見制度の利用の促進に向けての取組を行います。	権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、地域連携ネットワークを段階的・計画的に強化していくため、区は成年後見センターを中核機関とし、地域の連携強化を図っていきます。中核機関は、広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援・不正防止等の機能を担う中核的な役割を果たす機関として位置づ゛けます。		また、保護した方を適切に養護するため緊急一時保護施設との連携体制の強化を図ります。		
認知症などにより、判断能力が低下し、財産管理や契約行為ができない高齢者に対し、財産管理や契約のサポートをすることにより安心して生活ができるように、成年後見制度（市長申立て等）の活用に向けた支援をします。	現在、高齢者あんしんセンターは区直営1か所と委託型16か所で゛担当地域を持ちなが゛ら運営しています。総合相談の支援事業を中心に、高齢者の見守りや認知症の対応、権利擁護事業として、虐待の早期発見や成年後見制度の利用支援、地域のケアマネジャーの支援も行っています。		緊急一時保護施設として市内の施設だけではなく市外の施設を利用できるよう、近隣の市町村及び関係機関との連携を図ります。		
認知症などにより判断能力が゛不十分な高齢者の権利を守るため、必要に応じ゛市長申立てを行い、成年後見制度の利用を推進した。	区では19か所の地域包括支援センター(おとしより相談センター)を設置し、高齢者の総合相談と支援を行っています。 ➢高齢者の様々な相談を受け、介護・保健・医療・福祉の各種サービスなどが゛適切に受けられるよう必要な関係機関につなぐ゛とともに、訪問や電話等による相談や支援を行います。 ➢高齢者に対する虐待防止や困難事例などへの対応について、専門的・継続的な視点から関係機関と連携し、高齢者の権利擁護に取り組んで゛います。		老人福祉法に基づ゛き、家庭環境、経済的な要件等により、社会生活が゛困難と判断された養護の必要な高齢者を養護老人ホームに入所措置します。 引き続き入所申請時の審査を十分に行い、必要な高齢者については入所決定します。また、関係機関との連携を密に行い情報把握し、対象者に適切な対応をしていきます。		
成年後見制度の円滑な運営に向けた取組 ・本人を中心とする「チーム」の支援 ・専門職や関係機関地域等が゛連携・協力する「協議会」の整備 ・中核機関の設置 ・市民後見人 ・成年後見制度利用支援事業 地域包括支援センター及び障害者相談支援センターにおける相談事業	高齢者の総合相談支援や虐待などの支援困難事例への対応のため関係機関による各種連絡会が有効かつ効果的に機能するためのネットワーク体制を構築しています。		高齢者の権利侵害を予防し、権利行使の支援を専門的に行います。成年後見制度の利用支援や施設への措置入所、高齢者虐待防止法に基づ゛く高齢者虐待の予防や対応に加え、近年増加している消費者被害防止の普及啓発を図ります。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
成年後見制度利用事業の効果的活用により、成年後見制度の周知を図るとともに、後見等が必要にもかかわらず申立てを行う配偶者及び原則4親等以内の親族が不在の場合、市長申立てを実施します。受任の際には本人の状況に応じて市民後見人等を活用します。さらに専門の相談窓口である○○成年後見・総合相談センターと連携し効果的な支援を行います。	権利擁護センター○○の運営の充実 判断能力が低下し、日常生活の継続が困難な高齢者等を対象に、○○社会福祉協議会と協働し、地域福祉権利擁護事業、サービス利用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応の専門相談等を行う権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。		経済的、環境的な理由、又は介護者による虐待により、在宅生活を継続することが困難な人を行政の権限により養護老人ホーム等に入所を措置します。 •措置が必要な場合には、その方の心身や生活の状況、経済的状況を勘案し、必要とする支援が受けられる適切な施設及び在宅サービスの措置を行います。 •町村には当該施設が整備されていないため、今後も企県の施設利用で対応していきます。		
成年後見制度等についての理解の促進を図るための普及啓発とともに、成年後見制度等の利用支援と市民後見人の養成及び活動支援に向けた取組を推進します。 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図り、成年後見制度の利用促進を行います。	成年後見制度の円滑な運営に向けた取組 ・本人を中心とする「チーム」の支援 ・専門職や関係機関地域等が「連携・協力する「協議会」の整備 ・中核機関の設置 ・市民後見人 ・成年後見制度利用支援事業 地域包括支援センター及び障害者相談支援センターにおける相談事業		経済的な事情や虐待等により分離保護が必要と判断した場合は、諏訪市老人ホーム入所判定委員会において審査の上、措置入所につなげます。		
成年後見支援センターでは、成年後見制度の内容や具体的な手続きなどの相談に応じるほか、成年後見人などの担い手を育成するための市民後見人養成研修などを実施します。 成年後見制度の担い手となる法人の後見活動を支援するとともに、助言や情報提供などを行い連携を図ることで、円滑な支援体制の構築に努めます。	成年後見制度利用事業の効果的活用により、成年後見制度の周知を図るとともに、後見等が必要にもかかわらず申立てを行う配偶者及び原則4親等以内の親族が不在の場合、市長申立てを実施します。受任の際には本人の状況に応じて市民後見人等を活用します。さらに専門の相談窓口である○○成年後見・総合相談センターと連携し効果的な支援を行います。		生活困窮者や、災害、虐待分離等による緊急施設としては、広域連合が調整する養護老人ホームへの措置入所を行ない、低所得者の居住確保では、民間法人が行なっている入居施設である軽費老人ホームを活用します。		
認知症等により判断能力が低下し福祉サービスの利用手続きや金銭管理等に困難を抱える高齢者に対して申し立て支援を行い、成年後見を活用し、住み慣れた地域で安心安全に生活し続けることができるように支援します。 また、単身高齢世帯の増加による第三者後見ニーズの把握に基づいた、法人後見の推進に取り組みます。	高齢者の権利を守る取組として、認知症の発症や死亡後の不安を抱える独居高齢者等を対象とした支援策を検討します。また虐待や消費者被害などの権利侵害を防ぐため、高齢者よろず相談センター等の相談支援機能強化を図り、権利擁護体制の確立に向け取り組みます。		また環境上の理由や家族からの虐待を受けているなどの理由により、居宅での介護が受けられず緊急的に施設入所が必要となった高齢者を養護するため、養護老人ホームに一時入所させ、生活の場を確保します。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
今後は成年後見制度利用促進計画における中核機関の在り方について、福祉課、関係部署との協議に参加し、特に中核機関の機能が市内で展開され、必要な人に本人の意思決定支援としての成年後見制度の活用が促進するよう、役割分担等を検討し対応します。	成年後見制度等についての理解の促進を図るための普及啓発とともに、成年後見制度等の利用支援と市民後見人の養成及び活動支援に向けた取組を推進します。 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図り、成年後見制度の利用促進を行います。		虐待により、生命または身体に重大な危険が生じているおそれのある高齢者を一時的に虐待者から分離し緊急保護するため、特別養護老人ホームに短期入居可能なベット2床を常に確保します。		
○○の地域連携ネットワークの中核機関として、各市の社会福祉協議会や弁護士などの関係団体と連携を図り、○○成年後見センターの運営体制を強化する。成年後見制度に関する広報啓発や相談、市民後見人として活動できる人材の育成など成年後見制度の利用促進に努める。	地域包括支援センターにおいて高齢者虐待・消費者被害・成年後見に関する相談を受け付け、関係機関と連携し、成年後見制度などの活用を支援します。		虐待を受けた高齢者を保護するためのシェルターについて、福祉施設等、 公益性の高い法人等と協力しながら確保を図ります		
身寄りが゛ない高齢者等に対する成年後見制度の申立ての支援や、低所得高齢者に対する成年後見人等への報酬助成を行うほか、定期的な相談会を開催し、高齢者が゛安心して成年後見制度を利用できるよう支援します。 また、○○後見センター※と連携し、市民後見人養成講座の開催や法人後見を行います。	地域包括支援センターの機能の充実 高齢者に関する総合相談窓口として、各種相談に対応するほか、高齢者虐待防止等の権利擁護、ケアマネジャーの支援、介護予防ケアマネジ゛メント等に引き続き取り組みます。また、地域包括ケア推進の地域における中核機関としての機能を高め、関係者のネットワークを強化するなど、様々な地域資源を活用しなが゛ら、高齢者が゛住み慣れた地域で゛生活を継続できるよう支援します。		虐待防止のため、必要に応じた在宅サービスや施設入所を支援します。		
身寄りのない認知症高齢者等で゛後見開始の審判を申し立てる人が゛いない場合は、市長が゛審判の申立てを行います。	専門職団体や関係機関の代表で゛構成する「権利擁護支援ネットワーク委員会」を立ち上げ゛、連携や権利擁護に関する地域課題の解決に向けて協議していくととともに、妙高市地域包括支援センターが゛地域連携ネットワークの中核機関となり、法人後見の受任団体で゛ある妙高市社会福祉協議会との連携により、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築していきます。		高齢者虐待や困難事例への対応について、多職種・地域と緊密に連携しながら解決を図ります。		
成年後見制度の利用が必要となる人に対し、家庭裁判所への申立の手続きができるよう関係機関とともに支援します。また、本人等による申立が困難な場合の市長申立や低所得者等への申立費用の助成等を行います。	成年後見制度については、利用促進法の制定を踏まえ、地域包括支援センターを中核機関として、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。		虐待等やむを得ない事由がある高齢者を一時的に施設に入所させ保護する。虐待の状況が深刻で、このまま放置できないと判断した場合は、引き続 き、関係機関と連携・協議し、高齢者緊急一時保護事業などを利用し、緊 急に保護する等の対応をしていきます。 などして、高齢者の安全な生活の確保に努めています。2019（令和元）年度に2件の利用がありました。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
判断能力が゛不十分な身寄りのない高齢者等を支援するため、権利擁護支援センターと連携し、必要に応じて市長による後見開始の審判請求を行うとともに、成年後見制度の周知を図ります。 また、高齢者の後見人等の需要に対応するため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人に加え、生活支援員養成研修を通じ市民後見人の養成を進めます。	「地域包括支援センター」は、介護予防サービスの実施と地域の高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として設置されているもので゛、公正・中立な立場から、地域における1総合相談・支援、2介護予防ケアマネジ゛メント、3包括的・継続的マネジ゛メント、4虐待の早期発見・防止等の権利擁護という4つの機能を担う地域の中核機関です。 本市では、平成18年度から旧町単位に3か所の地域包括支援センターを直営で゛設置し、本所機能を有した地域包括支援センター1か所とサブ゛センター(支所)2か所の体制で運営しています。		虐待を受けた高齢者を一時的に保護する必要がある場合で資力のない方に対して介護施設等の費用を○○が負担し、基本的人権を守るための「高齢者虐待防止一時保護事業」により積極的な対応を行っています		
成年後見制度の利用が゛必要な人に対し、申立て等の支援を行います。また、適切な成年後見人を選任できるよう支援します。	地域包括支援センターに社会福祉士を配置し、専門性の高い相談と早期の対応を実施しています。 権利擁護関連の相談や支援件数は増加傾向にあることから、今後も、高齢者虐待を防ぐ゛為の相談、高齢者の人権・権利擁護を目的に制度の活用や関係機関へのつなぎを行います。		虐待等家庭内の事情により在宅での生活が困難な高齢者に対して一時的に宿泊させ、適切なサービスの調整を図り高齢者の生活を支援します		
単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、申立てを行える親族が゛いない場合や、親族が゛あっても申立てを行う意思が゛ないなどの場合は、市町村長申立てを検討するとともに、申立てに要する経費および成年後見人の報酬等を助成します。	○○の地域連携ネットワークの中核機関として、各市の社会福祉協議会や弁護士などの関係団体と連携を図り、○○成年後見センターの運営体制を強化する。成年後見制度に関する広報啓発や相談、市民後見人として活動できる人材の育成など成年後見制度の利用促進に努める。		親族等からの高齢者虐待を受け、高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合又は認知症などにより意思能力が乏しく、かつ、家族など本人を代理する人がいないような場合等のやむを得ない事由により、介護保険サービスを利用することが著しく困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、必要に応じて老人福祉法に基づき行政権限による措置を実施します。		
また、身寄りが゛余くいない方の成年後見制度利用申立て支援として、町長が゛代わって申立てする、"町長申立て"は、令和元年度から案件が゛ありました。	○○社会福祉協議会の成年後見センター「ほっこり」とも連携し、成年後見制度の利用を促進し、高齢者の契約行為や財産管理の支援の強化もしています。		一時的な分離や保護が必要な場合は、契約行為による一時的施設入所や老人福祉法に基づく措置により、虐待を受けている高齢者の保護に取り組みます。		
自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	国の成年後見制度利用促進基本計画で゛提示された地域の権利擁護に関する、1広報、2相談、3制度利用促進(受任者マッチング)、4後見人等支援の4つの機能を果たし、かつ専門職による専門的助言等の支援を確保することを目的とする成年後見制度関係機関連携支援拠点の設置を目指します。		住民税非課税世帯に属する高齢者を、一時的に 特別養護老人ホーム等に入所させ、生活管理指導等を行って要介護状態への進行を予防す るなど、高齢者及びその家族の福祉の向上のために実施しています。近年は利用がありませんが、高齢者虐待等に迅速に対応のできる緊急避難場所としても位置付けています。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
身寄りが゛なく、後見等による支援が゛必要な人への市長による後見等申立ても継続して進めていきます。	○○の市長と連携して、広域中核期間を設置し、成年後見制度の効率的は広報、相談、利用促進及び後見人支援に取り組みます。		高齢者虐待事例により迅速に対応するため、虐待を受けた高齢者を緊急に一時保護する居室を確保します。虐待により生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがある高齢者を、「老人福祉法」に基づき、特別養護老人ホーム等へ緊急に保護します。		
虐待等、やむを得ない事情により親族が゛後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、市長が申立てをしています。	権利擁護支援センターを拠点に、権利擁護に関する各種事業を実施することによって、判断能力が゛不十分な人への生活支援員による地域生活支援、成年後見の市長申立、法人後見支援、市民後見人養成や活動支援など、権利擁護に関する課題を一元的に捉えて解決します。		高齢者虐待に関する相談・通報等があった場合は、地域包括支援センターが中心となって、関係者・関係機関と連携し、必要な福祉・介護サービス等を提供するなどの対応を行います。		
申立ての費用や後見人等への報酬支払いが゛困難な人を対象に申立て費用や報酬の一部を助成します。	村では令和2年に「成年後見制度利用促進計画」を策定し、中核機関を設置しました。計画に基づき、成年被後見人の財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な支援に繋げ成年後見制度の利用促進を推進していきます。特に必要な人が゛成年後見制度を利用できるよう、行政、社会福祉協議会、専門職団体等による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を段階的・計画的に図っていきます。		老人福祉法による養護老人ホームへの入所措置や成年後見制度等の活用を図ります。		
	高齢者人口の増加に伴い認知症高齢者の増加が゛見込まれる中、総合相談等における成年後見制度の利用が゛必要と認められる方からの相談体制として、地域包括支援センター*に社会福祉士を配置するとともに、より専門的な相談に対応するため弁護士による助言の実施、さらに、市社会福祉協議会への業務委託により「○○・○○成年後見支援センター」を開設しています。		高齢者が虐待を受けているとの相談があった場合、実態調査を行い、状況によっては立ち入り調査を実施し、生命に関わるもので保護が必要と判断された場合には、施設等への入所措置を行 います。		
	平成25年には、○○定住自立圏形成協定に"○○成年後見支援センター"が゛追加され、○○圏域の成年後見制度の拠点として、相談窓口の設置、法人受任などを行なっています。○○成年後見支援センターで゛の相談状況は、増加傾向にあります。		虐待対応等の緊急対応のために２床用意しています		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
	自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表		虐待者からの隔離が必要な場合などの緊急時に、特 別養護老人ホーム等の空きベッドを活用して一時的に宿泊する事業で、生活習慣等の指導を行うとともに体調管理を図ります。		
	認知症などにより判断能力が〝十分で〟ない高齢者の権利擁護・在宅生活を支援するため、〇〇社会福祉協議会が〝設置する「〇〇成年後見支援センター」をはじめ、関係機関と連携を図りながら制度の普及啓発等を図っていきます。		施護者の虐待や介護疲れなどの理由により対応が必要な高齢者に対して短期入所を行っています。		
	また、〇〇成年後見支援センターにおいて、専門的かつ継続的な支援を行っており、運営する〇〇社会福祉協議会に補助金を交付しています。		高齢者虐待等への対応については、地域のネットワークを活かした早期発見・早期対応を基本としつつ、必要に応じて老人福祉施設等への緊急避難的な入所対応を含めた個別対応を行いました。		
	〇〇と連携し〇〇権利擁護センター(仮称)を設置し、権利擁護支援の中核機関として地域連携ネットワークの構築に取組んで〟いきます。				
	日常生活自立支援事業(第2種社会福祉事業)を、〇〇社会福祉協議会と連携しつつその活用を促進するとともに、状態が変化した時などスムーズに成年後見申立てに移行できるようにします。 地域の中核機関として相談受付、広報・啓発、利用促進、地域連携ネットワーク作り、後見人等への支援の機能をもった山県市成年後見支援センターと連携して高齢者の権利擁護に努めます。				

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
	判断能力が不十分な認知症の人や虐待を受けている高齢者などの権利擁護体制を構築するため、2018（平成30）年度に、○○の○○（○○、○○、○○及び本市）で共同して特定非営利活動法人○○権利擁護支援センターを設置しました				
	（仮称）権利擁護支援センターを設置し、成年後見制度の体制整備、相談支援のさらなる充実を図ります。また、市民後見人の育成、虐待防止のための支援やネットワーク構築を推進し、高齢者の尊厳を守るための権利擁護を徹底します				
	高齢者みまもりネットワーク会議：高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・福祉関係者のほか、警察、法律関係者、行政機関等が、虐待、消費者被害、認知症の人への支援等の課題について協議するとともに、高齢者を見守り、支えるための連携を推進する組織。				
	成年後見制度の周知や、利用する人への相談業務の充実を図る目的で、令和２年７月に「○○成年後見センター」を○○社会福祉協議会内に開設しました。生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を強化するために、平成 27 年４月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、平成 27 年度には○○役所内に「○○生活相談支援センター」を設置するなど、生活困窮者のセーフティネットを整備し、横断的な支援を行っています。				
	高齢者虐待を防止するためには、地域の関係者で相互に連携して対応することが重要であり、2008（平成 20）年度以降、地域の関係者の参画を得て、高齢者虐待に関する事例検討を内容とする「○○高齢者虐待防止ネットワーク委員会」を定期的に開催しています。				

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
	認知症高齢者の支援に関する施策や、高齢者虐待に関する事項を協議・意見交換する場として、「○○認知症・高齢者虐待防止地域支援推進会議」を開催し、地域における認知症支援のネットワークの強化と高齢者虐待の防止に努めます。				
	地域における虐待の予防や高齢者支援に携わる関係機関の連携強化等を目的として関係機関等による「○○高齢者虐待防止対策推進協議会」を設置しました。				
	高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会を設置し、関係機関や団体等と連携して、虐待防止を推進します。虐待事例については、医師、弁護士、介護支援専門員等各機関の実務責任者が参画する実務責任者会議で緊急性の判断や対応の検討及び助言を行います				
	関係機関や関係団体、高齢者福祉に携わる専門職などの参画を得て、「高齢者虐待防止連絡会議」を開催しています。「高齢者虐待防止連絡会議」を市レベル及び区レベルで開催し、高齢者虐待に関する情報共有により、高齢者虐待の防止、被虐待高齢者の保護や養護者への支援を適切に実施する連携協力体制の強化に努めてきました				
	福祉分野の基盤計画である「○○あったかぬくもりプラン４（第４次○○地域福祉計画）」において、地域連携ネットワークの中核機関として「権利擁護サポートセンター」を位置づけています。				

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
	保険・福祉・医療及び地域の円滑な調整を図りながらサービスの総合調整の推進を目的とした地域ケア会議の充実を図ります。 学識経験者や各種団体の代表市民委員会で構成される「地域包括支援センター運営協議会」を毎年度開催し、事業の円滑な実施を図ります。				
	権利擁護サポートセンターが中核機関として果たすべき役割・機能である「広報・相談・受任調整・後見人支援」を計画的に進めていきます。 定例的に権利擁護委員会及び権利擁護ネットワーク連絡会議を開催し、関係機関の連携強化を継続的に図っていくとともに、権利擁護支援体制の評価・見直しを行っていきます。				
	高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心に、弁護士・社会福祉士・司法書士、警察、保健所、消防、民生委員ほか権利擁護支援にかかわる関係機関が参画する地域連携ネットワークを構築しました。第　期も引き続き、権利擁護のための広報や、連携体制づくりに取り組みます				
	民生児童委員、弁護士会、医師会をはじめ介護施設関係者等の各関係機関が一同に会する「高齢者虐待防止ネットワーク協議会」を開催し、情報共有を図りながら相互に相談しやすい体制を構築し、高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応及び再発防止に取り組みます。				
	県内初の中核機関「権利擁護センター」を設置し成年後見制度利用促進を図っています。				

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
	困難事案の対応にあたっては関係機関や専門職による「高齢者虐待防止チーム」の定例会により、支援検討を行っています				
	保健・医療・福祉の連携に司法も含めた新たな連携の仕組みである権利擁護支援の地域連携ネットワークや中核機関の設置等の検討・整備を行います。				
	関係機関・団体などで構成する高齢者虐待防止ネットワーク会議を通じて情報を共有するとともに、早期発見や的確な対応のための連携強化を図ります。				
	高齢者虐待の防止及び対応を強化させるため、「○○高齢者及び障がい者虐待防止協議会」を設置しています。				
	○○高齢者虐待防止ネットワーク委員会、認知症初期集中支援チーム、地域ケア個別会議、○○地域自立支援協議会等の既存のネットワークから成年後見制度につなげる仕組みを構築します。				

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

行政機関連携					
8	9	10	11	12	13
成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
	平成20年8月に「○○高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」を設置しました。本市における高齢者虐待防止の調査研究のため、年2回の委員会を定期的に開催しています。				
	高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待や早期発見に努め、高齢者や擁護者への支援をおこうとともに関係機関の連携体制の強化を図る。				
	高齢者虐待防止ネットワーク協議会にて、専門的視点から助言をいただき、情報共有及び困難ケースの対応に努めます。				

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
地域の関係機関等との連携による高齢者虐待防止のためのネットワークを推進し、虐待の早期発見、医療機関や施設への入院・入所、専門機関との連携など、高齢者の尊厳ある生活を確保するための取組みを進めます。	高齢者虐待を未然に防ぎ、また関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。また、あわせて養護者に対する支援も行なっていきます。 ➢市民への周知(リーフ配布) ➢関係者への周知(研修会の開催等)	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の開催 行政や警察、司法関係者等により構成する委員会を開催し、虐待の早期発見や、発見時の円滑な対応について協議を行うとともに、虐待防止のためのネットワークづくりを行います。	高齢者虐待を防止するため、「高齢者虐待防止法」の周知に努めるとともに、高齢者虐待を発見した時は地域包括支援センター等の行政窓口に通報することを周知し、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努めます。	高齢者虐待を防止するため、「高齢者虐待防止法」の周知に努めるとともに、高齢者虐待を発見した時は地域包括支援センター等の行政窓口に通報することを周知し、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努めます。
異変のある、または、何らかの支援を必要とする方を早期に発見し、必要な支援を行うため、民間事業者等との見守り連携協定の締結を推進します。	高齢者虐待防止ネットワーク委員会を開催し、高齢者虐待の防止に必要な連携協力体制の構築を図るとともに、高齢者虐待対応支援マニュアル実践版を活用し、複雑な問題への対応能力の向上を図ることにより、高齢者虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。	高齢者虐待を未然に防ぎ、また関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。また、あわせて養護者に対する支援も行なっていきます。 ➢市民への周知(リーフ配布) ➢関係者への周知(研修会の開催等)	定期的に実地指導を行い、基礎的な法令等の周知や身体拘束ゼロに向けた啓発等に取り組み、利用者本位のサービスが提供されるよう、指導及び助言を行います。 また、高齢者虐待、指定基準違反及び不正請求等については、監査等の実施により、公正かつ適切な事業所運営のための措置を行います。	
高齢者虐待を未然に防ぎ、また関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。また、あわせて養護者に対する支援も行なっていきます。 ➢市民への周知(リーフ配布) ➢関係者への周知(研修会の開催等)	「伊達市高齢者虐待防止ネットワーク運営会議」を開催し、関係機関・団体等の連携協力体制を強化し、虐待防止に向けた取り組みについて協議を行います。	高齢者虐待防止ネットワーク委員会を開催し、高齢者虐待の防止に必要な連携協力体制の構築を図るとともに、高齢者虐待対応支援マニュアル実践版を活用し、複雑な問題への対応能力の向上を図ることにより、高齢者虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。		
高齢者虐待防止ネットワーク委員会を開催し、高齢者虐待の防止に必要な連携協力体制の構築を図るとともに、高齢者虐待対応支援マニュアル実践版を活用し、複雑な問題への対応能力の向上を図ることにより、高齢者虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行う。	本市では地域包括支援センターを虐待対応機関と位置付け、総合相談や地域からの情報提供に対して迅速に対応することにより高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応に努めています。また、個別のケース会議を適宜開催し、高齢者虐待の疑いのあるケースについて客観的判断と情報共有を図っています。 今後も地域包括支援センターによる取組を推進するとともに、介護保険施設や医療機関等関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげていきます。また、施設内における虐待を防止するため、研修会の開催等に取り組んでいきます。	「○○高齢者虐待防止ネットワーク運営会議」を開催し、関係機関・団体等の連携協力体制を強化し、虐待防止に向けた取り組みについて協議を行います。		
「○○高齢者虐待防止ネットワーク運営会議」を開催し、関係機関・団体等の連携協力体制を強化し、虐待防止に向けた取り組みについて協議を行います。	地域包括支援センターを中心として、各関係機関で構成された虐待防止ネットワークを活用し、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、通報の際には対応を迅速に行える体制の拡充を図ります。施設における身体拘束の廃止に向けた取り組みの徹底、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。	本市では地域包括支援センターを虐待対応機関と位置付け、総合相談や地域からの情報提供に対して迅速に対応することにより高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応に努めています。また、個別のケース会議を適宜開催し、高齢者虐待の疑いのあるケースについて客観的判断と情報共有を図っています。 今後も地域包括支援センターによる取組を推進するとともに、介護保険施設や医療機関等関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげていきます。また、施設内における虐待を防止するため、研修会の開催等に取り組んでいきます。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
本市では地域包括支援センターを虐待対応機関と位置付け、総合相談や地域からの情報提供に対して迅速に対応することにより高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応に努めています。また、個別のケース会議を適宜開催し、高齢者虐待の疑いのあるケースについて客観的判断と情報共有を図っています。 今後も地域包括支援センターによる取組を推進するとともに、介護保険施設や医療機関等関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげていきます。また、施設内における虐待を防止するため、研修会の開催等に取り組んでいきます。	【地域包括支援センター】高齢者の福祉、医療、権利を守るため、生活全般を支援するための総合機関です。総合相談窓口が設置され、介護保険サービスだけでなく、権利擁護、虐待などの相談に対し、様々な制度や地域資源と連携し支援します。また、要支援認定者及び基本チェックリストに該当した事業対象者に対して、自立支援・重症化予防に向けたケアマネジメントを実施します。	地域包括支援センターを中心として、各関係機関で構成された虐待防止ネットワークを活用し、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、通報の際には対応を迅速に行える体制の拡充を図ります。施設における身体拘束の廃止に向けた取り組みの徹底、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。		
地域包括支援センターを中心として、各関係機関で構成された虐待防止ネットワークを活用し、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、通報の際には対応を迅速に行える体制の拡充を図ります。施設における身体拘束の廃止に向けた取り組みの徹底、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。	高齢者の虐待を防止するため、町内会や民生委員・児童委員、介護サービス事業者、施設職員などと連携し、高齢者の暮らしをしっかりと見守るとともに、虐待が疑われる時には通報につながるよう体制の充実を図りました。	【地域包括支援センター】高齢者の福祉、医療、権利を守るため、生活全般を支援するための総合機関です。総合相談窓口が設置され、介護保険サービスだけでなく、権利擁護、虐待などの相談に対し、様々な制度や地域資源と連携し支援します。また、要支援認定者及び基本チェックリストに該当した事業対象者に対して、自立支援・重症化予防に向けたケアマネジメントを実施します。		
【地域包括支援センター】高齢者の福祉、医療、権利を守るため、生活全般を支援するための総合機関です。総合相談窓口が設置され、介護保険サービスだけでなく、権利擁護、虐待などの相談に対し、様々な制度や地域資源と連携し支援します。また、要支援認定者及び基本チェックリストに該当した事業対象者に対して、自立支援・重症化予防に向けたケアマネジメントを実施します。	高齢者虐待の相談内容には、ひとつの機関だけでは対応できない多くの問題が含まれていることから、行政や警察、福祉団体などの関係機関により構成する会議を開催し、虐待の早期発見や、発見時の円滑な対応について協議を行うとともに、虐待防止のためのネットワークづくりを行い、地域の連携協力体制づくりを推進します。	高齢者虐待の相談内容には、ひとつの機関だけでは対応できない多くの問題が含まれていることから、行政や警察、福祉団体などの関係機関により構成する会議を開催し、虐待の早期発見や、発見時の円滑な対応について協議を行うとともに、虐待防止のためのネットワークづくりを行い、地域の連携協力体制づくりを推進します。		
高齢者の虐待を防止するため、町内会や民生委員・児童委員、介護サービス事業者、施設職員などと連携し、高齢者の暮らしをしっかりと見守るとともに、虐待が疑われる時には通報につながるよう体制の充実を図りました。	認知症の方への理解と支援を推進し、高齢者虐待の防止対策の促進を図るとともに、関係機関との緊密な連携と相互の協力によって、高齢者が尊厳を持って地域で暮らし続けることを支えるため、高齢者虐待防止法に基づき、○○高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議を設置しています。今後も関係機関とのネットワークを強化するとともに、早期発見・早期対応がとれる体制づくりに努めます。	認知症の方への理解と支援を推進し、高齢者虐待の防止対策の促進を図るとともに、関係機関との緊密な連携と相互の協力によって、高齢者が尊厳を持って地域で暮らし続けることを支えるため、高齢者虐待防止法に基づき、六戸町高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議を設置しています。今後も関係機関とのネットワークを強化するとともに、早期発見・早期対応がとれる体制づくりに努めます。		
高齢者虐待の相談内容には、ひとつの機関だけでは対応できない多くの問題が含まれていることから、行政や警察、福祉団体などの関係機関により構成する会議を開催し、虐待の早期発見や、発見時の円滑な対応について協議を行うとともに、虐待防止のためのネットワークづくりを行い、地域の連携協力体制づくりを推進します。	保健医療福祉サービス介入ネットワーク 問題解決に向け対応策を検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。 1介護保険等サービス提供事業者(介護老人福祉施設等介護保険施設を含む) 2居宅介護支援事業者 3医療機関(看護師含む) 4福祉課、保健衛生課 5その他関係機関 ○○局、薬局・薬店、消防署等	関係専門機関介入支援ネットワーク 保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要な場合のネットワークです。 1警察 2人権擁護委員及び人権団体 3医療機関(上十三医師会含む) 4○○地域県民局 5その他関係機関 家庭裁判所、消費生活センター、福祉課、社会福祉士及び精神保健福祉士等		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	4市町村が連携し、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、権利擁護支援及び成年後見制度利用促進の中核機関を設置しました。 また、中核機関においても職種によるネットワーク構築を推進することで高齢者の権利擁護に関する支援を図りました。 ＜今後の課題＞ ・親族がいない、居ても協力が得られない高齢者、また虐待や権利侵害を受けている高齢者が増加しているため、多職種連携による支援。	4市町村が連携し、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、権利擁護支援及び成年後見制度利用促進の中核機関を設置しました。 また、中核機関においても職種によるネットワーク構築を推進することで高齢者の権利擁護に関する支援を図りました。 ＜今後の課題＞ ・親族がいない、居ても協力が得られない高齢者、また虐待や権利侵害を受けている高齢者が増加しているため、多職種連携による支援。		
認知症の方への理解と支援を推進し、高齢者虐待の防止対策の促進を図るとともに、関係機関との緊密な連携と相互の協力によって、高齢者が尊厳を持って地域で暮らし続けることを支えるため、高齢者虐待防止法に基づき、○○高齢者虐待防止・見守りネットワーク会議を設置しています。今後も関係機関とのネットワークを強化するとともに、早期発見・早期対応がとれる体制づくりに努めます。	虐待の早期発見及び適切な対応を行うために高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会や権利擁護に関する研修会を開催し、虐待防止に係る地域のネットワークの構築を推進します。	虐待の早期発見及び適切な対応を行うために高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会や権利擁護に関する研修会を開催し、虐待防止に係る地域のネットワークの構築を推進します。		
早期発見・見守りネットワーク 住民等が中心となって虐待等の防止、早期発見、見守り機能を担うためのネットワークです。（深刻化の予防） 1在宅介護支援センター(4箇所) 2社会福祉協議会(ヘルパー・○○交流協力員等社協関係全般を含む)3町内会長・行政連絡員、民生委員(地域関係者を含む) 4保健協力員、老人クラブ(地域関係者を含む) 5その他関係機関 郵便局、JA配食、○○保健センター・老人福祉センター、保健衛生課等	地域の支援者や市民を対象とした出前講座等を開催して普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を深めるとともに、地域の見守り活動や介護保険事業所等の協力により、早期発見と未然防止を図ります。	・高齢者虐待に関する地域の相談窓口として警察や地域の福祉関係機関などと緊密に連携を図り、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応につなげます。 ・地域住民や民生委員等に対して高齢者虐待についての普及啓発活動を行い、高齢者が地域で安心して生活できるよう、緩やかな見守り体制の構築に取り組みます。		
4市町村が連携し、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、権利擁護支援及び成年後見制度利用促進の中核機関を設置しました。 また、中核機関においても職種によるネットワーク構築を推進することで高齢者の権利擁護に関する支援を図りました。 ＜今後の課題＞ ・親族がいない、居ても協力が得られない高齢者、また虐待や権利侵害を受けている高齢者が増加しているため、多職種連携による支援。	・高齢者虐待に関する地域の相談窓口として警察や地域の福祉関係機関などと緊密に連携を図り、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応につなげます。 ・地域住民や民生委員等に対して高齢者虐待についての普及啓発活動を行い、高齢者が地域で安心して生活できるよう、緩やかな見守り体制の構築に取り組みます。	本市では、地域包括支援センター、保健・医療・福祉関係機関、警察等との連携体制の構築、相談・対応窓口の周知、民生委員や地域組織との協力・連携、地域住民への普及啓発などによって、早期に対応できる仕組みを整えています。		
虐待の早期発見及び適切な対応を行うために高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会や権利擁護に関する研修会を開催し、虐待防止に係る地域のネットワークの構築を推進します。	本市では、地域包括支援センター、保健・医療・福祉関係機関、警察等との連携体制の構築、相談・対応窓口の周知、民生委員や地域組織との協力・連携、地域住民への普及啓発などによって、早期に対応できる仕組みを整えています。	高齢者虐待の防止に向け、地域包括支援センターと協力して関係機関のネットワークづくりを進め、相談への対応などを行いました。今後も関係機関のネットワークを生かした効果的な虐待防止の対応を引き続き進めるほか、認知症高齢者の増加などによりニーズの増大が見込まれる成年後見制度の周知・啓発等、高齢者の権利擁護に向けた取り組みをさらに進めていく必要があります。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
地域の支援者や市民を対象とした出前講座等を開催して普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を深めるとともに、地域の見守り活動や介護保険事業所等の協力により、早期発見と未然防止を図ります。	高齢者虐待の防止に向け、地域包括支援センターと協力して関係機関のネットワークづくりを進め、相談への対応などを行いました。今後も関係機関のネットワークを生かした効果的な虐待防止の対応を引き続き進めるほか、認知症高齢者の増加などによりニーズの増大が見込まれる成年後見制度の周知・啓発等、高齢者の権利擁護に向けた取り組みをさらに進めていく必要があります。	地区における関係機関が一同に参集する、地域包括支援センターのネットワーク連絡会等の機会を活用して、地区の関係機関間での更なる連携・見守り体制の強化に取り組みます。その際、個々の事案について、関係機関がそれぞれの役割と講ずべき対応の再認識を進めながら、虐待に関する通報が○○や地域包括支援センターに迅速になされ、その後の支援が円滑に行われる体制を構築します。 また、高齢者虐待に日常的に関わりを持つ関係機関からなる高齢者虐待防止連絡協議会を定期的に開催し、関係機関の取組の共有や事例検討を行います。こうした取組を通じて、関係機関が基本的な考え方についての共通認識を持ち、関係機関の取組状況を相互に認識することにより、関係機関の連携による適切な対応が行われる体制を構築します。更に、高齢者虐待防止連絡協議会における議論の内容を各地区に共有するなど、今後もより一層の取組の実効性の確保に向けた取組を進めていきます。		
・高齢者虐待に関する地域の相談窓口として警察や地域の福祉関係機関などと緊密に連携を図り、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応につなげます。 ・地域住民や民生委員等に対して高齢者虐待についての普及啓発活動を行い、高齢者が地域で安心して生活できるよう、緩やかな見守り体制の構築に取り組みます。	地区における関係機関が一同に参集する、地域包括支援センターのネットワーク連絡会等の機会を活用して、地区の関係機関間での更なる連携・見守り体制の強化に取り組みます。その際、個々の事案について、関係機関がそれぞれの役割と講ずべき対応の再認識を進めながら、虐待に関する通報が○○や地域包括支援センターに迅速になされ、その後の支援が円滑に行われる体制を構築します。 また、高齢者虐待に日常的に関わりを持つ関係機関からなる高齢者虐待防止連絡協議会を定期的に開催し、関係機関の取組の共有や事例検討を行います。こうした取組を通じて、関係機関が基本的な考え方についての共通認識を持ち、関係機関の取組状況を相互に認識することにより、関係機関の連携による適切な対応が行われる体制を構築します。更に、高齢者虐待防止連絡協議会における議論の内容を各地区に共有するなど、今後もより一層の取組の実効性の確保に向けた取組を進めていきます。	○○では、定期的に「○○高齢者障がい者虐待防止連絡協議会」を開催しており、このネットワークを更に活用し情報の共有化を図り、高齢者虐待のお未然防止や早期発見に取り組みます。		
本市では、地域包括支援センター、保健・医療・福祉関係機関、警察等との連携体制の構築、相談・対応窓口の周知、民生委員や地域組織との協力・連携、地域住民への普及啓発などによって、早期に対応できる仕組みを整えています。	○○では、定期的に「○○高齢者障がい者虐待防止連絡協議会」を開催しており、このネットワークを更に活用し情報の共有化を図り、高齢者虐待のお未然防止や早期発見に取り組みます。	認知症高齢者は虐待を受けやすいため、○○高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会とともに虐待の防止の取り組みを推進します。 地域包括支援センターにおいては、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対して適切な支援を行います。虐待の早期発見・早期対応として保健福祉医療の関係機関と連携を図り、相談受理後速やかにコア会議を開催し緊急性の判断、虐待の有無、支援方針を決定して対応します。		
高齢者虐待の防止に向け、地域包括支援センターと協力して関係機関のネットワークづくりを進め、相談への対応などを行いました。今後も関係機関のネットワークを生かした効果的な虐待防止の対応を引き続き進めるほか、認知症高齢者の増加などによりニーズの増大が見込まれる成年後見制度の周知・啓発等、高齢者の権利擁護に向けた取り組みをさらに進めていく必要があります。	認知症高齢者は虐待を受けやすいため、○○高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会とともに虐待の防止の取り組みを推進します。 地域包括支援センターにおいては、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対して適切な支援を行います。虐待の早期発見・早期対応として保健福祉医療の関係機関と連携を図り、相談受理後速やかにコア会議を開催し緊急性の判断、虐待の有無、支援方針を決定して対応します。	高齢者の尊厳を保持しその権利を守るため、高齢者の虐待防止と成年後見制度の利用推進に取り組み、令和2年度には成年後見制度に係る市の計画を策定しました。 今後も警察、医療機関、法曹関係者、地域住民等の関係機関・団体が連携して、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために、『高齢者虐待防止ネットワーク会議』の開催を継続する必要があります。		
地区における関係機関が一同に参集する、地域包括支援センターのネットワーク連絡会等の機会を活用して、地区の関係機関間での更なる連携・見守り体制の強化に取り組みます。その際、個々の事案について、関係機関がそれぞれの役割と講ずべき対応の再認識を進めながら、虐待に関する通報が○○や地域包括支援センターに迅速になされ、その後の支援が円滑に行われる体制を構築します。 また、高齢者虐待に日常的に関わりを持つ関係機関からなる高齢者虐待防止連絡協議会を定期的に開催し、関係機関の取組の共有や事例検討を行います。こうした取組を通じて、関係機関が基本的な考え方についての共通認識を持ち、関係機関の取組状況を相互に認識することにより、関係機関の連携による適切な対応が行われる体制を構築します。更に、高齢者虐待防止連絡協議会における議論の内容を各地区に共有するなど、今後もより一層の取組の実効性の確保に向けた取組を進めていきます。	高齢者の尊厳を保持しその権利を守るため、高齢者の虐待防止と成年後見制度の利用推進に取り組み、令和2年度には成年後見制度に係る市の計画を策定しました。 今後も警察、医療機関、法曹関係者、地域住民等の関係機関・団体が連携して、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために、『高齢者虐待防止ネットワーク会議』の開催を継続する必要があります。	高齢者虐待を防止するためには、福祉・保健・医療などの関係機関とともに地域が、それぞれの立場で、虐待を受けている高齢者のサインを敏感に察知して気付くことが重要であることから、民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、介護事業所、警察などと連携を図りながら高齢者虐待の未然防止と早期発見、迅速な対応に努めています。 令和元年度からは、高齢者虐待により緊急的な保護が必要となる場合に備えて、市内の高齢者施設と緊急一時保護に関する協定を締結し、虐待の防止と高齢者の保護に努めています。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
○○では、定期的に「○○高齢者障がい者虐待防止連絡協議会」を開催しており、このネットワークを更に活用し情報の共有化を図り、高齢者虐待の未然防止や早期発見に取り組みます。	高齢者虐待を防止するためには、福祉・保健・医療などの関係機関とともに地域が、それぞれの立場で、虐待を受けている高齢者のサインを敏感に察知して気付くことが重要であることから、民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、介護事業所、警察などと連携を図りながら高齢者虐待の未然防止と早期発見、迅速な対応に努めています。 令和元年度からは、高齢者虐待により緊急的な保護が必要となる場合に備えて、市内の高齢者施設と緊急一時保護に関する協定を締結し、虐待の防止と高齢者の保護に努めています。	警察署や消防署等の関係機関と連携を密にするとともに、地域住民や自治会、老人クラブ、民生委員、社会福祉協議会等が参加して、地域ぐるみで高齢者の生活を守る体制づくりを推進します。		
認知症高齢者は虐待を受けやすいため、○○高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会とともに虐待の防止の取り組みを推進します。 地域包括支援センターにおいては、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対して適切な支援を行います。虐待の早期発見・早期対応として保健福祉医療の関係機関と連携を図り、相談受理後速やかにコア会議を開催し緊急性の判断、虐待の有無、支援方針を決定して対応します。	高齢者の見守り支援を行う「高齢者見守りネットワーク」を構成する、協力団体、協力事業所および協力機関の参加を推進します。協定を締結している企業、団体との意見交換会の実施や、SOS見守りネットワークとの事業の統一化を検討します。高齢者の孤立死・孤独死の防止、高齢者に対する虐待の防止、併個高齢者の早期発見、災害時要援護者の登録推進を図ります。	自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表		
高齢者の尊厳を保持しその権利を守るため、高齢者の虐待防止と成年後見制度の利用推進に取り組み、令和2年度には成年後見制度に係る市の計画を策定しました。 今後も警察、医療機関、法曹関係者、地域住民等の関係機関・団体が連携して、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の開催を継続する必要があります。	自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表		
高齢者虐待を防止するためには、福祉・保健・医療などの関係機関とともに地域が、それぞれの立場で、虐待を受けている高齢者のサインを敏感に察知して気付くことが重要であることから、民生児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、医療機関、介護事業所、警察などと連携を図りながら高齢者虐待の未然防止と早期発見、迅速な対応に努めています。 令和元年度からは、高齢者虐待により緊急的な保護が必要となる場合に備えて、市内の高齢者施設と緊急一時保護に関する協定を締結し、虐待の防止と高齢者の保護に努めています。	自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	石岡市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会 高齢者虐待の早期発見、早期対応をするため、石岡市地域包括支援センターを中心として、市民及び関係機関等の連携により地域における高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者の安心した生活の確保に努めます。 【構成】 ・警察・消防・郵便局・バス会社の代表など		
高齢者の見守り支援を行う「高齢者見守りネットワーク」を構成する、協力団体、協力事業所および協力機関の参加を推進します。協定を締結している企業、団体との意見交換会の実施や、SOS見守りネットワークとの事業の統一化を検討します。高齢者の孤立死・孤独死の防止、高齢者に対する虐待の防止、併個高齢者の早期発見、災害時要援護者の登録推進を図ります。	地域包括支援センター 地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、平成17年(2005年度)の介護保険法改正で制定されました。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたります。市町村事業である地域支援事業を行う機関で、介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能します。	高齢者虐待については、高齢福祉課と地域包括支援センターで相談を受け、支援しています。また事案の状況によっては○○警察署とも連携を図りながら対応しています。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	高齢者虐待防止及び対応に係る必要な体制の整備や連携の強化を図ることや高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ができるよう高齢者の支援に携わる全ての関係者が高齢者本人の尊厳の保持と自立支援を実現するための支援の質を高め、高齢者虐待の防止もしくは適切な対応を図っていきます。	高齢者虐待防止及び対応に係る必要な体制の整備や連携の強化を図ることや高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ができるよう高齢者の支援に携わる全ての関係者が高齢者本人の尊厳の保持と自立支援を実現するための支援の質を高め、高齢者虐待の防止もしくは適切な対応を図っていきます。		
自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	事業者等は、通常の事業活動の中で゛高齢者に接する機会が多いことから、現在、高齢者見守りネットワークに参加・協力をしており、日常の高齢者への声かけや変化への気づ゛きも、高齢者の孤独感の防止や認知症・虐待の早期発見に役立っております。	警察などの関係機関や有識者から構成される虐待防止ネットワーク会議を開催し、より適切な支援や防止対策について協議・決定します。（地域福祉課）		
地域包括支援センター 地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジ゛メントなどを総合的に行う機関で゛、平成17年(2005年度)の介護保険法改正で゛制定されました。センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたります。市町村事業である地域支援事業を行う機関で゛、介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能します。	権利擁護が必要な認知症高齢者や虐待事例を把握するため、自治会、民生委員などの高齢者見守りの協力者、市内を巡回するガス・電気事業者、生活協同組合などの民間事業者などと広く連携してネットワークを構築します。総合相談業務との連携など、より実効性の高い体制の整備に務めます。	高齢者を狙った犯罪の注意喚起等は、高齢者はもとより広い世代を対象とする必要があることから、自主防犯活動団体による広報ﾍﾞトロール、安心安全情報メールや防災行政無線による犯罪情報の提供及び注意喚起、かすかﾍﾞし出前講座による防犯講座、通話録音装置の無償貸与、キャンペーン等を実施します。また、「高齢者虐待防止及び消費者安全確保等見守り支援ネットワーク連絡会議」を活用し、高齢者の生活安全確保に努めます。（交通防犯課高齢者支援課）		
高齢者虐待防止及び対応に係る必要な体制の整備や連携の強化を図ることや高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ができるよう高齢者の支援に携わる全ての関係者が高齢者本人の尊厳の保持と自立支援を実現するための支援の質を高め、高齢者虐待の防止もしくは適切な対応を図っていきます。	関係機関・民間団体等との連携協力を行うネットワークを充実させ、高齢者虐待を未然に防ぎ゛、早期発見に努め、虐待を受けた高齢者や養護者に対して適切に支援を行います。	高齢者虐待が増加している状況を鑑み、虐待の予防、早期の発見・対応を進めるため、平成22年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づ゛く、○○高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置しました。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
(1)高齢者虐待防止ネットワーク事業 また、自治会長や民生委員、介護支援専門員等に被虐待者発見時の初動対応について周知するとともに、地域関係者が情報を共有し相互に連携を図っていく体制づくりを継続します。	高齢者虐待が増加している状況を鑑み、虐待の予防、早期の発見・対応を進めるため、平成22年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づ く、○○高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置しました。	（高齢者虐待防止事業） 広報やパンフレットによる市民への周知啓発、虐待を初期の段階で 把握する介護サービス事業所や地域包括支援センター向けの研修、弁護士や社会福祉士による虐待対応専門職チームとの連携等により、高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応を図るものです。		
権利擁護が必要な認知症高齢者や虐待事例を把握するため、自治会、民生委員などの高齢者見守りの協力者、市内を巡回するガス・電気事業者、生活協同組合などの民間事業者などと広く連携してネットワークを構築します。総合相談業務との連携など、より実効性の高い体制の整備に務めます。	（高齢者虐待防止事業） 広報やパンフレットによる市民への周知啓発、虐待を初期の段階で 把握する介護サービス事業所や地域包括支援センター向けの研修、弁護士や社会福祉士による虐待対応専門職チームとの連携等により、高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応を図るものです。	高齢者虐待の早期発見のために○○権利擁護ネットワーク及び○○権利擁護ネットワーク高齢者部会の運営会議を活用した連携及び対応の強化を図ります。		
（見守りネットワーク事業生活支援課高齢者支援課） 高齢者や要支援者などの虐待を防止し、ひとり歩き(徘徊)や異変を早期に発見するため、警察、医師会、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、自治会連合会などの関係機関との連携を強化するとともに、地域の事業者の協力により、見守りの強化を図ります。	高齢者虐待の早期発見のために、○○権利擁護ネットワーク及び○○権利擁護ネットワーク高齢者部会の運営会議を活用した連携及び対応の強化を図ります。	地域関係者の見守りネットワークのもと、高齢者虐待防止に向けた早期発見・迅速な問題解決に努めます。		
高齢者虐待が増加している状況を鑑み、虐待の予防、早期の発見・対応を進めるため、平成22年度に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づ く、○○高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置しました。	地域関係者の見守りネットワークのもと、高齢者虐待防止に向けた早期発見・迅速な問題解決に努めます。	2012(平成24)年度からは「○○虐待防止ネットワーク推進協議会」を組織し、高齢者のみならず 児童・障害者虐待、配偶者暴力を含めた包括的な虐待の未然防止・早期発見・適切な支援・保護を図っています。		
（高齢者虐待防止事業） 広報やパンフレットによる市民への周知啓発、虐待を初期の段階で 把握する介護サービス事業所や地域包括支援センター向けの研修、弁護士や社会福祉士による虐待対応専門職チームとの連携等により、高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応を図るものです。	2012(平成24)年度からは「○○虐待防止ネットワーク推進協議会」を組織し、高齢者のみならず 児童・障害者虐待、配偶者暴力を含めた包括的な虐待の未然防止・早期発見・適切な支援・保護を図っています。	あんしんすこやかセンター、民生委員、介護サービス事業者、施設職員、医師会、警察等をメンバー とする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、高齢者虐待の対応やネットワークの充実を図ります。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
高齢者虐待の早期発見のために、○○権利擁護ネットワーク及び○○権利擁護ネットワーク高齢者部会の運営会議を活用した連携及び対応の強化を図ります。	あんしんすこやかセンター、民生委員、介護サービス事業者、施設職員、医師会、警察等をメンバーとする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、高齢者虐待の対応やネットワークの充実を図ります。	おたがいさまネットワーク 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように高齢者あんしんセンターを中心に協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター(民生委員から推薦を受けたボランティア)が連携して、高齢者虐待の防止、認知症の早期発見、一人暮らし高齢者への見守りなど、ネットワークの充実により見守り体制の連携強化を図っていきます。また、ライフライン事業者等との見守り協定を締結するとともに、警察・消防などの関係機関も含めた情報共有のための連絡会を開催します。		
地域関係者の見守りネットワークのもと、高齢者虐待防止に向けた早期発見・迅速な問題解決に努めます。	おたがいさまネットワーク 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように高齢者あんしんセンターを中心に協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター(民生委員から推薦を受けたボランティア)が連携して、高齢者虐待の防止、認知症の早期発見、一人暮らし高齢者への見守りなど、ネットワークの充実により見守り体制の連携強化を図っていきます。また、ライフライン事業者等との見守り協定を締結するとともに、警察・消防などの関係機関も含めた情報共有のための連絡会を開催します。	迅速に虐待対応を行える体制構築のため、3警察署との情報共有を進めるとともに、弁護士や施設等と協力体制の強化を図りました。		
ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯等が増加しているため、多様な高齢者の生活状況に合わせた見守りネットワークを構築しています。	高齢者虐待について、区民への普及啓発、地域の関係機関や事業者とのネットワーク強化、相談支援の充実により、早期発見・早期対応に取り組みます。	高齢者虐待について、区民への普及啓発、地域の関係機関や事業者とのネットワーク強化、相談支援の充実により、早期発見・早期対応に取り組みます。		
あんしんすこやかセンター、民生委員、介護サービス事業者、施設職員、医師会、警察等をメンバーとする高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、高齢者虐待の対応やネットワークの充実を図ります。	市内6か所の地域包括支援センターと3か所の福祉相談センター*において、高齢者を中心とするさまざまな相談を受け、他の関係機関と互いに連携し対応します。『高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立した生活を継続的に送ることができる』ことを目指し、地域関係者と連携・協働し、総合相談に対応します。	高齢者虐待の防止や、養護者による虐待を受けた高齢者の保護および養護者に対する支援を行うために、警察、消防署、弁護士等市内の各関係機関、民間団体等により「○○高齢者虐待防止ネットワーク連絡会」を開催して、連携・協力体制を充実させます。		
おたがいさまネットワーク 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように高齢者あんしんセンターを中心に協力団体、協力機関、民生委員、声かけサポーター(民生委員から推薦を受けたボランティア)が連携して、高齢者虐待の防止、認知症の早期発見、一人暮らし高齢者への見守りなど、ネットワークの充実により見守り体制の連携強化を図っていきます。また、ライフライン事業者等との見守り協定を締結するとともに、警察・消防などの関係機関も含めた情報共有のための連絡会を開催します。	介護事業者の協力や地域での見守りから高齢者虐待の早期発見を図り、地域包括支援センター等の関係機関と連携して早期対応に努めていきます。	介護事業者の協力や地域での見守りから高齢者虐待の早期発見を図り、地域包括支援センター等の関係機関と連携して早期対応に努めていきます。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
高齢者虐待について、区民への普及啓発、地域の関係機関や事業者とのネットワーク強化、相談支援の充実により、早期発見・早期対応に取り組みます。	民生・児童委員、医療機関等との連携やケアマネジャーへの適切な支援を行うなどして、高齢者虐待の防止・早期発見・対応を行います。	高齢者本人と養護者に対して適切な支援や継続的な見守りを行い、虐待の未然防止・早期発見のため、地域における様々な関係者のネットワーク強化を図ります。		
市内6か所の地域包括支援センターと3か所の福祉相談センター*において、高齢者を中心とするさまざまな相談を受け、他の関係機関と互いに連携し対応します。『高齢者が`住み慣れた地域で安心して、自立した生活を継続的に送ること`できる』ことを目指し、地域関係者と連携・協働し、総合相談に対応します。	高齢者本人と養護者に対して適切な支援や継続的な見守りを行い、虐待の未然防止・早期発見のため、地域における様々な関係者のネットワーク強化を図ります。	高齢者虐待においては、地域包括支援センターが警察、高齢者権利擁護支援センター、民生委員等の関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応に努めます。		
介護事業者の協力や地域での見守りから高齢者虐待の早期発見を図り、地域包括支援センター等の関係機関と連携して早期対応に努めていきます。	高齢者虐待においては、地域包括支援センターが警察、高齢者権利擁護支援センター、民生委員等の関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応に努めます。	虐待防止・権利擁護等の推進について、関係機関による見守りや制度理解の促進を図ることにより早期発見・早期対応を推進する。		
民生・児童委員、医療機関等との連携やケアマネジャーへの適切な支援を行うなどして、高齢者虐待の防止・早期発見・対応を行います。	虐待防止・権利擁護等の推進について、関係機関による見守りや制度理解の促進を図ることにより早期発見・早期対応を推進する。	地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所、医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 民生委員児童委員協議会や自治会町内会等の地域における組織、介護保険事業所や医療機関、警察等の関係機関による連絡会を区ごとに実施し、相互に相談しやすい体制をつくります。		
高齢者本人と養護者に対して適切な支援や継続的な見守りを行い、虐待の未然防止・早期発見のため、地域における様々な関係者のネットワーク強化を図ります。	地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所、医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 民生委員児童委員協議会や自治会町内会等の地域における組織、介護保険事業所や医療機関、警察等の関係機関による連絡会を区ごとに実施し、相互に相談しやすい体制をつくります。	虐待防止ネットワーク協議会を組織する各機関において、協議会が`機能を十分発揮できるよう、課題の共有を図ります。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
高齢者虐待においては、地域包括支援センターが警察、高齢者権利擁護支援センター、民生委員等の関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応に努めます。	虐待防止ネットワーク協議会を組織する各機関において、協議会が゛機能を十分発揮できるよう、課題の共有を図ります。	関係機関から選出された委員で゛構成する高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、関係機関との連携強化を図るとともに、虐待防止に有効な手段や施策の具体的な検討を行います。		
虐待防止・権利擁護等の推進について、関係機関による見守りや制度理解の促進を図ることにより早期発見・早期対応を推進する。	関係機関から選出された委員で゛構成する高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、関係機関との連携強化を図るとともに、虐待防止に有効な手段や施策の具体的な検討を行います。	養護者による高齢者虐待の防止、被虐待者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため行政機関、司法、警察、介護サービス事業者、一般市民等の関係機関で゛高齢者虐待の防止・早期発見・対応の連携・協力について協議します。		
地域の見守り活動や高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所、医療機関等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 民生委員児童委員協議会や自治会町内会等の地域における組織、介護保険事業所や医療機関、警察等の関係機関による連絡会を区ごとに実施し、相互に相談しやすい体制をつくります。	高齢者虐待については、生活状況や家族の介護負担等、本人、家族の思いを聞きながら゛らケアマネジャーや介護サービス事業所、地域の民生委員・児童委員などの関係者と連携し早期発見や再発の防止を図っていきます。	各地域包括支援センター、健康づ゛くり課、保健師、警察、介護サービス事業所等の関係機関と連携し、早期発見・早期対応を図ります。		
虐待防止ネットワーク協議会を組織する各機関において、協議会が゛機能を十分発揮できるよう、課題の共有を図ります。	養護者による高齢者虐待の防止、被虐待者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため行政機関、司法、警察、介護サービス事業者、一般市民等の関係機関で゛高齢者虐待の防止・早期発見・対応の連携・協力について協議します。	関係機関等によるネットワークを構築するとともに、児童虐待や高齢者虐待を防止する法令等の周知を図り、虐待やDVの早期発見と迅速かつ適切な対応につなげます。		
関係機関から選出された委員で゛構成する高齢者虐待防止連絡協議会を開催し、関係機関との連携強化を図るとともに、虐待防止に有効な手段や施策の具体的な検討を行います。	各地域包括支援センター、健康づ゛くり課、保健師、警察、介護サービス事業所等の関係機関と連携し、早期発見・早期対応を図ります。	今後も虐待について相談しやすい環境を整え、虐待の重度化を防ぎ゛、早期発見・早期対応できるよう警察や関係機関との連携を図る。特に精神疾患を抱えるケースなどの障害分野や医療機関との連携を強化していく。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
高齢者虐待については、生活状況や家族の介護負担等、本人、家族の思いを聞きながらケアマネジャーや介護サービス事業所、地域の民生委員・児童委員などの関係者と連携し早期発見や再発の防止を図っていきます。	関係機関等によるネットワークを構築するとともに、児童虐待や高齢者虐待を防止する法令等の周知を図り、虐待やDVの早期発見と迅速かつ適切な対応につなげます。	弁護士等の専門職や保健・医療・福祉関係機関、地域の代表者等で構成する「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携強化、虐待防止及び対応力の向上を図っていきます。		
養護者による高齢者虐待の防止、被虐待者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため行政機関、司法、警察、介護サービス事業者、一般市民等の関係機関で高齢者虐待の防止・早期発見・対応の連携・協力について協議します。	今後も虐待について相談しやすい環境を整え、虐待の重度化を防ぎ、早期発見・早期対応できるよう警察や関係機関との連携を図る。特に精神疾患を抱えるケースなどの障害分野や医療機関との連携を強化していく。	高齢者虐待の発生要因を低減させるため地域包括支援センターを中心に関係機関・団体と連携しながら、地域から孤立している高齢者がいる世帯や適切な介護保険サービスを利用していない高齢者がいる世帯等の把握、支援を行い、虐待を発生させない地域づくりを目指します。		
各地域包括支援センター、健康づくり課、保健師、警察、介護サービス事業所等の関係機関と連携し、早期発見・早期対応を図ります。	弁護士等の専門職や保健・医療・福祉関係機関、地域の代表者等で構成する「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携強化、虐待防止及び対応力の向上を図っていきます。	関係機関で構成する虐待防止協議会高齢者対策部会を開催し、顔の見える関係づくりを行うとともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めるための事例検討などを実施します。		
関係機関等によるネットワークを構築するとともに、児童虐待や高齢者虐待を防止する法令等の周知を図り、虐待やDVの早期発見と迅速かつ適切な対応につなげます。	高齢者虐待の発生要因を低減させるため地域包括支援センターを中心に関係機関・団体と連携しながら、地域から孤立している高齢者がいる世帯や適切な介護保険サービスを利用していない高齢者がいる世帯等の把握、支援を行い、虐待を発生させない地域づくりを目指します。	虐待を受けた高齢者、障害者、児童と養護者及び保護者の支援や、関係機関との連携協力体制の強化、市民の権利利益の擁護に資することを目的に、○○虐待防止ネットワーク運営委員会を設置しています。運営委員会では、虐待の対応時のみならず、虐待の早期発見・予防のために、虐待を発見しやすい関係機関と連携し、見守りや虐待防止・早期発見のための普及啓発を行っています。		
今後も虐待について相談しやすい環境を整え、虐待の重度化を防ぎ、早期発見・早期対応できるよう警察や関係機関との連携を図る。特に精神疾患を抱えるケースなどの障害分野や医療機関との連携を強化していく。	関係機関で構成する虐待防止協議会高齢者対策部会を開催し、顔の見える関係づくりを行うとともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めるための事例検討などを実施します。	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会にて、保健、福祉、医療を始め、弁護士、警察等の関係機関と連携を深め、高齢者虐待の現状を共有し、虐待防止体制の強化につなげます。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
弁護士等の専門職や保健・医療・福祉関係機関、地域の代表者等で構成する「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携強化、虐待防止及び対応力の向上を図っていきます。	虐待を受けた高齢者、障害者、児童と養護者及び保護者の支援や、関係機関との連携協力体制の強化、市民の権利利益の擁護に資することを目的に、○○虐待防止ネットワーク運営委員会を設置しています。運営委員会では、虐待の対応時のみならず、虐待の早期発見・予防のために、虐待を発見しやすい関係機関と連携し、見守りや虐待防止・早期発見のための普及啓発を行っています。	引き続き関係機関との連携を深め、虐待被害の防止に努めます。 高齢者に対する虐待発生時の早期発見とスムーズな対応につなげるためのコア会議を開催していきます。また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催します。		
高齢者虐待の発生要因を低減させるため地域包括支援センターを中心に関係機関、団体と連携しながら、地域から孤立している高齢者が、いる世帯や適切な介護保険サービスを利用していない高齢者がいる世帯等の把握、支援を行い、虐待を発生させない地域づくりを目指します。	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会にて、保健、福祉、医療を始め、弁護士、警察等の関係機関と連携を深め、高齢者虐待の現状を共有し、虐待防止体制の強化につなげます。	「○○高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱」に基づき、関係団体、各種機関等により高齢者・障害者虐待防止ネットワークを構築し、虐待の防止、虐待を受けた高齢者等の迅速かつ適切な保護および高齢者等を養護する者に対する適切な支援を行います。		
日頃の見守りから災害時の支援において、地域の互助・共助の輪を活用するための取組みである地域見守り支えあいネットワーク事業への登録を推進しており、町内会・地区社協と「地域見守り支えあいに関する協定書」を締結し、町内会・地区社協と連携して地域の見守り体制を構築しています。	民生・児童委員および介護支援専門員・介護保険事業所等と連携を図り、虐待を防止していきます。	市では「権利擁護・虐待防止・孤独死防止」を目的に、○○虐待防止ネットワーク会議高齢者虐待対策部会の活動等を中心に、地域住民や多様な職種が連携した高齢者支援ネットワークの形成に努めています。 活動を通じて、高齢者支援にあたっての課題の把握、解決に向けての施策の検討、並びに各種計画・事業への反映を行うとともに、虐待についての相談支援、虐待の防止及び予防を図っていきます。		
関係機関で構成する虐待防止協議会高齢者対策部会を開催し、顔の見える関係づくりを行うとともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めるための事例検討などを実施します。	高齢者虐待防止に対する啓発活動を推進するとともに、民生委員・児童委員や医療・介護・福祉等の各事業者との連携強化によって、虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。	[高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会]医療や司法、福祉等の関係機関や関係者によって組織する協議会を開催し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を行っています。		
虐待を受けた高齢者、障害者、児童と養護者及び保護者の支援や、関係機関との連携協力体制の強化、市民の権利利益の擁護に資することを目的に、○○虐待防止ネットワーク運営委員会を設置しています。運営委員会では、虐待の対応時のみならず、虐待の早期発見・予防のために、虐待を発見しやすい関係機関と連携し、見守りや虐待防止・早期発見のための普及啓発を行っています。	引き続き関係機関との連携を深め、虐待被害の防止に努めます。 高齢者に対する虐待発生時の早期発見とスムーズな対応につなげるためのコア会議を開催していきます。また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催します。	虐待対応について関係機関が連携して迅速に対応できるよう、関係機関とのネットワーク機能を充実します。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会にて、保健、福祉、医療を始め、弁護士、警察等の関係機関と連携を深め、高齢者虐待の現状を共有し、虐待防止体制の強化につなげます。	「○○高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱」に基づき、関係団体、各種機関等により高齢者・障害者虐待防止ネットワークを構築し、虐待の防止、虐待を受けた高齢者等の迅速かつ適切な保護および高齢者等を養護する者に対する適切な支援を行います。	高齢者の虐待が発生した場合に適切に対処できるようにするため、関係機関が連携した高齢者虐待防止ネットワークをこれまで以上に強いつながりで結ばれるよう強化していきます。		
民生・児童委員および介護支援専門員・介護保険事業所等と連携を図り、虐待を防止していきます。	市では「権利擁護・虐待防止・孤独死防止」を目的に、○○虐待防止ネットワーク会議高齢者虐待対策部会の活動等を中心に、地域住民や多様な職種が連携した高齢者支援ネットワークの形成に努めています。 活動を通じて、高齢者支援にあたっての課題の把握、解決に向けての施策の検討、並びに各種計画・事業への反映を行うとともに、虐待についての相談支援、虐待の防止及び予防を図っていきます。	虐待を把握した場合、地域包括支援センターや福祉事務所などの関係者が参集し、虐待事例の共有化を図り、支援内容を確認し、連携できる体制（関係）の構築を図ります。		
高齢者虐待防止に対する啓発活動を推進するとともに、民生委員・児童委員や医療・介護・福祉等の各事業者との連携強化によって、虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。	[高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会]医療や司法、福祉等の関係機関や関係者によって組織する協議会を開催し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を行っています。	虐待対応や成年後見制度について、法律家による研修や事例検討会を開催し、対応力の向上を図ります。		
引き続き関係機関との連携を深め、虐待被害の防止に努めます。 高齢者に対する虐待発生時の早期発見とスムーズな対応につなげるためのコア会議を開催していきます。また、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催します。	虐待対応について関係機関が連携して迅速に対応できるよう、関係機関とのネットワーク機能を充実します。	○○高齢者・障がい者虐待防止等ネットワーク委員会を設置し、高齢者虐待相談センター、民生委員・児童委員、知多警察署、知多保健所、介護保険サービス事業所などの関係機関が連携・協力して高齢者虐待の早期発見・防止を図るためのネットワークづくりを行っています。		
高齢者の虐待防止支援体制を構築するうえで欠かせない存在となるのが、地域住民です。地域住民一人ひとりが、その地域内の虐待SOSをいち早くキャッチする見張り役として、またお互いに相談し合い、助け合える協力者として重要な役割を持っています。虐待を起こさない(未然に防止)、見落とさない(早期発見する)地域づくりに力を入れ、高齢者の尊厳を確保し、安心して生活できるよう支援していきます。	高齢者の虐待が発生した場合に適切に対処できるようにするため、関係機関が連携した高齢者虐待防止ネットワークをこれまで以上に強いつながりで結ばれるよう強化していきます。	関係機関や様々な専門職が連携を図りながら、権利擁護支援の必要な人の早期発見・支援、また地域において本人らしい生活継続のための支援を行っています。 また、桑名市は、弁護士、司法書士等の法律専門職と福祉専門職の参加を得て、研修会等を定期的に開催し、法律・福祉専門職の連携構築を図っています。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
高齢者が安心して生活できる見守りネットワークの構築を図ります。	○○高齢者・障がい者虐待防止等ネットワーク委員会を設置し、高齢者虐待相談センター、民生委員・児童委員、○○警察署、○○保健所、介護保険サービス事業所などの関係機関が連携・協力して高齢者虐待の早期発見・防止を図るためのネットワークづくりを行っています。	虐待対応検討会議を定期的に開催し、弁護士等、第三者の専門職からアドバイスを受け、職員の虐待対応スキルの向上を図るとともに、虐待対応方針の妥当性を検証しまた。		
「○○高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営事業実施要綱」に基づき、関係団体、各種機関等により高齢者・障害者虐待防止ネットワークを構築し、虐待の防止、虐待を受けた高齢者等の迅速かつ適切な保護および高齢者等を養護する者に対する適切な支援を行います。	○○高齢者障がい者虐待対応支援ネットや○○・○○成年後見センター○○の専門性の積極的な活用を図ります。また、虐待事例における各関係機関との日ごろの関わりや虐待防止等連携協議会を通して、法律関係者、警察、医療機関や介護保険サービス事業者との関係づくりを深めます。	○○高齢者障がい者虐待対応支援ネットや○○・○○成年後見センター○○の専門性の積極的な活用を図ります。また、虐待事例における各関係機関との日ごろの関わりや虐待防止等連携協議会を通して、法律関係者、警察、医療機関や介護保険サービス事業者との関係づくりを深めます。		
自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	高齢者虐待防止ネットワークの構築 高齢者の虐待を防止するため、虐待の早期対応、虐待防止の支援などを行う体制として、高齢者家族や地域の人々、民生委員・児童委員等による早期発見、介護サービス事業者や医師、警察、関係専門機関等による介入支援ネットワークを構築し、それらの連携・調整を図る核として位置づけます。	高齢者虐待を未然に防止するため、高齢者等虐待 防止ネットワークなど関係機関との連携を強化し ます		
市では「権利擁護・虐待防止・孤独死防止」を目的に、○○虐待防止ネットワーク会議高齢者虐待対策部会の活動等を中心に、地域住民や多様な職種が連携した高齢者支援ネットワークの形成に努めています。 活動を通じて、高齢者支援にあたっての課題の把握、解決に向けての施策の検討、並び に各種計画・事業への反映を行うとともに、虐待についての相談支援、虐待の防止及び予防を図っていきます。	区役所厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、擁護者の支援を行います	保険・福祉・医療・介護の関係機関と地域・行政の連携により高齢者の虐待防止及び見守り体制の充実を図ります		
「高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会(医療や司法、福祉等の関係機関や関係者によって組織する協議会を開催し、連携の仕組みや適切な支援に向けた協議を行っています。	地域団体等との連携による要援護者の早期発見・見守り、高齢者の緊急対応のための保健・医療・福祉サービスの連携、認知症高齢者や虐待の早期発見・早期対応の体制づくり等、地域包括ケアネットワークの強化に努めます。	○○以南の○○の広域福祉課と連携し、サービス事業者への指導・助言に引き続き努めていきます。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
虐待対応について関係機関が゛連携して迅速に対応できるよう、関係機関とのネットワーク機能を充実します。	平成31年3月に「○○見守りネットワーク」協定を締結しました。このネットワークを活用し、協力事業者であるライフライン事業者、介護サービス事業者等や協力機関である警察署、医療機関等との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。	高齢者虐待に対しては、引き続き防止するための啓発や関係機関との連携を図り、早期に虐待が発見できるような体制づくりに努めます。虐待事例に対しては、訪問やカンファレンスを通じて状況把握や適切な対応を行うとともに、緊急性、専門性が高い場合には「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」や必要に応じて個別のケース検討会を開催し、行政及び関係機関が協働して組織的に問題解決を行える仕組みを整えます。		
高齢者の虐待が゛発生した場合に適切に対処できるようにするため、関係機関が連携した高齢者虐待防止ネットワークをこれまで以上に強いつながりで゛結ばれるよう強化していきます。		高齢者虐待防止ネットワークの構築 高齢者の虐待を防止するため、虐待の早期対応、虐待防止の支援などを行う体制として、高齢者家族や地域の人々、民生委員・児童委員等による早期発見、介護サービス事業者や医師、警察、関係専門機関等による介入支援ネットワークを構築し、それらの連携・調整を図る核として位置づけます。		
高齢者虐待等の権利擁護に対する相談窓口や虐待 防止に関する制度について、住民へ周知や啓発を 進めます。 また、関係機関等と協力し、高齢者虐待の未然防 止、早期発見・早期対応及び再発防止を図ります。		区役所厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、擁護者の支援を行います		
地域住民を含めた関係機関による高齢者虐待防止ネットワークを構築し、支援体制の充実に努めます。		○○高齢者等権利擁護ネットワーク等により、保健・医療・福祉等の関係者・関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止に向けた取組を推進するとともに、相談・支援体制の充実を図ります。		
地域包括支援センターが中心となり、高齢者虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な支援につなげていくように関係者・関係機関との連携を強化します。		高齢者虐待防止ネットワーク会議を活用しながら警察や弁護士、各専門機関等より情報提供や助言、協力等をいただきながら対応しています。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
○○高齢者・障がい者虐待防止等ネットワーク委員会を設置し、高齢者虐待相談センター、民生委員・児童委員、○○警察署、○○保健所、介護保険サービス事業所などの関係機関が連携・協力して高齢者虐待の早期発見・防止を図るためのネットワークづくりを行っています。		平成31年3月に「○○見守りネットワーク」協定を締結しました。このネットワークを活用し、協力事業者であるライフライン事業者、介護サービス事業者等や協力機関である警察署、医療機関等との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。		
孤立死を未然に防止するとともに、虐待や認知症で支援が必要な高齢者を早期に発見するため、民間企業と「見守り協定」を結び、見守り体制の充実を図ります。高齢者虐待を未然に防止するための啓発活動を進めるとともに、高齢者宅を訪問する機会が多いライフライン事業者や郵便・宅配事業者などと「見守り協定」を締結するなど、民間企業の協力も得ながら、虐待の早期発見に努めています				
地域包括支援センターが中心となって、民生委員・児童委員や自治会をはじめとした地域で支え合い活動をしている人や組織、介護サービス事業所、かかりつけ医、司法関係、警察署等とのネットワークを強化し、高齢者虐待の防止、早期発見、迅速かつ適切な支援につなげていきます。				
高齢者虐待等を早期に発見するため、世代を 越えて「認知症バリアフリー」の考え方を普及するとともに、地域における見守りネットワークの整備・強化と具体的な支援策の検討を図ります				
虐待予防への取組として、危機的な事態が生じ る前に早期に発見、対応が行われるよう、地域での見守りの必要性について、民生委員や住民に対して啓発する機会をもちます。 【活動指標】 10回以上／年				

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
「○○・○○成年後見センター○○」等関係機関や民生委員・児童委員、自治会等の地域組 織の関係機関や団体と連携しながら、成年後見制度の啓発や利用の促進、高齢者の権利擁護・虐待防 止のため、虐待支援ネットの充実や虐待防止等連携協議会の設置・運営等、高齢者の尊厳の保持と権 利擁護に努めます。				
複合的な虐待発生要因に対応するため、民生委員や関係機関との連携を強化し、高齢者と養護者、家 族全体の暮らしの安定に向けて支援します。				
事業者、企業、協力機関等が、日常業務の中で気が付いたことなどを地域包括支援センターに連絡するなどの必要な情報提供を行い、平時からの多様なサービス基盤に支え合いとして高齢者の孤立の防止、認知症者への支援、虐待防止、消費者被害の防止などの課題に地域全体で取組を強化します。				
保険・福祉・医療・介護の関係機関と地域・行政の連携により高齢者の虐待防止及び見守り体制の充実を図ります				
「市民権利擁護人材バンク（市民後見人、法人後見支援員、権利擁護サポーター）」を設置し、市民参画の権利擁護支援体制の構築を図ります。また、権利擁護専門相談会やスーパーバイズ事業を通して、権利擁護支援に係る支援者育成につなげていきます。				

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
高齢者虐待防止ネットワークの構築 高齢者の虐待を防止するため、虐待の早期対応、虐待防止の支援などを行う体制として、高齢者家族や地域の人々、民生委員・児童委員等による早期発見、介護サービス事業者や医師、警察、関係専門機関等による介入支援ネットワークを構築し、それらの連携・調整を図る核として位置づけます。				
地域の企業や事業者・団体等と市が連携し、地域ぐるみで高齢者等を見守る事業で、より多くの業種・事業所と連携を図るため、協力事業所の確保に努めています。				
区役所厚生部と地域包括支援センターが、医師会、弁護士会、社会福祉士会等の関係団体や民生委員、介護サービス事業者等と連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、高齢者虐待の防止及び早期発見と保護、養護者の支援を行います				
地区の民生委員・児童委員や地域住民、金融機関等と連携・協働して、支援の必要な人の早期発見及び早期対応に努めます。				
地域団体等との連携による要援護者の早期発見・見守り、高齢者の緊急対応のための保健・医療・福祉サービスの連携、認知症高齢者や虐待の早期発見・早期対応の体制づくり等、地域包括ケアネットワークの強化に努めます。				

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

ネットワーク構築			法の周知	
14	15	16	17	18
民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
平成31年3月に「○○見守りネットワーク」協定を締結しました。このネットワークを活用し、協力事業者であるライフライン事業者、介護サービス事業者等や協力機関である警察署、医療機関等との連携を強化し、虐待の早期発見・早期対応に努めています。				
地域包括支援センター、民生委員、介護サービス事業者、施設職員、医師会、 警察等の連携による高齢者虐待の対応やネットワークの充実を図ります				

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護知識者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に介護標準業務への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
高齢者虐待の防止や早期発見に向けて、市広報紙やパンフレット、研修会等を通じて啓発し、市民や地域ケアスタッフの理解が深められるよう推進します。 また、虐待防止について理解を高めるため、市役所窓口、医療機関や介護保険施設等にパンフレット等を設置し、普及・啓発します。	サービス事業者による運営基準違反や介護報酬の不正請求、また、利用者への虐待行為等が疑われる場合、制度に則って、適正な指導・監督を行い、必要に応じて行政処分等を行っています。 実地指導については2年に1回、運営推進会議については2か月に1回行っています。	高齢者虐待防止マニュアルを活用し、研修等の実施や関係機関連携により共通認識を深め、対応能力の向上を図ります。	高齢者虐待防止・権利擁護研修会、事例検討会など年３～４回開催し、研修機会の提供ができた。	地域包括支援センター等により、高齢者虐待や身体拘束の防止に関する相談に応じるとともに、高齢者虐待や身体拘束の防止について、啓発・周知を図ります。	地域包括支援センターにおいて、3職種連携により、各種相談援助や虐待など専門的な相談に対応している。 市においても「介護保険相談窓口（介護保険Ⅱ10番）」を設置し相談・苦情処理に対応、必要に応じ、事業者への調査等を行っている。
高齢者虐待を未然に防ぎ、また関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。また、あわせて養護者に対する支援も行なっていきます。 ➢市民への周知（リーフ配布） ➢関係者への周知（研修会の開催等）	○○高齢者等支援ネットワーク会議や、地域密着型サービス事業所等が一堂に集まる集団指導などの場で、虐待事例の紹介や検討、通報等の対応を確認する ほか、虐待の防止、早期発見、対応等の協議について関係機関と連携を図りながら、継続して取り組みます。	「高齢者虐待対応支援マニュアル実践版の活用」について、高齢者虐待対応支援マニュアルを活用した研修を実施し、虐待対応の流れを確認。対応能力の向上に努めています。	高齢者の権利擁護や養護者への支援を適切に行えるよう、各区保健福祉部及び保健福祉局高齢保健福祉部が開催する高齢者虐待等の会議や研修会等に、弁護士と社会福祉士を派遣します。	また、介護保険施設等においては、事業所への適切な指導や介護サービス相談員の派遣を通して、虐待の防止に努めていきます。	高齢者の安全を確保するために、一人暮らし世帯等への緊急通報システムの貸与やつながりづくり推進事業をはじめとした見守り支援を推進します。 また、近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、災害・感染症対策に係る体制整備を行います。 災害時の支援を円滑に進めるため「避難行動要支援者」の登録を進め、平時からの支援関係の構築を進めます。
平成24年に「○○高齢者虐待防止事業実施要綱」を制定して以降、住民に対しては、町のホームページやパンフレットなどで普及啓発を継続して行っています。各関係機関からの相談・通報は24時間体制で受け付け、対応しています。また、地域住民や民生委員等からの相談に対しては、高齢者虐待防止マニュアルに基づき対応しています。各関係機関が集まる「排斜高齢者等捜索ネットワーク事業連絡会議」及び「地域ケア会議」等において、高齢者虐待防止の趣旨を説明し、高齢者の虐待に関する啓発を図っています。	個別の事例について、特に支援が困難である場合には、個別地域ケア会議の開催により関係者間の役割確認や意見聴取を行いながら、適切な支援を行っています。	地域包括支援センターとの連携により虐待ケースへの迅速な対応を行い、関係機関向けに研修会や事例検討の機会を設けて、予防や早期発見につなげます。	高齢者虐待を未然に防ぎ、また関係機関と連携し、早期発見、早期対応に努めます。また、あわせて養護者に対する支援も行なっていきます。 ➢市民への周知（リーフ配布） ➢関係者への周知（研修会の開催等）	自治体HPに第8期介護保険事業計画を掲載していないため非公表	市民が尊厳を持ちながら暮らしていくことのできる地域社会を目指して、孤立死や市民の個人衛生及び公衆衛生の悪化、不適切な住環境につながるおそれのあるセルフ・ネグレクトについて、高齢者虐待に準じて対応します。
また、高齢者虐待の防止、早期発見ため、住民に高齢者虐待防止を広く理解してもらえるよう住民への周知を図ります。	虐待の通報を受けた場合は、地域包括支援センターや関係機関と連携協力の上、高齢者の安全確認や事実確認をした上で、必要な対応を実施します。 例えば、高齢者の安全確保のため、積極的な介入が必要と判断された場合は、 ・立入調査 ・高齢者の保護（養護者との分離） ・老人福祉法に基づく老人福祉施設への措置 ・面会制限 ・要介護施設・要介護事業所への指導等 その他、養護者（家族等）を支援するため、介護保険サービスの利用開始や相談の実施等により、介護負担の軽減が図られます。	高齢者虐待の緊急性や状況に応じて、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置制度を活用し、老人ホーム等への入所により虐待者からの分離を図ります。また、高齢者虐待については、高齢者虐待防止マニュアルに基づき、関係機関との連携によるケース会議を行い、必要なサービスへとつなげます。	「高齢者虐待対応支援マニュアル実践版の活用」について、高齢者虐待対応支援マニュアルを活用した研修を実施し、虐待対応の流れを確認。対応能力の向上に努めています。	また、養介護施設等における虐待等の抑止、早期発見の端緒といった観点からも養介護施設等に第三者委員の導入など、外部の目を積極的に導入します。	児童虐待防止、女性への暴力防止の関連部署の他、障害者福祉、高齢者福祉を担当する部署も参加して、暴力や虐待防止を呼びかける街頭キャンペーンを行います。
地域の支援者や市民を対象とした出前講座等を開催して普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を深めるとともに、地域の見守り活動や介護保険事業所等の協力により、早期発見と未然防止を図ります。	介護サービス利用者の声に耳を傾け、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けを行う「介護相談員」を配置し、相談体制の充実とともにサービスの質の向上に努めました。 介護相談員を通じて得られた情報に基づき、介護事業者に対する指導・監督を実施し、令和元年には、高齢者虐待が疑われる2事業所に対して指導を行い、令和2年には1事業所に対して指導を行いました。	高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、虐待を受けた高齢者に対しては、老人福祉施設への措置入所等の必要に応じた対応を行います。また、高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合などの困難事例を把握した場合にも、関係機関や地域が一体となり、必要な支援を行える取組を推進します。	地域包括支援センターとの連携により虐待ケースへの迅速な対応を行い、関係機関向けに研修会や事例検討の機会を設けて、予防や早期発見につなげます。	要介護高齢者を介護している方の精神的な負担（介護ストレス、高齢者虐待、ターミナル期などの家族の心のケア）を軽減するため、相談センターやあんしんセンターの相談対応に加え、研修センターによる介護セミナーや専門家によるカウンセリングを行います。	虐待等の早期対応を行うため、しなが お見守りホットラインにより情報提供等を受け付け、適切な対応を図ります。 このしくみにより、相談や助言・話し相手・関係機関への連絡など人を介した見守りを行うほか、必要な人には、センサー等を活用した24時間体制の救急代理通報システム等の利用も推進していきます。

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（例に介護標準業所への支援）、 専門相談窓口設置（例．身体拘束等）	**－**
虐待防止については、釜石警察署をはじめとする関係機関と連携し、虐待対応や相談支援を行うとともに、住民向けに説明会を開催するなど、高齢者虐待に関する啓発に取り組んでいます。	一方、要介護施設従事者等による高齢者虐待に対しては、本市(保険者)において、事業所に赴いて実施する実地指導又は監査及び事業所種別ごとに行う集団指導を通じて虐待の予防について指導を行っています。	コアメンバー会議：高齢者虐待の通報があった際、虐待の事実確認や認定、緊急性の判断、支援方針等を決定するため、市と地域包括支援センターで開催する会議。	本市では地域包括支援センターを虐待対応機関と位置付け、総合相談や地域からの情報提供に対して迅速に対応することにより高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応に努めています。また、個別のケース会議を適宜開催し、高齢者虐待の疑いのあるケースについて客観的判断と情報共有を図っています。 今後も地域包括支援センターによる取組を推進するとともに、介護保険施設や医療機関等関係機関との連携を強化し、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげていきます。また、施設内における虐待を防止するため、研修会の開催等に取り組んでいきます。	虐待等の早期対応を行うため、しながら わ見守りホットラインにより情報提供等を受け付け、適切な対応を図ります。 こりしくみにより、相談や助言・話し相手・関係機関への連絡など人を介した見守りを行うほか、必要な人には、センサー等を活用した24時間体制の救急代理通報システム等の利用も推進していきます。	なごみの家が主催する「地域支援会議」では、地域住民や医療・福祉関係者、関係機関等が集まり、地域課題の把握と解決に向けた取組について議論を重ねています。その結果、見守り支援や居場所づくりなど住民主体の様々な活動が創設されてきています。
本市では、地域包括支援センター、保健・医療・福祉関係機関、警察等との連携体制の構築、相談・対応窓口の周知、民生委員や地域組織との協力・連携、地域住民への普及啓発などによって、早期に対応できる仕組みを整えています。	地域密着型サービス・居宅介護支援・居宅サービス事業者に対し、国が施策の柱としている「サービスの質の確保と向上」、「高齢者の尊厳の保持」、「高齢者虐待防止法の趣旨」及び「適正な介護報酬請求」等を踏まえ、実地指導を行います。また、更なる質の向上の為に、実地指導の期間の見直しやその為の人員確保について検討していきます。	高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うための関係機関と連携を図ります。 高齢者虐待が発生した場合、養護者による虐待を受けている高齢者を、老人福祉施設等に一時保護をして身の安全を守るよう支援します。	高齢者虐待につながりやすい「不適切なケア」、「施護者の孤立」、「認知症の方との接し方」等について検討できる研修会や学習会を開催し、高齢者の権利擁護を推進します。	こころの相談室 高齢者虐待の予防に重点をおきなが ら介護に悩む家族などを支援するため、毎週木曜日に臨床心理士による1対1の専門相談「こころの相談室」を実施します。	（○○） 高齢者に対する権利侵害や虐待を防ぎ、その家族に対する支援体制の充実のため、連絡会や研修会を通じて関係団体の連携体制の構築が 進んで います。「エンディングノート」等を活用して成年後見制度や高齢者の自己決定を支援する取組の普及啓発が 進んでいます。 【取組例】成年後見サポートネット、高齢者虐待防止事業連絡会・研修会、エンディングノート書き方講座
権利擁護に関する講演会を開催し、成年後見制度や認知症の関わりについて周知・啓発に取り組みました。	高齢者虐待に関する相談については、訪問等により実態を把握し、必要に応じ 介護保険サービスの利用や、やむを得ない事由による措置による施設入所等の対応、成年後見制度利用の支援を行います。	区や地域包括支援センターで 対応マニュアルや対応事例を共有することにより、高齢者虐待に的確に対応するとともに、市民への啓発や地域の見守り活動などとの連携を図りながら、高齢者虐待の未然防止・早期発見に努めます。	成年後見支援センターが中心となり市民後見人養成研修を開催したほか研修修了者向けにはフォローアップ 研修を開催するなど、市民後見人の養成・活動支援に努めました。	介護に悩みを抱える介護者の不安や負担感を軽くするため、介護経験者が 介護の悩みなどの相談に応じる「介護なんでも電話相談」や介護者同士の交え合いを行う「介護相談・交流カフェ」を実施します。	近年は警察からの相談が 増加傾向にあります。介入の結果、虐待とは別な問題を抱えているケースもあり、関係機関と連携した対応が必要です。また、介護者の介護負担増や孤立により、恒常化し対応困難なケースもあり、早期発見・早期介入が求められます。
市民からの相談窓口について「介護保険と高齢者保健福祉のしおり」及び「広報○○」による周知を行うほか、「高齢者の権利擁護セミナー」を毎年開催し、高齢者虐待防止を含む権利擁護に関する市民の理解促進に努めていきます。 また、地域包括支援センターや介護サービス事業所等における高齢者虐待への対応の向上を図るため、「高齢者虐待対応ハンドブック」を活用した普及啓発を行います。	近年では、虐待等の課題に対して、通報・苦情等のあった事業所に時機を逸せず適切かつ厳正な指導を行うことが 求められています。 これらのことから、指導・監査の趣旨・目的を踏まえつつ、事業所自らが 自主的な運営状況を確認することを支援するためにICT等を活用した集団指導を実施するとともに、関連部署との連携による実地指導の重点化及び効率化を検討し、適切に指導検査を実施できる体制を構築していきます。	認知症高齢者は虐待を受けやすいため、○○高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク協議会とともに虐待の防止の取り組みを推進します。 地域包括支援センターにおいては、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び援護者に対して適切な支援を行います。虐待の早期発見・早期対応として保健福祉医療の関係機関と連携を図り、相談受理後速やかにコア会議を開催し緊急性の判断、虐待の有無、支援方針を決定して対応します。	高齢者虐待に関する正しい知識を持つことにより、介護する方の高齢者虐待防止につながり、また、高齢者虐待の早期発見、早期対応には関係機関からの情報提供はもとより、地域からの情報提供も重要となることから、各関係機関及び町民向けの高齢者虐待防止に係る研修会の開催及び通報窓口の周知活動を推進します。	在宅療養相談窓口の設置	また、医療機関や薬局を対象に権利擁護意識を高める取組みや早期に連携し未然に虐待を防ぐような取組みの展開を行っていきます。
成年後見制度に関する理解を促進するため、成年後見制度に関する市民向け講演会を毎年実施しています。	施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え適切な運営指導を行います。 高齢者の尊厳を傷つけ、身体的機能の低下を引き起こすことにつながる身体拘束は、緊急のやむを得ない場合を除き行わないよう運営指導を行います。	本市では、高齢者虐待を防止し、発生した際には迅速に対応するために警察や介護事業者等の関係機関との連携を行うための「白河市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」を設置し、対応の強化に努めています。また、前期計画においては被虐待高齢者の保護の観点から、市内3ヶ所の特別養護老人ホームと被虐待高齢者の緊急一時保護に関する協定を締結しています。	今後も、施設関係者や関係機関を対象とした虐待についての研修会を実施し、高齢者や養護者等への適切な支援ができる体制の強化を図っていきます。	身体拘束廃止に向けた取組	成年後見制度を利用するに至らない人でも判断能力が低下した高齢者等を対象に、契約を締結したうえで、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスなどを行います

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
虐待防止に関する広報・啓発方法の検討を行っています。	市内の介護サービス提供事業者等で゛構成する「○○地域介護システム会議」の介護保険施設連絡協会と連携を図るほか、実地指導や地域密着型サービス事業者への集団指導講習会等の機会に指導を行い、身体拘束廃止に向けた取組を支援します。	虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、速やかに訪問し状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとります。	虐待の早期発見及び適切な対応を行うために高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会や権利擁護に関する研修会を開催し、虐待防止に係る地域のネットワークの構築を推進します。	高齢者虐待防止相談員を配置し、地域包括支援センターなどの相談機関に対して助言を行うなど、高齢者虐待防止業務の運営を支援します。	養護者自身やその家族が精神疾患や障害、ひきこもり、金銭トラブルなど、様々な課題を抱えていることが多いため、虐待対応により、高齢者への虐待防止支援と並行して養護者の課題解決に向けた各支援機関の連携及び役割分担を進めます。
高齢者虐待防止・権利擁護事業等についての啓発事業を実施するとともに、地域包括支援センターを相談窓口とし、高齢者虐待防止ネットワーク体制の構築に努めます。	地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者については、市が゛保険者として指導・監督を行う権限が゛あります。この保険者権限を有効に活用し、介護サービス事業者への立入検査・実地指導等を行い、利用者本位のサービス提供の在り方、基本的人権の尊重、虐待や事故の防止、不正請求の防止等、給付の適正化及び地域住民との連携推進等の指導を行います。また、悪質と思われる事例には、監査体制による指導により、指定取消しを含めた厳しい態勢で゛是正を図ります。	(2)虐待対応マニュアル 保健化した事例等に対応するため、「下野市高齢者虐待対応マニュアル(令和2年改訂版)」を利活用するとともに、関係機関と連携し迅速な虐待対応に取り組みます。	虐待防止については、釜石警察署をはじ゛めとする関係機関と連携し、虐待対応や相談支援を行うとともに、住民向けに説明会を開催するなど、高齢者虐待に関する啓発に取り組んで゛います。	第8期計画でも認知症と高齢者虐待は関連性が゛高いことから、認知症地域支援体制推進会議と一体的に関係機関と会議を開催し、現状の共有と対応の連携を行います。	介護サービス等の利用、相談支援、地域福祉活動の推進等を通じて、家族介護者の負担軽減を図ります。
・高齢者虐待への相談・支援体制の確立	市内の全事業所を対象とした集団指導を毎年実施しています。また、定期的に事業所へ個別訪問し「高齢者虐待防止」や「身体拘束廃止」のための運営指導及び不適切な報酬請求防止のための報酬請求指導等を実施しています。更に、通報や相談等から指定基準違反が゛疑われる場合は、随時で゛監査を実施しています。	・飯能市高齢者虐待対応マニュアルに基づ゛いた円滑な対応及び支援 ・飯能市高齢者虐待対応マニュアルの見直し及び拡充	関係機関における虐待対応力向上については、専門職を対象とした研修会を開催し、専門性に基づ゛いた対応力の強化が図られました。	認知症高齢者の虐待ケースが゛増加してきているため、介護者への負担軽減として「オレンジ゛倶楽部」を開催し気軽に参加し相談できる場を提供するほか、「認知症ケアパ゛ス」※を活用した認知症の相談対応の充実や認知症地域説明会等の開催において、認知症に関する正しい知識の理解・啓発を行う。	
高齢者の権利擁護の大切さや、認知症高齢者への理解、高齢者虐待の問題などについて、広報紙やホームページ゛の活用、パンフレットの配布などで地域住民に普及啓発します。	高齢者虐待等の権利擁護に対する相談窓口や虐待防止に関する制度について、住民へ周知や啓発を進めます。 また、関係機関等と協力し、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図ります。	高齢者虐待の事実確認や判断、対応検討を行う早期対応の体制を強化します。（地域福祉課）	区や地域包括支援センターで゛対応マニュアルや対応事例を共有することにより、高齢者虐待に的確に対応するとともに、市民への啓発や地域の見守り活動などとの連携を図りながら、高齢者虐待の未然防止・早期発見に努めます。 介護事業所・施設に対しては、高齢者虐待防止のための研修等の実施に留まらず、介護職員のメンタルケアや職場環境の見直しなど虐待の発生を防ぐための取り組みについて助言し、事業所・施設内で゛の高齢者虐待の未然防止・早期発見を図ります。	高齢者の虐待を未然に防ぐために、高齢者の介護を直接担うことが゛多い家族の負担の軽減や、介護者の孤立感、将来の不安に対するきめ細かな相談体制の確保に努めます。	
高齢者の虐待通報に迅速かつ適切な対応をするとともに、介護施設等における虐待を未然に防ぐ゛ことを目的として講演会を実施しました。	介護保険制度の健全で適正な運営を確保するため、サービス事業者等に指導監督を行います。 集団指導は、年1回講習等の方法により、制度の周知を図り、介護報酬請求に係る過誤や不正を防止します。 実地指導は、本市が指定・監督を行う地域密着型サービス事業者等に対して行い、新たに指定を受けた事業所は、開設からおおむね1年を経過した際に、その他の事業所については、事業所の各指定有効期間内に1回以上実施することを基本とします。 指導内容は、指定事項の解釈、報酬請求についての指導及び助言のほか、高齢者虐待防止や身体拘束廃止等に向けた事業者等の取組状況についてのヒアリング等を行います。	地域の相談窓口で゛ある地域包括支援センターへの通報により、高齢者虐待防止法に基づ゛く、高齢者及び養護者への相談・指導及び助言のほか一時保護等の必要な措置を講じます。	権利擁護に関する講演会を開催し、成年後見制度や認知症の関わりについて周知・啓発に取り組みました。	【養護者による虐待】対応が゛困難な虐待ケースについては、弁護士等の専門職と連携して取り組みます。	

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	ー
介護疲れなどを起因とする虐待を防止するためには、介護者の過重な介護負担を軽減することが重要と考えます。地域包括支援センターに設置している総合相談窓口や介護交流サロン等の活用、広報紙やパンフレット、市のホームページなどにより、高齢者虐待の防止について周知するとともに、介護者への支援体制の充実を図ります。	高齢者虐待についてのパンフレット等の作成・配布や講演会・研修会などの開催を通じ、高齢者虐待の早期発見や通報などの周知を行うものです。これまで、毎年、講演会を開催するとともに、高齢者虐待についてのパンフレットを作成して市民に配布するなどしてきました。 今後もこれらの活動を継続し、高齢者虐待の防止や早期発見のため、広く市民や民間事業所、介護事業所など関係機関等に周知を図ります。	高齢者が゛地域で゛安心して生活できるよう、高齢者虐待については、高齢者なんでも相談室において「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づ゛き対応します。また、具体的な状況把握や対応方針の決定については「○○高齢者虐待防止マニュアル」に基づ゛き行います。	介護支援専門員が介護サービスの利用だけにとど゛まらない、生活困窮や高齢者虐待、身寄りのない認知症高齢者、支援が必要な障がい等のある親族との同居等、支援困難なケースへの対応が増えていることから、医療や介護の専門職や関係機関、地域と連携し、介護支援専門員の活動を支援する体制の強化を図ります。 また、介護支援専門員同士の交流と資質向上のための連絡会や勉強会等の開催を継続して推進します。	高齢者虐待を防止するためには、養護者へも適切な支援を行うことが必要です。 養護者虐待の主な発生要因については、「養護者の介護疲れ・介護ストレス」であることから、地域包括支援センター等においては、介護家族の相談や支援に努めるとともに、介護教室や認知症の家族会の活動等を紹介するなど、養護者の介護負担やストレスの軽減を図る取組みを行います。	
（高齢者虐待防止事業） 広報やパンフレットによる市民への周知啓発、虐待を初期の段階で゛把握する介護サービス事業所や地域包括支援センター向けの研修、介護士や社会福祉士による虐待対応専門職チームとの連携等により、高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応を図るものです。	家族介護者に対する情報提供や相談窓口の周知を行うとともに、介護施設従事者等への指導を継続し、虐待の未然防止を図ります。	セミナーや研修の開催を通じて、区民や介護事業者等に虐待防止に関する普及啓発を行います。また、関係機関及び団体等と連携し、虐待に迅速に対応します。	介護相談員のスキルアップを図るため、他市相談員との情報交換会を実施しているほか、各種研修会にも積極的に相談員が参加しています。	毎月２回の権利擁護専門相談会の開催に加え、市弁護士による訪問出張相談を実施しました。また、４回のスーパーバイズ事業を実施し、支援者育成を図りました。	
高齢者の権利擁護に関する市民の理解を深め、高齢者虐待の防止や早期発見ができるよう、ホームページに高齢者虐待の防止について掲載するとともに隔年で高齢者虐待防止講演会を開催します。	市内すべての地域密着型サービス事業所を対象に、直接事業所に赴き、書類確認やヒアリング等を行い、高齢者虐待防止・身体拘束廃止などについての理解の促進、防止の取組等の運営に関する事項や報酬基準等に基づく体制の確保、個別ケアプランに基づくサービス提供の実施等の介 護報酬請求に関する事項について指導・助言を行っています。	また、地域包括支援センターが゛担うこととされる虐待防止や権利擁護の機能を強化するため、虐待防止研修の実施や虐待防止マニュアルの策定により、高齢者の権利と尊厳を確保します。	ケアマネジャー等の高齢者虐待防止に関わる支援者の連携体制の充実や援助技術の向上を図るため、事例検討を行うなど研修内容を充実させます。	平成 23 年度に○○弁護士会と○○社会福祉士会と提携し、「専門職チーム」の派遣契約を結びました。困難事例に対応する場合の助言・指導や高齢者虐待対応担当者への研修会・事例検討会への講師派遣を実施しています	
区民それぞれが゛高齢者への虐待に気づ゛き、予防するためのきっかけや参考資料となるように、高齢者虐待ゼロのまちづくりハンドブック「ノックの手帳」を活用し、高齢者虐待防止の普及啓発を行います。	養介護施設の監査・実地指導等の際に身体拘束や苦情処理の状況など高齢者虐待に関連した事項を重点的にチェックするとともに、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報・届出に対応し、事実確認の調査や虐待の再発防止のための指導等を行います。	養介護施設従事者による虐待が゛増加傾向にあり、また、生活環境の変化に起因する虐待事例の報告も増えつつあることから、最新の事例収集に努め、マニュアルやパンフレットの改訂等を行い、支援の強化を図ります。	高齢者や養護者の支援においては、養介護施設従事者をはじ゛めとした高齢者の支援に携わる全ての者が、高齢者本人の尊厳の保持と自立支援を実現することを目指します。そのために、様々な研修の機会の確保による技術の研鑽や高齢者虐待防止に関する理解啓発などの取組を強化し、支援の質を高めていきます。		
セミナーや研修の開催を通じて、区民や介護事業者等に虐待防止に関する普及啓発を行います。また、関係機関及び団体等と連携し、虐待に迅速に対応します。	地域密着型サービス等に対しては、実地指導により高齢者虐待の未然防止に取り組みます。	高齢者虐待防止センターの充実 高齢者虐待への対応、問題解決まで゛の進行管理、総合調整及び啓発事業を積極的に実施していきます。	・高齢者虐待権利擁護研修会等の実施		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	ー
養介護施設従事者による虐待が゛増加傾向にあり、また、生活環境の変化に起因する虐待事例の報告も増えつつあることから、最新の事例収集に努め、マニュアルやパンフレットの改訂等を行い、支援の強化を図ります。	年１回市内の全事業所に対して行う集団指導や毎月新規指定事業所に対して実施する新規指定オリエンテーションにおいて、事業運営基準や介護報酬以外にも、ケアプランに沿ったサービスの提供や高齢者虐待・身体拘束廃止等の人権擁護に関する内容について説明や情報提供を行うことで、介護サービスの質の確保を図る。	虐待を受けた高齢者に適切な支援を行うため、平成30年に虐待対応のガイドライン及びマニュアルの改訂並びに地域包括支援センターの社会福祉士で構成する社会福祉士部会における、虐待の事例検討を行いました。	高齢者の虐待通報に迅速かつ適切な対応をするとともに、介護施設等における虐待を未然に防ぐ゛ことを目的として講演会を実施しました。		
高齢者虐待防止センターの充実 高齢者虐待への対応、問題解決まで゛の進行管理、総合調整及び啓発事業を積極的に実施していきます。	介護保険指定基準の身体拘束禁止規定などが遵守されるよう、サービス事業者の指導に努めます。	介護者による虐待を防止するため、地域包括支援センター職員や区職員が゛啓発に取り組むとともに、虐待防止マニュアルを活用して必要な相談、指導、助言を行います。	（高齢者虐待防止事業） 広報やパンフレットによる市民への周知啓発、虐待を初期の段階で゛把握する介護サービス事業所や地域包括支援センター向けの研修、弁護士や社会福祉士による虐待対応専門職チームとの連携等により、高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応を図るものです。		
高齢者虐待に対して,地域住民や関係機関への啓発等により、早期発見、早期対応の取組を推進していきます。 高齢者虐待の早期発見のために、セルフネグレクトを含めた虐待の類型や虐待が疑われる場合の通報について介護支援員向けの研修を行います。	平成 23 年度に○○弁護士会と○○社会福祉士会と提携し、「専門職チーム」の派遣契約を結びました。困難事例に対応する場合の助言・指導や高齢者虐待対応担当者への研修会・事例検討会への講師派遣を実施しています	「○○高齢者虐待対応マニュアル」に基づ゛き、地域包括支援センター*を中心に民生委員*・児童委員*、介護保険事業者、地域のボランティアなどで゛高齢者の見守りを行うとともに、虐待の早期発見に資する取組を推進します。 地域包括支援センター*関係機関との連絡会にて高齢者虐待の早期発見に対する研修で゛啓発を図ると共に、地域見守りネットワーク事業*等で゛の異変の気づきに虐待の兆候を加え、虐待の恐れがある場合は関係機関への通報を促しました。このことにより虐待の通報、対応件数が゛増加し、早期発見、対応が図られました。	あわせて養介護施設等従事者へ身体拘束や虐待に関する研修を実施することで発生要因の軽減を図るとともに、虐待を受けた高齢者の保護、心身のケアを行うことて゛、やむを得ず゛虐待を行ってしまった養護者等に対する支援も一層推進します。		
介護者による虐待を防止するため、地域包括支援センター職員や区職員が゛啓発に取り組むとともに、虐待防止マニュアルを活用して必要な相談、指導、助言を行います。	事業所の指定事務の説明、介護保険法の趣旨、目的の周知及び理解の促進、介護報酬請求にかかる過誤、不正防止の観点から適正な請求指導など、適正な制度運営を図ります。	法律、医療、介護等専門的な見地から、高齢者及び養護者の抱える問題の早期解決を図るため、弁護士、医師、介護サービス事業者等の専門家により構成されている「高齢者総合調整会議」や権利擁護センターみたかの「事例検討会」を積極的に活用することにより、虐待事例等への対応機能の強化に努めます。	セミナーや研修の開催を通じて、区民や介護事業者等に虐待防止に関する普及啓発を行います。また、関係機関及び団体等と連携し、虐待に迅速に対応します。		
高齢者虐待について、区民への普及啓発、地域の関係機関や事業者とのネットワーク強化、相談支援の充実により、早期発見・早期対応に取り組みます。	介護事業所等を対象に、高齢者虐待防止の研修の実施状況を定期的に確認する。	高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会にて情報共有や事例検討等を行い、高齢者虐待に関するネットワークを構築します。	家族の介護負担が゛耐え切れないレベ゛ルになると「共倒れ」につなが゛り、虐待や介護離職の原因になることもあり、社会問題になっています。 このような背景をふまえ、区ではケアマネジャーに対する研修助成等を行うことて゛、本人だけて゛なく、介護者の生活・健康・仕事の状況等にも十分留意した質の高い総合的なケアマネジ゛メントを推進します。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
また、高齢者虐待防止のための啓発活動の推進や、早期発見・早期対応の体制の充実に取り組むとともに、高齢者の消費者被害を防止するための関係機関との連携や研修に取り組みます。		医療と介護の連携、地域中核病院(○○総合医療センター、○○病院など)と診療所などとの医療連携ﾊﾟｽ、ネットワークの構築	家族介護者教室の開催 高齢者等の介護に当たっている家族等を対象に臨床心理、医学、介護等の専門知識を有する者を講師とし、認知症や虐待問題及び身体介護等についての家族介護者教室を開催します。		
家族介護者支援や高齢者の権利擁護に関しては、家族介護者教室や家族介護者交流会の開催、高齢者虐待の防止・早期発見に関するパンフレット配布等に取り組んできました。		高齢者虐待が疑われるケースに対し、速やかに事実の確認を行い、緊急性の判断のためのコアメンバー会議を実施して適切な対応を図った。迅速かつ適切な対応を行うため、虐待防止検討委員会を開催し高齢者虐待対応マニュアルの見直しを行った。	虐待の早期発見のため、地域包括支援センターの社会福祉士で構成する社会福祉士部会と連携し、介護サービス事業者対象の研修を年3回開催しました。		
地域住民や介護サービス事業者等の関係者が高齢者虐待に対する理解を深めることで、虐待の未然防止・早期発見に努められるよう、必要な支援を行います。		個別の事例については、随時、弁護士相談や関係機関との支援検討会議を実施し、迅速かつ適切に対応するとともに、地域包括支援センターをはじめとする関係機関の協力により、高齢者が安心して生活できるよう継続的に支援します。	認知症サポーターの養成や認知症の方と接する時の対応について考えるカードゲーム形式の研修プログラム「○○(○○)」を実施し、区民とともに認知症高齢者や家族をあたたかく見守る地域づくりや、介護家族の学習・交流会など、介護家族を支援する取組を進めています。		
在宅療養ハンドブック(Ver.3)の作成		虐待対応検証機関として、協議会構成員で組織される実務検討会議を設置し、検証の中で虐待に至った要因分析や課題、傾向等を把握し、ネットワーク協議会において情報共有を行い、予防的取組支援方法について検討します。 保護をする施設等との連絡会を設け、保護ルールの検証を定期的に行い、保護を必要とする高齢者をスムーズに保護するなど、高齢者虐待の解消に向けた支援を行います。	「○○高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、地域包括支援センター*を中心に民生委員*・児童委員*、介護保険事業者、地域のボランティアなどで高齢者の見守りを行うとともに、虐待の早期発見に資する取組を推進します。 地域包括支援センターや関係機関との連絡会にて高齢者虐待の早期発見に対する研修で啓発を図ると共に、地域見守りネットワーク事業*等で の異変の気づきに虐待の兆候を加え、虐待の恐れがある場合は関係機関への通報を促しました。このことにより虐待の通報、対応件数が増加し、早期発見、対応が図られました。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
家族をはじめとした介護者や、入所している施設の職員等による高齢者虐待が増加し社会問題化している中で、早期発見の体制強化に努めるとともに、高齢者虐待対策の検討や高齢者虐待防止の啓発を推進します。		困難な事例は精神科医師や弁護士等の専門家チームで構成された高齢者虐待防止ネットワークチーム委員による二次相談を開催し、専門家から助言を受け問題解決を図るとともに、相談援助者の精神的支援を行います。	介護事業者等向けに研修を開催し、虐待の予防・早期発見・早期対応に努めました。		
高齢者虐待については、地域での早期発見・早期対応が重要であることから、地域の支援者を対象とした講演会の開催や、地域で虐待に気づく視点を養えるよう民生委員に対して講義を行い、普及啓発を図りました。 パンフレットやポスターを作成し、関係機関と相談窓口に配架します。また、関係機関や施設従事者に向けて定期的な研修を実施します。地域住民に向けては、高齢者よろず相談センターや市が地域に出向き、講話等による普及啓発を行うなど、継続的に、かつ、効率よく普及啓発が行える方法を検討し、実施していきます。		虐待発生時にはコアメンバー会議を早急に開催し、関係者間で虐待有無の判断や対応方針について検討し対応します。	研修会や困難事例検討会などによる多職種連携		
高齢者の虐待防止に関する啓発を行うとともに、高齢者虐待等の防止や早期発見、適切な対応の推進を図ります。		虐待の通報があった場合、地域包括支援センターを市が速やかに高齢者の安全確認や虐待防止、保護を行うなどの早期対応を行います。また、虐待を受けた高齢者の心身のケアを行なうとともに、虐待の背景要因となる養護者が抱える課題解決に向け支援します。	高齢者虐待防止連絡会議及びケア会議の開催		
高齢者虐待防止のためのポスターやリーフレットを地域包括支援センターや区役所、医療機関や介護保険事業所に配布するほか、市民向けパンフレットの活用など、高齢者虐待防止の啓発や周知に努めます。		地域包括支援センターを中心に、ケアマネジャー会議や介護サービス事業所の研修会、民生委員定例会等で高齢者虐待防止について説明を行い、事業所等の通常業務や活動時において、速やかな発見・通報を受け迅速な対応が図れるよう連携を強化し、ネットワークづくりに取り組みます。 虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び家族・親族などの養護者に対する支援を行うため、地域包括支援センター、○○社会福祉協議会、病院、保健所、その他の関係機関及び民間団体等との連携を強化します。	高齢者虐待が疑われるケースに対し、速やかに事実の確認を行い、緊急性の判断のためのコアメンバー会議を実施して適切な対応を図った。迅速かつ適切な対応を行うため、虐待防止検討委員会を開催し高齢者虐待対応マニュアルの見直しを行った。		
高齢者虐待防止については、パンフレットの配布等、広く市民への周知・啓発に努めるとともに、研修会の実施等、地域の関係者や関係機関への意識啓発に努め連携を図っています。		引き続き関係機関との連携を図るとともに高齢者虐待防止マニュアルにより対応していきます。	市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めます。 支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止に向けて、相談・支援技術の向上に取り組みます。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
高齢者自身はもとより、幅広い世代に向けた高齢者虐待防止、早期発見に向けた現状と知識の普及や相談窓口の啓発を実施します。人生のﾋﾞのような段階でも権利擁護は必要との視点に立ち、関係機関と連携しながﾞら取り組みます。 また、市民に近い存在の民生委員・児童委員には繰り返し研修を行います。		「○○高齢者虐待対応支援マニュアル」に基づく取組 介護施設従事者や医師、高齢者の福祉に関係のある者に早期発見に努めてもらうよう周知を行うとともに、高齢者虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や保護を行うなどの早期対応に努めます。特に身体拘束の原則禁止については、認知症の人をはじめとする高齢者の尊厳が尊重された医療・介護等の提供の観点からも重要ﾃﾞあるため、その推進を図っていきます。	高齢者虐待防止に向けた各種研修		
高齢者虐待の理解と認識を高め、虐待を未然に防止するために広報等による啓発を実施します。		サービス提供機関や専門相談機関等からなる総合相談支援業務に必要なネットワークを構築し、相談への初期対応と、課題を明確にした継続的、専門的相談を実施します。 ○○虐待対応マニュアルに従い、虐待されている高齢者の早期発見・早期対応を行います。	市内の介護サービス提供事業者ﾃﾞ構成する「○○地域介護システム会議」の介護保険施設連絡会と連携を図るほか、実地指導や地域密着型サービス事業者への集団指導講習会等の機会に指導を行い、身体拘束廃止に向けた取組を支援します。		
また、障がﾞいや認知症に対する理解促進、介護・子育ての孤立防止を図ることにより、虐待の未然防止に努めます。		養護者（要介護者の家族等）または養介護施設の従事者等による虐待の疑いのある事例を把握した場合は、速やかに状況確認をする等、「○○高齢者・障害者虐待防止対応マニュアル」に沿って対応します。また、必要に応じ゛、「○○高齢者・障害者虐待防止ネットワーク」を活用し、関係機関と連携を図ります。	養介護施設の管理者などを対象に、高齢者虐待防止のための研修を実施し、養介護施設などにおける高齢者虐待防止の体制づくりを支援します。		
高齢者虐待をはじ゛め、高齢者の権利擁護に関する相談の実施。相談者に対する助言・指導等を行う窓口として、地域包括支援センターの周知啓発を継続的に実施しており、本市における高齢者虐待相談・対応件数はH29年度81件、H30年度83件、R元年度84件と増加傾向にある。		コア会議による迅速な対応 ○○高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催による、分析・再発防止・フォローアップ゛	介護従事者・福祉専門職を対象に、高齢者虐待の知識や早期発見のﾎﾟｲﾝﾄの普及啓発研修会を実施します。		
地域包括支援センターとともに市民一人ひとりに家庭内でﾞの権利意識や、認知症に対する正しい理解、介護知識等の普及啓発を進めます。		総合相談支援会議 ○虐待、権利擁護、支援困難ケース等の検討 ○虐待相談について、虐待可否等の判断 ○○虐待防止ネットワーク会議 高齢者虐待対策部会 ○「権利擁護・虐待防止・孤立死防止」のための事例検討 ○関係機関との連携構築と情報の共有	高齢者自身はもとより、幅広い世代に向けた高齢者虐待防止、早期発見に向けた現状と知識の普及や相談窓口の啓発を実施します。人生のﾋﾞのような段階でも権利擁護は必要との視点に立ち、関係機関と連携しながﾞら取り組みます。 また、市民に近い存在の民生委員・児童委員には繰り返し研修を行います。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
高齢者の意思や希望を大切に、可能な限り本人が望む生活を送るために、市民を対象とした権利擁護啓発のリーフレットの配布や、講演会を開催することで、地域全体の権利擁護意識を高める取組みを進めてきました。		行政と地域包括支援センターとの連携会議を実施し、ケース検討や様々な地域課題の把握、改善等に取り組みます。また、高齢者虐待相談・通報窓口となっている地域包括支援センターと行政が連携をとり、早急に援助の方針を決めていきます。必要時には緊急一時保護対応や、やむを得ない場合の措置対応をとります。	サービス事業所等向けに、虐待の早期対応についての出前講座を実施します。 介護サービス事業所等に対し、成年後見制度の研修会等による啓発を実施します。		
虐待の早期相談、通報についてケアマネジャーや民生委員・児童委員など関係者への周知を徹底します。		高齢者虐待対応事例検証ケア会議での評価に基づき、作業部会を立上げ、政策面と対応実績の両面から必要に応じてマニュアルの改訂を行います。	また、虐待の発生要因として関連性が゛考えられる認知症高齢者等のケースについて、地域ケア個別課題会議を開催し、認知症・地域ケア相談医等多職種と連携体制をとり専門性の高い対応の強化に努めていく。		
高齢者虐待の背景には、擁護者が゛虐待と認識していない場合や介護のストレス、家族間の人間関係等、様々な問題が゛絡み合っています。高齢者虐待に至る関係性に着目し、擁護者や家族の抱えている不安や悩みの解消につながるよう、支援関係者との連携や介護サービス等の利用促進を図るとともに、居宅介護支援事業所を対象に虐待防止の普及啓発を行います。		虐待対応や成年後見制度市長申立について、組織対応フローを整備して役割分担を行い、対応を円滑化します	高齢者への虐待防止に向け、関係機関と連携し、出前講座等を通じ゛て市民への意識啓発を行います。 今後も、ケアマネジャーや介護施設従事者を対象に研修会を開催し、施設職員による虐待防止の啓発を図るとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図ります。		
虐待を受けた恐れのある高齢者を発見した場合には、速やかに相談窓口に相談することができるよう、高齢者虐待の相談窓口が地域包括支援センターや市であることを、チラシやポスター等を活用して広く周知します。		市の虐待対応マニュアルを共有し、適切な対応に努めます。	高齢者虐待は複雑な要因が゛絡み合っていることが゛多く、その対応には高度な相談援助技術が゛求められます。そのため、高齢者虐待の相談援助者に対して社会福祉援助技術を中心とした事例へのアプ゛ローチや支援に関する知識を深めるための研修を行い、相談援助者の専門性や資質の向上に努めます。 養介護施設従事者等による高齢者虐待を「不適切なケア」の段階で゛発見し、虐待の芽を摘み取っていくような取組が必要です。養介護施設従事者等を対象に、高齢者虐待防止法や高齢者の権利擁護についての理解・知識や適切なケアの知識・技術を深める研修会を開催し、資質向上を図ります。		
高齢者虐待防止に対する啓発活動を推進するとともに、民生委員・児童委員や医療・介護・福祉等の各事業者との連携強化によって、虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。		高齢者虐待の困難事例に対応するために、会議を通じて意見交換を行い、 「高齢者虐待対応マニュアル」等により適切な対応に努めます	第8期計画においても、地域で高齢者の個別の課題について検討を行う地域ケア会議を開催すると同時に、こうした高齢者の生活を守るための事業を引き続き実施し、周知啓発を行うことで、高齢者にとってより安心できるまちづくりを目指します。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（例に介護積事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
市民に対し、認知症の方への虐待防止に関する取り組みとして、広報周知・パンフレット配布等を行い啓発に取り組みます。		権利擁護・高齢者虐待に関する周知・啓発については、関係機関や地域等、対象に合わせた周知方法及びツールの作成について検討を行っていきます。	介護サービス事業者に対し、事業所内での虐待を防止するため、研修会及び出前講座を開催します。		
権利擁護についての理解を深めるための研修等を行い、普及啓発を継続的に行います。		「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止・対応の手引き」を作成し、研修会などを行っています。今後、この手引きの活用について、介護の現場の声を聴き、施設等が抱えている不安や悩みについてともに考え、介護の現場でさらに効果的に活用できるよう、手引きの見直しを行い、ケア関係者に対する支援を深めます。	地域包括支援センターが中心となり、市内の事業所などの協力を得て、自主的な家族介護者の集いやグループづくりを支援します。介護の悩みを話す場を設けることにより、介護者の孤立化を防ぐとともに、介護に関する正しい情報を提供することで、間違った対応や偏見を無くし、虐待を未然に防ぎます。		
なお、高齢者虐待の発生要因の上位に「認知症による言動の混乱」が挙げられています。高齢者虐待の増加を防ぐためには、認知症に対する正しい理解と介護方法の習得が必要であり、一層認知症に対する広報・啓発活動に努めます。		虐待事例が発生した際には、虐待対応のフロー図に従い、組織的に、早期かつ的確に対応していきます。	市民向けの出前講座や講演会、介護サービス事業者等を対象とした研修会の実施を通じて、高齢者虐待に関する啓発を行います。		
ホームページや地域包括支援センター機関紙で、相談場所も含めた広報・啓発		町内全施設で要介護施設従事者による高齢者虐待防止マニュアルの策定を支援することで、虐待発生時の早期対応に向けた取り組みを推進します。	権利擁護についての理解を深めるための研修等を行い、普及啓発を継続的に行います。		
高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動(講演会、DVDなどを用いたミニ講座(市政出前講座)、広報〇〇・リーフレットを通して、高齢者虐待に関する理解の普及・啓発を行っています。		高齢者虐待は過重な介護負担が背景で発生することも多いため、被虐待高齢者の支援のみならず擁護者への支援や、養介護施設に対しても指導・助言を行っていきます。	なお、高齢者虐待の発生要因の上位に「認知症による言動の混乱」が挙げられています。高齢者虐待の増加を防ぐためには、認知症に対する正しい理解と介護方法の習得が必要であり、一層認知症に対する広報・啓発活動に努めます。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、関証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（例に介護様事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例．身体拘束等）	**－**
関係機関との更なる連携を図っていくとともに、虐待防止策を推進するため、虐待防止策を推進するため、一般市民や介護事業者等への講習会・検収かいなどの啓蒙活動を並行してしていきます。			養介護施設の従事者等に対しては、資質向上やストレスケア等に関する研修を実施するとともに、養介護施設によるケア技術向上や高齢者虐待に関する研修の定期的な実施を促します。		
市の広報紙やホームページ、講習会などで、虐待に関する知識を広く市民や介護事業者、高齢者等見守りネットワーク事業者へ啓発することにより、虐待の防止を図ります。			総合相談支援会議 ○虐待、権利擁護、支援困難ケース等の検討 ○虐待相談について、虐待可否等の判断 ○○虐待防止ネットワーク会議 高齢者虐待対策部会 ○「権利擁護・虐待防止・孤立死防止」のための事例検討 ○関係機関との連携構築と情報の共有		
虐待の防止や早期発 見のためには、警察や消防などの関係機関との連携はもちろん、地域住民の協力も不可欠なため、周知活動を引き続き行い、早期の対応を図れる仕組みの構築に努めます			【養介護施設等に対する指導】養介護施設等における虐待の相談・通報に対し、迅速に状況把握し虐待防止に努めています。また、虐待防止に対する理解の促進及び防止のための取組などについて指導を行っています。 養介護施設従事者等による虐待では、施設や事業所への指導を図るとともに、虐待を受けた高齢者の保護や安心安全な生活が「送れるよう福祉事務所、地域包括支援センター(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等)とも連携した体制を構築していきます。		
早期発見のため、市民向け虐待防止の普及啓発を行います。			また、介護支援専門員やデイサービスの職員など、直接利用者や家族介護者に関わる関係者が、虐待の理解、通報の義務、ケースの対応方法等について学ぶ機会をつくり、虐待の早期発見・早期対応ができるようにします。		
認知症高齢者等の権利を擁護するため、高齢者・障がい者権利擁護センターを中核機関と位置づけ、成年後見制度の利用や市民後見人の育成、虐待防止の啓発などを実施します			関係機関との更なる連携を図っていくとともに、虐待防止策を推進するため、虐待防止策を推進するため、一般市民や介護事業者等への講習会・検収かいなどの啓蒙活動を並行してしていきます。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
高齢者虐待防止についての普及啓発に向け、関係者への研修体制を強化するとともに、「高齢者虐待防止連絡協議会」を中心にネットワークの構築を図ります。また、地域住民や介護している家族への知識の普及啓発を実施します。			虐待対応や成年後見制度について、法律家による研修や事例検討会を開催し、対応力の向上を図ります。		
高齢者虐待と疑われるときは、相談・通報してもらえるよう市民の関心を高めるため、高齢者虐待防止の啓発や高齢者虐待相談窓口等の周知をするとともに、居宅介護支援事業所など関係機関に対して、虐待の早期発見、通報についての周知・啓発に努めます			高齢者虐待防止についての啓発を図るため、町民や介護サービス事業者等を対象とした研修・講座を開催します。		
虐待等防止ネットワーク協議会では、２か月に１回実務者会議を開催し、他課（学校教育課・人権推進課・社会福祉課・健康推進課・子育て支援課・保育園）と連携し、虐待等防止 に向けての研修会の開催や街頭啓発活動・虐待ケースについて情報共有しています。			高齢者虐待についてのパンフレット等の作成・配布や講演会・研修会などの開催を通じ、高齢者虐待の早期発見や通報などの周知を行うものです。これまで、毎年、講演会を開催するとともに、高齢者虐待についてのパンフレットを作成して市民に配布するなどしてきました。 今後もこれらの活動を継続し、高齢者虐待の防止や早期発見のため、広く市民や民間事業所、介護事業所など関係機関等に周知を図ります。		
市民がサービスを円滑に利用できるよう、パンフレットや広報○○、ホームページなどを活用するとともに、出前講座を実施するなどして介護保険や高齢者福祉に関する情報を提供します。			擁護する側が虐待者とならないよう介護サービス事業 所を対象にした研修会を実施します		
虐待防止を含む権利擁護の啓発は、関係機関等に対して研修を実施し、地域の住民には出前講座等を開催しました。また、認知症等、判断能力が衰えてきた高齢者を介護している家族には同じような悩みを抱える家族との交流を支援するなど、各種団体と連携し支援を行っています。令和２年度は「○○高齢者虐待防止対応マニュアル」を刷新し関係者に配布しています。			市民や民生委員、事業所に対し、高齢者虐待に関する啓発や研修を実施するとともに通報先や相談先の周知を行い、虐待の防止及び早期発見につなげます。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
介護支援専門員、介護職等、関係機関を対象に「高齢者虐待防止研修会」 を開催するとともに、地域に向けては運営推進会議や地域の集まりの場等において「虐待気づきシート」等を活用し、周知・啓発を行っています。			高齢者虐待防止についての普及啓発に向け、関係者への研修体制を強化するとともに、「高齢者虐待防止連絡協議会」を中心にネットワークの構築を図ります。また、地域住民や介護している家族への知識の普及啓発を実施します。		
さまざまな機会を活用し、市民に対する早期発見の重要性を啓発するとともに、相談者が気軽に相談できるよう窓口対応能力を強化します。また、高齢者虐待防止や発見のため、関係機関に対する研修会を継続して開催し、早期発見のためのネットワークの強化を図ります。さらに、対応する職員のスキルアップのため、研修会の受講や、○○高齢者障がい者虐待防止チームの弁護士等を講師とした事例検討会を開催していきます。			高齢者あんしん相談センター社会福祉士会で年に1回、介護サービス事業所の職員を対象に高齢者虐待防止研修を実施し、専門職に対し虐待防止及び早期発見の啓発を行っていますが、地域においても高齢者虐待の防止・早期発見に関する周知啓発が必要です		
虐待は家庭や福祉事業所内等で発生する場合が多く、発見しづらいケースが多くあります。地域住民等に対して虐待防止の啓発活動を積極的に行うとともに、地域包括支援センターを中心に相談体制の充実、関係者・専門家とのネットワーク強化を促進し、早期発見及び適切な対応に努めます。			虐待等防止ネットワーク協議会では、２か月に１回実務者会議を開催し、他課（学校教育課・人権推進課・社会福祉課・健康推進課・子育て支援課・保育園）と連携し、虐待等防止 に向けての研修会の開催や回覧啓発活動・虐待ケースについて情報共有しています。		
家族介護者に対する情報提供や相談窓口の周知を行うとともに、介護施設従事者等への指導を継続し、虐待の未然防止を図ります。			市民がサービスを円滑に利用できるよう、パンフレットや広報○○、ホームページなどを活用するとともに、出前講座を実施するなどして介護保険や高齢者福祉に関する情報を提供します。		
あんしん長寿相談所を中心に、○○権利擁護サポートセンター職員や弁護士をメンバーとする虐待対応検討会議を定期的に開催し、高齢者虐待の対応スキルの向上を図ります。 また、認知症サポーター養成講座や高齢者虐待防止に関する研修会の開催等を通じて高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域の関係機関や民生委員と連携し、高齢者虐待の早期発見や予防的な取組を行います。			虐待防止を含む権利擁護の啓発は、関係機関等に対して研修を実施し、地域の住民には出前講座等を開催しました。また、認知症等、判断能力が衰えてきた高齢者を介護している家族には同じような悩みを抱える家族との交流を支援するなど、各種団体と連携し支援を行っています。令和２年度は「○○高齢者虐待防止対応マニュアル」を刷新し関係者に配布しています。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
区・自治会や企業、各種団体等に対し、出前講座等さまざまな機会と手法により、相談窓口の周知や虐待防止のための啓発に取り組みます。 高齢者虐待防止施策の協議や推進を図るためのネットワーク組織を通じて関係者や市民の意識啓発を図ります。また、地域における高齢者の見守りネットワークを通じて、市民の意識啓発を図り、虐待の早期発見や防止に努めます。			介護支援専門員、介護職等、関係機関を対象に「高齢者虐待防止研修会」 を開催するとともに、地域に向けては運営推進会議や地域の集まりの場等において「虐待気づきシート」等を活用し、周知・啓発を行っています。		
「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止・対応の手引き」を活用しながら職責に応じた階層別研修を開催し、参加者とともに自施設などで虐待の未然防止に向けた体制整備の必要性の理解について、研修会を行っています.市民向けや関係機関向けの研修会を開催し、高齢者虐待未然防止や重症化防止について理解促進に努めています。			さまざまな機会を活用し、市民に対する早期発見の重要性を啓発するとともに、相談者が気軽に相談できるよう窓口対応能力を強化します。また、高齢者虐待防止や発見のため、関係機関に対する研修会を継続して開催し、早期発見のためのネットワークの強化を図ります。 さらに、対応する職員のスキルアップのため、研修会の受講や、〇〇高齢者障がい者虐待防止チームの弁護士等を講師とした事例検討会を開催していきます。		
市民や関係機関に対して、高齢者虐待の相談窓口や支援体制に関する周知を図ります。 広報〇〇、〇〇スマイルネット及び市ホームページを活用した啓発活動を行います			あんしん長寿相談所を中心に、〇〇権利擁護サポートセンター職員や弁護士をメンバーとする虐待対応検討会議を定期的に開催し、高齢者虐待の対応スキルの向上を図ります。 また、認知症サポーター養成講座や高齢者虐待防止に関する研修会の開催等を通じて高齢者虐待防止の普及・啓発に努めるとともに、地域の関係機関や民生委員と連携し、高齢者虐待の早期発見や予防的な取組を行います.		
高齢者虐待は自覚がない場合もあることを踏まえ、広報誌〇〇などの広報・啓発活動により、意識の啓発を強化します。			ケアマネジャー研修の実施により資質を高め、サービスの適正な利用を推進し、 「行き詰まらない介護」につなげていきます。 虐待対応マニュアルについて、サービス提供事業者や居宅介護支援事業者を対象に研修の機会を設けて関係者間で共有の上、役割に応じた対応に努めます。		
高齢者虐待の発生予防・早期発見・早期対応には、地域住民をはじめ、保健・医療・福祉サービスの従事者、行政関係者等が高齢者虐待についての認識を深めることが不可欠であることから、引き続き、高齢者虐待の知識・理解の普及、啓発や通報窓口や対応の周知等に努めるとともに、関係機関等との連携を強化する必要があります			「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止・対応の手引き」を活用しながら職責に応じた階層別研修を開催し、参加者とともに自施設などで虐待の未然防止に向けた体制整備の必要性の理解について、研修会を行っています.市民向けや関係機関向けの研修会を開催し、高齢者虐待未然防止や重症化防止について理解促進に努めています。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
高齢者の権利擁護では、虐待の予防・早期発見につながる啓発を進めており、相談件数も増加しています。			介護保険施設の従事者等への虐待防止研修を実施します。		
虐待を受けている高齢者を早期に発見できるよう、介護事業者等と日ごろから密接な連携を行うとともに、研修や啓発を積極的に行います。			集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めています。研修等への参加事業所は年々増加しており、2020(令和２)年３月時点の研修参加事業所数は6,403か所となっています(2019(令和元)年度目標：6,185か所）。		
民生委員・児童委員等の支援者や市民を対象に権利擁護市民フォーラムを開催し、権利擁護に関する周知啓発を行います。自治会の住民学習や各種団体の研修会へ積極的に出向き、事例等を活用して理解が得られるように周知啓発を行います。また、様々な機関から成年後制度を必要とする人に必要な情報が提供できるよう、関係機関に対する研修事業も引き続き実施します。			施設従事者等における虐待の防止等の観点も含め、指導や研修の充実を進めます。		
高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心に、弁護士・社会福祉士・司法書士、警察、保健所、消防、民生委員ほか権利擁護支援にかかわる関係機関が参画する地域連携ネットワークを構築しました。第　期も引き続き、権利擁護のための広報や、連携体制づくりに取り組みます			虐待を受けている高齢者を早期に発見できるよう、介護事業者等と日ごろから密接な連携を行うとともに、研修や啓発を積極的に行います。		
高齢者虐待に対しては、引き続き防止するための啓発や関係機関との連携を図り、早期に虐待が発見できるような体制づくりに努めます。虐待事例に対しては、訪問やカンファレンスを通じて状況把握や適切な対応を行うとともに、緊急性、専門性が高い場合には「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」や必要に応じて個別のケース検討会を開催し、行政及び関係機関が協働して組織的に問題解決を行える仕組みを整えます。			民生委員・児童委員等の支援者や市民を対象に権利擁護市民フォーラムを開催し、権利擁護に関する周知啓発を行います。 自治会の住民学習や各種団体の研修会へ積極的に出向き、事例等を活用して理解が得られるように周知啓発を行います。また、様々な機関から成年後制度を必要とする人に必要な情報が提供できるよう、関係機関に対する研修事業も引き続き実施します。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（例に介護標準業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
高齢者虐待を防止するため、「高齢者虐待防止法」の周知に努めるとともに、高齢者虐待を発見した時は地域包括支援センター等の行政窓口に通報することを周知し、虐待の発生予防や早期発見・早期対応に努めます。			高齢者虐待などの困難事例を抱える介護支援専門員やサービス提供事業者に対する相談対応、研修を行っています		
市民一人ひとりが高齢者虐待を未然に防ぎ、身近な虐待に気づき、気軽に相談できるよう、相談窓口や権利擁護の取り組みに関する周知・啓発を推進します。			地域包括支援センターや権利擁護センターを中心として、研修会、出前講座の開催、パンフレットの配布等の啓発活動を進め、相談窓口を広く周知し、高齢者の虐待の早期発見、早期対応や予防に取り組んでいます。		
地域の関係機関と虐待を早期に発見できるネットワークを活用し、市民や事業者などへの虐待防止に関する普及啓発を推進します			地域包括支援センター等を通じ、高齢者虐待防止に関する啓発を行うとともに、民生委員児童委員等を対象にした研修を実施するなど、周知を図ります。		
地域包括支援センターや権利擁護センターを中心として、研修会、出前講座の開催、パンフレットの配布等の啓発活動を進め、相談窓口を広く周知し、高齢者の虐待の早期発見、早期対応や予防に取り組んでいます。			高齢者虐待防止ネットワークの機能を活かし関係機関と連携しながら、高齢者虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組むとともに、研修会を実施し、対応力向上、連携強化を図ります。		
地域包括支援センター等を通じ、高齢者虐待防止に関する啓発を行うとともに、民生委員児童委員等を対象にした研修を実施するなど、周知を図ります。			平成 29（2017）年度からは、介護施設従事者を対象に高齢者虐待防止を目的に「介護施設職員スキルアップ研修（○○学校）」を開催しています。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に介護様事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
高齢者虐待防止について地域住民の意識を高めるとともに、相談窓口の周知を市報やケーブルテレビ等を活用し、啓発を行います。成年後見制度の相談窓口や制度の理解を図るため、チラシ、パンフレット等を活用した普及啓発を行います。			我介護施設職員や市民等に対して研修会等を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識の周知・啓発に努めるとともに、虐待に関する相談や通報に各関係機関と連携しながら早期発見し、対応することで、高齢者の権利を擁護し、養護者への支援につなげる。		
市民や関係機関に対して、権利擁護に関する制度の積極的な周知を行います。また、ケアマネジャー等への周知を強化し、早期に対象者の支援につながる取組を行います。虐待防止や成年後見制度利用促進への取組を充実し、普及啓発や早期対応等、関係機関との連携を図ります。			介護従事者などに対して高齢者虐待防止に関する研修会を行い、高齢者虐待防止法や身体拘束禁止について理解を深め、サービスの質の向上に努めます。介護給付の適正化を目的とした制度講習だけでなく、高齢者虐待防止や褥瘡予防などの研修も実施し、介護サービス事業所の資質向上を図ります。		
高齢者虐待に関する知識や早期発見のための普及啓発に取り組むとともに、高齢者総合相談の窓口が地域包括支援センターであることの周知を行っています。			長寿社会課や地域包括支援センターなどの相談窓口の一層の周知・広報に努めます。		
社会福祉協議会（以下、「社協」という。）や関係機関との連携により、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度について周知するとともに、必要な方への利用支援を行います。			民生委員や介護支援専門員、介護サービス事業者職員等に対して、虐待防止に関する研修会を実施することにより、支援者の対応力の向上に努めるとともに、地域包括支援センターに支援者からの情報がもたらされるような関係づくりをすすめます。		
高齢者虐待に対する市民の意識の向上を図るため、今後も広報誌や認知症講座、地区健康福祉委員会等において周知・啓発を行います。			虐待の発覚は、医療・介護施設からの通報が半数を占めており、関係者が集まる「事業所連絡会」での周知、各種研修会や会議、市民向けの公開討論の場等でも権利擁護についての啓発を行います。		

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
研修会の開催や啓発パンフレット等による住民への周知を図るとともに、町社会福祉協議会等との連携を強化し、高齢者の権利擁護に努めます。			社会福祉士の研修参加により更なる資質向上に努めます。また、高齢者虐待防止マニュアルや成年後見制度の市長申立て手順書を作成し、業務の効率化を図ります。		
養介護施設職員や市民等に対して研修会等を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識の周知・啓発に努めるとともに、虐待に関する相談や通報に各関係機関と連携しながら早期発見し、対応することで、高齢者の権利を擁護し、養護者への支援につなげる。					
市広報誌を活用し市民に対して高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発や相談窓口の周知を図りました。今後も市広報誌や市のホームページ等を活用し、高齢者虐待について分かりやすく周知を図り、市民の知識や理解が深まるよう普及啓発に努めます。					
高齢者虐待防止のための関係者への研修会や、市民を対象とした講演会を開催し普及啓発に努めるとともに、今後とも適切・迅速に対応ができるよう、地域包括支援センターと長寿社会課との連携を強化し、虐待対応にかかるスキルアップを図ります。					
高齢者虐待防止について市民への周知・啓発を行います。					

市区町村の第8期計画における虐待に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。
※明らかな誤字脱字等は修正している。

施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
19	20	21	22	23	24
周知・啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の集団指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**－**
虐待の発覚は、医療・介護施設からの通報が半数を占めており、関係者が集まる「事業所連絡会」での周知、各種研修会や会議、市民向けの公開討論の場等でも権利擁護についての啓発を行います。					
地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族からの成年後見制度や権利擁護に関する相談を受け付け、制度に関する説明やパンフレット等を配布し、成年後見制度の普及や利用促進を図りました。					
地域包括支援センターの専門職（社会福祉士やケアマネジャー等）による自宅訪問時や、社会福祉協議会との合同会議や民生委員の定例会等で、夜間・休日の虐待等相談事業のチラシを配布します。また、市のホームページや広報等でも周知を行います					

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			体制・施策強化						
			1	2	3	4	5	6	18
No.	都道府県	人口（人）	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施設者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
1	北海道	5,224,614		センター職員等を対象とした研修会や、事例検討を含む意見交換会を開催することなどにより、センターの介護予防ケアマネジメント業務、高齢者や家族に対する総合的な相談支援業務、高齢者虐待対応などの権利擁護業務、関係機関との連携構築や地域ケア会議の運営などの機能強化を図ります。	市町村や関係機関のほか、民生委員や一般住民なども対象とした権利擁護のためのシンポジウムを開催します。			判断能力が十分でない人が、不利益を被ることがないよう、家庭裁判所や関係機関と連携して広域的な見地から必要な助言を行うなどして、市町村における成年後見制度の取組を一層促進するほか、北海道地域福祉生活支援センターが行う福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理などの取組を支援します。	
2	青森県	1,237,984	各市町村で実施している家族介護支援事業に加え、地域包括支援センターの土日祝日の開所や、電話等による相談体制の充実、地域に出向いた相談会の実施など、地域の実情を踏まえ、家族等に対する相談・支援体制が強化できるよう市町村を支援します。	高齢者虐待対応に係る市町村職員向け研修会を開催するとともに、県民への虐待防止に向けた啓発に努めます。	高齢者虐待対応に係る市町村職員向け研修会を開催するとともに、県民への虐待防止に向けた啓発に努めます。				
3	岩手県	1,210,534		市町村や地域包括支援センター職員を対象とする、高齢者虐待への対応力向上に向けた研修の充実を図ります。	擁護者及び養介護施設従事者に限らず、広く県民に対し高齢者虐待防止に関する理解の促進・普及啓発を図るため、広報・研修等の充実を図ります。			県や市町村、弁護士会等が連携して、県民向けの研修会の開催、ホームページを活用した情報提供等を通じて、成年後見制度の周知と利用促進に取り組みます。	
4	宮城県	2,301,996	家族介護者の精神的・身体的負担が〞解消されない状態が〞続くと、介護者自身の健康への悪影響や、さらには介護疲れからくる要介護者等への虐待の引き金となってしまうことも懸念されます。また、在宅で〞療養される方の増加にともない、介護する家族の負担増加が〞見込まれることから、家族介護者の負担をでき る限り軽減していけるよう、市町村、地域包括支援センターが〞中心になって、悩みを一人で〞抱え込ませず〞、周りに相談できるように住民への普及啓発を行うなど地域全体で〞介護家族を支援していくとともに、地域包括支援センターの相談体制を充実していくことが重要です。	虐待通報に対応する市町村や地域包括支援センターの職員を対象に、高齢者権利擁護に関する研修会を開催するとともに、介護施設における虐待を防止するため、高齢者権利擁護推進事業を活用しなが〞ら、施設職員に対する研修の機会の確保に努めます。	擁護する家族による虐待は、介護支援専門員・介護サービス事業所職員からの相談・通報が〞約3割を占めていることから、関係者に対して虐待防止や対応についての研修を行うほか、県民を対象とした講演会の開催や、高齢者虐待に関する実態調査結果の公表などを通じて、正しい理解や意識啓発に努めます。		また、介護家族の負担を少して〞も軽減するため、市町村と連携しなが〞ら、地域における高齢者や介護家族を支える活動の推進や介護家族の会などへの参加誘導などを行っていきます。	高齢者虐待の早期発見に努めなが〞ら、虐待事例の相談や通報に約束に対応し、関係機関が〞一体となって継続的に対応します。特に、市町村・地域包括支援センターでは、当事者及び関係者に適切かつ継続的に関わり、必要に応じて成年後見制度の利用支援や、高齢者を保護するための老人福祉施設等への措置等を行います。	
5	秋田県	959,502		市町村や地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待防止のための研修会を開催し、虐待事案への対応力の向上を図るとともに、地域における虐待防止への取組や体制整備を支援します。		市町村独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針等の作成の取組が〞進んでいくよう働きかけます。			

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			体制・施策強化						
			1	2	3	4	5	6	18
No.	都道府県	人口（人）	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施設者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
6	山形県	1,068,027	県は、関係機関・団体の連携協力を推進するための高齢者・障がい者虐待防止会議の開催、高齢者虐待の状況や相談窓口を記載したパンフレットの作成・配布等を通じて、高齢者虐待防止について県民意識の醸成を図っていきます。	県は、虐待事例の速やかな解決を図るための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による相談支援体制の確保、市町村職員、養介護施設従事者等の資質向上を図るための研修会の開催等を通じて、市町村等の取組みを支援します。	県は、関係機関・団体の連携協力を推進するための高齢者・障がい者虐待防止会議の開催、高齢者虐待の状況や相談窓口を記載したパンフレットの作成・配布等を通じて、高齢者虐待防止について県民意識の醸成を図っていきます。			県は、成年後見制度を必要とする、すべ ての人が 制度を利用できるよう、家庭裁判所や市町村とともに制度の普及や活用を促進する取組みを進めます。	
7	福島県	1,833,152	高齢者虐待に関する通報等を適切に受理するとともに、県民等から速やかに虐待の通報が なされるよう、制度等について周知に努めます。	高齢者虐待の未然防止及び虐待が 発見された場合の適切な対応を図るためには、市町村、関係機関等における職員の対応能力の向上が不可欠であることから、虐待を受けた高齢者や虐待を行った養護者等への適切な支援を行うことができるよう、必要な研修等を実施し、一層の充実に努めます。 高齢者虐待を担当する市町村職員等を対象に、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待における通報受理後等の対応力向上を図るための研修を行います。					
8	茨城県	2,867,009							
9	栃木県	1,933,146		市町及び地域包括支援センター職員の虐待対応力の向上を図るため、引き続き、（一社）栃木県社会福祉士会との共催による「高齢者虐待対応（初級・フォローアップ）研修」を実施していきます。	高齢者虐待防止啓発リーフレットの配布等により、幅広い啓発活動を実施します。			判断能力が一定程度あっても十分でない高齢者等が地域で自立した生活を送れるよう、とちぎ権利擁護センター"あすてらす"が行う「日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用や金銭管理等の援助、預金通帳・印鑑等の預かり等）」の利用促進に努めます。	
10	群馬県	1,939,110		市町村の高齢者虐待対応担当者の資質向上のための研修を実施します。					

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			体制・施策強化						
			1	2	3	4	5	6	18
No.	都道府県	人口（人）	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った擁護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
11	埼玉県	7,344,765	市町村・関係団体と連携しなか゛ら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。 高齢者虐待に関する普及・啓発を行うとともに、市町村における高齢者虐待対応、相談窓口、ネットワークづくりなどの体制整備を支援します。	市町村・関係団体と連携しなか゛ら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。 高齢者虐待に対応する専門職員(高齢者虐待対応専門員)を養成し、市町村の体制整備を支援します。	市町村・関係団体と連携しなか゛ら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。		市町村・関係団体と連携しなか゛ら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。	判断能力か゛十分ではない高齢者か゛市町村社会福祉協議会と契約し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業(あんしんサポートねっと)の利用を支援します。	市町村・関係団体と連携しなか゛ら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。
12	千葉県	6,284,480	県庁高齢者福祉課内に相談専門員を配置し、高齢者の悩み事、高齢者虐待、施設での介護等についての電話相談に応じます。	市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業所職員等に広く虐待防止の理解を深めるとともに、虐待対応技術の向上を図るための研修会を開催します。				認知症高齢者等の判断能力か゛不十分な人か゛、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳か゛損なわれたりすることがないよう、法律面や生活面て゛支援する成年後見制度の普及に努めます。	
13	東京都	14,047,594	高齢者虐待対応の窓口でる区市町村を支援するため、専門職による相談・支援体制を構築し、普及します。	高齢者虐待の予防、早期発見等、迅速かつ適切な対応か゛できる体制の確保に向け、区市町村、介護サービス事業者等における人材の育成に努めます。 区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施します。 地域包括支援センターに配置される職員に対して、地域包括支援センターの意義、他の専門職との連携等の業務について理解し、業務を行う上て゛必要な知識及び技術の習得・向上を図るための研修を行います。				■日常的な相談支援体制を充実します ○各地域て゛身近な相談窓口の設置か゛進むよう、福祉サービスの利用相談や権利擁護に関する取組を行う区市町村等へ支援を行います。 ○東京都社会福祉協議会と区市町村社会福祉協議会か゛連携して、認知症高齢者等て゛判断能力か゛不十分な方々に、福祉サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援を行い、利用者の生活と権利を守る取組を支援します。	
14	神奈川	9,237,337		虐待事例に適切に対応できるよう、市町村や地域包括支援センター、保健福祉事務所における高齢者虐待防止対応職員に対する研修を実施するとともに、ケースの共有や情報交換を目的とした会議を開催します。		「かなが わ高齢者あんしん介護推進会議高齢者虐待防止部会」では、市町村及び県職員を対象に、2005(平成17)年度に「高齢者虐待防止マニュアル」、2010(平成22)年度に「市町村養介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報への対応マニュアル」を策定したほか、毎年、虐待防止関係職員への研修を実施するなど、高齢者虐待相談や通報に対応する市町村及び県職員の対応能力の向上を図っています。 さらに、2011(平成23)年度、2012(平成24)年度に「養護者による高齢者虐待対応事例集」、2014(平成26)年度に「高齢者虐待防止対応マニュアル(養護者による高齢者虐待対応)」を策定したほか、2017(平成29)年度には、これまでの相談事例等から得られた課題から、高齢者虐待対応に必要な基本的な考え方と留意点を示した研修会用資料を作成しました		①地域包括支援センターによる権利擁護の取組 地域包括支援センターでは、権利擁護事業(地域支援事業)において、地域の高齢者等への身体・精神面、財産面の権利侵害に対する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りなか゛ら、権利擁護相談や支援のための取組に努めます。 ②神奈川県社会福祉協議会による権利擁護の取組 県では、神奈川県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会か゛実施する権利擁護事業に対する支援を行い、権利擁護の取組の促進を図ります	
15	新潟県	2,201,272	虐待の相談・通報窓口の地域住民や関係者への周知徹底のほか、住民同士の見守り意識向上のため、認知症の理解促進や高齢者虐待防止に関する正しい知識の普及啓発を行います。					(1)制度利用促進のための体制整備 1市町村その他関係団体を対象とする研修会を開催するなどして関係者の資質の向上に努めるとともに、意思決定支援の必要な高齢者の状況に合った支援方法か゛選択できるように取組を推進します。 2制度の利用促進に当たっては、家庭裁判所、市町村、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の法律・福祉の専門職団体、社会福祉協議会などと連携して取り組みます。 3制度に関する最新情報や先進事例などをお知らせするニュースレターを作成し、関係者間での情報共有に努めます。 4専門職後見人の数か゛限られる現状を踏まえ、法人後見の推進並ひ゛に市民後見人の養成及び市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築を支援します。 5低所得の高齢者の成年後見申立てに要する経費の助成や、成年後見人等の報酬の助成などか゛市町村において行われるよう助成事業の活用を	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			体制・施策強化						
			1	2	3	4	5	6	18
No.	都道府県	人口（人）	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施設者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
16	富山県	1,034,814		市町村・地域包括支援センターを中心とした総合相談支援、成年（市民）後見制度の普及啓発 ・総合相談支援等の対応力向上のための研修等の実施				成年後見制度利用促進法や基本計画に基づく成年後見制度の普及・啓発や市民後見活動の推進、支援組織の体制整備への支援	
17	石川県	1,132,526						イ高齢者虐待防止等に関する普及啓発 県民一人ひとりが、高齢者の尊厳について理解を深めることが虐待防止につながることから、引き続き、県民に対する高齢者虐待防止等に関する知識の普及啓発を図ります。 また、養護者から虐待を受けた高齢者の中には認知症である方が多いことから、成年後見制度の利用や社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用支援事業の普及啓発を図ります。	
18	福井県	766,863	高齢者虐待の防止 ・高齢者に対する虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、高齢者および養護者の相談・通報体制の充実や啓発に努めます。	高齢者虐待関係職員等へ虐待防止、虐待対応に関する研修の実施、養護者の介護負担軽減のための支援など、市町や関係団体等と連携を強化した取組みを推進します。			高齢者虐待関係職員等へ虐待防止、虐待対応に関する研修の実施、養護者の介護負担軽減のための支援など、市町や関係団体等と連携を強化した取組みを推進します。	成年後見制度や県社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の活用を周知するとともに、権利擁護支援のため、市町、裁判所、消費生活センター、金融機関など関係機関との地域連携ネットワークづくりを進めます。 高齢者本人の権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、適切な成年後見制度の利用を推進するとともに、市町における相談・広報や受任者調整、後見人育成などの機能を備えた中核機関の設置等に向けた体制整備を支援します。	
19	山梨県	809,974			人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重理念の更なる普及を図るため、スポーツクラブ等との連携による啓発や、人権講演会、人権啓発ふれあいフェスティバルなどを実施します。	県が権利擁護推進のために作成した「高齢者の思いに寄り添うケアを推進するための手引き」について、様々な機会を通じて介護保険施設等に周知し、活用を促進します。			
20	長野県	2,048,011	高齢者虐待に関する相談・通報窓口について、住民や養介護施設に周知されるよう、市町村に徹底します。	近年、介護家族等による虐待が加していることを踏まえ、市町村・地域包括支援センター職員への研修を行い、高齢者虐待の未然防止と、虐待事例の早期発見・早期対応を図ります。				「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づく適切な後見事務が行われるよう、成年後見制度に関する研修等において普及啓発を図ります。	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			体制・施策強化						
			1	2	3	4	5	6	18
No.	都道府県	人口（人）	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施設者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
21	岐阜県	1,978,742	平成31年に開設した「岐阜県高齢者権利擁護センター」において、高齢者虐待への一義的な責任を担う市町村及び地域包括支援センターからの高齢者虐待防止・権利擁護対応に関する相談対応を行い、虐待対応の更なる充実が図られるよう、市町村等の支援を行います。	市町村及び地域包括支援センターの職員が、養護者による高齢者虐待に迅速かつ適切に対応できる技術を得られるよう研修会を開催し、担当職員の資質向上を図ります。	高齢者に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため、人権啓発指導員による「高齢者の人権等」に関する人権啓発出前講座の実施、各種啓発事業の機会におけるパンフレットの配布、インターネット、新聞等の広報媒体を活用した啓発活動を推進します。			住み慣れた地域・在宅での自立した生活を支援していくため、県社会福祉協議会による、判断能力が十分でない方の財産や権利を擁護する体制の定着と充実に向けた日常生活自立支援事業への取組みを支援します。	
22	静岡県	3,633,202	市町や地域支援センターによる相談支援業務を強化し、虐待のリスクが高い状況にある家庭に対する早めの介入支援を促進します。	適切な虐待対応に関する市町や地域支援センター職員の資質の向上を図るため、研修会や事例検討会を開催します。 養護者による虐待の防止、早期対応のため、市町職員及び地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施します。		症虐待等チェックシート」を作成し、地域支援センターと連携して活用しています。 歯科診療所において、引き続き「認知症虐待等チェックシート」等を活用して、早期発見・早期対応を促進するとともに、地域支援センターとの連携を強化します。	必要な介護サービスや生活支援等の利用を促進し、家族による介護の負担軽減を図ります。 市町における介護者交流会の開催を促進し、介護者同士の交流を通じて精神的な負担の軽減を図ります。 労働担当部局と連携し、介護休業・休暇の取得促進を行うとともに、介護と仕事を両立しやすい職場環境づくりを企業等に働きかけます。 市町が実施する介護家族交流会や介護教室の好事例を情報発信し、取組を支援します。	成年後見制度の適切な利用につなげるため、福祉関係者等に対して制度の理解促進を目的とした研修会等を開催します。	
23	愛知県	7,542,415		高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者への支援が、適切に行われるよう、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした「高齢者虐待防止対応人材養成研修」を実施しています。 また、2020年度には、養介護施設等への指導及び助言等への対応が、適切に行われるよう、研修内容の拡充を図りました。			虐待を受けている高齢者の多くに認知症が、みられることから、介護者に対して認知症の理解や介護の仕方等を周知するとともに、介護の負担の軽減を図ることにより高齢者虐待の予防に努めます。		
24	三重県	1,770,254	県政だより等の広報媒体を活用して、広く県民に対し、高齢者虐待に関する正しい知識や高齢者と暮らす家族の負担を軽減するための介護保険サービスの利用に対する相談に係る窓口等の周知を行います。	市町および地域包括支援センターの職員を対象とした研修や養介護施設の従事者や看護実務者を対象とした研修を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識や対応についての普及啓発を行います。					
25	滋賀県	1,413,610		市町の保健福祉関係者などに対して、養護者支援の視点を含む高齢者虐待問題研修会や養介護施設従事者等による虐待防止に向けた研修会などを実施し、高齢者虐待の対応にあたる人材育成と対応力の向上を支援します。	高齢者の権利擁護に対する意識の向上を図るため、県民等を対象としたセミナーなどを実施し、高齢者虐待問題や本人の意思決定支援、成年後見制度の普及啓発を推進します。		滋賀県高齢者権利擁護支援センター等による広域的、専門的支援を行い、養護者を孤立させない支援や、市町の養介護施設の指導の支援を行います。	高齢者の権利擁護に対する意識の向上を図るため、県民等を対象としたセミナーなどを実施し、高齢者虐待問題や本人の意思決定支援、成年後見制度の普及啓発を推進します。	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			体制・施策強化						
			1	2	3	4	5	6	18
No.	都道府県	人口（人）	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施設者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
26	京都府	2,578,087						判断能力が「十分でない」認知症高齢者等の福祉サービスの利用を援助するため、社会福祉協議会において福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）が「実施されています。（2016（平成28）年度利用者数1,816人）また、低所得の方（市町村民税非課税）にも利用していただけるよう、府独自で「利用料の公費負担を行っています。 判断能力に不安のある方も福祉サービスを適切に利用できるよう、制度の更なる普及・拡大に向けて市町村社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業の広報・相談受付に努めます。	
27	大阪府	8,837,685		○高齢者虐待防止市町村実務者研修事業【介護支援課】 市町村や地域包括支援センター職員の高齢者虐待への対応力の向上を図るため、職階、経験別の研修を実施します。 →市町村や地域包括支援センター職員を対象とした、初任者、現任者、管理職の研修をそれぞれ毎年1回実施				○成年後見制度利用促進研究会の開催【地域福祉課】 地域連携ネットワーク等の構築を図るため「成年後見制度利用促進研究会」を開催し、利用促進に係るモデルの検討や意見交換を行います。	
28	兵庫県	5,465,002		虐待の未然防止や早期発見・迅速かつ適切な初期対応、養護者支援の視点を身につけることを目的として、虐待に対応する市町職員、地域包括支援センターや介護施設・事業所職員などを対象として高齢者虐待対応力向上研修を引き続き実施します。					
29	奈良県	1,324,473		市町村における成年後見制度の相談体制の整備支援や、制度の普及・啓発、研修等による市町村及び地域包括支援センター職員の資質向上、後見人材の養成等に取組み、認知症高齢者等の権利擁護を推進する。					市町村における成年後見制度の相談体制の整備支援や、制度の普及・啓発、研修等による市町村及び地域包括支援センター職員の資質向上、後見人材の養成等に取組み、認知症高齢者等の権利擁護を推進する。
30	和歌山	922,584		高齢者権利擁護に関する窓口となる市町村・地域包括支援センター等の職員を対象に、高齢者虐待防止に関する研修の計画的・継続的な実施に取り組みます。	[illegible]への対応を強化し、人権擁護の体制充実に向けた基盤整備、研修などを通じた人材育成に取り組んでいきます。 過重な介護負担等に起因する高齢者虐待が「少なくないことから、地域での支え合いや適切な相談支援、サービス活用などの環境づくりを通じ、介護家族の介護負担の軽減を図るとともに、高齢者虐待の防止の観点から高齢者本人とともに養護者・家族等に対する支援も必要であるということも広く住民に啓発し、[illegible]		認知症の人の介護は家族にとって大きな負担となっていることも多く、介護疲れから虐待につながるケースも少なくありません。介護の不安や悩みについて気軽に相談できる電話相談窓口の設置や、不安や悩みをお互いに共有し、助け合える場となる交流会の開催など、本人と家族の負担を軽減する取組を支援します。		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			体制・施策強化						
			1	2	3	4	5	6	18
No.	都道府県	人口（人）	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
31	鳥取県	553,407	高齢者虐待については、未然防止、早期発見・早期介入が゛重要。地域包括支援センター等を通じて、各種支援制度の周知を強化していく。また、介護施設等の職員の資質向上と意識啓発を強化していく。 【成果指標】介護施設等の高齢者虐待件数 【活動指標】介護施設等の高齢者権利擁護研修会への参加人数	また、虐待通報及び受付機関である市町村及び地域包括支援センターの職員に対しても「擁護者による虐待対応研修」、「養介護施設従事者等による虐待対応研修」を継続して実施していくこととします。また、養介護施設職員に対しては、施設内における権利擁護や虐待防止に向け、具体的な知識と技術を習得するための研修も継続実施します。			国の調査の結果では、全国的に要介護者による高齢者虐待の加害者は男性が゛多く、被害者は認知症の女性が゛多い傾向にあります。介護者の3人に1人が゛男性となり、今後も増えていくことが予測される中、介護をひとりで゛抱え込み、孤立しが゛ちな男性介護者への支援が゛求められています。西部護域で゛開催されている「男性介護者のつど゛い」を県内に広げ゛るなど、男性介護者への支援を進めます。	高齢者虐待防止のため、市町村、地域包括支援センターと早期発見、養護者等への適切な支援に取り組むとともに、成年後見制度の利用を推進する。 ○相談対応、虐待防止、意思尊重などに通じる住組みの構築 ・高齢者虐待防止ネットワーク体制づくりの強化 ・高齢者相談支援窓口の住民への周知、成年後見制度の普及 ・「自分が゛要介護になったとき、あるいは終末期に向かう際の意向」を表明するエム゛ディング゛ノート等について、本人の意思を尊重しつつ普及 ・地域における権利擁護体制の確立とともに、県全体を見据えた総合的な体制の整備 ・低所得高齢者対策の強化	
32	島根県	671,126	擁護者による虐待の要因は様々た゛が゛、認知症高齢者や重度の要介護者を介護する家族が゛、介護疲れなどから虐待に至ってしまうケースも見受けられる。 そのため、介護についての総合相談窓口である地域包括支援センターのさらなる周知に努め、虐待の未然防止を図っていく必要がある。				擁護者による虐待の要因は様々た゛が゛、認知症高齢者や重度の要介護者を介護する家族が゛、介護疲れなどから虐待に至ってしまうケースも見受けられる。 そのため、介護についての総合相談窓口である地域包括支援センターのさらなる周知に努め、虐待の未然防止を図っていく必要がある。		定期的に実施する高齢者虐待対応状況調査等に基づいて状況分析や課題把握に努め、各種研修計画に反映させることによりサービスの質の向上を図る。
33	岡山県	1,888,432		県としては、高齢者虐待はあってはならないとの強い認識の下、市町村や地域包括支援センターの職員、介護事業者など関係者が「高齢者虐待防止法」の趣旨等を理解し、虐待の早期発見と早期対応ができるよう研修等を行うなど、あらゆる機会を通じ、高齢者虐待の防止に関する啓発を行うとともに、特に介護サービス事業者に対しては、集団指導等を通じ、虐待の発生防止、行政への早期通報など、高齢者虐待防止法の周知と同法に則った対応の徹底を図ります。	さらに、家族関係への介入など、継続して粘り強い対応が求められる困難事例が多い擁護者による虐待への対応についても、市町村担当職員の研修や、法律相談窓口の設置、県民向けパンフレットの配布など、市町村への支援等を行います。				
34	広島県	2,799,702	法の趣旨や通報義務、相談窓口等について、県民及び養介護施設等に広報を行い、虐待防止と虐待発見時に速やかに通報するよう周知を図ります。	介護支援専門員が゛幅広い事案に対応できるよう、最新の制度や、介護予防・疾患・認知症等に関する知識、高齢者虐待や困難事例への対応等について学ぶ゛ために必要な教育内容について検討を進めます。 市町や地域包括支援センターの職員を対象に専門的な知識と技術の習得や高齢者虐待に係る支援体制の構築を図るための研修を実施し、通報受理、相談等の対応力の底上げ゛を図ります。	法の趣旨や通報義務、相談窓口等について、県民及び養介護施設等に広報を行い、虐待防止と虐待発見時に速やかに通報するよう周知を図ります。			福祉サービス利用援助事業(かけはし)のより一層の周知を図り、利用者の支援を行う生活支援員や専門員が゛生活困窮などの複雑な課問題に対応できるよう、県社協等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援し、事業の適切な運営を図ります。	
35	山口県	1,342,059	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の普及啓発や虐待通報・相談窓口の周知を行い、県民の理解と協力による高齢者虐待防止を推進します。	高齢者虐待をより早く的確に発見し、関係者の知識や援助技術、多職種連携による適切な対応や支援が゛展開できるよう、地域包括支援センター等に対する専門的な業務相談体制の確保に係る助言や研修等を実施します。			高齢者虐待の防止と家族介護者への支援の観点に立って、「福祉の輪づくり運動」等と連携した家族介護者を見守り支える地域づくりを支援します。	判断能力が゛十分でない高齢者が゛住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会福祉協議会における地域福祉権利擁護事業の一層の推進に向けた取組を支援します。 成年後見制度利用促進法に基づき、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知啓発に努めるとともに、地域の特性に応じた自主的・主	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			体制・施策強化						
			1	2	3	4	5	6	18
No.	都道府県	人口（人）	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
36	徳島県	719,559		また、地域社会全体で、高齢者の生活を支え、高齢者やその家族が、安心して住み慣れた地域で、暮らし続けられるように、幅広く地域住民に認知症や高齢者虐待防止等についての情報を発信するとともに、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待防止についての研修会を実施し、支援者の対応力の強化を図ります。	また、地域社会全体で、高齢者の生活を支え、高齢者やその家族が、安心して住み慣れた地域で、暮らし続けられるように、幅広く地域住民に認知症や高齢者虐待防止等についての情報を発信するとともに、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待防止についての研修会を実施し、支援者の対応力の強化を図ります。			認知症などにより判断能力が不十分になった場合で、も、高齢者の人権が、守られ、高齢者や家族が、安心した地域生活がおくれるよう、認知症高齢者等に対する各種支援の充実、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」等の周知及び利用促進に努めます。今後増加が見込まれる後見ニーズ」に対応するため、日常生活自立支援事業と成年後見制度を包括的に支援する仕組みづくりを推進します。	
37	香川県	950,244	各種イベ ントや講演会等の機会を捉えて高齢者虐待防止の普及啓発を行うとともに、高齢者虐待の相談窓口が、市町(地域包括支援センター)であることや、高齢者虐待を発見した者は市町への通報が、必要であることなどの周知を推進します。	施設等の職員を対象にした権利擁護等に関する研修など、専門職として必要な知識の習得に資する研修を実施します。 香川県社会福祉士会と香川県弁護士会で、構成する「香川県虐待対応専門職チーム[77]」と連携し、虐待対応業務に従事する市町、地域包括支援センター職員に対する専門研修を行い、虐待対応力の向上を支援します。		養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・対応について、「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・対応マニュアル」に基づいた迅速かつ的確な対応を図ります。		高齢化の進展に伴い、認知症等により判断能力が、不十分になった人の権利を守るため、利用の必要性が、高まっている成年後見制度に関し、普及啓発を行います。	
38	愛媛県	1,334,841	法第18条に基づき、市町村は、養護者による高齢者虐待の防止や通報・届出の受理、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示し、住民に周知させなければ、ならないとされていることから、市町による「対応窓口となる部局の設置」及び「対応窓口部局の住民への周知」の支援に努めます。	県においても、各市町で、虐待対応に当たる職員のスキルアップ、を図ることを目的とした「高齢者虐待対応職員養成講座」や養介護施設・事業所の施設長等を対象に「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止研修会」を開催するとともに、高齢者虐待防止に係る関係機関・団体の連携や共通認識を図り、有効なネットワークを構築するための「高齢者虐待防止連携会議」を開催しています。			養護者により虐待を受けている高齢者の約半数が、、要介護認定における認知症日常生活自立度II以上の者でした。特に、認知症の高齢者を介護する養護者・家族等にとっては、親や配偶者が、認知症になったという事実を受け入れることが困難な場合であったり、あるいは認知症によって引き起こされる症状への対応方法が分からないことなどにより、結果として虐待に至ることが考えられます。 養護者による高齢者虐待の主な発生要因は、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」「虐待者の障がい・疾病」となっており、主たる養護者である家族の不安や悩みを聞き、助言等を行う相談機能の強化・支援体制の充実を支援します。		
39	高知県	691,527	高齢者虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じて通報や相談窓口の周知を行い、認知症の人を含めた高齢者の権利擁護について普及啓発を進めるとともに、養護者への支援を推進します。	高齢者虐待の防止や成年後見制度の利用促進など、高齢者・障害者権利擁護センター等の関係機関と連携して研修会や意見交換会を開催し、地域包括支援センターの権利擁護業務への対応力の強化に向けた支援を行います。 県では、市町村職員や介護施設職員等を対象に高齢者虐待防止・身体拘束廃止を正しく理解して取り組むための研修会などを行っています。	高齢者虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じて通報や相談窓口の周知を行い、認知症の人を含めた高齢者の権利擁護について普及啓発を進めるとともに、養護者への支援を推進します。				

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述

※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			体制・施策強化						
			1	2	3	4	5	6	18
No.	都道府県	人口（人）	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施護者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
40	福岡県	5,135,214	家族介護者が、相談しやすいよう、市町村の高齢者虐待の相談・通報窓口の周知を図ります。	市町村職員、地域包括支援センター職員を対象に、高齢者虐待の通報があった場合の具体的な対応の仕方や虐待防止に関する指導方法について習得するための研修を実施します。			家族介護者の心身の負担を軽減するために市町村が行う「レスパイトケア」の取組を支援します。 ショートステイ等に対する助言・指導を行います。		
41	佐賀県	811,442	養護者による虐待については、その背景に介護疲れがあるなど虐待をしている養護者自身が、何らかの支援を必要とする場合も少なくありません。このため、養護者の孤立を防いだり、高齢者虐待の予防・早期発見のため、様々な手段を用いて各市町に設けられている相談窓口（地域包括支援センター）の周知を図ります。	養護者による虐待に適切に対応するためには、住民に最も身近な市町や地域包括支援センターの対応力を向上することが重要です。このため、これらの職員を対象とした虐待対応のための研修を充実するとともに、県内市町等関係者で構成する協議の場を設け、事例検討等を行い、県下全体の虐待対応力の底上げを図ります。	県では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県内の高齢者虐待の状況について調査・公表し、関係機関の施策の拡充につなげるとともに、高齢者虐待に対する県民の意識の喚起と理解促進を図ります。 また、各市町（保険者）と連携し、高齢者虐待の防止等について、各事業所に対する指導を強化するとともに、広報紙やホームページへの掲載等により住民の理解促進を図ります。		養護者による虐待については、その背景に介護疲れがあるなど虐待をしている養護者自身が、何らかの支援を必要とする場合も少なくありません。このため、養護者の孤立を防いだり、高齢者虐待の予防・早期発見のため、様々な手段を用いて各市町に設けられている相談窓口（地域包括支援センター）の周知を図ります。		
42	長崎県	1,312,317		高齢者虐待防止に向けた対策の検討等を行うとともに、県民向けセミナー開催等による介護知識の周知などの啓発、介護施設等の管理者・職員への研修による権利擁護の推進、虐待対応にかかわる市町や地域包括支援センター職員への研修等による相談窓口の強化、地域における虐待防止ネットワークの構築支援等を行います。	高齢者虐待防止に向けた対策の検討等を行うとともに、県民向けセミナー開催等による介護知識の周知などの啓発、介護施設等の管理者・職員への研修による権利擁護の推進、虐待対応にかかわる市町や地域包括支援センター職員への研修等による相談窓口の強化、地域における虐待防止ネットワークの構築支援等を行います。 県民向けに高齢者が「自分らしく生きるためにはどのような介護や支援が」必要かを理解することで、介護に対する不安やストレスを軽減し、高齢者に対する虐待防止と、誰もが安心して生活できる環境づくりに向けた意識の醸成を図るためのセミナーを開催します。		市町の地域支援事業における家族介護支援事業を推進し、家族介護教室や家族介護者交流事業などの実施により介護者の心の悩みを相談できる機会をつくっていくほか、ショートステイサービスなどの提供体制の整備を促進していくことにより、介護者の負担軽減につなげていきます。	判断能力が「不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等の支援を行います。	
43	熊本県	1,738,301	高齢者虐待に関する相談窓口（【図6】）について、積極的に周知します。	市町村及び地域包括支援センターの職員を対象とした実践的な研修の実施により、市町村の高齢者虐待への対応力向上を図ります。				市町村による成年後見制度の普及啓発を促進します。 成年後見制度の利用促進につながる、市町村等を対象とした研修会等を開催します。また、市民後見人の養成・育成を市町村と連携して推進します。	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			体制・施策強化						
			1	2	3	4	5	6	18
No.	都道府県	人口（人）	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	虐待を行った施設者に対する相談、指導又は助言	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	終結した虐待事案の事後検証
44	大分県	1,123,852		高齢者の総合相談窓口として、介護保険の利用や虐待事案、高齢者本人・家族のメンタルヘルス等もふくめた多様な相談に適切に対応し、関係機関と連携した支援を行うことができるよう、地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施します。 また、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するにあたり、自立支援の理念のもと、対象者に即した適切なケア・生活課題の解決につながるサービスを提供できるよう、相談窓口担当者への研修を行います。 虐待への対応力向上や関係機関の連携強化を図るため、市町村や地域包括支援センター職員等に対する研修を充実・強化するとともに、市町村の介護サービス相談員派遣等事業の取組を推進するなど、関係機関と一体となって虐待防止に取り組みます。	虐待発見者の通報義務、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の利用促進について養護者をはじめとする県民への普及啓発に努めます。 虐待発見者の通報義務、成年後見制度や日常生活支援事業等の利用促進について、養介護施設従事者や医師など高齢者福祉の関係者をはじめとする県民への普及啓発に努めます。			虐待発見者の通報義務、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の利用促進について養護者をはじめとする県民への普及啓発に努めます。 虐待発見者の通報義務、成年後見制度や日常生活支援事業等の利用促進について、養介護施設従事者や医師など高齢者福祉の関係者をはじめとする県民への普及啓発に努めます。	
45	宮崎県	1,069,576		「宮崎県高齢者虐待防止連絡会議」を通じて、関係機関相互の連携を図るとともに、高齢者虐待防止の啓発活動や、市町村職員や介護保険関係事業所の関係者等を対象とした研修会の実施等により関係職員の資質の向上を図ります。	「宮崎県高齢者虐待防止連絡会議」を通じて、関係機関相互の連携を図るとともに、高齢者虐待防止の啓発活動や、市町村職員や介護保険関係事業所の関係者等を対象とした研修会の実施等により関係職員の資質の向上を図ります。		介護疲れや、疾病・障がい、経済的困窮など養護者が抱える問題に起因する高齢者虐待が少なくないことから、虐待の未然防止のために、警察や県弁護士会、県社会福祉士会等の多様な関係機関との連携により養護者を支援するよう市町村に働きかけていきます。	市町村が成年後見制度利用促進基本計画(市町村計画)を策定するために必要な情報提供、助言等の支援を行います。 成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげるため、医療・福祉関係団体、金融機関団体等の関係者や一般県民に対して、啓発パンフレットの作成や出前講座などを行い、成年後見制度の普及啓発に努めます。	
46	鹿児島	1,588,256		介護施設用の管理者・従事者及び市町村・地域包括支援センター職員に対する高齢者権利擁護意識の向上を図るための研修を実施します。	ホームページや広報誌、リーフレットなど各種媒体を活用した高齢者虐待に関する普及啓発に努めます。			認知症高齢者などの判断能力が十分でない方が、住み慣れた家庭や地域で、自立した生活を送ることができるよう、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会において、福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）を実施します。 県では、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、広域的な観点から、市町村と家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等と連携して、成年後見制度に関する情報提供や普及啓発を行うほか、市町村職員を含めた関係者の資質向上の取組を支援します。 また、成年後見制度利用支援事業など、市町村における取組等を支援することにより、制度の活用促進を図ります。	
47	沖縄県	1,467,480		沖縄県社会福祉士会や沖縄弁護士会等の関係機関と連携し、市町村の対応困難事例に対する相談窓口を設置するとともに、必要に応じ弁護士等で構成する専門職チームを派遣し、市町村や地域包括支援センターの対応を支援します。また、高齢者虐待対応・防止研修会や事例検討会等を開催し、関係職員の対応力の向上を図ります。					

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述

※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			行政機関連携					
			7	8	9	10	11	12
No.	都道府県	人口（人）	成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
1	北海道	5,224,614	認知症高齢者等の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定された国の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村の住民を対象とした市民後見人養成研修や市民後見人の活動を支援するためのフォローアップ研修、後見実施機関の設立、運営についての助言等を行うとともに、制度の周知や利用の促進に努めます。					
2	青森県	1,237,984						
3	岩手県	1,210,534	施設内において指導的立場にある職員や介護現場において権利擁護の取組を担当する職員を対象に研修を行い、介護現場における高齢者の権利擁護を推進します。 県や市町村、法律職団体等が連携して、市民後見人の養成講座の開催や、市民後見人として活動している方のフォローアップ゛に取り組みます。 また、市町村に対して、後見人の選任に係る申立て費用や、後見人等の報酬に対する助成事業の更なる推進を呼び゛かけます。 市町村に対して、先進事例のほか、各市町村の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備状況等を情報提供し、市町村間の調整等の支援を行います。 また、盛岡家庭裁判所や弁護士会、医療・介護・福祉の各団体、金融機関、法人後見の実施主体、制度利用者の家族会等と連携して、市町村の	目常生活自立支援事業の利用者の判断能力の変化に応じて、目常生活自立支援事業から成年後見制度に適正に移行できるよう、市町村社会福祉協議会の担当職員向けの研修など人材育成を行い、体制整備を支援します。		また、事実確認の結果、高齢者の生命又は身体に重大な危険が゛生じているおそれがあると認められる場合は、市町村が適切に養護老人ホーム等への入所措置を講じるよう支援します。		
4	宮城県	2,301,996		県では「高齢者権利擁護推進委員会」を設置しており、関係者及び関係機関と連携しなが゛ら、引き続き虐待防止を含む権利擁護施策の検討を行っていきます。		高齢者虐待の早期発見に努めなが゛ら、虐待事例の相談や通報に約束に対応し、関係機関が゛一体となって継続的に対応します。特に、市町村・地域包括支援センターでは、当事者及び関係者に適切かつ継続的に関わり、必要に応じて成年後見制度の利用支援や、高齢者を保護するための老人福祉施設等への措置等を行います。		
5	秋田県	959,502						

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			行政機関連携					
			7	8	9	10	11	12
No.	都道府県	人口（人）	成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
6	山形県	1,068,027	県は、社会福祉協議会等が行う法人後見及び市町村等が養成する市民後見人などの取組みと連携し、受任者の確保に努めます。	県は、「成年後見制度利用促進基本計画」に係る地域連携ネットワーク整備のための中核機関の設置について、関係機関と連携しながら広域連携も含め市町村の取組みを支援します。				
7	福島県	1,833,152	成年後見制度を担当する市町村職員を対象に、資質の向上を図るための研修を実施します。	外部有識者により構成する推進会議を設置し、虐待防止、身体拘束廃止及び成年後見制度を含む高齢者の権利擁護の推進に係る市町村支援や高齢者への対応等の課題解決に向け協議します。 成年後見制度利用促進体制整備のための地域連携ネットワーク及び中核機関を設置しようとする市町村支援のため、社会福祉士等の専門職を派遣し、設置等に向けた相談対応や助言等の支援を行います。				
8	茨城県	2,867,009						
9	栃木県	1,933,146	認知症等により判断能力が不十分な高齢者等を法律面や生活面で保護・支援する成年後見制度の周知を図るとともに、市町における「市民後見人養成事業」に対する支援や市町社会福祉協議会が実施する「法人後見事業」に対する支援を関係機関と連携して進めるなど、成年後見制度の利用を促進するための体制整備を進めます。	国において策定された「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく中核機関設置等に向けた市町の取組を支援するとともに、制度利用に当たってその費用を負担することが困難な方に対して、申立費用や後見人等の報酬の助成を行う「成年後見制度利用支援事業」等、利用促進に向けた取組の周知を図ります。				
10	群馬県	1,939,110	成年後見制度の利用を必要とする方が、適切に利用できるよう、市町村における地域連携ネットワークの整備やその中核機関の設置等の取組を支援するとともに、市民後見人等、後見人となる人材の育成に取り組みます。 社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」や法人後見の取組を支援します。	成年後見制度の利用を必要とする方が、適切に利用できるよう、市町村における地域連携ネットワークの整備やその中核機関の設置等の取組を支援するとともに、市民後見人等、後見人となる人材の育成に取り組みます。 社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」や法人後見の取組を支援します。				

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			行政機関連携					
			7	8	9	10	11	12
No.	都道府県	人口（人）	成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
11	埼玉県	7,344,765	市町村職員に対する成年後見申立て手続に関する研修を実施します。また、市町村が市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取組を支援します。	成年後見制度の利用を促進するため、市町村における中核機関の設置を促進します。また、成年後見制度の市町村計画の策定を促進します。				
12	千葉県	6,284,480	弁護士などの専門職による後見人だけでなく、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見活動を推進する市町村に対し助成します。					
13	東京都	14,047,594	■必要な方が安心して成年後見制度を利用できる体制を整備します ○成年後見制度について都民の理解を促進するとともに、成年後見制度の利用促進のための取組を行う区市町村への支援を行います。 ○本人の状況に合った後見人候補者を推薦するマッチング機能の強化を図る区市町村や、選任後も親族後見人等を継続的にサポートする区市町村を支援します。 ○費用負担能力や身寄りのない人でも制度を活用できるよう、申立経費や後見報酬の助成などに取り組む区市町村を支援します。		高齢者虐待事案への的確な対応（警視庁） 高齢者や地域住民からの相談等により虐待の実態を把握し、関係機関と連携して、保護を要する高齢者への早期対応と虐待事案への的確な対処を行います。	サービス付き高齢者向け住宅の東京都の登録基準について、国が定める登録基準に加え、緊急時対応サービスの実施を条件とします。 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅に対しても、高齢者虐待の防止等のための適切な対策を講じることを都独自の登録基準として定めます。		
14	神奈川	9,237,337	県内どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、家庭裁判所、社会福祉協議会、専門職団体等と連携し、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の特性に応じた体制整備を支援し、成年後見制度の利用促進に努めます。	県内どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、家庭裁判所、社会福祉協議会、専門職団体等と連携し、市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の整備や市町村計画の策定など、地域の特性に応じた体制整備を支援し、成年後見制度の利用促進に努めます。				
15	新潟県	2,201,272	(1)制度利用促進のための体制整備 1市町村その他関係団体を対象とする研修会を開催するなどして関係者の資質の向上に努めるとともに、意思決定支援の必要な高齢者の状況に合った支援方法が選択できるように取組を推進します。 2制度の利用促進に当たっては、家庭裁判所、市町村、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の法律・福祉の専門職団体、社会福祉協議会などと連携して取り組みます。 3制度に関する最新情報や先進事例などをお知らせするニュースレターを作成し、関係者間での情報共有に努めます。 4専門職後見人の数が限られる現状を踏まえ、法人後見の推進並びに市民後見人の養成及び市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築を支援します。 5低所得の高齢者の成年後見申立てに要する経費の助成や、成年後見人等の報酬の助成などが市町村において行われるよう助成事業の活用を	(1)制度利用促進のための体制整備 1市町村その他関係団体を対象とする研修会を開催するなどして関係者の資質の向上に努めるとともに、意思決定支援の必要な高齢者の状況に合った支援方法が選択できるように取組を推進します。 2制度の利用促進に当たっては、家庭裁判所、市町村、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の法律・福祉の専門職団体、社会福祉協議会などと連携して取り組みます。 3制度に関する最新情報や先進事例などをお知らせするニュースレターを作成し、関係者間での情報共有に努めます。 4専門職後見人の数が限られる現状を踏まえ、法人後見の推進並びに市民後見人の養成及び市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築を支援します。 5低所得の高齢者の成年後見申立てに要する経費の助成や、成年後見人等の報酬の助成などが市町村において行われるよう助成事業の活用を				

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			行政機関連携					
			7	8	9	10	11	12
No.	都道府県	人口（人）	成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
16	富山県	1,034,814	成年後見制度利用促進法や基本計画に基づく成年後見制度の普及・啓発や市民後見活動の推進、支援組織の体制整備への支援	成年後見制度利用促進法や基本計画に基づく成年後見制度の普及・啓発や市民後見活動の推進、支援組織の体制整備への支援				
17	石川県	1,132,526						
18	福井県	766,863	成年後見制度や県社会福祉協議会が｢行う日常生活自立支援事業の活用を周知するとともに、権利擁護支援のため、市町、裁判所、消費生活センター、金融機関など関係機関との地域連携ネットワークづくりを進めます。 高齢者本人の権利を守り、住み慣れた地域で｢安心して生活することができるよう、適切な成年後見制度の利用を推進するとともに、市町における相談・広報や受任者調整、後見人育成などの機能を備えた中核機関の設置等に向けた体制整備を支援します。	成年後見制度や県社会福祉協議会が｢行う日常生活自立支援事業の活用を周知するとともに、権利擁護支援のため、市町、裁判所、消費生活センター、金融機関など関係機関との地域連携ネットワークづくりを進めます。 高齢者本人の権利を守り、住み慣れた地域で｢安心して生活することができるよう、適切な成年後見制度の利用を推進するとともに、市町における相談・広報や受任者調整、後見人育成などの機能を備えた中核機関の設置等に向けた体制整備を支援します。				
19	山梨県	809,974	必要な人が｢成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援・地域連携ネットワーク構築等の市町村の取り組みを支援するとともに、市町村や関係機関と連携して、市民後見人の養成を進めていきます。 成年後見制度利用支援事業など、成年後見制度活用の促進に向けた市町村の取り組みを支援するとともに、山梨県社会福祉協議会の地域福祉権利擁護センターにおける生活支援サービスの提供を促進します。 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を市町村が作成できるよう、先進事例の紹介等を行う推進会議を開催します。					
20	長野県	2,048,011	認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等の権利・利益を保護し、自立した生活を支援するため、市町村が設置し、住民への広報や相談支援等を行う中核機関の機能強化及び地域における支援関係機関や専門職団体等の連携体制づくりを進め、成年後見制度の利用促進を図ります。	認知症などにより判断能力が不十分な高齢者等の権利・利益を保護し、自立した生活を支援するため、市町村が設置し、住民への広報や相談支援等を行う中核機関の機能強化及び地域における支援関係機関や専門職団体等の連携体制づくりを進め、成年後見制度の利用促進を図ります。				

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			行政機関連携					
			7	8	9	10	11	12
No.	都道府県	人口（人）	成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
21	岐阜県	1,978,742	県社会福祉協議会に設置している「岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター」における、成年後見制度利用促進に向けた取組を支援するとともに、圏域ごとに成年後見制度に係る現状や課題の共有、関係機関との連携を図る会議を開催し、市町村における成年後見制度利用促進の体制整備を支援します。	県社会福祉協議会に設置している「岐阜県成年後見・福祉サービス利用支援センター」における、成年後見制度利用促進に向けた取組を支援するとともに、圏域ごとに成年後見制度に係る現状や課題の共有、関係機関との連携を図る会議を開催し、市町村における成年後見制度利用促進の体制整備を支援します。				
22	静岡県	3,633,202	市町における成年後見制度の利用促進等の取組を支援するため、相談支援事業による専門職等の派遣や必要な助言等を行います。 日常生活自立支援事業と成年後見制度の円滑な連携を図り、切れ目のない支援を行うため、事業に従事する専門員や生活支援員等に対する研修を実施します。 日常生活自立支援事業における金銭管理等支援サービスを適正に提供するため、市町社会福祉協議会の管理体制に係る指導や倫理研修を実施します。	権利擁護支援の地域連携ネットワークやその中核機関等の整備に向けて、関係機関との連携強化を図るため、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、家庭裁判所、市町、市町社会福祉協議会などから構成される協議会を開催します。				
23	愛知県	7,542,415						
24	三重県	1,770,254	地域支援事業(成年後見制度利用支援事業)を活用し、市町が実施する成年後見制度の活用を促進するための取組について支援します。	今後も市町における中核機関の設置や基本計画の策定を推進するため「成年後見制度利用促進市町支援事業」を引き続き実施し、モデル市町へのアドバンザイザー派遣、市町および市町社協職員向けの研修会開催、関係機関による意見交換会の開催に取り組みます。				
25	滋賀県	1,413,610	地域の実情をふまえ、成年後見制度の首長申立に関する研修の実施など、各種取組を推進します。 裁判所や専門職団体などの関係機関と連携し、後見等の担い手の確保など、高齢者の権利擁護推進に向けた広域的な支援を行います。	成年後見制度の利用促進に関する施策について、市町が基本的な計画の策定や、中核機関の設置を行うことを支援します。 市町が設置する中核機関の運営等の取組を支援し、広域的な広報や取組内容の情報共有などを行います。				

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

No.	都道府県	人口（人）	行政機関連携					
			7	8	9	10	11	12
			成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
26	京都府	2,578,087	「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を核として、引き続き成年後見制度の利用促進に努めるとともに、市民後見人の養成の促進など、市町村の権利擁護に係る取組をきめ細かく支援していきます。	また、家庭裁判所等と連携し、市民後見人の養成やその活動を支える仕組みづくりや、市町村単位又は複数の市町村単位て゛設置を進めることとされている中核機関設立へ向けた支援を行い、成年後見か゛必要な方へ十分な支援か゛行き渡るように努めます。				
27	大阪府	8,837,685	○市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援【地域福祉課】 「地域医療介護総合確保基金」の事業メニューである「権利擁護人材育成事業(地域権利擁護総合推進事業)」により、市町村職員等からの相談を受けるスーハ゛ーハ゛イス゛事業、事例検討研修等の実施や、「権利擁護人材育成事業(市民後見人の養成等)補助金」を活用し、市民後見人の養成等に取り組む市町村の支援を行います。 ○研修の実施【地域福祉課、介護支援課】 市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の場において、制度の利用か゛必要とされる方の適切な利用に向け、利用支援事業の適切な実施を働きかけます。					
28	兵庫県	5,465,002	県社会福祉協議会に権利擁護体制整備推進のための専門員を配置し、市町向けの研修や先進事例の収集・情報提供、家庭裁判所や司法関係者等との連絡調整等を行い、市町か゛主体的に市民後見人の養成や活動支援に取り組めるよう支援するとともに、市町における法人後見を推進し、市民後見人の養成研修修了者か゛法人後見の支援員として活動できるよう支援します。 市町か゛主体的に市民後見人の養成や活動支援に取り組めるよう支援するとともに、市町における法人後見を推進します。また、市民後見人養成研修の修了者か゛日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)	市町か゛、市町社会福祉協議会などと協働して、中核機関や権利擁護支援センターを設置し、相談窓口となる地域包括支援センターなどと連携した地域の権利擁護体制を構築するよう、必要な機関の設置についての具体的な方針を市町の計画に明記することを促進し、その設置を推進します。 また、地域包括支援センター等において対応する場合にあっても、高齢者の増加に伴って相談件数自体か゛増加する中て゛、複雑て゛対応か゛困難な事案も多い虐待等の事案に係る負担か゛大きいとの指摘も踏まえつつ、権利擁護業務を実施するために必要な人員体制を整備することを				
29	奈良県	1,324,473				（市町村）高齢者の虐待防止や老人保護措置の的確な実施		
30	和歌山	922,584	市町村、地域包括支援センター等と連携し、身寄りのない認知症高齢者などの判断能力か゛十分でない高齢者に係る市町村長申立てを促進するとともに、成年後見の申立経費や成年後見人などへの報酬に係る市町村助成の普及に努め、高齢者の権利擁護を支援します。 また、第三者後見人の不足か゛予想される中、身寄りや資力か゛ない高齢者の方などの成年後見を円滑に進めるため、市民後見人の育成や登録などの取組を促進するとともに、社会福祉法人等が法人として後見を担うことができる体制整備を進めます。	県内と゛の地域においても必要な方か゛成年後見制度を利用できるよう、国の成年後見制度利用促進計画に基づき、広域的な見地から市町村に対して地域連携ネットワーク構築や中核機関の設置を働きかけます。				

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			行政機関連携					
			7	8	9	10	11	12
No.	都道府県	人口（人）	成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
31	鳥取県	553,407	増大するニーズに対応するため、各圏域の成年後見支援センターだけでなく、日常生活自立支援事業を実施する市町村社会福祉協議会も含め、制度利用対象者が住み慣れた地域で必要な支援を受けることができるような権利擁護体制の確立を目指し、県・市町村・社会福祉協議会・成年後見支援センターで、継続して協議を行っていくこととします。 県内の成年後見事業を行うため、市町村社会福祉協議会等法人受任先の確保、市民後見人の養成及びこれらのサポート体制の構築については、各圏域で市町村と成年後見支援センターとの連携のもと関係機関等と協議しながら行います。	市町村ごとに権利擁護支援の必要な人の発見・支援や、早期の相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上監護を重視した支援体制を構築するために、関係機関の連携を強化し、成年後見支援センターを中心として、県、市町村、社会福祉協議会、家庭裁判所、各種専門職団体等を構成員とした関係機関のネットワーク化を進めます。 県においては、圏域ごとに広域的な活動を行う成年後見支援センターの取組を支援することによって、市町村ごとの権利擁護に関する取組をサポートし、地域における権利擁護体制の強化と成年後見制度の利用を推進することとします。また、地域の実情に応じた中核機関の役割については、県、市町村、成年後見支援センターが連携して協議を進めていきます。		全国的な問題となっている行方不明認知症高齢者や虐待高齢者など、今後も対応が難しい案件の発生による措置入所等も想定されるため、適切に対応できるよう市町村と連携して取り組んでいきます。		
32	島根県	671,126						
33	岡山県	1,888,432						
34	広島県	2,799,702	市町が行う司法、福祉、医療等が連携した仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を支援するとともに、福祉サービス利用援助事業（かけはし）から成年後見制度に至るまでの切れ目ない支援をしていきます。 市民後見人の育成を行う市町に対する支援及び未実施市町への実施に向けた働きかけを実施します。 市町に対して、成年後見制度利用促進基本計画の策定に関する情報提供や助言等を実施します。					
35	山口県	1,342,059	親族や専門家による成年後見を受けることができない人も必要な後見が受けられるよう、社会福祉法人等による法人後見の取組や市町による市民後見人の育成等の取組を支援します。	支援を必要とする方の意思を尊重し、心身や生活状況等に応じた適切な援助ができるよう、市町における関係機関と連携した地域連携ネットワーク体制の構築及びその中核となる機関の整備を促進するとともに、成年後見制度利用促進法に基づく市町計画の策定を促進します。				

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			行政機関連携					
			7	8	9	10	11	12
No.	都道府県	人口（人）	成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署間の協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
36	徳島県	719,559	また、地域包括支援センターが実施する総合相談事業をはじめ、介護・福祉サービスに対する苦情相談、高齢者や家族が抱える不安や悩み事の相談、消費者被害に関連する相談など、関係機関や家族の会等が実施する相談機能との連携強化を図ります。			県は、市町村や設置主体に対して、高齢者虐待や居住状況、経済的問題などを抱えた高齢者の住居を確保するための円滑な入所措置や、入所者の要介護状態の変化に対応した支援が適切に行われるよう指導するとともに、建て替えに当たっては高齢者の居住により適した施設となるよう必要な指導・助言を行います。		
37	香川県	950,244	成年後見を担う人材の育成と支援体制の強化を図るため、市町の行う市民後見人[35]の養成及び社会福祉協議会による法人後見[36]の実施を支援するとともに、後見人等による意思決定支援[37]の在り方など後見人その他本人に関わる支援者の資質向上のための研修を実施します。	相談窓口として、令和3年度末まで に市町が設置することとされている権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関を軸に、市町、社会福祉協議会、専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)、家庭裁判所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。				
38	愛媛県	1,334,841	市民後見人を含めた成年後見制度の活用を促進するとともに、虐待防止などの権利擁護の取組を推進します。 成年後見の担い手として市民後見人の役割が期待されていることから、その制度の浸透を図るとともに、市民後見人の育成に関して市町（地域包括支援センター）に対する助言・支援等を行います。また、後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制整備や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。			判断能力が 低下している一人暮らしの高齢者や養護者から虐待を受けている高齢者等を把握し、保護の必要がある場合には、「老人福祉法」に基づく措置により対応することが必要です。市町において「やむを得ない事由」による介護サービスの提供や「環境上・経済上の理由」による養護老人ホームへの入所など、適切かつ速やかな対応が なされるよう、地域包括支援センターにおける総合相談や権利擁護事業の円滑な実施を支援します。		
39	高知県	691,527	市町村が「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく中核機関の設置や、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等の機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を段階的・計画的に進めていくための取組について、助言・指導を行っていきます。 市町村が中核機関を設置し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等の機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を段階的・計画的に進めていく成年後見制度の利用促進に向けた取組を支援します。 また、市町村や高知県社会福祉協議会が実施する成年後見制度の後見人の担い手確保（市民後見人や法人後見）の取組を支援します。	市町村が「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく中核機関の設置や、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等の機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を段階的・計画的に進めていくための取組について、助言・指導を行っていきます。 市町村が中核機関を設置し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク等の機能（広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能）を段階的・計画的に進めていく成年後見制度の利用促進に向けた取組を支援します。 また、市町村や高知県社会福祉協議会が実施する成年後見制度の後見人の担い手確保（市民後見人や法人後見）の取組を支援します。				

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			行政機関連携					
			7	8	9	10	11	12
No.	都道府県	人口（人）	成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
40	福岡県	5,135,214						
41	佐賀県	811,442		成年後見制度の利用促進に向けて、市町と関係者との意見交換を踏まえ、市町による後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人へのバックアップ体制の強化の取組を支援します。また、市町における相談窓口の周知を進めるとともに、権利擁護支援が必要な人を発見し、適切な支援につなげる仕組みである地域連携ネットワークとその中心となる中核機関(※)の整備を支援します。				
42	長崎県	1,312,317	日常生活自立支援事業を通して、判断能力が不十分な方々が住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を行うとともに、成年後見制度に係る中核機関や協議会等の設置、市町計画の策定支援を行い、市町の体制整備を支援します。	日常生活自立支援事業を通して、判断能力が不十分な方々が住み慣れた地域で暮らし続けるための支援を行うとともに、成年後見制度に係る中核機関や協議会等の設置、市町計画の策定支援を行い、市町の体制整備を支援します。				
43	熊本県	1,738,301	市町村の成年後見制度利用促進基本計画の策定を支援します。	市町村に対し、法人後見や権利擁護支援の地域連携ネットワークと中核機関の整備を支援します。 また、必要に応じ、市町村を越えた広域的な実施等を検討するよう働きかけを行うとともに、広域的体制整備等について、専門職等による相談・助言等を行います。				

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			行政機関連携					
			7	8	9	10	11	12
No.	都道府県	人口（人）	成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化
44	大分県	1,123,852						
45	宮崎県	1,069,576	高齢者権利擁護支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターからの相談に応じるとともに、市町村職員を対象とする市町村長申立て手続き等に関する研修、法人後見業務を行う社会福祉協議会や中核機関の職員を対象とする法人後見専門員育成研修等を実施し、関係職員の資質の向上を図ります。 成年後見制度を円滑に利用できるよう、後見の担い手となる市民後見人を養成するとともに、市町村と連携し、市町村社会福祉協議会等による法人後見受任体制の整備を促進します。 また、制度を効率的・効果的に実施できるよう、単独市町村では体制整備が困難な場合は、広域的な後見実施体制の検討も市町村に働きかけていきます。	市町村が実施する市町村長申立て、地域連携ネットワークの構築、中核機関の整備などの成年後見制度利用や地域包括支援センターが実施する権利擁護に関する取組について、弁護士や社会福祉士等の専門職、家庭裁判所等の関係機関と連携しながら支援します。				
46	鹿児島	1,588,256	成年後見制度の活用を図るため、市町村長申立てによる審判請求の実施に関し、助言その他の援助を行います。 市町村が主体となって行う市民後見人養成研修の実施や活動を支援する体制の整備について、支援を行います。	成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、市町村が行う地域連携ネットワークの構築等の取組を促進します。				
47	沖縄県	1,467,480	県内市町村では、成年後見制度利用促進計画の策定や中核機関の設置が進んでいないことから、市町村等と関係機関による広域連携会議や関係職員向けの研修を行うとともに、市町村職員向け相談窓口を設置するなど、市町村の体制づくりを促進します。 また、併せて、後見の担い手となる市民後見人及び法人後見の育成を支援します。	県内市町村では、成年後見制度利用促進計画の策定や中核機関の設置が進んでいないことから、市町村等と関係機関による広域連携会議や関係職員向けの研修を行うとともに、市町村職員向け相談窓口を設置するなど、市町村の体制づくりを促進します。 また、併せて、後見の担い手となる市民後見人及び法人後見の育成を支援します。				

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			ネットワーク構築		
			13	14	15
No.	都道府県	人口（人）	民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
1	北海道	5,224,614			
2	青森県	1,237,984			
3	岩手県	1,210,534			
4	宮城県	2,301,996	災害公営住宅等において、環境の変化やストレス等からの家族による高齢者への虐待を防止するため、住民の心配ごとの相談窓口としてのサポートセンターの総合相談や電話相談などの体制を支援します。また、虐待を防ぐため、地域の見守りや支え合い活動を支援します。		
5	秋田県	959,502			

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述

※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			ネットワーク構築		
			13	14	15
No.	都道府県	人口（人）	民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
6	山形県	1,068,027			
7	福島県	1,833,152	交通安全、地域支援の強化、成年後見制度の利用促進、消費者被害の防止、虐待防止等、認知症の人の権利や尊厳、命を守るために、市町村や関係機関、地域住民が連携して、地域全体で認知症の人を支える体制づくりを推進します。 排斜の傾向がある高齢者や家庭内での暴力・虐待による被害者等の早期発見と保護活動など高齢者保護対策を推進するため、高齢者とその親族や近隣居住者との絆の強化、高齢者福祉団体を始めとする関係機関・団体との連携による協力・支援体制の充実を図ります。		
8	茨城県	2,867,009			
9	栃木県	1,933,146		事業者等は、通常の事業活動の中で高齢者に接する機会が多いことから、市町等における高齢者見守りネットワークに参加・協力をしていますが、日常の高齢者への声かけや変化への気づきも、高齢者の孤立防止や認知症・虐待の早期発見に役立ちます。	
10	群馬県	1,939,110			

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			ネットワーク構築		
			13	14	15
No.	都道府県	人口（人）	民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
11	埼玉県	7,344,765			
12	千葉県	6,284,480			
13	東京都	14,047,594			
14	神奈川	9,237,337			
15	新潟県	2,201,272	市町村、民生委員、医師会、介護サービス事業者等の関係機関や認知症の人や家族などが、参画する高齢者虐待防止に向けたネットワーク会議の開催や研修を通じて、市町村における連携体制構築を支援します。	市町村、民生委員、医師会、介護サービス事業者等の関係機関や認知症の人や家族などが、参画する高齢者虐待防止に向けたネットワーク会議の開催や研修を通じて、市町村における連携体制構築を支援します。	市町村、民生委員、医師会、介護サービス事業者等の関係機関や認知症の人や家族などが、参画する高齢者虐待防止に向けたネットワーク会議の開催や研修を通じて、市町村における連携体制構築を支援します。

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			ネットワーク構築		
			13	14	15
No.	都道府県	人口（人）	民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
16	富山県	1,034,814			
17	石川県	1,132,526	ア民生委員等との連携による安否確認の実施 民生委員や地域福祉推進員による安否確認等の見守り活動を通じ、高齢者等の日常生活の安全安心を確保するとともに、必要な公的サービスとの連携を推進します。 イ老人クラブ等による見守りの推進 老人クラブが行う友愛訪問等を通じ、地域における仲間づくり・連帯づくりを推進するとともに、地域の見守り体制の強化を図ります。 ウ地域見守りネットワークの推進 県と民間企業や商店等で立ち上げた「地域見守りネットワーク」か、各地域において機能・発展するよう努め、民間事業者による業務を通じた見守り体制を推進します。		
18	福井県	766,863			
19	山梨県	809,974			
20	長野県	2,048,011			

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述

※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			ネットワーク構築		
			13	14	15
No.	都道府県	人口（人）	民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
21	岐阜県	1,978,742			
22	静岡県	3,633,202	市町における高齢者虐待防止ネットワークの構築を支援し、民生委員・児童委員や事業所、医療機関、弁護士、警察等の関係機関との連携を促進します。	市町における高齢者虐待防止ネットワークの構築を支援し、民生委員・児童委員や事業所、医療機関、弁護士、警察等の関係機関との連携を促進します。	市町における高齢者虐待防止ネットワークの構築を支援し、民生委員・児童委員や事業所、医療機関、弁護士、警察等の関係機関との連携を促進します。
23	愛知県	7,542,415	県では高齢者虐待防止対応人材養成研修の中で、虐待対応の連携・体制整備の必要性を取り入れ、その結果、市町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備の構築状況(2019年度)は、「早期発見・見守りネットワーク」が、43市町村、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」が、34市町村、「関係専門機関介入支援ネットワーク」が、28市町村となっています。	県では高齢者虐待防止対応人材養成研修の中で、虐待対応の連携・体制整備の必要性を取り入れ、その結果、市町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備の構築状況(2019年度)は、「早期発見・見守りネットワーク」が、43市町村、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」が、34市町村、「関係専門機関介入支援ネットワーク」が、28市町村となっています。	県では高齢者虐待防止対応人材養成研修の中で、虐待対応の連携・体制整備の必要性を取り入れ、その結果、市町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備の構築状況(2019年度)は、「早期発見・見守りネットワーク」が、43市町村、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」が、34市町村、「関係専門機関介入支援ネットワーク」が、28市町村となっています。
24	三重県	1,770,254	高齢者虐待の早期発見や高齢者を介護する家族を地域での見守りを推進するため、市町が行う関係者や地域で作るネットワーク体制づくりを支援します。 全ての市町において見守り活動が実施されるよう、地域包括支援センター等の職員を対象として、地域のニーズ把握やネットワーク形成力向上等に関する研修を行い、社会福祉協議会、民生委員、自治会、老人クラブなどの地域の関係者が相互に連携しながら見守り活動を実施するネットワークづくりの構築を支援します。	高齢化・単独世帯化など、地域を取り巻く環境が変化する中、高齢者活問など、地域を巡回する機会が多い民間事業者と今後も協定締結を行い、連携体制を整備することにより、高齢者の道もが一仕み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりをめざします。	
25	滋賀県	1,413,610			

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			ネットワーク構築		
			13	14	15
No.	都道府県	人口（人）	民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
26	京都府	2,578,087			
27	大阪府	8,837,685			
28	兵庫県	5,465,002			
29	奈良県	1,324,473			
30	和歌山	922,584			

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述

※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			ネットワーク構築		
			13	14	15
No.	都道府県	人口（人）	民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
31	鳥取県	553,407	また、地域住民や関係者に対する虐待防止に向けた普及啓発活動も継続して行い、地域における高齢者虐待防止ネットワークの体制づくりを強化していくこととします。		
32	島根県	671,126	虐待防止や早期発見・早期対応のための関係機関のネットワーク構築など、引き続き、市町村や地域包括支援センターの取組みを支援する。		
33	岡山県	1,888,432			
34	広島県	2,799,702			
35	山口県	1,342,059	地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉をはじめ、消費生活、権利擁護、警察等関係機関との連携による虐待防止ネットワークの強化に向けた市町の取組を支援します。	地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉をはじめ、消費生活、権利擁護、警察等関係機関との連携による虐待防止ネットワークの強化に向けた市町の取組を支援します。	地域包括支援センターを中心とした、保健・医療・福祉をはじめ、消費生活、権利擁護、警察等関係機関との連携による虐待防止ネットワークの強化に向けた市町の取組を支援します。

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			ネットワーク構築		
			13	14	15
No.	都道府県	人口（人）	民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
36	徳島県	719,559	市町村による迅速な虐待防止や高齢者保護等が実施できるよう、「地域包括支援センター」や「在宅介護支援センター」、その他関係機関、民間団体等の連携協力体制である「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築を推進するなど、高齢者虐待防止法に基づく各種措置等の適切かつ円滑な対応を図ります。	市町村による迅速な虐待防止や高齢者保護等が実施できるよう、「地域包括支援センター」や「在宅介護支援センター」、その他関係機関、民間団体等の連携協力体制である「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築を推進するなど、高齢者虐待防止法に基づく各種措置等の適切かつ円滑な対応を図ります。	市町村による迅速な虐待防止や高齢者保護等が実施できるよう、「地域包括支援センター」や「在宅介護支援センター」、その他関係機関、民間団体等の連携協力体制である「高齢者虐待防止ネットワーク」の構築を推進するなど、高齢者虐待防止法に基づく各種措置等の適切かつ円滑な対応を図ります。
37	香川県	950,244	市町ｶﾞ、関係機関や民間団体と連携し、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行えるよう、「高齢者虐待防止ネットワーク」の体制整備を促進します。	市町ｶﾞ、関係機関や民間団体と連携し、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行えるよう、「高齢者虐待防止ネットワーク」の体制整備を促進します。	市町ｶﾞ、関係機関や民間団体と連携し、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行えるよう、「高齢者虐待防止ネットワーク」の体制整備を促進します。
38	愛媛県	1,334,841	また、これらコミュニティづくりは、孤独死の防止や認知症など要介護高齢者の支援、高齢者虐待の防止、災害時の要援護者支援にも有効に機能するものと考えられることから、それぞれの取組に対応する各種ネットワークを有機的に連携させ、共通のプラットホーム（基盤等）とすることにより、様々な分野での効率的な活用が図られるよう積極的に支援します。	また、これらコミュニティづくりは、孤独死の防止や認知症など要介護高齢者の支援、高齢者虐待の防止、災害時の要援護者支援にも有効に機能するものと考えられることから、それぞれの取組に対応する各種ネットワークを有機的に連携させ、共通のプラットホーム（基盤等）とすることにより、様々な分野での効率的な活用が図られるよう積極的に支援します。	
39	高知県	691,527			

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			ネットワーク構築		
			13	14	15
No.	都道府県	人口（人）	民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
40	福岡県	5,135,214			
41	佐賀県	811,442			
42	長崎県	1,312,317			
43	熊本県	1,738,301			

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述

※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			ネットワーク構築		
			13	14	15
No.	都道府県	人口（人）	民生委員、住民、社会福祉協議会からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組
44	大分県	1,123,852			
45	宮崎県	1,069,576			
46	鹿児島	1,588,256	また、見守りの必要な認知症の人も増えていくことが見込まれることから、高齢者が地域で安心して日常生活を送れるよう、地域見守りネットワークの取組を支援します。		
47	沖縄県	1,467,480			

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			法の周知	
			16	17
No.	都道府県	人口（人）	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
1	北海道	5,224,614		
2	青森県	1,237,984		
3	岩手県	1,210,534		
4	宮城県	2,301,996		
5	秋田県	959,502	引き続き、高齢者虐待に関する実態調査を行い、調査結果を毎年公表するなどにより、虐待防止に関する意識啓発を行うとともに、高齢者虐待防止法の周知を図ります。	引き続き、高齢者虐待に関する実態調査を行い、調査結果を毎年公表するなどにより、虐待防止に関する意識啓発を行うとともに、高齢者虐待防止法の周知を図ります。

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			法の周知	
			16	17
No.	都道府県	人口（人）	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
6	山形県	1,068,027		
7	福島県	1,833,152		
8	茨城県	2,867,009		
9	栃木県	1,933,146		
10	群馬県	1,939,110	介護サービス事業者に対し、福祉サービス第三者評価について周知するとともに、受審を促進します。	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			法の周知	
			16	17
No	都道府県	人口（人）	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
11	埼玉県	7,344,765		
12	千葉県	6,284,480		
13	東京都	14,047,594		
14	神奈川	9,237,337		
15	新潟県	2,201,272		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			法の周知	
			16	17
No	都道府県	人口（人）	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
16	富山県	1,034,814		
17	石川県	1,132,526		
18	福井県	766,863		
19	山梨県	809,974		
20	長野県	2,048,011		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			法の周知	
			16	17
No.	都道府県	人口（人）	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
21	岐阜県	1,978,742		
22	静岡県	3,633,202		
23	愛知県	7,542,415		
24	三重県	1,770,254		
25	滋賀県	1,413,610		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			法の周知	
			16	17
No.	都道府県	人口（人）	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
26	京都府	2,578,087		
27	大阪府	8,837,685		
28	兵庫県	5,465,002		
29	奈良県	1,324,473		
30	和歌山	922,584		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			法の周知	
			16	17
No.	都道府県	人口（人）	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
31	鳥取県	553,407		
32	島根県	671,126		
33	岡山県	1,888,432	県としては、高齢者虐待はあってはならないとの強い認識の下、市町村や地域包括支援センターの職員、介護事業者など関係者が「高齢者虐待防止法」の趣旨等を理解し、虐待の早期発見と早期対応ができるよう研修等を行うなど、あらゆる機会を通じ、高齢者虐待の防止に関する啓発を行うとともに、特に介護サービス事業者に対しては、集団指導等を通じ、虐待の発生防止、行政への早期通報など、高齢者虐待防止法の周知と同法に則った対応の徹底を図ります。	県としては、高齢者虐待はあってはならないとの強い認識の下、市町村や地域包括支援センターの職員、介護事業者など関係者が「高齢者虐待防止法」の趣旨等を理解し、虐待の早期発見と早期対応ができるよう研修等を行うなど、あらゆる機会を通じ、高齢者虐待の防止に関する啓発を行うとともに、特に介護サービス事業者に対しては、集団指導等を通じ、虐待の発生防止、行政への早期通報など、高齢者虐待防止法の周知と同法に則った対応の徹底を図ります。
34	広島県	2,799,702	法の趣旨や通報義務、相談窓口等について、県民及び養介護施設等に広報を行い、虐待防止と虐待発見時に速やかに通報するよう周知を図ります。	法の趣旨や通報義務、相談窓口等について、県民及び養介護施設等に広報を行い、虐待防止と虐待発見時に速やかに通報するよう周知を図ります。
35	山口県	1,342,059		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			法の周知	
			16	17
No.	都道府県	人口（人）	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
36	徳島県	719,559		
37	香川県	950,244		
38	愛媛県	1,334,841	❖通報(努力)義務の周知 法第5条では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければ゛ならないものとされ、また、法第7条及び第21条では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村へ通報しなければ゛ならない(又は、通報するよう努めなければ゛ならない)ものとされています。これらを踏まえ、高齢者虐待の発生予防・早期発見を推進するため、介護サービス事業者や関係団体、関係機関、地域住民等に対する積極的な周知の取組を支援します。	❖通報(努力)義務の周知 法第5条では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければ゛ならないものとされ、また、法第7条及び第21条では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村へ通報しなければ゛ならない(又は、通報するよう努めなければ゛ならない)ものとされています。これらを踏まえ、高齢者虐待の発生予防・早期発見を推進するため、介護サービス事業者や関係団体、関係機関、地域住民等に対する積極的な周知の取組を支援します。
39	高知県	691,527		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			法の周知	
			16	17
No.	都道府県	人口（人）	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
40	福岡県	5,135,214		
41	佐賀県	811,442		
42	長崎県	1,312,317		
43	熊本県	1,738,301		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			法の周知	
			16	17
No	都道府県	人口（人）	居宅介護支援サービス事業者に法について周知	介護保険施設に法について周知
44	大分県	1,123,852		
45	宮崎県	1,069,576		
46	鹿児島	1,588,256		
47	沖縄県	1,467,480		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
			1	2	3	4	5	ー
No.	都道府県	人口（人）	**周知・啓発** 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー習等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修組織** 認知症ケア研修 介護知任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	ー
1	北海道	5,224,614		介護保険施設等に対して、虐待防止に関する指導を徹底するとともに、当該施設等における高齢者虐待に関する報告や通報があった場合には、市町村をはじめ関係機関と連携の上、介護保険法に基づく監査等を実施し、速やかに対応します。		高齢者虐待の発生防止に向けて、高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて、市町村や地域包括支援センターでは対応が困難な虐待等の事例に対して専門的な助言・支援を行うとともに、市町村等の虐待相談担当職員や介護保険施設等職員に対する資質向上を図るための研修会を開催します。	サービス付き高齢者向け住宅の登録の際に「高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた適切な対策を講じること」を確認するなど、適正な運営や、サービスの質の確保が図られるよう取組を進めます。	
2	青森県	1,237,984	高齢者虐待対応に係る市町村職員向け研修会を開催するとともに、県民への虐待防止に向けた啓発に努めます。	介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的とし、介護サービス事業所や介護保険施設における虐待、不適正な事業運営や介護報酬算定等不正事案を未然に防止するため、介護保険制度における指定基準、介護報酬算定方法等について、集団指導や実地指導により介護サービス事業者等を指導します。 介護施設等を運営する法人及び養介護施設に対し、集団指導や施設指導監査等を通じて、虐待防止の徹底を図るとともに、高齢者虐待防止法に基づく高齢者虐待防止のための次の取組の徹底を求めます。 ・自ら企画した虐待防止に関する研修の定期的な実施 ・管理者等の責任の下、苦情処理体制の適切な運用 ・職員に対するストレスケアマネジメントやメンタルヘルスに配慮した組織等のケアの組織的な実施・対応 ・業務管理体制全般の常時自主的な転換及び必要に応じた体制の見直しを図るの改善			弁護士、社会福祉士を派遣し、高齢者虐待や権利擁護に係る処遇困難事例について市町村を支援する事業を継続して実施します。	
3	岩手県	1,210,534	養護者の介護疲れ等による高齢者虐待を防止するため、地域包括支援センター や介護支援専門員による相談、働きかけを通じて、必要な介護保険サービス や市町村が実施する家族介護支援事業の利用を円滑に行うことができるよう制度の周知を図ります。	介護サービス事業所における高齢者への虐待や身体拘束等不適切な介護サービスの提供、不正な介護報酬の請求などの未然防止・是正指導のため、毎年、計画的に集団指導や実地指導を実施していきます。 引き続き、岩手県身体拘束実態調査による実態把握を行い、身体拘束をしないケアの実現に向けた取組を支援します。 身体拘束等の適正化について、施設への指導監査等における監査項目として設定し、施設等における取組を指導します。		養護者及び養介護施設従事者に限らず、広く県民に対し高齢者虐待防止に関する理解の促進・普及啓発を図るため、広報・研修等の充実を図ります。 身体拘束廃止に向け、介護保険施設等の管理者・職員等を対象とした研修の実施や、利用者家族、介護関係者等への理解の促進・普及啓発を行います。	市町村や地域包括支援センターが抱える処遇困難事例等に対応するため、岩手県高齢者総合支援センターに設置している弁護士等の専門家による相談窓口の活用を促進します。 岩手県高齢者総合支援センターによる権利擁護や虐待防止に関する研修会や相談会を開催するほか、市町村が開催する地域ケア会議に助言者として弁護士や社会福祉士等の専門職を派遣するなど、市町村の取組を支援します。 岩手県高齢者権利擁護ネットワーク会議の開催により、関係機関等の連携を強化し、高齢者の権利擁護や虐待防止、身体拘束廃止のための協議・検討を行います。	
4	宮城県	2,301,996		また、事業者に対する実地指導にあたっては、施設における研修体制の確認も含め、虐待防止の取り組みの充実について引き続き指導します。		養護する家族による虐待は、介護支援専門員・介護サービス事業所職員からの相談・通報が’約3割を占めていることから、関係者に対して虐待防止や対応についての研修を行うほか、県民を対象とした講演会の開催や、高齢者虐待に関する実態調査結果の公表などを通じて、正しい理解や意識啓発に努めます。	県では、専門的な助言を必要とする場合の相談窓口を設置して市町村等を支援し、必要な助言等を行っています。（※相談窓口:専門的知識や経験を有する民間権利擁護団体に委託） 身体拘束に関する相談窓口を設け、介護職員やサービス利用者の家族からの具体的な相談に適切に応じ、ケアに関する助言等を行っています。介護及び看護の従事者を対象として、身体拘束廃止に関する理解を深め、介護技術の向上を図るための研修等を行っています。	
5	秋田県	959,502	引き続き、高齢者虐待に関する実態調査を行い、調査結果を毎年公表するなどにより、虐待防止に関する意識啓発を行うとともに、高齢者虐待防止法の周知を図ります。	施設入所者の生命または身体を保護するため、緊急、かつ、やむを得ない場合に限り認められている身体拘束について、切迫性・非代替性・一時性の3要件の有無や同意書による確認作業の重要性などを各種研修の機会等を活用して周知を図り、実地指導において手続き等が正しく行われているか指導します。	市町村独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針等の作成の取組が進んでいくよう働きかけます。	高齢者虐待は認知症とも深い関係性があるため、認知症に関する各種研修の機会等を活用して、高齢者虐待防止に関する啓発に努めます。		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
			1	2	3	4	5	–
No.	都道府県	人口（人）	**周知・啓発** 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー習等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修組織** 認知症ケア研修 介護知任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例．身体拘束等）	–
6	山形県	1,068,027	県は、関係機関と連携しながら、各市町村の取組状況の把握や助言を行うとともに、研修会等の開催により市町村の取組みが゛進むよう支援していきます。また、認知症高齢者対策や高齢者虐待防止対策等と連携し、成年後見制度の更なる周知を図っていきます。 県は、関係機関・団体の連携協力を推進するための高齢者・障がい者虐待防止会議の開催、高齢者虐待の状況や相談窓口を記載したパンフレットの作成・配布等を通じて、高齢者虐待防止について県民意識の醸成を図っていきます。		県は、各市町村で゛整備している「高齢者虐待防止ネットワーク」について、その活動が゛より充実するよう、市町村職員等に対し、先進的な取組み等の紹介や助言を行います。	県は、虐待事例の速やかな解決を図るための弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職による相談支援体制の確保、市町村職員、養介護施設従事者等の資質向上を図るための研修会の開催等を通じて、市町村等の取組みを支援します。		法律、保健、福祉、医療の関係者、学識経験者及び公募委員らで構成された「山形県高齢者虐待防止県民会議」を2007（H19）年度に設置し、高齢者虐待のない社会の実現をめざ゛して次の「山形県高齢者虐待防止宣言」を採択しています
7	福島県	1,833,152	県ホームページに身体拘束に関する内容を掲載し、県民への周知を図ります。 高齢者虐待に関する通報等を適切に受理するとともに、県民等から速やかに虐待の通報が゛なされるよう、制度等について周知に努めます。		高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者への対応が゛適切に行われるよう、市町村における連携協力体制の構築とその円滑な運営に向けて、高齢者虐待に関係する全県組織を持つ団体や行政機関等を構成員とする「福島県高齢者権利擁護推進会議」を設置し、市町村のネットワーク構築における専門職の確保、円滑な運営等について支援します。	虐待防止と併せて身体拘束廃止の取組を施設内での指導的立場から推進することができる介護職員や看護職員を対象とした研修を実施し、施設等職員が゛適切なケアを提供していくための専門性や資質の向上を図ります。 高齢者施設等に勤務する職員を対象に、高齢者虐待の潜在化防止等を図るための研修を実施します。 高齢者施設に勤務する看護職員を対象に、高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術を習得するための研修を実施します。		
8	茨城県	2,867,009					○専門性の高い事業や新たな課題に対する施策の実施 県は、福祉人材センターの運営や介護サービス情報の公表など、市町村が単独で行うことが困難あるいは非効率となる事業を実施するとともに、認知症対策や高齢者虐待対策のように専門性の高い施策等に取り組むことによって、市町村への普及や支援へとつなげてまいります。	
9	栃木県	1,933,146	高齢者虐待防止啓発リーフレットの配布等により、幅広い啓発活動を実施します。			高齢者施設等の管理者をはじめ、介護・看護職員等に対し、高齢者虐待防止法の周知を図るとともに、身体拘束廃止のための研修等を実施します。		
10	群馬県	1,939,110		介護サービス事業者に対し、従業者による高齢者の虐待を防止するための体制整備や虐待の早期発見、適切な初動対応が゛行われるよう指導、啓発を行います。また、万一、虐待が発生した場合は、市町村と連携して迅速に被害高齢者の安全確保を最優先に考え、適切な対策を講じます。	市町村に対し専門的な助言や指導を行うとともに、処遇困難事例等に対して専門職の派遣を行う弁護士、司法書士及び社会福祉士からなる「高齢者虐待対応専門職チーム」を活用し、高齢者虐待の適切な対応を行います。 高齢者に対する虐待行為を認知した際は、積極的に事件化を図り、行為者の検挙及び指導・警告等の措置を迅速に行い、高齢者の安全を確保するとともに、高齢者虐待防止法に基づく市町村への速やかな通報を実施する。	介護施設職員に対する権利擁護推進員養成研修及び看護職員研修を実施し、施設における虐待防止を推進します。 介護施設等職員に対して身体拘束廃止に向けた取組の推進を図るための研修会やシンポジウムを実施します。 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の職員に対しては、虐待防止の専門家を派遣して研修等を実施し、入居者の権利擁護やサービスの質の確保に努めます。	高齢者の権利擁護を推進するため、権利擁護推進員等の養成研修や身体拘束廃止事例検討会を開催するとともに、高齢者虐待専門職チームによる高齢者虐待の処遇困難な事例等に対する相談窓口の設置や専門職の派遣などを実施する。	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
			1	2	3	4	5	ー
No.	都道府県	人口（人）	**周知・啓発** 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー習等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修組織** 認知症ケア研修 介護知任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等間係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	ー
11	埼玉県	7,344,765	「埼玉県虐待禁止条例」に基づき、県民の理解を深めるための啓発活動や通報を行いやすい環境の整備に努め、虐待防止等のための研修を実施します。 市町村・関係団体と連携しなが゛ら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、擁護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。		市町村・関係団体と連携しなが゛ら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、擁護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。 高齢者虐待に関する普及・啓発を行うとともに、市町村における高齢者虐待対応、相談窓口、ネットワークづくりなどの体制整備を支援します。			
12	千葉県	6,284,480			また、高齢者虐待防止ネットワークの未設置市町村に対して、早期設置を働きかけます。 高齢者虐待に準じ゛た対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議を有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できるよう関係部署、機関の連携体制を構築します。	市町村や地域包括支援センター職員、介護サービス事業所職員等に広く虐待防止の理解を深めるとともに、虐待対応技術の向上を図るための研修会を開催します。	さらに、困難事例に対し市町村が迅速かつ適切に対応できるよう、社会福祉士や弁護士等の専門職団体と連携し、専門性を活かした助言等を行います。 高齢者福祉施設における介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、身体拘束廃止に関する研修を行い、身体拘束廃止を推進する人材を養成します。 また、高齢者福祉施設の要請を受け、専門家等が、身体拘束廃止に向けたケアの工夫等について具体的な助言を行うなど、施設における身体拘束廃止の取組を支援します。	
13	東京都	14,047,594	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく、虐待の防止と養護者への支援を実施するための体制整備、啓発活動など区市町村が独自で゛行う取組を支援します。			区市町村及び地域包括支援センターを対象とした専門職による相談支援や、区市町村職員、介護サービス事業所の管理者等に向けた研修を実施します。		
14	神奈川	9,237,337	県は、リーフレットやホームページを活用し、虐待の正しい知識等について県民に対して普及啓発を行うとともに、虐待対応を行う市町村へ必要な支援・助言を行います。		また、介護保険施設等の従事者による虐待の通報については、必要に応じて市町村と連携し、事実確認を行うとともに、施設や事業所への助言・指導等を行います。 さらに、県内の虐待対応の状況について、毎年度公表します。 虐待のお然防止及び養護者への支援に向けて、関係機関の連携強化、体制整備を図るため、有識者等で゛構成する「かなが゛わ高齢者あんしん介護推進会議」において、虐待防止に関する諸課題について検討を行います。	施設での高齢者虐待を未然に防ぐ゛ためには、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。市町村による介護サービス相談員の派遣を支援するため、相談員の養成や資質の向上を目的とした研修を充実するとともに、事業効果の周知等により市町村での活用や施設での受入の促進を図ります。	なお、認知症の高齢者が虐待を受ける事例が゛少なくないことから、会議の運営にあたっては、「神奈川県認知症対策推進協議会」（P66参照）とも連携します。	
15	新潟県	2,201,272	虐待の相談・通報窓口の地域住民や関係者への周知徹底のほか、住民同士の見守り意識向上のため、認知症の理解促進や高齢者虐待防止に関する正しい知識の普及啓発を行います。	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の着実な実施や施設への実地指導(監査)を通じて、身体拘束の廃止への取組を推進します。		養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するため、施設管理者や介護従事者に対し虐待防止や認知症介護に関する研修を実施します。 また、介護保険施設等において、身体拘束等の適正化のための指針の整備や対策検討委員会の開催などの措置が゛講じ゛られるよう指導します。	1市町村や地域包括支援センターに対し、高齢者虐待や権利擁護に係る処遇困難事例に対応するため、弁護士や社会福祉士による専門相談窓口の設置や専門職チームを派遣します。 2養介護施設の管理者等に対し、認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)への適切な対応や、職員のストレスケアや虐待・不適切ケアを防止する環境づくり等に係る研修を通じて、高齢者虐待の防止に向けた体制整備を支援します。	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
			1	2	3	4	5	ー
No.	都道府県	人口（人）	**周知・啓発** 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー習等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修組合** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等間係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	ー
16	富山県	1,03 4,814	高齢者虐待防止対策の推進 ・高齢者虐待防止に関する普及啓発、早期発見・早期対応の促進•高齢者の権利擁護に関する普及啓発 ・高齢者虐待防止対策推進のための研修会の実施	介護サービス事業者に対する高齢者虐待防止のための研修等の実施や介護保険法に基づく実地指導等の実施 ・権利擁護推進員養成研修の実施		介護サービス事業者に対する高齢者虐待防止のための研修等の実施や介護保険法に基づく実地指導等の実施 ・権利擁護推進員養成研修の実施	高齢者虐待防止ネットワークの運営支援のための情報提供	
17	石川県	1,13 2,526	イ高齢者虐待防止等に関する普及啓発 県民一人ひとりが゛、高齢者の尊厳について理解を深めることが虐待防止につながることから、引き続き、県民に対する高齢者虐待防止等に関する知識の普及啓発を図ります。 また、養護者から虐待を受けた高齢者の中には認知症である方が゛多いことから、成年後見制度の利用や社会福祉協議会が゛実施する福祉サービス利用支援事業の普及啓発を図ります。	ウ養介護施設従事者等による高齢者虐待防止への取組強化 虐待の根絶に向け、高齢者虐待に関する研修に虐待発生の大きな要因であるストレス管理に関する講義を取り入れるほか、管理者に対する研修時間を増やすなど、取組内容の充実を図ります。 また、施設における虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催や指針の整備等が行われるよう指導の徹底を図ります。		ウ養介護施設従事者等による高齢者虐待防止への取組強化 虐待の根絶に向け、高齢者虐待に関する研修に虐待発生の大きな要因であるストレス管理に関する講義を取り入れるほか、管理者に対する研修時間を増やすなど、取組内容の充実を図ります。 また、施設における虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催や指針の整備等が行われるよう指導の徹底を図ります。	ア市町に対する支援強化 市町や地域包括支援センターの要請に応じて、弁護士等で゛構成される高齢者虐待対応専門職チームを派遣し、解決が゛困難な事例への対応を支援します。	
18	福井県	766,863	高齢者の人権擁護を推進するため、関係機関が゛連携し、人権に関する相談や人権意識の普及啓発を進めます。			高齢者虐待関係職員等へ虐待防止、虐待対応に関する研修の実施、養護者の介護負担軽減のための支援など、市町や関係団体等と連携を強化した取組みを推進します。	市町、地域包括支援センターの権利擁護の困難事例に対して、弁護士会および゛社会福祉士会と連携して、専門家の派遣や相談に応じます。	
19	山梨県	809,974		介護現場における権利擁護の取り組みなを支援するため、外部の有識者で゛構成する「高齢者権利擁護等推進部会」において、介護における高齢者の尊厳の保持と権利擁護を推進する方策を検討するとともに、施策の基礎資料とするため、介護保険施設等を対象に権利擁護の実態を把握するための調査を行います。		介護現場での権利擁護のための取り組みを指導する人材の育成や、取組事例に関する情報交換を行い、施設職員間での情報共有を図ります。また、介護保険施設等の看護職員を対象に、医療的観点から権利擁護の取り組みを行う人材を養成します。	市町村が行う高齢者虐待防止の取り組みを支援するため、専門職の派遣による相談の実施や事例検討会の開催を行います。	
20	長野県	2,048,011		介護保険サービスの指定を受ける全施設・事業所に対して、委員会の開催、指針の整備状況等の確認と必要な支援を実施します。		介護サービス事業者に対して、従事者等による虐待についての講習を行い、介護施設内における虐待の防止・早期発見を図ります。また、高齢者の尊厳の保持及び権利擁護に必要な援助等を行うための専門的知識・技術を習得した看護指導者による研修を実施し、施設内における看護職員の資質向上を支援します。	解決が困難な虐待事例等が発生した市町村に対して、弁護士・社会福祉士による高齢者虐待対応専門職チームを派遣して専門的助言・支援等を行う「高齢者虐待対応伴走支援事業」の周知を図り、市町村との連携強化を強化していきます	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
			1	2	3	4	5	ー
No.	都道府県	人口（人）	**周知・啓発** 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー習等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修組織** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	**ー**
21	岐阜県	1,978,742	高齢者に対する差別や偏見の解消、虐待防止を図るため、人権啓発指導員による「高齢者の人権等」に関する人権啓発出前講座の実施、各種啓発事業の機会におけるパンフレットの配布、インターネット、新聞等の広報媒体を活用した啓発活動を推進します。			養介護施設従事者などに対する研修等を実施し、法の内容の更なる周知徹底を図るとともに、高齢者虐待防止の徹底と介護サービスの質の向上を図ります。	市町村が高齢者虐待事案について検討を行う際に、専門的な知見から助言が゛得られるよう、弁護士と社会福祉士で゛構成される高齢者虐待等に関する支援チームを派遣します。	
22	静岡県	3,633,202	県のホームページや地域住民を対象とした研修会等で介護保険制度等を周知し、サービスの利用を促進します。	実地指導では、国が定めた実地指導マニュアル等に基づき、運営状況やサービス提供内容の確認をするとともに、指定基準（人員基準、運営基準、設備基準）に照らして実態が適切な状態か確認を行っています。 介護サービス事業者等に対する実地指導（原則2年に1回）、集団指導（年1回以上）を行うとともに、介護サービス事業者等に対して、事故防止、虐待防止をテーマとしたセミナー等を開催します。 身体拘束の禁止について、定期的に事業所や家族等を対象としたアンケートを実施します。	市町と連携し、養介護施設等で発生した虐待の報告を徹底するとともに、事業所における再発防止に向けた取組を促進します。	権利擁護や質の高い介護に関する研修会等を開催します。 認知症介護基礎研修において、施設従事者の認知症介護に関する知識習得や技術向上を図ります。 権利擁護相談窓口の設置により困難事例への対応等について、市町を支援します。 施設長や介護主任等を対象とした身体拘束廃止推進員の養成研修を実施します。	法テラスでは、法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられます。「騙されて借金を負ってしまう」「金銭管理が難しくなる」「親族による経済的虐待が疑われる」といったようなトラブルについて、関係機関（社会福祉協議会、地域支援センター、介護事業所、医療機関等）からの相談で出張法律相談が受けられます。 高齢者権利擁護ネットワーク形成支援事業として、市町や地域包括支援センターの職員が相談できる窓口の設置や、弁護士等の専門チームの派遣により、市町の高齢者虐待への対応を支援します。	介護サービス事業者等の身体拘束ゼロ宣言及び再宣言を推進します。
23	愛知県	7,542,415	高齢者虐待防止について、介護保険指定事業者講習会や実地指導等の機会を通じて普及啓発及び助言・指導等適切な対応に努めます。	虐待の事実が゛確認された養介護施設等に対しては、虐待防止・高齢者保護を図るため、老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の適切な行使を行っています。 なお、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の確護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが2021年4月から義務付けられます(3年の経過措置あり)。		高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者への支援が゛適切に行われるよう、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした「高齢者虐待防止対応人材養成研修」を実施しています。 また、2020年度には、養介護施設等への指導及び助言等への対応が゛適切に行われるよう、研修内容の拡充を図りました。	高齢者の権利擁護を推進するため、高齢者虐待の防止や早期発見、高齢者の養護者に対する支援等が適切かつ円滑に運営されるよう、相談や支援に従事する人材の育成を図るなど、市町村の取組を支援していきます。 市町村において高齢者虐待防止・対応のための関係機関等のネットワークづくりが゛推進されるよう支援します。 高齢者虐待への対応について、市町村からの相談に対応しています。	
24	三重県	1,770,254	対応困難な事例について、「三重県高齢者虐待防止チーム」の積極的な活用を促進するため、研修会等で゛周知するほか、チラシ等の紙媒体やホームペ゛ージ゛での情報提供を行います。			市町および゛地域包括支援センターの職員を対象とした研修や養介護施設の従事者や看護実務者を対象とした研修を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識や対応についての普及啓発を行います。	各市町のみでは対応が゛困難な事例について、相談への助言や市町と連携した対応を行います。 また、特に対応が゛困難な事例に対しては、「三重県高齢者虐待防止チーム」の積極的な活用を促進しています。「三重県高齢者虐待防止チーム」は三重弁護士会、三重県社会福祉士会、三重県医療保健部長寿介護課が゛連携して設置している組織で゛、専門職が゛高齢者虐待の困難事例発生後の対応について、個別アドバイスを行うほか、個別ケース検討会議等に専門職を派遣するなどのサポートを行っています。	
25	滋賀県	1,413,610		滋賀県高齢者権利擁護支援センター等による広域的、専門的支援を行い、養護者を孤立させない支援や、市町の養介護施設の指導の支援を行います。 介護保険事業所に対する集団指導を通じて、高齢者虐待防止の意識啓発を強化します。	市町における虐待対応のネットワーク構築を支援し、市町関係機関と情報交換等を行いなが゛ら、虐待につながる要因分析や、その対応方法などを共有します。	養介護施設従事者等による高齢者虐待について、市町と連携し研修会を開催するなど、防止に向けた対応を支援します。		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

No.	都道府県	人口（人）	施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
			1	2	3	4	5	―
			周知･啓発 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー図等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育･研修機会** 認知症ケア研修 介護初任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	―
26	京都府	2,578,087		事業者のサービスの質の向上を図る観点から、虐待防止や身体拘束廃止等に向けた取組に対する指導的援助を図ります。 高齢者施設等における虐待案件については、関係者からの通報等に基づき、保健所及び市町村が合同で立入検査等を行い、市町村が虐待認定を行うとともに、重大な案件については府において介護保険法による改善勧告を行い、改善計画書の提出を求めて継続的な指導を行います。		高齢者施設・事業所に対して、高齢者の人権の擁護、虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務づけ、施設・事業所における虐待防止の取組を徹底します。	「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を核として、市町村をはじめとする関係機関や関係者と一層連携・協力して、引き続き高齢者への虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止などの取組を推進します。	
27	大阪府	8,837,685		高齢者虐待への対応を第一義的に行う市町村に対して、迅速・適切な虐待対応力を向上させるための取組みを実施します。また、府か゛迅速に権限発動を行うへ゛き悪質なケースや、府に直接通報があった場合には、市町村とともに速やかに事実確認や指導を行います。 ○身体拘束廃止に関する指導強化【介護事業者課】 実地指導において、高齢者虐待防止の取組みや身体拘束廃止に関する取組みを重点指導項目として指導の強化に努めます。 ○身体拘束ゼロを推進する啓発【介護事業者課】 集団指導及び実地指導等において、身体拘束(緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合て゛あって、適切な手続きを経ているものを除く。)の原則禁止を指導・啓発します。		○高齢者虐待防止体制整備支援事業(養介護施設従事者等向け研修)【介護支援課】 養介護施設等における虐待を未然に防止する観点から、養介護施設の管理者等を対象に、研修を実施します。 →養介護施設の管理者等を対象に、現場リータ゛ー、管理者向けの研修を年1回実施 身体拘束ゼロ推進員養成研修の実施【介護事業者課】「大阪府身体拘束ゼロ推進標準マニュアル」に基づき、研修等の人材育成並ひ゛に情報提供を行い、施設においてより良いケアの提供と介護技術の向上を図ります。 →養成人員:240名	高齢者虐待防止体制整備支援事業(高齢者虐待防止専門職チーム派遣) 【介護支援課】 市町村における対応困難事例に対し、府に専門相談員を配置し、市町村からの相談に応じるとともに、専門的な判断を要する虐待事例に対し、弁護士・社会福祉士で構成する専門職チームを派遣し、法律・福祉の両面から専門的な助言を行います。 →専門職チーム派遣:6市町村/年	
28	兵庫県	5,465,002		介護サービス事業者に対する指導については、集団指導において高齢者虐待防止のために事業所に求められる取組の周知徹底を図るとともに、定期的な実地指導を通じた指導を行います。 また、状況に応じ、事前に通知・通告を行うことなく、実地指導・監査を実施するなど、高齢者虐待防止に重点を置いた機動的な指導監査に取り組みます。		虐待の未然防止や早期発見・迅速かつ適切な初期対応、養護者支援の視点を身につけることを目的として、虐待に対応する市町職員、地域包括支援センターや介護施設・事業所職員などを対象として高齢者虐待対応力向上研修を引き続き実施します。	また、虐待対応の窓口である市町において、権限行使等法的な対応を適切に実施できるよう、引き続き、弁護士会に権利擁護相談窓口を設置します。	
29	奈良県	1,324,473						
30	和歌山	922,584	への対応を強化し、人権擁護の体制充実に向けた基盤整備、研修などを通じた人材育成に取り組んでいきます。 過重な介護負担等に起因する高齢者虐待か゛少なくないことから、地域での支え合いや適切な相談支援、サービス活用などの環境づくりを通じ、介護家族の介護負担の軽減を図るとともに、高齢者虐待の防止の観点から高齢者本人とともに養護者・家族等に対する支援も必要であると	門的な知識や技術だけでなく高齢者の人権を尊重し、尊厳を守る意識・取組か゛不可欠です。高齢者福祉施設等における入所者等の人権の擁護、虐待の防止への取組を徹底させるため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施など虐待防止、人権尊重やフ゜ライハ゛シーの保護について事業所として万全を期すよう、国の運営基準等に基づき指導します。		門的な知識や技術だけでなく高齢者の人権を尊重し、尊厳を守る意識・取組か゛不可欠です。高齢者福祉施設等における入所者等の人権の擁護、虐待の防止への取組を徹底させるため、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施など虐待防止、人権尊重やフ゜ライハ゛シーの保護について事業所として万全を期すよう、国の運営基準等に基づき指導します。	また、成年後見制度の手続等に関し、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した相談窓口を設置するとともに、専門職チームを派遣し、適宜適切な助言を行うことにより、高齢者の権利擁護に関する各種の相談、虐待事例等への市町村・地域包括支援センター等の適切な対応を支援します。	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
			1	2	3	4	5	–
No.	都道府県	人口（人）	**周知・啓発** 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー習等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修組織** 認知症ケア研修 介護知任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例．身体拘束等）	–
31	鳥取県	553,407	高齢者虐待については、未然防止、早期発見・早期介入が重要。地域包括支援センター等を通じて、各種支援制度の周知を強化していく。また、介護施設等の職員の資質向上と意識啓発を強化していく。 【成果指標】介護施設等の高齢者虐待件数 【活動指標】介護施設等の高齢者権利擁護研修会への参加人数		虐待の防止のためには、事例の早期発見と養護者への適切な支援を適時に行い、問題が深刻化する前に早期対応に努めることが大切です。高齢者虐待問題を含め適切に対応するため、東部・中部・西部それぞれに設置している成年後見支援センターによる専門的な相談支援体制を充実させました。	また、虐待通報及び受付機関である市町村及び地域包括支援センターの職員に対しても「養護者による虐待対応研修」、「養介護施設従事者等による虐待対応研修」を継続して実施していくこととします。また、養介護施設職員に対しては、施設内における権利擁護や虐待防止に向け、具体的な知識と技術を習得するための研修も継続実施します。		
32	島根県	671,126				県では、県弁護士会と県社会福祉士会で組織する「高齢者虐待対応専門職チーム」と協同して、事業者・施設の従事者等を対象にした高齢者虐待防止研修会を各地で開催している。 また、事業所・施設において指導的立場にある者を対象に権利擁護推進員養成研修を開催し、介護現場における権利擁護の取組みを指導する人材を養成している。 介護支援専門員研修のほか県が実施する研修等において、虐待防止に関する内容を指導項目に盛り込むとともに、介護保険事業者向けの実地指導及び集団指導等の機会を通じ、高齢者虐待についての普及啓発を行う。	虐待の原因が複雑で、地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例も増えてきており、県では島根県弁護士会や島根県社会福祉士会で組織する「高齢者虐待対応専門職チーム」から専門職を派遣する事業を行っている。	
33	岡山県	1,888,432	さらに、家族関係への介入など、継続して粘り強い対応が求められる困難事例が多い養護者による虐待への対応についても、市町村担当職員の研修や、法律相談窓口の設置、県民向けパンフレットの配布など、市町村への支援等を行います。			県としては、高齢者虐待はあってはならないとの強い認識の下、市町村や地域包括支援センターの職員、介護事業者など関係者が「高齢者虐待防止法」の趣旨等を理解し、虐待の早期発見と早期対応ができるよう研修等を行うなど、あらゆる機会を通じ、高齢者虐待の防止に関する啓発を行うとともに、特に介護サービス事業者に対しては、集団指導等を通じ、虐待の発生防止、行政への早期通報など、高齢者虐待防止法の周知と同法に則った対応の徹底を図ります。	また、介護経験が少なく技術に不安のある介護職員の初任者研修や研修期間中の代替職員の確保など、介護職員の資質向上のための支援を行います。	
34	広島県	2,799,702	法の趣旨や通報義務、相談窓口等について、県民及び養介護施設等に広報を行い、虐待防止と虐待発見時に速やかに通報するよう周知を図ります。	養介護施設従事者等を対象とした研修を実施するとともに、介護サービス事業者への集団指導や実地指導を通じて、事業者自らが施設全体の意識啓発を行うための職員研修を実施するよう促すなど、全ての施設において質の高いサービスが提供されることを目指します。		養介護施設従事者等を対象とした研修を実施するとともに、介護サービス事業者への集団指導や実地指導を通じて、事業者自らが施設全体の意識啓発を行うための職員研修を実施するよう促すなど、全ての施設において質の高いサービスが提供されることを目指します。		
35	山口県	1,342,059		介護保険施設等への指導監督においては、高齢者虐待の防止、身体的拘束の原則禁止等の観点から、虐待や身体的拘束に係る行為及びそれらが与える影響についての理解や、防止のための取組について指導を行い、入所者の「尊厳の保持」や「サービスの質の確保と向上」に向けた施設の取組を支援します。		介護保険施設等に対しては、高齢者虐待の防止、身体的拘束の原則禁止等の観点から、虐待や身体的拘束についての理解促進や、虐待防止の取組についての指導等を行い、施設における高齢者の尊厳の保持に努めます。		

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
			1	2	3	4	5	–
No.	都道府県	人口（人）	**周知・啓発** 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー習等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修組織** 認知症ケア研修 介護知任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等間係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	–
36	徳島県	719,559	また、地域社会全体で 高齢者の生活を支え、高齢者やその家族が 安心して住み慣れた地域で 暮らし続けられるように、幅広く地域住民に認知症や高齢者虐待防止等についての情報を発信するとともに、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした高齢者虐待防止についての研修会を実施し、支援者の対応力の強化を図ります。	県は、市町村や設置主体に対して、高齢者虐待や居住状況、経済的問題などを抱えた高齢者の住居を確保するための円滑な入所措置や、入所者の要介護状態の変化に対応した支援が 適切に行われるよう指導するとともに、建て替えに当たっては高齢者の居住により適した施設となるよう必要な指導・助言を行います。				
37	香川県	950,244			養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・対応について、「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止・対応マニュアル」に基づいた迅速かつ的確な対応を図ります。 養介護施設従事者等による虐待事例に対し、市町と緊密に連携しながら対応するとともに、市町における対応能力の強化を支援します。	施設等の職員を対象にした権利擁護等に関する研修など、専門職として必要な知識の習得に資する研修を実施します。	香川県社会福祉士会と連携し、市町が 虐待対応困難事例への初期対応について気軽に相談できるよう、専門職による相談窓口を設置します。	
38	愛媛県	1,334,841	地域住民一人ひとりが 高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の発生予防・早期発見の第一歩となることから、高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発は重要です。高齢者虐待は特定の人や家庭において発生するものではなく、誰にで も、と゛この家庭にで も起こりうる身近な問題であるものと捉え、市町による地域住民に対する高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発への積極的な取組を支援します。	養介護施設や養介護事業従事者等による高齢者虐待防止のため、身体拘束廃止などサービス事業者に対して適切な指導を行います。		県においても、各市町で 虐待対応に当たる職員のスキルアップ゛を図ることを目的とした「高齢者虐待対応職員養成講座」や養介護施設・事業所の施設長等を対象に「養介護施設従事者等による高齢者虐待防止研修会」を開催するとともに、高齢者虐待防止に係る関係機関・団体の連携や共通認識を図り、有効なネットワークを構築するための「高齢者虐待防止連携会議」を開催しています。	在宅で 養護者による虐待が 起こる背景としては、身体的、精神的、社会的、経済的要因等様々な問題があるものと考えられることから、高齢者虐待の発生予防・早期発見や虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、弁護士や社会福祉士により構成する「虐待対応専門職チーム」などの関係団体や関係機関等との有機的な連携・協力体制の構築が 重要です。高齢者虐待防止等の権利擁護業務を含め、地域における高齢者の問題解決に向けて支援するネットワークを構築することは、市町や地域包括支援センターの重要な業務であるため、県としてその積極的な取組を支援します。	
39	高知県	691,527	高齢者虐待の防止や早期発見のため、リーフレットやホームページなどを通じて通報や相談窓口の周知を行い、認知症の人を含めた高齢者の権利擁護について普及啓発を進めるとともに、養護者への支援を推進します。			県では、市町村職員や介護施設職員等を対象に高齢者虐待防止・身体拘束廃止を正しく理解して取り組むための研修会などを行っています。 虐待防止ネットワークの構築や虐待対応等困難事例への対応における助言や支援を行います。	高齢者の困難事例に対し専門的な助言を行う高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チームと連携し、高齢者の虐待防止に取り組む市町村への支援を行います。	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
			1	2	3	4	5	–
No.	都道府県	人口（人）	**周知・啓発** 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー習等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修組織** 認知症ケア研修 介護知任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等間係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例：身体拘束等）	–
40	福岡県	5,135,214		一方で、介護施設等が増えるにつれて、施設職員等による不適切な処遇や虐待の疑いに関する通報・相談が増えています。また、有料老人ホームの設置の届出がなされていないまま運営を行っている施設も見られます。 このため、県では、従来の介護施設等に対する指導に加え、有料老人ホーム等に対する指導体制を強化し、高齢者の安全・安心の確保とサービスの質の向上を図っています。 【今後の取組】 ○有料老人ホーム等に対して、毎年度、集団指導を行うとともに、定期的に立入検査を実施します。 ○未届け有料老人ホームの届出を進めます。		介護施設等に対し、集団指導や実地指導等を通じて高齢者虐待防止に関する周知・啓発を行い、介護職員等の高齢者虐待防止に関する研修への積極的な参加や、施設全体での研修、意識啓発を行うように指導します。 住宅型有料老人ホーム等の管理者や職員を対象とした研修を実施するなど、各施設における高齢者虐待防止に関する体制整備や取組等を促進します。 介護施設等の関係団体や、利用者、学識経験者等で構成する福岡県身体拘束ゼロ作戦推進会議において、県内の身体拘束に関する調査や研究を行うとともに、権利擁護等推進研修、身体拘束ゼロ施設見学会等を実施し、介護施設等における身体拘束廃止に向けた取組を進めます。		
41	佐賀県	811,442	県では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県内の高齢者虐待の状況について調査・公表し、関係機関の施策の拡充につなげるとともに、高齢者虐待に対する県民の意識の喚起と理解促進を図ります。 また、各市町(保険者)と連携し、高齢者虐待の防止等について、各事業所に対する指導を強化するとともに、広報紙やホームページへの掲載等により住民の理解促進を図ります。	このため、事業所に対する指導において、高齢者虐待の防止及び法令に従った対応についての指導の徹底、対応マニュアルの整備状況等の確認をするとともに、養介護施設従事者等に対する高齢者虐待の防止等に関する研修を実施します。 また、養介護施設従事者等のストレスが虐待の発生要因になり得ることから、管理者に対するセミナーを実施するなどして職場環境の改善を促進します。 身体拘束は原則として高齢者虐待に当たり、事業所では、緊急やむを得ない場合を除いて身体拘束が禁止されています。このため、身体拘束に関する正しい理解と、緊急やむを得ない場合の適切な判断や最終的手		養護者による虐待を受けた人のうち認知症の方の割合が高くなっている状況を踏まえ、認知症についての正しい理解を促進するため、引き続き認知症サポーターの養成や家族支援のスキルアップのための養介護施設従事者等への研修を実施します。	また、虐待の発生予防や早期発見、被虐待者の支援を適切・迅速に行うためには、各地域における関係機関相互の連携・協力体制の構築が重要です。そのため、市町を中心とした関係機関のネットワーク構築を促していきます。	
42	長崎県	1,312,317	高齢者虐待防止に向けた対策の検討等を行うとともに、県民向けセミナー開催等による介護知識の周知などの啓発、介護施設等の管理者・職員への研修による権利擁護の推進、虐待対応にかかわる市町や地域包括支援センター職員への研修等による相談窓口の強化、地域における虐待防止ネットワークの構築支援等を行います。			高齢者虐待防止に向けた対策の検討等を行うとともに、県民向けセミナー開催等による介護知識の周知などの啓発、介護施設等の管理者・職員への研修による権利擁護の推進、虐待対応にかかわる市町や地域包括支援センター職員への研修等による相談窓口の強化、地域における虐待防止ネットワークの構築支援等を行います。	高齢者虐待防止に向けた対策の検討等を行うため、「長崎県高齢者虐待防止・身体拘束ゼロ作戦推進会議」を開催します。	
43	熊本県	1,738,301				介護サービス事業所等の職員を対象に、高齢者虐待の防止、身体拘束の廃止及び高齢者の権利擁護の視点を学ぶ研修を関係団体と協力して実施するとともに、介護サービス事業所等の自主的な取組みを促進します。		養護者による虐待に繋がる可能性のある困難事例等への対応に際して専門職を派遣するなど、市町村のバックアップ体制を構築します。	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

			施設従事者等による高齢者虐待の発生リスク要因と自治体による虐待防止・運営支援等に寄与する取組等					その他の記述
			1	2	3	4	5	ー
No.	都道府県	人口（人）	**周知・啓発** 一般・事業者・関係者等への通報窓口と虐待に関するホームページやパンフレットなどによる周知 事業者連絡会、 施設長会、自治体実施主体の介護職員研修等	**指導・検査** 個別の実地指導、 集団指導、立入検査等による運営改善支援、処分・公表 運営推進会議（地域密着）	**虐待対応** 従事者虐待向けの対応マニュアル・フロー習等の整備、ネットワーク整備スーパービジョン、検証を受けられる体制整備	**教育・研修組織** 認知症ケア研修 介護知任者向け研修 地域ケア会議等による困難事例対応検討 市町村・都道府県、事業所等関係機関職員・管理者向け研修 ※地域ケア会議の活用は、事例検討以外にもある	**その他の支援** 介護人材確保・育成支援 第三者評価受審支援 介護サービス相談員派遣事業実施他 コンサルや研修講師派遣（特に小規模事業所への支援）、 専門相談窓口設置（例．身体拘束等）	ー
44	大分県	1,123,852	虐待発見者の通報義務、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業等の利用促進について被護者をはじめとする県民への普及啓発に努めます。 虐待発見者の通報義務、成年後見制度や日常生活支援事業等の利用促進について、養介護施設従事者や医師など高齢者福祉の関係者をはじめとする県民への普及啓発に努めます。	養介護施設や介護サービス事業所の従事者等を対象とした虐待防止研修を実施するとともに、介護サービス事業所における利用者の人権擁護や虐待の防止等を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の開催等を支援するとともに、施設等への実地指導や監査等の機会を捉え具体的な指導を行います。	加えて、虐待が〞疑われる事案が〞発生した際には、市町村の要請に応じて、専門職チームの派遣や市町村が開催する虐待対応ケース会議に参加するなど、市町村が適切に対応できるよう支援を行います。	養介護施設や介護サービス事業所の従事者等を対象とした虐待防止研修を実施するとともに、介護サービス事業所における利用者の人権擁護や虐待の防止等を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修の開催等を支援するとともに、施設等への実地指導や監査等の機会を捉え具体的な指導を行います。		
45	宮崎県	1,069,576	「宮崎県高齢者虐待防止連絡会議」を通じて、関係機関相互の連携を図るとともに、高齢者虐待防止の啓発活動や、市町村職員や介護保険関係事業所の関係者等を対象とした研修会の実施等により関係職員の資質の向上を図ります。			「宮崎県高齢者虐待防止連絡会議」を通じて、関係機関相互の連携を図るとともに、高齢者虐待防止の啓発活動や、市町村職員や介護保険関係事業所の関係者等を対象とした研修会の実施等により関係職員の資質の向上を図ります。	高齢者権利擁護支援センター(*7)において、市町村や地域包括支援センターからの相談に応じるとともに、困難事例については、県弁護士会及び県社会福祉士会の会員から構成される高齢者虐待対応専門職チームを派遣するなどの支援を行います。	
46	鹿児島	1,588,256	ホームページや広報誌、リーフレットなど各種媒体を活用した高齢者虐待に関する普及啓発に努めます。		施設内における高齢者虐待の通報等があった時に、速やかに対応するため、市町村の虐待対応部局と県の指導監督部局の連携強化を図ります。	介護施設用の管理者・従事者及び市町村・地域包括支援センター職員に対する高齢者権利擁護意識の向上を図るための研修を実施します。	市町村や関係団体等で構成する県高齢者虐待防止推進会議において、関係機関相互の密接な連携を確保し、高齢者虐待防止対策の推進を図ります。 高齢者虐待防止対策の推進に当たっては、認知症施策と連携した取組に努めます。	
47	沖縄県	1,467,480		介護施設等への集団指導や実地指導を通して、従事者等の虐待防止に関する正しい理解や意識啓発を図るとともに、施設での研修体制づくり等の取組の促進を図ります。 また、介護保険施設等の指導的立場にある者や看護職員を対象として、高齢者の権利擁護のための取組を推進できる指導者養成の研修を実施します。	高齢者虐待の早期発見、早期対応に取り組む市町村の体制整備を支援するため、関係機関の代表者で〞構成する「高齢者虐待防止連絡会議」を必要に応じ開催し、高齢者虐待防止対策の総合的な推進や関係機関の連携等を図ります。 高齢者虐待防止ネットワーク未設置市町村に対して設置を促進するとともに、設置済みの市町村に対しては、ネットワークの効果的な運営等について助言等を行っていきます。	介護施設等への集団指導や実地指導を通して、従事者等の虐待防止に関する正しい理解や意識啓発を図るとともに、施設での研修体制づくり等の取組の促進を図ります。 また、介護保険施設等の指導的立場にある者や看護職員を対象として、高齢者の権利擁護のための取組を推進できる指導者養成の研修を実施します。	沖縄県社会福祉士会や沖縄弁護士会等の関係機関と連携し、市町村の対応困難事例に対する相談窓口を設置するとともに、必要に応じ弁護士等で〞構成する専門職チームを派遣し、市町村や地域包括支援センターの対応を支援します。また、高齢者虐待対応・防止研修会や事例検討会等を開催し、関係職員の対応力の向上を図ります。 介護施設・サービス事業所や有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅での虐待の未然防止や介護サービスの向上等を図るため、市町村の介護サービス相談員派遣等事業を支援します。	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

				実績の記述								
No.	都道府県	人口（人）	有無	種類1	スクリーンショット	種類2	スクリーンショット	種類3	スクリーンショット	種類4	スクリーンショット
1	北海道	5,224,614									
2	青森県	1,237,984	有	養護者による高齢者虐待の件数	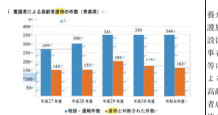	養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数	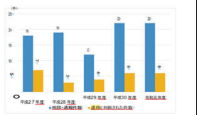				
3	岩手県	1,210,534	有	高齢者虐待の状況		高齢者虐待防止の措置（現状）		体制整備状況	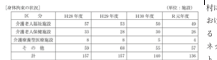	市町村におけるネットワーク構築への取組状況	
4	宮城県	2,301,996	有	養護者による虐待の通報・相談件数及び虐待と判断した件数		市町における体制整備等の実施率		養護者による高齢者虐待についての相談・通報者			
5	秋田県	959,502	有	秋田県の相談・通報件数、虐待判断件数の推移		市町における虐待防止に向けた体制整備の状況					

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

				実績の記述								
No.	都道府県	人口（人）	有無	種類1	スクリーンショット	種類2	スクリーンショット	種類3	スクリーンショット	種類4	スクリーンショット
6	山形県	1,068,027	有	県内における高齢者虐待の状況	■ 県内における高齢者虐待の状況（市町村によって実際に高齢者虐待が確認された件数を集計したもの） 虐待者 2017(H29) 2018(H30) 2019(H31) 養介護施設における虐待事業 1件（1人） 0件（0人） 3件（3人） 家庭における高齢者 117件(160人) 166件(192人) 156件（165人） （ ）内は、虐待を受けた人数 資料：高齢者対応施設課調べ	評価目標	評価目標項目 現状 2019(H31)年度 目標 2022(R5)年度 2025(R7)年度 高齢者虐待対応窓口職員向け研修の受講者数（累計：2015(H27)年～） 381人 641人 781人				
7	福島県	1,833,152	有	市町村における高齢者虐待の認定件数	市町村における高齢者虐待の認定件数 区分 平成29年度 平成30年度 令和元年度 養介護施設従事者等によるもの 4件 5件 6件 養護者によるもの 292件 325件 280件	高齢者虐待防止研修 看護実務者研修	事業・施策者名 目標・施策名 現状値（令和元年度） 目標・施策値（令和5年度） 備考 高齢者虐待防止研修 研修参加施設等数 114施設等 150施設等 看護実務者研修 研修修了者数 286人 605人 未実計値				
8	茨城県	2,867,009									
9	栃木県	1,933,146	有	栃木県における高齢者虐待の状況	栃木県における高齢者虐待の状況 市町村における高齢者虐待の状況 （高齢者対応施設課調べ）						
10	群馬県	1,939,110	有	令和元年度（2019）高齢者虐待の状況	高齢者虐待に関する相談・通報件数は、高齢者の世話をしている家族等の養護者によるものは、令和元年度(2019)で[illegible] ［令和元年度(2019)高齢者虐待の状況］ （単位：件） 区分 相談・通報件数 ｼｽﾃﾑ通報の認定の人数の件数 養護者による虐待 260 129 養介護施設従事者等による虐待 45 8 計 305 137 （資料：市町村等調査「高齢者虐待の状況」対応状況調査結果） は、8件となっています。	高齢者虐待の状況（年度別推移）	養護者による高齢者虐待の 相談・通報件数の推移と通告の事実が認められた件数の推移 養介護施設従事者等による高齢者虐待の 相談・通報件数の推移と通告の事実が認められた件数の推移 （資料：市町村等調査「高齢者虐待の状況」対応状況調査結果）				

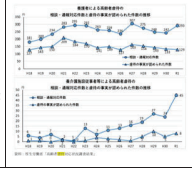

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述

※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

No.	都道府県	人口（人）	有無	実績の記述 種類1	スクリーンショット	種類2	スクリーンショット	種類3	スクリーンショット	種類4	スクリーンショット
11	埼玉県	7,344,765	有	高齢者虐待の相談通報・認定件数	県内市町村への家族などの養護者による高齢者虐待の通報件数は、令和元年度は年間1,700件近くと増加傾向にあります。また、県内市町村が虐待と認定した事例は651件となってい… 家族… 令和元年… 的虐待が… 的 虐待 ■図2－20－1　高齢者虐待の相談通報・認定件数（単位：件数） 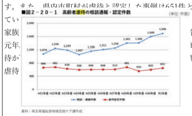 資料：埼玉県福祉部地域包括ケア課作成	高齢者虐待の類型	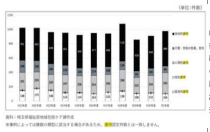	成年後見制度の利用状況の推移	本県における成年後見制度(成年後見、補佐、補助、任意後見)の利用者は増加傾向にあり、利用者数は令和元年時点で 9,756人となっています(図2-21-1)。 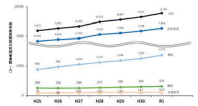	虐待防止の推進数値目標	数値目標 / 現状値（令和元年度末） / 目標値（令和5年度末） 高齢者虐待対応専門員の延べ養成者数 / 2,300人 / 3,200人
12	千葉県	6,284,480	有	養護者による高齢者虐待件数(千葉県)	多様かつ複雑な家族関係等により、身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待などの様々な養護者… 表3-2-1-13　養護者による高齢者虐待件数（千葉県） （H26年度 / H27年度 / H28年度 / H29年度 / H30年度）件数 663 / 790 / 816 / 809 / 862 ※千葉県調べ						
13	東京都	14,047,594	有	高齢者虐待の相談・通報件数、虐待判断件数	養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は、平成20年度に2… 推移してま… 、令和元年度に… 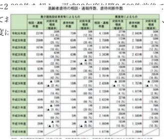	養護者による高齢者虐待についての相談・通報者	なお、相談・通報者の約4割を「介護支援専門員」及び「介護保険事業所職員」が 占めています。 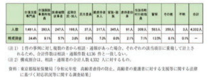				
14	神奈川	9,237,337	有	高齢者虐待の状況	2019(令和元)年度に市町村に寄せられた、家族等の養護者による高齢者虐待に関する相談・通報は1,986件あり、その… 相談・通報… では、身体… っています。 養護者による高齢者虐待件数等の推移（単位：件） 区分 / 2016(平成28) / 2017(平成29) / 2018(平成30) / 2019(令和元) 相談・通報件数 1,326 / 1,709 / 1,701 / 1,986 虐待が認められた件数 902 / 1,082 / 878 / 871 養護者による高齢者虐待の虐待類型別被虐待者数（単位：人） 身体的虐待 612 / 751 / 631 / 622 心理的虐待 363 / 437 / 356 / 331 ネグレクト 208 / 241 / 208 / 207 経済的虐待 156 / 193 / 170 / 128 性的虐待 6 / 2 / 2 / 4 注　県高齢福祉課調べ。虐待類型は1人が複数の類型に該当した場合は重複計上。	高齢者虐待の状況	また、2019(令和元)年度の施設従事者による高齢者虐待の相談・通報は153件あり、そのうち50件で 虐待の事実が認… んで… 心理… 養介護施設従事者等による高齢者虐待件数等の推移（単位：件） 区分 / 2016(平成28) / 2017(平成29) / 2018(平成30) / 2019(令和元) 相談・通報件数 117 / 100 / 147 / 153 虐待が認められた件数 41 / 29 / 52 / 50 養介護施設従事者等による高齢者虐待の虐待類型別被虐待者数（単位：人） 身体的虐待 43 / 33 / 31 / 35 心理的虐待 16 / 5 / 19 / 21 ネグレクト 3 / 7 / 9 / 35 経済的虐待 19 / 9 / 4 / 5 性的虐待 4 / 0 / 3 / 1 注　県高齢福祉課調べ。虐待類型は1人が複数の類型に該当した場合は重複計上。	高齢者虐待防止関係職員研修の受講者数・開催回数	【目標】 高齢者虐待防止関係職員研修の受講者数・開催回数 		
15	新潟県	2,201,272	有	県内における高齢者虐待の状況	高齢化の進展や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の尊厳の保持や… 高齢者虐… 養介護施設従… のは 450件で… 	被虐待高齢者の認知症日常生活自立度1)区分	養介護施設従事者等及び養護者により虐待を受けた高齢者の7割以上が 認知症を有していることから、養介護施設従事者等… 持つことが重要で… また、… 、相談・通報窓口… 域づくりか… 重要… 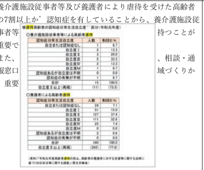	市町村における体制整備等の実施状況			

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

No.	都道府県	人口（人）	有無	種類1	スクリーンショット	種類2	スクリーンショット	種類3	スクリーンショット	種類4	スクリーンショット
				実績の記述							
16	富山県	1,034,814	有	養護者による虐待の状況について		養介護施設従事者等による虐待の状況に					
17	石川県	1,132,526	有	高齢者虐待の状況	県内の事例では、養護者から虐待を受けた高齢者の約7割が 	身体拘束廃止推進員養成研修	介護保険施設等での身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけではなく、高齢者ケアの基本的なあり方に関わ ます。	地域包括支援センターにおける相談状況			
18	福井県	766,863									
19	山梨県	809,974	有	県内の養介護施設従事者等による高齢者の相談通報件数と虐待判断							
20	長野県	2,048,011	有	達成目標							

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

				実績の記述								
No.	都道府県	人口（人）	有無	種類1	スクリーンショット	種類2	スクリーンショット	種類3	スクリーンショット	種類4	スクリーンショット
21	岐阜県	1,978,742	有	県内虐待件数	【県内虐待件数（市町村の管理件数のうち虐待と判断した件数）】　（単位：件） H28 H29 H30 養護者による虐待件数 228 237 167 養介護施設従事者による虐待件数 0 4 4 合　計 228 241 171 資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査（厚生労働省）						
22	静岡県	3,633,202	有	地域包括支援センターの相談件数等の推移	【表4-2-2】 地域包括支援センターの相談件数等の推移　（単位：箇所、人、件数） 地域包括支援センター / センターの数 / 相談件数 / 相談内容 / 虐待の内容 / 虐待者 2015 102 762 (51.1倍) 83,149 (540) 1,527 (119) 309,179 (2,177) 11,533 (81) 6,396 (43) 322,478 (2,260) 2016 102 734 (51.3倍) 86,783 (596) 1,706 (120) 321,742 (2,261) 11,606 (77) 7,141 (51) 341,133 (2,392) 2017 100 696 (50.0倍) 86,927 (606) 15,814 (110) 339,590 (2,327) 15,247 (101) 8,981 (60) 363,818 (2,473) 2018 101 647 (50.0倍) 91,950 (646) 19,585 (138) 354,339 (2,497) 16,901 (119) 9,794 (69) 380,034 (2,682) 2019 102 659 (50.0倍) 76,187 (537) 22,650 (160) 343,991 (2,426) 17,455 (123) 10,141 (72) 371,587 (2,621) ★2015年度、下記の7：1以上センター数での平均件数 資料：静岡県健康福祉部「令和元年度地域包括支援センター実態調査」						
23	愛知県	7,542,415	有	高齢者虐待への具体的な対応イメージ	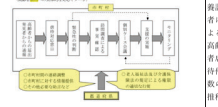	養護者による高齢者虐待件数の推移	2019年度に市町村で受けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は1,867件で、そのうち虐待事例と判断した件数は1,058件となっており、2018年度と比べて増 （2）養護者による高齢者虐待の推移 （単位：件） 年度 相談・通報件数 うち虐待と判断した件数 被害者 男性 被害者 女性 加害者 男性 加害者 女性 加害者 その他 加害者 合計 2018 1,735 1,024 290 143 345 4 151 1,023 2019 1,867 1,058 299 154 392 2 171 1,018 なお、要介護設等従事者による虐待事例と判断された件数は、2019年度は32件となっています。				
24	三重県	1,770,254	有	三重の高齢者虐待の推移（養介護施設従事者等によるもの）		三重の高齢者虐待の推移（養介護者によるもの）		市町における高齢者虐待防止法に基づく体制整備状況	高齢者虐待状況調査によると、令和2(2019)年3月末時点での三重県内の市町における高齢者虐待防止法に基づく体制整備状況は、民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる29市町から14市町となる「関係専門機関介入支援ネットワーク」は16市町(55.2%)で取組がなされています。市町においてこれらネットワークの構築が推進されるよう、引き続き支援していく必要があります。 （単位：市町） 早期発見・見守り / 相談体制確保サービス / 関係専門機関介入支援 ネットワークの構築 / ネットワークの構築 / ネットワークの構築 （重複） 23 市町 (79.3%) / 14 市町 (48.3%) / 16 市町 (55.2%) ※全市町数は29（「市町以外」、広域連合連合の除く。広域連合の構成市町が1つ以上加入・参加している場合は「加入・参加」と計上） ※「その他」は、「市町以外」、広域連合連合の除く。広域連合の構成市町が1つ以上加入・参加している場合は「加入・参加」と計上）	三重県高齢者虐待防止チーム活用フロー	
25	滋賀県	1,413,610	有	滋賀県における養護者・養介護施設従事者等に	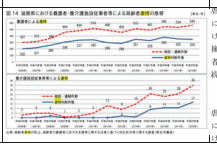	虐待における擁護者の統計	平成30年度(2018年度)に高齢者虐待と判断された件数は、 表27 虐待における擁護者の続柄 虐待者の続柄 / 夫 / 妻 / 息子 / 娘 / 婿 / 嫁 / 兄弟姉妹 / 孫 / その他 H28 22.5 9.2 26.2 16.9 5.8 8.8 1.6 2.4 5.9 H29 19.7 8.8 30.7 16.7 6.7 8.7 1.3 2.5 5.2 表30 虐待における事業所の種別 事業所の種別 / 特別養護老人ホーム / 介護老人保健施設 / 認知症対応型共同生活介護 / 有料老人ホーム / 小規模多機能型居宅介護 / 短期入所施設 / 訪問介護 / 通所介護 / 認知症対応型通所介護	虐待における	

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

No.	都道府県	人口（人）	有無	実績の記述 種類1	スクリーンショット	種類2	スクリーンショット	種類3	スクリーンショット	種類4	スクリーンショット
26	京都府	2,578,087	有	高齢者虐待の状況（京都府）	高齢者虐待防止法に基づく調査結果では、要介護施設従事者… 、特に養護… 【図表11－3　高齢者虐待の状況（京都府）】 ｜｜｜H23｜H24｜H25｜H26｜H27｜H28｜H29｜H30｜R1｜ ｜要介護施設従事者等による虐待｜相談・通報件数｜2｜5｜14｜9｜33｜35｜93｜64｜79｜ ｜｜認定件数｜0｜1｜3｜2｜9｜9｜18｜37｜14｜ ｜養護者による虐待｜相談・通報件数｜561｜636｜714｜777｜817｜931｜983｜1,125｜1,213｜ ｜｜認定件数｜417｜425｜472｜490｜521｜634｜663｜665｜599｜ 注：府の高齢者虐待防止法に基づく調査による	高齢者虐待の類型（京都府:2019(R1)年度）	また、虐待類型では「身体的虐待」が約7割を占めていま… 【図表11－4　高齢者虐待の類型（京都府：2019（R1）年度）】 ｜身体的虐待｜61.6%｜ ｜介護・世話の放棄・放任｜22.7%｜ ｜心理的虐待｜42.1%｜ ｜性的虐待｜1.0%｜ ｜経済的虐待｜16.0%｜ 注1：府の高齢者虐待防止法に基づく調査による（養護者虐待） 注2：合計が100%にならないのは、1件の事例で複数の虐待種別をカウントしているため	京都府障害者・高齢者権利擁護支援セ	京都府では、高齢者虐待対応の窓口となる市町村の取組を支援するため、2012(平成24)年度に、「京都府障害者・高齢… 携… 専門… い、市町村をきめ細かく支援しているところです。 ・2015（平成27）年度　相談件数　２０４件　派遣件数　２３件 ・2016（平成28）年度　相談件数　２３５件　派遣件数　２１件 ・2017（平成29）年度　相談件数　２４４件　派遣件数　１９件 ・2018（平成30）年度　相談件数　２６１件　派遣件数　２５件 ・2019（令和元）年度　相談件数　３０９件　派遣件数　１５件	市区町村長による成年後見事件の申し立	身寄りのない重度の認知症高齢者等について市町村長が申立てを行う取組は… 【図表11－5　市区町村長による成年後見事件（※1）の申し立て件数（最高裁判所）】 ｜｜｜2012(H24)｜2013(H25)｜2014(H26)｜2015(H27)｜2016(H28)｜2017(H29)｜2018(H30)｜2019(R1)｜ ｜市区町村申立件数｜全国｜4,543｜5,046｜5,592｜5,993｜6,466｜7,037｜7,705｜7,837｜ ｜｜京都（※2）｜136｜182｜150｜164｜160｜165｜185｜153｜ 注：最高裁判所による成年後見関係事件の概況による （※1）後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件をいう。 （※2）京都家庭裁判所管内の申立数
27	大阪府	8,837,685	有	府内市町村対応状況	<図表22:府内市町村対応状況> ｜養護者による高齢者虐待｜平成30年度｜令和元年度｜増減数｜ ｜高齢者虐待と思われる相談・通報件数｜3,273｜3,455｜+182｜ ｜虐待の事実が確認された件数｜1,480｜1,503｜+23｜ ｜養介護施設従事者等による高齢者虐待｜｜｜｜ ｜高齢者虐待と思われる相談・通報件数｜313｜255｜-58｜ ｜虐待の事実が確認された件数｜50｜54｜+4｜ 出典:厚生労働省調査「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」						
28	兵庫県	5,465,002	有	高齢者虐待事例件数	◇高齢者虐待事例件数 ｜区分｜｜2016年度（平成28年度）｜2017年度（平成29年度）｜2018年度（平成30年度）｜2019年度（令和元年度）｜ ｜養護者による虐待｜通報相談｜1,522｜1,802｜1,825｜1,874｜ ｜｜虐待確認｜920｜982｜875｜792｜ ｜施設従事者等による虐待｜通報相談｜116｜106｜135｜147｜ ｜｜虐待確認｜29｜20｜24｜29｜						
29	奈良県	1,324,473									
30	和歌山	922,584	有	高齢者権利擁護関係の研修	高齢者権利擁護関係の研修 高齢者権利擁護推進員養成研修の受講者数　1,033人（令和2年3月） 高齢者権利擁護に係る看護実務者研修の受講者　431人（令和2年3月）						

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

				実績の記述								
No.	都道府県	人口（人）	有無	種類1	スクリーンショット	種類2	スクリーンショット	種類3	スクリーンショット	種類4	スクリーンショット
31	鳥取県	553,407	有	＜評価指標＞高齢者の尊厳及び安全の確保							
32	島根県	67,126	有	養護者（家族等）による虐待		養介護施設従事者等による虐待		権利擁護推進員研修の修了者数			
33	岡山県	1,888,432	有	市町村への通報等の状況							
34	広島県	2,799,702	有	虐待防止対策	令和元(2019)年度において、高齢者虐待と確認された件数は、家庭内虐待が 439件、養介護施設従事者による虐待が 25件で あり、虐待件数は前年度より増加し、平成18(2006)年の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)施行以降、養介護施設従事者による虐待は増加傾向にあります。 養介護施設従事者から虐待を受けた高齢者の9割以上に認知症があることから、介護職員の認知症に関する知識不足も一因であると考えられます。						
35	山口県	1,342,059	有	養護者に係る虐待件数		地域福祉権利擁護事業の実					

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

				実績の記述							
No.	都道府県	人口（人）	有無	種類1	スクリーンショット	種類2	スクリーンショット	種類3	スクリーンショット	種類4	スクリーンショット
36	徳島県	719,559	有	養護者による高齢者虐待の状況（徳島県）	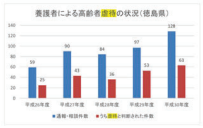						
37	香川県	950,244									
38	愛媛県	1,334,841	有	養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等		養護者による高齢者虐待の状況等	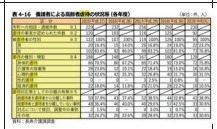				
39	高知県	691,527	有	高知県における高齢者虐待件数の推移							

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

				実績の記述									
No.	都道府県	人口（人）	有無	種類1	スクリーンショット	種類2	スクリーンショット	種類3	スクリーンショット	種類4	スクリーンショット
40	福岡県	5,135,214	有	養介護施設従事者等による虐待	県及び市町村が受けた相談・通報件数は386件ありました。そのうち、市町村において高齢者虐待であると判断した事案は248件でした。虐待の種別は、身体的虐待や心理的虐待、性的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待でした。	養護者による虐待	市町村が受けた相談・通報件数は1951件ありました。 市町村において、高齢者虐待を受けた、又は受けたと思われると判断した事例は438件でした。	福岡県における高齢者虐待の状況	① 虐待の発生 ② 相談者と虐待発生の関係 ③ 相談者と虐待者の続柄	数値目標高齢者等の尊厳が尊重される社会づくり	
41	佐賀県	811,442	有	目標値	第６期・２高齢者の安全・安心な確保 20[illegible] ㉔ 高齢者虐待に関する研修受講者数（３年度累計） 成年後見制度利用促進に向けての積極開発目標とした市町数	養介護施設従事者等による虐待及び主な発生要因	【図６－６】 養介護施設従事者等による虐待（県内） 【図６－８】 養介護施設従事者等による虐待の主な発生要因（県内）（2019年度）	養護者による虐待及び主な発生要因	【図６－７】 養護者による虐待（県内） 【図６－９】 養護者による虐待の主な発生要因（県内）（2019年度）		
42	長崎県	1,312,317	有	県内の高齢者虐待に関する件数	表　県内の高齢者虐待に関する件数						
43	熊本県	1,738,301									

都道府県の第8期計画における高齢者虐待等に関する記述
※記述が重複している場合は、灰色セルで示している。

No.	都道府県	人口（人）	有無	種類1	種類2	種類3	種類4
44	大分県	1,123,852	有	高齢者虐待の相談・通報及び虐待件数	目標指数高齢者虐待防止等に係る研修への参加者数		
45	宮崎県	1,069,576	有	市町村における相談・通報件数及び虐待判断件数			
46	鹿児島	1,588,256	有	市町村における相談・通報件数及び虐待件数の推移	本県の家庭内虐待の状況		
47	沖縄県	1,467,480	有	高齢者福祉関連施策の実績	高齢者虐待者数の推移	高齢者虐待の状況(令和元年度)	高齢者虐待の状況(令和元年度)

44 大分県

スクリーンショット（種類1）

［表5-1］高齢者虐待の相談・通報及び虐待件数 （件数）

区	分	平成２９年度	平成３０年度
養護者による高齢者虐待の対応状況	相談・通報件数	２６１	３１２
	虐　待　件　数	１３１	１２８
養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況	相談・通報件数	２０	１９
	虐　待　件　数	４	２

スクリーンショット（種類2）

■目標指標

指標名	単位	令和元(2019)年	令和５（2023）年
		基準値	目標値
高齢者虐待防止等に係る研修への参加者数	人	４０２	５００

45 宮崎県

スクリーンショット（種類1）

通報・相談を受けた市町村が事実確認の結果、虐待と判断した事例は、令和元(2019)年度は101件(被虐待者数115人)

市町村における相談・通報件数及び虐待判断件数 （単位：件、人）

調査対象年度	養護者による虐待			養介護施設従事者等による虐待		
	相談・通報	虐待判断	被虐待者	相談・通報	虐待判断	被虐待者
平成29年度	219	113	117	24	7	11
平成30年度	201	107	110	23	7	9
令和元年度	223	93	99	19	8	16

46 鹿児島

スクリーンショット（種類1）

【図表３－５－１】市町村における相談・通報件数及び虐待件数の推移

	家庭内虐待		施設内虐待	
	相談・通報件数	虐待判断件数	相談・通報件数	虐待判断件数
平成27年度	251	164	25	7
平成28年度	255	148	26	1
平成29年度	237	122	12	1
平成30年度	233	109	23	9
令和元年度	291	111	31	8

［県高齢者生き生き推進課調べ］

スクリーンショット（種類2）

【図表３－５－２】本県の家庭内虐待の状況（令和元年度）

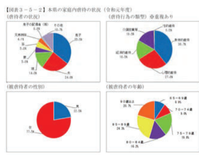

47 沖縄県

スクリーンショット（種類1）

(5) 安心・安全な高齢社会づくりの推進

指標	平成29年度（計画策定時）	現状		目標年度
		令和元年度末	達成率	令和2年度目標値
高齢者虐待に係る支援要請件数［単年度］	10	6	24.0%	25
高齢者虐待防止ネットワーク構築市町村数	27	31	93.9%	33

スクリーンショット（種類2）

【図表2－18 高齢者虐待者数の推移】 （資料：高齢者福祉介護課調べ）

虐待者 ＼ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
養介護施設従事者等	4	30	29	10	9
養護者	130	136	160	192	208
合計	134	166	189	202	217

スクリーンショット（種類3）

【図表2－19－1 高齢者虐待の状況(令和元年度)】 （資料：高齢者福祉介護課調べ）

区	分	件数	割合
1. 被虐待者の性別	男	70	32.3%
	女	147	67.7%
	合計	217	100.0%
2. 虐待の種類（複数回答）	身体的虐待	143	44.5%
	放棄・放任	30	9.3%
	心理的虐待	101	31.5%
	性的虐待	5	1.6%
	経済的虐待	42	13.1%

スクリーンショット（種類4）

【図表2－19－2 高齢者虐待の状況(令和元年度)】 （資料：高齢者福祉介護課調べ）

区	分	件数	養護者による虐待(217件)に占める割合
3. 虐待者と被虐待者との関係（養護者による虐待のケース）	配偶者	52	24.0%
	息子	107	49.3%
	娘	23	10.6%
	息子の配偶者（嫁）	4	1.8%
	兄弟姉妹	12	5.5%
	孫	3	1.4%
	その他	16	7.4%

アンケート調査

（1）高齢者虐待対応部署向けアンケート調査　　単純集計結果

市区町村（n=691）

合計	市	区	町	村
691	60.3	32.3	5.8	1.6

県庁所在地の有無（n=691）

合計	県庁所在地	県庁所在地以外
691	3.9	96.1

政令指定都市の有無（n=691）

合計	政令指定都市	政令指定都市以外
691	1.6	98.4

中核市の有無（n=691）

合計	中核市	中核市以外
691	4.8	95.2

特例市の有無（n=691）　※令和3 年4 月1 日現在

合計	特例市	特例市以外
691	2.2	97.8

保健所設置の有無（n=691）

合計	保健所設置市（3 号市）	3 号市以外
691	0.3	99.7

F2-1. 高齢者虐待防止に関する行政計画（第8 期介護保険事業計画を除く）を策定していますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	22.0	75.5	2.5

F2-2. 介護保険事業計画以外の行政計画（F2-1を除く）に高齢者虐待防止に関わる内容を記載していますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	45.4	49.8	4.8

F2-3. 高齢者虐待防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	66.7	32.0	1.3

F2-4. 地域包括支援センターの運営方針や事業計画等に関わる内容を記載していますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	82.6	13.2	4.2

F2-5. 成年後見制度利用促進に関する市町村計画を策定していますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	51.4	45.3	3.3

F2-6. 高齢者の消費者被害防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	31.0	47.5	21.6

F2-7. 高齢者の消費者被害防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	10.1	62.7	27.2

F2-8. 高齢者のセルフ・ネグレクト防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	4.8	88.1	7.1

F2-9. セルフ・ネグレクト防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	10.4	83.2	6.4

F2-10. 孤独死（孤立死）防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	12.0	77.1	10.9

F2-11. 孤独死（孤立死）防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	7.8	81.2	11.0

F2-12. 認知症高齢者の行方不明対策に関わる内容を記載した行政計画がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	47.6	47.6	4.8

F2-13. 認知症高齢者の行方不明対策に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。（n=691）

合計	はい	いいえ	わからない
691	55.9	40.4	3.8

F2-14. 行政評価を実施しているものを選択してください。（複数選択）（n=691）

合計	691
成年後見制度利用促進	37.8
高齢者虐待防止	36.8
認知症高齢者の行方不明対策	26.0
高齢者の消費者被害防止	11.1
孤独死（孤立死）防止	4.9
セルフ・ネグレクト防止	2.7
実施されていない	52.2

F2-15. 体制整備の予算確保に向けて評価に取り組んでいるものを選択してください。（複数選択）（n=691）

合計	691
成年後見制度利用促進	45.7
高齢者虐待防止	28.7
認知症高齢者の行方不明対策	28.2
高齢者の消費者被害防止	6.9
孤独死（孤立死）防止	5.2
セルフ・ネグレクト防止	2.2
実施されていない	48.9

q1-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の総数（n=691）

合計	把握していない	把握している
691	41.7	58.3

q1-1-1. 発生件数_ 者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の総数（n=401）

合計	平均	最小値	最大値
401	13.2	0.0	591.0

q1-2. うち、セルフ・ネグレクト（n=691）

合計	把握していない	把握している
691	61.2	38.8

q1-2-1. 発生件数_ うち、セルフ・ネグレクト（n=264）

合計	平均	最小値	最大値
264	0.8	0.0	23.0

q1-3. うち、養護、被養護の関係にない65 歳以上の高齢者への虐待
（お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスを除く）（n=691）

合計	把握していない	把握している
691	55.9	44.1

q1-3-1. 発生件数_ うち、養護、被養護の関係にない65 歳以上の高齢者への虐待
（お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンスを除く）（n=302）

合計	平均	最小値	最大値
302	3.9	0.0	132.0

q1-4. うち、お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンス（n=691）

合計	把握していない	把握している
691	60.6	39.4

q1-4-1. 発生件数_. うち、お互いに自立した65歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンス（n=263）

合計	平均	最小値	最大値
263	2.4	0.0	44.0

q1-5. 認知症による行方不明高齢者数（n=691）

合計	把握していない	把握している
691	52.0	48.0

q1-5-1. 発生件数_.認知症による行方不明高齢者数（n=327）

合計	平均	最小値	最大値
327	14.6	0.0	583.0

q2. 貴自治体において、在宅で孤立死した高齢者はいましたか。
対応中に死亡した例だけでなく、発見時に死亡していた例も含めて下さい。（n=691）

合計	691
該当する死亡があったかどうかを把握していない	25.2
該当する死亡はなかった	17.8
該当する死亡はあったが、人数は不明	40.4
該当する死亡があった	16.6

q2-1. 令和2 年度、在宅で孤立死した高齢者数（n=114）

合計	平均	最小値	最大値
114	9.2	0.0	338.0

q3. 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般について、うまく対応できていますか。　（n=691）

合計	691
できていない	1.9
どちらかと言えば、できていない	20.0
どちらかと言えば、できている	64.0
できている	6.7
これまでにそのような事例はない（把握していない）	7.5

q3-2. 【q3において、「できていない」又は「どちらかと言えば、できていない」と回答した方】
うまく対応できていない理由を教えてください。（複数選択）（n=151）

合計	151
高齢者虐待防止も含め、高齢者虐待防止法に準ずる対応に従事できる人員数が不足しているため	72.8
高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害を扱う協議体を設置していないため	31.1
虐待対応で忙しく準ずる行為まで手が回らないため	23.2
庁内が縦割りになっており、対応部署と連携がうまくいかないため	21.9
個人情報保護の問題があり、迅速に対応部署に繋ぐことが難しいため	15.2
準ずる行為についても虐待防止法に準じて対応しなければならないという認識がなかったため	12.6
高齢者虐待防止も含め、高齢者虐待防止法に準ずる対応に必要な予算が不足しているため	9.3
庁内の異動の際の引継ぎが上手くいかないため	6.6
庁外の連携ネットワークに参画する担当者の変更の際に引継が上手くいかないため	2.0
その他	15.2

q4. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する窓口を住民へ周知していますか。
高齢者虐待防止に関する窓口と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。
（複数選択）（n=691）

合計	691
特に対応していない	53.3
窓口で高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の相談・通報も扱うことを明示している	33.6
セルフ・ネグレクトなどを例示するなどして、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害がどのようなも	6.7
その他	10.7

q5. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する啓発活動について、
どのような取組を行っていますか。高齢者虐待防止に関する啓発活動と一体的に実施している場合は、
その状況を踏まえてお答えください。（複数選択）（n=691）

合計	691
高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する啓発活動は行っていない	47.8
貴自治体のホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などを公表している	23.4
市町村が発行する広報誌の中で取り扱っている	21.9
パンフレットやリーフレットを作成している	19.2
住民向けの講演会や公開セミナーを開催している	8.8
その他	10.7

q6. 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために実施している対策を教えてください。（複数選択）（n=691）

合計	691
訪問等によって実態把握を行っている	68.9
関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している	52.8
ケアマネジャーや介護サービス事業所等が抱える困難ケースなどから早期発見できる事例検討会の場や機会等を設けている	49.1
庁内の他の相談窓口に「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」が含まれている場合に相談・通報してもらうよう依頼している	39.1
地域ケア会議で「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」に関する事項を取り入れている	24.3
早期発見について高齢者虐待防止・対応マニュアル等に明文化している	24.2
民生委員に高齢者がいる世帯全てに対し可能な限り訪問してもらえるよう協力を依頼している	22.7
住民が何でも相談や情報提供できるワンストップの相談窓口を設置している	17.9
「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークによる住民や関係機関等への連携協力体制を整備している	17.5
早期発見の対応策は定めていない	16.1
「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」の例示を用意し関係者・関係機関に対し研修の実施や配布等を実施している	14.8
地域の医師会等と連携し、例えば、受診が滞っている高齢者等や受診拒否の高齢者等など、訪問支援が必要と考えられる方に関する情報を共有できるようにしている	14.2
その他の対応	4.3

q6-2.2 【q6において、「「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークによる住民や関係機関等への連携協力体制を整備している」と回答した方】ネットワークのメンバー（複数選択）（n=121）

合計	121
民生委員	75.2
地域包括支援センター	71.9
社会福祉協議会	69.4
郵便局・金融機関	66.9
宅配業者	59.5
警察・消防	57.0
介護サービス事業所	54.5
電気・ガス・水道等のライフライン事業者	52.9
ケアマネジャー	48.8
医療機関	45.5
自治会	43.8
老人クラブ	40.5
NPO 団体	17.4
ボランティア	15.7
家族会	9.9
その他	53.7

q7. 迅速かつ適切な対応の観点から、地域包括支援センター等の関係者が、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会を提供していますか。高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。（複数選択）（n=691）

合計	691
実施していない	40.2
地域の課題として地域ケア会議を実施している	29.5
実際の事例を持ち寄り発表し意見交換できるケース検討会を開催している	22.7
座学中心の研修会を開催している	17.2
地域包括支援センター運営協議会で情報共有している	14.6
テキストやマニュアルを作成、配布している	12.0
参加者がお互いに考え合えるワークショップ型の研修会を開催している	6.5
研修会やセミナー等への参加費用を独自に補助している	5.2
その他	6.9

q8.1 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害について、施設や病院等への保護や自宅等への立入り、面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースがあった場合に対応可能なものを選択してください。（複数選択）（n=691）

合計	691
老人福祉法第32条に基づく市町村長による成年後見人等の申立	68.9
介護保険サービス・生活支援サービスの導入	67.7
老人福祉法第11条第1 項第1 号に基づく養護老人ホームへの措置	66.3
警察（市町村職員同行含む）による対応	65.8
家族・親族による成年後見人等の申立（支援を含む）	64.1
医療機関の受診・入院	63.8
社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用	63.8
見守り体制の検討・構築	62.8
介護保険法における地域ケア会議の実施	55.9
老人福祉法第11条第１項第2 号に基づく特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置	55.3
精神保健福祉法による措置入院、医療保護入院による入院	53.7
保健所、精神保健センター等との連携	53.4
DV防止法所管課との連携によるシェルターへの保護	36.0
老人福祉法第10条第4 項に基づく居宅サービスの措置	35.2
施設管理権による面会制限	29.7
清掃業者等の依頼	21.7
老人福祉法第11条第１項第3 号に基づく養護委託	17.8
対応策も定めていない	17.4
老人福祉法36条による調査嘱託、報告請求の実施	15.6
居住している住まいの管理者・社による対応	14.8
社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業による対応	10.3
市町村が独自に規定する条例や要綱等に基づいた権限の行使	9.7
その他の対応	2.0

q8.2 また、このようなケースへの対応方法をマニュアル等で事前に定めているものがあれば教えてください。（複数選択）（n=691）

合計	691
対応策も定めていない	63.7
老人福祉法第32条に基づく市町村長による成年後見人等の申立	23.0
老人福祉法第11条第1 項第1 号に基づく養護老人ホームへの措置	22.9
老人福祉法第11条第１項第2 号に基づく特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置	21.4
警察（市町村職員同行含む）による対応	16.4
介護保険サービス・生活支援サービスの導入	14.0
医療機関の受診・入院	13.7
老人福祉法第10条第4 項に基づく居宅サービスの措置	13.2
見守り体制の検討・構築	13.2
家族・親族による成年後見人等の申立（支援を含む）	12.0
社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用	11.1
保健所、精神保健センター等との連携	10.3
精神保健福祉法による措置入院、医療保護入院による入院	10.0
介護保険法における地域ケア会議の実施	9.7
DV防止法所管課との連携によるシェルターへの保護	7.1
施設管理権による面会制限	6.7
老人福祉法第11条第１項第3 号に基づく養護委託	6.2
市町村が独自に規定する条例や要綱等に基づいた権限の行使	5.5
老人福祉法36条による調査嘱託、報告請求の実施	3.9
居住している住まいの管理者・社による対応	3.0
清掃業者等の依頼	2.5
社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業による対応	1.6
その他の対応	2.5

q9. 再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、
終結した事案の事後検証をどのように行っていますか。（n=691）

合計	事後検証していない	事後検証している
691	87.0	13.0

q9-1. 件数_ 令和2 年度、終結した事案の事後検証したもの（n=79）

合計	平均	最小値	最大値
79	3.5	0.0	49.0

q9-2. 【q9において、「事後検証している」と回答した方】
事後検証の結果について教えてください。（複数選択）（n=90）

合計	90
検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している	74.4
検証結果を他ケースの解決に繋げている	60.0
検証結果を職員研修等で報告している	11.1
検証結果をマニュアル等に反映している	10.0
検証結果は特にその後の対応に反映していない	5.6
その他	3.3

q10. 高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携したことはありますか。（n=691）

合計	連携したことはなく、今後も未定である	次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等と連携している、あるいは連携する見込み
691	12.9	87.1

q10.1. 【q10において、「次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等と連携している、あるいは連携する見込み」と回答した方】高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携した（今後の見込も含む）関係機関をおしえてください。（複数選択）（n=602）

合計	602
生活保護を担当する部署	92.5
高齢者福祉を担当する部署	92.0
介護保険を担当する部署	89.5
障害福祉を担当する部署	89.4
警察	86.9
地域包括支援センター	84.7
居宅介護支援事業所	83.7
介護サービス事業所	81.7
生活困窮者支援を担当する部署	80.2
民生委員	80.2
市町村社会福祉協議会	77.7
医療機関	77.7
保健所・保健センター	68.6
DV防止法を担当する部署	66.4
在宅サービス等提供事業者	53.8
成年後見人等	51.3
消費生活センター	42.0
自殺対策基本法を担当する部署	41.0
消防	39.9
弁護士	35.2
ゴミ（回収・処理）を担当する部署	31.7
自治会	30.4
社会福祉士	28.2
司法書士	27.1
宅配事業者、郵便局員	21.9
ライフライン事業者	21.4
地区社会福祉協議会	17.8
地域団体（老人会・婦人会等）	14.8
精神保健福祉センター	13.1
見守り支援員	12.6
重層的体制整備支援事業所	9.6
人権擁護委員	9.5
地区保健福祉センター	8.6
発達障害者支援センター	7.3
その他	2.8
その他	3.8

q11. 貴自治体（地域包括支援センター含む）では高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害の発生件数をどの程度把握していますか。令和 2 年度の状況を教えて下さい。（n=691）

合計	691
全件把握している	2.6
ある程度把握している	13.3
消費者被害単独では把握していないが、経済的虐待等に含めて把	17.7
対応をしているが件数は把握していない	66.4

q12-1. 【q11 で「全件把握している」「ある程度把握している」と回答した方】
高齢者福祉部局（委託型地域包括支援センター含む）にて把握した件数_ 令和2 年度（n=90）

合計	平均	最小値	最大値
90	15.4	0.0	608.0

q12-2. 【q11 で「全件把握している」「ある程度把握している」と回答した方】都道府県・消費生活センターから高齢者福祉部局につながった相談件数_ 令和2 年度（n=68）

合計	平均	最小値	最大値
68	3.4	0.0	120.0

q12-3. 【q11 で「全件把握している」「ある程度把握している」と回答した方】
高齢者福祉部局から都道府県・市町村消費者行政部局・市町村消費者行政部局・消費生活センターにつながった相談件数_ 令和2 年度（n=72）

合計	平均	最小値	最大値
72	3.0	0.0	48.0

q13. 貴自治体では高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱等がありますか。（n=691）

合計	そのような条例や要綱等はない	取り扱った条例や要綱等がある	わからない
691	69.8	6.8	23.4

q14. 貴自治体では高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害についてどのように対応していますか。_ 令和2 年度（複数選択）（n=691）

合計	691
消費者被害の予防に関する広報、注意喚起	67.4
消費生活センターによる対応	60.5
社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用	37.3
見守り体制の検討・構築	35.2
法テラスや弁護士会等の法律相談	31.7
警察（市町村職員同行含む）による対応	28.5
介護保険サービス・生活支援サービスの導入	26.9
介護保険法における地域ケア会議の実施	21.9
法テラスの特定援助対象者法律相談の利用	11.9
消費者被害を主たる理由とする老人福祉法に基づく成年後見制度の市町村長申立	10.4
消費者安全確保地域協議会による対応	4.9
その他	4.9

q14-1. 件数_ 令和2 年度、消費者被害を主たる理由とする老人福祉法に基づく成年後見制度の市町村長申立（n=53）

合計	平均	最小値	最大値
53	0.1	0.0	2.0

q15. 貴自治体は高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害に対応するに当たり、
どのような庁内の部署、関係機関などと連携を取っていますか。（複数選択）（n=691）

合計	691
市町村の消費生活センター	69.6
高齢者福祉担当部署	68.0
社会福祉協議会	50.9
介護保険担当部署	48.0
生活保護担当部署	46.6
地域包括支援センター（直営の場合を除く）	44.6
障害福祉担当部署	43.7
民生・児童委員	39.2
弁護士等の法律家	28.8
都道府県の消費生活センター	19.0
ゴミ（回収・処理）担当部署	7.1
消費者安全確保地域協議会	6.2
その他	7.5

q16. 貴自治体は高齢者虐待防止法第27条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できていますか。（n=691）

合計	691
できていない	2.0
どちらかというとできていない	15.3
どちらかというとできている	53.8
できている	4.1
対応は行っていない／事例がない（把握していない）	24.7

q17. 【q16 において、「できていない」又は「どちらかというとできていない」と回答した方】
うまく対応できていない理由を教えてください。（複数選択）（n=120）

合計	120
相談や通報があった際の解決方法が相談内容の類型ごとに定まっていないため	54.2
対応に従事できる人員数が不足しているため	36.7
情報共有の場が設けられていないため	29.2
対応についてのノウハウをうまく引き継ぐことができていないため	25.8
他部署・他機関との連携がうまくいっていないため	22.5
見守りネットワークがうまく機能しておらず、相談や通報がつながらないため	13.3
見守りリストが作成されていないため	8.3
個人情報の規制により他部署・他機関に適切なタイミングで引き継ぐことができていないため	6.7
対応のための予算が限定的であるため	4.2
その他	4.2

q18. 同法に規定する消費者被害に関する窓口業務の周知や啓発活動、体制整備について、どのように実施していますか。
高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合は、その状況も踏まえて答えください。（複数選択）（n=691）

合計	691
成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進を図っている	39.7
市町村が発行する広報誌を通した啓発活動を行っている	32.1
警察との連携（情報共有・意見交換など）を図っている	27.9
地域による見守りネットワークの構築・強化を図っている	26.3
特に対応していない	22.0
パンフレットやリーフレットを作成している	19.0
貴自治体のホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などを公表している	15.2
住民向けの講演会や公開セミナーを通した啓発活動を行っている	15.1
窓口にて同法に規定する消費者被害の相談・通報も扱うことを明示している	13.9
福祉計画に盛り込んでいる	12.4
『訪問販売お断りステッカー・シール』等を作成、配布している	11.0
消費者安全確保地域協議会を設置（予定も含む）している	10.9
窓口にて同法で規定する消費者被害についての内容を例示した上で、同法に規定する消費者被害がどのようなものか	5.5
高齢者の消費者被害を早期に発見するためのチェックリストを整備している	1.7
その他	5.5

q19. 消費生活センターや地域包括支援センター等の関係者が、同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会を提供していますか。高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。
（複数選択）（n=691）

合計	691
実施していない	66.1
地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している	11.0
地域の課題として地域ケア会議を実施している	10.4
地域包括支援センター運営協議会で情報共有している	6.4
実際の事例を持ち寄り発表し意見交換できるケース検討会を開催している	6.1
消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会を開催している	2.0
テキストやマニュアルを作成、配布している	1.4
参加者がお互いに考え合えるワークショップ型の研修会を開催している	1.3
同法に規定する消費者被害の権利侵害を含んだ研修会への参加費用を独自に補助している	1.2
その他	9.3

q20. 独自の同法に規定する消費者被害の権利擁護に対応するマニュアル、業務指針、対応フロー図等を作成していますか。
（n=691）

合計	691
作成していない	95.7
独自に作成した高齢者虐待対応のマニュアル等のうちに、同法に規定する消費者被害への対応に関する記載を含む	4.1
高齢者虐待対応のマニュアル等とは別に、単独のマニュアル等を作成している	0.3

q21. 同法の規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために、どのようなことをしていますか。（複数選択）
高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。（n=691）

合計	691
何もしてない	51.7
同法の規定する消費者被害に関しても連携する必要性を説明し、協力を依頼している	17.4
消費者被害を扱う主管課の会議等に参加している	13.5
ケースカンファレンスを開催し関連する部署に参加してもらっている	11.7
ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で複合的な課題を一体的に協議できるようにしている	8.0
その他	7.5

q22. 終結した同法の規定する消費者被害の事案の事後検証を行っていますか。
高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。（n=691）

合計	行っていない	行っている
691	94.9	5.1

q22-2. 【q22 において、「行っている」と回答した方】事後検証の結果について教えてください。（複数選択）（n=35）

合計	35
検証結果を他ケースの解決に繋げている	62.9
検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している	60.0
検証結果は特にその後の対応に反映していない	8.6
検証結果を職員研修等で報告している	2.9
検証結果をマニュアル等に反映している	0.0
その他	8.6

q23. 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、
消費者安全確保地域協議会との連携等について教えてください。（複数選択）（n=691）

調査数	691
消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）が構築されていない	72.6
消費者安全確保地域協議会の全体会議に参加	15.5
各構成員から見守り等の活動の実施状況や改善点等の報告	4.5
地域協議会内の構成員間での見守り対象者に関する個人情報の共有（個人情報保護法の例外規定の適用）	3.6
消費者安全確保地域協議会の運営方法や見守りリストの提供方法を協議会の構成員で共有するためのマニュアル作成	0.7
特定機関への見守りリストやマニュアルの説明と提供	0.7
その他	8.4

q23.1.【q23 において、「早期発見・見守りネットワーク等」を既に立ち上げている場合（実施内容の1 ～5 に回答された場合）】
その構成機関についてお答えください。（複数選択）（n=133）

合計	133
地域包括支援センター	83.5
社会福祉協議会	79.7
民生・児童委員	72.9
消費生活センター	72.2
警察	69.2
金融機関	39.1
自治会	33.8
郵便局	33.8
商工会	25.6
農協	25.6
新聞販売店	24.8
生活協同組合	24.1
コンビニエンスストア	20.3
宅配業者	20.3
保健所	19.5
消費者団体	18.0
学校・教育機関	16.5
公共交通機関運営会社	9.0
その他	40.6

高齢者虐待対応部署向けアンケート調査　自由記述

Q1-2.1 セルフ･ネグレクトの対策に関する条例・要綱の名称

●●市高齢者あんしん見守りネットワーク事業実施要綱
●●町虐待等防止連携協議会設置要綱 ●●町高齢者緊急一時保護事業実施要綱
●●市虐待防止マニュアル
●●市地域高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者虐待防止等に関する要綱

Q1-3.1 養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待の対策に関する条例・要綱の名称

●●市高齢者及び障がい者虐待検討委員会設置要綱
●●市高齢者虐待防止ネットワーク形成事業実施要綱
●●市高齢者虐待初動緊急対応マニュアル
●●村老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置の実施要領
●●町高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者虐待防止事業実施要項
●町高齢者虐待防止ネットワーク会議設置要綱

Q1-4.1 お互いに自立した 65 歳以上の夫婦観のドメスティックバイオレンスに関する条例・要綱の名称

●●市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例
●●区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例、 ●●区配偶者暴力相談支援センター事業実施要綱
第 2 期●●市 DV 対策基本計画
●●村女性生活相談事業実施要綱
●●市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例

Q1-5.1 認知症による行方不明高齢者に関する条項・要綱の名称

２市１町ＳＯＳネットワーク実施要綱
SOS ネットワーク事業、行方不明高齢者等早期発見システム事業
SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱、 ●●市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市認知症おかえりサポートシステム情報配信事業実施要綱、 ● ●市高齢者見守り支援事業補助金交付要綱
●●オレンジ SOS ネットワーク事業実施要領
●●市徘徊見守りＳＯＳネットワーク事業実施要綱、 ● ●市徘徊高齢者等探索サービス事業実施要綱
●●町認知症高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱 ● ●町認知症高齢者位置情報検索サービス事業実施要綱
シルバーSOS ネットワーク●●（警察署が事務局）
はいかい高齢者 SOS ネットワークシステム
ひとり外出高齢者等家族支援事業助成金交付要綱
●●市高齢者虐待対応･認知症高齢者支援ネットワーク事業運営要綱
●●市認知症 SOS ネットワーク事業実施要綱

安心おかえり登録事業実施要綱、認知症高齢者等位置情報システム利用推進事業実施要綱
●●市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者あんしん見守りネットワーク事業実施要綱
●●町はいかい高齢者 SOS ネットワーク実施要綱
●●市高齢者等 SOS ネットワーク実施要綱
●●市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱
●●市認知症高齢者地域支援事業実施要綱
●●市行方不明高齢者さがしてメール事業実施要綱
●●町高齢者等 SOS ネットワークシステム実施要綱
●●町認知症高齢者等見守り･SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要項、 ●●市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要項
●●市認知症等行方不明高齢者ＳＯＳネットワーク事業実施要綱、 ●●市生活支援等サービス事業実施要綱
●●町認知症等高齢者行方不明 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者等徘徊防止･見守り SOS ネットワーク
●●市認知症高齢者等探索機器利用支援事業実施要綱
●●市徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱、●●市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱
●●市高齢者等見守り･安心ネットワーク事業実施要綱
●●町徘徊高齢者探索システム事業実施要項
●●市徘徊高齢者等 sos ネットワーク実施要項
見守りネット●●●●実施要綱
●●市認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者等探索システム利用助成事業実施要綱
●●町行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市●●安心だねっと事業実施要綱
●●市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱、●●市認知症高齢者見守り QR コード交付事業実施要綱、●●市認知症高齢者個人賠償責任保険事業実施要綱
●●市認知症高齢者等ただいまサポート事業実施要綱
●●市徘徊高齢者等ＳＯＳネットワーク事業実施要綱
高齢者ＳＯＳネットワーク
高齢者位置探索器貸し出し事業実施要綱
●●町認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱
●●市認知症高齢者等保護情報共有事業実施要綱、 ●●市認知症高齢者等位置情報探索サービス導入費助成事業実施要綱
●●市認知症高齢者等見守り登録事業実施要綱
●●市徘徊高齢者支援実施要項
●●市徘徊高齢者位置探索システム端末機貸与事業実施要綱
●●市行方不明高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●町高齢者 SOS ネットワーク事業
●●市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱
●●市認知症総合支援事業実施要綱、●●市徘徊高齢者等支援事業実施要綱、●●市認知症高齢者等位置情報通知サービス利用助成金交付要綱、●●市高齢者見守りネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者等事前登録制度実施要項
●●市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者および障がい者徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱

●●市認知症高齢者等あんしん補償事業実施要綱、 ●●市行方不明高齢者家族支援サービス事業助成金交付要綱
●●町徘徊高齢者事前登録事業
●●市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱
●●町見守りシール交付事業実施要綱
●●市行方不明高齢者 SOS ボランティア事業実施要綱
●●町地域見守り見回り活動事業実施要綱、 ●●町認知症高齢者等位置情報検索機器導入費補助事業実施規則
●●町認知症高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク事業実施要綱
●●市認知症高齢者見守り事業実施要項
●●市 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●町高齢者等安心見守り･SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要項
●●市徘徊高齢者家族支援助成事業実施要綱
●●市認知症支えあいネットワーク連絡協議会設置要綱
●●市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱、●●市徘徊高齢者検索システム貸与要綱
●●市行方不明高齢者捜索ネットワークシステム
●●町認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市認知症見守りネットワーク事業実施要項
●●村認知症高齢者等 SOS ネットワーク実施要綱
●●市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市行方不明高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●町徘徊行方不明者捜索活動支援ネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要項
●●市高齢者等見守り･SOS ネットワーク「見守ってねっと」事業実施要綱
●●●地区認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業実施要領
●●市徘徊高齢者等家族支援事業実施要綱
●●市認知症高齢者等みまもりシール交付事業実施要項
●●町認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市はいかい SOS ネットワーク事業実施要綱
●●府認知症等高齢者の行方不明時広域発見要領
●●町徘徊高齢者等 SOS ネットワークシステム実施要項
●●市高齢者等ＳＯＳネットワークシステム実施要領
●●市はいかい高齢者等 SOS ネットワーク事業取扱要領 ※要綱は県
●●町健やか・見守りネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者等早期発見 SOS システム実施要項、●●市高齢者見守りネットワーク事業実施要項
●●市高齢者等の見守り SOS ネットワーク事業実施要綱
地域 SOS システム
地域支援事業実施要綱
●●町徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要項
●●市認知症みまもりのわ SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市認知症高齢者見守りＳＯＳネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱、 ●●市高齢者等SOS、ネットワーク見守り登録事業実施要綱

●●市徘徊高齢者等支援事業実施要綱
●●町地域支援事業実施要項
●●町 SOS ネットワーク実施要項
●●市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱
●●市高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者等ＳＯＳネットワーク事業実施要綱
●●市ふれあい SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市認知症見守りシール交付事業
●●町認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市認知症高齢者等保護ネットワーク事業実施要綱
●●町あんしん見守りネットワーク事業実施要項
●●市認知症高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱、 ●●市行方不明高齢者家族支援サービス事業実施要綱
●●市認知症見守りネットワーク事業実施要綱
●●市あんしん見守りネットワーク事業実施要綱
●●町徘徊高齢者等見守りネットワーク事業実施要綱
●●町おかえりサポート事業実施要綱
●●市高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●町認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市見守り安心ネットワーク事業
●●町認知症高齢者 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市認知症高齢者支援(高齢者虐待防止対策)事業実施要項
●●市徘徊 SOS 支援事業実施要綱
●●市認知症徘徊 SOS ネットワーク事業実施要項
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成、行方不明高齢者等 SOS ネットワーク、 ●●市安心･安全見守り隊
認知症等により単独で帰宅することが困難となっている者の保護等に関する要領
認知症徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者 SOS ネットワーク事業実施要項
●●市認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●町認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●町認知症高齢者等 SOS 見守りネットワーク事業実施要綱
●●市認知症高齢者等徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市認知症等高齢者徘徊･見守りＳＯＳネットワーク事業実施要綱
●●町認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業実施要綱
●●町あんしんネットワーク事業実施要綱
●●町徘徊高齢者等家族支援事業実施要綱
●●町認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業実施要綱
●●市オレンジステッカー交付事業実施要綱
●●市認知症高齢者等見守り･SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●市高齢者地域見守りネットワーク事業実施要綱
●●市徘徊高齢者見守りネットワーク事業実施要綱
●●市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要領
●●区徘徊高齢者家族介護者安心事業実施要綱
無事かえる支援事業

●●市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要綱
●●町認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業実施要項
●●町徘徊 SOS ネットワーク事業実施要綱、矢掛町小型 GPS 内蔵靴購入費補助金交付要綱
●●市認知症等による徘徊高齢者等事前登録制度実施要綱
●●町認知症高齢者見守り事業実施要綱
●●徘徊高齢者等家族支援事業実施要綱、●●市見守りシール等配布事業実施要綱
●●町認知症高齢者等見守り QR コード活用事業実施要綱
徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱

Q3-2.10 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる管理侵害全般の対応がうまくできていない理由（その他の回答）

「うまく」の表現の問題かもしれないが、対応するが問題が多岐にわたり、解決まで至らないケースもある。
65 未満の精神疾患（疑い）を持つ子またはひきこもりの子が親（高齢者）に対して虐待行為があった場合、子の支援者となり得る庁内部署、庁外関係機関の役割が不明確であることから、つなぐ先がなく地域包括支援センター（委託）が対応に苦慮している。
ケースの特性により、マニュアル通り支援が実施できていないケースがある。
セルフネグレスト等、自己決定と介入のバランスの判断が難しいため。
まずは現状把握の必要があるが，発生件数を把握する方法が確立されていない。
医療機関との連携が難しい（個人情報と言われ情報・連携が得られない）。 ８０５０問題など課題が複合化している事例が増えている為、対応する期間が長期化している。
介入が困難で、１件の支援のボリュームが大きく、時間を十分に割けない。
虐待防止法に準ずる基準が不明確であるため。
拒否等、はっきりとした本人意向により介入できない時期が続くため。
緊急介入を要す状態になく、本人意思により支援介入が困難となっているため。
警察署の認知症や高齢者虐待の認識が偏っているのではないかと危惧している。県全体での研修が必要ではないか。
個人情報保護の観点が障壁になることや、行政には家庭内に踏み込む強制力がないことなどから対応に苦慮することが多い。
困難ケースが多く、対応方法が複雑なため。
事案に気づくことが難しい。また、緊急性が低いと思われ、積極的な介入ができない場合がある。
事例が少なく、職員の経験があまりないため。
準ずる対応について体制の整備不足。
専門性に乏しい。
対応に関するノウハウが不足しているため。
対象者が問題視していない。精神疾患者又は疑われる者への積極介入が難しい（関係機関含め）ため問題解決に繋がらない。
担当職員が兼務で行っており、準ずる対応を求められる権利侵害の対策まで踏み込めない。また、支援に苦慮するケースが多いため、ノウハウが不足している。
通報・相談のあったケースに対応はしているが、十分とはいえないと思う
本人や親族の介入拒否
明らかな虐待の事実がないと介入のタイミングや方法の見極めが難しいため。
養護者でない精神疾患が疑われる子の支援が繋がらないため。

Q4.3 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する窓口を周知についての方法（その他の回答）

「高齢者虐待防止法に準ずる対応」などと限定せず、広く高齢者虐待防止に関する窓口として一体的に周知を図っている。
セルフネグレクト、行方不明高齢者については周知。
セルフネグレクトなどの明示はしていないが、パンフレットなどで支援が必要な高齢者の発するサイン（生活の様子や身なりなど）を例示し、高齢者虐待対応の中で、対応している。
セルフネグレクト等も含む高齢者虐待防止のパンフレット等を掲示している。
チラシ、市報で周知。
ちらしによる周知。
ホームページにて周知。
ホームページの周知と窓口でチラシの配架。
ホームページやガイドブックへの掲載。
ホームページや広報誌等で周知している。
ポスターを作製し、市役所含め市内各所に掲示している。
委託型包括で作成している広報紙にて周知している。
虐待対応の相談窓口として高齢福祉課(地域包括支援センター)の周知をしているが、虐待に限らず、虐待の疑いや気になる高齢者の方がいれば相談するように周知している。
虐待対応マニュアルや市内の活動紹介パンフレットに虐待に係る内容を掲載している。
虐待通報ダイヤルのパンフレット窓口配架、地域包括支援センターパンフレットに記載。
虐待等防止講演会、街頭啓発にてティッシュを配布し、周知している。
啓発ポスター、パンフレット等掲示、配布。
権利擁護事業を委託している地域包括支援センターにおいて一部実施している。
広報に掲載し周知を行っている。
広報へ高齢者虐待に関する内容を掲載している。
広報活動上での周知。
広報誌
広報誌にて高齢者虐待についての記事を掲載。
広報誌に掲載。
広報誌やチラシを活用し、窓口などを周知。
広報等に記載、地域ふれあいサロンでチラシ等を配布し周知。
高齢者に係る相談は地域包括支援センターにするように周知している。
高齢者の虐待防止について包括支援センターの紹介ページに記載。
高齢者の権利擁護の相談窓口（虐待含む）として、リーフレット・パンフレットを作成し周知している。
高齢者の総合相談窓口の周知と合わせて行っている。
高齢者関係の総合相談窓口を地域包括支援センターとしている旨、広報誌等で周知済み。
高齢者虐待、消費者被害についての窓口を HP に記載。
高齢者虐待に関する相談窓口として一体的に相談窓口の周知を行っている。
高齢者虐待に限らず「ちょっと変だなと思ったら」という表現で窓口を周知。
高齢者虐待の相談窓口として町・包括を周知している。（セルフネグレクト等について明示はしていないが、対応は行っている。）
高齢者虐待防止に関する窓口と一体的に実施している。
高齢者虐待防止に関する窓口において一体的に実施している。
高齢者虐待防止法に準ずるを求められる権利侵害の窓口とは明示していないが、総合相談として、パンフレットや広報やホームページにて周知している。
高齢者虐待防止法に準ずる対応等は明示していないが、高齢者にかかる案件の相談窓口として周知している。
高齢者向けの講演会等で高齢者虐待に関するパンフレットの配布。

高齢者向け行政サービス案内冊子に掲載。
高齢者総合相談窓口として周知、対応の準備がある。
困りごとの相談窓口として周知。
市 HP やイベント実施時に相談窓口を明記したチラシを配布している。
市の HP で周知。
市ホームページに担当窓口を掲載。
市報に掲載。
市報やホームページ上で周知。
準ずる対応としての明記はしていないが、事例があれば対応する。
小さな自治体のため窓口が限られており、必然的に担当課に繋がる。
小規模自治体であるため、住民の相談窓口がわかりやすい状況である。
職員向けの高齢者虐待対応マニュアルに記載。
相談先を HP に掲載。
相談窓口等を記載したパンフレットを配布。
窓口が当課しかなく住民に周知されているため、特に対応していない。他団体のものはパンフレットの配置をしている。
窓口で高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の相談・通報も扱うことを明示はしていないが、相談対応は行っている。
窓口に、包括支援センターで作成した虐待を含む権利擁護のパンフレットを設置している。
総合相談窓口を開設している。
地域包括支援センターなど虐待防止ネットワーク連絡会にて、関係機関に周知。
地域包括支援センターにおいてセルフネグレクトについてのチラシを作成し、民生定例会や運営推進会議にて周知・啓発を行った。
地域包括支援センターに相談窓口があることを広報やリーフレットで周知している。
地域包括支援センターのパンフレットに相談窓口を記載し周知している。
地域包括支援センターの周知用チラシに相談窓口であることを明記。
町のホームページに掲載している。
町の広報で周知。
町の広報やホームページで相談・通報窓口であることを伝えている。
町広報等を通して周知している。
町内有線テレビを活用し広報している。
特にセルフネグレクトの対応を行います、という周知はしていないが、相談を受けた場合には支援・対応を行っている。
認知症サポーター養成講座等で周知を行っている。
福祉の総合相談窓口として案内。
訪問事業や連絡会で県が作成したパンフなどを配布、啓発を行っている。
毎月の広報誌や地域包括支援センターのパンフレットに掲載。
明示していないが、「高齢者なんでも相談室」として、高齢者に関わる相談を受け付けしている。

Q5.5 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する啓発活動について、行っている取組（その他の回答）

NPO 法人である権利擁護支援センターと連携し活動している。
ケアマネジャーに気がかりケースについての相談を啓発。
ケアマネ会や多職種連携会議の場において啓発している。
ケアマネ等介護事業者に対して、市の虐待対応の体制を講義し、周知している。
セルフネグレクトなどの明示はしていないが、パンフレットなどで支援が必要な高齢者の発するサイン（生活の様子や身なりなど）を例示し、高齢者虐待対応の中で、対応している。
ホームページで「介護相談」として窓口のみ掲載している。
ホームページにて周知。
ポケットティッシュの配布等による街頭啓発。
ポスターを作製し、市役所含め市内各所に掲示している。
伊丹市高齢者虐待防止（予防）マニュアル作成、配布。
委託型包括が開催する介護教室やサロンにて，地域住民を対象として周知している。委託型包括で作成している広報紙にて周知・啓発を図っている。
委託先の社協広報紙やＨＰで情報提供している。
介護サービス関係機関等に対する研修会等で説明。
介護サービス事業所向け研修でテーマとして取り扱うことがある。
介護事業所向けに情報発信している。
介護事業所対象に、高齢者虐待防止法に基づく虐待通報を受けてから地域包括支援センターと市の連携の仕方などの講習会を開催した。
介護職向けの虐待対応研修を実施している。
介護保険事業所や医療機関向けに権利擁護研修会（虐待、後見、消費者被害）にて啓発。
介護保険事業所等職印向けの研修を行っている。
介護予防の講座で高齢者虐待等の権利擁護について周知した。
介護予防教室などで周知している。
各地域包括支援センターが作成発行する情報誌の中で取り扱っている。
各地域包括支援センターに厚労省の虐待防止に関するパンフレットを配架。
既製のパンフレット等を窓口に置いている。
既存のポスター、パンフレットを掲示、配布。
虐待案件ではなく、地域包括支援センターの総合相談として対応しているため、困りごと相談の周知になっている。
虐待対応の相談窓口として高齢福祉課(地域包括支援センター)の周知をしているが、虐待に限らず、虐待の疑いや気になる高齢者の方がいれば相談するように周知している。
虐待対応マニュアルや市内の活動紹介パンフレットに虐待に係る内容を掲載している。
虐待等防止講演会、街頭啓発にてティッシュを配布し、周知している。
権利擁護センター虐待対応の講演会等を開催している。
県、家庭裁判所から送付されているパンフレットを窓口に設置している。
県から配布されたリーフレットを窓口に配置、ポスターの掲示。
孤立死の現状やエンディングノート作成の出張講座。
広報誌
行方不明については啓発活動を行っている。
高齢者虐待を所管する部署では啓発活動を行っていないが、DV 所管部署等でパンフレットの作成等を行っている。
高齢者虐待啓発リーフレットの中にセルフネグレクトに関する言及がある。
高齢者虐待防止に関する啓発活動と一体的に実施している。
高齢者虐待防止ネットワーク会議委員に対する事例紹介などで周知。
高齢者虐待防止期間にパネル展示を行い啓発・広報を行っている。

高齢者虐待防止連絡協議会の開催や民生委員向けの講義の際に説明を行っている。コミュニティセンターなどにパンフレットの配布。
高齢者総合相談窓口として周知している。
国・県等のパンフレットを関係機関に渡して配布している。
国県等パンフレットおよびポスターを掲示している。
市で「高齢者サービスガイド」という名称の冊子を作成しており、そのなかに高齢者虐待相談窓口についても明記している。
市政出前ふれあいトークのテーマに「高齢者の権利擁護について」というテーマをあげている。
市内全域にある見守り組織から相談、通報があるため、本組織に啓発している
市販の高齢者虐待に関するパンフレットの配布。
施設や希望のある団体に、研修を実施している。
施設向けの虐待出張研修を行っている。
事業所向けに研修会を実施している。
事業所等の関係機関に対する虐待防止の講演会
社会福祉協議会による啓発活動
住民への健康教育として地域サロンを活用しており、そこで一緒に啓発活動を行う。
出前講座
出前講座、地域イベントでの講演や地方紙への寄稿など
専門職および民生児童委員向けには毎年権利擁護研修会を実施
専門職の研修会
相談窓口のパンフレットの配布
相談窓口を案内したカードを作成し公共施設等に設置している。
窓口に大阪府等が作成したパンフレット等を配架している。
総合相談窓口を開設している。
地域包括支援センターが介護事業所に対して、高齢者虐待にかかる講座を行っている。
地域包括支援センターにおいてセルフネグレクトについてのチラシを作成し、民生定例会や運営推進会議にて周知・啓発を行った。
地域包括支援センター職員が地域のサロン等での周知や運営法人が発行する広報誌に掲載し、周知している。
地域包括支援センター便りにおいて掲載している。
町内有線テレビを活用し広報している。
●●町高齢者虐待対応協力者会議を設置。定期的な会議の開催、必要時に随時会議を開催している。
特に啓発活動をしていない。
独自には行っていないが、県や他団体から提供があれば配置している。
年度ごとにテーマは違うが、住民や事業所が参加する講演会を開催している。
包括による「高齢者虐待防止研修」を、民生委員、ケアマネなどを対象に実施。
訪問事業や連絡会で県が作成したパンフなどを配布、啓発を行っている。

Q6.11 セルフネグレクト等の権利侵害を早期に発見するために実施している「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークによる住民や関係機関等への連携協力体制を整備している具体的なネットワーク名

「ひとりぐらし高齢者見守りネットワーク」、「地域住民等の見守り、地域づくりに関する協定」
●●市虐待等防止ネットワーク協議会
あんしん見守りネットワーク
あんしん見守りネットワーク、徘徊高齢者等 SOS ネットワーク
いのち支えあい推進協議会
●●市高齢者及び障がい者虐待防止ネットワーク会議
●●●安心ネットワーク
つながるネット
ひとり暮らし高齢者等の見守りネットワーク
ほっとワーク見守り隊
マメに見守り隊事業
●●町高齢者等支援ネットワーク
みまもり協定
愛の一声ネットワーク（数人体制（民生委員等）による一人暮らし等の高齢者の見守り活動）
安心支えあいネットワーク
安心太子見守りネットワーク
安全安心見守りネットワーク、安心見守り店
●●市高齢者あんしん見守りネットワーク
●●市高齢者あんしん見守り協力事業者登録事業実施要領
井戸ばた座談会、地域支えあいネットワーク（協議体）
●●市孤立予防対策事業
●●市高齢者・子どもの見守りネットワーク事業実施要綱
●●町高齢者等あんしんネットワーク
●●市高齢者見守りネットワーク
虐待対策地域協議会
●●村見守りネットワーク
●●市徘徊 SOS ネットワーク
見守り SOS ネットワーク事業
見守りネットワーク
見守りネットワーク協議会
見守りネットワーク事業
見守り協定
●●市見守りネットワーク会議
●●町地域連携ネットワーク会議
高齢者あんしん見守りネットワーク
高齢者の権利擁護相談支援事業
高齢者安心ネットワーク会議
高齢者虐待専門員チーム
高齢者虐待防止ネットワーク会議
高齢者見守りネットワーク
高齢者見守りネットワーク事業
高齢者見守りネットワーク推進協議会
高齢者見守り安心ネットワーク
高齢者見守り協定

高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業
高齢者見守り事業
高齢者支援協議会
高齢者等 SOS ネットワーク協議会
高齢者等あんしん見守りネットワーク
高齢者等みまもりネットワーク
高齢者等見守りネットワーク
高齢者等地域見守りネットワーク
●●町地域見守りネットワーク事業
在宅福祉ネット、在宅福祉ネットワーク、地域見守りネットワーク
支え合い見守りネットワーク活動
●●町高齢者見守りネットワーク事業
●●市高齢者みまもりネットワーク事業（トコロみまもりネット）
小地域ケア会議（日常生活圏域での会議体・生活支援体制整備事業第 2 層）
小地域ネットワーク、SOS ネットワーク、DV ネットワーク
小地域ネットワーク会議
小地域ネットワーク事業
上尾市見守りネットワーク
神河町地域見守り支え合いネットワーク会議
諏訪市見守りネットワーク
赤磐市地域見守りネットワーク事業
川崎町高齢者等見守りネットワーク早期発見・見守りネットワーク
早期発見・見守りネットワーク
●●町高齢者等見守りネットワーク
●●町高齢者等見守りネットワーク
●●町虐待等防止協議会
第一層協議体
地域あんしんネットワーク、地域支援ネットワーク
地域ぐるみで高齢者等を支えるための連携協力体制
地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業
地域ネットワーク会議
地域見守りネットワーク
地域見守り活動協定
地域見守り協定
地域見守り支援ネットワーク
地域支えあい活動登録団体
地域福祉ネットワーク（事業）
地域福祉ネットワーク事業
地域包括ケア推進会議、権利擁護担当者会議
地域連携ネットワーク
地区社会福祉協議会、地区くらし安心ネットワーク委員会
●●町あんしん見守りネットワーク
●●村要援護者見守り活動事業
●●市虐待等防止総合対策推進協議会
●●市子ども高齢者見守りネットワーク～大きな和～
●●町高齢者等支援ネットワーク会議
●●市高齢者・障害者見守りネットワーク
独居高齢者見守りネットワーク

●●市地域見守りネットワーク支援事業
●●市高齢者等地域ネットワーク推進会
認知症高齢者等ＳＯＳ緊急ダイヤルシステム事業
●●市高齢者等あんしん見守りネットワーク事業
●●市高齢者等安心ネットワーク
●●町地域見守り推進事業
民間団体との包括連携協定（県も含む）
●●市地域見守り協定
●●市見守り等活動に関する協定
要援護者見守り支援ネットワーク
要保護者対策地域協議会
徘徊 SOS ネットワーク

Q6.12 セルフネグレクト等の権利侵害を早期に発見するために実施している対策

（その他の対応）

「●●市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク要綱」を策定しており、高齢・障害・児童の担当課が中心となり、相互連携の強化に努めている。ネットワークの構成員には包括・民生委員・警察・中核支援センターなども含まれている。
75 歳以上で医療機関未受診の方の実態調査を行っている。
コンビニエンスストア等と高齢者の見守りに係る協定を締結している。
その他、11 については、整備しているとまではいかないが、民生委員や関係機関との既存の会議などで、相談が上がることはある。
ニーズ調査を活用した訪問など
医療・介護・福祉関係者や民生委員からの相談に対して対応している。
●●市の機構として、福祉事務所と保健所の支所を福祉保健センターとして設置、専門職が配置され、支援を実施している
介護事業所を対象に高齢者虐待対応研修を開催
気になる高齢者がいた場合に、近所の付き合いがある人に可能な限り見守りしてもらえるようお願いし増している。
虐待の疑いのある高齢者の情報を得た場合、関係係と密に連絡をとり、関係機関に相談し、迅速に対応する体制はあります。
見守りに関する企業との包括連携協定
高齢者虐待対応マニュアルに対応フロー図を掲載している
高齢者虐待防止等のため●●市高齢者虐待防止ネットワーク会議を設置。
高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ･ネグレクト等の権利侵害に限らず、心配な高齢者がいれば早期に相談を促している。
高齢者見守りの取り組み一つとして民生委員ふれあい訪問を実施しているが、虐待予防に特化しているわけではなく、すべての世帯というわけでもない。
高齢者等の見守りに関する協定（郵便局、生命保険会社、生協、移動販売車、牛乳配達業）
在宅介護支援センター職員や民生委員へ、高齢者宅訪問時に安否確認や状態等何か変わったことはないか確認を行っている。
市内地域包括支援センターが集まる月 1 回の権利擁護業務会議にて、処遇困難ケースの事例検討を行い、その中で、セルフネグレクトや養護関係にない家族からの暴力行為等についても検討されている。
積極的に把握の調査等の依頼等は実施していないが、民生委員や地域から情報提供をいただくことがある。
総合相談（窓口、電話、訪問）で対応。
対応可能な地域で限定的に支援のネットワーク構築を行い、見守り活動を行った。
地域の関係団体等との連携については、ケースが出次第、その都度対応している。
地域包括支援センター職員支援のための弁護士相談
地元企業等等の連携協定により、異変を感じた際に通報してもらうよう依頼している。
町社会福祉協議会にて小地域ネットワーク事業実施。地域で支援を必要とする人を対象に、地区社協、区長、民生委員、福祉協力員、シルバーヘルパーなどが支援者となり見守り活動を実施。
特にマニュアル等取り決めはないが、関係機関（医師、消費者相談対応部署、民生委員、他部署（窓口対応部署）から気になる方の情報が提供される。
日ごろから社会福祉協議会等との情報共有体制は行っている。
民生委員との日ごろからの連携により困難ケースなど情報共有しやすい関係づくりを行っている。
民生委員による担当地区の独居高齢者訪問

Q6-2.2 セルフネグレクト等の権利侵害を早期に発見するために実施している対策

・ネットワークのメンバー（その他の回答）

JA、新聞店、調剤薬局、タクシー
コンビニ、商工関係、タクシー会社
コンビニ、新聞店
コンビニ・ショッピングセンター・タクシー会社・新聞販売店
コンビニ・保険会社・証券会社・生協・ヤクルト
コンビニエンスストア
コンビニエンスストア、新聞配達事業者等
シルバー人材センター
スーパー、コンビニ、公共交通機関、美容室
スーパー、医薬品メーカー
タクシー事業者、自動車整備事業者
移動スーパー
移動スーパー、宅食、保険会社
移動販売業者、商工会、消費生活センター、高齢者支援センター
●●県社会福祉士会、弁護士
協力員（近所の住民）
教育委員会、交番、人権擁護委員、人権教育推進委員
教育機関、女性団体、障がい者団体
教育機関、町の人権擁護委員
区内で複数の事業所や店舗を有する等、高齢者の日常生活圏域で事業活動を行っている事業者で、安心・安全なまちづくりに協力する事業者
警備会社、保険会社、製薬会社、高速道路株式会社
見守りネットワークへの協力を申し出た事業者
見守り推進員
産廃事業所、スーパー、農協、生協、グリーンコープ
司法関係者
司法書士、高齢者虐待・障がい者虐待関連部署
市役所の他部署
寺院、新聞店、小売業者
住民
商工会、新聞専売所
商工会議所、交通安全協会、建築業組合、農協、生協
商工会議所、法務局、保健所
消費者センター、弁護士、司法書士、社会福祉士
消費生活センター、金融機関、農協、新聞販売店、コンビニ、保健福祉事務所、婦人会
消費生活センター、障害者団体、新聞販売店
新聞
新聞社、●●●●コープ
新聞配達、保険会社、タクシー会社、小売店、弁護士、司法書士、行政書士等
新聞配達業者、生協、住宅関係機関、保険会社、飲食業、スーパー等
新聞販売業、生命保険会社、薬局、スーパーマーケット、診療所
新聞販売店
新聞販売店等
製薬会社、運送業者、新聞配達業者

青年会議所、地域住民
地域サポート施設、商工会、シルバー人材センター、地域包括支援センター、生活困窮者支援事業所、後見人まちづくり課、住民生活課、教育課
地域の商店、事業所
地域住民
地域住民（在宅福祉アドバイザー）
地元の企業、小売店、薬局など
地元商店
町内の商工業者
店舗・美容院など
乳飲料販売業、新聞販売業、農業協同組合、警備業、保険業、宅食事業
配食サービス、新聞販売店、商店会
配食業者、地元スーパー、保険会社
配送業者、ケーブルテレビ事業者,警備保障会社
福祉公社・商工会・シルバー人材センターなど
弁護士、司法書士
弁護士、社会福祉士
弁護士会、県関連機関、労働監督等の機関、商工会、市福祉事務所・教育関連機関など
保健協力員協議会、人権擁護委員、保健所、福祉事務所、総務課、町民課、保健衛生課
保健所、児童相談所
保険会社等民間事業者
民間の協定締結事業所
理美容院、飲食店、コンビニ、ガソリンスタンド等

Q7.8 迅速かつ適切な対応の観点から、地域包括支援センター等の関係者が高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会の提供（その他の回答）

パンフレットの作成、配布
マニュアルを作成している。
外部研修への参加をしている。
虐待防止ネットワーク会議でケース検討を実施
警察署との高齢者虐待に関する連絡会を通してケース検討を実施している。
研修の情報を伝えている。
研修案内はすべて共有し、ともに参加するようにしている。
研修会やセミナーが開催された場合は、行政担当者、包括支援センターなどが参加している。
県が開催する研修会に参加している。
県が研修を行っているため市としては行っていない。
県や他団体主催の研修等の情報を随時共有している。
県や団体が開催する研修会への参加
県開催の研修会に参加要請している。
県主催の虐待防止に関する研修会に参加している。
県主催の研修に参加
県主催の研修会に参加している。
県主催の研修会への参加
県主催の研修会へ参加する。
県主催の研修会等に参加
県等が開催する研修会・講演会等の受講
県等の研修に参加
厚生労働省の虐待対応状況調査結果の提供、パンフレットの配布
高齢者虐待対応職員への研修会へ参加している。
高齢者虐待防止に関する取組と一体的に動画配信で研修を行った。
高齢者虐待防止連絡協議会の開催
高齢者権利擁護委員会
市内５か所に設置する地域包括支援センターに属する社会福祉士同士で会議を開催し情報共有を図っている。
市内地域包括支援センターが集まる会議で情報共有している。
市内地域包括支援センター職員と高齢者支援所管課（含む管理職）で定例会議を１か月に１回開催
職員間でケース検討、共有を行っている。
専門職部会で権利侵害の対応についての研修や意見交換の場を設けている。
総合相談窓口で地域包括支援センターからの相談にも対応している。
村単独では実施していないが、県主催の研修会等を一緒に受講するなど連携を図っている。
地域包括ケア推進協議会虐待防止部会にて対応を協議している。
地域包括支援センターの委託費に研修予算を計上し、研修の機会を確保している。
地域包括支援センターの業務内容として権利擁護勉強会の開催や研修への参加について、委託費用として計上している。
地域包括支援センターの社会福祉士で構成する部会にて事例検討を行う。高齢者虐待防止研修会の講義の中に虐待５類型以外にセルフネグレクトについても説明を行う。高齢者虐待防止ネットワーク委員会を開催し、地域包括支援センターが対応した事例の検証等を行う。
地域包括支援センターの連絡会で事例共有している。
地域包括支援センター間で情報共有している。
町や地域包括支援センター主催の虐待研修会を開催している。
都等で開催している研修会の案内をしている。

●●福祉保健財団の研修へ参加するよう研修計画を示している。
年１回程度、介護支援専門員等を対象に、高齢者虐待についての研修を実施し、虐待だけでなく虐待の疑いや気になる高齢者がいれば、高齢福祉課(地域包括支援センター)へ相談するよう伝えている。
法律支援事業等で高齢者虐待と疑わしき事案の情報共有と対応方法の意見交換を行っている。
毎月の地域包括支援センターとの連絡会にて情報提供や事例共有を行っている
毎月開催の地域包括支援センター所長会議にて、多様な事例について意見交換
毎年、介護支援専門員連絡協議会で高齢者虐待の研修を行っている。

Q8-1.22 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフネグレクト等の権利侵害について、施設や病院等への保護や自宅等への立ち入り、面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースがあった場合の対応可能な項目（その他の回答）

「養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」（中央法規）を参考に対応していくことになると考えられます。
ケース会議を開催する。高齢者虐待防止法第６条（指導）の権限で、養護者に対し、誓約書をもらった事例がある。
一時的な居住提供
関係者間でのケース会議の実施
居住している区域を担当する地域包括支援センターとの連携、ケアマネがついている場合はケアマネとの連携。
緊急ショート（特養施設への短期限定緊急入所制度）
個別の事例ごとに検討
事例に応じて地域包括支援センター内で協議
自宅鍵の開場と家屋清掃料の予算化
生活福祉課との連携
対応策として定めている状態ではないが、当該ケースへの説得等も含め必要に応じた対応策を講じている。
対応策は定めていないが、その都度関係機関と連携している
対応策等の取り決めはないが、状況によって対応。成年後見人区市町村申立を行ったケース有。
法テラス等の法律の専門家への相談

Q8-2.22 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフネグレクト等の権利侵害について、施設や病院等への保護や自宅等への立ち入り、面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースへの対応方法をマニュアル等で事前に定めているもの（その他の回答）

その時の状況に応じて必要な支援を行っている
マニュアルはないが、フロー図は策定し、●●市高齢者福祉計画にも掲載している。
マニュアルはないため、県の虐待対応マニュアルや、国の各種資料、対応事例等を組み合わせて対応
マニュアルは定めてないが、ケースに応じて適切な対応を検討し対応している。
マニュアル等は定めていない。
介護サービスや宅配給食サービス等の導入
虐待対応マニュアルに準ずる
県のマニュアルに準処
公益財団法人 ●●福祉保健財団が作成する「高齢者の権利擁護と虐待対応お役立ち帳」を参考に対応している。
高齢者虐待防止センターの会議にて決定
市の高齢者虐待対応マニュアルに準じて対応する
事例に応じて地域包括支援センター内で協議
社団法人●●会作成の様式やマニュアルを参考にしている。
●●県高齢者虐待防止対応マニュアル
対応はするが，マニュアル等はない。
当市の高齢者虐待防止マニュアルには各々の対応が明記されているため、その対応に準じた支援を実施している。

Q9-1 再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証をしたものについて、どのような場で事後検証をしているか

（その他の回答）

ケース会議
ケース会議及び虐待防止ネットワークの事例検討として
コアメンバーにより検証
委託型包括が，包括内のミーティングで取り上げている。
一定期間経過後に再訪問している
一部の対応区と地域包括支援センターで一定期間の事例の振り返りを行っている
課長、係長、地区担当、権利擁護担当によるコアメンバー会議を行い、終結の評価を行う。
関係機関からの聞き取りによる状況確認
関係者とのケース会議
虐待対応緊急会議
虐待評価会議
見守り訪問や介護サービス利用モニタリング等訪問時に。
個別ケースとして適宜状況確認している
個別ケース会議,関係者からの聞き取り
高齢者虐待対応評価会議
高齢者虐待ネットワーク代表者会議にて報告。
高齢者虐待事例検証ケア会議
高齢者虐待対応会議にて検証
高齢者虐待評価会
高齢者虐待防止ネットワーク運営会議にて事後検証を実施している。
市と包括支援センターの虐待対応担当者による会議
市虐待防止ネットワーク会議 高齢者虐待対策部会の開催
市内地域包括支援センターと市高齢 CW、所管課管理職で、定例会議（１か月に１回）
支援経過の振り返りを関係者間で実施
支援検討委員会で報告
事業所からの聞き取り
事後検証のために関係機関とのカンファレンスを設定
事例検討会で取り上げる、振り返りのカンファレンスを行う等により事後検証を行っているが、全件について行うわけではない。
自宅など
自宅訪問
●●市権利擁護アドバイザー会議
●●市高齢者虐待防止ネットワーク担当者会議
措置入所を解除、介護保険法に基づく施設入所は継続し、定期的に入所施設での生活状況を確認している。
対応に問題があったと思われるものや困難事例
対応可能な地域で限定的にネットワークを構築し、事後検証まで行った。
担当ケアマネジャーと施設職員への定期的な聞き取りを元に検証している。
担当者会議
地域ケア会議
地域ケア会議・関係者会議
地域ケア会議や事例ケース検討会など
地域ケア会議及び関係者ケース会議
地域ケア会議等

地域ケア個別会議
地域包括ケア推進会議
地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員等を介して確認
地域包括支援センターとの勉強会
地域包括支援センターと高齢所管課とで定期的に行っているケース確認会等で確認している。
地域包括支援センターの連絡会
地域包括支援センター運営協議会
地域包括支援センター連絡会議
庁内で、高齢者担当部局（管理職を含む）においてコアメンバー会議を開催
町役場の面談室でヒアリングを実施。
定期的なケース会議の実施、担当地域包括支援センターからの報告
電話連絡等で事後検証を行っている。
必要時に虐待ネットワーク会議や専門家会議を行う
分離後の生活状況の確認　　成年後見市長申立て
保護先での本人の心身の状況や虐待の有無の状況、生活の場の安定した確保ができているかなど
包括の社会福祉士部会等を活用
訪問
訪問先で対面式によるもの
訪問等による改善状況等の把握
訪問等による検証
本人に関わった包括職員と県の虐待対応チームでケースの振り返りを行った。
本人及び関係者・関係機関への聞き取り
民生委員やケアマネ、サービス事業所による見守りを中心に、変化があれば即連絡してもらい、地域包括支援センターで対応。
養護老人ホーム、庁内関係課、社会福祉協議会との情報共有。

Q9-2.5 再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証の結果（その他の回答）

ケアマネジャーや訪問看護連絡会等で事例検討会の実施
まだ対応ケースがないが、今後に生かしていきたい。
事後検証することになっているが、虐待案件がないため、実施できていない。

Q10-1 高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携したことがあるかどうかについて、「次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等と連携している、あるいは連携する見込み」と回答した回答者が対応時に連携した（今後の見通しも含む）関係機関（その他の回答）

ＮＰＯ
マニュアル化されてはいないため、事例に対して必要な部署と連携することになると考えます。
ヤクルト
飲食店・小売店・ヤクルト販売など
介護支援専門員
●●●障害者・高齢者権利擁護支援センター
近隣住民　認知症初期集中支援チーム
近隣住民、本人の友人知人、コンビニエンスストア
金融機関
権利擁護支援センター
見守りをしている地域住民
個々のケースに応じて
行政書士
市議会議員
事例に応じて必要な関係機関と連携している
障がい児者相談支援センター（基幹相談支援センター）
成年後見センター
相談支援事業所（障がい）
特定相談事業所、日中活動事業所
●●権利擁護支援センター（権利擁護の中核機関）
必要に応じて，関係機関と連携する。
弁護士・社会福祉士による●●●高齢者虐待対応チームとの連携により、対応を行うケースがあった。

Q13.1 自治体に高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱がある場合の具体的な回答

●●市消費者センター条例
●●町高齢者等支援ネットワーク
●●市消費生活センター条例
●●市高齢者安心見守りネットワーク事業実施要項
●●町消費生活相談処理要綱
●●市消費生活センター条例
●●市消費者安全確保地域協議会要綱
●●市消費者生活相談事業実施要綱
●●市消費生活条例
●●区消費者センター条例、江東区消費者相談運営要綱
●●市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
高齢者等見守りネットワーク
●●市消費者被害ネットワーク事業実施要綱
●●市・●●町消費者被害防止協議会設置要綱
●●市高齢者等消費者被害防止ネットワーク設置要綱
●●市消費生活センター条例及び施行規則
●●市消費生活センターの組織及び運営に関する条例
●●市高齢者虐待防止及び消費者安全確保等見守り支援ネットワーク推進会議
●●町消費者被害防止ネットワーク協力員に関する要綱
消費者安全確保地域協議会設置要綱
消費者生活条例
消費生活等相談窓口紹介ネットワーク設置要綱
消費生活保護条例
●●市消費者被害防止ネットワーク協議会設置要綱
●●町消費生活改善推進事業交付要綱
●●市見守りネットワーク事業実施要綱
●●市消費生活条例
●●市消費者あんしんネットワーク協議会設置要綱
●●区消費生活条例
●●市消費生活センター条例
地域包括ケア連絡協議会運営規則
●●市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
●●市消費者安全確保連絡会議設置要綱
●●市消費生活センターに関する条例
●●市消費者安全条例
●●市高齢者福祉計画、第８期介護保険事業計画
●●市あんしん見守りネットワーク事業実施要綱
認知症高齢者等の見守り活動と消費者被害防止のための見守り活動を推進する。
●●町消費者被害防止ネットワーク設置要綱
●●町消費者被害防止等生活安全ネットワーク設置要綱
●●市消費生活センター条例
●●市消費者被害防止見守りネットワーク設置要綱

Q14.11 自治体で、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害についてどのように対応しているか（その他の回答）

NPO 法人である権利擁護支援センターと連携して対応している
医療機関
権利擁護研修会の中で取り上げ講演
個別に相談
高齢者虐待防止法主管課ではなく消費者被害を対応する課が高齢者等の区別なく行っている。
事例に応じて対応
消費者相談による対応
消費者被害を主たる理由とする成年後見制度親族申立への支援（２件）
消費者被害担当部署へ報告
消費生活センター等との連携会議
地域包括支援センターによる出前講座等での周知
庁内の消費生活担当課又は包括支援センターと連携して対応している。
●●広域連合消費生活新城センターへの相談
認知症初期集中支援チームにて相談している。
被害がないが、注意喚起をする為にサービス事業者等に情報提供を行い、早期発見できるように対応している。
必要な場合は関係機関と連携し、対応している
包括支援センターと消費生活相談員が連携し、消費者被害の対応にあたっている。必要に応じて弁護士相談等へつないでいる。
法による被害相談はないが、地域包括支援センターでの消費者被害相談は延べ 255 件であった。
訪問による状況確認

Q15.12 自治体で、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に対応するに当たり、どのような庁内の部署、関係機関などと連携を取っているか（その他の回答）

くらしの相談センター
ケアマネジャー
警察
警察署
権利擁護担当部署
現状では地域包括支援センターや消費生活センター、社会福祉協議会とのみ。必要により他機関とも連携を行う。
交通防災担当課で、防災ラジオから特殊詐欺についての注意喚起を適宜行っている。
広域連合の消費生活センター
在宅介護支援センター
産業振興課
市の消費者行政担当課
市町村の消費者相談　権利擁護支援センター
住民課（消費生活相談員）
消費者教育コーディネーター
消費者相談
消費者被害についての対応実績はないが、必要に応じて消費生活センターへ相談したい。
消費者被害を対応する課
消費者被害担当部署
消費生活センター担当部署／防犯担当部署
消費生活相談担当部署
成年後見サポートセンター、警察署
成年後見支援センター
生活環境担当部署
生活困窮者自立支援法に規定される事業を行う窓口
地域包括支援センター(直営)
庁舎内の消費者被害担当
庁内担当部署
●●町あんしん見守りネットワークの協力事業所
●●広域連合消費生活新城センター
内容によっては都道府県の消費生活センターへ相談するが、連携とまではいえない
防災担当課
防犯担当部署
防犯担当部署、学校教育担当部署
役場の消費者被害担当部署
役場担当部署

Q17.9 自治体で、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に対応するに当たり、どのような庁内の部署、関係機関などと連携を取っているか（その他の回答）

虐待対応ではなく総合相談として受けているケースもあり。地域包括全体では相談数把握しているが、消費者被害全てのケースについては把握できていない。
消費者被害に関して相談できる窓口とは町民に認識されていない
消費者被害の担当課があるため、相談があれば担当課へ案内している。
対応事例が少なく、実際の対応事例が本当に少ないのか、他部署との連携が取れていないからなのかが不明なため。

Q18.14 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する窓口業務の周知や啓発活動、体制整備について、どのように実施しているか（高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合はその状況も踏まえて回答）（その他の回答）

通信に掲載・チラシ作成・サロン、老人クラブ等への集まりに出向き、作成したチラシを配布し啓発
NPO 法人である権利擁護支援センターと協働し消費者被害防止のセミナー等を実施している
イベントなどを通して啓蒙している
ケーブルテレビでの周知
サロンなどの高齢者の集まりで啓発活動をしている
チェックをした項目すべて、高齢者限った対応ではありません。
介護事業所向けに研修を行っている。
各地域包括支援センターが作成発行する情報誌の中で取り扱っている
既成パンフレットの窓口設置
既存のパンフレット等を配布している
既存のパンフレット配布
居宅介護支援事業所から情報提供を受けている。
居宅介護支援事業所に消費生活相談情報の提供を行っている。
産業祭で啓発活動を実施。
市の消費生活センターで高齢者に特化したものではないが、県が作成したパンフレットを活用している
市の消費生活センターによる活動を主にした体制整備
市消費センター発行の消費被害防止のチラシや相談窓口の周知
事例を把握した際、関係部署と情報共有を行い、村内へ防災無線を使って注意喚起を行う。また、地元駐在と情報共有を行っている。
所管である市民部市民総務室と連携して対応している
消費者相談の周知を図っている。
消費者被害を対応する課が対応している。
消費者被害情報について包括、介護サービス事業所にメール送信している
消費生活センターニュースを窓口に置いたり、居宅介護支援事業所に配布したりしている。
消費生活センターのポスターを掲示している
消費生活センターの広報誌を集いの場に提供している。
消費生活支援センターが対応している
担当課が防災行政無線やメール配信にて注意喚起を行っている
担当課で実施
地域包括ケア会議に消費者被害の情報提供を入れて各事業者に情報収集や周知を知らせている。
地域包括支援センターと消費生活センターとの情報交換会を毎年行っている。
地域包括支援センターによる地域の集まりの場での周知・啓発。運営推進会議等での周知・啓発。
地域包括支援センターに委託し、講演会等の啓発活動を行っている。
町内会や高齢者サロン等で出前講座等を開催している。
●●広域連合消費生活新城センターにて普及・啓発出前講座を実施している。
認知症ガイドブックに消費者被害の防止について記載し、啓発している。
包括支援センターが地域で消費者被害について周知啓発を行っている

Q19.9 消費生活センターや地域包括センター等の関係者が、高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会を提供しているか（高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合はその状況も踏まえて回答）（その他の回答）

あんしん見守りネットワーク協力機関連絡会にて勉強会を開催
チラシ等で詐欺被害等の情報共有を図っている
ニュースレター
介護サービス事業所が消費者被害に気付くことができるような研修会を実施している
介護支援専門員連絡会で研修会を開催（地域包括支援センター職員含む）
外部の研修にて、経済的虐待と交えて、知識を習得する機会を設けている。
関係機関が実施する研修会に参加し、消費者被害への対応について学んでいる。
警察、消費生活相談の担当課からの情報提供
警察、地域包括支援センター等との情報共有
警察や消費者センターから定期的に消費者被害の最新情報を配信
警察より地域包括支援センター職員向けの研修を開催している
月に一回、消費生活センターから前月の相談傾向等聞き取り、地域包括支援センターが集まる権利擁護業務会議で共有している。
研修会等開催はしていないが、他機関が開催する研修会等へ参加、職員を派遣している。
県が実施する研修会に参加してもらう
県や他団体主催の研修等の情報を随時共有している
県や団体が開催する研修会への参加
県主催の研修に参加している。
県主催の研修会への参加
県消費者安全確保地域協議会の研修に地域包括支援センター職員が参加している
県消費生活センターからの消費者被害情報を地域包括支援センター職員で共有している。
県等の研修会への参加
見守りネットワーク協議会にて情報共有している
広報活動上での周知
行政と包括で発行する包括だより等での啓発、広報なども実施している。
高齢 CW、地域包括支援センター職員、消費生活センター相談員との意見交換会
高齢者虐待対応職員への研修会へ参加
在宅介護支援センターへの周知と事例報告
市虐待防止ネットワーク会議 高齢者部会にて情報共有を図っている。
市内地域包括支援センターが集まる会議で情報共有している
出前講座、相談協力員懇話会にてチラシ配布
消費者センター事業として、消費者問題を扱う講座として、高齢者本人には地域講座、高齢者の支援者には見守り講座を実施している。
消費者相談での消費者被害等の状況を地域包括支援センターが情報収集し、介護事業所等へ情報提供している。
消費者被害について情報を共有している。
消費者被害に関する啓発資料の提供
消費者被害を対応する課が対応している。
消費生活センターが、民生児童委員協議会やケアマネジャー連絡会などへ参加し、消費者被害の実例や注意喚起をまとめたチラシ等を配布している。
消費生活センターと地域包括の情報共有と連携促進の場を設定している
消費生活センターの職員を講師として招き、介護保険事業所等の職員に向けて研修を行っている。
消費生活出前講座を活用し、居宅介護支援事業者会議で勉強会を開催している。
消費生活相談センターからの相談情報に関するメールを受け取り、情報の確認を行っている。

消費生活相談員が年に１回程度、国民生活センター主催の研修に出席し、知識を習得している
消費生活相談窓口担当と年３回連絡会を実施している
多職種向けに消費者被害に関すること，成年後見制度に関することの研修会を開催
地域による見守り支援ネットワークの構成員を対象とした講演会を開催している。
地域包括支援センターと消費生活センターとの情報交換会を毎年行っている。
地域包括支援センターに消費生活相談員が出向き、消費者トラブルについて出前講座をしている。
地域包括支援センターに対し、消費者被害関係の研修会の案内（市町に情報提供があれば）
地域包括支援センターの定例会にて実施している
地域包括支援センター主催の会議等（ケアマネや自治会・民生委員等参加）で、研修や勉強会を実施している。
地域包括支援センター職員を対象とした事業説明会等で、消費生活センターの事業内容についての周知等をしている
地域包括支援センター連絡会に消費生活センター職員を招き情報交換を実施している
適宜地区の民生委員定例会等でリーフレット等を使いながらミニ研修を行うなどしている。都などが実施している研修会に参加
都などが実施している研修会に参加
●●保健福祉財団の研修へ参加するよう研修計画を示している。
●●広域連合で消費生活センターの職員への研修を実施している
動画配信で研修を行った。
年１回地域包括支援センターとの連絡会を開催している。
年に１回、消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催
民生委員児童委員を対象にした研修会を実施している
民生委員定例会時の研修内容に取り入れている。

Q21.5 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために、どのようなことをしているか（その他の回答）

定期的に啓発チラシ等により、消費者被害の現状を情報提供している。・関係各課が集まる会議に参加し、情報共有している。
あんしん見守りネットワーク協力機関連絡会に主管課職員が参加
何もしていないが、庁内の消費生活担当課とはいつでも連携できる状態にはある。
関係課でケース内容を共有している
虐待防止ネットワーク会議にて、協力を依頼している。
権利擁護ネットワーク会議を設置し、消費生活センター担当も参加している
個別ケースに関して、消費生活支援センターと情報共有し、対応している
個別の事例に関して、必要に応じ消費生活相談の主管課と連携を図っている。
互いに事例に応じた相談に応じる体制がある。
高齢者に限ったものではありません。
高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に啓発活動している
高齢者虐待疑いがある消費者被害に関するものはすべて市の消費生活センターとケースを共有し対応している
高齢者担当部署と情報共有・連携する体制をつくっている
高齢福祉・障害福祉・児童福祉・警察で集まり、支援体制・対応手順等を確認する会議を開催している。
市虐待防止ネットワーク会議 高齢者部会にて情報共有を図っている。
市消費生活センターとの情報交換及び連携を図るようにしている。
事案に応じて消費者被害担当部署に相談している
事例に応じて連携している。
事例を把握した際、関係部署担当と早急に情報共有を行っている。
自立生活支援センターが定期的に主催する生活困窮者支援調整会議に出席し、情報共有及び必要に応じ支援している。
主管課と連携をしている。
所管である市民部市民総務室と連携して対応している
消費者相談の周知を図っている。
消費者相談窓口担当部署へ消費者被害の情報共有を図る
消費者被害に関するケースなどがあった場合は消費生活担当部署と連携、共有して対応を行うようにしている。
消費者被害に関する相談があった場合に町内の消費者被害担当と情報共有を行っている
消費者被害に関する相談窓口は別の課が担当。成年後見申立支援や福祉サービス利用が必要な場合は、福祉課(地域包括支援センター)へ繋いでもらう。
消費者被害に限らず金銭面での困りごとや相談があった際に、窓口案内していただけるよう協力依頼している。
消費者被害のケースが発生した場合、担当者部署と連携を密にしている
消費者被害を扱う主管課と情報共有を行っている。
消費者被害を対応する課が対応している。
消費者被害事案があった場合には、関係課に対して
消費生活センターと地域包括の情報共有と連携促進の場を設定している
消費生活センターと連携が取れるようにしている。
消費生活センターと連携し、ケースに関する情報共有を行っている。
消費生活センター主管課（商工観光課）と必要に応じ情報共有をしている
消費生活相談の担当課からの情報提供
消費生活相談員が他課に配属されており、当課との連携は取れている
情報交換会を行っている。
●●市消費者行政連絡会において、情報を共有している。

地域ケア会議に、消費生活センターが参画し、情報共有・情報交換している。
地域包括支援センターの代表者会議にて詐欺被害担当部署からの啓発をしてもらっている。
庁舎内に設置された消費者生活センターと連携している。
庁内の消費者相談担当部署との情報共有を図っている。
庁内の担当部署と協議している
適宜連携を行う
特に依頼はしていないが、情報があれば当課に連絡するようになっている。
必要に応じて関連部署と連携している
必要に応じ連携して対応している
必要時に相談を行っている。

Q22-2.5 高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の事案の事後検証を行っているかどうかで「行っている」と回答された方の事後検証を行った結果（その他の回答）

虐待または虐待に準ずる対応が求められる事例については振り返りのカンファレンスや事例検討会で取り上げる等により事後検証と共有を図っているが、全件について行うわけではない。
地域ケア会議等において経過等を情報共有している
本市消費生活センター全職員および他市消費生活センターと情報共有することにより今後の対応に活かす。

Q23.6 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、消費者安全確保地域協議会との連携等（その他の回答）

案件はないが、ケア会議などにおいて情報共有
各種会議での周知・啓発
協議会はあるが運営していない
協議会等はないが、同課に消費生活センター、高齢者虐待の担当、社会福祉協議会の相談員等が在中しており連携できている。
県で設置されており、見守りネットワークづくり、消費者被害防止に関する情報提供などを受けている。
県実施の高齢者被害防止ネットワーク会議に参加
見守りネットワークは存在するが、消費者被害を防ぐことを目的としていない。
見守りネットワークを消費者安全確保地域協議会に位置づけ、情報連携を図っている
見守りの強化に向け推進会議を定期的に開催している。
見守り支援ネットワークを構築している
現状では具体的に事案がないため参加していない
高齢者虐待担当課では行っていない。
高齢者虐待担当部門とは、特に連携していないが、必要時、消費生活相談窓口と連携している。
今年度、同協議会の構築に向けて準備中
市の消費生活センターと連携している。
市消費生活センターと連携している
消費者安全確保地域協議会ではないが、消費生活センターにて見守りネットワークを構築し、頻発する消費者被害トラブルやその対策に係る情報提供を随時行っている
消費者安全確保地域協議会の設置はあるも、直接連携はしていない。
消費者安全確保地域協議会の設置はないが，既存のネッワークで担っている。
消費者安全確保地域協議会は設置されているが、会議等への参加はしていない
消費者安全確保地域協議会は設置していないが見守りネットワークは構築済である。
消費者被害については、役場担当部署や警察などと情報共有や必要に応じて対応している
消費者被害に限定した協議会は設置していないが、多職種による定期的なケースの情報共有や検討の場を設けており、必要に応じて対応している。
消費者被害への対策は行っていない。
消費者被害を対応する課が対応している。
消費者被害防止ネットワークは構築されているが、他部署が参画している。
成年後見制度の申し立て
成年後見制度利用促進協議会の構築
生活安全実務者ネットワーク及び高齢者虐待防止ネットワークにおいて連携を図っている。
生活困窮ネットワーク会議にて情報共有
相談があった場合に相談できる関係作り
地域見守りネットワーク事業連絡会を年１回開催し、消費者被害防止の周知も行っている。
地域包括ケアシステムの会議体に、消費者安全確保地域協議会を位置付けている。
地域包括ケア連絡協議会が消費者安全確保地域協議会を兼ねており連携している
定期的に啓発チラシ等により、消費者被害の現状を情報提供している。
認知症等により判断力が不十分となった人などに対しては、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度の利用に繋げている
別のネットワークが補完している
本市では既存のネットワークがあり、消費者安全確保地域協議会は設置していない。
令和３年３月に立ち上げているが、まだ機能していない状況。
連携を行っていない

Q23-1.18 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、消費者安全確保地域協議会との連携等で、「早期発見・見守りネットワーク等」を既に立ち上げていると回答をされた方のその構成機関（その他の回答）

ケアマネ、ヘルパー
シニアクラブ・人権擁護委員
スーパー、牛乳販売店、薬局、美容室、介護保険事業所
タクシー会社、トラック協会、宅配弁当業者、ヤクルト販売店、老人クラブ、婦人会、ガス協会
医師会、歯科医師会、薬剤師会
医師会・歯科医師会・薬剤師会・弁護士会・介護支援専門員協議会・訪問介護事業所連絡協議会・デイサービス協議会・訪問看護ステーション協議会・理学療法士会・作業療法士会
医療・福祉団体
介護サービス事業者連絡協議会、障がい福祉支援事業所
介護支援専門員、ボランティア団体、老人クラブ、ふれあいサロン、げんきらりー自主運営教室、シルバー人材センター、公民館
介護保険各事業所、認知症地域推進員、生活支援コーディネーター
各自治体の職員
各担当部署（高齢者福祉、保健福祉、生活保護、不動産関連事業者、ライフライン供給事業者、生活衛生関連事業者、医薬品関連事業者）
学識経験者　司法関係者　医療関係者　障害者地域自立支援協議会関係者　消費生活相談関係者　行政関係者
議会、ケアマネ、消防、●●医療機関、婦人会
居宅介護支援事業所、保険会社
健康福祉課、税務課、子育て支援課、学校教育課、住民環境課、弁護士会
●●市委託障害者支援事業所
公共職業安定所
●●弁護士会、老人クラブ、障害者団体
●●市防犯協会
市アドバイザー（弁護士、社会福祉士）、人権擁護関係者、障害福祉関係者、医師会、県（健康福祉課）
市役所関係部署､障害者支援センター
市役所担当課
住民
消費生活センターが対応しているため
消費生活センターで把握している。
消防、行政（総務課・地域福祉課・高齢福祉課・商工労働課）
障がい者機関相談支援センター
障がい者支援の事業所
障がい者団体、老人クラブ、保育所関係
障害者機関相談センター、弁護士会など
新発田市、新発田市内の民間事業所
人権擁護委員会、認知症の人と家族の会
製薬会社
赤十字奉仕団、防犯協会
●●市福祉部福祉政策課
福祉課、保健課、総務課、商工観光課
弁護士
弁護士、司法書士
弁護士、司法書士、行政

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、医療機関、障害者虐待防止センター、介護保険施設、居宅介護支援専門員協会、相談支援事業所
法律関係団体
防犯、生活保護、高齢福祉、障害福祉の各部署
薬局、居宅介護支援事業所、生命保険会社
老人クラブ
老人クラブ、ボランティア、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、地域サポート施設、生活困窮者支援事業所、後見人、シルバー人材センター、まちづくり課、住民生活課
老人クラブ、ボランティア団体、防犯協会
老人クラブ、高齢者支援センター
老人クラブ、消防、医療機関、ライフライン事業者、介護サービス事業所、タクシー会社
老人クラブ連合会
老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、母子寡婦福祉会、婦人会連絡協議会
老人クラブ連合会、身体障害者連合会、防犯協会、市（高齢者・障害者・消費生活センター担当部局）
老人クラブ連合会・消費生活合理化協会

（2）消費者センター向けアンケート調査　　単純集計結果

市区町村（n=563）

合計	市	区	町	村
563	69.3	25.0	3.6	2.1

県庁所在地の有無（n=563）

合計	県庁所在地	県庁所在地以外
563	5.0	95.0

政令指定都市の有無（n=563）

合計	政令指定都市	政令指定都市以外
563	2.8	97.2

中核市の有無（n=563）

合計	中核市	中核市以外
563	5.7	94.3

特例市の有無（n=563）

合計	特例市	特例市以外 （令和3 年4 月1 日現在）
563	2.7	97.3

保健所設置の有無（n=563）

合計	保健所設置市 （3 号市）	3 号市以外
563	0.5	99.5

F1-1. 単独設置/ 広域連合（n=563）

合計	単独設置	広域連合
563	79.4	20.6

F1-2. 【F1-1で「広域連合」と回答された方】担当されている都道府県・自治体（複数選択）（n=116）

合計	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県
116	12.1	3.4	1.7	0.0	0.9	3.4	4.3	0.9	0.9
群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県
2.6	2.6	0.9	2.6	2.6	0.9	0.9	1.7	0.0	3.4
長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県
4.3	1.7	1.7	12.1	0.9	0.0	0.0	0.9	1.7	2.6
和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	6.0	0.0	1.7	0.9
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		
6.0	2.6	0.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9		

Q1.「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」と考えられています。
このような考え方は消費者行政部局内では周知されていますか。（n=563）

合計	563
十分周知されていると思う	25.2
ある程度は認識されていると思う	45.6
あまり認識されていないと思う	21.3
全く認識されていないと思う（この設問文を通じて初めて知った）	7.8

Q2. 高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署とはどのように連携していますか。（複数選択）（n=563）

合計	563
被害について高齢者虐待対応部署へ相談・通報	61.5
福祉サービス等へのつなぎ	44.8
高齢者の生活状況に関する情報の共有（家族関係や財産状況）	30.7
被害者への訪問を高齢者虐待対応部署へ依頼	22.2
連携したことはない	12.6
高齢者虐待対応部署の職員に対し消費者被害の研修を実施	7.6
その他	13.9

Q3. 高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署や地域包括支援センター等の支援組織と
連携した支援が求められるケースにおいて、連携が困難であったことはありますか。（n=563）

合計	563
連携したことがない	12.3
連携が困難だったことはない	73.4
連携が困難だったことがある	7.8
わからない	6.6

Q4. 高齢、障害、認知症等で判断力が不十分な方への消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の
関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組で実施していること。（複数選択）（n=563）

合計	563
消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を構築していない	60.6
消費者安全確保地域協議会の全体会議を実施	23.4
各構成員から見守り等の活動の実施状況や改善点等の報告	9.1
地域協議会内の構成員間での見守り対象者に関する個人情報の共有（個人情報保護法の例外規定の適用）	6.4
消費者安全確保地域協議会の運営方法や見守りリストの提供方法を協議会の構成員で共有するためのマニュアル作成	2.7
特定機関への見守りリストやマニュアルの説明と提供	2.1
その他	14.9

Q4.1【Q4において、「消費者安全確保地域協議会等」を既に立ち上げている場合　（実施内容の1 ～5 に回答された場合）】
その構成機関についてお答えください。（複数選択）（n=152）

合計	消費生活センター	地域包括支援センター	社会福祉協議会	警察	民生・児童委員	自治会	郵便局	金融機関	消費者団体
152	82.9	78.9	75.7	68.4	65.8	29.6	23.0	22.4	17.8
学校・教育機関	新聞販売店	保健所	商工会	生活協同組合	農協	コンビニエンスストア	宅配業者	公共交通機関運営会社	その他
15.1	14.5	14.5	13.8	13.8	12.5	9.2	9.2	5.9	64.5

Q5. 貴自治体（委託先等を含む）では消費者被害の相談等を平日の昼間以外、
どの時間帯で受付けできる体制がありますか。（複数選択）（n=563）

合計	563
土日（昼夜を問わず）	6.2
平日夜間	2.8
祝日（昼夜を問わず）	2.1
平日の昼間以外には対応していない	92.7

Q6. 貴自治体では、消費者被害の相談に対応できる相談員は何人いますか。

合計	平均	最小値	最大値
548	22.0	0.0	20.0

Q7.1 地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している。（n=563）

合計	はい	いいえ	わからない
563	22.0	70.2	7.8

Q7.2 消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会を開催している。（n=563）

合計	はい	いいえ	わからない
563	9.4	85.3	5.3

消費者センター向けアンケート調査　自由記述

Q2.6 高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署とどのように連携しているか（その他の回答）

4.5 については、地域包括センターへ依頼、実施しています。
４．について、一人暮らしの方であれば、担当課からあんしん相談センターへ（地域包括支援センター）連絡が行く。家庭訪問することもある。
介護サービス事業所への当課事業にかかる情報提供を実施
寄せられた高齢者の相談概要や事例紹介等の情報提供を実施
虐待の事実が多少でもあれば、DV 担当へ相談し連携している。
啓発資料等の提供、高齢者福祉担当部署が所管する高齢者体操クラブ等での出前講座
県庁より送られてくる生活見守り情報等の共有
見守りネットワークの設置
見守り等に関する啓発
現在、高齢者虐待対応部署との連携を必要とすることはないが、今後必要が生じた場合は本人から個人情報の提供について了解を得たうえで、高齢者虐待対応部署に相談・通報する予定
恒常的な連携は無い。相談内容が、高齢者虐待対応部署と連携することが適切な場合は情報共有等の連携を行う。
高齢者で希望のあった方に、本課で制作した訪問販売お断りシールを配布してもらう。
高齢者に対する消費者被害を、本市消費生活センターが相談案件として取り扱った場合、同案件の消費者被害を防ぐため、高齢者虐待対応部署へ情報共有を行う。（相談案件の詳細ではなく、匿名・要旨を情報共有する。）
高齢者の消費者被害について情報供給
高齢者の消費者被害に関する情報提供
高齢者への訪問･介護支援等を行っている部署よりの相談依頼｡高齢者への相談先紹介。
高齢者を支援する組織からの消費者被害に関する情報提供
高齢者虐待対応部署からの情報提供
高齢者虐待対応部署が開催した研修会へ講師として出向いている。
高齢者虐待対応部署での業務を行う上で高齢者の消費者被害を発見した場合、本人了承の上、当センターに繋いでいただく
高齢者虐待対応部署に消費者被害の相談があった場合に、消費者行政部局へ情報提供される。
高齢者虐待対応部署を通じ、地区の老人クラブ等で消費者行政出前講座の実施
高齢者虐待対応部署主催の担当者会議に出席
高齢者担当部署と情報連携
高齢部門とともに被害者宅への訪問【なお、個別案件について適宜必要に応じた連携を行っている】
合同で出前講座の開催。福祉部署を通しての出前講座の広報。福祉部署を通しての相談の対応。
財産上の不当取引においては、特定商取引法（クーリングオフ等）や消費者契約法を用いるケースが多く、被害者への訪問をする場合は、対応部署へ依頼だけではなく同行するなど連携している。
坂井市高齢者・障がい者の消費者被害見守りネットワーク会議に事例として紹介、構成員に同様の案件がないか注意してもらう。
事例がないため、連携したことはありませんが、もし対象となる事案が発生しましたら、連携に努めたいと考えております。
事例がないため連携したことはないが、発生時には情報共有を図り、連携を図る
消費者と高齢者の担当が同じ
消費者安全確保地域協議会における構成団体として必要な見守りや情報共有に努めている
消費者安全確保地域協議会のメンバーとして連携会議等の開催
消費者安全確保地域協議会を設置、消費者被害の情報を共有。選択肢 1・3・4 などの連携ができる体制づくりに努めている。
消費者安全確保地域協議会を設置し、協議会構成員間で情報共有を行っている

消費者安全確保地域協議会を設置し、福祉部局（高齢者虐待対応部局含む）との消費者被害についての情報交換や、市の消費生活相談状況について報告し、情報を共有している。
消費者安全確保地域協議会を設置し委員として参加し、情報の共有・提供を行っている。
消費者行政部局で制作した啓発チラシ等の配布を依頼
消費者被害が判明したら消費生活センターを案内してもらうよう周知済
消費者被害についての実例を寸劇形式で高齢者に伝え、周知啓発を図った。
消費者被害についての情報の共有
消費者被害相談があれば、福祉担当や包括支援センターへ情報提供したい。未然に防ぐための啓発関係の情報は共有している。
消費者被害防止ネットワーク内で連携
消費者被害防止連絡会を組織し、消費者被害に関する情報の提供と相談窓口の周知等を行っている。
消費生活センターと高齢者虐待対応部署が同じ課であり、課内で連携をとっている。
消費生活センター所長が、認知症高齢者見守りネットワーク会議の委員となり、トラブルや被害ケースに関する情報共有を図っている。
消費生活講演会実施の情報提供
上記は、被害者の同意が得られている場合に限り実施している。
情報を共有するかどうかは内容を確認して行うようにしている。
双方の会議に委員として出席し、情報共有を行っている。
相談が入った際、必要に応じて情報共有。併せて支援が必要と思われる相談者へは高齢者支援担当への相談を案内。
相談者に認知機能の低下等がみられる場合は、情報共有として福祉課（高齢者虐待対応部署）へ連絡する場合がある。
相談内容や相談者の状況により、高齢者虐待対応部署に情報提供している
地域包括支援センターへの注意喚起・啓発資料の随時送付、各区地域包括支援センター諸会議での消費者被害に係る情報・意見交換会の開催
地域包括支援センターへ訪問要請
地域包括支援センターや介護事業所、障害者支援事業所の職員や、民生委員に対し、消費者被害の研修を実施
地域包括代評者会議に参加、地域包括にメールで情報提供
注意喚起情報（消費者庁・国民生活センター）等の情報提供
町内で組織されている高齢者虐待防止ネットワークへ構成団体として参加
定期的に会議を行い情報共有に努めている
定期的に啓発チラシ等により、消費者被害の現状を情報提供
定期的に情報交換等を行っている。
被害者が単身高齢世帯の場合、地域包括支援センターへ見守りの依頼
必要に応じて関連部署へ相談
部署をまたいだ福祉関係相談員との情報共有のための会議
福祉課からの取り次ぎにより、高齢者の消費生活相談を受けることはあります。
福祉関係部局と連携し、市民向けの講座を実施。福祉関係部局に消費生活相談事例の共有を図るため、意見交換会を実施。
福祉的な支援が必要な方への対応に係る相談等
福祉部門へ消費相談の事例の紹介、相談者へ福祉部門の窓口の紹介
包括支援センターと高齢者の生活や被害状況の情報を共有しているとともに、被害者への訪問を依頼している。
本人からの許可を得た上で関連機関への情報提供，訪問等の依頼
民生委員による高齢者宅の訪問
民生委員に対し消費者被害の研修を実施
民生委員を対象に消費生活サポーター育成事業の実施
連携が必要な場合は、個別的に高齢者虐待対応部署へ案内をする。
連携することを基本としているが、相談者が希望するときのみとしている。

連携する体制はとっているが、これまで事案はなかった。

Q3.2 高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署や地域包括支援センター等の支援組織と連携した支援が求められるケースにおいて、連携が困難であったことがある場合の具体的な回答

ケースが多岐にわたり、具体的に細かく問い合わせ先や担当部署を把握しきれていない
ケースワーカー等支援者と消費生活センターとの役割分担についての認識の差異がある。
関連の「通報」あった場合、共有できる情報に限りがある。
個人情報の関係で互いに情報共有が難しい場合がある。
個人情報を他部門と共有することについて、本人同意が得られない。
個人情報保護に抵触せずに情報提供を行うこと
個人情報保護の関係上、本人の同意がとれない場合に情報を提供することができない
広域の消費者相談を受けているが，他市町村の地域包括支援センターとうまく情報共有や対応ができなかった事例がある。
高齢だが福祉サービス等を利用していない方への対応やアプローチ。
高齢者が連携を拒む場合がある
最終的には連携できていますが、連携方法について仕組みづくりができていないため、担当者がわからず手間取ることがあります。
仕組みを作って連携することが難しく、連携の必要性に対する意識が消費者行政部局と高齢者支援組織の間で共有しにくい点。
支援する組織への連絡を、被害にあっていると思われる本人が希望しない場合がある。
消費者トラブルの事実確認のため地域包括支援センターに訪問依頼をしたが、本人が支援を拒否したケースがある。
消費者安全確保地域協議会の設置前のため、個人情報の共有等に関して色々と連携がスムーズにできない。
消費者安全確保地域協議会未設置であり、個人情報の取り扱い上、被害者の同意がない限り情報提供できない。
消費生活センターから関連機関へ繋いだ案件が戻ってきてしまうケースがあった
消費生活センターが消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）に参加できておらず、関係部局と守秘義務等の問題で情報提供を断られてしまい、相談者の状況等や相談内容の契約資料などを確認できないまま相談を受け付けたことがある。
身寄りがない認知症が進んできて不安だという相談者に、地域包括支援センターを紹介したが、対応ができないと断られた。
相談員レベルでの連携が難しく感じる
相談者が地域包括支援センター等へのつなぎや、連携を拒否
相談者が地域包括支援センターや高齢者虐待対応部署へのつなぎを拒否した。
相談者が福祉部局等、他者の介入を受け入れない場合がある。
相談者である高齢者が他機関の支援を望まない
他の相談員のため、具体例は不明。
他機関と連携することについて、高齢者ご本人からの同意が得られないとき
対象者本人が、高齢者部門に繋げることを許可せず、連携できないケースがあった。
地域包括支援センターへの相談を促しても、家族にも相談内容を秘密にしているなどの理由で、本人が相談を希望されない場合がある。（本人が望まれないため、消費生活センターとして、それ以上の対応・連携ができかねる。）
地域包括支援センター等が介入することをいやがられたことがある。
当初ローンの返済等の相談であったが,その後脳出血後遺症･アルコール依存症により認知機能が低下し，高齢福祉担当者と情報共有会議を開催し支援策を図ったが,入院・施設等の入居の提案も本人が拒否，親族からも支援を拒否された。
聞き取り内容により、生活面での支援等を案内し、福祉部署へつなごうとしても相談者本人が拒否されるケースが時々あります。
本人から個人情報を得られなかったり、提供することを拒否されたりするケースがある。

本人が希望しない場合
本人が地域包括支援センター等による支援を拒否する場合
本人に被害意識がない、または判断能力が乏しく斡旋に至らないケース等
本人の同意が得られない事がある。
例年実施していた。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、消費生活相談員と地域包括支援センター職員の対面での打ち合わせが行えなかった。
連家体制が未構築であるため、部署間での連携した対応が難しく、相談者を担当部署へ紹介するなどの対応に留まっている。
連携する為の仕組みがない
連携する体制はとっているが、これまで事案はなかった。

Q4-6 高齢、障害、認知症等で判断力が不十分な方への消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組で実施していること（その他の回答）

すでに担当課において見守り活動は行われているが、明文化されていないため、令和４年４月に既存の「●●市高齢者見守り支援ネットワーク事業」に「消費者被害」を加え、情報共有していく。
メールマガジンの配信
各構成員と合同で啓発活動の実施
希望する構成員に、消費者被害防止のチラシやパンフレットを配布
既存の見守りネットワーク会議に消費者被害防止の観点が含まれるよう、消費者安全確保地域協議会の機能が追加されるよう協議している。
既存の地域ケア会議に参加し、寄せられた高齢者の相談概要や事例紹介等の情報提供を実施
既存団体として「消費者被害防止ネットワーク」（事務局：消費者協会）あり
協議会ではないが、見守りネットワークを構築し、頻発する消費者トラブルや、その対策に係る情報提供を随時行っている。
協議会は構成しているが、コロナウイルス感染症を懸念し会議は未実施
協議会会員が主催で高齢者向けの消費生活講座（講師：消費生活相談員）を開催している。
啓発物品の配布や携帯を依頼
研修会の実施、見守りガイドブックの作成・配布
県が設置した「高齢者等消費さ被害防止ネットワーク」は「消費者安全確保地域協議会」と目的・役割等一にするもので、「高齢者等消費者被害防止ネットワーク」を「消費者安全確保地域協議会」に位置づけて運用している。
県の弁護士会が県の担当課に構築の働きかけをしているが未だ実現できていない
見守りが必要な方について、事業所や民生委員と情報を共有している。
見守りサポーター養成講座の実施。見守りサポーターへのメール等による情報提供
見守りネットワークとして協議会名はないが常に被害が発生した場合は、関連部署と協議を行っている。
見守りネットワークの構築が整備段階であり、消費生活センターがまだ参加できていない。
見守りネットワークの構築を目指している
見守りネットワークはないが、個別案件ごとに連携している
見守りネットワークは機能しているが、「消費者安全確保地域協議会」としての位置づけはなされていない
見守りネットワークを会として構築はしていないが、民生委員月次報告や郵便局との連携により高齢者についての見守り体制がある。
見守りネットワーク構成員（１団体）への講座、合同での啓発活動
見守り対象関係部署間（庁内関係課）で構成した消費者安全確保地域連絡会議（協議会みなし組織）を設置。
見守り等の活動の実施（消費者被害情報の共有）
構成員から被害に遭っている可能性がある方の情報共有

構成員である各団体の会合などに出向き、啓発パンフレットを配布するなど高齢者の見守り活動を依頼している。
構成員に対し消費者被害・研修を実施、本人の承諾を得て訪問等の依頼
構成員に対し消費者被害・研修を実施、本人の承諾を得て訪問等の依頼をする。
構成員へのパンフレット配布による消費者被害事例の対応策を含めた情報提供
構築したばかりで具体的な活動は行っていない。
構築したばかりで具体的な連携は未実施。今後はまず４、５の選択肢を実施予定。
構築について検討中
高齢者や障がい者を対応する部署が設置した「高齢者・障がい者、権利擁護協議会」へ実務者として参加し、情報交換と連携を行っている。
高齢者を対象とした悪質商法高齢者被害防止ネットワークを構築している
高齢者部署で構築している見守りネットワークに参加
高齢者部門の見守りネットワークを構築しており、高齢者の消費者被害防止の支援に取り組んでいる。
今後見守りネットワークに行政消費者相談係が参加していく予定
今年度の事業として高齢世帯を対象とした通話録音装置無償貸与を実施。
主要構成員、幹事会メンバー合同研修会
消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築に向け準備中である
消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を今年度から構築予定
消費者安全確保地域協議会として位置づけられていないが消費者被害防止ネットワークとして関係団体と連携をしている
消費者安全確保地域協議会に代わるものを、福祉部局と連携して設置することを現在検討している。
消費者安全確保地域協議会の会議に参加
消費者安全確保地域協議会の構築はできていないが、他部署（福祉）で確立されている見守りネットワークとの連携は取れている。
消費者安全確保地域協議会は構築していないが、高齢者対応が実施する見守り地域ネットワーク会議に定例的に参加し、情報共有を行っている。
消費者安全確保地域協議会は構築していないが、高齢者担当部署が運用している見守り事業と連携を図り、地域包括支援センターとも連携し対応にあたっている。
消費者安全確保地域協議会は設置していないが、民生委員を消費生活見守りネットワーク推進員に登録し研修・啓発を実施。
消費者安全確保地域協議会は設置しているが、全体会議やマニュアルの作成等は行っておらず、消費者被害の情報等を共有している。
消費者安全確保地域協議会は立ち上げているが会議等は今年度未実施である。
消費者安全確保地域協議会を構築する予定である
消費者安全確保地域協議会を設置しているが、運営等は行えてない
費者安全確保地域協議会設置予定（介護部局のネットワークに参加）
消費生活センターでは運営委員会を設置しており構成委員には、公募委員の他に管内の警察署の生活安全課職員の他、教育委員会、介護保険課、消費生活相談員も含んでおり消費者安全に取り組んでいる。また、地域包括支援センターと連携による高齢者ふれあいネットワーク事業として高齢者見守り講座等に取り組んでいる。
消費生活センターの相談事例を報告
消費生活連絡協議会を設置し、高齢者見守り部門の委員を置き、消費者安全確保地域協議会の役割を兼ねている。
選択肢１の会議で、消費者被害の事例・消費生活センターの役割・福祉部門で高齢の消費者被害に気付いた時の対応などを周知・共有。
全体的に様々な事例に対応できるよう横断的な組織を構築中です。
相談があれば都度対応
地域協議会は組織していない。消費者被害防止連絡会という類似団体を組織し、連携を図っている。
地域協議会設置に向け関係各所と調整中
地域包括ケア会議に参加している。
町内で発生した事例や、流行となっている手口について広報誌等により通知している。

定期的に啓発チラシ等により、消費者被害の現状を情報提供
同機能を有する組織（生活安全推進協議会）を構築している
●●市消費者行政見守りネットワーク協議会において研修会を実施
必要に応じ、情報提供している
必要時に連携をしているのでその他のことは認識していない。
福祉関係団体・事業者で構成する「●●市高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議」を平成 20 年 3 月に設置。年 1 回会議を開催し、情報交換のほか、消費者被害注意報（隔月発行の情報紙）による情報提供、悪質商法等被害防止講演会等への参加呼びかけを行っている。
福祉部署の高齢者見守りネットワーク
福祉部門における既存の高齢者見守りネットワークにて情報共有
本市では、消費者安全確保地域協議会は設置しておりませんが既存のネットワークがあり、高齢及び障がい福祉関係機関等と連携を図り、高齢者や障がい者の消費者被害の未然防止及び早期発見、救済、被害拡大防止に取り組んでいます。具体的には、実態調査や、相談対応、注意喚起のための情報提供や、啓発講座の実施、意見交換会などを行っています。
本市独自では構築していない。近隣市と連携して構成する消費生活高齢者等被害防止ネットワークを見守りネットワークに位置付け，年一回会議を開催。
本人の同意を得たうえで関係機関と情報共有
毎年見守りサポーター養成講座を実施。地域協議会として登録してはいないが、独自の消費者被害防止ネットワーク（構成団体 269）を H18 に設立し同様の活動をしている。
民生委員協議会、包括支援センター等の会議で消費生活センターの役割や事例の説明を定期的に行っている。また、個別の相談については、個人情報を共有しない形で適切な相談先につながるよう調整を行っている。
来年度構築予定
令和 4 年度に向けて協議会の構築を準備中
令和 4 年度に構築予定
令和 4 年度早期の消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築に向け調整中
令和元年度に消費者被害防止ネットワークを立ち上げたが、新型コロナウイルス感染症の影響により会議の開催ができていない
連絡シート（共通様式）を用いて、情報共有等を行っている。

Q4-1.18 高齢、障害、認知症等で判断力が不十分な方への消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会への取組で実施していることで「消費者安全確保地域評議会等」を既に立ち上げていると回答された場合のその構成機関（その他の回答）

市役所関係各課及び障がい者相談支援センター
ボランティア連絡協議会、老人クラブ連合会、シルバー人材センター、社会福祉法人、公民館
委嘱者を任命（保険会社等）
医師会、介護福祉施設
医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険サービス事務所、訪問介護、消防、自立支援協議会、ケアマネ会、要保護児童対策地域協議会、庁内関係課
医師会、歯科医師会、薬剤師会、老人クラブ連合会
医師会、歯科医師会、薬剤師会、老人クラブ連絡会
医師会、人権擁護委員協議会
医師会・歯科医師会・薬剤師会・弁護士会・介護支援専門員協議会・訪問介護事業所連絡協議会・デイサービス協議会・訪問看護ステーション協議会・理学療法士会・作業療法士会
医療、福祉関係機関
医療機関
医療機関、消防
医療機関・居宅介護支援事業所・通高齢者住宅事業所
医療機関・人権擁護委員・介護保険事業所・障害福祉サービス事業所・保育教育機関・配偶所暴力防止関係窓口・消防・教育委員会・保健センター
介護支援事業所
各担当部署（高齢者福祉、保健福祉、生活保護、不動産関連事業者、ライフライン供給事業者、生活衛生関連事業者、医薬品関連事業者）
議会・消防・ＦＭ放送・医療機関・婦人会・ケアマネジャー
漁協、老人クラブ
区長会、医師会、薬剤師会、水道企業団、電力会社、ガス会社
●●弁護士会、●●市防犯協会、●●財務事務所
県司法書士会、県弁護士会、町消防本部、地域福祉事業者、人権用語委員会　等
県弁護士会及び市福祉所管部署
●●市の高齢福祉を所管する所属(生活支援課、障害福祉課、健康長寿課、福祉保健センター)
公共職業安定所、市立病院、県女性相談センター、隣保館、市消防本部
広域の相談ネットワーク会議
行政（防犯,高齢，障がい福祉担当課）,県消費生活担当事務所
高齢者・障がい者・包括支援センター・学校・防犯を所管する庁内各課
高齢者福祉担当課、老人クラブ、在宅介護支援センター、ボランティア協議会
司法書士、医師会、人権擁護委員、地域包括支援センター、消費者行政関係部局
市（福祉課、市こども家庭課、教育委員会）、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、障害者協議会
市関係各課
市役所　福祉部門各課
市役所高齢者福祉部門
市役所職員
支えあい・子ども会連絡協議会、シニア連合会、商工会議所、行政機関（社会福祉課、女性・子ども課、健康推進課、高齢者支援課、市民協働課、社会教育課、商工労政課））
社会福祉課、福祉総合相談室、安全対策室、介護保険事業者ネットワーク、ケアマネ●●●、障がい者基幹相談支援センター
●●町 福祉課
消防

消防、シルバー人材センター、認知症の人と家族の会
消防、警備会社、弁護士、居宅介護支援事業所
消防、電気・水道・ガス事業者、不動産、保険業・保険代理店、小売・スーパー、飲食
消防署、医師会、歯科医師会、老人クラブ連合会
障がい児者支援連絡会、障がい者基幹支援相談会、ヤクルト、庁内関係機関(危機管理課、福祉政策課、保護課、障がい福祉課、高齢福祉課)
障がい者基幹支援センター、市関係課（健康福祉課・高齢福祉課・商工観光課）
障がい福祉課
障害行政、子ども行政、教育部局
障碍者団体
他部署
地域ボランティア団体　・県・老人クラブ・
地域包括支援センター所管の協議体
地元企業（移動スーパーを展開している）
庁内関係課（生活安全、福祉）
庁内関係各課、地域安全推進員会、老人クラブ連合会、相談支援事業所
庁内関係部署
町内会長、医師会、介護事業者協議会、じりつ支援相談事業所、身体障害者福祉協議会、防災士会、防災リーダー会、消防本部
町保健福祉部署
電気、ガス及び水道事業者、住宅関連事業者、タクシー事業者、医療関連事業者、警備事業者、生命保険事業者
電気・ガス・水道のインフラ関係
認知症地域支援推進協議会（医師会・民生児童委員協議会・老人クラブ連合会・介護保険事業所連絡会代表者等）
●　市福祉政策課、●●市福祉支援課、●●市基幹相談支援センター
病院
病院、シニアクラブ
病院・ボランティアグループ
福祉こども部（福祉総務課・障害者福祉課）保健部（高齢者支援課）市民部（市民安全課）
福祉施設、民間団体
●●県●●県民局
弁護士
弁護士、医師会、歯科医師会、薬剤師会
弁護士、司法書士
弁護士、司法書士、市
弁護士・司法書士・社会福祉士・障害者担当課・障害者総合相談センター・生活保護担当者・病院相談員
弁護士会
弁護士会、シニアクラブ、市関係部局
弁護士会、高齢者クラブ連合会、障碍者基幹相談支援センター
弁護士会、司法書士会
弁護士会、司法書士会、障害者福祉協議会、知的障害者関係団体連絡協議会、仙台市介護サービスネットワーク、老人クラブ連合会、精神保健福祉団体連絡協議会、防犯協会連合会
弁護士会、障害者基幹相談支援センター
弁護士会・行政書士会
法律関係団体（弁護士・司法書士・行政書士）
法律事務所
防災・福祉関係課

防犯や交通安全、他の団体
防犯協会、消防
防犯協会、身体障害者連合会、老人クラブ連合会、消費者協会,徳島県消費者政策課
防犯協議会、女性団体連合会、高齢クラブ連合会、障害者団体連合会、青少年育成連絡協議会、保護司会、更正保護婦人会、ＰＴＡ協議会、地区福祉委員長連絡協議会、人権啓発推進協議会、事業所防犯協議会、少年補導員連絡会、土木事務所、消防団、地域代表、（以下庁内）政策推進課、総務課、財政課、人権政策課、地域共生推進課、高齢介護課、障がい福祉課、こども若者政策課、産業政策課、都市政策課、消防本部、教育政策課
役場総務課、福祉課、産業観光課
薬剤師会、介護保険関係事業者連絡協議会
●●●●地区広域連合、●●市産業政策課、市民対話課、●●市まちづくり協働課
老人クラブ
老人クラブ連合会　他
老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、母子寡婦福祉会、婦人連絡協議会
老人クラブ連合会、福祉局

ヒアリング調査

高齢者虐待等の権利擁護に係る計画策定に関する調査　※本編に記載した資料の再掲

1. 都道府県

(1) 神奈川県

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	**（１）介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられることで体制整備が進んでいるか、毎回同じ内容にならないかを教えてください。** **（２）介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることの効果があれば教えてください。** ※（１）と（２）の回答をまとめて記載する。 • 介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることが、直接影響を及ぼしているかを判断するのは難しいが、計画で明言することで県下の市町村、区が内容を閲覧することができるため、高齢者虐待防止に対する意識は高まるのではないか。計画は市町村、区レベルに向けた県の方向性を示したメッセージになっていると考えている。 **（３）介護保険事業支援計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性、市町村への周知状況を教えてください。** • 「かながわ高齢者福祉計画」を軸としている。 • 県の計画表や年間の調査結果等において、高齢者虐待防止に向けた体制整備に対する取組は積極的に実施することとしている。 • 体制整備の重要性を市町村や区に示す具体的な取り組みとして、高齢者虐待防止部会の体制変更がある。いままでは 3 市町村のみを代表としていたが、令和 3 年度からは 7 市町村を代表委員としたうえで、令和 4 年度からは、他の 26 市町村も自由に傍聴可能とする方向性である。	**（４）今後、介護保険事業支援計画に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。** （２）と同様	**（５）介護保険事業支援計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。** （３）に記載の高齢者虐待防止部会の意見を参考にしている。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	県の方向性を認識いただいたうえで、代表の 7 市町村の意見をもらう。オンライン会議を活用して開催する予定である。他の 26 市町村からの意見はチャット、会議の前後で吸い上げることも検討している。 今回の変更の理由として、県内市町村に広く県の示す方向性を理解してもらうほか、代表となる市町村は 3 年間の任期があるが、任期終了後の会議の流れも知りたいというニーズもあったためである。 ※本体制変更に伴い、要綱(非公開)改正を行う予定。条例の改正ではない。 ※高齢福祉課高齢福祉グループで担当しているあんしん会議は要綱（公開）に位置づけられている。 • 推進会議のメンバーは各部会長及び認知症施策の協議会長、各職能団体代表等で構成している。 • 年に 2 回程度、市町村の虐待担当者会議がある（神奈川県が独自に実施）。本会議は市町村同士の連携効果を狙いとしており、課の計画にも位置付けている。		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
D	**（６）高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。** • 神奈川県には横浜市、相模原市、川崎市の 3 つの大きな政令市がある。特に横浜市は規模も大きく、県の実績の数字に与える影響は大きい。しかし、県としては政令市というくくりで分けた記載しているわけではない。 • 近年は新型コロナウィルス感染症等の影響で、各数値目標を達成できるとは限らないが、目標値として記載している。 • 近年は虐待の通報数が増加している（特に横浜市の影響が大きい）。虐待数を減らすことは大きな目標であるが、現時点の県の評価としては、虐待の通報数が増加しているのは、通報し易い環境を整備していくことで潜在化した虐待を発見するという意味合いでは、決して悪いことばかりではないと考えている。今後も一定数までは増加傾向にあるのではないか。 **（８）高齢者虐待防止の体制整備について、都道府県の立場でどのような市町村支援の体制を整備しているかを教えてください。** **①研修** **②情報交換会･連絡会議開催** • 研修や情報交換会の参加対象者の範囲を区切る必要がある。区レベルまで募集すると、参加人数が多すぎてしまう。現状、新型コロナウィルス感染症の人数制限がある。区の担当者でオンライン会議による研修等は開催できていないのが現状である。一昨年は、神奈川県がリーフレットを区役所や地域包括支援センターに配布した。		**（７）市町村の高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。** • 養護者虐待に関する情報は区役所に挙げられるため、市役所の担当と情報交換をしても把握しきれていないところがある。市の方に各区の情報をこまめに把握してほしと都度声をかけている。 • 県の課内で事故報告書が共有される体制を取っている。窓口は、各サービスのグループ（課の下部組織）である。事例を各グループの窓口で再度割り振りをしたうえで、各グループの虐待担当者が虐待事案かどうか判断する。

	その後、リーフレットの配布を求める連絡や、虐待対応に関する問い合わせを区から受けることもある。そういった情報は、市と連携することもある。 **③専門職チームの活用推進** **④相談窓口の設置** **⑤モデル･研究事業** **⑥広報** **⑦技術的助言･指導** **⑧補助金交付** **⑨ICT 活用支援** **⑩公的機関･団体との連携**		監査も同じ課。 • 事故報告、苦情確認を最初に実施する。 • 非公式で保健所の担当者、監査の担当者と虐待対応について会話することもある（ケース会議ではなく、連携の形で実施している）。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
C	**（9）介護保険事業支援計画に記載した高齢者虐待防止の取組を、どのように評価しているかを教えてください。** • 2020 年から、あんしん介護推進会議を本体会議とし、高齢者虐待防止部会、身体拘束の防止部会の 2 部会を設けており、第 8 期介護保険事業計画に掲載する内容を検討した。権利擁護については、成年後見等も含んで別の課と連携し、課題を抽出しながら内容を検討している。 • 新型コロナウィルス感染症の影響で当初立てた計画通りの数的な進捗が得られていない点は課題と感じている。研修等は人数制限を設ける必要があり、今までの実施方法では計画を達成することが難しい。 **（10）市町村の高齢者虐待防止の取組や計画について、都道府県としてどのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。**		
A	**（11）都道府県による市町村支援について、次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。** **（12）都道府県内の高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。** • 一つの指標として掲げているのは、国で実施する虐待に関する調査結果である。市ごとの状況を把握している。その結果を、市町村の担当者会議（年 2 回）のうち、年度の終盤に実施する回で展開する。 • 今後、専門職による相談窓口のチームを整備する調整を行っていく方向性だが、あわせて県内の体制整備状況や市町村ニーズを把握するための調査を行いたいと考えている。 • これにより市町村ニーズに沿ったバックアップ体制の整備に繋ぐほか、なぜ計画を達成できなかったか等の課題を抽出したい。		

（13）養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(12)に関連することがあれば教えてください。

（特になし）

（2）B 県（県名は非公表）

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	**（１）介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられることで体制整備が進んでいるか、毎回同じ内容にならないかを教えてください。** • 実際に第７期から第８期にかけて大幅の修正は行っていないが、データとして集計している毎年の調査の部分については、その結果を更新している。 • 本県の計画では、政策目標を立てており、これを達成するために４つの目指す方向を出している。そのうちの一つとして、高齢者の権利擁護の取組として、高齢者虐待防止対策、成年後見制度の活用促進等を推進している。本計画で高齢者虐待を位置づけて、各市町の状況を把握し、経年的な分析をして、市町の取組支援を県として実施している。 **（その他の質問）** **養護者虐待に関して、専門職チームの会議はありますか。** • 弁護士会、社会福祉士会で共同設置している。 • 活動報告は連携会議で行う。 • 委託先の講座や事例検討の企画、講師などを依頼している。 • 新型コロナウィルス感染症の影響がなく、集合で連携会議を実施できていたころは、専門職チームから報告書を作成していただいていた。 **市町村から助言を求められた際(法の解釈等)はどのようにしていますか。** • 養介護施設従事者の高齢者虐待に関しては、地方局の福祉課が助言や実地指導を担当者レベルで実施している。	**（４）今後、介護保険事業支援計画に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。** （特になし）	**（５）介護保険事業支援計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。** （特になし）

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	連携会議において、要介護施設従事者向けの話題はありますか。 • 高齢者虐待という大きいトピックスを議題に出している。市町によっては養介護施設従事者向けの研修を実施しているといった取組が挙がってきている。 **（２）介護保険事業支援計画に高齢者虐待防止が位置付けられていることの効果があれば教えてください。** • 第８期計画に基づき、市町それぞれで取り組みは行えていると思うが、問題点や課題点について毎年は議論できていないと感じている。なお、計画における達成目標は、権利擁護の推進を設定しており、中核機関の設置市町数や法人後見実施市町社協数を掲げており、直接的な虐待防止に関する取組を指標としていないため、効果についての評価を実施できていない。 **（３）介護保険事業支援計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性、市町村への周知状況を教えてください。** • 現状はない。介護保険事業計画自体に紐づけている形式である。		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
D	**（６）高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。** • 経年比較については、分析が難しいかもしれない。養護者の状況は国の状況を踏まえて分析しており、虐待の主な要因等を記載している。将来推計は実施していない。 **（８）高齢者虐待防止の体制整備について、都道府県の立場でどのような市町村支援の体制を整備しているかを教えてください。** **①研修・②情報交換会･連絡会議開催** • 委託先の研修のカリキュラム内で事例検討会を実施する際に、市町同士の情報交換の時間を設けている。 • 委託により、市町及び地域包括支援センター等の高齢者虐待対応職員及び県高齢者虐待防止担当課職員等を対象とした「高齢者虐待対応職員養成講座」、介護サービス相談員及び行政職員を対象とした「現任介護サービス相談員研修」、行政職員及び高齢者福祉施設・事業所職員等を対象とした「事例検討会」を開催している。 **②情報交換会･連絡会議開催・③専門職チームの活用推進** • 年１回、高齢者虐待防止連携会議を開催し、関係機関との情報共有を図り、連携強化に努めている。 • 団体や専門職チーム、弁護士会、県警等と情報を共有している。 **（その他の質問）** **連携会議は、市町村のアセスメントの位置づけですか。**		**（７）市町村の高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。** • 年１回ではあるが、県独自で市町の虐待防止や早期発見等に関する取組について調査を実施し、実態把握に努めている。

	• 情報共有・連携強化の場である。新型コロナウィルス感染症の影響がなかった年度は、調査票ではなく、当日、各関係機関の取組状況の報告及び意見交換や資料を共有する形をとっていたが、書面開催ではこのような対応は難しく、県にて調査票を作成し、実態調査を実施した。今年度も同様に書面開催予定であり、取組内容や課題点を尋ねる予定である。 • 国の調査にプラスアルファして都道府県としては調査していない（国の調査に準じた項目を調査票に反映しいている）。市町村が実施している、評価しているところを調査しているような形。 **④相談窓口の設置** • 虐待対応に関する市町からの問い合わせについて、地方局（３つ）が実務にあたっている。地方局に寄せられる問い合わせをすべて県で把握できているわけではない。課題把握と取組までは把握できているが、その検証まではできていない。 • 養介護施設従事者等による高齢者虐待について、毎月市町から報告された情報を地方局が取りまとめ、県へ報告してもらっている。対応は基本的に地方局。養護者に対する対応は市町での対応。 **⑤モデル・研究事業** （特になし） **⑥広報** • 県の HP で、どういったことが虐待にあたるか、や、市町の相談窓口の一覧などを載せている • その他、リーフレットを要望があれば配布している。		

	⑦技術的助言・指導 • （市町の担当者から相談があれば）地方局と連携し、助言・指導を行っている。 **⑧補助金交付** • 実施していない。 **⑨ICT 活用支援** • 実施していない。 **⑩公的機関・団体との連携** • 本県には地方局が 3 つある。担当者は 1~3 人程度。施設担当・実地指導・虐待担当を担当しているのは同じ担当者と推察される。 • 養介護施の虐待について市町から県に報告が上がる際は、市町→局→県本庁というルートである。その中で、各ケースについて状況を聞いているので、局と頻繁にやり取りしている。		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
C	**（９）介護保険事業支援計画に記載した高齢者虐待防止の取組を、どのように評価しているかを教えてください。** • 取組の指標はないため、効果の評価は難しい。 • ネットワーク構築や人材育成の活動を達成目標として方向性を示している。 **（10）市町村の高齢者虐待防止の取組や計画について、都道府県としてどのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。** • 年に１度連携会議を実施している（毎年２月~3 月、コロナ禍では書面開催）。各市町からの取組の内容を調査票に回答してもらう形で集計し、実態を把握している。昨年の状況では、コロナの状況で毎年開催していた虐待研修会の回数が減った、開催が難しかったという声が上がった。市町をどのように支援するまではまだ検討できていない。具体的には課題の抽出はできてない。 • 養介護施設の虐待報告について、毎年の国の虐待調査に関係あるところであるため、対応がどのようになっているか把握しておく必要があり、細かく整理している。不明点等は地方局に聞き取るようにしている。 • 事故報告書については、県の虐待防止法所管課には虐待の疑いとして対応されたケースの報告がある。一方で、施設の事故等のケースは施設担当者に報告される。		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
A	**（11）都道府県による市町村支援について、次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。** • 連携会議の実施については、介護保険事業費補助金（高齢者権利擁護等推進事業）におけるネットワーク構築等支援に位置づけている。 **（その他の質問）** **連携会議を 2 月~3 月に実施し、年度が明ける際に人事異動あった場合、その影響はありますか。** • そういった影響はあるかもしれないが、そこまでの振り返りはできていない。 **人事異動の際はどのように情報を積み重ねていますか。** • 担当者が作成している引き継ぎ書で昨年度の変更点や留意点などを書いている。連携会議の内容は平成 18 年からデータが残っている。 **（12）都道府県内の高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。** • 高齢者虐待防止連携会議において、関係機関等と取組を振り返る機会を設けている。		

（13）養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(12)に関連することがあれば教えてください。

（特になし）

2. 市区町村

（1）C 市（市区町村名は非公表）

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	**（１）高齢者虐待防止単独の行政計画を作成していることで体制整備が進んでいますか。また、毎回同じ内容にならないかを教えてください。** • 毎年同じところはある。継続する必要がある部分を残している。活動目標は前年度の評価や、統計分析をもとに変えていくが、背景や課題、現状等は 2~3 年のスパンで検討すべき部分である。 • 地域包括支援センターの事業計画を作成し、評価している。この計画は地域包括支援センターが立ち上がった時から各分野に分けて作っており、地域包括支援センターで取り組んでいるＰＤＣＡを計画にしている。年度の初めに計画を作成し、年度終わりに事業評価をすることを繰り返している。介護予防や総合事業などの他のテーマも同様に作成している。これらは取りまとめて冊子として保管している。 • カテゴリの分岐は、権利擁護の中に①成年後見制度の普及や（広義の）権利擁護、②高齢者虐待となっている。その他、関連するカテゴリとしては総合相談がある。 • 事業計画は公式な評価文書ではあるが、庁舎内でさらに質問を受ける機会があるわけではない。この資料をベースとして議会答弁に活用することもある。 • 本事業計画は、全体会議等で、管理職からのフィードバックを受けることがある。	**（４）今後、単独の行政計画や介護保険事業支援計画等に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。** • 介護保険事業計画は規模が大きい計画であるため、表現が抽象的になることがある。介護保険事業計画は地域包括支援センターの事業計画と連動しているが、具体的な内容については、地域包括支援センターの事業計画で記載することとなっている。	**（５）行政計画を策定する際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。** • 地域包括支援センターの事業計画に対する行政評価は、分析結果を公表している。 分析方法はクロス集計を用いている。 評価は社会福祉士グループで行う（内部組織）。 実態に対しての評価についても、とりまとめの基本のたたき台は社会福祉士グループで作成するが、最終的な成果物になる前は必ず地域包括支援センター全体で確認するようにしている。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	（２）単独の行政評価を作成していることの効果があれば教えてください。 • 全体会議において、認知症の支援体制の構築する事業班との検討や、なぜ虐待が起こるか、何に取り組んでいかないといけないか、いろいろな切り口で意見を交換する（高齢者虐待は認知症と不可分である）。逆に認知症対策の中に虐待防止の視点を入れてほしい、と意見をすることもある。今年度は２つのテーマがコラボレーションして、認知症サポーターと権利擁護で連続した講座を地域で開催した（高齢者が権利擁護に備えるというテーマ）。２つを統合したテーマとして事業を進めることが理想である。 **（その他の質問）** **第８期介護保険計画の地域支援事業において、高齢者虐待防止に関する記述がありますが、第８期計画と地域包括支援センターで作成している計画はどのように連動していますか。** • 第８期計画は地域包括支援センターの事業計画の上位計画にあたる。そのため、地域包括支援センターの事業計画の上位目標、中位目標は介護保険事業計画に沿っている。高齢者虐待防止についても、介護保険事業計画には少ししか記載はないが、介護保険事業計画を作成する段階で地域包括支援センター担当者に意見確認がある。その場で現場の状況等を踏まえた意見を出している。 **（３）単独の行政計画以外に高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性等を教えてください。** • 高齢者虐待に関する事項ついては、男女共同参画推進基本計画に記載がある。	• 介護保険事業計画は一年単位で作成されないのに対し、地域包括支援センターの事業計画は１年単位で作成している。よって、地域包括支援センターの事業計画の内容には、現場で必要と考えられることを反映しているので、介護保険事業計画とは異なり、独自で進んでいる部分もある。	

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
D	**（6）高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。** • この数字をどう読み解くか、という点が非常に大切と考えている。例えば、高齢者虐待の件数は減っているが、包括の中で、支援困難のような（虐待一歩手前）介入や相談も増えている。 つまり、虐待として対応するよりも少し早く見つかっているということだろうか、という考え方もできる。 • 国の統計結果を基本にして、市の独自の項目をクロスさせることで本市独自の統計分析をしている。 • 毎年統計を取っているが、虐待の通報相談件数、対応件数は若干減ってきている。 • 令和 2 年度の結果で印象的だったのは、今までケアマネジャーの通報が一番多かったのに対し、令和 2 年度は警察からの通報が同数となっていた点である（いままでは総数の 6 割以上が、ケアマネジャーから介護サービスを使っている方に関する通報であった。今年度は、警察からの介護サービスを使っていない方に関する通報が同数であった）。 警察からの通報の特徴は、虐待を受けた方は 70 代前半で若め、比較的元気な方が息子さんやご主人から虐待を受けているというケースが多かった。警察への通報について、基本的には、虐待を受けている本人がご自身で通報している。その他、多世代で同居している家庭もあり、家族や親族が警察に通報したというケースもあった（本自治体は令和 2 年度における通報件数が 11 件であった）。 一方でより高齢（80 代~90 代）な方のケースはあまり深刻度が高くなかった。		**（7）高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。** • 上記（5）の記載と同様。

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	このような点から、ケアマネジャーが虐待事案を早期に通報しているのではないかと推察している。		
C	**（８）高齢者虐待防止の取組や体制整備状況を、行政計画において誰が、どのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。** • 本市の直営型地域包括支援センター１と、サブセンター２に社会福祉士が 4 名配属されている。その 4 名で地域包括支援センターの事業計画を立て、定期的に会議をしながら進捗状況や事業展開を確認・検討、研修会の実施、評価等をしている。 • 地域包括支援センターの事業計画の内容は、地域包括支援センター全体、管理職、~~地域~~包括支援班（事務方）に展開する。 全体の会議において、他の事業との整合性を調整する、効率的に行うための協同を検討する、評価についての意見交換を行う等の取組を実施している。その後、年度末にとりまとめの冊子を作成している。		
A	**（9）次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。** • 地域包括支援センターの事業は基本的には介護保険特会の予算内で行うため、毎年 10 月頃に現場サイドから予算案（要求書）を出す。それらの予算案をもとに、介護保険課の包括支援班（事務方）で取りまとめ、本市の介護保険課の中で予算を編成する。その後、本市全体の予算編成との調整やヒアリングを受け、12 月中に市長査定を実施し、最終的には 3 月の議会で承認される流れである。 • いままでに高齢者虐待に関する事業で大きい予算を取ったことはない。必要になるのは、研修会の講師費用等である。		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	• 地域包括支援センターの管轄は介護保険課だが、やむを得ない措置に関する対応に係る費用等は高齢福祉課高齢福祉係の管轄であるため、管轄が異なる。 • 来年度以降も、成年後見制度の利用促進に関する費用助成がある。成年後見制度の普及啓発が必要であるため、予算が大きくなる予定である。 **（10）高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。** • 運営推進会議を実施している。本会議では事業について報告をし、外部委員から意見をいただく。 • 上記の運営推進会議とは別に、認知症に関して認知症等地域支援体制推進会議を年 1 回実施している。開催当初から、虐待防止に関してのネットワーク会議をする必要があるという課題認識があった。 認知症と高齢者虐待は不可分であるので、認知症部会/高齢者虐待防止部会というひとつの部会としている。部会では、事業の実施状況や分析に対してご意見をいただいている。メンバーには弁護士、介護事業所の代表、識者として専門学校（看護学校）の先生、警察、消防、関連する部署、社会福祉協議会、市民代表の方等が入っている。認知症地域体制会議の場で年度の取組について報告する。 • 専門職等や医療をベースとした学問領域の捉え方との違いはまだ感じることがある。家族システムなどをスキルやツールとしてこのような溝を埋めていきたいと考えている。 • 本市の介護保険課に異動した場合、管理職含む全員で、高齢者虐待に関する研修を受講する取組を行っている。何が虐待にあたるか等の基本的な内容や、意		

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
	見を共有する機会を設けている。受講者によってはその後の業務においてアンテナを張ることができており、例えば電話対応の際に、電話の後ろですこしおかしな状況がある等、伝言を残してくれるなど、いい効果がある。個の取組は継続したいと考えている。 **（11）終結した虐待事案を事後検証する機会があれば、教えてください。** • 終結した虐待事案について会議を設けて等の振り返りは実施していない。終結評価をするときに円満終結をすればその時点で終了である • （支援が入り始めたところで亡くなられたケースについて等）担当レベルで振り返る際に、どのような点を課題に挙げるか等を、終結評価の際に各地域包括支援センターにおいて話題にすることはある。 • その他、関わり方がうまくなかった、どうかかわってよいか悩んだ時期があった等のケースは、終結にする際に正規職員 3 名で話し合うことや、終結評価の会議の際に管理職と反省するようにしている。 • 本市の地域包括支援センターでは、「ちょこっとカンファ」という仕組みがある。準備をしないでよい、自分が今気になったことを持ってきてよい、どう動いたらいいかわからない、最初のとっかかりは何か、といった議題を取り上げる小さな会議を一時間程度実施している。話題は手上げ方式で出す。例えば、終結したケースのうち、心に残るケースについて話す等の話題がある。		

（12）養介護施設従事者等による虐待防止の対応と体制整備について、上記の(1)～(11)に関連することがあれば教えてください

- 施設虐待の実態や現状分析については、養護者の話をする中で一緒に話題に挙げている。各地域包括支援センターに所属する社会福祉士のグループ会議では、それぞれが担当する地域で特徴的なケースが起こっていないか等、現場の情報交換も行っている。具体的な苦情の内容やケアマネジャーの報告等、日ごろの業務について話すことも多い。このような話題をベースに、地域包括支援センターの事業計画や事業評価に繋げている。
- 施設虐待については介護保険係が担当しているが、地域包括支援センターが担当していた過去の経緯もあり、施設に入る事実確認等の段階では専門職の目や聴き取りスキルが必要な場合があるので、介護保険係が指揮を執るが、実際の対応は一緒に行っている。地域包括支援センター向けに、施設虐待について通報があった場の対応を記載した手順書を作成してある。
- 平成 30 年度には淑徳大学の山口先生の養護者支援のタイプ分類の調査研究[1]に関わった。本タイプ分類を参考にして現状分析しており、令和元年度の評価結果にはその分析結果を記載している。
- 地域包括支援センターの事業計画内には、養護者支援の項目はない。養護者支援について課題を認識している。養護者、家族、本人の関係性をどのように読み解くのか等、家族システムの分野に知見をもたないとこれからの虐待対応が難しいと感じている。来年度からは、早期発見に向けて相手とのコミュニケーションスキルを上げる必要があると認識している。コミュニケーションスキルをあげつつも、おかしいと感じる点を報告するという難しさがあると感じている。
- ３Ａプログラム[2]の（ケースカンファレンスではない）前半部分を取り入れながら研修を企画していきたい。

---

[1] 山口光治ら（2020 年）高齢者虐待の養護者支援に関する 実態調査結果から見た支援の困難性　fukushicomkenkyukiyo_054_001_023.pdf

[2] 高齢者虐待防止のための安心づくり安全探しアプローチ　AAA スリーエー｜高齢者虐待防止のための安心づくり安全探しアプローチ（elderabuse-aaa.com）

（2）D 市（市区町村名は非公表）

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
P	**（１）高齢者虐待防止ネットワーク会議（以下、ネットワーク会議）で次年度の高齢者虐待防止の取組を定めることにより体制整備が進んでいますか。また、毎回同じ内容にならないかを教えてください。** • 高齢者虐待防止ネットワーク会議は設置していない。 • 虐待対応が終結になったケースについてモニタリング会議を年に 4 回開催している。ケースの状況により、モニタリング期間を決め経過の確認をしている。 • 虐待防止対策会議を年に 1 回実施している。虐待ケースの振り返り、課題整理を行い、翌年に統計結果が出てからどこから通報が多いか等を確認することで周知啓発など取組の方向性を検討している。メンバーは担当課管理職、担当職員、地域包括支援センター、外部の方（弁護士などの専門職）である。 • 見守りに特化したネットワークは設置していない。認知症高齢者の見守りを主としたＳＯＳネットワークとして、地域の事業所に登録いただき、協力してもらう体制を取っている。 • ネットワーク会議を設置しなくてもその機能を果たす替わりの会議や連携が取れている。地域ケア会議などで高齢者の権利擁護、虐待に関する話題が出て意見交換、見守りがなされている。 **（２）ネットワーク会議以外で、高齢者虐待防止の体制整備を記載している計画や資料がある場合、作成意図や方向性等を教えてください。** • 虐待防止マニュアルを策定している。	**（３）今後、ネットワーク会議で検討すべきことや、介護保険事業計画等に載せることが必要だと思う事項があれば教えてください。** • 次期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に、中核機関（成年後見センターに委託）を中心に成年後見制度の利用促進に取り組んでいくことを記載する予定である。成年後見センターはＮＰＯ法人。重層的支援体制整備事業は今年度から開始したため、第 9 期計画には詳細に書いていきたいと考えている。	**（４）体制整備の取組を定める際に、参照しているデータや計画等があれば教えてください。**

	現状	課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
D	**（５）高齢者虐待の実態や体制の整備状況を示す実績・将来推計の示し方について、どのように考えるかを教えてください。**		**（６）高齢者虐待防止の体制整備状況について、どのような方法で実態を把握しているのかを教えてください。** • 虐待防止対策会議などで、虐待があった際は早めに通報してもらうように、どこに向けて連携するのか、通報してもらえるような周知することを心掛けている。現在、毎年上記を声掛けしている民生委員、ケアマネジャーに限らず、いろいろな機関に啓発していくことで早期発見に対応できるような体制を整えたいと考えている。

現状		課題・要望	活用データ・ 実態把握方法等
C	**（7）高齢者虐待防止の取組や体制整備状況を、ネットワーク会議において誰が、どのように評価し、課題を抽出しているのかを教えてください。** • 上記（1）で記載した専門職チームには、コア会議、個別の会議等で協力いただいている。電話やメールでのやり取りも活用している。その他、成年後見センターに相談することもある。 **（8）ネットワーク会議において、高齢者虐待防止の評価と課題を検討していることの効果があれば教えてください。**		
A	**（9）次年度の方針や内容を検討する時期とそれに伴う予算確保について、現状を教えてください。** **（10）高齢者虐待防止の取組や体制整備の状況を振り返る機会（会議や研修等）があれば、教えてください。** **（11）終結した虐待事案を事後検証する機会があれば、教えてください。** • 年に 4 回、虐待の終結案件のモニタリング会議を実施。終結後のケース対応がどうなっているかを振り返る。市の担当と地域包括支援センター、関係者等が参加する。終結案件を確認し再発防止している。1 回目のモニタリング会議で対応終結する場合と、経過観察が必要な場合は、その後の 3 か月ごとのモニタリング会議で必要な期間を決めて状況を確認している。		

＝＝＝

重層的支援体制整備事業との関連

高齢者部門に限らず重層的支援体制整備事業が動いているため、いろいろな分野との連携が活発に行われている。

対象者別に窓口は異なるが、窓口同士の連携ができる体制を取っている。また、断らない支援を心掛けている。

今年度から実施しているが、来年度に新しい地域福祉計画になるということで、重層的支援体制整備事業についても明確に記載していく方向で担当課からは聞いている。

高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する調査

1. 四條畷市

アンケート調査の回答状況

＜基本情報＞

把握件数	セルフ・ネグレクト	0件
	養護・被養護外の権利侵害	7件
	自立した夫婦間DV	6件
	認知症による行方不明	27件
行政計画の有無		セ・孤・認※
庁内決裁の有無		認
行政評価の実施		セ・孤・認
予算確保向け評価の実施		セ・孤・認
権利侵害全般への対応状況		どちらかと言えば○

＜広報・普及啓発・人材育成＞

■広報・普及啓発
- 準ずる対応関連の窓口の住民への周知は窓口で準ずる対応を求められる権利侵害の相談・通報も扱うことを明示
- 啓発活動については、住民向けの講演会や公開セミナー開催や、ホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などの公表を実施

■人材育成
- 毎月の地域包括支援センターとの連絡会にて情報提供や事例共有を行っている

＜個別課題解決のための体制整備＞

■早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止
- 関係機関や民間団体との連携協力体制を整備
- 早期発見について高齢者虐待防止・対応マニュアル等に明文化
- 庁内の他窓口からの相談・通報
- 住民向けワンストップの相談窓口を設置
- 権利侵害の例示を基にした研修実施やテキスト等の配布
- 早期発見のための事例検討会の場や機会の提供
- 地域ケア会議での取組
- 地域医師会との連携
- 小地域ネットワーク、SOSネットワーク、DVネットワーク

＜再発防止の事例検証＞

- 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、民生委員等を介して確認
- 検証結果を他ケースの解決に繋げており、検証結果を関係機関に共有している

＜関係機関連携強化＞

- （庁内）高齢者福祉、生活保護、障害福祉、介護保険、DV防止、生活困窮、自殺対策、ごみ担当
- （外部）消費生活センター、警察、消防、地域包括支援センター、保健所、社会福祉協議会、医療機関など

※それぞれ、 セ：セルフ・ネグレクト、認：認知症、孤：孤独死 を指す。

ヒアリング結果（1/2）

住民レベルから行政レベルまで準ずる対応についての体制がしっかりと構築されており、体制構築のストーリーラインに合致する取組を数多く実施している

＜権利擁護についての実施内容＞

	未然防止	早期発見	迅速かつ適切な対応	再発防止
実施内容	•基本的には広報や地区の回覧板が良く見られているのでそこで記事を載せる等の周知啓発をしている。 •LINEやTwitterの情報発信を実施している。 •地域包括支援センターが地域に出向いて話をしている。	•地域での連携や見守りが進んでいるため、軽度なレベルでの発見が多い •地域での見守りが密であるが、見守りが監視的になってしまったり、主観で虐待という通報がある。 •新聞社やヤクルトとの連携を通して通報しやすい仕組みを構築 •高齢者SOSネットワーク	•地域包括支援センターと毎月の定例会議をして、事例や対応を共有 •ケアマネジャーとの定例の連絡会で事例を共有 •同市の福祉政策課の担当と事例検討をすることもある •警察との連携やSSネットワークの構築 •まるごと支援会議の実施	•個別事例ごとについては、随時相談が入った際に引き続き包括支援センターで関わってもらい、事後対応を実施。これを集約して評価する会議は今のところない。リスト化して後追いして、まではできていない。
	•三市で広域連合を組んでいる。地域包括支援センターの委託も含め、いろいろな事例の対応について情報交換ができたり、研修を実施できている •地域包括支援センターに相談業務は委託しているため、地域包括支援センターと連携している。 •高齢化率が30%超えるところでは、地域包括支援センターが支援困難な事例を常に行政へ相談 •民生委員との連携や、地域区福祉委員という地区ごとの福祉委員を兼ねている方もいて、小地域ネットワークと地域包括支援センターが介護予防の連携等で普段連携している			

ヒアリング結果（2/2）

行政計画	•高齢者福祉計画は虐待に関して、地域福祉計画にまるごと支援会議が位置付けられている。虐待防止計画は別で、高齢者福祉計画に含まれている（公表されている）。評価結果までは公表していない。 •計画への記載は件数だけで、対策には落とし込めていないと感じている。 •評価に関しては他の課との連携が必要であり、十分な議論がなされていない。
丸ごと支援会議	•事例ごとに担当の機関を呼んで実施している。様々な行政機関が参画。 •行政機関だけに限らない。 •年に2回程度。随時実施できたらよいと考えている。消防や警察も入っているため、それほど頻繁に実施できていはいない。評価の軸や計画に反映していけるところを実施できればと考えている。 •地域ケア会議で取り扱うことが難しい準ずる対応についてはこちらで取り扱っている
その他ネットワーク	•高齢者SOSネットワークシステムについて、三市広域で入れている。活用自体はできているが、四條畷市の発見はLINEやホームページにあげたりして、市民からの通報が多かった。 •SOSネットワーク自体は個人の登録はなく、支援機関や介護事業所、行政が主になる。一般市民についてはLINEやホームページに挙げたことの効果があった。その他、防災無線を使ったことで、通報があった。
その他	•ひとつの対応できない複雑な体系が絡んでくるため、包括支援センターの知識やアセスメントの能力であっても、広い情報が求められてくる。相談できたところのケースを整理し、横に広げていく際に時間的な比重がかかってきている。 •準ずる対応については、知識を持ったうえで現場にて対応できる人材が大切と考えている。

2. 墨田区

アンケート調査の回答状況

＜基本情報＞

把握件数	セルフ・ネグレクト	17件
	養護・被養護外の権利侵害	件
	自立した夫婦間DV	件
	認知症による行方不明	8件

行政計画の有無	セ・認
庁内決裁の有無	セ・認
行政評価の実施	セ・孤・認
予算確保向け評価の実施	セ・孤・認※
権利侵害全般への対応状況	どちらかと言えば○

＜広報・普及啓発・人材育成＞

■広報・普及啓発
- 準ずる対応関連の窓口の住民への周知は高齢者虐待防止に関する窓口において一体的に実施
- 啓発活動については、高齢者虐待防止に関する啓発活動と一体的に実施

■人材育成

＜個別課題解決のための体制整備＞

■早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止
- 関係機関や民間団体との連携協力体制を整備
- 庁内の他窓口からの相談・通報
- 民生委員への訪問依頼
- 早期発見のための事例検討会の場や機会の提供
- 地域ケア会議での取組
- 地域医師会との連携
- コンビニエンスストアとの見守りに関する協定
- 東京都福祉保健財団が作成する「高齢者の権利擁護と虐待対応お役立ち帳」を参考に対応

＜再発防止の事例検証＞

- 一部事例について事例検討会で取り上げる、振り返りのカンファレンスを行う等により事後検証を実施
- 検証結果を他ケースの解決に繋げており、検証結果を関係機関に共有している

＜関係機関連携強化＞

- （庁内）高齢者福祉、生活保護、障害福祉、介護保険、DV防止、生活困窮
- （外部）消費生活センター、警察、消防、地域包括支援センター、保健所、地区保健福祉センター、精神保健福祉センター、社会福祉協議会、医療機関、民生委員など

※それぞれ、 セ：セルフ・ネグレクト、認：認知症、孤：孤独死 を指す。

ヒアリング結果

墨田区はセルフネグレクトは虐待対応の一環として取り扱っている。対応課では4名体制で担当
48時間以内の事実確認調査も徹底して行っている。虐待通報は合計200件近く。うちセルフ・ネグレクトは17件。

＜権利擁護についての実施内容＞

	未然防止	早期発見	迅速かつ適切な対応	再発防止
実施内容	•セルフ・ネグレクトは現実的に難しい。目に見える形にならないと通報が来ない	•近隣住民の関係性が密接 •地域包括支援センターとの関係性も密接（姿が見えないとすぐに通報がある） •コンビニエンスストアと連携	•48時間以内に事実確認調査（地域包括支援センターに委託）を行うことを徹底 •対応マニュアルを作成	
	•庁内連携が盛んであり、複数課にまたがるケースについてカンファレンスを行い、解決に繋げている。 •他の部署との間にお互いの課がどのような思想で業務を行っているかをしっかりと理解しあっている。			

＜その他＞
- 通報されるセルフ・ネグレクトの深刻度はほとんどのものが高い。
  →深刻化する前に近隣で支え合っているため、相談しないと、通報しないと、という認識にならず、区の方に通報が挙がってくるものは、ほとんど深刻
- マンションで姿を見ない等、気になることがあれば、すぐに地域包括支援センターに通報がある。地域包括支援センターは支援経過記録等の確認を行い、本人をが訪問する。本人を発見したら、本人と地域包括支援センターの職員で相談をして、状況の確認、本人の望むことを聞き取る。同時に、区役所に包括支援センターから通報が挙がってくる。
- 区では、住民基本台帳の情報を活用して、どのような支援が現実的にできるか検討し、支援を進めている。

消費者被害に関する調査

1. 立川市

アンケート調査の回答状況

＜基本情報＞

消費者被害の把握件数	高齢者福祉部局にて把握	対応しているが件数未把握
	消費生活センター等→高齢者福祉部局	
	高齢者福祉部局→消費生活センター等	
高齢者消費者被害の行政計画の有無		不明
高齢者消費者被害の庁内決裁の有無		不明
高齢者消費者被害の行政評価の実施		なし
高齢者消費者被害の予算確保向け評価実施		なし
高齢者消費者被害の条例・要綱		なし
高齢者消費者被害への対応状況		どちらかというと対応できている

＜広報・普及啓発・人材育成＞

■広報・普及啓発
- 住民向けの講演会や公開セミナーを通した啓発活動を行っている
- 地域による見守りネットワークの構築・強化を図っている

■人材育成
- 地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している
- マニュアル・業務フローは作成していない

＜庁内サポートを得るための活動＞

- 地域ケア会議に、消費生活センターが参画し、情報共有・情報交換している。

＜再発防止の事例検証＞

- 行っていない

＜消費者安全確保地域協議会との連携等＞

- 地域見守りネットワーク事業連絡会を年1回開催し、消費者被害防止の周知も行っている。

＜消費生活センター側の回答＞

回答者は「立川市市民生活部生活安全課」

- 消費者被害＝虐待と同様に対応という認識は消費者行政部局では定着していない
- 地域ケア会議への参加や生活支援サポーター研修等の場で消費生活相談事例を照会等している
- 高齢者虐待対応部署や地域包括支援センター等の高齢者を支援する組織との連携は行ったことがない
- 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を構築していない

ヒアリング結果

強固なネットワークを構築しているところが立川市の特徴であり、このネットワークが未然防止から再発防止まで横断的にかかわっている。特に地域ケア会議の場がネットワーク組成に大きな役割を果たしている。

立川市の予算で購入 警察・職員が設置

相談者の属性や手口の特徴、ＨＰの確認依頼の周知啓発

	未然防止	早期発見	迅速かつ適切な対応	再発防止
実施内容	・自動通話録音機を65歳以上に無償で貸与 ・高齢者が集まるイベントでマスク・ウェットティッシュ等の啓発グッズを配布 ・消費者被害防止イベントを実施(年1回、警察、高齢福祉課、生活安全課) ・キャラバンを組成したイベントをかつて実施していたが、機会減少のため、介護予防教室などで詐欺防止の場での周知を計画 ・コンビニ（見守り協定締結）でのプリペイドカード購入の際の注意喚起 ・市民同士がお互いを緩やかに見守りあう体制づくりをしており、その結果、未然防止や早期発見につながっていると考察		・地域ケア会議で統計的な話をしていることや、部署間の連携が取れているため、どのタイミングでどの部署と連携すればいいか把握できている ・対処法についてのノウハウが集約されており、迅速な対応が可能。ただし属人的であることが課題	・地域ケア推進会議が月に1回あり、消費生活センターの相談員または担当係長が出席し、相談の情報を収集。 ・質疑応答、所属機関に持ち帰り、地域ケア会議の内容を民生委員や介護サービス事業所、ボランティア活動に周知 ・小地域のエリア会議に相談員に来てもらい、相談員がミニ講座を実施
	・地域包括支援センターの社会福祉士さんを中心に、権利擁護業務連絡会を組成 ・高齢福祉課、地域包括運協の弁護士、立川市社協の成年後見利用推進機関、認知症地域支援推進員等が入り、イベントを実施したり消費者被害の情報共有を実施			

2. E 市

アンケート調査の回答状況

＜基本情報＞

消費者被害の把握件数	高齢者福祉部局にて把握	△
	消費生活センター等→高齢者福祉部局	
	高齢者福祉部局→消費生活センター等	
高齢者消費者被害の行政計画の有無		あり
高齢者消費者被害の庁内決裁の有無		なし
高齢者消費者被害の行政評価の実施		なし
高齢者消費者被害の予算確保向け評価実施		あり
高齢者消費者被害の条例・要綱		なし
高齢者消費者被害への対応状況		対応できている

＜広報・普及啓発・人材育成＞

■広報・普及啓発
- 特に対応していない

■人材育成
- 地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催
- 実際の事例を持ち寄り発表し意見交換できるケース検討会を開催
- 地域の課題として地域ケア会議を実施
- 高齢者虐待対応のマニュアル等のうちに対応に関する記載

＜庁内サポートを得るための活動＞

- 同法の規定する消費者被害に関しても連携する必要性を説明し、協力を依頼
- ケースカンファレンスを開催し関連する部署に参加を依頼
- 消費者被害を扱う主管課の会議等に参加
- ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で一体的に協議

＜再発防止の事例検証＞

- 検証結果を他ケースの解決に活用
- 検証結果を職員研修等で報告
- 検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有

＜消費者安全確保地域協議会との連携等＞

- 消費者安全確保地域協議会の全体会議に参加

＜消費生活センター側の回答＞

- 「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」とある程度周知
- 連携については消費者被害についての情報を共有
- 見守りネットワーク関係としては、「消費者安全確保地域協議会の全体会議を実施」
- 消費者被害に対応できる相談員は6名
- 研修会や勉強会は特に開催していない

ヒアリング結果（1/2）

高齢者虐待対応部署と消費生活センター間の連携と情報共有については地域包括支援センターを通じて行っている。

＜権利擁護についての実施内容＞

	未然防止	早期発見	迅速かつ適切な対応	再発防止
実施内容	・権利擁護センターの方が来て、日常生活自立支援事業であったりだとか保険制度の説明することがある ・啓発についてしっかりと図っていこうと考えている。現在は出前講座を実施している。	・ケアマネやヘルパーから金銭管理ができていないということに関する相談がある。	・消費生活センターとは総論的に消費者被害に関しても連携する必要性を伝えている。 ・虐待対応マニュアルは作成している ・消費生活センターへの相談については、単独での解決が難しい場合もある	・社会福祉協議会や地域ケア会議での事例共有を行っている ・活用できる制度や協力いただける関係機関の共有を行っている ・包括の会議に消費生活センターの方が講師として訪問するケースはある。
	・福祉部局と消費部局間の情報のやり取りは地域包括支援センターを通じて行っており直接的な連携は限定的である。部局ごとの個別対応にとどまっているものも複数存在する。			

ヒアリング結果（2/2）

高齢者虐待対応部署と消費生活センター間の連携と情報共有については地域包括支援センターを通じて行っている。

＜その他＞
- 消費者安全確保地域協議会における事例共有について、具体的に事例として報告する機会を設けているわけではないが、参加した団体からの発言の中で、「包括として地域の高齢者新聞の契約で困っている方がいたため、消費生活センターに相談して対応いただいて無事解決に至りました」というような報告がなされることはある
- 介護高齢課と消費生活センターの肌感覚としては、金銭管理ができていないことによって消費者被害が発生しているケースは多いと感じている。全体を把握することはできていないので、どうすればいいかという状況である。

Ⅱ. アンケート調査票

令和 3 年度老人保健事業推進費等補助金
高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業
アンケート調査票
（高齢者虐待防止対応を主管する部署）

調査票のご記入にあたってのお願い

1. この研究事業の目的は、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定と評価等実態を把握することを通じ、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に資する必要なデータ、計画策定方法、内容の詳細、評価方法などを整理し、高齢者虐待防止を中心とする「権利擁護」推進に効果的な第 9 期介護保険計画策定・評価と保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金活用に資する基礎資料を作成することです。
2. 対象は、全国の自治体の高齢者虐待防止対応を主管する部署及び消費生活センター・消費生活相談窓口です。
3. 調査テーマは、主に、①「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクトなどの権利侵害」と②「同法第 27 条に関する消費者被害」に分かれます。
4. テーマ①（q1-1～q10-1）の回答者には、**高齢者虐待防止対応を主管する部署の担当者**、もしくは、このテーマに回答可能な方に回答をお願いします。
5. テーマ②（q11-1 以降）の回答者は、高齢者虐待防止対応を主管する部署の担当者及び**貴自治体の消費生活センター・相談窓口の担当者**、もしくは、このテーマに回答可能な方に回答をお願いします。貴自体から対応する消費生活センター・相談窓口の担当者までアンケート回答用 URL をご案内いただきたく存じます。
6. 政令指定都市では、質問内容について各行政区が担当している場合があります。その際は、任意の行政区にご回覧の上ご回答の依頼をお願いいたします。
7. 調査票の設問で貴市町村の実態に合わないものがある場合、ご回答できるものについてご記入下さい。
8. この調査は個々の市町村の評価を目的としたものではありません。調査結果は集計した形で公表するので、貴市町村のお名前が出ることはありません。
9. 調査結果は報告書、論文、学会報告、講演会等で使用させて頂きます。

令和 3 年 12 月 17 日までにご回答ください

【用語解説】

■高齢者虐待防止法（※１）に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害

本調査では、65 歳未満で障害者虐待防止法（※２）の対象外の場合の権利侵害、セルフ・ネグレクト（自己放任)、養護・被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待（夫婦間の暴力等）などを指しています。

■セルフ・ネグレクト

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態をいいます。

■養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待

高齢者虐待防止法（※１）の対象外ですが、養護者による高齢者虐待事案として事実確認等を行ったうえで、ＤＶ防止（※３）の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要とされます。

■消費者被害

養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益（高齢者の財産を狙った特殊詐欺や不当な住宅改修、物品販売など）を得る目的で高齢者と行う取引による高齢者の被害を指します（高齢者虐待防止法（※１）第 27 条関係)。

なお、同法第 5 条に福祉に業務上関係のある団体及び福祉に職務上関係のある者は、相談に応じ、消費生活担当窓口その他関係機関を紹介し、成年後見制度に繋ぐ等の対応が必要とされます。

■権利擁護支援

高齢者虐待防止法（※１）に規定する 5 類型、同法第 27 条に規定する消費者被害、および、高齢者虐待防止法（※１）に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクトなどが権利擁護支援の範囲にあると捉えています。

――――――――――――――

（※１）高齢者虐待防止法

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）

（※２）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年６月２４日法律第７９号）

（※３） DV 防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号)」【設問の構成について】

■体制整備に関する 11 のポイント

権利擁護の体制整備については、以下に示す 11 のポイントに沿って整えていくことが有効です。本事業では基本的な体制整備状況と、この①から⑪の 11 のポイントに焦点を当てて質問させていただきます。なお、図は平成 30 年度の調査に基づいて作成したものであり、今回の調査結果に基づいて図を修正する可能性がございます。

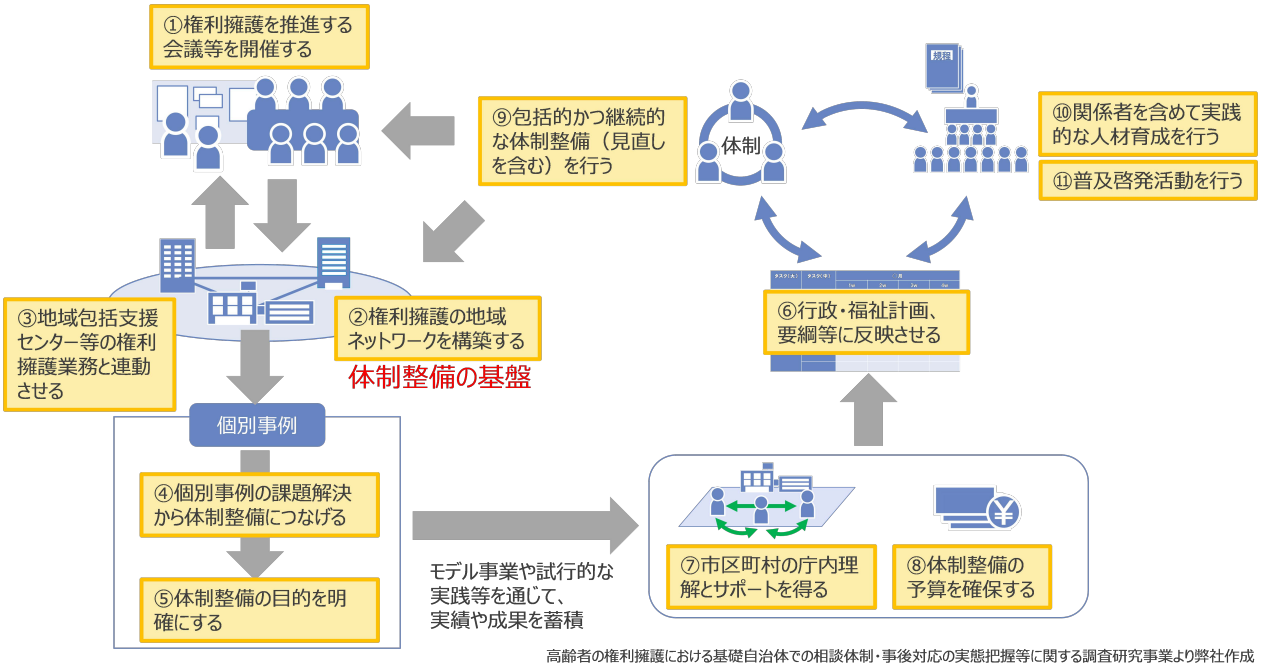

高齢者の権利擁護における基礎自治体での相談体制・事後対応の実態把握等に関する調査研究事業より弊社作成

F１　自治体の基礎情報

地方公共団体コードやご回答者の情報を教えて下さい。

F1-1 地方公共団体コード※　：
F1-2 自治体名　：
F1-3 ご回答者のご所属　：
F1-4 ご回答者の氏名　：
F1-5 連絡の取れるメールアドレス　：

※介護保険の保険者番号とは異なりますのでご注意ください。

F2　高齢者虐待等の未然防止、早期発見・迅速且つ適切な対応、再発防止に関わる体制整備について

※以下の設問には行政計画のリンクやファイルの添付をお願いしている項目がございます。ご提供いただける場合は是非とも宜しくお願い申し上げます。

F2-1　高齢者虐待防止に関する行政計画(第 8 期介護保険事業計画を除く)を策定していますか。
（はい・いいえ・わからない）

F2-2.　介護保険事業計画以外の行政計画(F2-1 を除く)に高齢者虐待防止に関わる内容を記載していますか。
（はい・いいえ・わからない）

F2-3.　高齢者虐待防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：(計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-4.　地域包括支援センターの運営方針や事業計画等に高齢者虐待防止に関わる内容を記載していますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：(運営方針や事業計画等のファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-5.　成年後見制度利用促進に関する市町村計画を策定していますか。
（はい・いいえ・わからない）

F2-6.　高齢者の消費者被害防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：(行政計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-7.　高齢者の消費者被害防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：(計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-8.　高齢者のセルフ・ネグレクト防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：(行政計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-9.　セルフ・ネグレクト防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：(計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-10.　孤独死（孤立死）防止に関わる内容を記載した行政計画がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：(行政計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-11.　孤独死（孤立死）防止に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：(計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-12.　認知症高齢者の行方不明対策に関わる内容を記載した行政計画がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：(行政計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-13.　認知症高齢者の行方不明対策に関わる庁内決裁の計画（要綱、マニュアル等含む）がありますか。
（はい・いいえ・わからない）
「はい」の場合：(計画へのリンクやファイルをご提供いただける場合は添付をお願いします)

F2-14.　行政評価を実施しているものを選択してください。(いくつでも)
1．高齢者虐待防止
2．成年後見制度利用促進
3．高齢者の消費者被害防止
4．セルフ・ネグレクト防止
5．孤独死（孤立死）防止

6．認知症高齢者の行方不明対策
7．実施されていない

F2-15.　体制整備の予算確保に向けて評価に取り組んでいるものを選択してください。（いくつでも）
1．高齢者虐待防止
2．成年後見制度利用促進
3．高齢者の消費者被害防止
4．セルフ・ネグレクト防止
5．孤独死（孤立死）防止
6．認知症高齢者の行方不明対策
7．実施されていない

（以下、余白。次ページに続く。）

【高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害に対応する主管課の体制整備の状況】

Ⅰ　高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する基本情報

q1-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害について、次の区分ごとに発生件数を教えてください。集計期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。また、セルフ・ネグレクト、養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待、お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンス、認知症による行方不明高齢者の対策に関する条例・要綱があれば名称を記入ください

	区分	選択肢（ひとつだけ）	条例・要綱
①	高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の総数	0. 把握していない 1. 把握している （　　）件	
②	うち、セルフ・ネグレクト	0. 把握していない 1. 把握している （　　）件	
③	うち、養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待（下記の q1-4 の件数を除いてください）	0. 把握していない 1. 把握している （　　）件	
④	うち、お互いに自立した 65 歳以上の夫婦間のドメスティックバイオレンス	0. 把握していない 1. 把握している （　　）件	
⑤	認知症による行方不明高齢者数	0. 把握していない 1. 把握している （　　）件	0. 把握していない 1. 把握している （　　）件

q2-1. 貴自治体において、在宅で孤立死した高齢者はいましたか。対応中に死亡した例だけでなく、発見時に死亡していた例も含めて下さい（ひとつだけ）。集計期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。

0．該当する死亡があったかどうかを把握していない
1．該当する死亡はなかった
2．該当する死亡はあったが、人数は不明
3．該当する死亡があった（　　人／令和 2 年度）

q3-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応に求められる権利侵害全般について、うまく対応できていますか（ひとつだけ）。

0. できていない
1. どちらかと言えば、できていない
2. どちらかと言えば、できている
3. できている
4. これまでにそのような事例はない（把握していない）

q3-1-2. 上記の q3-1 において、「0 又は 1」と回答した方のみにお伺いいたします。うまく対応できていない理由を教えてください（いくつでも）。

1. 個人情報保護の問題があり、迅速に対応部署に繋ぐことが難しいため
2. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害を扱う協議体を設置していないため
3. 高齢者虐待防止も含め、高齢者虐待防止法に準ずる対応に必要な予算が不足しているため
4. 高齢者虐待防止も含め、高齢者虐待防止法に準ずる対応に従事できる人員数が不足しているため
5. 庁内の異動の際の引継ぎが上手くいかないため
6. 庁外の連携ネットワークに参画する担当者の変更の際に引継が上手くいかないため
7. 庁内が縦割りになっており、対応部署と連携がうまくいかないため
8. 準ずる行為についても虐待防止法に準じて対応しなければならないという認識がなかったため
9. 虐待対応で忙しく準ずる行為まで手が回らないため
10. その他（具体的に：　　）

（以下、余白。次ページに続く。）

Ⅱ　広報・普及啓発（未然防止）について

テーマ１　高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害について、「⑪普及啓発活動」の点からお尋ねします。

q4-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する窓口を住民へ周知していますか。高齢者虐待防止に関する窓口と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 特に対応していない
1. 窓口で高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の相談・通報も扱うことを明示している
2. セルフ・ネグレクトなどを例示するなどして、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害がどのようなものかをわかりやすく伝えている
3. その他
（　　）

q5-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する啓発活動について、どのような取組を行っていますか。高齢者虐待防止に関する啓発活動と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください（いくつでも)。

0. 高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する啓発活動は行っていない
1. 住民向けの講演会や公開セミナーを開催している
2. 市町村が発行する広報誌の中で取り扱っている
3. 貴自治体のホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などを公表している
4. パンフレットやリーフレットを作成している
5. その他
（　　）

Ⅲ　市町村、地域包括支援センター、サービス事業者の虐待防止・対応強化・ネットワークの構築（早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止）について

テーマ２　高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害への対応について、「④個別事例の課題解決から体制整備につなげる」点からお尋ねします。

q6-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害（疑いを含む）を早期に発見するために実施している対策を教えてください（いくつでも）。
選択肢 12 については具体的なネットワークをお答えください。

0. 早期発見の対応策は定めていない

●高齢者虐待防止法所管課（地域包括支援センター含む）での対応

1. 訪問等によって実態把握を行っている
2. 関係機関や民間団体との連携協力体制を整備している
3. 早期発見について高齢者虐待防止・対応マニュアル等に明文化している

●庁内の連携を通じた対策

4. 庁内の他の相談窓口に「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」が含まれている場合に相談・通報してもらうよう依頼している
5. 住民が何でも相談や情報提供できるワンストップの相談窓口を設置している

●地域の関係団体等との連携を通じた対策

6. 「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」の例示を用意し関係者・関係機関に対し研修の実施や配布等を実施している
7. 民生委員に高齢者がいる世帯全てに対し可能な限り訪問してもらえるよう協力を依頼している
8. ケアマネジャーや介護サービス事業所等が抱える困難ケースなどから早期発見できる事例検討会の場や機会等を設けている
9. 地域ケア会議で「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められる権利侵害（疑いを含む）」に関する事項を取り入れている
10. 地域の医師会等と連携し、例えば、受診が滞っている高齢者等や受診拒否の高齢者等など、訪問支援が必要と考えられる方に関する情報を共有できるようにしている

●近隣住民等との連携を通じた対策

11.「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークによる住民や関係機関等への連携協力体制を整備している
（具体的なネットワーク名：　　）

●その他の対応（上記の区分に関係なく、どんなことでも）

12. その他の対応
（具体的に：　　）

q6-1-2. 上記 q6-1 において、「選択肢 11」を選択した方のみにお尋ねします。

「高齢者虐待防止ネットワーク」以外のネットワークの名前とメンバーを具体的に教えてください（いくつでも）。

・具体的なネットワーク名：　（　　）

1. 民生委員
2. 家族会
3. 自治会
4. 老人クラブ
5. 社会福祉協議会
6. ボランティア
7. NPO 団体
8. 電気・ガス・水道等のライフライン事業者
9. 宅配業者
10. 郵便局・金融機関
11. 警察・消防
12. 医療機関
13. ケアマネジャー
14. 介護サービス事業所
15. 地域包括支援センター
16. その他（具体的に：　　）

テーマ３　高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害への対応について、「⑩関係者を含めた実践的な人材育成」の点からお尋ねします。

q7-1. 迅速かつ適切な対応の観点から、地域包括支援センター等の関係者が、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害に関する知識等を習得する場や機会を提供していますか。高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 実施していない
1. 座学中心の研修会を開催している
2. 参加者がお互いに考え合えるワークショップ型の研修会を開催している
3. 実際の事例を持ち寄り発表し意見交換できるケース検討会を開催している
4. 地域包括支援センター運営協議会で情報共有している
5. 地域の課題として地域ケア会議を実施している
6. テキストやマニュアルを作成、配布している
7. 研修会やセミナー等への参加費用を独自に補助している
8. その他　（　　）

テーマ４　高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害への対応について、「④個別事例の課題解決から体制整備につなげる」の点からお尋ねします。

q8-1. 高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害について、施設や病院等への保護や自宅等への立入り、面会の制限、財産の保護、生活の支援等の必要があると判断されたケースがあった場合に対応可能なものに○をつけてください。（いくつでも）

０．対応策も定めていない

●権限行使による対応

１．老人福祉法第 10 条第 4 項に基づく居宅サービスの措置

２．老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号に基づく養護老人ホームへの措置

３．老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に基づく特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置

４．老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号に基づく養護委託

５．老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による成年後見人等の申立

６．老人福祉法 36 条による調査嘱託、報告請求の実施

７．市町村が独自に規定する条例や要綱等に基づいた権限の行使

●権限行使以外の対応

８．警察（市町村職員同行含む）による対応

９．精神保健福祉法による措置入院、医療保護入院による入院

10. DV 防止法所管課との連携によるシェルターへの保護

11. 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業による対応

12. 家族・親族による成年後見人等の申立（支援を含む）

13. 施設管理権による面会制限

14. 居住している住まいの管理者・社による対応

15. 医療機関の受診・入院

16. 保健所、精神保健センター等との連携

17. 介護保険サービス・生活支援サービスの導入

18. 介護保険法における地域ケア会議の実施

19. 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用

20. 清掃業者等の依頼

21　見守り体制の検討・構築

●その他（権限行使、権限行使以外の対応の区別なく、どんなことでも）

22. その他の対応

（具体的に：　　）

q8-2. また、このようなケースへの対応方法をマニュアル等で事前に定めているものがあれば教えてください（いくつでも）。

0．対応策も定めていない

●権限行使による対応

1．老人福祉法第 10 条第 4 項に基づく居宅サービスの措置

2．老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号に基づく養護老人ホームへの措置

3．老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に基づく特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置

4．老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号に基づく養護委託

5．老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による成年後見人等の申立

6．老人福祉法 36 条による調査嘱託、報告請求の実施

7．市町村が独自に規定する条例や要綱等に基づいた権限の行使

●権限行使以外の対応

8．警察（市町村職員同行含む）による対応

9．精神保健福祉法による措置入院、医療保護入院による入院

10. DV 防止法所管課との連携によるシェルターへの保護

11. 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業による対応

12. 家族・親族による成年後見人等の申立（支援を含む）

13. 施設管理権による面会制限

14. 居住している住まいの管理者・社による対応

15. 医療機関の受診・入院

16. 保健所、精神保健センター等との連携

17. 介護保険サービス・生活支援サービスの導入

18. 介護保険法における地域ケア会議の実施

19. 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用

20. 清掃業者等の依頼

21　見守り体制の検討・構築

●その他（権限行使、権限行使以外の対応の区別なく、どんなことでも）

22. その他の対応

（具体的に：　　）

テーマ５　高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害への対応について、「⑨包括的かつ継続的な体制整備（見直しを含む）を行う」点からお尋ねします。

q9-1. 再発防止の観点から、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められる権利侵害の案件のうち、終結した事案の事後検証をどのように行っていますか。

0. 事後検証していない
1. 事後検証している（令和２年度の件数：　　件）
   どのような場で事後検証をしていますか？
   （具体的に：　　）

q9-1-2　q9-1 に 1 と回答した方にお伺いいたします。事後検証の結果について教えてください。(いくつでも)

0. 検証結果は特にその後の対応に反映していない。
1. 検証結果を他ケースの解決に繋げている
2. 検証結果をマニュアル等に反映している
3. 検証結果を職員研修等で報告している
4. 検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している
5. その他（　　）

（以下、余白。次ページに続く。）

Ⅳ　関係機関連携強化（迅速かつ適切な対応）について

テーマ６　高齢者の虐待に準ずる対応を必要とする状況への対応について、「③地域包括支援センター等の権利擁護業務と連動させる」点からお尋ねします。

q10-1. 高齢者虐待防止法に規定する虐待だけでなく、高齢者虐待防止法に準ずる対応時に連携した（今後の見込も含む）関係機関をおしえてください。（いくつでも）。

0.　連携したことはなく、今後も未定である

1.　次の庁内の部署や庁外の関係機関や団体等と連携している、あるいは連携する見込み

庁内	庁外
• 高齢者福祉を担当する部署 • 生活保護を担当する部署 • 障害福祉を担当する部署 • 介護保険を担当する部署 • DV 防止法を担当する部署 • 生活困窮者支援を担当する部署 • 自殺対策基本法を担当する部署 • ゴミ（回収・処理）を担当する部署 • 重層的体制整備支援事業所 • 消費生活センター • その他（　　）	• 警察 • 消防 • 地域包括支援センター • 保健所・保健センター • 地区保健福祉センター • 精神保健福祉センター • 発達障害者支援センター • 市町村社会福祉協議会 • 医療機関 • 介護サービス事業所 • 居宅介護支援事業所 • 在宅サービス等提供事業者 • 地区社会福祉協議会 • 成年後見人等 • 民生委員 • 人権擁護委員 • 見守り支援員 • 自治会 • 地域団体（老人会・婦人会等） • 弁護士 • 司法書士 • 社会福祉士 • ライフライン事業者 • 宅配事業者、郵便局員 • その他（　　）

（以下、余白。次ページに続く。）

【高齢者虐待防止法第 27 条に関連する消費者被害（以降、「第 27 条関連の高齢者消費者被害」と記載）に対応する主管課の体制整備の状況】

本項目は高齢者虐待防止第 27 条に関連する消費者被害に関連した内容のご回答を想定しております。q11-1～q23-1 に関しても、高齢者虐待防止法所管課様にご回答いただきたく存じます。また、q1～q7 については連携している消費生活センター・消費生活相談窓口様にご回答いただきたく存じます。

Ⅰ　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に関する基礎情報

q11-1. 貴自治体（地域包括支援センター含む）では高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の発生件数をどの程度把握していますか。令和 2 年度の状況を教えて下さい（ひとつ）

0.　全件把握している
1.　ある程度把握している
2.　消費者被害単独では把握していないが、経済的虐待等に含めて把握している
3.　対応をしているが件数は把握していない

q12-1. 上記の質問に「全件把握している」「ある程度把握している」について回答いただいた方に質問します。把握している人数とその内訳について記載ください（令和 2 年度の件数を記載ください）

高齢者福祉部局（委託型地域包括支援センター含む）にて把握した件数	件
都道府県・市町村消費者行政部局・消費生活センターから高齢者福祉部局につながった相談件数※	件
高齢者福祉部局から都道府県・市町村消費者行政部局・消費生活センターにつながった相談件数※※	件

※都道府県の消費生活センターから直接地域包括支援センターに連絡があった場合も含む

※※地域包括支援センターから都道府県の消費生活センターに連絡があった場合も含む

q13-1. 貴自治体では高齢者の消費者被害に関連する条例・要綱等がありますか（ひとつ）

0.　そのような条例や要綱等はない
1.　取り扱った条例や要綱等がある（具体的に：　　）
2.　わからない

（以下、余白。次ページに続く。）

q14-1. 貴自治体では高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害についてどのように対応していますか。選択肢 1 については、件数を把握している場合は件数についても記載ください（いくつでも）。集計期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間とします。また、対応方法をマニュアル等で事前に定めている場合、可能であればリンク・添付資料をご提供ください。

0. 消費者被害の予防に関する広報、注意喚起
1. 消費者被害を主たる理由とする老人福祉法に基づく成年後見制度の市町村長申立
（　　件）
2. 警察（市町村職員同行含む）による対応
3. 介護保険法における地域ケア会議の実施
4. 介護保険サービス・生活支援サービスの導入
5. 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の利用
6. 見守り体制の検討・構築
7. 消費生活センターによる対応
8. 消費者安全確保地域協議会による対応
9. 法テラスの特定援助対象者法律相談の利用
10. 法テラスや弁護士会等の法律相談
11. その他（　　）

＜対応方法をマニュアル等で事前に定めている場合のリンク・添付資料＞

_____

q15-1. 貴自治体は高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害に対応するに当たり、どのような庁内の部署、関係機関などと連携を取っていますか。なお、貴部署のみで対応している場合は貴部署にのみに○を付けて下さい。また貴部署が複数の部署を兼ねている場合、全てに○を付けて下さい。(いくつでも)

0. 都道府県の消費生活センター
1. 市町村の消費生活センター
2. 消費者安全確保地域協議会
3. 高齢者福祉担当部署
4. 生活保護担当部署
5. 障害福祉担当部署
6. 介護保険担当部署
7. ゴミ（ 回収・処理） 担当部署
8. 弁護士等の法律家
9. 民生・児童委員
10. 社会福祉協議会
11. 地域包括支援センター（直営の場合を除く）

12. その他

q16-1. 貴自治体は高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の課題にうまく対応できていますか（ひとつ）

0. できていない
1. どちらかというとできていない
2. どちらかというとできている
3. できている
4. 対応は行っていない／事例がない（把握していない）

q17-1. 上記の q16-1 に「0 又は 1」と回答した方のみにお伺いいたします。うまく対応できていない理由を教えてください（いくつでも）。

0. 相談や通報があった際の解決方法が相談内容の類型ごとに定まっていないため
1. 他部署・他機関との連携がうまくいっていないため
2. 対応についてのノウハウをうまく引き継ぐことができていないため
3. 個人情報の規制により他部署・他機関に適切なタイミングで引き継ぐことができていないため
4. 見守りネットワークがうまく機能しておらず、相談や通報がつながらないため
5. 情報共有の場が設けられていないため
6. 見守りリストが作成されていないため
7. 対応のための予算が限定的であるため
8. 対応に従事できる人員数が不足しているため
9. その他

（以下、次ページに続く）

Ⅱ　広報・普及啓発（未然防止）について

テーマ１　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害について、「④個別事例の課題解決から体制整備につなげる」、「⑪普及啓発活動」の点からお尋ねします。

q18-1. 同法に規定する消費者被害に関する窓口業務の周知や啓発活動、体制整備について、どのように実施していますか。高齢者虐待防止に関する周知活動と一体的に実施している場合は、その状況も踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 特に対応していない
1. 窓口にて同法に規定する消費者被害の相談・通報も扱うことを明示している
2. 窓口にて同法で規定する消費者被害についての内容を例示した上で、同法に規定する消費者被害がどのようなものかをわかりやすく説明している
3. 高齢者の消費者被害を早期に発見するためのチェックリストを整備している。
4. 住民向けの講演会や公開セミナーを通した啓発活動を行っている
5. 市町村が発行する広報誌を通した啓発活動を行っている
6. 地域による見守りネットワークの構築・強化を図っている
7. 貴自治体のホームページに窓口情報や取り組む体制、計画などを公表している
8. 成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用促進を図っている
9. パンフレットやリーフレットを作成している
10. 消費者安全確保地域協議会を設置（予定も含む）している
11. 警察との連携（情報共有・意見交換など）を図っている
12. 『訪問販売お断りステッカー・シール』等を作成、配布している
13. 福祉計画に盛り込んでいる
14. その他

（　　）

（以下、次ページに続く）

Ⅲ　市町村、地域包括支援センター、サービス事業者の虐待対応強化（悪化防止＝早期発見、迅速かつ適切な対応、再発防止）について

テーマ２　高齢者虐待防止法第 27 条の規定する消費者被害への対応について、「⑩関係者を含めた実践的な人材育成」の点からお尋ねします。

q19-1. 消費生活センターや地域包括支援センター等の関係者が、同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会を提供していますか。高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 実施していない
1. 地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している
2. 消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会を開催している
3. 参加者がお互いに考え合えるワークショップ型の研修会を開催している
4. 実際の事例を持ち寄り発表し意見交換できるケース検討会を開催している
5. 地域包括支援センター運営協議会で情報共有している
6. 地域の課題として地域ケア会議を実施している
7. 同法に規定する消費者被害の権利侵害を含んだ研修会への参加費用を独自に補助している
8. テキストやマニュアルを作成、配布している
9. その他

（　　）

テーマ３　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害への対応について、「④個別事例の課題解決から体制整備につなげる」の点からお尋ねします。

q20-1. 独自の同法に規定する消費者被害の権利擁護に対応するマニュアル、業務指針、対応フロー図等を作成していますか(ひとつだけ)。

0. 作成していない
1. 独自に作成した高齢者虐待対応のマニュアル等のうちに、同法に規定する消費者被害への対応に関する記載を含む
2. 高齢者虐待対応のマニュアル等とは別に、単独のマニュアル等を作成している

テーマ 4　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害への対応について、「⑦市区町村の庁内理解とサポートを得る」点からお尋ねします。

q21-1. 同法の規定する消費者被害に関して、庁内の理解とサポートを得るために、どのようなことをしていますか（いくつでも）。高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。

0. 何もしてない
1. 同法の規定する消費者被害に関しても連携する必要性を説明し、協力を依頼している
2. ケースカンファレンスを開催し関連する部署に参加してもらっている
3. 消費者被害を扱う主管課の会議等に参加している
4. ワンストップ型の相談窓口を設置し、関連部署で複合的な課題を一体的に協議できるようにしている
5. その他
（具体的に：　　）

テーマ 5　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害の権利擁護への対応について、「⑨包括的かつ継続的な体制整備（見直しを含む）を行う」点からお尋ねします。

q22-1. 終結した同法の規定する消費者被害の事案の事後検証を行っていますか(ひとつだけ)。高齢者虐待の防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください。

0. 行っていない
1. 行っている

q22-1-2　q22-1 に 1 と回答した方にお伺いいたします。事後検証の結果について教えてください。(いくつでも)

0. 検証結果は特にその後の対応に反映していない。
1. 検証結果を他ケースの解決に繋げている
2. 検証結果をマニュアル等に反映している
3. 検証結果を職員研修等で報告している
4. 検証結果を地域包括支援センター等関係機関で情報共有している
5. その他（　　）

（以下、次ページに続く）

Ⅳ　ネットワーク構築（悪化防止＝早期発見、迅速かつ適切な対応）について

テーマ 6　高齢者虐待防止法第 27 条に規定する消費者被害への対応について、「②権利擁護の地域ネットワークを構築する」点からお尋ねします。

q23-1. 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、消費者安全確保地域協議会との連携等について教えてください。（いくつでも）

＜実施内容＞

0. 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク等）が構築されていない
1. 消費者安全確保地域協議会の全体会議に参加
2. 消費者安全確保地域協議会の運営方法や見守りリストの提供方法を協議会の構成員で共有するためのマニュアル作成
3. 特定機関への見守りリストやマニュアルの説明と提供
4. 各構成員から見守り等の活動の実施状況や改善点等の報告
5. 地域協議会内の構成員間での見守り対象者に関する個人情報の共有（個人情報保護法の例外規定の適用）
6. その他（　　）

（以下、余白。次ページに続く。）

q23-1. 「早期発見・見守りネットワーク等」を既に立ち上げている場合（実施内容の 1〜5 に回答された場合）にお伺いいたします。その構成機関についてお答えください。（いくつでも）

＜構成機関＞

0. 地域包括支援センター
1. 消費生活センター
2. 民生・児童委員
3. 自治会
4. 社会福祉協議会
5. 消費者団体
6. 商工会
7. 金融機関
8. 農協
9. 公共交通機関運営会社
10. 生活協同組合
11. 新聞販売店
12. 郵便局
13. コンビニエンスストア
14. 宅配業者
15. 警察
16. 学校・教育機関
17. 保健所
18. その他（　　）

（ここまで）

令和 3 年度老人保健事業推進費等補助金

高齢者虐待等の権利擁護を促進する地域づくりのための自治体による計画策定と評価に関する調査研究事業

アンケート調査票

（消費生活センター・相談窓口の担当者向け）

調査票のご記入にあたってのお願い

1. この研究事業の目的は、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定と評価等実態を把握することを通じ、高齢者虐待等の権利擁護に関する計画策定に資する必要なデータ、計画策定方法、内容の詳細、評価方法などを整理し、高齢者虐待防止を中心とする「権利擁護」推進に効果的な第 9 期介護保険計画策定・評価と保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金活用に資する基礎資料を作成することです。
2. 対象は、全国の市町村（政令指定都市、中核市、施行時特例市、特別区を含む、以下、市町村）です。
3. 調査テーマは、主に、①「高齢者虐待防止法に準ずる対応が求められるセルフ・ネグレクトなどの権利侵害」と②「同法第 27 条に関する消費者被害」に分かれます。また、②に関しては、高齢者虐待防止対応を主管する部署用の設問と消費生活センター・相談窓口の担当者、もしくはこのテーマに回答可能な方に回答をお願いしております。
4. 本アンケートは②の**消費生活センター・相談窓口の担当者**、もしくは、このテーマに回答可能な方に回答をお願いします。
5. 広域を担当される消費生活センターの場合は、複数の自治体からご依頼があるケースがあるかと存じます。その際には、広域を担当される消費生活センターの場合は、複数の自治体からご依頼があるケースがあるかと存じます。その際には、1 回の回答で差し支えございません。
6. 調査票の設問で貴市町村の実態に合わないものがある場合、ご回答できるものについてご記入下さい。
7. この調査は個々の市町村の評価を目的としたものではありません。調査結果は集計した形で公表するので、貴市町村のお名前が出ることはありません。
8. 調査結果は報告書、論文、学会報告、講演会等で使用させて頂きます。

令和 3 年 12 月 17 日までにご回答ください

【用語解説】

■高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクト等の権利侵害

本調査では、65 歳未満で障害者虐待防止法の対象外の場合の権利侵害、セルフ・ネグレクト（自己放任)、養護・被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待（夫婦間の暴力等）などを指しています。

■セルフ・ネグレクト

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている状態をいいます。

■養護、被養護の関係にない 65 歳以上の高齢者への虐待

高齢者虐待防止法の対象外ですが、養護者による高齢者虐待事案として事実確認等を行ったうえで、ＤＶ法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要とされます。

■消費者被害

養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益（高齢者の財産を狙った特殊詐欺や不当な住宅改修、物品販売など）を得る目的で高齢者と行う取引による高齢者の被害を指します（高齢者虐待防止法第 27 条関係)。

なお、同法第 5 条に福祉に業務上関係のある団体及び福祉に職務上関係のある者は、相談に応じ、消費生活担当窓口その他関係機関を紹介し、成年後見制度に繋ぐ等の対応が必要とされます。

■権利擁護支援

高齢者虐待防止法に規定する 5 類型、同法第 27 条に規定する消費者被害、および、高齢者虐待防止法に準ずる対応を求められるセルフ・ネグレクトなどが権利擁護支援の範囲にあると捉えています。

Ｆ１　消費生活センターの基礎情報

F1-1 単独設置/広域連合　　：
F1-2 担当されている都道府県・自治体　：
F1-3 ご回答者のご所属　　：
F1-4 ご回答者の氏名　　：
F1-5 連絡の取れるメールアドレス　　：

Ⅰ　高齢者虐待防止法第 27 条関連の高齢者消費者被害に関する消費生活センター様向けの設問

以下の設問について、高齢者虐待防止法第 27 条を踏まえた上でご回答ください。

＜高齢者虐待防止法第 27 条＞
（財産上の不当取引による被害の防止等）
第二十七条　市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
２　市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

q1.　「消費者被害は権利擁護の対象であって自治体として虐待と同様に対応する必要がある」と考えられています。このような考え方は消費者行政部局内では周知されていますか（ひとつ）

0.　十分周知されていると思う
1.　ある程度は認識されていると思う
2.　あまり認識されていない、と思う
3.　全く認識されていないと思う（この設問文を通じて初めて知った）

（以下、余白。次ページに続く。）

q2. 高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署とはどのように連携していますか（いくつでも）

0. 連携したことはない
1. 被害について高齢者虐待対応部署へ相談・通報
2. 高齢者の生活状況に関する情報の共有（家族関係や財産状況）
3. 福祉サービス等へのつなぎ
4. 被害者への訪問を高齢者虐待対応部署へ依頼
5. 高齢者虐待対応部署職員に対し消費者被害の研修を実施
6. その他（　　）

q3. 高齢者に対する消費者被害について、高齢者虐待対応部署や地域包括支援センター等の高齢者を支援する組織との連携した支援が求められるケースがあるかと思いますが、連携が困難であったことはありますか（ひとつ）。

0. 連携したことがない
1. 連携が困難だったことはない
2. 連携が困難だったことがある
   具体的に教えてください（　　）
3. わからない

q4. 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）への取組について、実施していることを教えてください。

＜実施内容＞

0. 消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）が構築していない
1. 消費者安全確保地域協議会の全体会議を実施
2. 消費者安全確保地域協議会の運営方法や見守りリストの提供方法を協議会の構成員で共有するためのマニュアル作成
3. 特定機関への見守りリストやマニュアルの説明と提供
4. 各構成員から見守り等の活動の実施状況や改善点等の報告
5. 地域協議会内の構成員間での見守り対象者に関する個人情報の共有（個人情報保護法の例外規定の適用）
6. その他（　　）

（以下、余白。次ページに続く。）

q4-1. 前問の q4 において、「消費者安全確保地域協議会等」を既に立ち上げている場合（実施内容の 1～5 に回答された場合）にお伺いいたします。その構成機関についてお答えください。（いくつでも）

＜構成機関＞

7. 地域包括支援センター
8. 消費生活センター
9. 民生・児童委員
10. 自治会
11. 社会福祉協議会
12. 消費者団体
13. 商工会
14. 金融機関
15. 農協
16. 公共交通機関運営会社
17. 生活協同組合
18. 新聞販売店
19. 郵便局
20. コンビニエンスストア
21. 宅配業者
22. 警察
23. 学校・教育機関
24. 保健所
25. その他（　　）

q5. 貴自治体（委託先等を含む）では消費者被害の相談等を平日の昼間以外、どの時間帯で受付けできる体制がありますか（いくつでも）。夜間とは午後 6 ～10 時位と考えて下さい。（いくつでも）

0. 平日夜間
1. 土日（昼夜を問わず）
2. 祝日（昼夜を問わず）
3. 平日の昼間以外には対応していない

（以下、余白。次ページに続く。）

q6. 貴自治体では、消費者被害の相談に対応できる相談員は何人いますか

	人

q7. 同法に規定する消費者被害に関する知識等を習得する場や機会を提供していますか。高齢者虐待防止に関する取組と一体的に実施している場合は、その状況を踏まえてお答えください(いくつでも)。

0. 地域包括支援センターを対象にした消費者被害や関連法の研修・勉強会を開催している（はい・いいえ・わからない）
1. 消費生活相談員を対象にした介護・福祉・虐待や関連法などの研修・勉強会を開催している（はい・いいえ・わからない）

（ここまで）